EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03148 8588

昭和十一年[illegible]月十五日印刷
昭和十一年[illegible]月二十日發行
昭和十四年一月十日再版發行

複製不許

【定價 金一圓二十五錢】

編纂兼發行者 岩野真雄
東京市芝區[illegible]

印刷者 長尾文雄
東京市芝區愛宕町二丁目三番地

印刷所 日進舎
東京市芝區愛宕町二丁目三番地

發行所 株式會社 大東出版社
東京市芝區[illegible]
電話芝(三三)〇四〇番
振替東京一九四七一番

昭和十年五月十五日印刷
昭和十年五月二十日發行
昭和十四年一月十日再版發行

不許複製

國譯一切經　律部廿五

【定價金一圓二十五錢】

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者　長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
株式會社　大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝（三）三九四四番
（三）〇四〇番

兩角製本所　製本所

索　　引

（數字は通頁を表はす）

—ア—

阿魏 289
阿侍羅河 75
阿遮利耶 77
阿難・鄔波難陀前生因緣譚 272
阿難前生因緣譚 305
阿毘止大地獄 137
鴉口 171
惡生 110
菴沒羅果 11
闇中禮法 229
闇林 273
頞部陀 174

—イ—

井索聽許 245
以五色線繫臂禁 7
以手打柱禁 6
伊羅葉 69
異草 175
雪山 340
爲僧伽畜鑿聽許 161
爲僧伽畜斧聽許 160
一間 187
一握手 259
一來 187

—ウ—

有親 33
有身邪見 222
有病熊皮受用聽許 330
鄔波駄耶 76
蘊・界・處、蘊善巧、界善巧 225

—エ—

衣架聽許 202
衣類 340
衣裓 67
衣袋造法 245
衣鉢を借して大戒を受けしむるを聽許す 286
衣袋聽許 245
衣物分別 319
衣楨 41
衣止 98
依止の失不 264
宴坐 97
圓寂 197
圓生樹 167
偃枕造法 248

—オ—

應供 222
應供果 300
應誦戒經制 249

—カ—

火生長者因緣 15
火生長者前生因緣譚 33
過劫數 152
歌詠聲誦經禁 96
歌舞禁 54
伽他 219
迦多演那 339
迦毘羅城の滅亡 120
迦利迦龍王 300
畫作禁 167
戒・見・儀・命 72
環俾 57
曷羅摩子 339
角筩聽許 226
隔子聰櫺 45
霍亂 119
刮舌篦聽許 209
揭伽池 170
羯吒布單那 183
羯恥那衣 317
羯羅藍 172
浣濯法 232
噉蒜禁 86
噉蒜順行法 87
灌鼻筩聽許 145
歡喜園 167
歡喜惡怨犯婬因緣 141

—キ—

杵石並軸聽許 202
葵子 101
棄蛇法 235
吉利枳 155
吉祥聚落釋種住處 112
頡離跋底 76
却出 229
吸煙作法 144
吸煙聽許 144
舊依止の失不 261
憍尺迦種大婆羅門 37
行雨 106
行食人 80
行與 165
吟詠聲誦經聽許 60

—ク—

苦蔘 389
苦揀 289
共住門人 262
軥軛 100
供養塔物處分法 309
恐畏林鹿園 6
驅出法 212
氍毹聽許 201, 227
求寂同座禁 323
求寂には輭座褥を禁ず 324
具壽十力迦攝波 25
俱尸那城壯士生地 312
空處・識處・無處有處・非想非非想定 154

—ケ—

家口 123
家々 186
花甕安在法 241
假琉璃器 277
繫龍蛇項禁 233
下臥具 295
下灌聽許 161
下裙結制法 84
解脫分善根 55
外俗論學習聽許 94
荊棘林下大小便利開許 148
慶喜 305

見處不聞處 51
乾陀色 259
乾闥婆 61
賢善 259
健南 174
健陀羅 341
限齋受用禁 250

—コ—

故衣用語 201
虎殘食禁 326
牛黃點額禁 4
牛主 78
牛主苾芻前生因緣譚 75
牛主苾芻の前生因緣 77
牛生 95
牛頭 198
牛頭栴檀香 22
牛毛剪禁 88
牛護 339
五種應訶 211
五種可噉食 157
五種の訶責法 211
五種應懺 212
五種の羅 69
五種の可委寄人 287
五種淨水 72
五種指環印 9
五種獸皮並餘皮受用禁 330
五種生死輪 277
五種拂子 84
五種果聽許 13
五種物不應割截 64
五百釋子前生因緣譚の一 130
五百釋子前生因緣譚の二 131
五百釋女前生因緣譚 153
五輪 156
香熏土受用聽許 248
香醉山 167
香臺 87
香臺殿 219
香泥處置法 241
巷陌康莊 338
康莊處 105
劫貝 26
高踰婆 100
仰鉢羯磨 51
黑害 374
曲恩 271
近害 325
言要 108

—サ—

栽樹聽許 288
栽樹養護法 288
罪惡魔王 126
作羯磨師 267
薩婆頞他悉陀 334
三拘盧舍 112
三啓無常經 292
三啓經 61
三十七品菩提分法 108
三種葉相 199
三種井繩 246
三種袋聽許 63
三種梯聽許 161
三種油器 243
三衆 153
三轉十二相 311
三轉法輪 310
三人共坐聽許 266
傘蓋聽許 92
蒜・葱・韮類制禁 86
殘蔗等の糞掃を取るを制す 274
殘多羅果等の糞掃物を取るを制す 274
殘猪等の糞掃物を取るを制す 273
懺摩 212

—シ—

支伐羅 199
四依事 284
四明論 369
支牀物偃枕聽許 247
屍林處衣五過失 2 75
屍林苾芻 274
屍林苾芻所有行法 276
虱、壁虱等安置法 317
自爲洲渚・自爲救護・法爲洲渚・法爲救護・無別洲渚・無別歸依 303
指授食禁 80
齒木五勝利 207
齒木三種 209
齒木・大小行・涕唾吐利等所棄事作聲制 209
齒木聽許 207
自洗衣服制禁 231
地居の藥叉 311
地獄變 298
寺園牆柵塹聽許 251
寺外驅出禁 211
寺中安置唾盆法 229
寺內彩畫聽許 237
寺內便厠造法 148
持鬘藥叉 277
時藥・非時藥の別 249
直 265
直千金錢 26
食果禁 12
食時遮畜生 214
食時に鞋履を著するを制す 279
食上上座行法 326
七種有事羯業 237
七生の預流 185
七條衣 294
室收摩羅山 6
舍支天女 38, 133
舍利子の畜生化益 77
舍利子便厠淨洗法 255
舍利弗以淸淨事化婆羅門前生因緣譚 256
釋迦妙光園 117
釋迦牟尼 334
釋迦增長 335
錫 284
守持作法 66
呪願 292
呪誓禁 325
衆敎罪 166
衆首上座行法 323
衆僧均分受用制 252
衆生食 48
受學人行法 142
受戒前に四依法を說くを制す 285

受衆 280
受畜刀子聽許 40
樹下臥具 213
熟打衣 252
熟打衣受用法 252
出光 332
出光王 43
出家五事制 255
出家五勝利 254
出家の五利 137
執杖推髻 292
執杖藥叉 277
終生學處 141
終身學處羯磨作法 142
住定歡喜 141
住本性善苾芻 142
重擔禁 85
重擔を持ち擧くるを制す 283
准陀 210
處・非處 225
除怨者 68
升攝波林 300
正知慧…等 302
青衣藥叉 156
招涼舍聽許 203
性罪 267
牀席聽許 160
承足机聽許 227
承足石聽許 228
承唾盆聽許 228
清淨 321
照鏡禁 42
掌器人五法具足 73
掌器人選差法 150
掌盤器人 73
藥類の作淨法 250
勝慧河 204
勝解三摩地 292
勝光 332
勝光王困苦命終前生因緣譚 119
勝身山 287
勝雲行雨前生因緣譚 107
勝雲惡生事 101
上巧妙天 38
上價綵處分法 322
上毛綵を披て蘭若・曠野中に住するを制す 289
淨地 77
淨觸水瓶 149
淨人 74
乘輿二因緣 147
乘轝和許 146
貼緣聽許 258
神通變 277
針氈聽許 276
親慧 33
親慧林 33

—ス—

水羅 66
水羅護持法 316
隨意時 260
隨意施 260
隨開 3
隨佛遊行十八殊勝利益 20

—セ—

世俗心 133
世尊頭痛前生因緣譚 129
世界の中間 332
世利沙宮 73
施福と受用福 73
石器愛用聽許 235
制底 6
截手足池 132
截人手足窣吐羅底也罪 271
糈 174
占波城 26
仙授・故舊 116
先陀波鹽 226
尖牀脚禁 200
洗裙用法 233
洗足處濯足盆制法 82
洗浴衣 75
洗浴室聽許 278
洗浴時威儀 46
穿孔牀𣯍許 238
閃婆 123
選差掌器人作法 73
扇聽許 83
剪爪禁 9
剪藥釜聽許 160
闡陀摩 96
闡鐸迦 334
闡稚迦 334
齶揩禁 1
處行法 236
染處行法 287
善見城 168
善吉 339
善賢 15, 49
善法堂 107
善和苾芻因緣 54
善和苾芻前生因緣譚の一 58
善和苾芻前生因緣譚の二 59
善和苾芻前生因緣譚の三 60
瞻侍法 267
贍部影像 281,309

—ソ—

祖父所行處 281
疎薄衣聽許 208
窣覩波畫作制 167
相輪 198
嗽噴 152
僧園彩畫聽僧 277
僧園彩畫法 277
僧園守護法 282
僧祇 290
僧祇衣帔 90
僧脚崎衣 75
僧數を知るべきを制す 321
掃地五勝利 215
送喪法 291
窻櫺 203
叢薄 291
造寺法 161, 213
造塔法 308
拭身巾聽許 233
拭面巾聽許 228
拭履巾聽許 233
俗人前現神通禁 25
俗人同座禁 323
賊に對する行法 286
孫陀羅 163

—タ—

馱索迦 219
馱索迦波洛迦前生因緣譚 224

帶輻棄 324
大瓮器 35
大𣯫 172
大小苾芻同座法 323
大世主苾芻尼喬答彌 152
大世主及五百苾芻尼前生因緣譚 155
大象王 38
大賊に大戒を授くるを制す 280
大悲三念住 20
大名 101
大木枯 266
大輪 332
第二褒灑陀 281
託胎時の十種虚妄想 172
託胎身の四譬 172
但三衣者 76
痰癊 171
斲斤聽許 161
彈指 148
斷生支禁 52
檀捨 309

—チ—

知友撫塵の類 194
知營務人 101
知事人行法 164
智安膳那 17
地窟・大舍造立聽許 225
畜石鹽聽許 226
畜杖羂𦊆 85
畜針聽許 41
畜襯身衣聽許 229
畜鐵作具聽許 40
畜籠聽許 160
畜銅器禁 81
畜日光珠聽許 230
著嚴飾雜彩具禁 137
著瓔珞禁 8
中蘊現前 170
拄杖聽許 85
紐の三種 101
晝日遊處 57
貯水堂聽許 151
長衣犯捨 31
長行 112
長壽願言開許 157
長寺願言禁 155
長條齒木禁 208
長條短條量相應制 199
長利 213
長髮禁 44
頂上持髻禁 43
調御 112

—ツ—

頭牟・甲綴 122
頭髮長二指聽許 45
塗香苾芻行法 5
塗香禁 4

—テ—

剃隱處毛禁 89
剃髮衣聽許 240
剃刀並に雜所順物聽許 217
鐵杴 46
鐵錍 159
鐵槽聽許 230
天宮五事觀察 332
天使經 278
天帝釋戰勝の宮 294
天中天 335
天分 33
典座 322
轉法輪像 9

—ト—

賭賻禁 325
度王臣禁 267
條の三種 101
踏衣禁 62
踏佛掃地作法 216
棠梨子 101
橐 175
燈光 332
燈光王の五勝物 340
燈籠造法 203
同一器食禁 73
同牀臥禁 89
道行中同一器食作法 74
銅盞聽許 146
獨披臥物禁 89

—ナ—

那剌陀 333
那羅陀聚落 299
捺落迦 169
內開 174
難陀 163
難陀の得道 193
難陀苾芻前生因緣譚の一 193
難陀苾芻前生因緣譚の二 196
難陀苾芻前生因緣譚の三 197
難陀苾芻前生因緣譚の四 198

—ニ—

二事吟詠聲聽許 61
二種印 9
二種蓋 92
二種呼召事 313
二種針筩 41
二種不淨 239
二十九出家 337
二十種薩迦耶見 67
二抄 243
尼師但那 64
尼剃具聽許 251
泥波羅 127
日日三時禮敬二師制 264
入母胎經 170
蹂腹林 25

—ネ—

熱鐵鎚一等聽許 158
然火堂聽許 278
燃燈籠聽許 202

—ノ—

惱衆僧事禁 227

—ハ—

波斯匿王信佛因緣の種種 113
波斯匿王の退位 117
波吒羅池 132
波洛迦 219
婆具茶國 124
鉢を安ける葉を踏むを制す 279
鉢龕造法 242
鉢水授與行法 279
鉢袋聽許 62
鉢羅奢佉 174
番次供給制 265
番次說戒制 249

—ヒ—

非法語遊行禁 243
皮俗子著用聽許 166
苾芻龍護 99
毘奈耶の略教 312
飛鳥 340
畢隣陀婆蹉 144
白衣護著法 90
白土三畫禁 3
百目瓶造法 203
百軍 332
屏畫師 267
平章事 165
病時禮法 239

—フ—

不淨法 77
不淨法下品行禁 258
浮石禁 3
覆鉢羯磨 49
拂蚊子物聽許 83
佛敬重法本生譚 216
佛不赴請の五因緣 91
分衆 12
分時行籌制 327
分物時打揵椎制 327
分物時白衆制 326
分別者の委寄者 1320
分別者の亡ぜる場合の衣物
處分法 319
焚燒供養制 291
焚燒林野窣吐羅底也罪 97
蚊幬聽許 313
蚊幬量 313

—ヘ—

閉戶 174
別傳 316
別人 313
片許事 269
遍覺 52
便廁淨洗法 254
便轉 147
便利法 147

—ホ—

晡刺那 292
菩薩の降誕 331
菩提王子 6

方一摸 70
法別食同結界の羯磨文 283
法・律 233
寶莊飾指環印禁 8
北方健陀羅法 288
縫被大絛禁 100
梵授 216
梵線禁 7

—マ—

磨爪禁 10
摩訶羅苾芻 140
莫俱山薄俱羅藥叉住殿 99
曼荼羅 199
縵衣 240

—ミ—

未羅國 127
名稱 339
明王 31
明月 102
明月尼苾芻毘那耶を總領す
259
明月苾芻尼閑持中第一前生
因緣譚 260
命行・壽行 295
猛光 345
猛獸筋並皮鞋受用禁 331
猛暴燈光 340

—ム—

牟鐙 169
無儀事 147
無坐具出行禁 64
無師習定禁 225
無鉢者に大戒を授くるを制
す 279

—メ—

妙瓔毛 147

—モ—

木玦 202
目連前生因緣譚の一 303
目連前生因緣譚の二 304
目連尊者の迫害 292
門・扇・鈕・孔…等聽許 158

—ヤ—

藥椀聽許 227
藥湯洗聽許 145

—ユ—

鍮稅處 26
油器聽許 243

—ヨ—

餘甘 2
餘人攝受窣吐羅罪 212
餘の七人 267
與欲規定 320
腰絛 101
影勝 332
影勝王 11
蘡薁子 101
浴室造法 45
浴室聽許 45

—ラ—

羅薜園 118
禮敬の應不應 239
絡囊聽許 86
蘭若苾芻 202

—リ—

栗姑毘子 49
菉豆餻飯 76
龍華初會 316
林樹下大小便利禁 147
林園聚落 299
輪王方 145

—ル—

盧迦耶蔗 93
瑠璃器受用禁 277

—レ—

鈴鐸 26

—ロ—

路行時作法 245
漉水法 314
露形洗浴禁 75
濾水盆聽許 316
六牛竹車 72
六心念法 66
六物 285
六物名の相違 213
鹿子母舊園 161
鹿藥 339

—律部廿五索引終—

國譯一切經

大東出版社藏版

LIBRARY
JUN 0 1 1993
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

律部二十五

西本龍山譯

目次

（本　丁）　（通頁）

根本説一切有部毘奈耶雑事（全四十巻中自巻第一至巻第二十）〔一――三四六〕……一

巻の第一……〔一――一四〕……一

第一門第一子甎揩……第二子剪爪等

巻の第二……〔一五――三〇〕……一五

第一門第二子の餘、火生長者因縁

巻の第三……〔三一――四八〕……三一

第一門第二子の餘、火生長者因縁……第四子照鏡等

巻の第四……〔四九――六三〕……四九

第一門第四子の餘、覆鉢羯磨……第六子踏衣等

巻の第五……〔六四――八二〕……六四

第一門第六子の餘、五種物……第八子菉豆等

巻の第六……〔八三――九六〕……八三

第一門第九子洗足・第十子下裙等・第二門第一子牛毛剪・第二子傘蓋等

卷の第七……〔九七——一一二〕……九七
第二門第二子の餘、放火……第四子勝鬘惡生事
卷の第八……〔一一三——一三五〕……一一三
第二門第四子の餘、勝鬘惡生事
卷の第九……〔一三六——一四〇〕……一三六
第二門第四子の餘、勝鬘惡生事・第五子出家五利等
卷の第十……〔一四一——一六二〕……一四一
第二門第五子の餘、歡喜苾芻犯婬因緣……第十子斤斧等
卷の第十一……〔一六三——一八〇〕……一六三
第二門第十子の餘、難陀因緣
卷の第十二……〔一八一——一九八〕……一八一
第二門第十子の餘、難陀因緣の餘
卷の第十三……〔一九九——二一四〕……一九九
第三門　第一子條葉量……第四子造寺法等
卷の第十四……〔二一五——二三二〕……二一五

第三門第四子の餘、掃地五勝利…………第六子拭面巾等
卷の第十五……〔二三三――二五〇〕……二三三
第三門第七子拭身巾…………第十子剃刀・第四門第一子番次說戒等
卷の第十六……〔二五一――二七二〕……二五一
第四門第二子牆柵…………第四子瞻侍法等
卷の第十七……〔二七三――二九〇〕……二七三
第四門第五子旃茶…………第十子栽樹法等
卷の第十八……〔二九一――三〇九〕……二九一
第五門第一子焚屍…………第二子詰問等
卷の第十九……〔三一〇――三三〇〕……三一〇
第五門第三子三轉法輪…………第十子五皮不應
卷の第二十……〔三三一――三四六〕……三三一
第六門第一子猛獸筋…………第二子燈光王・健陀羅等

◇ ◇

索引……………………卷末

根本說一切有部毘奈耶雜事

唐三藏法師義淨　制を奉じて譯す

卷の第一

此の雜事四十卷の中總じて八門あり、大門一頌を以て宏綱を攝盡す。一一門中各別門あり、總攝して乃し八頌あり。別門中に就いて各十頌あり、合せて[一]八十九頌なり。幷に內を頌に攝せんに千行に向とす。若し能く讀誦し憶持せんには、卽ち可しく其義を總閑すべけん。

大門總じて頌に攝して曰はく、

「甎石及び牛毛と　三衣幷に上座と　舍利と猛獸筋と　笈多尼と塔を除くとなり」。

別門第一、總じて頌に攝して曰はく、

「甎揩と剪爪と鉢と　鏡と生支と衣を踏むと　水羅と生豆と珠と　洗足と裙は應に結ぶべしとなり。

第一門の第一子、頌に攝して曰はく、

「甎にて揩ると石と白土と　牛糞と香は眼を益すると　杜を打つ等と諸線と　瓔珞と印となり、應に知るべし」。

[二]爾の時薄伽梵、廣嚴城獼猴池側高閣堂中に在しき。時に六衆苾芻は日の初分に於て衣鉢を執持し、廣嚴城に入りて次第乞食せんと欲せり。城を去ること遠からざるに栗姑毘子園あり、其の處淸閑にして華果茂盛し、流泉交帶して好鳥和鳴せること天帝釋の歡喜園內の如くなりき。中に種種牌勞の

[一] 八十九頌。宋・元・明・宮・聖本には九十頌とせり。今改めず。

[二] 甎揩禁。

『難陀・鄔波難陀、比聞けり、「此園愛すべく、世尊は常に三十三天の如しと讃じたまへり」と。我等試み觀ん、何の形勝あるかを』。六衆議し已りて共に園中に入りしに、便ち種種長短の木杵、麁細の諸の椎及び大小の石を見ぬ。此等は皆擎持して戯弄するに擬し、身をして運動してし滯を散じ痾を蠲き能く飲食を銷せしむるなり。又奇絶の箜篌・琴瑟・諸皷音樂の具を見ぬ。復薰香洗浴の物……浮瓢・澡豆・芬馥の餘甘〔三〕（餘甘子は廣州に出で髮を沐ふに堪へたり西方にては菴摩洛迦果と名くるなり。）は持用して身を揩り幷に將つて髮に塗らんに能く髮の白きをして更に黑からしむるなり……ありければ、六衆は見已りて共に相謂ひて曰はく、〔四〕「此の諸の樂具は憂情を暢ぶるに足らん、我等今於に力を用ひて勞宣せん、歌舞と洗浴と先に何の事をか作すべき」。一人告げて曰はく、「我等多時に澡浴を爲さず、宜しく先に洗(浴)すべし」。是議を作し已りて倶に共に池に入り、即ち浮瓢を取りて用つて身體を揩れり。此の六苾芻は並に多く奇巧にして所有技藝は善く知らざるなかりければ、若し洗浴せん時は瓢を以て體を揩るに便ち種種の〔五〕五樂音聲を出せること、彼技人の吹彈擊拊するが如くなりき。時に衆人の此よりして過れるあり、其奏樂を疑ひて耳を側てゝ倶に聽き、各相謂ひて曰はく、「栗姑毘園には盛に歌舞を陳べたり、我等宜しく暫し往いて觀瞻すべし」。衆皆言はく、「爾り」。即ち便ち相與に園中に競ひ入りしに、衆人入る時六衆便ち出でければ、問うて言はく、「聖者、音樂を作せる人今何處にありや」。答へて曰はく、「汝等愚人、耳ありて聲を聽きつゝも心好惡に迷はんとは。豈に樂人の能く是の如き奇妙の音聲を作すあらんや」。問うて言はく、「聖者、向に聞ける所の聲は是れ誰の所作ぞや」。答へて言はく、「賢首、汝が聞ける所の者は是れ我等洗浴せるの時、瓢を以て身を揩りて斯の音曲を出せるのみ」。答へて言はく、「聖者、仁等沙門も亦五欲の、身心を惱ますありや」。報じて言はく、「癡人、我等は餘人を惱まさずして自ら欲樂を受け修道を廢するなし、斯に何の過かある。汝豈に我師たれば斯の譏恥を作せる

〔三〕餘甘。菴摩洛迦果（āmalaka）なり、風冷を除く。律部十九、註（一四の二五）參照。初食の時稍苦澀なるも水を飲むに及びて美味生ずる故に、事に從ひて名を立てゝ餘甘と號す。

〔四〕本文に此諸樂具足暢憂情我等今於用力勞宣、歌舞洗浴先作何事とあり。勞宣は憂をいたはり、情を發散する意。

〔五〕五樂音聲。宮・商・角・徵・羽の五音を言へるか。

ならんや、宜しく默爾すべし、禍患を招くこと勿れ」。彼れ聞いて怖を生じ、口を緘して行りて廣嚴城に入り、四衢道に於て各諍議を生じて互に共に譏嫌せり。時に諸苾芻は聞き已りて佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻にして洗浴するに甎を以て身を揩りぬれば斯の過失ありしなり、是に由りて苾芻は應に甎を以て身を揩りて洗浴事を爲すべからず、若し身を揩らんには越法罪を得ん」。佛既にして甎を以て身を揩るを許したまはざりき。時に諸苾芻は脚に塵垢ありて並に皴裂を生ぜるに、入りて乞食せる時諸人見已りて是の如きの語を作さく、「聖者、脚に皴裂を生じて復塵垢多きに、何なれば揩淨せずして醜形儀を作せる」。答へて言はく、「賢首、世尊は許したまはざれば」。彼言はく、「仁等は身に垢穢あり、豈に清淨ならんや」。苾芻默然せり。既にして食を得已りて住處に還歸し、緣を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「前は是れ搠制、今は乃ち〔六〕隨開なり、我れ今諸苾芻に甎を以て足を揩るを聽さん、餘の身分には非じ。若し餘處を揩らんには越法罪を得ん」。〔七〕是時六衆は甎を許したまはざるを見て便ち浮石を用ひぬ。佛言はく、「此も亦越法罪を得ん」。緣處は前に同じ。〔八〕時に諸苾芻は日の初分時に衣鉢を執持し城に入りて乞食せるに、諸婆羅門の、自の三指を以て白土を點取し、或は白灰を以て其額上に抹りて以て三畫を爲せるに所有乞求に多く美好を獲たるを見ぬ。六衆は見已りて共に相謂ひて曰はく、「是れ善方便なり、我等宜しく作すべし」。遂に他日に於て額に三畫を作し城に入りて乞食せるに、不信の人見て笑うて曰はく、「我れ今跪拜す」。六衆報じて曰はく、「汝等愚人は禮式に閑はじ、誰に跪拜すべく誰に當に敬禮すべきかを」。彼人答へて曰はく、「我等は但知れり、老婆羅門に見えんに卽ち跪拜すと云ひ、若し苾芻に見えんに便ち敬禮すと云はんを」。「若し是の如からんには我苾芻に見えつゝ何ぞ敬禮せずして跪拜すと云へる」。答へて言はく、「聖者、我れ仁等が面に三畫あるを見たれば、婆羅門にして苾芻に非じと謂へるなり、我等無知なりき、幸に容恕せらるべし」。六衆は默然せり。爾の時諸苾芻は聞き已りて佛に白すに、

【六】 隨開。一度制禁されたるものを、更に病緣等に隨うて聽許するなり。

【七】 浮石禁。

【八】 白土三畫禁。

佛は是念を作したまへり、「若し苾芻にして面に三畫を作すあらんに斯の如きの失あり、是故に苾芻にして三畫を作さんには越法罪を得ん」。佛言へり、「苾芻は白土を以て三畫を作すべからず」と。苾芻に患あり、醫師處方して白土を身に塗ら（しめ）しに、苾芻は敢へてせざりき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「前は是れ刱制、此は是れ隨開なり、醫人處方して身に塗らしめんには、可しく醫教に隨ふべく、之を作さんに無犯なり」。

九 佛、室羅伐城に在しき。六衆苾芻は日の初分に於て衣鉢を執持し城に入りて乞食せるに、諸の婆羅門の、牛黃を以て額に點けるに、所有乞求に多く美味を獲たるを見ぬ。是事を見已りて共に相謂ひて曰はく、「是は好方便なり、我等宜しく作すべし」。遂に他日に於て牛黃を以て額に點き城に入りて乞食せるに、不信の人は其の額に點けるを見て輕笑して言はく、「我れ今跪拜す、我れ今跪拜す」。……諸有問答は並に上に說けるが如し……。「我れ仁等が面に牛黃ありて以て自ら莊飾せるを見て、婆羅門にして苾芻には非じと謂へるなり、我等無知なりき、幸に容恕せらるべし」。六衆默然せりき。時に苾芻は聞いて緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「若し苾芻あり牛黃もて額に點き以て自ら莊嚴せんに斯の過失あり、是に由りて苾芻は牛黃もて額に點くべからず、若し作すあらんには越法罪を得ん」。佛は牛黃もて額に點くを遮したまへり。時に苾芻ありて額に惡瘡あり、往いて醫に問うて言はく、「賢首、我が爲に處方せよ」。醫人答へて曰はく、「聖者、瘡の四邊に於て牛黃を以て之に塗らんに卽ち當に差ゆるを得べけん」。苾芻報じて言はく、「世尊制戒して牛黃もて額に塗るを許したまはじ」。醫人答へて曰はく、「聖者、汝が師は大慈なり、病あるには必らず許したまはん」。緣を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「前は是れ刱制、今更に隨開せん、病緣の爲なるを除く、及以醫教へんには牛黃を用ふるを得んも、若し輙ち作さんには越法罪を得ん」。

一〇 緣處は前に同じ。六衆苾芻は身に塗香を著けて年少衆中に入り、年少に告言すらく、「汝等可しく

【九】牛黃點額禁。

【一〇】塗香禁。第一門第一子の頌に「香益眼」とあるに相應す。

我が香の何如を齅ぐべし」。諸人答へて言はく、「豈に上座にして身に塗香を著くべけんや」。報じて言はく、「我れ著けぬ」。彼云はく、「上座、塗香は俗飾なり、豈に著くべけんや」。答へて曰はく、「合はんとも合はざらんとも我れ今已に作せり」。彼咸く輕賤して皆共に譏嫌せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻にして身に塗香を著けぬれば斯の過失ありしなり、是に由りて苾芻は身に塗香を著くべからず、若し著くるあらんには越法罪を得ん」。佛所說の如くんば、「塗香を著けざれ」と。時に苾芻あり身、患苦に嬰りければ、醫人處に往いて問うて言はく、「賢首、我が爲に病に准じて而し方藥を作せ」。報じて言はく、「聖者可しく塗香を著くべし、當に平復するを得べけん」。答へて言はく、「賢首、豈に我をして今欲樂を受けしめんや」。報じて言はく、「聖者、此は是れ病藥なり、餘の能く差ゆる非じ」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「我れ今開許せん、醫人の處方せる塗香は犯に非じ」。時に病苾芻にして身に塗香を著けて衆中に入りて坐し、婆羅門居士等の與に法を說き或は俗舍に往けるに、人見て譏嫌せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「塗香苾芻の所有行法は我れ今當に制すべし。若し諸苾芻にして身に塗香を著けんに、應に衆に入りて坐すべからず、亦婆羅門居士等の爲に法を說かざれ、亦俗家に往かざれ。若し苾芻にして病差えんに、方に可しく身を洗ひて意に隨うて衆に入るべく、亦他の諸人の爲に法を說くを得ん。此の行法にして依行せざらんには越法罪を得ん」。時に信心の婆羅門居士等あり、塗香を將ち來りて諸苾芻に施せるに苾芻は受けざりければ、諸居士等言はく、「聖者、佛未だ出でたまはざりし時は、我等諸人は悉く外道を以て修福處と爲せり、今佛世に出でたまひては我は仁等を以て大福田と爲せるに、持せる所の供養にして如何が受けざる、豈に我等をして善資糧を棄てゝ後世に趣かしめんや、願はくは慈悲を降して我が微施を受けんことを」。苾芻報じて曰はく、「我れ佛に問ひまつるを待て」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「當に受くべし」。苾芻は受け已るに此人の前に對ひて之を地に棄て

【二】塗香苾芻行法。

ければ、施主報じて言はく、「聖者、我等は貴價もて買ひ來れるに如何ぞ棄擲したまへる」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「受得しつゝ施主に對ひて輕棄すべからず、可しく如來の[一二]制底の前に於て地に塗りて供養すべし」。佛所說の如くんば、「當に制底の前に於て地に塗りて供養すべし」と。時に諸苾芻は斯香を受け已りて髮爪塔の前に於て手づから塗りて供養せるに、施主見已りて是の如きの語を作さく、「聖者、我れ豈に塔供養あるを知へざらんや、意に仁等に施さんとなり、其佛塔前には我れ先に奉じ訖れり」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「香を受得し已らんに在房中に塗れ」。彼便ち用ひて住房の門扇に塗りぬ。時に彼の諸人は是れ佛殿なりと謂ひて即ち便ち禮拜せりければ、佛言はく、「應に爾るべからず」。遂に門の傍に塗りしに、還前過に同ぜり。佛言はく、「當に頭邊の壁版の上に塗るべし、時々に鼻にて齅がんに但是れ香物なるも、齅ぐ時人眼をして明かならしめん、疑惑を致す勿れ」。

爾の時世尊は[一三]室收摩羅山に在して[一四]恐畏林鹿園の所に住したまへり。時に[一五]菩提王子は鳥鳴樓を造りて初めて成就し已るに、爲に慶讃を申べんとて佛及び僧に舍に就りて食を設けんことを請ぜり。世尊は宅に至りて其樓下に於て諸大衆と與に座に就いて食したまへるに、時に鄔波難陀は正に食時に於て便ち自手を以て其樓柱を打ち樓をして震動せしめぬ。時に供養人報じて言はく、「聖者、菩提王子の新に此樓を造るや百一種を用つて彩畫雕飾せるに、何の意にてか仁者は損破を爲さんと欲せる」。鄔波難陀答へて曰はく、「貧寒人菩提にして此に於て愛著心を起さんに、命終の後當に何處に墮すべき。汝復此に於て更に愛著を生ぜんに、命終の後は大癭鬼中に落ちなん」。彼人聞き已るに極めて譏嫌を致せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「[一六]苾芻にして柱を打ちぬれば斯過失ありしなり、是に由りて苾芻は應に手を以て柱を打つべからず、違はんには越法罪を得ん」。佛は、「應に手を以て柱を打つべからず」と言ひぬれば、六衆即ち便ち拳・肩・背・脚并

【一二】 制底(Caitya)。律部十九、註(五の三七)窣堵波の不參照。

【一三】 室收摩羅山(Siṣumāragiri)。婆伽國(Bhargā)に在り。律部二十一、註(四二の六)參照。

【一四】 恐畏林鹿園。律部十九、註(一四の三五)江猶山恐畏林の下及び律部十三、註(一〇の六六)參照。十誦律には毘師藍蜜伽藍とせり。これ巴利律の Bhesakala migārāma の音寫に相當す。

【一五】 菩提王子(Bodhirāja Kumāra)。十誦律(張五・四三右三)には菩伽王子、五分律には菩提長者とせり。

【一六】 以手打柱禁。

に諸の瓢石を以て打ちて搖動せしめしに、復譏議を生じ過を招けること前に同じかりき。佛言はく、「是れ何の物たるに隨せて皆應に打つべからず」。是時六衆は復牆を打ち地を打ちぬ。佛言はく、「設是れ餘物なりとも皆應に打つべからず、違はんには越法罪を得ん」。

一七 緣處は前に同じ。六衆苾芻は日の初分時に衣鉢を執持して城に入り乞食せるに、諸婆羅門の、身に梵線を著けるに乞食の時多く美味を得たるを見て共に相謂ひて曰はく、「難陀・鄔波難陀、我れ今好方便を得たり、身に梵線を安かん」。乃し他日に於て便ち梵線を著きて城に入り乞食せるに、不信の人あり其梵線を見て遂に輕賤を生じて是の如きの語を作さく、「我れ今跪拜す」。……問答せること前に同じ……乃至、時に諸苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻にして梵線を著きぬれば斯過失ありしなり、是に由りて苾芻は應に線を著くべからず、若し著くあらんには越法罪を得ん」。

一八 緣處は前に同じ。六衆は乞食せるに、諸の婆羅門の妙香華を以て形體を莊嚴し五色の線を以て之を臂に繫けしに諸の餅食を得、既にして飽食し已り形貌充溢して舍よりして出でたるを見ぬ。六衆相謂へらく、「難陀・鄔波難陀、是は好方便なり、我等可しく爲すべし」。便ち他日に於て五色の線を以て臂上に繫け城に入りて乞食せるに、諸の婆羅門等見て輕賤を生じて云はく、「我れ今跪拜す」。六衆譏弄し……廣說せること前に同じ……乃至、諸苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「若し諸苾芻にして五色線を以て臂に繫けんに斯過失あり、是に由りて苾芻は應に五色線を以て臂に繫くべからず、若し繫くるあらんには越法罪を得ん」。佛既にして臂に線を繫くるを許したまはざりき。時に苾芻あり身、患苦に嬰りければ醫人處に詣り問うて言はく、「賢首、我れ身に疾あれば幸はくは處方を爲さんことを」。答へて言はく、「聖者、五色の線を取り之に呪して臂に繫けんに必らず除愈するを得ん」。報じて曰はく、「世尊は聽したまはざれば」。彼言はく、「仁が大師は慈悲を本と爲したまへ

【一七】梵線禁。

【一八】以五色線繫臂禁。

り、病緣に開許したまはんこと理として疑はざる所なり」。時に諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「我れ今諸苾芻に聽さん、病因緣の爲に醫人敎へんには線を繫けんも無犯なり」。佛は線を以て臂に繫くるを許したまへるに、苾芻は右臂肘前に安在せりければ、還譏過ありき。佛言はく、「應に爾るべからず」。遂に肘後に安けるに、佛言はく、「不應なり」。復左手肘前に繫けしに、佛言はく、「不應なり。當に左手肘後に安くべし」。苾芻は此に由りて遂に便ち病愈えしに、所繫の線を以て隨處に棄擲せりければ、非人は之を見て皆嫌賤を起し、報じて言はく、「聖者、其線に我が名字を結繫せるに由り、此呪に緣りての故に病除くを得せしめしに、今輕慢を生ぜんとは」。苾芻は佛に白すに佛言はく、「應に隨處に棄擲すべからず。若し其身病みて未だ可なるを得ざらんには之を衣角に繫けよ、如若平復せんには可しく牆柱の隙中に隨意に安置すべし」。

一九　緣處は前に同じ。六衆は乞食せるに、諸の俗人に莊嚴具瓔珞の屬あるを見ぬ。時に彼苾芻は諸の瓔珞・手足の釧を取りて其身を莊飾し、共に相謂ひて曰はく、「莊嚴、好なりや不や」。時に諸の俗旅は調言せるらく、「聖者、頭上剃髮して腋下の毛は長きに、何處に莊嚴の妙好なるあるを得ん、豈に仁等は欲染に纒はれたるに非ざらんや」。六衆默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻にして身に瓔珞を著けぬれば斯過失ありしなり、是に由りて苾芻は應に諸の瓔珞・莊嚴手足の(釧)を著くべからず、若し故に著けんには越法罪を得ん」。

二〇　緣處は前に同じ。時に賊あり來りて僧の庫藏幷及に私物を盜みしに、爲に記驗するなかりければ苾芻は何の時に物を失せるかを知らざりき。佛言はく、「苾芻は可しく其印を畜ふべし」。是時六衆は便ち金銀瑠璃水精玉石を以てして其印を指環上に作りて寶を以て莊飾し、諸の俗人を見ては卽ち便ち手を舒べて指環を呈示し願言せるらく、「仁等、無病長壽ならんことを」。諸俗問うて言はく、「指上なるは何物ぞや」。答へて言はく、「賢首、此は是れ指印、佛の開許したまへる所なり」。俗人譏笑して是

【一九】著瓔珞禁。

【二〇】寶莊飾指環印禁。

の如きの語を作さく、「沙門釋子にして憍慢事を爲し、衆寶もて嚴飾し指環印を爲せり、眞沙門に非ず婆羅門に非じ」。諸苾芻聞き已りて佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に指環及び寶莊飾を著くべからず、應に[二一]五種物を用ひて印を爲るべし、所謂鍮石・赤銅・白銅・牙・角なり」。六衆は印上に男女の非法を行ずるの像を刻作せり。諸俗見て譏れるらく、「仁等沙門にして尙ほ染欲の心あるなりや」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、[二二]「凡そ印に二種あり、一は是れ大衆、二は是れ私物なり。若し大衆印ならんには可しく[二三]轉法輪像を刻し、兩邊に鹿の伏跪して住せるを安くべく、其下に應に元本寺を造れる施主の名字を書くべし。若し私印ならんには刻みて骨鏁像を作し或は髑髏形を作すべし、見ん時をして厭離を生ぜしめんと欲せんが故に」。

第一門の第二子、頌に攝して曰はく、

「爪髮を剪ると揩り光らすと　春時に小果を飡ふと　渇に五種藥を聽すと　廣く火生の緣を說くとなり」。

[二四]緣處は前に同じ。時に給孤獨長者は佛及び僧の爲に逝多林住處を造り、大衆に施し已りて剃髮人に告げて曰はく、「汝今可しく逝多林園に往いて諸の聖衆の爲に鬚髮を剃除すべし」。彼人、敎を受けて卽ち園中に往きぬ。是時六衆は遞に寺門に在り看望して絕えざりき。時に鄔波難陀は寺門の前に在りて經行來去せるに、遙に剃髮人の來るを見て告げて曰はく、「善來善來、賢首、猶し初月の如し、一に何ぞ希現せる」。彼れ言はく、「聖者、長者遣はし來りて衆の爲に剃髮せしめんとなり」。問うて言はく、「汝、爪甲を剪るを解せりや不や」。答へて言はく、「聖者、此は是れ我が業なり」。報じて曰はく、「汝來れ、工巧を試み看ん」。其人卽ち前み尊者は手を舒べしに、工人曰はく、「聖者、如何が剪らんを欲するなる」。「賢首、稻穀形の如くせよ」。彼卽ち言の如くせるに、又云はく、「應に人頭形を作

【二一】五種指環印。

【二二】二種印。

【二三】轉法輪像。

【二四】剪爪禁。

し、或は剃刀勢の如く或は斧刄の如く或は半月の如くすべし」。尊者の敎に隨ひ彼れ悉く爲に作せるに、後に便ち告げて曰はく、「汝愚癡人、詐りて巧妙なりと言ひつゝ一も知る所なからんとは。宜しく平截すべし、爾に急ぎ去るを放さん」とて、乃し日暮に至りて方に始めて歸を言へり。曛黃[二五]の後長者處に至りしに、長者問うて言はく、「汝幾人の與に鬚髮を剃除せる」。答へて曰はく、「何の暇ありてか大衆の與に髮を除くを得べき。官長苾芻鄔波難陀は我をして甲を除くに種種形勢を作さしめ……廣說せること前の如し……乃し日暮に至りて纔に放出せらる、更に何をか爲さんと欲すべき」。長者聞き已りて遂に嫌心を起せるらく、「善說法律に於て出家せりと雖、而し心寂靜ならざらんとは」。苾芻聞き已りて佛に白すに、佛是念を作したまはく、「苾芻にして甲を剪りぬれば、是の如きの過ありしなり、是に由りて苾芻は應に爪を剪るべからず、若し違ふあらんには越法罪を得ん」。佛既にして爪を剪るを許したまはざりき。時に諸苾芻は指甲皆長かりければ、俗人之を見て問うて言はく、「何の故にか爪長きこと是の如き」。答へて曰はく、「世尊許したまはざれば」。報じて曰はく、「爪甲を長留せんに豈に淨なりと爲さんや」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「前は是れ刱制、今更に隨開せん、剪爪の法に其二種あり、一は剃刀形の如く二は斧刄勢の如くせよ」。

[二六]緣處は前に同じ。給孤長者は剃髮人をして寺に入り衆の爲に剃髮せしめぬ。……廣說せること前の如し……乃至問うて言はく、「汝、爪甲を揩るを解せりや不や」。答へて言はく、「聖者、此は是れ我が業なり」。報じて曰はく、「汝來れ試み看ん、……先に黃色を作せ、次に赤色を作せ、又白色を作せ、更に金色を作せ」。敎へし所の者に隨ひ悉く皆爲に作せるに、彼便ち告げて曰はく、「汝愚癡人、詐りて巧妙なりと言ひつゝ一も解する所なからんとは。宜しく平磨すべし、爾に急ぎ去るを放さん」。……長者處に至り……乃至、更に何をか爲さんと欲すべき」。長者聞き已りて更に嫌心を起せるらく、「……廣說せること上の如し……」。苾芻聞き已りて佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻にして

【二五】曛黃。黃昏なり。

【二六】剪爪禁。

爪を磨りぬれば是の如きの過ありしなり。是に由りて苾芻は應に爪を磨るべからず、若し違ふあらんには越法罪を得ん」。佛既にして苾芻に爪を磨るを許したまはざりき。（時に）苾芻、衣を染め或は復熏鉢して爪に垢生ずるありて形色醜惡なりければ、鉢を持して乞食せるに、俗人見て時に是の如きの語を作さく、「聖者、何の故にか指爪不淨なる」。彼れ事を以て答へしに、報じて言はく、「聖者、何ぞ除刮せられざる」。答へて言はく、「世尊許したまはざれば」。報じて曰はく、「爪上に垢を持しつゝ豈に是れ清淨ならんや」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し垢を除かん時は應に可しく甲を磨すべし、應に好の爲に揩りて光をして生ぜしむべからず」。

二七佛、王舍城に在しき。二八其の影勝王は是の如きの念を發せり、「毎に春秋の節變に至り新穀と初果とは必らず先に佛及び諸の聖衆に奉じ、後に方に自ら食ふべし」。時に彼大臣は新熟の二九菴沒羅果（此果は大さ桃の如く、而も生熟知り難し。四種差別ありて同じからず。菴摩洛果は大さ酸棗の如く、唯藥と爲すに堪へたり）を以て大王に奉上せりければ、王曰はく、「可しく此果を持して先に佛僧に奉ずべし」。臣便ち微笑せるに、王曰はく、「卿、何の故にか笑ふなる」。對へて曰さく、「大王は臣未だ佛衆に奉ぜずと謂ひたまへり、已に先に奉じて訖りぬ」。王曰はく、「卿の知へざらんを恐れてなり。是の因緣に由りて我れ今聖衆に千樹果林を奉施せん」。對へて曰さく、「此れ誠に始事たり、臣實に隨喜しまつる」。卽ち便ち千樹果林を以て四方一切聖衆に奉施し、幷に大會を設けて福田を慶讚せり。此林昔時には果を結ぶこと極めて繁く、假使摩揭陀國の所有人衆大衆會せん時も、共に斯果を食して亦皆充足したらん。王は此林を以て僧伽に施し已るに、時に諸苾芻は果小時の氣味香美なるを見て悉く來りて噉食し、遂に都べて盡さしめぬ。餘國の王あり此果を要須めんとて、便ち使者をして影勝王處に詣りて菴沒羅を求めしめしに、彼れ使に告げて曰はく、「我に果林ありしも已に僧衆に施せり、汝今可しく往いて衆に隨ひて乞ひ求むべし」。使者、竹林園に往けるに、是時六衆は常に寺門に在り遥に看りて闕くるなかりき。時に鄔波難陀は門所にて經行

【二七】前註（一一三）の前偈、第二句に相當す。

【二八】影勝王。頻毘娑羅王なり。

【二九】菴沒羅果（āmra）。下の義淨三藏の註には四種差別ありとせるも何物なりや明かならず。但、菴摩洛果（āmalaka）と菴沒羅果との間違はれ易く而も大に異れるを說けるのみ。

せりければ、使者既にして至りて尊者の足を禮して白して言さく、「聖者、我は是れ某國の王使なり、王は我を遣はし來りて菴沒羅果を求めしめぬ。仁若し有らんには幸に〔三〇〕分張せられんことを」。鄔波難陀は使者に報じて曰はく、「汝今可しく往いて果園所に詣り、欲するの多少に隨ひ意に任せて將ち去るべし」。使、林所に至り周遍して觀察せるに、唯空條を覩て竟に一果もなかりければ、遂に便ち還りて白さく、「空林にして果なし」。鄔波難陀便ち使者を將ゐて共に林中に詣り、遍く觀察し已りて報じて曰はく、「汝可しく此の高樹に昇るべし」。使者即ち上れるも既にして果を見ざりければ、又告げて曰はく、「汝、東枝に向へ」。南西北枝に悉く皆上らしめ、彼れ遍く上に昇りしに竟に得る所なかりければ、遂に便ち樹を下り、問うて言はく、「聖者、豈に此の樹林に今歲果なかりしならんや」。報じて言はく、「賢首、猶し往年子を結べるが如く今歲も亦然りき」。「若し是の如からんには今年風雨して子をして落さしめたりや」。答へて言はく、「爾らじ」。問うて曰はく、「何が無きや」。答へて曰はく、「此果小時に我等食ひ盡せるなり」。時に彼使人は王所に還り至り事を以て具に白すに、王曰はく、「善い哉、我れ本心に聖衆をして食はしめんことを期しぬれば」。彼使悒然として辭して本國に歸れり。時に摩揭陀國に大會あるに因みて衆人聚集せるに苾芻に問うて曰はく、「聖者、何の故にか今年千樹果林は咸く子を結ばざりし」。答へて言はく、「賢首、實を結ばざりしには非じ……乃至、我等食ひ盡せるなり」。報じて言はく、「聖者、比來此果成熟せん時は摩揭陀境の所有人衆食して皆充足せるに、只仁等小よりして食ひ盡せるに由りて遂に果なからしめたり、斯れ善事に非じ」。答へて曰はく、「此の果林は王が汝國內諸人に與へたるにはあらじ、但僧衆に奉ぜるのみ、是に由りて共に食せるに斯に何の過かある」。時に諸人衆は是語を聞き已るに共に嫌恥を生ぜるらく、「沙門釋子は尙ほ足るを知らず、況んや我ら俗流をや」。苾芻は佛に白すに佛は是念を作したまへり、「〔三一〕其の、果を食へるに由りて斯過失ありしなり、故に諸苾芻は應に果を食ふべからず、若し食はんには越法罪を得ん」。

〔三〇〕分張。分ち施すなり。

〔三一〕食果禁。

佛所言の如くんば、果を食ふべからざりき。時に信心の長者ありて小菴沒羅香果を將つて來りて苾芻に施せるに、苾芻報じて曰はく、「佛は食ふを聽したまはじ」。諸の長者言はく、「佛未だ出でたまはざりし時は我等諸人は悉く外道を以て而し福田と爲せり……廣說せること上の如し……乃至、慈悲もて我が微施を受けたまはんことを」。諸苾芻は佛に白すに佛言はく、「核鞕き時に至りて之を食はんに無犯なり」。復信心の長者あり、熟せる菴沒羅果を以て來りて苾芻に施せり……廣說せること前の如し……乃至、我が微施を受けたまはんことを」。時に諸苾芻は敢へて受食せざりき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「核鞕きより已後乃し熟するに至りて悉く皆應に食ふべし、疑心を起すこと勿れ」。

【三】 五種果聽許。

三 緣は室羅伐城に在りき。時に苾芻の身患苦に嬰れるあり、醫人所に到り報じて言はく、「我に是の如きの病苦あり、幸に爲に處方せんことを」。醫人報じて曰はく、「宜しく酥を服して身をして潤膩ならしむべし、我れ當に瀉痢の藥を施與すべければ」。彼便ち蘇を服せるに復渴を患ひぬ。醫來り問うて曰はく、「聖者、好きや不や」。答へて言はく、「賢首、我更に渴を患へり」。醫曰はく、「餘甘子を持て」。苾芻は手に把れるに、醫見て問うて曰はく、「渴除くを得たりや未しや」。答へて言はく、「未だ除かず」。醫曰はく、「聖者、豈に餘甘子を持たざるべけんや」。答へて曰はく、「現に手中に在り」。報じて言はく、「可しく口中に著るべし」。卽ち便ち口に置れぬ。他日に醫復來り問ふらく、「渴、可なるを得たりや未や」。答へて曰はく、「今猶ほ可ならじ」。醫曰はく、「豈に口中に餘甘子を持たざりしならんや」。答ふ、「已に口中に在けり」。「應に之を嚼むべし」。報じて曰はく、「世尊は許したまはじ」。醫曰はく、「世尊は大悲なれば必らず應に許を垂れたまふべけん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に嚼むべし」。嚼み已るに外に棄てゝ敢へて咽下せざりければ渴猶ほ除かざりき。醫曰はく、「何ぞ汁を咽まざりし」。報じて言はく、「非時に食せんは世尊許したまはじ」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今聽許せん、五種果あり若しは病と無病と時と非時とに之を食せんに無犯なり」。佛所言の如くんば、

「五種果ありて若しは病と無病と時と非時とに食せんに無犯なり」と。苾芻は云何が五と爲すかを知らざりき。佛言はく、「所謂、餘甘子[三三]（梵に菴摩洛迦と云ひ、此に餘甘子と云ふ、廣州に大に有り、上の菴沒羅とは全く別なり。辟相濫ずるが爲に人皆之に惑ふ、故に爲に注出せり、是れ掌中に觀る者なり）・訶梨勒・毘醯勒・畢鉢梨・胡椒なり。此の五藥は有病と無病と時と非時とに意に隨せ一皆食せよ、疑惑を致すこと勿れ」と。[三四]

【三三】律部二十三、註（一の二七一―三一）參照。

【三四】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第二

第一門の第二子、攝頌の餘、[一]火生長者の因緣を論ぶ。

佛、王舍城竹林園に在しき。時に此城中に一長者あり名けて[二]善賢と曰ひ、多く資財ありて受用豐足し、露形外道に於て深く信敬を生ぜるが、妻を娶りて未だ久しからざるに卽ち便ち娠ありき。爾の時世尊は日の初分に於て衣鉢を執持して王舍城に入り、次第乞食して善賢長者の宅に至りたまへり。時に彼長者は遙に世尊を見まつるや、遂に其婦と將に世尊處に詣り、世尊に請じて曰さく、「薄伽梵、我婦に娠あり男なりとやせん女なりとやせん」。佛言はく、「長者、必らず當に是れ男にして家族を光隆し、諸天の妙相皆具足して有り、我が法中に於て出家修行し、諸惑を斷盡して阿羅漢果を得べけん」。長者は記を聞くや、卽ち淸淨上妙の飯食を以て佛鉢に盛滿し、持して世尊に奉ぜるに、佛言はく、「願はくは爾無病ならんことを」とて、舍よりして出でたまへり。此を去ること遠からざるに露形外道あり、遙に世尊を見て便ち是念を作さく、「我に唯此の常施食の家ありしに、亦沙門喬答摩のために誘攝せられぬ、我れ今試み往いて彼因緣と授記せる所何とを問はん」。旣にして門所に至りて問うて言はく、「長者、沙門喬答摩は曾て此に來れりや不や」。答へて言はく、「已に來れり」。「說ける所何なりし」。『聖者、我婦懷妊せりければ其の誕む所を問へるに、彼れ記せるらく、「男を生みて家族を光隆し、諸天の妙相皆具足して有り、我が法中に於て出家修行し、諸惑を斷盡して阿羅漢果を得ん」と』。時に彼外道は善く曆數に明かなりければ、卽ち便ち觀察して陰陽を計算せるに、佛所言の如くに更に異あることなりき。便ち是念を作さく、「我れ若し隨順して實事を讚ぜんには、長者は彼に於て倍尊敬を生ぜん、我れ今宜しく實を掩ひて虛を說くべし」。是念を作し已るに卽ち便ち反掌し其面を[三]皺嗚せりければ、長者は見已りて問うて言はく、「聖者、反掌嗚面せるは何の所

【一】火生長者因緣。前卷の註(二四)の前、第二子頌の第四句に應ず。Divy.(p.271, l.6) Jyotiṣka なり。律部二十三、註(一七の一一)の本文參照。

【二】善賢 (Subhadra)。Divy. XIX. (p. 262)參照。

【三】皺嗚。かへし、ゆがむるなり。

爲ぞや」。報じて言はく、「長者、沙門の所説は半實にして半虚なればなり」。長者問うて曰はく、「云何が虚實なる」。答へて言はく、「男子を生まむこと是れ實なり、家族を光隆せんこと此亦虚しからず、光隆と言へるは是れ火の異名にして、此の無福の子纔に生ぜん後に家族を焚燒せん。諸天の妙相皆具足して有りと言へるは、此は是れ妄語なり。長者、汝頗し曾て人中に生在して天相具足せるを見たりや。我が法中に於て出家修行せんとは此亦是れ實なり。生後貧寒にして衣なく食に乏しければ、自然に沙門法中に歸向するなり。諸惑を斷盡して阿羅漢果を得んとは此亦是れ妄なり、沙門喬答摩すら尚ほ一切の煩惑を斷じて阿羅漢を得る能はず、況んや餘の弟子をや」。善賢長者は斯説を聞き已るに便ち憂惱を生じて報じて言はく、「聖者、我れ如何せんと欲すべき」。外道言はく、「長者、我は是れ出家して禁戒を受持すれば妄に陳説せじ、虚實の事後に自ら當に知るべし」とて、遂に捨てゝ去りぬ。善賢念曰すらく、「彼の腹中の者可しく殺して之を棄つべし」とて、即ち便ち墮胎の藥を授與せり。然く而し此子は是れ最後生なりければ、毒を服せるを知れりと雖反りて良藥を成じぬ。長者は遂に便ち婦の左脅を蹂めるに胎は右邊に向ひ、右脅を蹂める時は轉じて左畔に移れり。最後生の人は諸漏未だ亡びざれば、必らず中間に命斷あるべきなきなり。既にして多月を經たるに、時に彼女人は挼まれて腹痛み卽ち便ち大叫せりければ、時に彼隣人は其叫聲を聞いて急ぎ來りて相問ふらく、「何に因りてか汝が婦は大叫聲を出せるなる」。長者答へて曰はく、「我婦は腹痛めり、今產生せんと欲すれば」。隣人遂に歸るに、長者念曰すらく、「我れ今腹中の物を害する能はず、宜しく將ゐ去りて空林中無人の處に往いて其母命を斷ずべし」。卽ち便ち共に去り、惡方便を設けて彼をして命終せしめ、還竊に持ち來りて其本宅に至り、遂に親屬及以隣人に告ぐらく、「我婦は難に遭ひて今忽ち身死にぬ」。時に諸親屬は咸共に哀を盡し、五色の氈を以て彼が屍骸を圍みて寒林焚燒の所に送り往けるに、外道聞き已るに皆大に歡喜して踴躍に勝へず、遂に幢幡を建てゝ王城内に入り、諸の坊曲

街衢の所に遍くして高聲に唱令して是の如きの言を作さく、『汝等諸人、咸須らく共に沙門喬答摩が善賢長者に「其婦は男を生みて家族を光隆し、諸天の妙相皆具足して有り、我が法中に於て出家修行し、諸惑を斷盡して阿羅漢果を得ん」と記せる者を委つべし。婦は今身死にて屍は寒林に送れり、猶し大樹の、根栽枝葉華果の事の將けて安附するあることなきが如くなり』。世尊の法爾として一切時に於て衆生を觀察して聞見せざるなく知らざる者なく、恒に大悲を起して一切を饒益したまひ、救護中に於て最も第一たり、最も雄猛たり、二言あることなく、定慧に依りて住して三明を顯發し、善く三學を修し善く三業を調へ、[四]四瀑流を渡りて四神足に安んじ、長夜の中に於て四攝行を修し、五蓋を捨除し五支を遠離して五道を超越し、六根具足して六度圓滿し、七財普く施して七覺の華を開き、八難を離れて八正道を修し、永く九結を斷じて九定に妙閑に、十力を滿足して名は十方に聞え、諸の自在に於て最も殊勝たり、法無畏を得て魔怨を降伏し、大雷音を震ひて師子吼を作し、晝夜六時に常に佛眼を以て諸の世間の、善根處に於て誰か增し誰か減じ、誰か苦厄に遭ひ誰か惡趣に向ひ、誰か欲泥に陷り誰か能く化を受け、何の方便を作して拔濟して出さしむべきかを觀じ、聖財なき者には聖財を得せしめ、[五]智安膳那を以て無明の瞙を破し、善根なき者には善根を種ゑしめ、善根あらん者には增長するを得せしめ、人天の路を通けて安隱無礙に涅槃の城に趣か(しめ)たまふなり。頌ありて言へるが如し、

「假令大海の潮に　或は期限を失せんとも　佛は所化の者に於て　濟度して時を過ちたまはじ。
　佛は諸の有情に於て　慈悲もて捨離せず　其の苦難を思濟したまふこと　母牛の犢に隨はんが如くなり」。

爾の時世尊は經行處に於て遂に便ち微笑したまひしに、口より五色の微妙の光明を出し、或は時に下照し或は復上昇せり。其光の下れるは無間獄并に餘の地獄に至りしに、現に炎熱を受けたるは

【四】律部十九、註(九の八一一四)參照。

【五】智安膳那。律部十九、註(九の一五)參照。

普く清涼を得、若し寒冰に處せるは便ち溫暖を獲たり。彼の諸有情は各安樂を得て皆是念を作さく、「我れ汝等と與に地獄より死にて餘處に生ぜりとやせん」と。爾の時世尊は彼有情をして信心を生ぜしめ已りて復餘相を現じたまひしに、彼は相を見已りて皆是念を作さく、「我等は此に死にて而し餘處に生ぜるにはあらじ、然り、我は定んで無上大聖の威德力に由りての故に、我が身心をして現に安樂を受けしめたまひしなり」と。既にして敬信を生ぜるに、能く諸苦を滅して人天趣に於て勝妙の身を受け、當に法器と爲りて眞諦の理を見るべかりき。其の上昇せるは色究竟天に至り、光中に苦・空・無常・無我等の法を演說し、幷に二の伽他を說いて曰へり。

「汝當に出離を求めて　佛敎に於て勤修し　生死の軍を降伏して　象の、草舍を摧くが如くすべし。　此の法と律との中に於て　常に不放逸を爲し　能く煩惱の海を竭して　當に苦の邊際を盡すべし」。

時に彼の光明は遍く三千大千世界を照して佛所に還り至りぬ。若し佛世尊にして過去事を說きたまはんには光、背より入り、若し未來事を說きたまはんには光、胸より入り、若し地獄事を說きたまはんには光、足下より入り、若し傍生事を說きたまはんには光、足跟より入り、若し餓鬼事を說きたまはんには光、足指より入り、若し人事を說きたまはんには光、膝より入り、若し力輪王事を說きたまはんには光、左手掌より入り、若し轉輪王事を說きたまはんには光、右手掌より入り、若し天事を說きたまはんには光、臍より入り、若し聲聞事を說きたまはんには光、口より入り、若し獨覺事を說きたまはんには光、眉間より入り、若し阿耨多羅三藐三菩提事を說きたまはんには光、頂より入るなり。是時光明は佛を遶ること三匝して口よりして入れり。時に具壽阿難陀は合掌恭敬して佛に白して言さく、「世尊、如來應正等覺にして凞怡微笑したまはんには因緣なきに非じ」。卽ち伽他を說いて佛に請じて曰さく、

「口より種々の妙光明を出し　大千に流滿して一相に非ず　十方諸刹土に周遍して　日光の盡虛空に明かなるが如し。　佛は是れ衆生の最勝の因なり　能く憍慢及び憂慼を除きたまふ　緣なきには金口を啓きたまはじ　微笑したまへるは當に必らず希奇を演べたまふべけん。　安詳審諦の牟尼尊　聞かんを樂ひ欲せん者には能く爲に說きたまふ　師子王の大吼を震ふが如し　願はくは我等が爲に疑心を決きたまはんことを。　大海內の妙山王の　若し因緣なきには搖動せざるが如し　自在の慈悲もて微笑を現じたまへり　渴仰せん者の爲に因緣を說きたまへ」。

爾の時世尊は阿難陀に告げて曰はく、『是の如し是の如し、阿難陀、因緣なきに如來應正等覺は輙ち微笑を現ずること非じ。汝今應に可しく諸苾芻に告ぐべし、「如來は今屍林處に往かんと欲したまへり、若し諸具壽にして隨從せんを樂はんには當に可しく衣を持すべし」と』。時に阿難陀は佛の敎を承け已りて諸苾芻に告ぐらく、「若し諸具壽にして佛に從ひて屍林に往かんと樂ひ欲まんには、當に可しく衣を持つべし」。時に諸苾芻は咸く佛所に至りぬ。爾の時大師は自ら調伏せるが故に、調伏に圍遶せられ、自ら寂靜の故に寂靜に圍遶せられ、解脫の(故に)解脫に圍遶せられ、安隱の(故に)安隱に圍遶せられ、善順の(故に)善順に圍遶せられ、阿羅漢の(故に)阿羅漢に圍遶せられ、離欲の(故に)離欲に圍遶せられ、端嚴の(故に)端嚴に圍遶せられ、栴檀林の栴檀に圍遶せらるゝが如く、猶し象王の衆象に圍遶せらるゝが如く、師子王の師子に圍遶せらるゝが如く、大牛王の諸牛に圍遶せらるゝが如く、猶し鵝王の諸鵝に圍遶せらるゝが如く、妙翅鳥の諸鳥に圍遶せらるゝが如く、婆羅門の學徒に圍遶せらるゝが如く、猶し大醫の病者に圍遶せらるゝが如く、大將軍の兵衆に圍遶せらるゝが如く、大導師の行旅に圍遶せらるゝが如く、大國王の諸臣に圍遶せらるゝが如く、轉輪王の千子に圍遶せらるゝが如く、猶し明月の衆星に圍遶せらるゝが如く、猶し日輪の千光に圍遶せらるゝが如く、持國天王の乾闥婆衆に圍遶せらるゝが如く、增長天王の鳩槃茶衆に圍遶せらるゝが如

く、廣目天王の龍衆に圍遶せらるゝが如く、多聞天王の藥叉衆に圍遶せらるゝが如く、淨妙王の阿蘇羅衆に圍遶せらるゝが如く、猶し帝釋の三十三天に圍遶せらるゝが如く、大梵天王の梵衆に圍遶せらるゝが如くにして、猶し大海の湛然として安靜なるが如く、猶し大雲の靉靆として垂布せるが如く、猶し象王の屛息して狂醉せるが如くに諸根を調伏して威儀寂靜に、三十二相もて而し莊飾を爲し、八十種好もて以て自ら身を嚴り、圓光一尋にして朗なること千日に踰え、安かに歩み徐に進みて寶山を移すが如く、十力・四無畏・[六]大悲三念住もて無邊の福智普く薰修し、無量功德皆圓滿したまへり。復尊者阿愼若憍陳如、尊者馬勝、尊者婆澀波、尊者大名、尊者無滅、尊者舍利子、尊者大目連、尊者迦攝波、尊者阿難陀、尊者頡離伐底の是の如き等の諸大聲聞及び諸苾芻並に無量億の人天大衆は恭敬し圍遶して屍林に往かんと欲せり。[七]然り佛に隨うて遊行せんに十八種殊勝の利益あり、一に王の怖なく、二に賊の怖なく、三に水の怖なく、四に火の怖なく、五に敵國の怖なく、六に師子虎狼惡獸等の怖なく、七に關塞の怖なく、八に津稅の怖なく、九に防援を闕くの怖なく、十に人の怖なく、十一に非人の怖なく、十二に時々の間に於て諸天に見ゆるを得、十三に天聲を聞くを得、十四に大光明を見、十五に授記の音を聞き、十六に共に妙法を受け、十七に共に飲食を受け、十八に身に病苦なきなり。是時人天大衆は世尊に隨順して屍林所に至りしに、其四面に於て淸涼の風ありき。時に王舍城中に二童子あり、一は是れ刹帝利種、一は是れ婆羅門種にして倶に出でゝ遊戲せり。刹帝利童子は素信心あり、婆羅門童子は則ち不信敬なりき。時に婆羅門童子は刹帝利童子に報じて曰はく、『汝今知れりや不や、汝が師如來は善賢長者婦の與に「男を生みて家族を光隆し、諸天の妙相皆具足して有り、我が法中に於て出家修行し、諸惑を斷盡して阿羅漢果を得ん」と授記せるに、彼婦は身死にて屍林に送り往けるを。豈に世尊の所言虛妄なるに非さらんや』。時に刹帝利童子は伽他を說いて曰はく、

【六】大悲三念住。律部十九、註（九の二一四）參照。

【七】隨佛遊行十八殊勝利益。

「假使星月皆墮落し　地・山・林・樹は空中に上り　海水洪波は一時に盡きんとも　大仙の所說に虚妄なし」。

婆羅門童子曰はく、「若し是の如からんには共に寒林焚屍の處に往いて其虚實を驗せん」。答へて曰はく、「共に行かん」。時に刹帝利童子は遙に世尊を見て伽他を說いて曰はく、

「牟尼は諸の調戲を除斷し　人天大衆は皆雲集せり　當に最勝の師子吼を爲したまふべく　他論を降伏せんこと理疑ひなけん。　大師今屍林中に往きたまふに　涼風周遍して寒野を吹けり　無量の衆生は共に瞻仰して　調伏の神通を運らすを喜觀せんとす」。

時に影勝王は是の如きの事を聞けり『世尊が彼善賢の妻に「當に男子を生みて家族を光隆し、諸天の妙相皆具足して有り、我が法中に於て出家修行し、諸惑を斷盡して阿羅漢果を得べけん」と記したまひしに、彼婦は今死にて屍林に輿き至り、如來大師及び諸の聲聞・遠近の大衆は咸く喪所に赴けり』と。復是念を作さく、「因緣なきに世尊は輒ち寒林の處に向ひたまふこと非じ、必らず是れ彼善賢が妻の爲の故に、斯に因みて有緣の衆生を調伏したまはん、我れ今宜しく往いて共に其事を觀ずべし」。即ち促りて軍儀を整へしめ、及び太子後宮妃后幷に諸の扈從に勅して共に城闉を出でしめぬ。時に彼の刹帝利童子は遙に影勝王を見て伽他を說いて曰はく、

「今觀ずるに國主は王城を出で　幷に諸の軍衆は咸く侍從せり　我れ今諸大衆を思忖するに　必定して咸く勝饒益を蒙らん」。

時に諸大衆は旣にして世尊を見まつるや前路を闢開し、世尊は微笑して大衆中に入りたまひしに、露形の儕各是念を生ぜるらく、「今、喬答摩は微笑して衆に入れり、豈に此子の命終らざるには非さらんや」。（即ち）長者に告げて曰はく、「此は是れ薄福の衆生の形命未だ盡きざればなり」と。報じて言はく、「聖者、今此禍に遭へり、其れ如何せんと欲すべき」。答へて言はく、「長者、我は出家人に

【八】城闉。城内の重門。

して禁戒を奉持して但善を念ぜんを知れるのみ、後は自ら當に知るべきなり」。時に彼長者は婦の屍骸を移して薪上に置き、火を以て焚燎せるに、猛焰既にして發りて身分咸く燒けぬ。唯、腹に近き邊は一も傷損するなかりき。時に彼の母腹は遂に便ち拆裂して青蓮華を出し、中に孩兒ありて儀容端正に、儼然として獨坐して人の樂觀する所たりき。時に大衆は是事を見已りて極めて希有を生じ、彼諸の外道は並に威光を失して倶に我慢を降せり。爾の時大師は善賢長者に告げて曰はく、「汝可しく火中の孩子を抱き取るべし」。長者は猶ほ尙ほ外道の面を觀ぜるに、露形報じて曰はく、「仁今火に入らんに形命倶に失せん」。彼れ聞いて怖を生じて敢へて兒を取らざりき。世尊は復侍縛迦に命じたまへり、「汝可しく火中に孩子を抱き取るべし」。侍縛迦便ち念曰を生ぜるらく、「世尊は非處・非時に我をして爲さしめたまふべからじ、我れ今宜しく此兒を取るべし」とて、無畏心を以て便に火内より孩子を抱へ出せり。是時諸天は伽他を說いて曰はく、

「佛敎令したまふに彼れ火中に入り　孩兒を抱へ取りて畏るゝ所なかりき　佛の威神自在の力に由り　能く猛焰をして淸池に變ぜしめたまひたれば」。

爾の時世尊は侍縛迦に告げて曰はく、「汝向に火に入りしには、身、傷損して瘡疱を生ずるなかりしや」。白して言さく、「世尊、我れ王宮に於て生まれ王宮にて養ち、曾て牛頭栴檀香を以て身體を摩觸せるも、未だ今日の如く身に淸涼を受けたることあらざりき」。佛、善賢長者に告げたまはく、「汝今可しく孩子を取りて將ゐ歸るべし」。是時長者は惡見もて心を壞して仍ほ信を起さず、還復身を廻らして外道の面を觀ぜるに、邪黨諸人は同時に報じて曰はく、「長者、此兒は極めて是れ薄福にして稟性兇暴なれば、火もて能く一切の此不燒の者を食はん。明かに知んぬ、定んで是れ可惡堅鞭罪苦の衆生なること、目に驗して共に觀たり、更に勞はしく說くなけん。若し舍に將ゐ至らんに必らず災厄を見、汝が性命は定んで當に殞歿すべけん」。人間の愛重は己身に過ぐるなければ、災殃あら

【九】 牛頭栴檀香(gośīrṣa candana)。

んを聞いて遂に收採せざりき。爾の時世尊は影勝王に告げて曰はく、「王、今宜しく此孩兒を取るべし」。王遂に驚忙して手を舒べて承取し、周廻顧眄して世尊に請じて曰さく、「此兒當に與に何の名字をか作すべき」。佛、大王に告げたまはく、「此兒、火中より得たれば可しく[一〇]火生と號すべし」。佛、大衆の隨眠・意樂を觀じて機に稱うて法を說きたまひしに、時に彼衆中、無量萬億の衆生にして殊勝の行を得、或は預流果・一來・不還を得、或は復出家して卽ち諸惑を斷じて阿羅漢果を得、或は煖・頂・忍の善根を得、或は聲聞菩提心を發し、或は獨覺菩提心を發し、或は無上菩提心を發し、或は三寶に歸依し或は禁戒を受け深く信心を起せるありき。時に影勝大王は卽ち孩子を以て八養母をして之に供給せしめ……廣く餘に說けるが如し。[一一]時に火生童子の大舅は先に財物を將りて他方に貿易せるに、妹に娠あり世尊は與に「當に必らず男を生みて家族を光隆すべし……廣說せること上の如し……乃至、果を得ん」と記したまへりと聞いて心に歡喜を生じ、遂に卽ち己が財貨を易へて更に餘物を收めて王舍城に歸れるに、妹已に死にたりと聞いて便ち是念を作さく、『世尊は「男を生みて……果を得ん」と授記したまひしに、豈に虛妄なりしならんや』。隣人に顧問せるらく、「我が妹懷胎しては佛授記したまひて宿に歡喜を懷けるに、今身死にたりと聞いて本希望に乖けり、寧ぞ世尊の言是れ實なりしには非ざるべけんや」。隣人報じて曰はく、「然り、佛大師は言に虛妄なきなり、但彼聟、外道の言を用ひて枉殺して死なしめたるに由れり。所生の孩子は大威神あり、炎火の中に處しつゝも身に傷損なく、今時長養して王宮に現在せり」。舅は是語を聞いて善賢長者處に往き、相問訊し已りて報じて言はく、「長者、汝は非理を爲せり」。答へて曰はく、「我れ何の作せる所ぞ」。『汝は外道惡見人の言を用ひ、我が妹に娠ありしに枉殺して死なしめ、所生の孩子は大威神ありて炎火中に處しつゝも身に燒損なく、今時長養して王宮に現在せりと。此事既に爾り、且に說くを須ゐじ。若し兒を將ゐ來らんには我れ當に容恕すべけんも、若し爾らざらんには我れ當に所有鄉親を總集し

【一〇】火生(Jyotiṣka)。Divy. (p. 271, l 6)參照。

【一一】時火生童子大舅先將財物貿易他方聞妹有娠心生歡喜世尊與記當必生男光隆宗族廣說如上乃至得果遂卽易己財貨更收餘物歸王舍城……とあり。傍線せる文を少しく轉置せり。

て汝を擯斥し、籌を以て地に置てゝ汝が無知を數め、街衢處に於て汝が惡響を唱へん、「我が妹は過なきに善賢は枉殺せり」と。女人を害せん者は應に共語すべからず、法官處に於て罪を以て相刑せんのみ」。長者は聞き已りて大憂苦を生じ、便ち是念を作さく、「苦詞を說けるが如くんば、必らず相放さゞらん」。便ち影勝王所に詣り禮足して白して言さく、『大王、……「具に前事を說き……乃至、罪を以て相刑せん」と。唯願はくは恩を垂れて童子を放ち出さんことを』。王曰はく、「我れ汝よりして童子を得來れるにはあらじ、是れ佛世尊が我に親授したまひしなり、汝若し須めんには可しく往いて佛に問ひまつるべし」。長者は卽ち便ち佛所に往詣し、雙足を禮し已りて白して言さく、『世尊、我に親屬あり苦りて相責め及べるらく、「……廣く其語を說き……乃至、罪を以て相刑せん」と。願はくは佛、慈悲もて我に童子を與へたまはんことを』。世尊は念曰したまはく、「若し此長者にして兒を得ざらんには、便ち熱血を嘔きて以て命終を取らん」。遂に具壽阿難陀に告げて曰はく、『汝今可しく影勝王處に往き幷に長者を將ふべし。汝、「願はくは王、無病ならんことを」と我語を傳へて報じて言へ、「大王、可しく長者に火生童子を還すべし、若し彼長者にして童子を得ざらんに、必らず熱血を嘔きて以て命終を取らん」と』。是時尊者阿難陀は具に佛の敎を傳へて王に詣りて白し知ら(しめ)しに、王言はく、「尊者、我が爲に世尊の足下を[二]畔睇したまはんことを。佛所敎の如く我れ當に奉行すべし」。時に阿難陀は「願はくは王、無病ならんことを」とて之を辭して去りぬ。王、長者に告げて曰はく、「我れ佛の敎を承けて此童子を養へると、情に甚だ愛憐すれば共に要期を作さんに然る後放ち出さん、日別三時に來りて我に見えんには意に將ち去るに隨さん」。長者答へて曰はく、「敢へて命に違はじ」。時に王は卽ち便ち上衣具服瓔珞を著せしめ、載するに香象を以てして其家に送至せり。人間の常事として若し父在らんには子の名彰れざるなり、後に長者死にて火生童子自ら家務を知ふるや、三寶所に於て深く敬心を起し、便ち其父の、母を害せる地に於て僧房を造立して受用の

【二】畔睇。Vandana の音寫、禮拜又は歸命の義。

資具に充足せざるなく、「四方一切僧衆に施與して名けて[一三]蹂腹林と曰へり。是故に經に云へり、「佛、王舍城に在して蹂腹林に住したまひき……」と。

時に善賢長者は曾て商人をして他方に興易せしめしに、彼は長者今已に身亡り火生童子代りて家業を知り、三寶所に於て敬心彌著なりと聞き、商人は多く牛頭栴檀の上妙の鉢を獲たれば、便ち一鉢を持して珍寶を盛滿し、使を遣はして火生に送り與へしめぬ。彼れ既にして得已るに高幢上に置き、宣令して普く告ぐらく、「若し諸人にして梯隥を用ひずして此鉢を取り、或は是れ沙門婆羅門にして大威力神通自在なるありて而し取得するあらんには、我れ此鉢を以て其人に施與せん」と。時に諸外道は晨朝に起き已りて出でゝ澡浴を行ぜるに、高幢を見已りて長者に告げて曰はく、「此は是れ何の物なる」。長者即ち便ち具に其事を告げしに、外道答へて曰はく、「長者は比來釋迦子を敬へり、彼れ當に取るべけん」と、言ひ訖りて辭し去れり。時に衆多の耆宿苾芻あり城に入り乞食して彼の高幢を見、咸く長者に問ふらく、「此は是れ何の物なる」。彼れ即ち具に答へしに、苾芻報じて曰はく、「我れ豈に鉢の爲に自ら己が能を顯はさんや、佛所言の如く善を覆ひて惡を彰さんは是れ出家行なれば」とて、之を捨てゝ去りぬ。時に[一四]具壽十力迦攝波は此よりして過りしに亦長者に問ふらく、「此は是れ何の物なる」。彼れ還具に答へしに、時に尊者は便ち是念を作さく、「我れ無始生死より已來、所有に長養せる煩惱の怨家は、我れ已に變吐して悉く皆棄捨せり、我れ今宜しく彼長者が普請の因緣を受けて其の所願を滿すべし」。即ち便ち手を舒ぶること香象の鼻の如くし、彼の幢標に至りて栴檀鉢を取りて住處に持ち還りしに、苾芻見て問ふらく、「尊者、何處にて此の牛頭栴檀殊勝の鉢を得來れる」。彼れ便ち具に其事を以て諸苾芻に告げしに、諸苾芻答へて曰はく、「尊者、豈に斯かる木鉢の爲に神通を現ずべけんや」。報じて言はく、「具壽、合はんとも合はざらんとも我れ已に作し訖れり、今如何がせんと欲すべき」。諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[一五]「苾芻は應に俗人前に於

【一三】蹂腹林。(Mṛditakukṣika dāva)。胯骨を蹂める森なる義。

【一四】具壽十力迦攝波(āyuṣmān Daśabalakāśyapa)。

【一五】俗人前現神通禁。

て其神力を現ずべからず、若し顯現せんには越法罪を得ん。然り鉢に四種あり、金・銀・琉璃・頗梨の所成なり。復四鉢あり、所謂、鍮石・赤銅・白銅・諸木なり。前の四鉢にして若し先に無からんには應に輙ち受くべからず、若し先に有らんには應に須らく捨棄すべし。後の四種にして若し先に無からんには即ち應に畜ふべからず、若し先に有らんには應に藥盂と作して隨時に受用すべし。守持の鉢に合へるは其に二種あり、謂はく、鐵及び瓦なり、是の如く應に知るべきなり」と。

後に異時に於て火生童子は諸天の妙相悉く皆出現せり。[16]占波城より乃し王舍に至る此中間に於て[17]輸稅處あり、稅官の身死にて藥叉中に生ぜるが、遂に夜夢に於て其子に告げて曰はく、「我れ身死にて後藥叉中に生じぬれば、可しく某處稅物の所に於て我が爲に藥叉神堂を營葺し、其門前に於て[18]一鈴鐸を懸けよ、若し諸人にして物を持して過ぎん時、稅を輸さゞる者あらんには鈴便ち震響すれば、即ち喚びて廻らしめ直を取りて放ち去るべし」。其子、他日に諸親族に於て其夜夢を說き、共に要處を觀じて神堂を安置し、外に鈴鐸を懸けぬ。時に占波城に婆羅門の妻ありて遂に是念を作さく、「此婆羅門が隨處に經紀して獲たる所の財物は、我れ常に食用しつゝ端拱して坐して生業を事とせず、是れ應ぜざる所なり」と。遂に市中に往いて[19]劫貝を買取り、撚りて細縷を成じ織師處に於て其をして好織せしめしに直千金錢なりき。既にして一雙い[18]氎を得已るに其夫に報じて言はく、『此の白氎は[20]直千金錢なり、可しく市中に往いて賣りて其價を取るべし。若し買ふ者あらんには善し、若し人の問むるなからんには報じて曰へ、「市上に人なし、更に餘處に向はん」と』。其夫持ち去りて市中に之を賣りて「千錢を索む」と言へるに、竟に價を酬ゆるなかりければ便ち即ち唱へて言はく、「市に人物なし」と。即ち其氎を以て傘柄・竹筩の孔中に內れ、諸の商旅と共に王舍城に詣らんとし、漸く神堂藥叉稅處に至り諸人衆と與に同じく稅を輸し已り、既にして途に登らんと欲せるに懸鈴響發りければ、稅官聞き已りて共に相告げて曰はく、「鈴既にして響を發せり、稅物未だ周からじ、宜

【一六】　占波城(Campā)。

【一七】　輸稅處(śulkaśālā)。

【一八】　鈴鐸 (ghaṇṭā)。Divy. p. 276, l. 1)。

【一九】　劫貝 (karpāsa)。劫貝樹の綿なり。

【二〇】　直千金錢 (kārṣāpaṇa sahasramūlya)。金錢とは kārṣāpaṇa (羯利沙槃)なり。律部十九、註(二の四二)五磨灑の下參照。

しく更に審觀して脫漏せしむるなかるべし」。更に商旅を廻して子細に搜求し、遍く貲財を察して稅せざる者なかりければ、遂に商人を放てるに鈴還響せ發せり。復更に觀察して詳審すること再三せりければ、商人之を怪しみて各嫌恨を生じ稅官に報じて曰はく、「汝は我を劫はんと欲して方便して擁留するなりや」。是時稅官は彼商人を分ちて以て兩處と爲せるに、一朋の中婆羅門なき者に於ては聲なかりければ放ち去ら(しめ)、彼の一朋去らんとせるに鈴還聲を作せり。復二朋に分ち、是の如くに去ら(しめ)ては留めしに、商人皆盡きて唯婆羅門一人のみ獨住まれり。稅官執捉して前行するを許さゞりければ、婆羅門曰はく、「我が緣身を察して物あらんには取るに隨さん」。彼れ遍く搜し已るに物なかりければ放ち行ら(しめ)じに、鈴更に聲を發しければ復還捉へ住めて報じて言はく、「汝に縱財あらんとも我は分を取らざれば應に實語を爲すべし、靈祇を誑る勿れ、我れ神明の是れ聖なるを表知せんと欲するのみ」。婆羅門曰はく、「言、虛しからざらんには我れ當に實報すべし」とて、傘柄中より雙氎を抽出せるに、稅官見已りて希奇を驚歎せるらく、「善い哉、大神が記、虛妄ならざらんとは」と。[二] 時に彼稅官は其一氎を取りて開いて神披に與げしに、婆羅門曰はく、『君等は明かに言へり、「稅直を取らじ」と。今形勢を看るに總じて奪ひ將らんと欲せり』と。報じて言はく、「怖るゝ勿れ、我は物を取らじ、大神が言に虛妄なかりしを表せんと欲して、暫し一氎を將りて用つて神恩に報ぜんとするのみ、卽ちに汝に還し去らん」。彼れ既にして受け已りて傘箭中に內れ、路に隨うて去りて漸く王舍城に至り、大市中に向ひて其氎を舒張して千金錢を索めしに、竟に一人の來りて共に直を酬ゆるなかりければ、便ち市中に於て唱へて言はく、「市ふなきや」と。時に火生童子は王宮より出で大象に乘じて市中に入り、本宅に歸らんと欲して唱令の聲を聞きければ、其の何故に「市ふなきや」と唱言せるかを問はんとて(言はく)、「喚び來れ、我れ問はん」。婆羅門至るに問うて言はく、『何の故にか城にて「市ふなきや」と云へる』。婆羅門言はく、「我に雙氎の價直千錢なるあるも

【二】 本文に時彼稅官取其一疊開與神披とあり。疊は氎(Vastra)の同音寫なり。神披は神に披せさゝぐるなり。(Divy. p. 277, l. 6)參照。

竟に一人の共に相酬酢するなければ」。報じて言はく、「將來せよ、試みに爲に觀察せん」。彼れ便ち呈現せるに、火生報じて曰はく、「一氈は是れ新なるも一氈は曾て著せるなり。曾て著せるには二百五十を酬い、其の未著なるには五百錢を酬いん」。氈主報じて曰はく、「何の意にてか此の如き、並に未だ曾て用ひざるに」。火生曰はく、「汝をして自ら觀驗して虛實を知らしめん」とて、未だ用ひざりし者を將りて開いて空中に擲げしに蓋の如くに而し住して徐々に下り、次いで用ひし者を擲げしに即ち速に地に墮ちぬ。氈主見已りて心に希有を生じ、報じて言はく、「長者、仁には大智神叡の、群に超えたるあり」。火生童子は復更に報じて曰はく、「其の未だ用ひざる者は棘刺上に置かんに入らずして過ぎ、其の曾て用ひたる者は針のために縮住せられん」。言の如くに實なるありければ、時に婆羅門は更に希有を生じて報じて言はく、「[三二]長者は聰明智識にして實に未曾有なり、酬直せん所に隨せて、氈を取りて將ち歸(らるべし)」。火生報じて曰はく、「仁は是れ客行なれば聊か供養を申べて勞はしく滅價するなけん、總じて千錢を取れ」。婆羅門は取り已るに歡喜して去りぬ。

是時長者は曾て用ひたる氈を將つて家人に與へて著せ(しめ)、其の未だ用ひさりしは自ら浴衣に充てぬ。後に異時に於て其の影勝王は諸大臣と與に高閣上に昇りしに、火生長者が洗浴の服の曬して樓隅に在りしが、忽ち風に吹かれて王處に墮在せりければ、王曰はく、「此衣は乃し是れ天所著の衣なるに何よりして至れる」。大臣報じて曰はく、『曾て聞く、「古王、[三三]曼陀多と名く、七日の中天、金寶を雨せり」と。王今衣墮ちぬ、久しからずして金(寶)來らん』。王曰はく、『我れ聞く、「火生長者は佛與に授記したまへり、諸天の妙相あり」と。此の妙天衣は空よりして墮ちぬれば、彼が來至せんを待ちて我れ當に之を與ふべし』。火生既にして來りければ、王言はく、「童子、世尊は汝に諸天の妙相ありと記したまへり。此の妙天衣は空よりして墮ちぬ、爾可しく之を著すべし」。即ち便ち手を舒べて王衣を受取し、得已りて審觀せるに乃し是れ已物なりければ、遂に便ち微笑して大王に白し

【三二】本文に長者聰明智識實未曾有隨所酬直取氈將歸とあり。

【三三】曼陀多 (Māndhātā)。Divy. (p. 278, l. 13)參照。

て言さく、「王は曾て觸れたまひしや不や」。報じて言はく、「已に觸れぬ」。白して言さく、「旣にして鄙衣を捉れり、宜しく洗手したまふべし、此は天眼に非ず、是れ臣が浴衣のみ」。王曰はく、「何を以て知るを得るなる」。答へて曰さく、「餘に一衣あり家人に與へて著せ(しめ)たるは此と相似すればなり、王可しく驗知したまふべし」。王は是を見已りて極めて希異を生じ、童子に報じて言はく、「汝今豈に人天の妙相皆出現せるなるべけんや」。答へて言さく、「已に出でぬ」。「若し是の如からんには何ぞ我に暫し舍中に往かんことを請ぜざる」。「大王、若し許したまはんには今便ち請じまつらん」。王言はく、「可しく去りて備に飲食を辦ふべし」。白して言さく、「大王、若し人天の妙相ありて而し出現せんには、彼れ則ち自然にして勞はしく營作するなし、卽ち宜しく駕を整へて共に家庭に至らるべし」。王卽ち宅に就りしに彼外門に驅使せる婦女を見たりければ、王は便ち低目せり。長者白して言さく、「何の故にか低目したまふなる」。王言はく、「我れ汝が婦を避くればなり」。報じて言さく、「是れ外使者にして是れ臣が婦には非じ」。王言はく、「希有なり」。次いで內人を見ては王は更に低目せり。長者復問へるに王は前の如くに答へければ、報じて言さく、「此も亦使者なり、是れ我婦には非じ」。王は是を聞き已りて轉奇異を生ぜり。次いで中門に至るに瑠璃地の湛ふること淸池の若く、其門上に機關魚を置へて影便ち內に現ぜるを見ぬ。王は旣にして見已りて是れ水池なりと謂ひ、卽ち便ち屣を脫ぎぬ。火生白して言さく、「王、何ぞ屣を脫ぎたまふなる」。王曰はく、「今將に水に入らんとす、霑濡するあらんを恐れてなり」。火生曰さく、「此は是れ水に非じ、是れ瑠璃地なり」。王曰はく、「何に因りてか魚動くなる」。答へて曰さく、「魚に非じ、是れ機關の影なるのみ」。王は心に信ぜず、便ち指環を脫して之を地に擲げしに、指環震響して一邊に轉向せりければ、王は更に嗟甚せり。師子座に昇りしに時に彼の內人皆來りて拜謁せるに、未だ起たざるの頃に女皆泣涙せりければ、王は火生に問うて曰はく、「何に因りてか內人は我を見て流涙せるなる」。答へて曰さく、「是れ滴泣せるに

は非じ、王が衣服は栴檀沈水の香煙に熏ぜられたるに由り、煙氣損晴して流涙せしむるを致せるのみ」。時に影勝王は天の妙樂の殊勝難思なるを受けて、耽欲して厭くなく宮內に還らざりければ、國の機務悉く皆棄捨せり。時に諸大臣は未生怨太子に啓して曰さく、「國主大王は火生長者所居の宅に入り、欲樂に耽著して宮に還るを肯んじたまはず、唯願はくは太子、往いて其事を白したまはんことを」。時に未生怨は卽ち王所に至り白して言さく、「大王、何爲ぞ此に住して萬機を顧みたまはざる」。王、太子に語げて曰はく、「汝豈に一日の中に於てすら、國事に當るを知ふる能はざらんや」。太子曰さく、「大天は唯一日のみと言謂ひたまへりや、自ら宮を出でゝより以て七日を經たるに」。王は語を聞き已るに火生の面を觀て是の如きの語を作さく、「實に已に七日せりや」。答へて言さく、「實に爾り」。王曰はく、「若し爾らば如何がしてか晝夜の別を知ふるを得るなる」。火生白して言さく、「大天、若しは華の開合、寶珠の光・不光、鳥に鳴・不鳴あるを見て其晝夜の別を知ふるなり」。王曰はく、「我れ仍ほ未だ知へじ」。答へて言さく、「華にして夜開きて晝合するあり、自ら夜合して晝開くあり、珠にして夜闇く晝明かなるあり、自ら夜明かに晝闇きあり、鳥にして夜便ち響を發すあり、自ら晝日に方に鳴くあり」。王は是を聞き已るに深く奇異を生じて報じて言はく、「童子、大師世尊は言に虛妄なし、所記の事の如きは汝悉く之を受けぬ」と。

【三四】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

巻の第三

火生長者の餘[一]（攝頌は前に在り）

爾の時未生怨は火生長者の宅に入りて好寶珠を見、遂に便ち竊取して其從人に與へ、本宅に至り已るに從者に報じて曰はく、「向に付せる寶珠、汝可しく將來すべし」。從者は拳を開くに唯空手を見るのみなりければ、報じて言さく、「知らず、寶珠何に去れるかを」。太子遂に瞋打せるに火生曰さく、「從者何の辜にてか輙ち瞋打せらるゝなる」。答へて曰はく、「我は是れ小賊にして此は是れ大賊なり、我れ汝が舍より寶珠を竊得せるに、今此の小人は轉更に盜を行じたれば」。火生報じて曰さく、「太子が盜みたまへるにも非ず、此が偷めるにも非じ、太子が取りたまへる後に尋いで本處に還りぬれば」。白して言さく、「太子、我が宅中の財は是れ太子が物なり、所須の者に隨ひて情に任せて將ち去りたまへ、何に因りてか竊取したまふなる」。太子默然し、便ち是念を作さく、「我が父歿せん後に當に之を總取すべし」と。時に未生怨は提婆達多惡友の敎に由りての故に、其父、明王[二]に遂に逆害を加へ、便ち自ら稱して灌頂大王と爲りて摩揭陀國主と作りければ、火生に告げて曰はく、「汝は是れ我弟なり、可しく共に財を分つべし」。火生念曰すらく、「其父、明王をすら殺して自立せり、豈に我所に於て能く容忍せんや、今此の惡王は我宅を奪はんと欲す、先に與へて爲に允ぜんには」と。更念じ已りて告げて言はく、「『大王、我れ先に意ありき、「宅及び財寶は悉く以て持して奉ぜん」と。何の分くる所ぞ、唯願はくは大王は我が宅內に來り、我は王が宮に向はんことを、幸に當に聽許せらるべし』。王言はく、「善い哉、意の作す所に隨さん」。王便ち移去し火生は宮に入りしに、宅中の相好は悉く宮內に移れり。是の如く來去して七返を經たるに、好は火生を逐ひ、惡は王後に隨へり。時に未生怨は是の如きの念を作さく、「我れ今火生の寶を得る能はざれば更に餘術を爲して方便して

【一】三本共に第一門第二子掇頌火生長者之餘とせり。

【二】明王。頻毘娑羅王なり、如法の王なる義(Divy. p.280, l. 18)なり。

之を取らん」とて、竊偸者に告げて曰はく、「汝今宜しく火生の舍內に往いて寶珠を偷取すべし」。其人、語を聞いて便ち鐵鉤を作り墻に昇りて入らんと欲せり、內人見已りて遂に即ち高聲に唱へて言はく、「賊入れり賊入れり」。火生聞き已るに意に去らしめじと(欲し)、遂に「汝住まれ」と云へるに、其賊卽ち便ち墻頭に膠著して向下すること能はざりき。比いで天曉に至りて人皆共に觀て彼賊に問うて曰はく、「何の故にか斯に至れる」。答へて曰はく、「王、我を遣はし來りて火生の寶を偸ましめたれば」。衆人皆怒るらく、「此は是れ惡人なり、法王辜なきに橫に殺戮を加へ、今復賊をして枉げて人財を奪はしめんとは。此過尤も深し、如何が恕すべき」。王は是を聞き已るに遂に使者をして火生處に詣らしめ　是の如きの語を作さく、「宜しく當に放捨すべし、苦害を加ふる勿れ」。是時火生は意に放し去らんと欲し、唱へて「賊、去れ」と言へるに、遂に便ち脫るゝを得たりき。火生念曰すらく、「『尙ほ能く父を殺せり、我を害せざらんには是處あることなけん、豈に財寶の爲に自ら命を殞さんや。然れば則ち我は世尊が昔『我が法中に於て出家修行し、諸惑を斷盡して阿羅漢果を得ん』と授記したまへる所を奉じて、我れ今宜しく俗を捨てゝ出家すべし』。其宅中に於ける所有財寶は、悉く皆孤獨乞人に分給し、貧乏の類をして咸く豐足せしめぬ。時に火生長者は遂に諸親朋友知識と共に辭別し已り、佛所に往詣して佛の雙足を禮し、退いて一面に坐し合掌恭敬して白して言さく、「世尊、唯願はくは我れ善說法律に於てして出家を爲し、幷に近圓を受けて〔三〕苾芻の性を成じ、梵行を淨修して世尊に奉事するを許したまはんことを」。佛旣にして見已りて告げて言はく、「善來、苾芻、可しく梵行を修すべし」。是語を聞き已るに鬚髮自ら落ちて、曾て剪剃して已に七日を經たるが如く、法衣身に著して瓶鉢は手に在り、威儀整肅なること百歲の苾芻の如くなりき。頌して曰はく、

「世尊善來と命びたまふに　髮除き衣は體に著し　卽ち諸根は寂なるを得て　佛に隨ひて意に皆成ぜり」。

【三】苾芻の性 (bhikṣubhāva)。

爾の時世尊は機に隨うて教授したまひしに、彼便ち策勵して方便勤修し、五趣生死輪廻の動搖息まず、有爲の諸行の皆悉く敗壞し、厭ふべき惡法は常に他損を爲し、樂在ること暫時にして苦を受くるは長夜に、天報ありと雖終に散滅に歸するを觀知し、深く察知し已るに便ち諸惑を斷じて阿羅漢果を得、三明六通して八解脫を具し、實の如くに「我が生は已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦じて後有を受けじ」と知るを得、心に障礙なきこと手にて空を掃ふが如く、刀割と香塗とに愛憎起らず、金と土とを觀ずるに等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなく、釋梵諸天は悉く皆恭敬せりき。時に諸苾芻は咸く疑念を起せるらく、「唯佛世尊のみ能く疑網を除きたまへば、我今共に問ひまつらん」。即ち佛所に詣り白して言さく、「世尊、火生長者は先に何の業を作してか彼業の報にて大富家に生じて受用乏くるなかりし。復何の業を作してか母と與に一時に同じく火聚に燒かれたる。復何の業に由りてか人中に生在して天の妙相を受けたる。復何の業に由りてか佛法中に於て出家修行し、諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を證せるなる」。世尊告げて曰はく、『[四]汝等苾芻、皆當に善く聽くべし、火生童子が先に造れる所の業は還須らく自らに受くべかりしを……廣く上に說けるが如し。汝等應に聽くべし、過去世の時九十一劫に佛あり出世して毘鉢尸如來應正等覺と號し、十號具足したまひ、大苾芻衆六萬二千人と與に次第に遊行して漸く一城に至り、名けて[五]親慧と曰ひ、王の名は[六]有親なりき……斯を去ること遠からざるに[七]親慧林あり、佛及び苾芻は此に而し住したまへり。其王は大福德ありて國界安寧に、人民熾盛にして諸の鬪諍なく大法王たりき……廣く上に說けるが如し。此城中に於て一長者あり名けて[八]天分と曰ひ、大富多財にして受用豐足せること、毘沙門王と其の富盛を比しぬ。長者念曰せるらく、「我れ數々毘鉢尸佛及び諸の聖衆を請じて美飲食を設けたりと雖、然も未だ會て三月安居に四事供養を爲さゞれば、我れ今宜しく佛及び僧に三月中の一切資生に於て盡く捨して供給しまつらんことを請ずべし」と。是念を作し已りて即ち佛所に往

【四】火生長者前生因緣譚。

【五】親慧(Bandhumati)。

【六】有親(Bandhumat)。

【七】親慧林(Bandhumati-yaka dāva)。

【八】天分(anaṅgaṇa) Divy. (p. 283, l. 1)參照 anaṅgaṇa は無分と譯し得べき故に、今天分と譯せるは無分の寫誤なりしには非ざるなきか。

き、雙足を頂禮して退いて一面に坐せるに、佛は方便を以て爲に法要を說いて示教利喜し、既にして法を說き已るに默然して住したまへり。是時長者は卽ち坐より起ち、合掌して佛に向うて白して言さく、「世尊、唯願はくは慈悲哀愍して我が三月中の飲食・衣服・臥具・醫藥を請ずるを受けたまはんことを」。佛は請ぜられ已るに、默然して爲に受けたまへり。時に彼長者は佛の受けたまへるを見已りて禮足して去りぬ。時に國王有親は毘鉢尸如來が諸大衆と與に其國に來至して林中に住在したまへりと聞き、便ち自ら念曰せるらく、「我れ頻々佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜりと雖、然も未だ三月四事供養せざれば、我れ今佛僧に三月供養を請ぜんと欲す」。卽ち佛所に往き雙足を禮し已りて退いて一面に坐せるに、時に佛は王の爲に微妙の法を說き、示教利喜して默然して住したまひければ、王は起ちて合掌し敬を致して佛に白さく、「我れ頻々佛僧衆に舍に就りて食せんことを請ぜりと雖、然も未だ三月四事供養せざりき。唯願はくは世尊及び諸大衆は哀愍して三月供養を受けたまはらんことを、四事に闕くるなけん」。佛言はく、「大王、我れ已に彼の天分長者の三月中の請を受けぬ」。王言はく、「佛若し爲に天分の(請を)受けて許されさらんには、私共に籌議せんに彼れ必らず相許さん」。佛言はく、「彼れ若し許さんには我れ當に爲に受くべし」。王は佛語を聞いて禮足して去り、宮中に至り已るに卽ち使者をして往いて天分長者を命ばしめ、至り已るに王言はく、「長者、汝今知れりや不や、我れ先に佛僧を請じて以て供養を申べんと欲すれば、汝は次後に事を設けんも亦遲きに非じ」。答へて言さく、「大王、我已に最先に佛僧を請じ訖りぬ。既にして此念あり、伏して願はくは違ふなからんことを」。王言はく、「長者、復此の如しと雖、然も汝は是れ我國內の人なり、理を以て斟量するに我れ當に先に設くべきなり」。白して言さく、「大王、是れ王人なりと雖理は先請に盡く、若し王にして苦りて抑へんには義に於て違ふあらん」。王言はく、「長者、情に由りて卽ちに心を遂ぐるを得んことを欲せじ。然り、我と汝と隔日に供を設けん、若し食にして好ならんに

は即ち其が請に隨さん」。長者言はく、「爾り」。時に彼長者は即ち其夜に於て備に種々上妙・珍奇殊勝の飲食を辦へ、既にして天明に至り設食處に於て大瓫器を以て多く淨水を貯へ、使をして往いて白さしむらく、「飲食已に辦はりぬ、願はくは佛、時を知しめさんことを」。時に毘鉢尸佛は日の初分に於て衣鉢を執持し、僧衆隨從して天分長者家の設食の處に至り、座に就いて坐したまへり。長者既にして佛僧の坐したまひ已れるを見て、即ち便ち自ら手づから諸の供養を持して佛僧に奉施し、是の如くすること慇懃にして衆の飽足せるを知り、齒木を嚼み澡漱し訖りて鉢を安置し已るに、聽法の爲の故に小座席を取りて佛前に坐せり。爾の時世尊は彼長者の爲に微妙の法を說いて示敎利喜し、機に稱ひて法を(說き)已るに座よりして去りたまへり。時に彼國王は次に當に供を設くべかりければ、便ち即ち種々供養を營辦し……廣く前に說けるが如し……乃至、座よりして去りたまへり。是の如くして更番に妙供養を設けて竟に優劣なかりき。時に彼國王は是事を見已りて手を以て頰を支へ憂を懷いて住せるに、時に諸大臣は王の憂色を見て白して言さく、「提婆、何の故にか憂悒したまふなる」。答へて言はく、「今我れ寧ぞ憂へざるを得ん。我が國內寄住の客にして供を佛僧に設くる(者)よりも我は勝るゝ能はず、故に憂を懷けるのみ」。大臣白して言さく、「天分長者の家內には樵なく、買うて而し食を作すなれば、販柴人等に皆賣るを聽す勿れ。蒸薪にして既に乏しからんに、食を辦へんに緣なけん」。王便ち宣令せるらく、「我が國中の人は柴草を賣る勿れ、若し犯者あらんに當に我國より出だすべけん」。時に彼長者は設食の日に至りて柴を求むるも得ざりければ、便ち家內の栴檀香木を用ひて以て將つて炊爨し、復香油を以て其の氎布に塗り、用ひて飯食を煮たりしに、是に由りて香氣遍く城中に滿ちぬ。王怪しみ問うて曰はく、「何の故にか今日香氣氛氳として常日に異れる、何よりして至れるなる」。諸人は事を以て具に王に白すに、王言はく、「我に今此事なかるべけんや」。大臣諫めて曰さく、「王今何の故にか斯の如きの事を作さんとしたまふなる。長者の家

【九】大瓫器。大口にして一斗を入るるに足る水器なり。Divy. (p. 284, l. 27)には kālyam evotthāyodaka maṇiṃ pratiṣṭhāpya ……(天明に立ちあがりて水器を立たしめて……)とあり。即ち udaka maṇikaṃ(水瓶)なり。

【一〇】提婆。deva の音寫、王を尊稱せるなり。

中に更に子息なければ、身死なん後は物並に官に入れば、斯の如きの隨情の費用を作すを得ん、王今宜しく還薪を賣らしむべし」。即ち便ち賣るを許せるに、長者は王が薪草を賣るを許せるを聞いて忿怒心を生じ惡語を出して曰はく、「我が家中の現に香木あるに隨せて、王幷に母をして一處に焚燒せしめん」と。次いで他日に於て王故ほ憂を懷きければ、諸臣重ねて王に問ふに……前に同じて答へ……臣曰さく、「願はくは憂を懷く勿れ、我れ方便を作して彼をして供を設くるに大王に及ばさらしめん」。王の供を設くる日に諸臣は即ち便ち其城內に於て瓦礫を除去し街衢を掃拭し、遍く香湯を灑ぎ香を燒きて普馥し、幢幡繒蓋を處々に皆懸け、散ずるに名華を以てして充布せさるなく、莊嚴愛すべきこと歡喜園の如くせりき。次いで食堂を造りて宏壯雅麗に、復食座を安ずるに衆寶もて嚴儀し、其座上に於て覆ふに繒綵を以てし、塗香末香もて在處に塗拭し、上饌細軟なること天甘露の如く、種々の滋味、超世の珍羞もて佛僧に敬奉して心を盡して供養せり。時に諸大臣は共に王に白して曰さく、「我等は力に隨うて共に是の如きを作して城隍を嚴飾し其盛饌を辦へぬ、王今宜しく歡心を發起すべし」。王自ら親しく觀じて極めて希有を生じ、即ち使者に命じて世尊處に詣り白言せ(しむ)らく、「食辦はりぬ、願はくは佛、時を知しめさんことを」。佛及び大衆は各衣鉢を持して彼王宮に至り、設食處に詣り座に就いて坐したまふに、其王は遂に灌頂大象をして百支の傘蓋を持して佛世尊を(蓋ひまつらしめ)、自餘の諸象は各一蓋を持して以て苾芻を蓋ひ、國の大夫人は親しく寶扇を持して佛の爲に凉を招び、自餘の內人は苾芻衆を扇ぎ、王及び大臣は親しく供養を持して佛及び僧に奉ぜり……廣く上に說けるが如し。時に天分長者は遂に家人に告げて曰はく、「汝今宜しく王の設供處に詣り、竊に飮食の麁細如何を觀ずべし」。使者旣にして至りて其盛饌を觀ぜるに遂に乃し歸るを忘れ、第二第三の使も皆返らざりき。是時長者は親しく自ら往いて觀じ、彼が盛設を見て深く希有なりと歎じ、便ち是念を作さく、「此諸の妙供は力めて辦じて成じうべけんも、象及び宮

人は我れ何がしてか能く得ん」。是念を作し已るに便ち本居に還り、守門人に告げて曰はく、「汝若し乞人の來至するありて須むるを見んには、皆與へて輙ち入らしむる勿れ」とて、長者は室に入り憂を懷いて住せり。時に天帝釋は常に天眼を以て世間を觀察せりければ、天分長者が室內に憂を懷けるを見て彼が心を察知して便ち是念を作さく、「世間にて福田たるは佛を第一と爲し、大施主と作すことは天分を先と爲す、我れ今宜しく應に彼と共に相助くべし」。即ち自ら化して婆羅門の像と作り、長者の門に至りて守門人に告げて曰はく、『汝今宜しく往いて大長者に白すべし、「憍尸迦種大婆羅門[二]ありて今門外に在り、須らく相見えんと欲す」と』。門人告げて曰はく、『長者は我をして其門を禁守せしむるらく、「乞人あるを見んに、須めんには皆與へて輙ち入らしむる勿れ」と。必らず須むるあらんには意に隨せて將ち去れ、何ぞ勞はしく長者の身に見ゆるを要せん』。彼人報じて曰はく、「我れ求むる所なきも然も要緣ありて長者に見えんことを須むるなり」。使者遂に入りて白して言さく『外に憍尸迦種大婆羅門ありて云はく、「求むる所なきも長者に見えんことを須む」と』。長者報じて曰はく、『可しく彼人に語ぐべし、「若し求むる所あらんに意に隨せて將ち去れ、何ぞ强ひて我身に見えんと欲するを須ゐん」と』。白して言さく、『大家、敎言せる所の如くに我已に報じ訖れるに、彼云はく、「我れ要緣ありて長者に見えんを須む」と』。門人に告げて曰はく、「若し是の如からんには可しく入り來らしむべし」。門人引入せるに、時に婆羅門は既にして長者が憂を懷いて住せるを見て問うて言はく、「長者、何に緣りてか手を以て頰を支へて憂容を帶ぶるに似たる」。長者聞き已るに伽他を說いて曰はく、

「若し人能く憂を解かんに　斯人可しく共語しうべけん　如し其憂にして解かさらんに　共語せんとも何をか爲さんと欲すべき」。

時に天帝釋問うて言はく、「長者、何の憂事かある、我に方便あり能く爲に解除せん」。長者即ち便

【二】憍尸迦種大婆羅門（Kau-śikasagotra brāhmaṇa）。

ち具に前事を說けるに、時に天帝釋は卽ち本形に復して告げて言はく、「長者、我れ〔二〕上巧妙天をして來りて相借助せしめん」。是語を作し已るに形を隱して去りぬ。時に天帝釋は既にして天宮に至り巧妙天に告げて曰はく、「汝今可しく贍部洲中に往いて天分長者の與に共に相借助すべし」。答へて曰さく、「善い哉」。時に巧妙天は卽ち明日に於て彼城中に至り、情に隨ひて變化して衢路を莊嚴すること奇巧超絕し、種々に莊飾せること王に倍勝し、食堂坐具は妙にして天巧を成じ、所有飮食は並に是れ天廚たり、〔三〕大象王をして百支の傘蓋を持たしめて毘鉢尸佛を（蓋ひ）、其餘の諸象は持ちて苾芻を（蓋ひ）、〔四〕舍支天女は手づから金扇を執りて佛の爲に涼を招び、自餘の天女は苾芻衆を扇げり。時に彼國王は一使者を遣して竊に往いて觀察して長者の供養、其狀如何なるかを看はしめしに、其使往いて觀じ、其奇異なるを見て遂に便ち返るを忘れぬ。復大臣を遣せるに還前に同じく住まり、後に太子に令せるに亦復來らざりき。王は其事を怪しみて卽ち便ち自ら往いて彼門所に至りぬ。爾の時世尊は遙に王を見已りて長者に告げて曰はく、「此は是れ國王にして已に眞諦を見たり、汝、彼所に於て麁惡の言を出せり、今門外に在れば汝往いて謝を求めよ」。長者遂に出でゝ謝を王に求めて白して言さく、「大王、今請じまつる、暫らく入らんことを。自ら手づから供養しまつらん」。王卽ち入るに、上妙の天廚を見て極めて希有を生じ、長者に告げて曰はく、「仁今宜しく日々中に於て佛僧衆に供ふべし、我が望む所に非ざれば」。時に彼長者は既にして是の如きの奇妙の盛饌を作して佛僧に供へ已るに、佛足を頂禮して發願して言さく、「我れ今最上の福田に供養しまつれり、願はくは此の勝因もて我れ來世に於て常に大富貴家に生在するを得、珍財豐足して天の妙相を受け、殊勝の法を獲て蓋纏を出離し、是の如きの大師に我れ當に承事して心に厭くことあることなかるべけん」と。汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、往時の天分長者とは卽ち火生是なりしなり。彼王に於て麁惡語を出せるに由り、栴檀の火を以て母子同じく燒かれ、彼業力に由り五百生中に於て母と

【二】上巧妙天（Viśvakarman devaputra）。毘首羯摩天なり。
【三】大象王。Divy.（p. 288, l. 16）には Airāvaṇa nāgarāja とせり。
【四】舍支天女。（Śacī devakanyā）。

與に同處に火に燒かれ、乃し今時に至るまで同じく一處に燒かれ、毘鉢尸佛に於て上供養を作し又復發願せるに由りて、彼業力に由りて常に大富貴家に生在して財寶豐盈なるを得、天の諸妙相は自然に而し出で、我が法中に於て出家修行して は諸惑を斷盡して 阿羅漢果を得たりしなり。汝等苾芻、我と毘鉢尸佛とは神通道力悉く皆平等なれば、若し我所に於て供養承事して殷重心を生ぜんに必らず勝果を獲ん、是の如く應に知るべし。若し純黑の業には純黑の報を得ん等……廣く上に說けるが如し……』。時に諸苾芻は佛の所說を聞いて信受し奉行せりき。

第一門の第三子、頌に攝して曰はく、

「綴鉢と資具を畜ふると　刀子及び針筩と　并に衣楨に三あるとなり　是れ大仙の開許なり」。

佛、室羅伐城に在しき。時に苾芻あり其鉢に穴ありければ卽ち便ち持ち去りて鍜師所に詣り、報じて言はく、「賢者、我鉢に穴あり、幸に能く爲に綴らんことを」。彼れ是念を作さく、「諸の釋迦子は皆是れ閑人、價直を與へずして虛しく相驅使す、我若し爲に作さんに餘者續き來り頻頻料理して我が生務を廢して未だ竟期あらざらん、我れ今宜しく且らく時節を延ぶべし」。報じて言はく、「聖者、我れ未だ暇あらざれば明、當に可しく來るべし」。明日に便ち至るに報じて云はく、「後日」に、或は「早く」、或は「晚く」と云ひて、日々是の如く矯誑して時を延べければ苾芻は勞倦せり。知識苾芻あり見て問うて曰はく、「具壽、日日に常に此家に來り向はる、豈に是れ汝が門徒親識なるべけんや」。報じて曰はく、「大德、此家は我が門徒に非ず、亦親識にも非じ。我に破鉢あり其をして料理せしめんとせるに、彼は我を調誑しぬれば此が爲に常に來るなり」。答へて言はく、「具壽、汝聞かざるべけんや、工師巧兒には實語を得難きを。然り、我れ作すを解せり、若し佛許したまはんには我れ汝が爲に綴らん」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し苾芻ありて巧作を解せんには、應に屛處に在りて其鉢を綴るべし、設見る者あらんも譏醜生ぜざれば」。　時に彼苾芻は既に佛許したまへりと聞き

て、即ち便ち彼の巧苾芻の處に往き報じて言はく、『大德、世尊は「自ら鉢を綴るを得ん」と開許したまへり、當に我が爲に作すべし』。彼言はく、「具壽、豈に我れ指を用ひて而し鉢を綴らんや、須らく作具を得て方に綴を爲すべけん」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、[一五]「是に由りて我れ今僧伽に鐵作の具を畜ふるを開許せん、若し須うるあらんには可しく借りて取用し、事了らんに送還すべし」。

緣は室羅伐城に在りき。時に諸苾芻は三衣を裁たんと欲し、便ち手を以て裂きければ衣財損壞せり。緣を以て佛に言すに、佛言はく、「手にて裂くべからず、可しく刀子もて裁つべし」。世尊許したまひ已るに、時に苾芻あり衣を割截せんと欲し、俗人處に往いて告げて言はく、「居士、我れ刀子を須む、衣を割截せんと欲すれば」。答へて曰はく、「將ち去れ」。既にして衣を裁ち已りて彼人に送還せるに、居士報じて曰はく、「此は卽ち相施せるなり」。答へて言はく、「世尊許したまはされば」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、[一六]「我れ苾芻に刀子を受畜するを許さん」。佛許したまへるを見已るに、時に諸の六衆は便ち金銀琉璃頗梨の諸寶幷に餘の雜色の種々奇珍を以て其[一七]靶を莊飾せり。時に諸の俗旅は見て問うて曰はく、「聖者、此は是れ何物なる」。答へて言はく、「世尊は刀子を畜ふるを聽したまひたれば」。彼言はく、「仁等は尙も欲事ありて心に纒遶せるなりや」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻、金銀琉璃頗梨の諸寶幷に餘の雜色の種々奇珍もて刀靶を莊飾せるを畜用すべからず。若し刀子を須ゐんに純ら鐵を用ひて作れ」。彼便ち太だ長くせり。俗人復問ふらく、「此は是れ何物なる」。答へて言はく、「此は是れ刀子、世尊畜ふるを聽したまひたれば」。彼言はく、「聖者、此は是れ大刀にして是れ刀子ならじ」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻、長刀を畜へされ」。彼れ極小に作れるに物を割るに堪へざりき。佛言はく、「汝等應に知るべし、三種刀子あるを。謂はく、大・中・小なり。大なるは長さ六指、小なるは四指なるべく、二の內なるを中と名く。其狀に二あり、一は烏羽の曲れるが如く、二は鷄翎の似きなり、應に尖直なるべからず」。

【一五】畜鐵作具聽許。
【一六】受畜刀子聽許。
【一七】靶、中央の握る處。

緣は室羅伐城に在りき。時に諸苾芻は三衣を刺す時、便ち竹籤を以てし、或は鳥翮を用ひければ衣遂に損壞せり。佛言はく、[一八]「應に可しく針を用ふべし」、是時六衆は便ち金銀琉璃頗梨の諸寶を以てして其針を作りしに、俗人見て問ふらく、「此は是れ何物なる」。答へて曰はく、「佛、針を畜ふるを許したまひたれば」。彼言はく、「沙門釋子は欲事もて心を纒へり」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻、應に金等の物を以てして其針を作るべからず。然り針に四種あり、銅・鐵・鍮石及以赤銅なり」。苾芻は針を畜へて隨處に安置せりければ、遂に便ち澀を生ぜり。佛言はく、「應に針筩を用ふべし」。苾芻は如何が筩を作らんかを解せざりき。佛言はく、[一九]「二種針筩あり、一は是れ抽管、二には竹筩を以てするとなり。此には管を用ふるを許さん。彼の二刀子にして鐵垢を生ずるを恐れんには、此管中に著れんに亦得ん」と。

緣は室羅伐城に在りき。佛、苾芻に僧伽胝を作るを許したまひき。時に諸苾芻は便ち地上に於て其氈を敷置せるに、多く蟲に食はれ、塵垢ありて汚されき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に地に安くべからず、可しく[二〇]衣楨を作るべし」。苾芻は解せざりければ、緣を以て佛に白すに、佛言はく、「二種の楨あり、或は木或は竹なり」。衣を上に布いて牽挽來去せるに、竹のために衣を損ぜられぬ。佛言はく、「先に須らく孔を鑽るべく、次いで線を以て繚らして相著せしめ、上に就いて之を刺すべし」。佛所說の如くんば三種衣あり、謂はく、上・中・下なり、上衣は上楨に安くべかりしも、中・下二衣は卽ち相稱はざりき。佛言はく、「應に三楨を作り、大・小は衣に隨ふべし」。

第一門の第四子、頌に攝して曰はく、

「照鏡と幷に鑒水と　應に梳刷を用ふべからざると　頂上に長髮を留むると　浴室と栗姑毘となり」。

【一八】畜針聽許。

【一九】二種針筩。

【二〇】衣楨。楨は兩端の柱、其間に木又は竹を以てし、衣を上に安きて刺すなり。

緣は室羅伐城に在りき。時に六衆苾芻は日の初分に於て、衣鉢を執持し城に入りて乞食せり。時に諸の俗人は箱篋中より諸の莊具を開けるに、六衆見已りて便ち彼鏡を持して面を照らして形を觀じ、難陀・鄔波難陀は互に相告げて曰はく、「我れ甚だ端正なり」と。俗旅見て譏り、是の如きの語を作さく、「聖者、頭上に髮なくして腋下には毛長し、何處にか容儀端正あるを得ん」。彼便ち默然せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「〔一〕苾芻、應に鏡に照らすべからず、若し面を照らさんには越法罪を得ん」。佛所說の如くに鏡に照らすべからざりければ、卽ち便ち水に照らせるに前に同じく譏笑せりき。佛言はく、「亦復應に水に臨みて面を照らすべからず」。苾芻は蟲水を觀ぜる時に自ら其面を見たりければ便ち悔心を生ぜり。佛言はく、「水を觀じて面を見んに、此は是れ犯に非じ、疑心を起す勿れ。若しは瘡を觀じ、或は昔時の老少の形狀を窺はんが爲なるには、鏡を覽んも咎なけん」。

緣處は前に同じ。六衆乞食して他の俗家に莊飾の具あるを見て、便ち彼梳を用ひて頭髮を整理し、相語ぐらく、「好なりや不や」。俗人見て時に前に同じく譏笑せるに、彼便ち默然せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「〔二〕苾芻、應に頭を梳るべからず、若し作さんには越法罪を得ん」。苾芻は復更に刷を用ひしに、還前過に同ぜり。佛言はく、「用ひんに越法罪を得ん」。苾芻は梳と刷と一時に倶に用ひしに、佛言はく、「……罪を得んこと前に同じ」。

緣處は前に同じ。時に給孤獨長者は黃金を〔三〕側布して逝多林を買ひ、佛僧に奉じ已るに剃髮人をして往いて寺中に入り衆の爲に剃髮せしめぬ。其人旣にして至るに六衆問うて曰はく、「汝、剪剃して頂髻を留むるを能くするや不や」。答へて曰はく、「是は我が工巧なり」。卽ち剪剃せしめて語げて言はく、「大きく作れ」。又云はく、「更に一分を除け」。是の如くして更に二三四五乃至八分を除けるに、報じて云はく、「癡人、汝元より解せず、可しく總じて淨剃すべし、汝に歸家するを放さん」とて、日暮るゝに歸を言へり。長者は見て問ふらく、「汝、幾人の髮をか剃り來れる」。報じて言はく、

【一】照鏡禁。

【二】梳頭禁。

【三】側布。かたぶけ布くなり。

「多く剃るに暇なかりき。鄔波難陀は頂髻を作さんとて……廣く說きて……乃し、日暮に至りて歸を言ひぬれば」。長者聞き已りて情に譏嫌を起せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に[二四]頂上に髻を持つべからず、若し持つあらんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に具壽牛臥は憍閃毘國に在り、水林山なる出光王園內猪坎窟中に住せりき。後に異時に於て其の[二五]出光王は春陽月に於て林木皆茂り鵝鴈・鴛鴦・鸚鵡・舍利・孔雀の諸鳥の在處に哀鳴して諸林苑に遍かりければ、時に出光王は掌園人を命びて曰はく、「汝今可しく水林山處に於て、芳園を周遍して皆修治し、衆の瓦礫を除き多く淨水を安きて守衛人を置ふべし、我れ暫し園中に往いて遊戲せんと欲すれば」。彼人敬諾して一に王敎に依ひ、既に纔て修營し已るに還りて王に白し知らしむらく、「敎勅せる所の如くに我れ皆營み訖れり、唯願はくは時を知らしめさんことを」。彼王は卽ち便ち諸の內宮を將ゐて以て侍從と爲し往いて芳園に詣りしに、遊戲して既にして疲れければ偃臥して睡りぬ。時に彼の內人は性として華果を愛しければ、芳園の裏に於て隨處に追ひ求めぬ。時に牛臥苾芻は鬚髮皆長く上衣破碎し、下裙垢惡にして一樹下に於て跏趺して坐せるに、宮人遙に見て各並に驚惶して唱言せるらく、「大王、鬼あり鬼あり」と。苾芻卽ち往いて坎窟中に入りしに、王は聲を聞き已りて、卽ち便ち睡覺め、劍を拔いて走り趁ひて宮人に問うて言はく、「鬼、何處に在りや」。答へて曰はく、「走げて猪坎窟中に入れり」。時に王は聞き已るに行いて窟所に至り、劍を執りて而し問へるらく、「汝は是れ何物なる」。答へて言はく、「大王、我は是れ沙門なり」。王曰はく、「是れ何の沙門なる」。答へて曰はく、「釋迦子なり」。問うて言はく、「汝は阿羅漢を得たりや」。答へて言はく、「得ず」。「汝は不還・一來・預流果を得たりや」。答へて言はく、「得ず」。「且らく斯事を置きて、汝は初定乃至四定を得たりや」。答ふ、「並に得ず」。王は是を聞き已るに轉更に瞋怒して大臣に告げて曰はく、「此は是れ凡人にして我が宮女を犯さんとせり、可しく大蟻塡滿窟中に將ゐて其身を

【二四】頂上持髻禁。

【二五】出光王。百軍大王（奢多彌王）の子、鄔陀衍那（Uda-yana）なり。律部二十二、註（一の一〇）及び出家事卷第一の註（一五）参照。

顰蹙せしむべし」。時に舊住の天神にして窟邊に近づける者あり、斯語を聞き已るに便ち是念を作さく、「此の善沙門は來りて我に依附せり、實に所犯なく少欲にして自ら居せるに、非法の惡王は横に傷害を加へんとす、我れ今宜しく救濟の緣を作すべし」。卽ち自ら身を變じて一大猪と爲り窟より走り出でしに、王は猪を見已りて大臣に告げて曰はく、「可しく馬を將ゐ來り幷に弓箭を持るべし」。臣卽ち授與せるに、其猪は遂に走げて急ぎ花園を出で、王は後に隨うて逐へり。時に彼の宮女は苾芻に告げて曰はく、「聖者、可しく去るべし、王は極めて暴惡なれば、或は相害すべけん」。時に彼苾芻は急ぎ衣鉢を持し、疾く行いて去りて漸く室羅伐城に至りぬ。時に彼苾芻は見已りて告げて言はく、「善來、具壽、久しく相見えざりき、何處よりして來れる」。答へて曰はく、「憍閃毘より」。彼の住止せる所にて安樂を得たりや不や」。答へて曰はく、「何の安樂かあらん、殆く國王のために我が形命を斷たれんとせるに」。問うて言はく、「何故なりや」。卽ち具に其事を說けり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は一苾芻に告げたまはく、『汝今可しく牛臥苾芻所に往いて是の如きの言を作すべし、「世尊は汝を喚びたまふ」と』。既にして佛の敎を受けて牛臥所に至り敬みて聖旨を宣べしに、彼れ敎を聞き已りて卽ち佛所に詣り、常の如くに敬を致して一面に在りて立てり。世尊告げて言はく、「苾芻、汝豈に是の如きの非法の惡形狀を作したらんや」。「實に爾り、大德」。「汝は是れ癡人なり、彼窟所に於て貪心戀著して深く愛樂を生ぜんとは」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『[三〇]長髮を留めぬれば是の如きの過ありしなり。是故に汝等應に長髮なるべからず、故に剃らざらんには越法罪を得ん」。佛所敎の如くに苾芻は長髮を留むべからざりしに、蘭若苾芻は剃髮する者なかりければ、遂に卽ち彼臥具等の物を棄てゝ、來りて聚落に近くして而し住止を爲せり。佛知りて故に阿難陀に問うて曰はく、「何の故にか蘭若苾芻は彼住處を棄てゝ、來りて聚落に近くして而し居止を爲せるなる」。阿難陀は佛に白して言さく、「佛所制の如くに苾芻は髮長かるべからざればなり」。佛言はく、「我れ

【三〇】長髮禁。

今開許せん、[二七]蘭若苾芻は頭髮極長なること可しく二指を齊るべし、聚落に居する人は量應に此を減ずべし」と。

緣處は前に同じ。時に苾芻あり身疾病に嬰りければ行いて醫所に詣り告げて言はく、「賢首、我身に疾あり、幸に爲に處方せんことを」。報じて言はく、「聖者、應に浴室を作りて身形を澡浴すべし、平復するを得べけん」。報じて言はく、「賢首、我れ豈に俗の欲樂を受くるに同ぜんや」。報じて言はく、「聖者、唯此は是れ藥なり、餘は蠲くこと能はじ」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し是れ醫人にして、浴室を須ゐんに能く其病を除きて餘藥あらじと云はんには、[二八]是故に我れ今浴室に入るを聽さん」。佛所言の如く、浴室を作るべかりき。苾芻は還往いて醫人に告げて曰はく、「浴室にして病を除かんには、其狀如何ぞや」。醫人報じて曰はく、「我れ曾て輪王の醫方を讀誦せるに、彼に浴室は能く其病を除くを說けり、然れども我れ其狀の云何を識らず。然り汝が大師は一切智を具したまへば、仁可しく就いて問ふべし、彼れ當に作るの(法)を敎ふべけん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に浴室を作るべし」。彼便ち內迮く外寬くして其浴室を作りしに、佛言はく、「是の如くなるべからず、浴室の法は內寬く外迮きこと形、瓳・瓶の如くせよ」。中より黑闇煙出づる能はざりき。佛言はく、「應に可しく牕を作り煙をして外に出でしむべし」。彼れ下に近く作せるに、煙猶ほ出でざりき。佛言はく、「應に下に在くべからず」。彼れ便ち高く作せるに、尙ほ光明を少けり」。佛言はく、「應に太だ高く太だ下かるべからず、應に中に處して作すべし」。烏鳥鳩鴿は便ち室中に入りぬ。佛言はく、[三〇]「應に隔子牕櫺を作すべし」。風雨來る時、水溜傍ひ入れり。「可しく門扇を安くべく、風吹き開かんには當に須らく[三一]居を置くべし。若し開閉し難きには羊甲杖を作して之を開閉すべし」。室に門扇なかりき。佛言はく、「扇井に橫居・鐶鈕を著くべし」。浴室中に於て項水を地に置けるに、冷えて用ふるに堪へざりき。佛言はく、「應に室內に在かんに兩邊に埵を安くべし。項に

【二七】頭髮長二指聽許。
【二八】浴室聽許。
【二九】浴室造法。
【三〇】隔子牕櫺。子を隔てたるれんじまど。
【三一】居。くわんのき。

して上に置かんに太高なるべからず太下なるべからず、應に膝と齊しくすべし」。地に在りて火を然して地を燒損せり。佛言はく、「地に在るべからず、應に甎石を以て地に藉くべし」。火正に炎熾し、苾芻入る時遂に便ち悶絕せり。佛言はく、「火若し燄猛せんに卽ちに入るべからず、煙燄消ゆるを待ちて意に隨せて當に入るべし」。彼れ火を散著せりければ遂に便ち速に滅せり。佛言はく、「應に一處に聚むべし」。何物を以て火を聚めんかを知らざりき。佛言はく、「應に[三二]鐵杴を用ふべし。苾芻、火に中りて悶絕せん時、應に少許の[三三]蔓菁子油を以て麨に和して火中に置くべし、醒悟せしむるを得ん」。便ち惡氣ありき。佛言はく、「麨團を用ひて拭へ」。涙猶ほ未だ除かざりき。「應に餘甘子の屑を以て溲ぎて小團を作り、用ひて其涙を掩ふべし」。室に板坐なかりければ彼自ら持ち來りしに、油のために汚損せられぬ。佛言はく、「應に草を將つて替すべし」。足、地を踏む時塵土に汚されぬ。佛言はく、「應に可しく草を布くべし」。彼れ乾草を用ひしに便ち火に燒かれぬ。佛言はく、「應に青者を敷くべし」。青者求め難かりき。佛言はく、「應に水を將つて濕すべし」。時に諸苾芻は油を以て塗摩せるに、遍身に皆癢かりければ、甎・石・爪を用つて揩りしに便ち皮破れぬ。佛言はく、「身癢きには應に爪にて搔くべからず、應に浮石を用ふべし」。彼れ便ち利く作せるに過を招くこと前に同ぜり。佛言はく、「利き處を磨却し、然る後方に用ひよ」。彼れ既にして用ひ了るに隨處に棄擲し、此に因りて失落せり。佛言はく、「應に隨處に棄失すべからず、應に繩を以て象牙杙上に繫挂すべし」。浮石の油膩を數々水にて洗へり。佛言はく、「應に數々水洗すべからず、可しく火中に置くべし」。多人出入せるに其室遂に冷えぬ。佛言はく、「入る時應に閉づべく、出づる者も亦然り。應に苾芻をして門戸を防守せしむべし」。時に諸苾芻は浴室內に於て漫に言話を爲せり。佛言はく、「應に漫に話すべからず。然り[三四]洗浴時に二儀式あり、一には法語、二には聖默然なり」。此室中に於て苾芻洗浴し、遂に便ち泥濕せり。佛言はく、「此

【三二】鐵杴。鍬に類せる鐵製のもの、杴を鍬の屬なり。

【三三】蔓菁子油。かぶらの實の油。

【三四】洗浴時威儀。

室内に於て水を以て洗浴すべからず、應に別室を作りて中に於て洗浴すべし」。此にて還泥ありき。

（註）（此は是れ西方浴室の制度なり。複甎を以て壘成し、形、穀積の如く、上狹く下寛く、中の高さ一丈許、下闊きこと七八尺、一畔に門を開き、門は須らく扇にて掩ふべし。灰泥の表裏は薄漏せしむる勿れ。可しく後面に於て一小龕を安き、龕に石像或は是れ銅像を置くべし。先に像を浴し已るに擎げて餘處に向け、餘人にして後に入らんに心に要して供養發願し、常に爲に費す所多からずして無窮の福を獲ん。中に地爐を安き、深さ一尺許、洗浴時に至るに此に於て炭を燒き、或は柴を然すべく、其冷暖を看て以て時節に適ひ、室内の燈を明にし、窓を通して煙出で（しむ）べし。西方の浴法は皆食前にして、此方の飢えては沐し飽きては浴するに同じからず。若し洗はんと欲せん時は洗裙を著し、室に入り已るに可しく一邊に在りて[三五]枯に踞して坐すべく、片時して遍く汚せんに油を以て身に塗り人をして揩拭せしめんには、遂に沈痾・冷痺・風癃・煩勞を得んも衆病皆除きて餘欒を須ゐじ、豈に湯洗に同じて垢を去るのみならんや。然る後別室に移向し、其時候に適ひて藥湯を以て身を浴す、此は是れ[三六]帝釋の浴法なり。佛、苾芻に敎へたまへるも事異りて未だ知らず、恐らくは覽ん者悟らざれば聊か因みて注出せり。若し無病にして逐ひ省かんには、隨時に事を量るに任す。然り中天の熱地には作す者亦稀なるも、北方察國には在處に皆有り。）佛言はく、「應に物を以て砌すべし」。苾芻は何物を以て砌すべきかを知らざりき。佛言はく、「應に甎を用ひて砌すべく、或は沙を布くべし」。水便ち漫溢せり。佛言はく、「竇を作り水を決きて出さしむべし」。又水を澆ぐ時、澆人下に居し俗人上に在りしに、水をして衣を汚さしめぬ。佛言はく、「是の如くなるべからず、可しく浴人下に在り、澆人上に在らしむべし」。洗浴の時須らく齒木及び澡豆・牛糞・土屑を用ふべかりければ餘處に向うて取めぬ。佛言はく、「浴室處に於て預じめ此物を貯へ、遠く取めしむる勿れ」。既にして洗浴し已るに身體虛羸せりき。佛言はく、「小食を湌ふに任さん」。手に油膩あり卒に洗除し

【三五】本文に踞祐とあり、宋・元・明本に踞枯とあり。今改む。

【三六】帝釋の浴法。

難く、若し更に延停して洗はんに、[三七]時過ぐるを恐れぬ。佛言はく、「應に匙を用ひて食すべし。或は熱粥を得んに亦可しく匙を用ふべし」。食時に鹽を須めしも葉なかりければ請ひ受けぬ。佛言はく、「應に承鹽盤子を畜ふべし」。佛、浴室を作さしめたまひしも、何人をして作さしめんかを知らざりき。佛言はく、「應に弟子門人をして共に作さしむべし。若し施主あらんに亦可しく憑求すべし」。洗浴の時身體を揩摩するに更互に而し作せり。佛言はく、「入る時應に弟子を將ゐて身を揩摩せしむべし」。(註)(承鹽盤子とは、西方の食法として先に須らく鹽を行し並に薑片を下くべきなり。此は是れ聖教なるも此方と同じからず。盤子は本鹽を安き、或は將つて水を觀ずるに擬せるなり、[三八]衆生食を著れんと欲せるにはあらじ。律に云はく、食し了らんに僧私を問ふことなく須らく一大抄許を留めて以て衆生に施さんに、方に濟飢の益あるべけんとは、此は[三九]並に蓋し是れ傳者の謬なり)。[四〇]

【三七】時。食時なり。

【三八】衆生食。サバなり。本律第三十一條(來二・五三右一八行)に由來を出せり。

【三九】並にとは、衆生食を著る行事と律文にありとする說とを並稱せるものならん。

【四〇】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

第一門の第四子、[一]頌に攝せるの餘

爾の時佛、廣嚴城に在しき。此城中に於て[二]栗姑毘子あり、名けて[三]善賢と曰ひ、性として諂誑なく質直を行と爲し、每に日々に於て世尊を敬禮せり。後に異時に於て佛所に詣らんと欲せり。實力子苾芻は友・地苾芻と世々の中に於て常に怨對たりき。時に友・地二苾芻は人間に遊歷して廣嚴城に至りしに、忽ち路次に於て善賢に逢見せりければ問うて言はく、「善賢、汝、何處に向ふなる」。報じて言はく、「聖者、往いて佛を禮せんと欲せり」。彼二報じて曰はく、「世尊所に至らんには語もて爲に奉獻すべきなり、汝、今頗し勝妙の語言の、世尊に奉ずるありや不や」。答へて曰はく、「我に無し」。報じて言はく、『善賢、汝佛所に至らんに是の如きの語を作せ、「苾芻實力子は羞恥あることなく所行非法なり、身に我妻と共に婬欲を行じ、不淨行を作して波羅市迦を犯ぜり」と。世尊聞き已らんに必らず大歡喜せん』。善賢聞き已るに世尊所に往き、佛足を禮し已りて一面に在りて立ち、白して言さく、「世尊、實力子苾芻は羞恥あることなく所行非法なり、身は我妻と共に婬欲を行じ、不淨行を作して波羅市迦を犯ぜり」。是語を作し已るに佛を辭して去りぬ。佛、諸苾芻に告げたまはく、『彼の栗姑毘子は妄に謗毀を爲せり、應に可しく爲に[四]覆鉢羯磨を作すべし。若し更に餘に此の如きの流類あらんに、亦應に同じく與ふべし。(是の如くに應に作すべし、)座席を敷き揵椎を鳴らし、先に言告し已り、次いで衆皆集まらんに、一苾芻をして[五]單白羯磨を作さしめよ、「大德僧伽聽きたまへ、彼の栗姑毘子善賢は無根波羅市迦法を以て實力子淸淨苾芻を謗れり、若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今善賢の與に覆鉢羯磨を作さんとするを。白すること是の如し」と。若し僧伽にして爲に覆鉢羯磨を作し已らんに、苾芻は其家に往かざれ。設往かんには

【一】前卷の註(二一)前の第四句に相應す。

【二】栗姑毘子。Licchavi族の子、律部十九、註(一〇の四八)參照。

【三】善賢。五分律には盧夷力士子とし、巴利律に Vaḍḍha Licchavi とあり。律部十四、註(二六の一〇一)參照。

【四】覆鉢羯磨。律部二十一、註(五〇の四)參照。

【五】本文に單白羯磨とせるも、宋・元・明・宮本には白四羯磨とす。但し後の仰鉢羯磨の單白羯磨を白四とせざるにより、此處にも單白羯磨とあるを正しと云ひうる。有部律にて單白のみとせるは注意すべきも、恐らくは十誦に同じて白四作法なりしなるべし。(張五・四二左一三行)參照。

座に就くべからず、飲食を受けず、爲に法を說かされ』。佛、阿難陀に告げたまはく、『汝今可しく善賢住處に往いて報じて言ふべし、「僧伽は汝が與に已に覆鉢羯磨を作しぬ」と』。時に阿難陀は敬みて佛の敎を受けて善賢の所に詣れり。時に善賢は緣ありて外に出でければ、阿難陀は其婦に問うて曰はく、「善賢は何に在りや」。答へて言はく、「聖者、緣ありて須らく出でぬ」。問うて曰はく、「何の事に因りての故に善賢に見ゆるを須うるなる」。答へて言はく、「應に知るべし、僧伽は已に汝が家の爲に覆鉢羯磨を作しぬれば」。問うて言はく、「大德、云何が名づけて覆鉢羯磨と爲すなる」。答へて曰はく、「若し人家あり僧伽が爲に覆鉢羯磨を作さんには、諸苾芻衆は其家に往かず、設往かんにも應に座に就くべからず、飲食を受けず、爲に法を說かざるなり。」女人言はく、「大德、此に准ずるに卽ち是れ聖衆は我が爲に籌を堕し、制を立てゝ不往還事を作せるなり、我に何の過ありてか爲に覆鉢を作せるなる」。答へて言はく、「汝が夫善賢は曾て佛所に詣りて是の如きの言を作したればなり、「苾芻實力子は羞恥あることなく所行非法なり、身は我妻と共に婬欲を行じ、不淨行を作して波羅市迦を犯ぜり」と』。其婦聞き已りて卽ち便ち室に入りしに、尊者は出で去りぬ。時に善賢は事了りて家に還りしに、妻曰はく、「君今知れりや不や、聖衆は君が爲に覆鉢羯磨を作せるを」。答へて曰はく、「善い哉、覆鉢、極好なり、覆鉢や」。妻曰はく、「君頗し此の覆鉢の義を解せりや不や」。答へて言はく、「解せず」。妻曰はく、「若し聖衆に爲に覆鉢を作されんには、諸苾芻衆は其家に往かず、設往かんとも應に座に就くべからず、飲食を受けず、爲に法を說かざるなり。君頗し曾て實力子苾芻の、我と與に獨屛處に在りて非法を行ぜるを見たりや」。答へて言はく、「見ず」。（婦曰はく、）「爾今宜しく往いて大師に禮謝すべし。若し大慈尊にして恕されんには善し、如し容捨せられざらんには宅中に入ること勿れ」。善賢聞き已るに心に惻怖を生じ、尋いで佛所に詣り佛足を禮し已り合掌して地に叩き白して言さく、『世尊、我に常願ありて旦に澡漱し已りては行いて大師を禮せり。我れ中路に於て友・地

二苾芻に見えしに、彼れ我に問うて言はく、「汝、何處に向ふなる」。我便ち報じて曰はく、「佛所に往いて親しく禮敬を爲さんと欲す」。彼言はく、「汝、佛所に往かんに頗し善語の、佛に奉獻するありや不や」。我れ答へて「無し」と言へるに、彼れ我に教へて言はく、「佛所に至り已らんに當に是言を作すべし、世尊、實力子苾芻は羞恥あることなく、所行非法なり。身は我妻と共に婬欲を行じ、不淨行を作して波羅市迦を犯ぜり」と。彼二の教へし所、爲に其語を傳へしのみ、我に何の過かある』。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、『善賢の謗毀は元自心よりに非ざれば、應に善賢の與に仰鉢羯磨を作すべし、更に餘類あらんに(亦應に同じく與ふべし)。是の如くに應に作すべし、座席を敷きて楗椎を鳴らし、言白すること已に周くして大衆皆集まらんに、彼善賢をして上座前に蹲踞合掌して是の如きの言を作さしめよ、「大德僧伽聽きたまへ、我は善賢なり、惡知識に誑惑せられたるに由りての故に又實の法を以て實力子を謗り、是因緣に由りて僧伽は我が與に覆鉢羯磨を作せり。我れ今衆に從うて仰鉢を作さんことを乞ふ、唯願はくは大德僧伽、我が與に仰鉢したまはんことを、慈愍の故に」と。是の如く三說せんに、卽ち善賢をして見處不聞處に向ひて合掌して立たしめ、一苾芻をして單白羯磨を作さしめよ、「大德僧伽聽きたまへ、彼の栗姑毘子善賢は惡知識に誑惑せられたるに由りての故に不實の法を以て具壽實力子を謗りぬれば、僧伽は彼が爲に覆鉢を作せり。彼れ善賢は今僧伽に從うて仰鉢を作さんことを乞へり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今善賢の爲に仰鉢羯磨を作さんとするを。白すること是の如し」と。若し僧伽にして爲に仰鉢羯磨を作し已らんに、時に諸苾芻は應に其舍に往き座に就いて坐し、其飮食を受け、幷に爲に法を說くべし』。

第一門の第五子、頌に攝して曰はく、

【六】 仰鉢羯磨。覆鉢羯磨を解く羯磨作法。

【七】 見處不聞處。羯磨秉法の相狀を眼には見ゆるも耳に聞えざる距離なり。

「生支と面、[八]鏡の如きと　歌舞樂を爲さず　歌詠聲を作すを許すと　鉢を用ふるに四種あるとなり」。

緣は　[九]室羅伐城に在りき。時に苾芻あり專ら寂靜を修せんとて跏趺して坐せるに、生支遂に起きぬ。復異時に於て次に行いて乞食し、食事既にして了るに衣鉢を收め足を洗ひ已り、一樹下に於て端居靜思して作意現前せるに生支復起きぬ。既にして欲惱のために倍瞋心を發し、即ち其根を出して石上に安在し、更に石を以て打ちて遂に便ち損壞し、大苦惱を生じ堪忍する能はずして是の如きの念を作さく、「我れ大苦に遭ひ痛逼燒心せり、世尊の大慈、寧ぞ愍を垂れたまはざる」。爾の時[一〇]遍覺遙に憂懷を鑒み、尋いで彼邊に至り問うて言はく、「苾芻、汝何事をか作せる」。即ち便ち具に白すに、佛言はく、「汝豈に我敎を聞かざらんや、苾芻染欲生ぜん時、不淨觀を作して婬情を屏息せよと。何の故にか、汝今愚癡の人たり、應に此を打つべきに翻りて更に餘を打たんとは」。苾芻聞き已りて慚恥して默せるに、佛は此事に因みて諸苾芻に告げたまはく、「豈に我れ先時に汝が爲に說かざりしならんや、若し染欲心起らん時應に不淨觀を修すべく、若し瞋恚心起らん時應に慈悲觀を修すべく、若し愚癡心起らんに應に十二因緣觀を修すべしと。若し修すべきに修せず、打つべきに打たずして而し更に餘を打たんには　[一一]越法罪を得ん」。

　此城中に於て一長者あり、妻を聚りて未だ久しからざるに一息を誕生し、顏貌端正にして人に樂觀せられぬ。養育すること情に隨せて漸く成立するに至りしに、佛の法・律に於て而し出家を爲せり。遇他緣あり逝多林を辭して人間に遊歷せるに、未だ久しからざるの頃に面上に瘡を生じ、不善醫師に就りて以て治療を爲せるに、彼は針を以て刺しければ其口便ち　[一二]喎みぬ。遊歷事周くして還りて　[一三]給苑に歸れるに、[一四]故時の知友は皆祗承せず安慰を爲さゞりければ、問うて言はく、「大德、豈に我を識らざらんや」。報じて言はく、「具壽、我相識を忘れぬ、汝は是れ何人ぞや」。彼即ち具に往日

【八】　三本共に當護面とせり。

【九】　斷生支禁。

【一〇】　遍覺。三藐三佛陀の譯、正遍智即ち佛なり。

【一一】　十誦律(張五・四一右三)には男根を斷たんに偸蘭遮罪とせり。

【一二】　喎。咼に同じ、口戾りて正しからざるなり。

【一三】　給苑。給孤獨園即ち逝多林なり。

【一四】　故時。昔時なり。

の事を報ぜるらく、「……我名は某甲なり」。主人怪しみて曰はく、「汝は昔面首端正なりしに何の緣を以ての故にか今喎哀を見ぜる」。卽ち便ち具に答へ、苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「凡そ人、面を護ること明鏡を護るが如くし、應に輙ちに無識の醫人をして而し針刺を行ぜしむべからず、若し作さしめんには越法罪を得ん」。佛の所言の如くんば、「無識の醫人をして救療を爲さしめざれ」と。時に苾芻あり頭面熱悶せるに、額上に於て刺して熱血を去らんと欲せるも、上醫の求むべきなかりき。佛言はく、「必らず上醫なからんに、可しく中醫をして刺して其血を去らしむべし」。此城中に於て二朋黨あり、一は是れ興易人、二は是れ婆羅門なりき。其の興易人は歌舞事に於て婆羅門に勝れ、其の婆羅門は鬪戰事に於て興易者に勝れぬ。後に異事に於て婆羅門の朋は共に相謂ひて曰はく、「彼の興易人の歌舞は我に勝り、我は鬪戰を以て常に彼朋に勝れり。何の方便を作してか我れ歌舞を以ても亦彼に勝るべき」。人あり議して曰はく、「若し勝らんと欲せんには我等宜しく應に歌舞事を習ふべし」。復議して曰へるあり、「此は好事を成ぜんと今我れ誰よりして其歌舞を學ぶべき」。復議して曰へるあり、「聖者六衆は善く音樂を閑ひぬれば、歌舞に至りては尤も餘人に勝れり、我等可しく就いて親しく其業を受くべし。然り、彼は多貪にして性として財貨を愛すれば、所須あらんには我等供給せん」。此議を作し已るに卽ち便ち共に六衆の處に往き、敬みて禮足し已りて請じて曰さく、「大德、願はくは慈悲を降して我に歌舞を敎へんことを」。六衆報じて曰はく、「若し餅果の直ありて相供給せんには我當に汝に敎うべけん」。彼其告を聞いて常に餅直を奉じければ、遂に歌舞を敎へぬ、旣にして善く學び已るに、聚會時に於て便ち戰法を以て勝ち、興易人復歌舞を作せるに亦還勝つを得たりければ、彼便ち告げて曰はく、「昔來我等が歌舞は君に勝り、君は我等より鬪戰に勝を爲せるに、如何が今日兩事俱に强れるぞや、此に何の故かあるなる」。答へて曰はく、「我ら歌舞に於て功を用ひて習學したればなり」。問うて曰はく、「誰か復相敎へたる」。答へて曰はく、「聖者六衆は慈悲もて我に

教へぬ」。諸の婆羅門は是說を聞き已るに共に嫌賤を生ぜるらく、「沙門釋子は掉擧法を作し、歌舞戲具もて諸の俗人に教へんとは」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[一五]「歌舞を作せるに因りて是の如きの過ありしなり、苾芻は應に歌舞を習學すべからず、作さんには越法罪を得ん」。世尊は歌舞事を習ふを許したまはざりき。時に婆羅門は其歌舞を忘れければ、六衆處に詣り重ねて溫習せんことを求めぬ。時に彼れ報じて言はく、「世尊制戒して歌舞を許したまはじ」。婆羅門曰はく、「若し是の如からんには可しく去りて屛除すべし」。六衆報じて曰はく、「我れ爲に屛除せん」。卽ち便ち彼に詣り、所有歌舞の具を擯除せり。後の時集會せるに、婆羅門の歌舞の事は彼朋に如かざりければ、諸婆羅門は咸譏毀を生ぜるらく、「沙門釋子は深く相損辱して我をして如かざらしめたり」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に他人歌舞の具を擯除すべからず、若し擯除せんには越法罪を得ん」。時に婆羅門は復六衆に詣り報じて言はく、「我に戲樂を教へよ」。六衆許さゞりしに報じて言はく、「聖者、若し教ふる能はさらんには、但願はくは暫く去りて彼に身を現ぜんことを、我當に勝を得べければ」。六衆卽ち去り、旣にして往いて身を現ぜるに、彼の興易人は見て便ち羞恥して樂を作す能はざりければ便ち譏議を生ぜるらく、「沙門釋子にして歌舞處に於て其身を來現せんとは」。佛言はく、「苾芻は應に彼の歌舞の處に往いて故に其身を現ずべからず。若し苾芻にして身に歌舞及以諷詠を作し、或は復人に教へ、或は自ら收擯し、或は復身を現ぜんには皆越法罪なり。(下は是れ尊者善和の因緣なり)。

[一六]爾の時憍閃毘に一長者あり、名づけて大善と曰ひ、稟性柔和なりき。其婦懷妊せるに、尊者舍利子は彼が腹胎の終に將に化を受けて勝上の果を獲んとするなるを知り、因みて其宅に至れり。時に彼長者は素信心ありければ歸戒を受けんことを求めぬ。是より已後數其宅に至れり。曾て一時に於て尊者は獨行し更に侍從なくして長者處に至りしに、問うて曰はく、「大德、何に因りてか獨して

【一五】歌舞禁。

【一六】善和苾芻因緣。

侍從なきぞ」。答へて言はく、「賢首、豈に當に我が草叢內に於て侍者を得せしむべけんや、仁等が處に於てこそ方に獲得して將つて侍者と爲しうべけん」。答へて言はく、「聖者、若し是の如からんには、我婦は妊娠しぬれば、若し男子を生まんに當に大德が與に以て侍從と爲すべけん」。報じて曰はく、「賢首、願はくは兒に病なからんことを」とて、便ち捨てゝ去りぬ。其の長者婦は八九月を經て一男兒を誕めるに、形貌羸瘦せるも其聲和雅なりき。三七日を滿じ已るに宗親を召集して爲に歡會を設け、其父は子を抱きて衆に從うて字を乞へり。衆人議して曰はく、「此兒は形貌羸瘦せるも音聲和雅なり。復是れ長者大善の息なれば、應に此子の與に名づけて善和と曰ふべし」。後に漸く長大し、次にして童年に至れり。時に尊者舍利子は小食時に於て衣を著し鉢を持して憍閃毘城に入り、次第乞食して大善家に至りしに、長者は見已りて遂に「善來」と唱へ、合掌禮足せり。便ち其鉢を取り勝上の餅果飲食を盛滿して持して以て奉上せるに、善和童子は聖者の面を觀じければ、尊者は相を現じて長者をして憶せしめぬ。長者卽ち便ち其子に告げて曰はく、「汝、母腹に在りて未だ誕まれざりし辰、我已に汝を將つて尊者に施與して弟子と爲せり、汝今宜しく尊者に隨うて去るべし」。童子は乃し是れ最後生の人なりければ、爲に俗を捨つるに易かりき。卽ち尊者に隨うて其住處に至りしに、尊者は便ち出家を與へ後に圓具を受けて如法に開解せるに、遂に卽ち策勤苦行して倦むことなく、諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を得たりき。是時、善和苾芻は吟諷の聲を作して經法を讚誦せるに、其音淸亮にして上、梵天に徹せり。時に無數の衆生ありて其聲を聞ける者は、悉く皆[一七]解脫分の善根を種植し、乃至、傍生禀識の類にして彼聲を聞ける者は、耳を攝して其妙音を聽かざるはなかりき。爾の時世尊は大衆集まれるに因みて普く之に告げて曰はく、「汝等苾芻、我が法中の所有聲聞弟子に於て、音聲美妙なること善和苾芻は最も第一たり」。其演暢の音韻和雅なるに由り、能く聞者をして歡喜心を發さしめ、未離欲の苾芻は咸く已が業を廢して日々の中に於て其諳誦を聽けり。後に異時

【一七】解脫分善根。律部二十三、註(四の一二)參照。

に於て憍薩羅勝光大王は白蓮華象に乘り諸の從者と與に後夜時に於て事ありて出城して須らく餘處に詣るべかりしに、善和苾芻は逝多林内に於て高聲に誦經せり。時に象王は音を聞いて愛樂し、耳を[一八]屬て聽いて肯へて前行せざりければ、御者は卽ち便ち鉤を推して足を振へるも象終に動かざりき。王、御者に告ぐらく、「可しく象をして行かしむべし」。答へて言さく、「大王、力を盡して前に驅るも肯へて足を移さず、未だ知らず此象が意に之を何せんと欲するかを」。王曰はく、「放ちて意の去らんとするに隨せよ」。彼卽ち鉤を縱てるに便ち給苑に之き、寺門外に於て耳を攝して聲を聽けり。善和苾芻は誦經既にして了るに、便ち四頌を說いて發願して言はく、

「天・阿蘇羅・藥叉等　來りて法を聽かん者は應に至心に　佛法を擁護して長存せしむべく　各々勤めて世尊の教を行ぜんことを」。　「諸有聽かん徒は此に來至し　或は地上に在り或は空に居し　常に人世に於て慈心を起し　晝夜に自身は法に依りて住せんことを」。　「願はくは諸の世尊は常に安隱に　無邊の福智もて群生を益し　所有罪業は並に銷除し　衆苦を遠離して圓寂に歸せんことを」。　「恒に戒香を用つて瑩體に塗り　常に定服を持して以て身を資け　菩提の妙華もて遍く莊嚴し　所住の處に隨ひて常に安樂ならんことを」。

時に彼象王は斯頌を聞き已るに、其經の畢れるを知りて卽ち便ち耳を搖り足を擧げて行き、彼が驅るに任せて馳せ、鉤に隨うて去りぬ。王、御者に問うて曰はく、「何の故にか此象は今意に隨うて行くなる」。御人答へて曰さく、「未だ知らず、寺內是れ何の聖者にして、美妙の音聲もて經典を諷誦せるに、象は聞いて愛を生じ、遂に行くを肯んぜざりしかを」。王曰はく、「若し是の如からんには宜しく象を廻して就いて彼尊を訪ふべし、我れ親しく上衣を將りて奉施せんことを願へば。可しく明日に於て當に彼城に詣るべし」。御者は卽ち便ち命を奉じ、象を廻して舊居に來至せり。時に勝鬘夫人は王の來れることの速なるを怪しみて所由を請問せるに、王は上緣を以て具に其事を答へて報じて

【一八】屬は托する義、そばだてるなり。

言はく、「夫人、可しく上氈を與ふべし、我れ親しく往いて彼經師に奉ぜんと欲すれば」。勝鬘夫人は便ち是念を作さく、「豈に聖者善和が美妙の音聲を以て經典を諷誦せるには非ざりしならんや。然れども彼尊者は容儀醜陋なり、今我が大王は性として〔一九〕瓌偉を愛すれば、如し其れ見えんには王心を滿たさず、若しは慢惰を起して前の敬重を悔いん。可しく方便を設けて親しく往かしむること勿るべし」。白して言さく、「大王、可しく彼城に往くべし、我れ當に氈を持して尊者に奉施すべければ」。答へて言はく、「夫人、餘氈を將るに任さん、豈に此物に由りて憍薩羅城は遂に便ち貧乏すべけんや」。夫人は默爾せるに、王は乃し上妙氈を持して逝多林に詣れり。時に具壽阿難陀は寺門前に於て經行遊履せるに、王は既にして見已りて卽ち便ち象を下り、尊者の足を禮して問うて言はく、「大德、是れ何の尊者にして今日晨朝に經法を諷誦せるなる」。答へて言はく、「大王、何の故にか問ふを須ふるなる」。「大德、我れ衣を持して躬ら親しく奉施せんと欲してなり」。尊者念曰すらく、「具壽善和は音聲美妙なれば經法を諷誦しては雅韻群に超ゆるも、然も其容儀は常の醜陋には非じ。今者大王は性として姸雅を愛めば、若し其見えんには當に鄙賤を生じて不敬心を起すべけん。可しく方便を設けて親しく往かしむる勿るべし」。白して言さく、「大王、衣可しく我に與ふべし、我れ爲に奉施すれば」。答へて言はく、『大德、世尊は讃歎したまへり、「自ら手づから持して施さんは最も第一たり」と。是故に我れ今自ら持して與へんと欲す』と。時に具壽善和は〔二〇〕晝日遊處に在りて一樹下に於て跏趺して坐せり。時に阿難陀は王を引いて彼に至り、白して言さく、「大王、樹下の坐人は卽ち妙聲の尊者なり」。王進みて〔二一〕祇揖して其貌の醜きを見るや、便ち輕鄙を生じて敬信の心を息み、首を廻らし眉を低れ衣を擲げて而し去りぬ。具壽善和は王の是の如きを見て、卽ち頌を說いて曰はく、

「若し色を以て我を見　音聲を以て我を求めんに　愛染彼が心を亂して　我に見ゆるに當ふる能はじ。　若し人但內を知りて　而し外を見ず　內に於てして果を求めんに　此の聲の爲に

【一九】瓌偉。後の譯文に姸雅とあるに同じ、すぐれ秀でたるなり。瓌は瑰・傀に通ず。

【二〇】晝日遊處。律部二十一、註(三八の三)參照。

【二一】祇揖。宋・元・明本には祇揖とせるも今改めず。つつしみ禮するなり。

迷はされん。　若し人但外を知りて　而し內を見ず　外に於てして果を求めんに　此も亦聲に迷はされん。　若し人內を知らず　亦復外をも見ざる　凡夫の皆障へらるゝは　此亦聲に迷はされん。　若し人善く內を知り　復善く外を見ん　智者は當に出離すべく　此は聲の爲に迷はされじ」。

時に諸苾芻は咸く皆疑ありければ世尊に請じて曰さく、[三]「何の因緣を以て善和苾芻は其形醜陋にして言音和雅に、佛法中に於て出家修行し、諸漏を斷盡して阿羅漢果を得たるなる」。世尊告げて曰はく、「善和苾芻が曾て作せる所の業は還りて須らく自らに受くべかりしなり……廣く說きて……乃至、頌に曰はく、

「假令、百劫を經んとも　所作の業は亡びじ　因緣會遇はん時　果報は還りて自に受けん」。

爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「汝等應に聽くべし、乃往古昔に此の賢劫中人壽四萬歲の時に拘留孫佛あり、世間に出現して十號具足したまへり。時に彼世尊は所有佛事は悉く皆圓滿して無餘依妙涅槃界に入りたまへり。故に彼國主の名づけて無憂と曰へるは世尊遺餘の舍利を供養し、窣堵波の周圓一踰繕那、高さ半踰繕那なるを造らんとて、人をして守當して漸次に修造せしめぬ。其人信心にして意樂賢善に、慇懃に營作して勞倦を生ぜざりき。時に作人あり窣堵波の其量高大なるを見て、遂に嫌慢を生じて是の如きの語を取して同伴に告げて曰はく、「王今此の大窣堵波を造らんとて多く人功を費せるも、何の日にか成就せん」。守人報じて曰はく、「汝、作す能はさらんには意に隨せて當に去るべし、何に因りてか輙ち嫌慢の言を出すなる」。彼れ默して對ふるなかりき。其の守當人は驅りて出さしめんと欲せるに、彼便ち收謝して還舊作に依へり。塔猶ほ未だ了らさるに復嫌慢を生ぜり。守人は杖を與へて之を驅りて出さしめんとせるに、更に還懺謝せりければ復本功に復せしめ、乃し塔成ずるに至りて觀る者倦むを忘れ、百千の衆生は悉く皆歡喜せるに、嫌者は見已りて

【三】善和苾芻前生因緣譚の一。

便ち自ら悔恨せるらく、「我れ往時に於て所爲不善に、塔の高大なるを見ては輕慢の言を作せり、我れ今宜しく其が供養を辨ふべし」。即ち比來の所得の雇直を以て妙金鈴を造りて塔上に懸在せり。汝等應に知るべし、彼の傭力人とは即ち善和是れなりしなり。塔處に於て嫌慢心を生ぜるに由りて今人身を獲ては其形醜陋に、金鈴を奉ぜるに由りて言音和雅に、能く聽者をして歡悦せざるなからしむるなり』。

[二三] 時に諸苾芻は猶ほ疑念ありければ重ねて佛に白して言さく、「大德、善和苾芻は先に何の業 作してか、彼業力に由り經法を諷誦しては聲、梵天に徹せるなる」。世尊告げて曰はく、「汝等苾芻、應に其事を聽くべし。往昔時、人壽二萬歳に於て、迦攝波佛あり世間に出現して十號具足し、婆羅痆斯國仙人墮處施鹿林中に在しき。城林の中間に香果樹あり、能鳴の鳥此に託して居せり。時に迦攝波佛は衣鉢を執持し小食時に於て城に入り乞食せんとて樹邊に在りて過ぎたまひしに、是時彼鳥は佛世尊の容儀端正にして儼として金山の若くなるを見、遂に即ち嚶嚶として妙音響を出し、佛を遶ること三帀して還りて林中に隱れぬ。是の如く日々に佛行き過ぎたまふを見ては佛を遶りて哀鳴し、還りて林間に向ひては歡喜して住せるに、忽ち他日に於て鷹のために摶へられ、命終の後は大婆羅門家に生じ、是より以來は更に生を下惡の類に託せず、乃し今日に至るまで所生の處に好聲を感得し、響梵天に徹して人をして愛樂せしめぬ。汝等苾芻、是の如く應に知るべし、彼の能鳴の鳥とは即ち是れ善和なりしを」。[二四] 時に諸苾芻は更に復疑あり、世尊に請じて曰さく、「大德、善和苾芻は曾て何の業を作してか、彼業力に由りて佛弟子に於て音聲微妙なること最も第一たる」。世尊告げて曰はく、「善和苾芻は發願力に由りて斯報を感得せるなり。何の發願をか作せる。迦攝波佛時に於て善和は出家せるに、其の本師主は迦攝波佛諸弟子中に於て唱導し諷誦するに稱して第一と爲せり。然るに其善和は始め出家してより終り年邁ふる至るまで、梵行を修せりと雖證獲する所なかりければ、命

【二三】 善和苾芻前生因緣譚の二。

【二四】 善和苾芻前生因緣譚の三。

終の時に臨みて是の如きの願を作さく、「我れ迦攝波佛聖教の中に於て出家修行せるも竟に獲る所なかりき、願はくは我れ此勝因を以て迦攝波佛の授記したまへる所の者……未來世に於て人壽百歲に佛あり出現して釋迦牟尼應正等覺と號す……に於て、我れ彼教に於てして出家するを得、煩惑を斷除して阿羅漢果を得、我が親教師の佛法中讃誦弟子に於て說いて第一と爲せるが如く、我も亦是の如くに彼に逢ひて出家し、唱導人中に稱して第一と爲したまはんことを」と。彼の願力に由り我が法中に於て出家修行し、弟子中唱導の師に於て說いて第一と爲れり。汝等苾芻、應に知るべし、往業にして若し純黑ならんには純黑の報を得、若し純白ならんには純白の報を得、若し雜業ならんには雜業の報を得れば、汝等應に可しく純黑・雜業を棄てゝ純白の業を修すべし……餘に廣說せるが如し……』。

三五 緣處は前に同じ。時に諸苾芻は誦經せん時聲韻に閑はず句に隨うて說けること、棄を瀉して之を異器に置るゝが如くなりしも、彼の諸外道は經典を諷誦するに吟詠聲を作せり。給孤獨長者は日々に常に往いて世尊を禮覲せるに、其路側に於て諸外道の誦經の聲を聞いて是の如きの念を作さく、「此の諸外道は惡法律に於てして出家を爲せるも、經典を諷誦するには吟詠聲を作して音詞愛すべきに、我が諸聖者は聲韻に閑はずして句を逐ひ文に隨ふこと、猶し棄を瀉ぎて之を異器に置るるが如くなり。此は是れ我が事なり、當に大師に白すべし」。既にして佛所に至り雙足を禮し已るに退いて一面に坐して白して言さく、「世尊、彼の諸外道は惡法律に於てして出家を爲せるも、經典を諷誦するには吟詠聲を作して音詞愛すべきに、我が諸聖者は聲韻に閑はずして句を逐ひ文に隨ふこと、猶し棄を瀉ぎて之を異器に置るゝが如くなり。若し佛世尊にして慈悲もて許したまはんには、諸の聖衆に吟詠聲を作して經典を誦するを聽したまはんことを」。世尊は意に許して默然して說きたまふなかりければ、長者は佛默然して許したまへるを見已るに佛を禮して去りぬ。佛、諸苾芻に告げた

【三五】 吟詠聲誦經聽許。

まはく、「今より已往、我れ汝等に吟詠聲を作して經法を誦するを聽さん」。佛、聽許したまひ已るに、諸苾芻衆は吟詠聲を作して而し經法を誦し、及以讀經・請敎・白事にも亦皆是の如くせり。給孤長者は因みて寺中に入りしに、寺僧を合はせて音聲喧雜せるを見て白して言さく、「聖者、今此の伽藍は先に[二六]法宇たりしに、今日變じて[二七]乾闥婆城と作らんとは」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に吟詠聲を作して諸の經法を誦すべからず、及以讀經・請敎・白事にも皆應に作すべからず。然り[二八]二事ありて吟詠聲を作せ、一は謂はく大師の德を讃じ、二は謂はく[二九]三啓經を誦するなり、餘は皆合はじ」。佛は佛德を讃ずると三啓を誦するとの二事に吟詠聲を作すを許したまひしに、一少年苾芻あり二事を作す時吟詠を解せず、但直說するを知りて棗を瀉ぐ聲の如くなりければ、諸苾芻曰はく、「佛は二事に吟詠聲を作すを許したまへるに如何ぞ作さゞる」。答へて曰はく、「我れ先より解せざればなり」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に學すべし」。佛、學せしめたまひしに、時に苾芻は房中・廊下・門屋・堂殿に在るに隨せて、悉く皆吟詠の聲を學習せりければ、長者は入り見て上に同じて譏嫌して白して言さく、「聖者、乾闥婆城は未だ捨棄する能はざらんとは」。復往いて佛に白すに、佛言はく、「應に屛處に在りて吟詠聲を學すべし、顯露に居する勿れ、違せんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。一苾芻あり鉢袋中より立ちながら鉢を抽き出せり。苾芻告げて曰はく、「具壽、立ちながら鉢を抽くこと勿れ」。答へて言はく、「何の過ぞや」。報じて曰はく、「地に墮して損壞せんに、豈に過に非ざらんや」。彼便ち默然せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻、應に立ちながら其鉢を取るべからず、若しは帒中に內れ若しは洗ひ若しは曝さんに、皆應に立つべからず、違せんには越法罪を得ん」。

【二六】法宇。法住處の義。
【二七】乾闥婆(gandharva)。天の樂神、今は音聲喧雜に譬へしなり。
【二八】二事吟詠聲聽許。
【二九】三啓經。律部十九、解題の五、三啓經と有部律の項參照。

第一門の第六子、頌に攝して曰はく、

「衣を踏むと幷に諸袋と　襻及び坐具に於てと　緣ありて三衣を離るゝと　六種心念法となり」。

三〇 佛、江猪山恐畏處施鹿林中に在せるに、菩提王子は佛及び僧を請じて妙華樓に於て盛に供養を設け、此樓上の處々に於て朝霞の上氈を敷けり。時に世尊は既にして彼に至り已り、其が衣もて覆へるを見て足を以て蹋みたまはざりき。時に諸苾芻も亦敢へて蹋まざりければ、菩提王子白して言さく、「世尊、唯願はくは世尊、慈悲もて踏み過ぎたまはんことを」。佛は爲に履みたまはざりければ、王子は見已りて卽ち敷衣を攝めしに佛方に前進したまへり。外道聞き已りて是の如きの語を作さく、「沙門喬答摩は未だ供養に堪えじ、王子は氈を敷けるに敢へて之を履まざりければ」。佛、是を知し已りて諸苾芻に告げたまはく、「若し信心の婆羅門長者居士にして、道路處に於て上妙衣を敷きて苾芻を請じて、『願はくは慈悲を降して爲に踐蹋したまはんことを』と曰はんには、外道の我慢心を伏せんと欲せんが故に、諸行無常想を作して而し爲に履踏せよ、疑慮を生ずること勿れ」。

三一 緣處は前に同じ。時に苾芻あり手づから鉢を擎げて去り、路り在り脚跌きて鉢墮ちて遂に彼れ、斯に因りて事を闕きぬ。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻、應に手づから其鉢を擎ぐべからず」。便ち衣角を以て鉢を裹みて去りしに、廢闕せること前に同じかりき。佛言はく、「應に鉢袋を作り盛りて去るべし」。苾芻にして手づから携へしに、過を招くこと上の如かりき。佛言はく、「應に手づから持ちて去るべからず、應に襻を作し三二髆に掛けて持ち行くべし、若し此に異らんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に苾芻あり商旅を以て伴と爲し人間に遊行せるに、行伴中に於て婆羅門あり忽に時患に染り醫人所に詣りて(言はく)、「我に是の如きの病あり、仁爲に處方せよ」。答へて言はく、

【三〇】踏衣禁。

【三一】鉢袋聽許。

【三二】髆。かたぼね。

「此病には訶梨勒を服すべし、必らず當に差ゆるを得べけん」。報じて言はく、「涉路には處として求むべきなし」。醫曰はく、「沙門釋子は善く諸藥を閑へり、彼に從ひて求覓せんに必らず當に惠まるべけん」。時に彼は卽ち便ち苾芻所に詣りて問うて言はく、「聖者、訶梨勒ありや不や」。答へて言はく、「我に有り、此を用ひて何爲ぞ」。報じて言はく、「我れ身に病あり、醫は之を服せしむれば、有らんには時に惠まれんことを」。苾芻は彼に對ひて鉢袋中を開き訶梨勒を覓めしに、先に錐・刀を出し次に皮片幷に諸の雜藥の淨穢交參せるを抽きぬ。時に婆羅門は其雜惡なるを見て報じて言はく、「聖者、仁等苾芻にして能く是の如きの不淸潔事を作さんとは。我は寧ろ身死なんとも斯藥を服せじ」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に[三三]三種袋を畜ふべし、一には鉢袋、二には藥袋、三には雜袋なり」。時に諸苾芻は齊しく三襻を安きて之を腋下に擐けるに、卽ち便ち衣下に傍出して外に現はれ、不信の俗人は見已りて譏笑して報じて言はく、「聖者、豈に腋下に皷を挾みて行くべけんや」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「三種は應に齊著すべからず、應に次第して安きて長短相稱は(しむ)べし」。便ち細襻を安いて身をして損あらしめき。佛言はく、「應に須らく闊作すべく、內に於て氈を安き線を以て之を絡むべく、卷縮せしむる勿れ。若し此に異らんには越法罪を得ん」。[三四]

【三三】三種袋聽許。

【三四】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第五

第一門の第六子、[一]攝頌の餘

緣は室羅伐城に在りき。時に苾芻あり多く氈褥を得たりければ、便ち是念を作さく、「世尊說きたまへるが如くんば、應に割截衣を持すべし」と。即ち褥幷に刀を持して一樹下に向ひ、割截を爲さんと欲せり。世尊は因みて其所に至り、問うて曰はく、「汝、作さんとする所何ぞや」。即ち佛に白して言さく、『世尊の說きたまへるが如くんば、「苾芻は應に割截三衣を著すべし」と。我に既に多く氈褥あれば、今裁割して將つて三衣を作さんと欲するなり』。爾の時世尊は持戒を讚歎し、破戒者を毀りて諸苾芻に告げたまはく、「[二]五種物あり應に割截すべからず、一切の被帔互び長毛毯、短毛毯、幷に諸の氈褥、破碎の物にして若し割截せんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。客苾芻あり緣ありて暫し須らく出づべかりしが、坐具を持たずして寺中に來り入れり。日將に暮れんと欲して其の知事人告げて言はく、「具壽、可しく臥具を取るべし」。彼便ち答へて曰はく、「我に坐具なければ何を以てして褥に替すべき」。「若し是の如からんには可しく單牀を取るべし」。遂に其牀を取りしに、時寒夜に屬し徹明も凍を被り、斯に由りて病發れり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[三]苾芻、應に坐具なくして輙ち外に出で行くべからず、違せんには越法罪を得ん」。佛所言の如くんば、「苾芻は應に[四]尼師但那なくしては出づべからず」と。時に諸苾芻は暫し同城村坊の所に往かんと欲し、或は餘寺に詣り或は經行に出で、當の日に來るに擬せるにも亦坐具を持けり。又諸苾芻の老病にして身羸く、去る時力無きに能く敷具を持ち疲苦勞心せりければ、是の如きの語を作して諸苾芻に告ぐらく、「我れ緣ありて出で即ちに還り來るに擬せるも、敷具を將らさらんには大師の許したまはず、事如何せんと欲すべき」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言

【一】前卷の註(三〇)の前頌第二句以下に相應す。

【二】五種物不應割截。

【三】無坐具出行禁。

【四】尼師但那。坐具なり。

はく、「苾芻、若し晝日遊處に向ひ、或は暫らく餘寺に向ひ、或は寺内に經行し、若しは隨近の村坊に詣りて卽ちに還るに擬せんには、此は皆尼師但那を將りて去くを須ゐじ」。又復苾芻にして緣ありて暫らく出で、尋いで還り來るに擬して坐具を將かざりしに、旣にして彼に至り已るに遇ま他緣ありて遂に便ち日暮れ、坐具なきを以ての故に夜を侵して方に歸りければ、遂に蟲狼及び盜賊等のために傷害せられぬ。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し其本意に卽ち還り來るに擬しつゝ、遇ま他緣ありて歸るに及ばざらんには、當に彼に於て宿るべく、夜行すべからず。可しく同梵行者より替を借りて事に充て、若し得んには善し、如し其無からんには、七條衣を取りて疊みて四重と爲し、將つて席褥に替し、少しく睡り多く覺めて以て天明に至るべし」。又苾芻あり他より物を借り以て臥具に襯せるに不淨の汚せるあり、便ち此服を將つて彼苾芻に還せるに彼は取るを肯んぜざりき。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「淨洗して方に還すべし」。苾芻洗うて還せるに、彼れ仍ほ受けざりき。佛に白すに、佛言はく、「價に准じて應に還すべく、或は謝言を作して嫌恨せしむる勿れ」。（註五）（應に知るべし、文に坐具と言へるは、卽ち是量は身よりも長く、元擬して將つて襯臥の具と爲すなるを。地に敷いて禮拜せしめんとにはあらず、地に敷いて禮拜することは深く本儀に乖けり）。佛所言の如くんば、「苾芻は應に三衣を離れて而し去るべからず」と。時に諸苾芻は暫し同城村坊の所に往き、或は餘の寺内に詣り、或は經行に出でゝ當の日に至るに擬せるにも皆三衣を持けり。又諸苾芻の老病にして羸瘦し、去る時に力無きに能く三衣を持きて困苦勞心せりければ、是の如きの語を作さく、「緣ありて暫し出でゝ卽ち還り來るに擬せるにも、三衣を將らざらんは天師許したまはず、（事如何せんと欲すべき）」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻、若し晝日遊處に向ひ、或は暫し餘寺に向ひ、或は寺内に經行し、或は隨近の村坊に詣りて卽ち還るに擬せんには將らずして去くに任さん」。復苾芻あり暫し出でゝ還るに擬し、衣を持せずして去いて彼に至り、日

【五】義淨三藏の註なり、坐具を禮拜の具とせる道宣律師の說を對破せり。

暮るゝに離衣宿を恐れて卽ち夜を侵して歸り、蟲・賊のために害せられぬ。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し其本意に卽ち還り來るに擬しつゝ、緣ありて歸に及ばざらんには、當に彼に於て宿るべく、應に夜行すべからず。可しく同梵行邊より餘の三衣を借り、守持して事に充つべし」。苾芻は云何が當に(守)持すべきかを解せざりき。佛言はく、「先の守持衣は應に心念して捨し、後に新を守持すべし。然り諸苾芻は應に六心念の法あるを知るべし、一には長淨、二には隨意、三には衣を持し、四には三衣を捨し、五には長衣を分別し、六には別請を捨するとなり」。苾芻、衣を得たるも割截し浣染するに暇なかりき。佛言はく、「若し縫・刺・浣・染するの緣未だ具せざらんには、直爾に白氈及び生絹布にして財と量とを計りて足せんには持して三衣と作し、乃至、俗人の衣物にして彼よりして借り用ひて守持せんに無犯なり、疑惑を致すこと勿れ」。諸苾芻あり尼師但那を將らずして餘處に向うて宿せるに、離衣を犯ぜりと謂へり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『我れ「苾芻は應に輒ち三衣を離れて宿すべからず」と制せるも、尼師但那には非じ。然り、諸苾芻は應に故心に而し持せずして去るべからず、忘念したらんには無犯なり。

第一門の第七子、頌に攝して曰はく、

「水羅に五種あると　器と、共に一處に食すると　露形にて飲食を噉ふと　洗浴事となり、應に知るべし」。

緣は室羅伐城に在りき。時に南方に二苾芻あり、室羅伐城に往いて世尊の足を禮せんと欲せるに、俱に水羅なかりければ其中路に於て水の得べきなかりき。熱渴、身に逼りて一池所に到りしに、一人は報じて言はく、「具壽、可しく疾く水を觀るべし、飲みて渴を除かんと欲すれば」。卽ち便ち鑒察せるに水に蟲あるを見ぬ。是の如く再三せるに隨處に皆有りければ、二人議りて曰はく、「水旣に

【六】守持作法。捨衣並に受持の作法なり。

【七】六心念法。(1)長淨は布薩、(2)隨意は自恣にして、共に心念布薩、心念自恣するなり。(3)心念受持、(4)心念捨衣、(5)心念說淨、(6)心念捨別請なり。

【八】水羅。漉水囊(parisrāvaṇa)なり。

して蟲あり、飲まば便ち命を害せん、今渇逼に遭へり。事如何せんと欲すべき」。時に小苾芻は即ち頌を說いて曰はく、

「百千倶胝劫にも　世尊は遇ひうべきこと難し　我れ今宜しく水を飲むべし　大師の足を禮せんを冀へば」。

時に大苾芻は亦頌を說いて曰はく、

「如來の大悲は含識を愍み　三有愛染は皆除棄したまへり　此教中に於て禁戒を受けぬ　我寧ろ命を捨てんとも生を傷けじ」。

爾の時小者は渴を忍ぶ能はず即ち蟲水を飲み路に隨うて去りぬ。大者は蟲を護りて心に要して飲まず、即ち自ら策勵して一樹陰に詣り端身にして坐し、乃至氣力未だ衰へざりし已來は心に善事を計り、其力盡くるに及びて遂に命終を致し、此福力に由りて三十三天勝妙の處に生ずるを得たり。凡そ天に生ぜん者は若しは男若しは女は即ち三念を起すなり、「我れ何處に於て死に、今何處に生まれ、何の業を作せるに由りてなりや」と。便ち憶せるらく、「前身に人趣に於て死に、今三十三天に生じ、佛の敎に於て極めて尊重を生ぜるに由りてなり」と。時に彼天子は便ち是の念を作さく、「我れ若し往いて世尊を禮しまつらざらんには、是れ恭敬ならず、是れ宜とせざる所なり」。時に天子は是念を作し已るに即ち身を莊嚴し、天の瓔珞を著して光明殊勝に、便ち衣裓[九]を以て嗢鉢羅華・鉢頭摩華・拘物頭華・分陀利迦華・曼陀羅華の諸の妙華を盛り、初夜分を過ぐるに佛所に來詣し、便ち天華を布いて供養を申べ已るに、佛の雙足を禮して一面に在りて坐して妙法を聽受せり。彼天の光明甚だ大に赫奕し、周遍して逝多園林を昭耀せり。爾の時世尊は彼天子の意樂・根性に隨ひて其が爲に法を說き、彼をして四聖諦理を悟るを得せしめたまへり。是の時天子は金剛の智杵を以て[一〇]二十種薩迦耶見の山を破して須流果を得、既にして諦を見已りて三たび佛に白して言さく、「大德、佛世尊に由り

【九】衣裓。形函の如くにして一足あり、花を盛りて手に擎げて供養する具。律部九、註(一六の一六三)參照。

【一〇】二十種薩迦耶見。律部二十一、註(三四の二九)參照。

て我をして解脫の果を證得せしめたまへり、此れ父母・人王・天衆・沙門・婆羅門・親友・眷屬の能く作す所に非じ。我れ世尊の善知識に遇ひまつりしが故に、地獄・傍生・餓鬼趣中より拔濟して出でしめ、人天勝妙の處に安置したまへり、當に生死を盡して而し涅槃を得べけん。骨山を超越し血海を乾竭し、無始積集の薩迦耶見に金剛の智杵を以てして之を摧碎して預流果を得たり、我れ今佛法僧に歸依しまつり五學處を受け、今日より始めて乃し命終に至るまで殺生せず乃至飲酒せじ。唯願はくは世尊、我は是れ鄔波索迦なりと證知したまはんことを」と。卽ち佛前に於て合掌恭敬し、而し頌を說いて曰さく、

「我れ佛力に由りての故に　永く三惡道を閉ぢ　勝妙の天に生ずるを得て　長へに涅槃界に歸せり。　我れ世尊に依りての故に　今淸淨眼を得　眞諦理を證見せり　當に苦海の際を盡すべけん。　佛は人天を超え　生老死の患を離れたまへり　有海の中に遇ひ難きに　我れ逢うて今果を得たり。　我れ以に身を莊嚴し　淨心もて佛足を禮し　除怨者を右遶しまつりて　今往いて天宮に赴かん」。

時に彼天子は旣にして所願を稱へること、猶し商主の多く財利を獲たるが如く、又農夫の廣く田實を收めたるが如く、勇健者の彼怨を降伏せるが如く、重病人の衆疾を除去せるが如くなりき。時に彼天子は佛を辭し、而し去りて便ち天宮に往きぬ。時に小苾芻は漸次に行いて室羅伐城に至り、逝多林に入りて衣鉢を置きて洗足し已るに、世尊所に詣り佛の雙足を禮して一面に在りて住せり。世尊の常法として若し客苾芻の來るを見ては卽ち便ち安慰し問言したまふなり、「善來、苾芻、何處より來れる、今夏安居には何の城國に在りし」と。爾の時世尊は彼苾芻に問うて曰はく、「汝、何處よりか來れる」。白して言さく、「世尊、我れ南方より來れり」。又問ひたまはく、「今夏は何處にか安居せる」。答へて言さく、「亦南方に在りて」。佛言はく、「汝、遠路を尋ねたり、曾て伴ありしや不や」。

【二】除怨者。怨を除ける者、卽ち如來なり。

白して言さく、「有りき」。佛言はく、「彼れ何處にか去れる」。即ち具に其事を說けるに、爾の時世尊は伽他を說いて曰はく、

「若し我戒を輕慢せんに　亦何ぞ勞はしく我を見ん　假令我を見んとも　見たるに非ず供養せるには非じ。　彼苾芻は我を見ぬ　能く淨戒を持てるに由りて　汝、無智の愚人は　眞に我を見ること能はじ」。

爾の時世尊は便ち上衣を開き胸を露して見せしめたまひ、復伽他を說いて曰はく、

「汝可しく我身を觀ずべし　父母所生の體の　譬へば眞金色の如くなるを　先業の力に由りての故に。　若し法身を敬はざらんには　彼は諸佛を見じ　若し法身を了せんには　大牟尼を見るを得ん。　第一の我は法身にして　第二は是れ色體なり　智者は能く知見せり　當に善く尸羅を護るべし。　迦攝波佛の時　苾芻にして學處を犯じ　[二]伊羅葉を損せるに由りて　現に龍中に墮せり」。

爾の時世尊は便ち是念を作したまはく、「諸苾芻に水羅を持たざりしに由りて是の如きの過ありしなり」。諸苾芻に告げたまはく、「應に水羅を畜ふべし」と。世尊說きたまへるが如くんば、水羅を畜へしめたまふなり。苾芻は羅に幾種あるかを知らざりき。佛言はく、「[三]羅に五種あり、一には方羅(註、若し是れ常用なるには絹を須うること三尺或は二尺一尺なり。僧家用なるには、或は兩幅を以てし、時に隨うて大小あり、其れ羅を作らんには皆絹にして、細密にして蟲過ぎざらんには方に得ん。若し是れ踈薄なるには元より用ふるに堪えじ。人あり惡絹及び踈紗・紵布の流を用ふるにも、本蟲を護るの意なきなり)、二には法瓶(註、陰陽瓶是れなり)、三には君持(註、絹を以て口を繫り、細繩にて項を繫りて沈めて水中に放ち、口を擡げて半を出すなり。若し全く口を沈めんに水則ち入らず。滿つるを待ちて引き出し、仍ほ須らく蟲を察ふべし。非直の君持は但是れ口を綽くし、瓶項

【二】伊羅葉。律部十四、註（一五の一二五）の本文參照。

【三】五種の羅。

は大小を問ふことなく絹を以て口を縵くし、細繩を將つて急り繫り、隨時に水を取るなり。極めて是れ省事にして更に放生器を須ゐざれば、深く要を爲すなり)、四に酌水羅(註、斯の樣式は東夏に元無し、述ぶること餘處の如し。即ち小圓羅子とは意況に大に同じと雖然も本式に非ず)、五に衣角羅(註、密絹の〔一四〕方一搩許を取りて或は瓶口に繫り水を汲みて充たし用ひ、或は椀口に置へ濾濟して時に須うるなり、是れ袈裟の角には非ざるなり。此は密にして且つ膩あれば寧ぞ濾用に堪へん、但迷方を爲すこと日に久し、誰か當に指南すべき。然り此等の諸羅は皆是れ西方に見用す、大師悲愍して含生を濟はんが爲なり、食肉尚ほ大慈を斷ず、殺生豈に當に成佛すべけんや。假令暫し寺外に出でんにも即ち可しく羅を持し幷に細繩及び放生器を將るべく、若し將らざらんには直見に非ず佛の敎を輕んず、亦何を以てか門徒を奬訓せん、行者之を思へ、特に宜しく護に存して自他の益を爲すべし)となり」。

緣は室羅伐城に在りき。二苾芻あり先に嫌隙ありしが共に伴侶と爲りて人間に遊行せるに、一は水羅あり、一は水羅なかりき。其の、羅を有せるは水を濾して飮み、其の、羅なき者便ち彼に告げて言はく、「具壽、可しく我に羅を借すべし」。彼便ち與へざりければ事に廢闕するありき。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「嫌隙ある者は應に伴と爲りて人間に遊行すべからず。設ひ斯緣に遇ひて應に相愧謝すべからんには方に可しく同行すべし」。

緣は室羅伐城に在りき。二苾芻あり人間に遊行せるに、一は水羅あり一は水羅なかりき。無かりし者彼の具壽に問ふらく、「水羅ありや不や」。彼れ答へて「有り」と言へるに、更に「相借用するを(得るや)不や」を問言せざりき。彼れ羅を有せるは水を濾して飮み、其の、羅なかりし者は彼より借り用ひんとせるに彼便ち與へざりき。此に因りて嫌を生ぜるに、告げて言はく、「汝は有無を問ひて借用せんを言はざりしに、今羅を借らんと云へること、敬せざるの甚だしきなり、故に我は與へじ」。

【一四】方一搩。十二指即ち一尺二寸四方なり。

彼即ち事を闕けり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『若し諸苾芻にして凡そ行かんと欲する時、自ら水羅なきには應に同伴に問ふべし、「汝、羅を有せりや不や」。若し「有り」と言はんには、應に更に問うて言ふべし、「我と共に用ふるや不や」。若し「共に用ひん」と言はんには即ち可しく同行すべく、「與にせず」と云はんには即ち應に去るべからず』。

緣は室羅伐城に在りき。二苾芻ありて人間に遊行せるに、一は水羅あり一は水羅なかりき。無かりし者問うて言はく、「汝、羅ありや不や」。答へて言はく、「我に有り」。「我と與に用ふるや不や」。答へて曰はく、「共用せん」。遂に即ち同行せるに、其路中に於て遇商旅に逢ひ、彼れ羅を有せる者は緣ありて須らく覆歸すべかりければ、無かりし者告げて曰はく、「汝先に羅を許へり、今可しく相與ふべし」。報じて言はく、「濾水を共にするを許へると、全留せんに擬せざりき」。住まる者、羅なかりければ遂に便ち事を闕きぬ。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『苾芻にして羅なきには彼れ有せる者に問へ、「汝、羅ありや不や」。若し「我に有り」と言はんに、應に可しく覆問ふべし、「汝若し廻還せんには我に羅を與ふるや不や」。若し「與へん」と言はんには善し、若し與へざらんには即ち應に行くべからず」。

具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「大德、若し水羅なくして餘村及び餘寺に向ふを得るや不や」。佛言はく、「合はじ。若し彼處に羅ありて求めうべく、事に闕くるなからんには無犯なり」。「大德、二人して一羅ならんに遊行するを得るや不や」。「若し事に闕くるなからんには得ん」。「大德、若し多人して一羅ならんに、及以僧衆にて(一羅ならんに)遊行するを得るや不や」。「闕くるなからんには得ん」。大德、若し水羅なくして河岸邊に於て行き去るを得るや不や」。「鄔波離、若し水流急にして別河の入るなきには五里に一觀し、若し別水の入るあらんには用ふるに隨うて隨つて觀じ、若し河急流ならざらんにも亦隨處に觀察せよ」。「大德、隨うて水を觀ずる時、幾を齊りて應に用ふべき

や」。佛言はく、「圓きこと一尋を齊る」。「大德、若し水にして觀ぜず濾さずして頗し用ふるを(得る)や不や」。佛言はく、「用ふるを得ず、便ち罪を獲ん」。「大德、若し水濾し訖らば觀ぜずして用ふるを(得る)や不や」。佛言はく、「得ず」。「大德、若し水濾さずして觀ぜんに用ふるを得るや不や」。佛言はく、「觀察して蟲なからんに、意に隨せて當に用ふべし」。「大德、若し水にして濾し觀ぜんに便ち用ふるを得るや不や」。佛言はく、「蟲なからんに用ふるに任へん」。佛告げたまはく、「鄔波離、[一五]五種淨水あり、一には僧伽淨、二には別人淨　三には濾羅淨、四には湧泉淨、五には井水淨なり。此中、僧伽淨とは、謂はく是れ大衆の、一苾芻を差して觀じて水を濾さしめ、彼便ち如法に觀察せん。若し餘の苾芻來らんに、衆の淨せるを以ての故に飲用せんに無犯なり。別人淨とは、彼苾芻の[一六]戒・見・儀・命の皆清淨なるを知らんには、彼が所有の水は之を用ふるも無犯なり。濾羅淨とは、毎に此羅を用ひて曾て蟲の過ぐるなからんには、觀ぜずとも無犯なり。湧泉淨とは、初出にして蟲なき者是れなり。井水淨とは、且に[一七]水を取りて觀じ清淨にして蟲なからんに、明相出に至る來皆意に隨せて用ひよ」。苾芻は水を觀ずるに目察せること多時なりければ、遂に眼光をして物を視るに昏亂せしめぬ。佛言はく、「應に久しく觀ずべからず、應に[一八]六牛竹車の廻る頃の如くすべし。[一九]又心を齊へて淨し已らん來を觀察せんに無犯なり」。[二〇]

縁は室羅伐城に在りき。時に淨信の居士婆羅門等は諸の食器を以てして苾芻に奉施せるに、時に諸苾芻は皆爲に受けざりき。彼皆白して言さく、「聖者、若し佛世尊未だ世に出でたまはざりしには、我は外道を以て勝福田と爲せるも、佛世間に出でたまひては我は仁等を以て上(福田)と爲し所有に奉施せるに、仁爲に受けざらんとは。豈に我等をして資糧を持たずして而し後世に往かしめんとするならんや」。苾芻は縁を以て佛に白すに、佛言はく、「大衆の爲の故に器物は應に受くべし」。佛「衆の爲に器物を受けよ」と言ひたれば、苾芻は受け已るに庫中に置き、食時に至る毎に鉢を用ひて食

【一五】　五種淨水。

【一六】　戒・見・儀・命。同戒・同見にして威儀正しく、邪命を離れたる正命清淨の人をいふ。

【一七】　宋・元・明・宮本には且とせるも今改めず。

【一八】　六牛竹車。六頭の牛をつけたる車に竹を載せたるものが一回轉ずる間の時刻をいふ。

【一九】　本文に又齊心淨已來觀察無犯とあり。

【二〇】　前註(二〇)の本頌第二句、器とあるに相應す。

せり。時に彼施主は見て問うて曰はく、「我れ器物を將りて以て聖者に奉ぜるに、何に因りてか見ぜざる」。答へて言はく、「賢首、庫中に置在せるなり」。報じて言はく、「聖者、豈に我が家內に庫藏なからんや、本意に施せる時受用せしめんことを冀ひ我等をして受用の福を獲せしめんと欲せるに、仁等得已るに庫中に置在して遂に我等をして但[二二]施福を獲て受用の福なからしめんとは」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「他の所施物は應に爲に受用すべし」。佛の敎に依ひ已るに、卽ち便ち受用せり。後に異時に於て別の施主あり心に廣博を愛せるが、大銅盤を以て施せり。老苾芻あり此盤を分得せるに、躬自ら磨拭して遂に勞苦を生ぜり。佛言はく、「應に[二三]掌盤器人を差して洗拭を監知せ(しむ)べし」。苾芻は卽ち便ち簡擇を爲さずして知器人を差せるに、損壞せしむるを致せり。佛言はく、[二三]「五法を具せざらんには未だ差せざるには差すべからず、已に差せるには作さしめざれ。云何をか五と爲す、謂はく是れ愛あり、恚あり、怖あり、癡あり、行ぜると未だ行ぜざるとを記憶する能はざるとなり。若し五法を具せんに未だ差せざるは差すべく、已に差せるには作さしめよ。云何をか五と爲す。謂はく是れ愛なく、恚なく、怖なく、癡なく、行ぜると未だ行ぜざるとを善く能く記憶するとなり。[二四]是の如くに應に差すべし、座席を敷き犍椎を鳴らし、言白すること復周くして衆皆同集せんに、應に先に問うて言ふべし、「汝某甲、僧伽の與に槃器を行ずるを能くするや不や」。自ら知り能くする者答へて「我れ能くす」と言はんに、次いで一苾芻は白羯磨を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、此は苾芻某甲なり、樂うて僧伽の與に其の器物を行ぜんとす、若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今苾芻某甲を差して行器物人と作し、僧伽の爲に其器物を行ずるに當てんとするを。白すること是の如し」。……羯磨は白に準じて應に作すべし……」と。時に諸苾芻は器物を受得し、旣にして食噉し已るに、不淨器を持して行器人に付へぬ。佛言はく、「不淨の器は應に弟子門人に與へて其をして洗拭せしむべし」。時に苾芻あり更に弟子なかりければ、便ち

【二二】施福と受用福。

【二三】掌盤器人。次の文に知器人とあるに同じ、盤器を掌る知事人なり。差すとは推擧するなり。

【二三】掌器人五法具足。第五の行ずとは知掌し洗拭する意なり。

【二四】選差掌器人作法。

自ら洗拭せり。佛言はく、「此人は器を以て行器人に付へて其が洗拭するに任ぜよ。若し弟子門人にして洗ふことを辨せざらんには、此も亦應に行器人に付ふべし」。

緣は室羅伐城に在りき。是時六衆は一鉢中に於て六人共食し、同時に手を内れ手を擧ぐるの時鉢便ち上に隨へるに、共に相謂ひて曰はく、「此黑鉢を觀ずるに能く神通を現ぜり」。六皆手を斂めしに、鉢便ち墮ちて破れければ一時に大笑せり。苾芻は見已りて報じて言はく、「具壽、共に是の如きの醜惡の事を作しつゝ、應に羞恥すべきに翻りて爲に大笑せんとは」。答へて曰はく、「我れ何事をか作せる、當に飲酒せりとやせん、葱蒜を噉へりとやせん」。苾芻報じて曰はく、「此事も久しからずして亦當に作さるべけん」。六衆曰はく、「我れ鉢破れりと雖、豈に陶師亡じて亦泥土皆盡きたらんや、我れ當に更に作るべければ何の過かある」。時に諸苾芻は恥ぢて而し對ふるなかりき。緣を以て佛に白すに、佛便ち念曰したまはく、[二五]「諸苾芻は一處に噉食せるに由りて是の如きの過ありしなり、是事を作さんには越法罪を得ん」。世尊說きたまへるが如くんば、「苾芻は應に同一器にて食すべからず」と。時に諸苾芻は商旅に隨うて行けるに、時に商人は一處に在りて食ひければ、苾芻も亦食せんとせるに然も器物を少き、同處に(食するを)敢へてせざれば、待ち竟りて方に食せるに時節を延ぶるを致し、伴徒に及ばずして後に在りて行けるに、便ち賊に奪はれぬ。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[二六]「若し道路に在りて器の求むべきなからんに、復多人なりと雖一器にて應に食すべく、一が手を擧げん時に次に一は應に下すべく、同時に上下するを得されし」。佛は同食するを許したまひしに、諸の求寂あり苾芻と共に同食するを敢へてせざりければ、[二七]過を生ずること上の如くなりき。佛言はく、「苾芻は應に先に受取し、手を以て器を執り、共に一處に食すべし」。[二八]淨人と共に行けるに、事、求寂に同ぜり。佛言はく、[二九]「飯を把りて團を作り、擲げ與へて而し食せよ」。時に苾芻あり生緣處に至りしに、諸親命びて曰はく、「久しく別れて[三〇]索居せるに今聚會するを得たり、可しく來りて同

【二五】 同一器食禁。

【二六】 道行中同一器食作法。

【二七】 過を生ずとは、伴徒に及ばず從つて賊に奪はれたる事緣をいふなり。

【二八】 淨人。律部八、註(五の九五)、(六の二〇三) 園民の下參照。

【二九】 佛言把飯作團擲與而食とあり。

【三〇】 索居。離散してわびしく暮せる意。

處に盤を一にして食すべし」。答へて言はく、「汝は是れ俗人にして我は出家者なれば、盤を共にして食せんこと是れ應ぜざる所なり」。彼遂に憂を懷いて泣涙して住せり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「彼が慇懃に喚べるを知りて同じく食せんには、當に屛處に於てすべく、譏議を招くこと勿れ。先に其食を受け、手を以て盤を取りて同食せんに過なけん」。

三一 緣は室羅伐城に在りき。六衆苾芻は但一裙を著して食せるに、俗人見已りて共に相謂ひて曰はく、「食せるは何人ぞや」。答へて曰はく、「此は是れ沙門釋子なり」。彼皆嫌恥して是の如きの語を作さく、「彼が教主は極めて愧恥を懷けるに、何に因りてか弟子は此の無慚を作せるなる」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「一裙にして食しぬれば是の如きの過ありしなり、苾芻は一裙にして食するを得され、作さんには越法罪を得ん」。佛言はく、「應に一裙にして食すべからず」と。時に老病なるあり、羸瘦無力なりければ、更に餘衣を披て食すること能はざりき。佛言はく、三二「應に食時には軟滑の僧脚崎衣を著すべし、無犯なり」。復病者あり此の僧脚崎をも亦著する能はざりき。佛言はく、「若し病重からんには應に屛處に在るべく、外人の見る勿らんには、但一裙を著して意に隨せて當に食すべし」。

三三 緣は室羅伐城に在りき。六衆苾芻は三四阿侍羅河に在り露形にして浴せるに、俗旅見て時に問うて言はく、「此は是れ何人ぞや」。人あり報じて曰はく、「是れ露形外道の河中に洗浴せるなり」。復說いて言へるあり、「是れ釋迦子なり」。彼皆嫌賤して是の如きの說を作さく、「彼が教主は極めて愧恥を懷けるに、何に因りてか弟子は此の若くに無慚なる」。……乃至、佛は是念を生じたまへり、「諸苾芻にして露形にて洗浴しぬれば是の如きの過ありしなり、故に諸苾芻は露形浴せされ、作さんには越法罪を得ん。然り諸苾芻は應に洗浴裙を畜ふべし」。佛は言へり、三五「洗浴衣を畜ふるを聽す」と。苾芻即ち便ち兩重に而し作れり。佛言はく、「蟲の入るあるを恐るれば、此は應に持すべからず。若し唯

【三一】前註(二一〇)の本偈、露形食噉に相當す。

【三二】本文に佛言應著軟滑僧脚崎衣、食時無犯とあり、文少しく轉置せり。僧脚崎衣(saṃkakṣikā)は掩腋衣なり。

【三三】露形洗浴禁。

【三四】阿侍羅河(aciravatī)。室羅伐城即ち舍衞城の東を流るゝ河。

【三五】洗浴衣(udakaśāṭikā)。

複のみありて單裙なからんには、應に其水を觀じて蟲なからんに方に浴すべし」。時に但三衣者[三六]あり、違法を成ぜんを恐れて此衣を著せざりき。佛言はく、「守持して應に畜ふべし」。復餘人あり貧にして此物なかりき。佛言はく、「必らず若し無からんには、繩を以て葉を繫り前後に遮障し、隱屛處に於て他をして見せしめずして浴せん時は無犯なり」。苾芻浴し訖るに、衣に蟲あらんを恐れて捩いて水を去らざりき。佛言はく、「一重の衣は必らず蟲の著くるなけんも、然く水を出づる時方便して擡擧し蟲をして住まらしむる勿れ」。

第一門の第八子、頌に攝して曰はく、

「豆と不淨地に生ぜると　吐食と指授して索むると　銅器は不應爲なるも　盛鹽(器)等は隨ひ畜ふるとなり」。

緣は室羅伐城に在りき。時に具壽頡離跋底苾芻[三七]あり、隨うて何處に於ても多く疑惑を生ぜり、是故に時人喚びて多疑頡離跋底と爲せり。彼れ異時に於て曾て厠中に於て豆より葉を生ぜるを見て便ち斯念を起せるらく、「我れ生種を損せり」と。後に異時に於て僧家多く菉豆餻飯[三八]を作せるに彼れ敢へて食せざりければ、弟子報じて言はく、「鄔波馱耶[三九]、僧家に多く菉豆餻飯あるに何に因りてか食せざる」。報じて言はく、「我れ今豈に生種を損すべけんや」。弟子曰はく、「此事云何」。彼れ所見の如くに事を以て之に告げしに、時に弟子も亦敢へて食はざりければ、其餘の知識も亦復問うて言はく、「汝何ぞ食はざる」。彼卽ち師の陳ぶる所の如くに盡く皆向ひ說けり。時に頡離跋底に多く門徒あり、展轉して傳へ言ひければ、乃し大衆は盡く皆食はざりき。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「諸豆中には不熟種なるあり、縱多時に煮んも食し已りて還生ぜん。此は旣に煮られたるなれば食せんに時に過なきなり」。

【三六】　但三衣者。但、三衣のみを持して餘衣を持たざる頭陀行者。

【三七】　頡離跋底(Kāṅkṣā-Revata)。頡は Kāṅkṣā の音寫なるべく、多疑の義、次に多疑頡離跋底とせるは譯と音とを並擧せるなるべし。

【三八】　菉豆餻飯。菉は綠なり、餻はコナモチなれば、綠豆を雜へたる餅飯なり。

【三九】　鄔波馱耶。和上卽ち親敎師なり。

緣は室羅伐城に在りき。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「[四〇]不淨地に果樹生ぜるありて、果は不淨地に落ちんに爲に食するを得るや不や」。佛言はく、「應に食すべからず」。若し不淨地に果樹生ぜるありて果は[四一]淨地に落ちんに爲に食しうべきや不や」。佛言はく、「應に食すべし」。若し淨地に果樹生ぜるあり果は不淨地に落ちんに爲に食するを得るや不や」。佛言はく、「若し夜を經ざらんには應に食すべし」。「大德、淨地に樹生じて果は淨地に落ちんに應に食しうべきや不や」。佛言はく、「應に食すべし」。

緣は室羅伐城に在しき。[四二]婆羅門あり是れ教導の首たりしが、[四三]一特牛を獲たるに後に牸牛を得、復特牛を得たり、是の如く展轉して牛遂に群を成ぜり。時に婆羅門は初の特牛に於て以て祥瑞と爲し、卽ち便ち放捨して長生牛と作して更に拘繫せざりき。後に異時に於て老朽して力なく、旣にして渇に逼られ河に就りて水を飮めるに、遂に泥陷に遭ひて自ら出づる能はざりき。時に[四四]舍利子は傍に在りて過ぎしに彼が沈溺せるを見て、遂に便ち「善根ありや不や」を觀察して、乃し其牛は已に繫屬するの緣あるを見たりければ、卽ち便ち擧げ出して其泥を除去し、水を以て淨洗し水草を飲飼して三句の法を說いて告げて言はく、「賢首、諸行は無常なり、諸法は無我なり、寂滅は樂たり、當に我が所に於て淨信を發起し、傍生趣に於て深く厭心を起すべし」。是語を說き已りて之を捨てゝ去りぬ。此夜中に於て野干のために食はれしに、牛は是念を作さく、「若し[四五]阿遮利耶にして我邊に在せるならんには必定して是の如き等の苦に遭はざりしならんに」とて、舍利子所に於て心を繫けて尊重せりければ、尋いで卽ち命過して大婆羅門家に生ぜり。舍利子便ち是念を作さく、「我れ今暫し往いて彼の老牛を看ん」とて作意し觀察せるに其命過せるを知り、「[四六]何處に生を受けたるか」を（觀察して）婆羅門家に生ぜるを見ぬ。時に舍利弗は化緣の爲の故に便ち婆羅門家に往き、頻々彼に到りしに夫婦皆來り請じて三歸五戒を受けぬ。後に異時に於て尊者は獨行いて彼家內に至りしに、長者問うて

【四〇】 不淨地。僧住院境内なり。
【四一】 淨地。攝食界地なり。
【四二】 牛主苾芻の前生因緣。
【四三】 特牛・牸牛。牡牛・牝牛なり。
【四四】 舍利子の畜生化益。
【四五】 阿遮利耶。軌範師卽ち教授師なり。
【四六】 本文に何處受生見往婆羅門家とあり。文少し補ひ、往字を生の字に改めたり。

曰はく、「尊者、何の故にか獨して侍者なきぞ」。……廣く上に說けるが如し……八九月を經て一男子を誕めるに、面相は牛に似たりき。滿月の時宗親聚會せりければ、兒子を抱持して共に名を立てんことを請ぜり。衆人議りて曰はく、「此兒の相貌は牛王に似たるあれば、應に與に名號を作して牛[四七]主と爲すべし」。……廣說せること彼の善和因緣に同じ……出家近圓して阿羅漢果を獲たりき。先業力に因りて咽むに二喉あり、一は乃ち生を吐き、二は便ち熟せるを咽めり。若し佛未だ非時に食噉するを制したまはざりしには、便ち屛處に於て吐いて復食せるも、制戒の後には吐いて而し外に棄て、旣にして食力なかりければ身形羸損せり。世尊は見已りて知りて故に具壽阿難陀に問うて曰はく、「何の故にか苾芻牛主は身形羸瘦して顦顇せること常に異れる」。時に阿難陀は緣を以て具に白すに、佛言はく、「若し宿業の報にて二喉を生ぜんには、食出づるの時應に可しく再三して之を外に棄て、次いで口を淨漱して意に隨せて之を咽むべし、此れ無犯を成ず」。時に牛主苾芻は旣にして出家し已るに、多くの諸の俗旅は共に嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「沙門釋子は共に非法を行ぜり、牛主等の可惡形相をして而し出家を爲さしめんとは」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「我が聖弟子は德妙高山の若くなるに、遂に衆人をして共に嫌賤を生ぜしめぬ、是緣に由りての故に牛主苾芻は中國に於て而し安處と爲さ(しめ)じ」。爾の時世尊は牛主に告げて曰はく、「汝、今より已往は中國に住する勿れ、應に邊方に在るべし」。佛勅を聞き已るに佛に白して言さく、「是の如し、世尊」とて、卽ち逝多林を出でて便ち[四八]世利沙宮に往き、安隱にして住せり。佛、諸苾芻に告げたまはく、「我が弟子中、邊方に住せる者は牛主を最と爲す」。時に諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「[四九]具壽牛主は曾て何の業を作してか、彼業力に由りて人中に處せりと雖牛の形狀を作し、佛法中に於て出家修行しては阿羅漢果を得たるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「牛主苾芻が先に作せる所の業は增長成熟して還須らく自に受くべかりしなり……廣く上に

【四七】 牛主(Gavampati)。伽梵婆提・憍梵波提とも音寫す。

【四八】 世利沙宮(Sairiṣaka)。僧祇律三十二卷によるに三十三天の宮殿なり。律部十、註(三二の一〇九)參照。

【四九】 牛主苾芻前生因緣譚。

説けるが如し……汝等應に聽くべし、乃往古昔に此の賢劫中、人壽二萬歲の時に迦攝波佛ありて世に出現して十號具足したまひ、牛主は嘗て彼佛法中に於て出家修道せるに、其の親教師は是れ阿羅漢にして衆の上首たりしが、年既に朽老して其形羸瘠せりければ自ら食する能はざりき。時に牛主は常に其師の與に鉢器を收斂し、既にして淨洗し已るに餘苾芻と共に一處に習誦せり。後に異時に於て師食すること緩かなりしに由り洗鉢稍遲れければ、彼の同誦人は問うて言はく、「何の故にか今來るに傷ひ晩れたる」。答へて言はく、「具壽、我が鄔波駄耶は久しくして方に食し了りぬれば」と。更に他日に於て弟子食し了り、自ら器を洗ひ訖りて本師處に至りしに、食未だ了らざりしを見て便ち瞋心を起し、其師に告げて曰はく、「何の故にか遲食なること猶し老牛の如くなる」。師は是念を作さく、「此れ既に盛瞋なり、我れ若し言はんには更に忿をして發さしめん、其瞋定まるを候ひて方にに告知すべし」。彼瞋息み已るに告げて言はく、「具壽、汝、何の語をか作せる」。答へて曰さく、「我が導師は食遲緩なること猶し老牛の若くなり」と。報じて言はく、「具壽、汝頗し我は是れ何人なるかを知れりや」。答へて曰さく、「我れ知れり、師は是れ迦攝波佛の教法の中にて而し出家を爲し、我も亦此に於て而し出家を作せるを」。告げて言はく、「聖子、此事是れ實なり、然り出家人中の所爲の事は我れ已に作し訖れり、我は諸纒を離れたるも汝は便ち縛を具せり、汝は我所に於て麁惡言を出せり、應に可しく慇懃に至心に悔非すべし、是の如くして惡業は方に滅除するを得ん」。時に彼れ聞き已るに至心に悔責せり。汝等知れりや不や、彼が往時に阿羅漢に於て麁惡の言を生ぜる所造の業に由り、五百世に於て常に牛身を受け、乃し今日に至るまで殘業未だ盡きずして尙ほ牛形と作り、彼にて勤めて習誦の事を作せるに由り、我法中に於て出家修行しては諸の煩惑を斷ちて阿羅漢を證せるなり』。

[五〇] 時に諸苾芻は復佛に請じて言さく、「牛主苾芻は復何の業を作してか、[五一] 今世尊に邊方に住せしめら

【五〇】 牛主苾芻前生因緣譚の二。
【五一】 本文に今蒙世尊令住邊方稱爲第一とあり。

れ、稱して第一なりと爲したまへるなる」。佛言はく、『[五二]發願力に由りてなり。曾て何の願をか作せる。卽ち彼佛に於て出家修業せるも、盡形壽に至るまで勝妙の門に於ては竟に所獲なかりき。然も其師主迦攝波佛は「弟子中に於て邊方に住在して衣食を受用せんこと稱して第一と爲す」と(記したまへり)。彼は此(記)を見已るに是の如きの願を發せるらく、「我れ佛所に於て出家修道せるも盡形壽に至るまで勝妙の門に於ては竟に所獲なかりき。願はくは我れ此の勤修の業を以て、佛が「摩納婆、汝は未來世に於て人壽百歲に釋迦牟尼佛ありて世に出現したまひ……」と授記したまへるが(如く)、我れ彼教に於て當に出家して諸の煩惑を斷じて阿羅漢を證するを得べけんことを。(又)我が本師が「佛弟子中、邊方に住在して衣食を受用せんこと說いて第一と爲す」と(記したまへる)が如くに、我れ彼佛の弟子の中にて邊方の衣食を受けんこと亦復是の如からんことを」と。彼の願力に由りて今斯報を受けたるなり。汝等當に知るべし、純黑業に由りて……等、廣說せること上の如し……』。

緣は室羅伐城に在りき。六衆苾芻は指授して食を索むるらく、「我に此物を與へよ、我に彼物を與へよ」とて、[五三]行食人をして其の次緒を失せしめぬ。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[五四]苾芻、應に指授して食を索むべからず、若し故に作さんには越法罪を得ん。若し火力なからんには熟物を索めんに犯に非ず、若し火力强からんには生を取めんに過なけん」。

緣處は前に同じ。具壽鄔波難陀は銅作家に往いて問うて言はく、「賢首、頗し銅鉢を作すを能くするや不や」。答へて言はく、「此は是れ我業なり、何ぞ能く爲さゞらん。未だ知らず、其鉢の須むる所の大小を」。答へて言はく、「大作せよ」。問うて言はく、「聖者、斯の如きの大鉢は仁何の所用ぞや」。答へて言はく、「癡人、汝豈に價直を取らずして我が與に作すならんや」。彼れ是念を作さく、「其の大作するに隨さん、我に於て何か傷へん」とて、卽ち大鉢を造れり。彼れ鉢を見已りて報じて言はく、「更に小者を作して大鉢中に置れよ」。是の如く重々して乃し七に至り、旣に作得し已るに卽ち

【五二】佛言由發願力曾作何願卽於彼佛出家修業至盡形壽於勝妙門竟無所獲、然其師主迦攝波佛於弟子中住在邊方受用衣食稱爲第一、彼見此已發如是願……願我以此勤修之業佛所授記摩納婆汝於未來世人壽百歲、有釋迦牟尼佛出現於此我於彼教當得出家斷諸煩惑證阿羅漢、如我本師佛弟子中住在邊方受用衣食說爲第一、我於彼佛弟子之中受邊方衣食亦復如是……とあり。今文に少しく補へり。

【五三】行食人。食をめぐりほどこす給仕人。

【五四】指授食禁。

弟子をして倶に洗うて淨せしめ、五色の線を以て結びて鉢絡と爲し、次第に重疊して鉢絡中に置き、卽ち求寂をして頂戴して去らしめぬ。但、請處あるには每に卽ち前行して施主家に到り、坐し已るに開張して前に當りて布列せり。時に居士婆羅門等あり見て問うて曰はく、「仁豈に今者銅器鋪を開かんとするならんや」。報じて言はく、「癡人、汝何の識る所ぞ、一は將つて飯を盛り、二は擬して麨を貯へ、三は用つて餅を安き、四は美團を著れ、五は羹菜を受け、六は乳酪を置き、七は助味を請くるなり」。俗人告げて曰はく、「若し是の如からんには更に須らく多く畜ふべし、或は飲食を容るゝに倍して此より多からん」。是義を聞き已るに默爾して對ふるなかりき。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「諸苾芻は銅器を畜へたるに由りての故に、是の如きの過ありしなり」。諸苾芻に告げたまはく、[五五]「銅器を畜ふる勿れ、畜へんには越法罪を得ん。若し銅匙・盛鹽盤子・飮水銅椀を畜へんには並に皆無犯なり。若し是の他物にして用ひんにも亦過に非じ」と。[五六]

【五五】畜銅器禁。
【五六】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第六

第一門の第九子、頌に攝して曰はく、

「應に洗足處を爲すべく　及以濯足盆と　熱時に扇を須ゐんには聽すと　蚊蟲に五拂を開せる
となり」。

緣處は前に同じ。時に諸苾芻は在るに隨せて何の地なりとも卽ち便ち足を濯ぎければ、遂に諸蠅をして在處に擾亂せしめぬ。時に長者婆羅門等あり、寺內に來り入りて洗足處を見て問うて言はく、「聖者、何の故にか此處に蟲蠅亂飛せる」。答へて曰はく、「此は是れ我等が洗足の處なれば」。彼れ聞いて嫌賤せるらく、「沙門釋子は皆不清淨なり、在るに隨せて何の處なりとも而し其足を濯がんとは」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[一]苾芻、應に隨處に洗足すべからず、然り洗足處は應に寺の東南角に在くべし」。佛言へるが如くんば洗足處を安くべかりしも、苾芻は云何が應に作すべきかを知らざりき。佛言はく、「龜背の形の如くせよ」。時に諸苾芻は作し已るに太だ滑かにして足を措るに堪へざりき。佛言はく、「應に可しく澁作すべし。(註、此の洗足處も亦洗浴に堪へたり、西方の諸寺及び在處に皆有り、大小は定まりなく露地に而し作るに、或は大は牀の如く小は半席ばかりなり。四畔に甎を壘ねて高さ一尺許、中間の甎砌は龜背の形を作し、[二]礓石・灰泥を以て水洗し、去らざらんに傍に一竇を通じ水をして外に流れしむ。足を濯ぎ身を洗ふは最も是れ要用たり)。老苾芻あり身體羸弱せりければ、彼の洗足の處に往く能はざりき。佛言はく、「應に執事人を畜めて其をして洗足せしむべく、應に洗足盆を作るべし」。是時六衆は佛の聽許を聞くや、便ち金・銀・瑠璃を以て洗足器を作れるに、俗人見て問ふらく、「此は是れ何物なる」。答へて言はく、「世尊は我に洗足器を作るを許したまへり、此は卽ち是れなり」。彼言はく、「聖者、仁剃髮せりと雖、貪染除かざらんとは」。答

【一】洗足處濯足盆制法。

【二】礓石。礫石なり。

へて曰はく、「脚もて汝が項を踏まん、我れ何の過をか畜せる、汝は我師に非ざるに何の事をか相責むるなる」。俗は嫌賤を生ぜり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「洗足の器には寶を用ふべからず、應に瓦を以て作るべし」。苾芻便ち作るに駱駝形の如くせり。佛言はく、「合はじ。應に象の足もて地を踏めるが如く、其中を稍高くして足を支ふるを得せしむべし。或は可しく中に於て蓮臺形を作るべく、當に須らく澀鞕にすべし」。苾芻は用ひて洗足し已るに隨處に而し安けり。佛言はく、「是の如くなるべからず、若し是れ[三]衆物ならんに、應に可しく覆ひて隱屛の處に在くべく、若し是れ私物ならんには門扇の後に安くべし」。

[四]緣處は前に同じ。時、春陽に屬せるに苾芻は熱を患ひ、身體黃瘦し羸劣にして堪ふるなかりき。俗旅見て時に問うて言はく、「聖者、何の故にか身體黃瘦し羸劣にして力なき」。答へて言はく、「時、春陽に屬すれば我れ熱に苦しめるなり」。彼言はく、「聖者、何ぞ扇を持たざる」。答へて言はく、「賢首、世尊許したまはざれば」。答へて曰はく、「仁が大師は性懷慈愍なれば、若し熱に苦しめるを知りたまはんに扇を許さんこと疑なけん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「我今苾芻に扇を持つを聽許せん」。六衆苾芻は佛の聽許を聞くや、便ち金銀琉璃或は紫礦を以て揩拭し、及び種々に莊彩して而し扇柄を爲れり。俗旅は來り見て便ち譏恥を生ぜるに、六衆傲慢せること……廣說せること前の如し……乃至、佛言はく、「寶等を用ひて扇柄を作らざれ。應に知るべし、扇に兩種あり、一は竹を以て作り、二は葉を用ひて成ずるなり」。時に衆多の敬信の俗旅あり、便ち種々に莊彩せる扇を持して、來りて苾芻に施せるに、苾芻は受けざりき。佛言はく、「若し僧伽の爲なるには受取せんに無犯なり」。

[五]緣は廣嚴城獼猴池側高閣堂中に在りき。時に諸苾芻は蚊蟲の爲に食はれ身體痒きを患ひて爬搔して息めざりければ、俗人見て時に問うて言はく、「聖者、何の故にか是の如くせる」。事を以て具に答へしに彼言はく、「聖者、何の故にか蚊子を拂ふ物を持たざる」。答へて言はく、「世尊許したまはされ

【三】衆物。衆とは僧伽の義、二三人等の別人に對する語なり。

【四】扇聽許。

【五】拂蚊子物聽許。

ば」。……廣説せること前の如し……乃至、緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今諸苾芻は蚊子を拂ふ物を畜ふるを聽さん」。是時六衆は佛許したまへるを聞き已りて、便ち衆寶を以て柄を作り、(六)犛牛の尾を用ひて其拂を爲れり。俗人旣にして見て……廣説せること前の如し……乃至、佛言はく、(七)「其に五種の蚊子を袪ふ物あり、一には羊毛を撚りて作り、二には麻を用ひて作り、三には細裂せる氎布を用ひ、四には故破物を用ひ、五には樹枝梢を用ふるとなり。若し寶物を用ひんには、惡作罪を得ん」。

第一門の第十子、頌に攝して曰はく、

「下裙を結ふに高からざると　重擔を持たざると　若し病まんに杖絡を許すと　蒜を服する等を隨ひ聽すとなり」。

(八)緣處は前に同じ。佛の所言の如くんば、「苾芻は應に營作者を助くべし」と。一苾芻あり須らく梯に緣りて上るべかりき。時に諸の(九)工人は下より仰ぎ觀て彼が形露せるを見て告げて言はく、「聖者、我れ今始めて知れり、聖者は是れ男なるを、男根具はれるに由りて」。彼れ梯上に在りて羞愧して默然せり。苾芻は佛に白すに、佛便ち思念したまはく、「苾芻にして梯に昇るに、下裙を結へざりしに由りて是の如きの過ありしなり」。諸苾芻に告げたまはく、「若し營作するありて須らく梯に昇るべからんには應に下裙を結ひて方に上に昇るべし」。又諸苾芻は營作時に於て高く下裙を結へるに、不信の俗流は見て譏笑し問うて言はく、「聖者、相撲せんと欲するなりや」。答へて曰はく、「我れ作務するあれば」。彼れ聞いて默然せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し梯に緣りて上らんには當に下裙を結ふべきも、平地にて作さん時は應に是の如くなるべからず」。(下裙を結ふと言へるは、謂はく裙の後邊の下緣を捉りて前に向はしめ、腰間に(一〇)急攝するなり)。

【六】犛犛。長尾牛なり。

【七】五種拂子。

【八】下裙結制法。

【九】工人。本文には上人とせるも聖本によりて今改めたり。宮本には王人とせり。

【一〇】急攝。せまりおさふるなり。

[一一]縁處は前に同じ。六衆苾芻は自ら重擔を擎げゝれば不信の者見て是の如きの語を作さく、「我らは父母妻子の爲に活くる能はざらんを恐るれば、是を以て身に重擔を擎ぐるも、仁は何の所爲にてか躬自ら勞苦するなる」。報じて言はく、「賢首、我に多緣あればなり、一には世尊に供養しまつらんが爲に、二には僧伽の食事の爲に、三には病者に[一二]所須を供給せんが爲に、是の因緣に由りて身に重擔を持てるなり」。彼れ默して對ふるなかりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に身に重擔を擎ぐべからず、作さんには越法罪を得ん」。

佛、王舍城鷲峰山中に在せるに、老苾芻あり山に登るに上下して脚跌きて地に倒れぬ。佛言はく、「應に拄杖を畜ふべし」。佛許したまへるを聞き已るに、六衆は卽ち便ち金銀等並に雜彩物を以て其杖を雕飾せりければ、俗旅見已りて共に嫌賤を生ぜり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、[一三]「苾芻、二種の緣あらんに應に拄杖を畜ふべし、一は謂はく老瘦して無力ならんに、二は謂はく病苦の、身に嬰れるとなり」。時に苾芻あり伴りて老病と作り、而し其杖に拄へぬ。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し實に老病ならんには、應に僧伽に從うて[一四]畜杖羯磨を乞ひ、若し僧伽にして與へんに、時に應に畜ふべし。是の如くに應に乞ふべし、座席を敷き楗椎を鳴らし、言白すること旣に周くして衆は應に盡集すべし。時に老病苾芻は上座前に於て蹲踞し合掌して是の如きの言を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、我は苾芻某甲なり、老朽瘦弱し、或は復身病みぬれば、若し杖なからんに時に便ち濟ふこと能はじ。今僧伽に從うて畜杖羯磨を乞はんとす、願はくは大德僧伽、我れ苾芻某甲に畜杖羯磨を與へたまはんことを、是れ能愍者なり、願はくは慈愍の故に」と是の如くに三說し、次に一苾芻は白羯磨を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、此は苾芻某甲なり、老朽瘦弱し或は復身病みぬ、若し杖なからんに時に便ち濟ふこと能はざれば、今僧伽に從うて畜杖羯磨を乞へり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今苾芻某甲の與に老朽瘦弱し、或は復身病みぬれ

【一一】重擔禁。
【一二】所須。必要の物。
【一三】拄杖聽許。
【一四】畜杖羯磨。

ば畜杖羯磨を作さんとするを。白すること是の如し」。……羯磨は白に準じて應に作すべし……若し僧伽にして與に畜杖羯磨を作し已らんには、杖に拄へんとも無犯なり」。

一五 緣は王舍城に在りき。時に諸苾芻は老瘦無力に加ふるに風疾を以てして、鷲峰山に於て、或は時に上下せるに脚跌きて地に倒れ、澡灌・君持は悉く皆破碎せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に網絡を持つべし」。六衆聞き已るに五色の線を以てして網絡を爲りければ、俗衆譏嫌せるらく、「……問答因緣は廣く畜杖の如し……」。（佛言はく）、「……如若杖・絡の二にして皆須ゐんには合せて羯磨を作さんに此亦過なけん。旣にして法を得已らんに、持つに任せて犯に非じ」。

一六 緣は室羅伐城に在りき。時に苾芻あり蒜を食噉し已りて佛所に來詣し、佛の雙足を禮して一面に在りて立てるに、佛言はく、「苾芻、可しく坐して一心に我が法を說くを聽くべし」。時に彼苾芻は佛勅を聞き已りて重ねて世尊を禮して一邊に而し坐せるに、佛は爲に法を說きたまへり。彼れ法を聽ける時、數便ち面を迴らせり、惡氣ありて尊儀に輕觸せんを恐れたれば。是の如く再三せりければ、佛言はく、「苾芻、汝當に一心に我が說く所を聽くべし」。苾芻は亦復再三して外に向ひて面を迴らし、便ち佛足を禮して奉辭して去りぬ。爾の時世尊は知りて而して故に問ひたまはく、「阿難陀、何の故にか彼苾芻は我法を聽ける時數數面を迴らせる」。阿難陀言さく、「彼は蒜を噉へるに由り、尊儀に觸れんを恐れて故に數面を迴らせるなり」。佛、阿難陀に告げたまはく、「諸苾芻輩にして蒜を食せるありや」。阿難陀言さく、「有り」。佛言はく、「彼れ蒜を食へるに由りて聖道に入るを障へぬ。向に蒜を食はざりせば、我が法を說くを聽いて金剛の智杵を以て二十身見の大山を摧壞して預流果を得たらんに。是故に阿難陀、今より以往は諸苾芻に制せん、應に一七蒜及び葱・韮類を食ふべからず、食はんには越法罪を得ん」と。時に舍利子は衆中に在りて坐して便ち是念を作さく、「今此の苾芻は見諦を得ざりしも、明、當に見るべきや不や」。卽ち便ち觀察せるに、明も亦能く諦理を見るに

【一五】絡囊聽許。

【一六】噉蒜禁。

【一七】蒜・葱・韮類制禁。蒜はニンニク、韮はニラなり。

緣なかりければ、即ち更に深く第四靜慮に入りて其が後際を觀ぜるに、亦彼が聖を證するの日を見ざりき。即ち定より起ちて而し頌を說いて曰はく、

「少時の間に於て　散念して專注せざりしに由り　彼をして未來世に　眞諦理を見ざらしめぬ」。

爾の時世尊は舍利子が心の所念を知らしめし已りて告げて言はく、「舍利子、汝今應に佛境界に於てして輙ち思量すべからず、此は乃し一切聲聞獨覺の境界を超過しぬれば。然り未來に於て佛出世するあり、一切尊と名けまつる。此人、彼の佛法の中に於て出家修行して、諸漏を斷盡して阿羅漢果を得ん」。佛、是念を作したまはく、「彼苾芻は蒜を食噉せるに由りての故に眞理を見るを障へぬ、是故に苾芻は應に蒜を噉ふべからず、食はんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり身、疾病に罣りければ醫人所に詣りて告げて言はく、「賢首、我に是の如きの病あり、幸に處方を作さんことを」。告げて言はく、「聖者、應に可しく蒜を服すべし、患、鎖除するを得ん」。報じて言はく、「賢首、佛は食するを聽したまはず」。醫曰はく、「此は是れ病藥なり、餘に差ゆるを能くするは非じ」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「醫にして此藥あるのみ、餘に差ゆる者非じと云はんには、之を服せんに無犯なり」。苾芻聞き已るに便ち寺中に於て病の爲に蒜を食ひて房舍・牀榻・氈席・大小行處を受用し、及以衆中に出入往來し、或は制底を遶り、或は〔一八〕香臺を禮し、俗人(處)を經過しては其が爲に法を說き、或は時に請を受けて施主家に詣り、或は園林・天廟の處に至り、衆人聚集せるには輙ち其中に往き、所到の處には諸人咸く蒜臭を聞きければ、共に嫌賤を生じて是の如きの語を作さく、「沙門釋子は復出家せりと雖而し還蒜を噉ひて臭氣相熏ぜり、我と何か別ならん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、〔一九〕「苾芻にして病ありて蒜を飮食せんには、所有行法は我れ今當に說くべし。諸の病苾芻にして若し蒜を食はんには、應に寺側の邊房に住すべく、僧臥具及び大小行室を用ふるを得ず、衆に入るを得ず、亦俗人

【一八】香臺 (gandhakuṭi)。佛殿なり、律部十九、註(一一の一五)香殿の下參照。

【一九】噉蒜順行法。

の爲に法を說かず、制底を遶らず、香臺を禮せず、俗家に往かず、園林・天廟・衆人聚處には皆往くべからず、可しく屏處に於てして之を噉服すべく、設人見んとも時に譏恥を生ぜざれば。若し服し了れる時は七日内に於て仍し此に住せよ。葱を服せんには可しく三日を停むべく、若韮を（服せんには）一日し、後に方に洗浴し并に衣を洗ふべく、香熏して氣なからんに後に方に寺に入るべし。上に制せる所の如くに依行せざらんには越法罪を得ん」。（第一門了る）

第二門、總じて頌に攝して曰はく、

「牛毛と并に傘蓋と　毯を披ると勝鬘綖と　出家と　藥湯餅と　門扇と鎚斤と釜となり」。

第二門の第一子、頌に攝して曰はく、

「牛毛及び隱處と　同牀と獨披ざると　若し白色衣を得んに　染め覆ひて方に應に用ふべしとなり」。

二〇 緣處は前に同じ。時に給孤獨長者は逝多林を以て四方僧に施し訖るに、剃髮者をして寺中に往詣して鬚髮を剃除せしめ……廣說せること前の如し……鄔波難陀は剃髮人に問うて曰はく、「汝頗し牛毛剪を作すを解せりや不や」。答へて言はく、「是れ我が巧工なり、寧ぞ解せざるべけんや」。便ち二一鉸刀を以て牛毛剪を作せり。（牛毛剪とは）髮可しく二分を留むべく、此を牛毛剪と名く。鄔波難陀曰はく、「更に一分を剪れ」。是の如くして乃し末後に至り報じて言はく、「汝の癡人、未だ剪髮を解せじ、宜しく淨剃すべし、汝が歸家を放さん」。……廣說せること前の如し……乃至、佛言はく、「苾芻は應に牛毛剪髮を作すべからず、作さんには越法罪を得ん」。世尊說きたまへるが如くんば、苾芻に牛毛剪髮を許したまはざるなり。苾芻の頭上に忽ち瘡ありて生ぜるに、刀を以て剃る時便ち苦痛を受けぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「可しく瘡處に於ては鉸刀を以て之を剪り、餘は常の

【二〇】牛毛剪禁。
【二一】鉸刀。はさみ。

如くに剃るべし」。

二二 緣處は前に同じ。長者は人をして衆の爲に剃髮せしめしに……廣く上に說けるが如し……鄔波難陀は見て報じて曰はく、「頗し我が與に隱處毛を除くを能くするや不や」。答へて言はく、「此は是れ我が工なり」。卽ち剪剃せしめしに前の如く驅使して暮に至りて歸るを放しければ時に俗嫌賤せり。佛言はく、「苾芻は應に三處毛を剃るべからず、剃らんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり隱處に瘡を生じ、或は時に蟲出でゝ痛痒忍び難かりければ、善事を修するを廢せり。佛言はく、「病緣あらんには應に老宿苾芻に告げ、然して後に更互に瘡處を剃除すべし、疑惑を致すこと勿れ」。

二三 緣處は前に同じ。六衆苾芻は同一牀に臥し共に相推倚して掉擧し呵笑せり。苾芻は佛に白すに、佛是念を作したまはく、「共に一牀に眠りぬれば是の如きの過ありしなり、同牀に臥せんには越法罪を得ん」。時に衆多苾芻ありて人間に遊行し、一村落に至りて他より牀を借りしに、主人は一を與へければ、報じて言はく、「更に須めん」。主人報じて曰はく、「我家多人なるも同一牀に臥せり、如何が苾芻は各別に從ひ索むるなる。多人共臥せんに理復何をか傷へん」。苾芻答へて曰はく、「世尊は許したまはざれば」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し諸苾芻にして性懷慚恥にして具に戒行を修せんに、襯身物を敷き正念もて心に在き、中に衣帢を以て或は鉢袋を以て隔てゝ方に臥せよ。牀既にして是の如し、自餘の褥席も此に准じて應に知るべし」。

二四 緣處は前に同じ。衆多苾芻は人間に遊行し、一村落に至りて長者家より臥處を求得し、時寒冷に屬せりければ復臥物を覓めぬ。時に家中の人は苾芻處に於て心に哀愍を生じ、已が臥物を以て苾芻に借與せるに、先に入手せる者は獨披て而ち臥し、其の得ざる者は凍を忍びて終宵せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に先に得て獨にて臥すべからず、應に可しく共用して老者に隨うて覆ふべし」。後に一時に於て鄔波難陀は老に隨うて物を得たるに、便ち臥被を披て獨起きて經行せりけれ

【二二】 剃隱處毛禁。

【二三】 同牀臥禁。

【二四】 獨披臥物禁。

ば、餘者は寒を受けて夜に辛苦に遭へり。小者報じて曰はく、「我は寒苦を受けぬるに、仁乃し經行せんとは」。鄔波難陀曰はく、「誰か遮せる。汝等は起きて經行せざるのみ」。彼の諸苾芻は寒を忍びて夜を經ければ、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「衆人して被を得んに臥時には通覆せよ、必らず經行せんと欲せんには可しく私物を披るべし、若し衆物を披んには惡作罪を得ん」。

[二五]緣處は前に同じ。時當に冬月にして苾芻は苦寒せりければ、一邊に居在し身を側めて臥せり。時に給孤長者は寺中に來り入り、諸苾芻の一邊に而し臥せるを見て問うて言はく、「聖者、大師の教法は務めて精勤するに在るに、何の故にか仁等は委脅して臥し、虛しく日時を度りて善品を修せざる」。苾芻答へて曰はく、「心に喜樂あらんに善品修すべけんも、我れ現寒を受けぬれば何ぞ能く策勵せん。我れ今凍を被れること誰か復能く知らん」。長者は辭去して宅中に還り至り、五百張の厚白の氈帔を以て衆僧に送與せり。時に諸苾芻は即ち便ち披て寺外に出でゝ遊行せるに、不信の俗流は見て嫌恥を生じ問うて言はく、「聖者、豈に仁等は並に俗に還れるなるべけんや」。答へて曰はく、「汝等應に是の如きの語を作すべからず、我れ寒の爲の故に此の俗衣を披たるのみ」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「俗人衣を披るべからず、必らず他緣あらんには彼衣上に於て染色物を將つて覆ひ已りて方に披るべし。若し[二六]僧祇の衣帔ならんには內に物を以て替し、外に物を將つて覆ひ、然して後に方に披るべく、斯に異らんに罪を招かん」。

第二門の第二子、頌に攝して曰はく、

「傘蓋と無後世と　歌聲と火を放たざると　遊行に依止を覓むると　毛毯は翻披せざるとなり」。

緣處は前に同じ。此城中に於て一居士あり、常に衣物を收め、賣りて以て自ら活きぬ。後に異時

【二五】白衣氈著法。

【二六】僧祇衣帔、僧伽所有(saṃghika)の衣帔なり。大衆の衣帔はそれを汚穢せざる爲に內に襯身衣をきるなり。

に於て多く利物を獲たるに便ち是念を作さく、「何の方便ありてか、福業を修するを得て復多く利を獲るなる」。此の居士は素信心ありければ是の如きの念を作さく、「我れ今宜しく佛及び僧を請じて、座には妙衣を敷き諸の飮食を設くべし、衣食の供養は是れ大福田なれば、此の施因に緣りて我は多く利を獲ん」。是念を作し已るに佛所に往詣し、雙足を禮し已りて一面に在りて立ち、佛に白して言さく、「世尊、願はくは佛及び僧は明、當に舍に就りて我が微供を受けたまはんことを。唯願はくは慈悲もて所請に違ふなからんことを」。爾の時世尊は默然して受けたまふに、長者は知り已りて佛を禮して去り、舍中に還り至りて備に種々上妙の飮食を辦へ、妙座を盛設して敷くに上衣を以てし、即ち使者をして馳せ往いて佛に白さしむらく、「飮食已に辦はれり、願はくは佛、時を知らしめさんことを」。時に大衆は皆彼宅に赴けるも、唯佛世尊及び知事人は留まりて寺内に在りき。諸佛世尊は五因緣ありて、知事人を留めて佛の爲に食を取め(しめ)たまふなり。云何が五と爲す。一には簡靜を欲して諸の諠鬧を離れんが爲に、二には諸天の爲に法要を宣說せんと欲し、三には病人を觀察せんと欲せんが爲に、四には臥具を觀察せんと欲せんが爲に、五には諸弟子の與に其學處を制せんと欲せんが爲なり。今者世尊は學處を制したまはんが爲なりき。諸苾芻衆は彼請に赴ける時、遂に中途に於て天大雨に遭ひて衣服皆濕ひ、彼家中に至り座に就いて坐せるに、其の坐處に隨ひて衣皆染められければ、居士は見已りて極めて嫌心を起して是思惟を作さく、「我が諸衣物は並に皆利を失しぬれば、我れ今宜しく還りて此物を持して苾芻に施與すべし」。是念を作し已るに告げて言はく、「聖者、所坐の物は我れ皆奉施しぬれば咸く持ち將らるべし」。苾芻答へて曰はく、「世尊に白すを待て、未だ許したまふや不やを知らざれば」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「汝等應に知るべし、彼居士が本心に持して施さんとせるに非ざるを。譏嫌ありしが爲の故なれば、應に受くべからず」。時に居士は是語を聞き已るに深く敬心を起し、無ち是念を作さく、「我が此衣物は若し賣らんと

【二七】佛不赴請の五因緣。

欲せんには半價をも得じ、若し諸聖者にして染めて壞色せしめ、披著し受用せんに正に是れ宜とする所たり」。卽ち便ち衣を持して寺に詣り、聖衆に告げて曰はく、「我れ本心に此物を捨せん、欲するなかりしも、今時意ありて持して以て僧に奉ぜんとす、願はくは我が爲に受け、染めて以て披著せんことを。唯願はくは仁等は當に傘蓋を持して、衣をして濕さしむる勿らんことを」。答へて言はく、「居士、我れ佛に問ひまつるを待て」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、『居士は先時には心に施さんと欲するなかりしも、今時意を決して持して衆僧に奉ぜり、汝等可しく受けて染め已りて披著すべし、前人を利せんが爲に。疑惑を致すこと勿れ。是故に我れ今諸苾芻に令せん[二八]「應に傘蓋を持すべし、若し持せざらんには越法罪を得ん」と』。六衆苾芻は傘蓋を許したまへりと聞き、便ち金等の四寶を以てして其柄を爲り、及び餘の種々紫鑛もて畫飾し、孔雀尾を以てして上覆を作れり。時に諸の居士婆羅門等は見て嫌賤を生じ……問答は前に同じ……乃至、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に是の如きの傘蓋を持つべからず。然り[二九]二種の蓋あり、一は竹、二は葉なり」。苾芻は佛、蓋を許したまへりと聞き、遂に便ち長く傘柄を作し大城中に在りて之を擎げて過ぎしに、俗旅は見て時に是の如きの語を作さく、「彼れ蓋を持てる者は是れ何の商主・大富長者にして外より方に來れるなる」。諸人卽ち便ち彼に就りて看問せるに、既にして苾芻なるを見て共に嫌恥を生ぜり。……乃至、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に長く傘柄を作すべからず、長さ二肘を齊り或は蓋と等しくせよ。又聚落に入る時は應に蓋を持つべからず」。時に苾芻あり商旅に隨逐して人間に遊行して一聚落に至りしに、道村內に在りき。苾芻は蓋を持ちければ敢へて村に入らず、村外より行いて遂に商旅を失ひ、獨行いて後に在りければ便ち賊のために刼はれぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し道、村中に在らんに正に擎ぐるを得ず、若し偏に持ち去らんには無犯なり」。時に苾芻あり村に入りて乞食せるに、傘柄を以て曾觸せりければ敢へて持ち行かず、雨のために衣を霑せり。苾芻は佛に

【二八】傘蓋聽許。

【二九】二種蓋。

白すに、佛言はく、「乞食せん人は傘柄を淨洗して應に持し去るべく、必らず其れ雨定まらんに隨處に寄擧し、村を出でんと欲する時に方に可しく持ち去るべし」。

緣處は前に同じ。時に南方に遊行外道あり……是れ【三〇】盧迦耶黨にして後世を撥無せり……鄔陀夷と名け、漸次に周旋して室羅伐に至りしに、勞乏を觧かんと欲して逝多林に入り、先に尊者憍陳如の處に往いて告げて言はく、「苾芻、我れ師門に就いて少しく文字を學びぬれば、仁者と與に略して談說を爲さんと欲す」。尊者答へて曰はく、「婆羅門、激論の事は我が所爲に非ざれば汝の別に求むるに隨さん、此に住するに宜なけん」。彼れ即ち往いて馬勝・跋陀羅・大名・婆澀波・名稱・晡律拏・牛主・毘摩羅・善臂・羅怙羅に詣り、既にして彼に至り已るに一々に告げて言はく、「苾芻、我れ師門に就いて少しく文字を學びぬれば、仁者と與に略して談說を爲さんと欲す」。時に諸尊者は答へて曰はく、「婆羅門、激論の事は我が所爲に非ざれば汝の別に求むるに隨さん、此に住するに宜なけん」。次いで復往いて尊者舍利子の所に至り、還上の如くに問へるに、時に舍利子は即ち便ち入定して外道を觀察せるらく、「善根ありや不や」と。觀見して「有り」と知り、「誰にか繫屬せる」と（觀じて）、「我に屬せる」を見ぬ。「更に餘人の、論議を聞くに由りて調伏を受くるありや不や」を（觀じて）、「更に有る」を觀知せり。「何の時にか當に集まるべき」を（觀じて）、「七日内に於て」なるを（知れり）。是の如く知り已るに報じて言はく、「汝、論敵を求めんこと斯れ善事たり、可しく某處に於て論議場を作るべし」。即ち初日に於て尊者舍利子は自ら高座に昇り、宗門を建立して彼と共に談謔し、下時に至る每に常に餘義を留めぬ。是の如く二三して乃し七日に至りしに、諸方國に於て名稱普く聞え、共に「南方に一外道あり……是れ盧伽耶黨にして後世を撥無せり……鄔陀夷と名けて聰明大智なるが、漸次に遊行して室羅伐に至り、舍利子と共に論端を立て、今に七日を經たるも未だ勝負あらじ」と知りければ、無量百千の有緣の衆生は悉く皆雲集して、或は歡喜心を發し或は先の善根の熟せる

【三〇】盧迦耶黨(lokāyata)。順世外道にして後世なしと執する外道の徒黨なり。

ありき。尊者舍利子は便ち是念を作さく、「我に於て緣あり、論議を聽くに因みて而し化を受けん者、此時に皆集まれり」。是時尊者は其の言義を盡して總じて衆の爲に說けるに、時に彼の外道は信解心開け合掌起立して是の如きの語を作さく、「大德、我れ善說法律に於て出家せんことを求欲せり、願はくは慈悲を降して我を拔濟し、世尊所に在りて梵行を勤修せ(しめ)んことを」。時に舍利子は其心至れるを知りて卽ち出家を與へ幷に近圓を受けて如法に敎授せるに、彼れ便ち策勵して勇猛心を發し、諸漏を斷盡して阿羅漢果を得たりき。時に彼會中の一切大衆は是事を見已りて皆希有を生じ、咸言はく、「尊者舍利子は是の如きの聰明高心の外道を、法を以て摧伏して出家せしめたり」と。是時尊者は彼大衆の根機の差別・樂欲の不同を觀じ、彼が宿緣に順じて爲に法要を說き、其が聽者たる億萬の衆生をして別に證悟するを得せしめ、或は預流果・一來・不還を得、或は復[三一]出家して阿羅漢果を得、或は三歸幷に五學處を受け、所餘の大衆は皆三寶に於て深く敬心を起し、合掌すること殷懃にして奉辭して散ぜり。時に此苾芻は緣を以て佛に白すに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「一切處に舍利子あるには非ず、其の相似者も亦求むべからず、[三二]是故に我れ今諸苾芻に盧迦耶等の諸の外俗の論を學ぶを聽さん」。時に諸苾芻は佛世尊が書論を學ぶを許したまへりと聞き、遂に簡別するなくして愚昧の類も亦外書を學べり。佛言はく、「應に愚癡少慧にして分明ならざる者には外書を學ばしむべからず、自ら明慧多聞强識なるを知り、能く外道を摧かん者は方に可しく學習すべし」。諸の明慧者は鎭に外典を學びて善品を修せざりき。佛言はく、「應に是の如く常に外典を習ふべからず」。佛言はく、「當に三時と作し、每に兩時に佛經を讀み、一時に外典を習ふべし」。苾芻は遂に年月に於て分ちて三時と作せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「人命迅速にして刹那にも定かなることなければ、應に年月に分ちて三時と作すべからず、可しく一日に於て分ちて三分と爲すべし」。苾芻は朝に外典を習ひ暮に佛經を讀みぬ。佛言はく、「日の初分及以中後に於て可しく佛經を讀むべく、晚時

【三一】出家せんに第四阿羅漢果を得べきも、在家のまゝにては第三不還果までなるを此文によりて推知しうべし。後註(八の一六)參照。
【三二】外俗論學習聽許。

に至るを待ちて應に外典を披くべし」。苾芻は卽ち便ち暫時に尋讀して其文を誦せざりければ、尋いで還廢忘せり。佛言はく、「應に誦すべきなり」。彼皆何の時に應に誦すべきかを知らざりき。佛言はく、「晝三節の如く夜も亦三時なり」。

緣處は前に同じ。時に尊者舍利子は二婆羅門子の與に而し出家を爲し、一は牛授と名け、[三三]二は牛生と號し、二人に悉く經教を讀誦するを敎へぬ。後の時此二は共に人間に遊びて一聚落に至りしに、多く利養を獲たれば便ち此村に住せり。時に彼二人は先に婆羅門の歌詠聲法を學びければ、串習に由りての故に今時讀誦するにも本の音詞を作せり。時に彼一人は病に遇ひて忽然として身死にたりしに、其の現存せるは既にして憂心に溺れて經多く廢忘せりければ、卽ち便ち室羅伐城に還り詣りて逝多林に入り、既にして停息し已るに便ち尊者憍陳如所に詣り、禮敬の事畢りて白して言さく、「尊者、可しく共に經を溫ぬべし」。答へて曰はく、「善い哉、我れ汝が爲に誦せん」。既にして少多を誦して報じて言はく、「尊者が誦する所の經典は文皆謬誤して聲韻長からず闕くる所あるを致せり」。答へて言はく、「子よ、我れ先より來是の如くに習誦せり」。卽ち便ち辭禮して更に別に往いて馬勝・跋陀羅・大名・婆澁波・名稱・晡律拏・牛主・毘摩羅・善臂・羅怙羅に詣り、既にして彼に至り已るに白して言さく、「尊者、我と共に經を溫ねんことを」。答へて曰はく、「善い哉、我れ汝が爲に誦せん」。既にして少多を誦して……廣く前に說けるが如し……乃至、辭禮して遂に尊者舍利子所に詣り、既にして禮敬し已りて白して言さく、「鄔波馱耶、可しく共に經を溫ぬべし」。答へて曰はく、「善い哉、我れ汝が爲に誦せん」。同誦せるの時長く聲韻を引けるに、其の舍利子の聲(韻)は更に倍長せりければ、白して言さく、「大師、自餘の尊者の誦習は皆謬れり、唯獨親教は音句差ふなし」。報じて言はく、「汝、愚癡人、自ら謬誤を爲しつゝ餘の智者は經を善誦せずと謗らんとは。彼の諸大德は咸く謬誤には非じ」。既にして挫折せられければ默爾して言なかりき。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作

【三三】牛生。本文に牛主とあるも宋・元・明・宮本には牛生とせり。今改む。

したまはく、「苾芻誦經するに長く音韻を牽きて歌詠聲を作せるに（由りて）是の如きの過ありしなり。[三四]是に由りて苾芻は應に歌詠引聲して經法を誦すべからず。若し苾芻にして[三五]闡陀聲（せんだしやう）を作して經典を誦せんには越法罪を得ん。若し方國の言音にして須らく引聲すべからんには、作さんも時に無犯なり」。（註、闡陀とは謂はく是れ婆羅門の讀誦の法にして、長く其聲を引き、手指を以て空に點じて而し節段を爲し、[三六]博士先に唱へて諸人後に隨ふなり）。[三七]

【三四】歌詠聲誦經禁。
【三五】闡陀聲（chandasā）。韻律ある語なり、律部十四、註（二六の九八）參照。
【三六】博士。文字の師なり。
【三七】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

第二門の第二子、攝頌の餘。

[一]緣は室羅伐城に在りき。六衆苾芻は復年邁ひたりと雖常に掉擧を爲しければ、諸苾芻告げて曰はく、「仁今年暮れたるに掉擧未だ休まざらんとは」。聞き已るに默然し、遂に難陀・鄔波難陀に告げて曰はく、「諸の黑鉢者は極めて多事を爲して輒ち誠勗を行ぜり、我等宜しく恥辱事を作して其をして羞赧せしむべし」。是より作心して其便を伺求せり。時に衆多の耆宿苾芻あり、野林中に往いて樹下に[二]宴坐せり。時に六衆も亦林中に往けるに、彼が寂定せるを見て遂に三面より上風に火を放ち、遠一邊に在りて遙に看て住せり。時に彼の老宿は火至らんと欲するを見て、即ち皆驚起して煙に隨うて走り出でぬ。六衆見て時に是の如きの語を作さく、「仁今年老びたるに掉擧未だ休まざらんとは。何の故にか奔馳して庠序たるに乖失せる」。報じて言はく、「具壽、汝見ざるべけんや、猛火の林を燒けるを、何ぞ趨走するを怪しまん」。六衆報じて曰はく、「世尊は豈に平居時に於てのみ其戒法を制して、危險の際に便ち犯ぜしめたまふなるべけんや」。答へて曰はく、「豈に汝等が此火災を縱てるには非ざらんや」。六衆大笑せるらく、「我等は故に汝を恥辱せんと欲してなり」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[三]「苾芻は應に林野を焚燒すべからず、若し故に作さんには、窣吐羅底也罪を得ん」。

[四]緣は室羅伐城に在りき。二苾芻あり老少相隨へて人間に遊履せるに、老者には多く衣資あり、少者には三衣のみなりければ、老は少に語げて曰はく、「具壽、汝可しく我が爲に衣袋を擎持すべし、我れ今疲極しぬれば暫らく肩を息めんと欲す」。少者報じて曰はく、「片言を致さんと欲す、願はくは瞋責せざらんことを」。答へて言はく、「說くに任さん、誰か復相瞋らん」。少(者)言はく、「老宿、豈

【一】前卷註(二六)の後頌、第二句の不放火に相當す。

【二】宴坐。律部十九、註(五の一七)、同二十二、出家事の註(二の三)參照。

【三】焚燒林野窣吐羅底也罪。

【四】前卷註(二六)の後頌、第三句の遊行覓依止に相當す。

に見ざるべけんや、佛法僧寶には得るに隨うて奉施せんを。何の假ありてか多く愚癡物を畜へん」。然り我れ汝に問はん、汝は豈に是れ我が阿遮利耶・鄔波駄耶なれば、輙ち我處に於て而し誡勗を行ぜるならんや」。少者は默爾せるに、老(者)は是念を作さく、「我れ今宜しく小人を料理すべし」と。日暮れんと欲するに至り共に寺中に寄せぬ。寺內の衆僧は舊條制を立てぬ、「乃し一宿するに至らんに、依止[五]なからんには輙ち住するを得じ」と。其の知事人は二客に告げて曰はく、「仁既に新來なり、可しく臥具を請ふべし」。老者は取り已るに語げて言はく、「汝可しく請ひ取むべし」。少者報じて曰はく、「我れ未だ依止せず、師を得已るを待ちて方に臥具を請はん」。即ち便ち往いて衆首上座に詣り、既にして禮敬し已りて白して言さく、「上座、我に依止を與へんことを」。報じて言はく、「賢首、汝、誰と共に來れる」。答へて曰はく、「苾芻某甲なり」。『賢首、汝可しく彼に就いて依止と爲らんことを請ふべし、彼人をして「衆首上座は我が門徒を破せり」と、是の如きの語を作さしむる勿れ』。彼れ語を聞き已るに更に餘人に就り、是の如く展轉して乃し合寺に至りしも所至の處に隨ひて悉く皆受けざりければ、後に房所に還りて門を扣き喚びて曰はく、「上座に敬禮しまつる」。問ふらく、「汝は是れ誰なりや」。答へて云はく、「某甲なり、願はくは汝無病ならんことを」。白して言さく、『上座知れりや不や、此の合寺中にては大衆は制を立てたるを、「若し依止なからんには一宿をも停まらされ」と。可しく我に依止を與ふべし』。報じて言はく、「賢首、實に是れ好制なり、衆にして作さゞりせば、我れ當に爲に立つべかりしなり。汝先に我に語げて「豈に見さらんや、三尊には、……多く愚癡物を畜へんや」と云ひつゞ今「上座を敬禮す」と言へること、一に何ぞ翻覆するの甚しき。是の如くに逋慢しつゝ誰か能く爲に作さん。汝別に依止の師を覓むるに隨さん』と。彼れ遂に默然せるに、爲に戶を開かざりければ通宵して地に坐し苦を受けて明に至れり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[六]應に依止師なくして人間に

【五】依止。依止師なり、戒行全からざるものは、一宿せんにも依止師を請じて戒行を學び教誡を受くるなり、律部十四、四一四頁一三行已下參照。

【六】佛言不應無依止人間行李又諸苾芻不同師子懷緊顯心有恨不捨……とあり。人間行李は人間遊行の義なり。師子は師弟の義に解し得べけんも、今は獅子の義と見るべきなり。

行李すべからず。又諸苾芻は師子の、堅鞕の心を懷きて恨あらんに捨てざるに同ぜざれ。然く諸僧伽は應に輙ちに是の如きの惡制を作して、他苾芻をして横に苦惱を受けしむべからず。若し苾芻にして依止師なくして人間に遊行せんも、他を惱まさんとの心を作して非法の制を立てんには、皆越法罪を得ん」。

佛、[七]摩揭陀國に在りて人間に遊行し、[八]莫倶山薄倶羅藥叉住殿に於て而し安處を爲したまひ、[九]苾芻龍護は而し侍者たりき。爾の時世尊は闇夜分に於て、天復微雨し掣電流光せるに、空地中に於て經行遊歩したまへり。諸佛常法として乃し世尊未だ臥したまはざるに至る已來は、侍者は應に前に在りて臥すべからざるなり。時に天帝釋は便ち天眼を以て遍く下界を觀ぜるに、佛世尊が薄倶羅藥叉所住の殿に在し、闇夜分に於て天復微雨し掣電流光せるに空地中に於て經行遊歩したまへるを見て(思へらく)、「我れ今宜しく世尊を禮覲しまつるべし」。卽ち便ち妙瑠璃殿を變作し、身に隨へて往いて上に世尊を覆ひまつり、大師の後に隨ひて而し遊歩を爲せり。摩揭陀國の時俗として諸人若し孩兒の夜に啼泣するを見んには告げて言へり、「啼く勿れ、薄倶羅藥叉は來りて汝を食はんと欲す」と。時に龍護は佛世尊が夜深に臥せずして久しく經行を作したまへるを見て(思へらく)、「我れ今宜しく薄倶羅藥叉を道ひて而し恐怖を爲すべし」。是念を作し已るに、卽ち長毛の大毯を披て經行處に於て告げて言はく、「沙門、薄倶羅藥叉は身を現じて來至せり」と。佛、龍護に告げたまはく、「汝、愚癡人、薄倶羅藥叉を以て善逝を怖れ(しめ)んとするとは。如來世尊應正等覺は久しく怖畏を離れたれば、毛竪ち心驚かんことも亦皆除遣せり」。時に天帝釋は彼の龍護が非法事を作せるを見て心に嫌怪を生じて白して言さく、「世尊、佛の法中に於て亦是の如き等の人あらんとは」。佛、帝釋に告げたまはく、「汝今應に知るべし、喬答摩家は極甚寬廣なり、中に於て品類に乃じ多途あるを。此人を輕んずる勿れ、亦來世に於て清淨法を獲れば」。時に、天帝釋は佛足を禮し已りて便ち天宮に往けり。

【七】前卷の註(二六)の後頌、第四句の毛毯不離披に相當す。

【八】莫倶山薄倶羅藥叉住殿。四分律には波羅梨毘國、十誦律には維耶離國摩倶羅山中とせり。諸律を參照するもその原語等想定すること難し。

【九】苾芻龍護、善見律(大正 24, 706, b 7)には那伽(nāgasamāla)、彌耆耶(meghiya)、那耆多(nāgita)等の七侍者を列ぬ。然れども今龍護と譯し、四分律(列四・三右)には那迦波羅とせる故に、原語 nāgapāla なりしものゝ如し。

佛、是念を作したまはく、『〔一〇〕諸苾芻は毛を以て外に向け而し大毯を披るに由りて斯の過失あり、我れ今諸苾芻に制せん、「是の如きを披んには越法罪を得ん」と』。時に諸苾芻は是制を聞き已り、商旅に隨逐して人間に遊行して牧牛人處に至りしに、時寒夜に屬しければ長毛毯を得たるも、毯に臭氣あり兼ぬるに蟣虱多かりければ、意に毛を將つて外に向けて而し覆はんと欲せるも、彼れ犯戒を懼れて敢へて翻披せざりき。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「毛にして外に向けて披んには、但端坐するを得んも經行すべからず、違せんには越法罪を得ん」。

第二門の第三子、頌に攝して曰はく、

「披毯の聽不聽と　惡地に鉢を置かざると　衣に三種の紐を開すると　應に知るべし、條にも亦三あるとなり」。

緣は室羅伐城に在りき。佛、諸苾芻に告げたまはく、「若し劫貝臥帔を得んに、或は長毛毯を得んに、或は〔一一〕高繑婆を得んに、是の如き等の物は我れ今聽許せん。若しは僧伽、若しは別人なりとも、皆意に隨せて受用せよ。若し是れ勝上の高繑婆毯ならんには、僧伽は畜ふるを聽すも別人には許さじ」。

緣は室羅伐城に在りき。時に乞食苾芻あり、日の初分に於て衣鉢を執持し城に入りて乞食せるに、上衣墮落せりければ卽ち便ち疾く疾く鉢を地に置きて上衣を整理せり。時に居士婆羅門は見已りて嫌を生じ是の如きの語を作さく、「沙門釋子は多く潔淨ならじ、穢惡の地に隨うて而し其鉢を置かんとは」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「地に隨うて而し其鉢を置くべからず、(若し置かんに)越法罪を得ん。然り護衣の爲に應に〔一二〕絇紐を安くべし」。苾芻は便ち棘針を以て衣を綴りしに衣をして損せしむるを致せり。佛言はく、「應に爾るべからず」。復線を以て繫れり。佛言はく、「此も

【一〇】翻披大毯禁。

【一一】高繑婆、七種衣(律部二十、註一八の二八)中、高詵薄迦(上毛毯)の晉略なるべきか。

【一二】絇紐。絇は麻糸の繩にて作れる鉤(カザリ)なり。卽ちかざりかぎと紐となり。

亦不應なり。可しく肩上に於て㡊を安き、胸前に紐を綴るべし」。苾芻は云何が紐を作らんかを知らざりき。佛言はく、[一三]「紐に三種あり、一は[一四]瓔薁子の如く、二は[一五]葵子の如く、三は[一六]棠梨子の如きなり」。彼れ肩上の緣邊に於て㡊を安けるに能く速に斷ぜしめぬ。「應に緣後四指に於て㡊を安くべし」。卽ち衣上に於て㡊を綴りしに衣をして疾く破れしめぬ。[一七]佛言はく、「應に帖を重作し錐を以て穴を鑽り、㡊は其內より出し、繫りて雙㡊を作すべく、其紐は可しく胸前の緣邊に在りて之を綴るべし。衣を疊みて三摺とせんに、是れ㡊紐を安くの處なり。若し制に違せんには越法罪を得ん」。緣は室羅伐城に在りき。……前の乞食苾芻に同じ……乞食せる時下衣墮落せりければ、鉢を地に置きて下裙を整理せるに、俗人見て嫌うて是の如きの語を作さく、「沙門釋子は淨穢を簡ばず、何の地にても在るに隨せて而し其鉢を置かんとは」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に下裙を繫りて方に聚落に入るべし」。彼れ繩を以て繫りて衣をして速に破れしめぬ。佛言はく、「繩を以て繫る勿れ、應に[一八]腰條を用ふべし」。苾芻は其條の如何が當に作すべきかを知らざりき。佛言はく、[一九]「條に三種あり、一には[二〇]匾、二には方、三には圓なり。若し此に異らんには越法罪を得ん」。

第二門の第四子、頌に攝して曰はく、

「勝鬘・惡生の事と　次に諸の瓔珞と　金條及び彩物とを制す　斯は皆畜ふるに應ぜじ」。

[二一]佛、劫比羅城多根樹園に在しき。爾の時釋子[二二]大名に一聚落ありしが、其の[二三]知營務人は忽然命過せりければ、時に彼の衆人來りて大名に白して曰さく、「知事の人は今已に身死りぬれば、可しく餘人を遣はし來りて村務を知らしむべし」。時に一摩納婆あり傍に在りて立てるに、大名告げて曰はく、「摩納婆、汝今且らく往いて村事を撿校せよ、我れ當に續いで更に知事人を遣はすべければ」。彼れ卽ち便ち去り村中に往き至りて法に依りて撿察し、所得の地利は送りて大名に上れるに、前に倍

【一三】紐の三種。
【一四】瓔薁子。エビヅルの實、葡萄科に屬する蔓草、果實は食用とす。
【一五】葵子。アフヒの實。
【一六】棠梨子。カラナシの實。
【一七】本文に佛言應重作帖以錐鑽穴㡊出其內繫作雙㡊、其紐可在胸前緣邊綴之、疊衣三摺是安㡊紐處若違制者得越法罪とあり。
【一八】腰條(kāyabandhana)。
【一九】條の三種。
【二〇】匾。ひらたきもの。
【二一】勝鬘・惡生事。以下九卷の註(一九)の本文に及ぶ。
【二二】大名(mahānāma)。律部二十四、註(二の一九)本文參照。斛飯王の子にして阿那律尊者の兄なり。
【二三】知營務人。營務をあづかれる人。

勝せるも人に恨色なかりき。大名問うて曰はく、「汝今多く送りて租稅倍勝せり、常時に衆人に於て逼迫を生ぜざりしや不や」。白して言さく、「大家、我は並（みな）理に依りて稅して人を苦しめざりき」。時に大名は村人に問うて曰はく、「此の摩納婆は村邑に於て逼迫を生ぜざりしや」。諸人答へて曰はく、「人（ひとびと）に恨心なかりき」。時に大名は遂に立てゝ主と爲せるに、其人平均して理に依りて稅を徵して抑奪を爲さず、知事官と爲りて村邑を統領せり。時に摩納婆は大婆羅門族より女を娶りて妻と爲し、未だ久しからざるの間に便ち一息を誕みぬ。復年月を經て又一女を生み、名けて[24]明月（みやうぐわつ）と爲し、如法に長養して漸く成人に至るに、智慧聰明にして儀容超絕せりければ、諸の村邑に於て歎美せざるはなかりき。後に異時に於て其父病を得、藥餌を加ふと雖竟に瘳損せず、此邑中に於ける所收の年稅は咸く藥直（やくぢき）に充てゝ殘餘あることなかりければ、更に外村に向ひて轉貸して用ひたるも、其病日（ひび）に篤くして遂に命終を致せり。時に村邑の人（ひとびと）大名所に詣り白して言さく、「大家、彼れ知事官は今已に身死れり」。大名告げて曰はく、「彼の村邑に於て年稅ありや不や」。答へて曰はく、「此年中に於て多く封稅を獲たるも、彼れ病に遭へるに由り咸く藥直に充て、仍（な）ほ足る能はずして更に餘村に貸（か）れり」。大名告げて曰はく、「所有殘餘もて可しく爲に還債すべし」。諸人答へて曰はく、「更に餘物なし、唯一婦及び男女二人あるのみ。女は明月と名け、智識聰明にして儀容超絕しぬれば、諸の村邑に於て歎美せざるなし」。大名告げて曰はく、「母及び兒は其の自ら活くるに任さん、其女明月は可しく喚びて將ゐ來るべし」。時に彼邑人は其母子を放ち、遂に明月を將ゐて大名所に至れり。時に彼宅中に一老母ありて常に二事を爲せり、一は餠食を煮、二は衆華を採れり。時に老母は大名に白して曰さく、「我れ今年邁いて二業に堪へざれば、此の小女は我が與（ため）に伴と爲さんことを」。彼言はく、「意に隨（まか）さん」。老母卽ち明月に報ぜるらく、「汝今可しく林內に往いて華を採るべし、我は家中に在りて餠食を營事すれば」。彼れ華を採り已り、線もて好鬘を結ひて大名に奉上せるに、大名見て喜び、告げて曰は

【二四】明月。勝鬘（mallikā）にして毘瑠璃太子の母となす。然れども異說あり、赤沼氏固有名詞辭典（p. 435）nāgamuṇḍā の項參照。四分律（列四・一五左）には舍衞城中、耶若達婆羅門の婢、黃頭なるもの常に末利園を守り、遂に波斯匿王妃となり、末利園中より將來せる故に末利夫人と說すとせり。

く、「勝妙の華鬘なり、可しく置いて去るべし」。老母を喚び來ら(しめ)て問うて言はく、「何の意にてか先時には華少かりしに今者倍多せる」。白して言さく、「先時には大家よ、近親人あり來りて我より乞ひぬれば我れ卽ち分布せるも、今時は與へざればなり。又我が目暗くして觀察に審ならざりしも、今小女の眼明にして華を採るに審諦すれば、是故に華多きなり」。大名曰はく、「若し爾らんに此女を園中に留住せ(しめ)、每に日々に於て常に多華を採り、結ひて勝鬘を作り、持し來りて我に與へ(しめ)よ。因みて此女を號して名けて勝鬘と曰はん」。女は後の時に於て已が食分を取りて彼園所に詣らんとし、遇佛世尊は城に入りて乞食したまひしに、勝鬘は路に於て佛の色相を見て深く敬心を起し、尊顏を瞻視して渇仰して住して便ち是念を作さく、「我れ昔より來 眞福田に於て未だ曾て供養せざりしに由り、是故に我れ今斯の貧賤を獲たり。若し佛世尊にして我食を受けたまはんには、我が此飯食は持して將つて施しまつらんに」。爾の時世尊は彼女の心を知しめし、卽ち便ち鉢を舒べて告げて言はく、「善女、汝が所念の如く食を施さんと欲せんには、可しく鉢中に置るべし」。時に勝鬘は已が飯食を將りて恭敬の心を以て佛鉢の內に置れ、佛足を頂禮して是の如きの言を作さく、「願はくは我が此福もて婢身を捨するを得、永く貧苦を離れて大富貴たるを獲んことを」。是願を作し已り佛を禮して去りしに、路に在りて忽ち父の朋友に遭へり。彼人は善く相せりければ、旣にして勝鬘の身に異相あるを見て問うて曰はく、「汝何に之かんと欲するなりや」。勝鬘啼泣せりければ、又問ふらく、「何の故にか憂懷せんこと斯の若き」。答へて言はく、「阿父、我れ大名のために將りて婢使に充てられたれば」。告げて言はく、「小女、可しく手を舒べ來るべし、我れ汝が與に相すれば」。彼れ便ち手を展べしに、老人見已りて卽ち頌を說いて曰はく、

「若し人、手中に於て　鬘鉤の輪相あらんに　下賤の室に生ぜりと雖　當に大王が妃と作るべけん。　若し人、手中に於て　城樓閣の相あらんに　下賤の室に生ぜりと雖　當に大王が妃と作

るべけん。　若し人、口は池の如く　聲は鵝王の響を作さんに　下賤の室に生ぜりと雖　當に大王が妃と作るべけん。　汝今憂愁すること勿れ　定んで婢使を離れて　必らず上富貴を受け當に大王が妃と作るべけん」。

時に勝鬘は老父を拜辭して行いて園中に詣りしに、乃し後の時に於て彼の勝光王は四兵を嚴駕して出で、遊獵を行ぜるに、其の所乘の馬は忽爾として奔馳して控制せるも禁まらず、遂に劫比羅園に至りて大名が園內に入れり。勝鬘見已りて便ち是言を作さく、「善來、大王」。王、勝鬘に問ふらく、「此は是れ誰が園なる」。答へて曰さく、「是れ大名の園なり」。王乃し馬を下るに、女は將ゐて樹に繋げり。王言はく、「水を取れ、我れ洗足せんと欲すれば」。女は是念を作さく、「可しく煖水を求めて王の爲に洗足すべし」とて、遂に卽ち往いて日の照らせる水を取りて盛るに蓮葉を以てし、將りて王所に至り王の與に洗足せり。王復告げて言はく、「更に水を取るべし、我れ須らく洗面すべければ」。女は又念を作さく、「溫煖の水は目を洗ふに宜しからじ」とて、手を以て水を攪し冷煖をして相得せしめて王所に送り至るに、王は面を洗ひ已りて復女に語げて言はく、「更に水を取り來れ、我れ須らく飲まんと欲すれば」。女還念を作さく、「要らず冷水を得んに能く渴を止むべけん」とて、卽ち池所に詣り深く撥ひて水を取りて王に奉上せり。王既にして飲み已るに卽ち女に問うて言はく、「此園中に於て三種の水あるなりや」。答へて言さく、「園に三水なく、本是れ一處なるのみ」。王復問うて言はく、「若し是れ一水ならんに、汝向に如何が三種の別を得たる」。前の所作の如く具に王に白すに、王は此語を聞いて便ち卽ち思惟すらく、「此女は方便して善く時機を解せり」。是念を作し已るに乃し女に告げて言はく、「我れ眠臥せんと欲す、汝須らく握脚すべし」。王既にして臥し已るに女は握足を爲しければ王便ち睡るを得たり。女復念言すらく、「諸王は貴勝なるも怨恨せん者多くして相憂ふる者少し、王今眠睡せんに恐らくは惡人ありて來りて相侵害せん、若し王の爲に門戶を關閉せ

ざらんには、忽ち我及び曹主を傷損して必らず罪責を招くあらん、事須らく防守すべし」とて、即ち門戸を關せり。時に四兵は大王を尋覓して其園所に至り、問うて言はく、「王此に在りや」。女、語を聞き已りて爲に門を開かざりければ、軍聲外に震ひて王乃し驚覺せり。即ち女に問うて言はく、「此は是れ何の響なる」。女曰さく、「諸人あり來りて王の所在を問ひ、門を開くを得んことを欲せり」。王乃し女に問ふらく、「誰ぞ其門を閉ぢたるは」。答へて言さく、「我れ閉ぢぬ」。「何の故にか閉ぢたる」。女曰さく、『我れ自ら思念したればなり、「諸王は貴勝なるも怨恨せん者多くして相憂ふる者少し、王今睡眠せんに恐らくは惡人ありて來りて相侵害せん、若し王が爲に門戸を關閉せざらんには、忽ち我及び曹主を傷損して倶に罪責を招くあらん」と。因りて卽ち關閉せり』。王は此說を聞いて讃じて言はく、「好女、甚だ奇計あり」。王曰はく、「園主大名は是れ汝が何の親なる」。答へて言さく、「我は是れ大名が驅使の人なるのみ」。王、女に語げて言はく、「汝、[二五]在下には非じ、是れ大名が女なるのみ、何ぞ實說せざる」。女乃ち默然せり。時に王は女に語ぐらく、『宜しく城中に往いて大名に報じて曰ふべし、「勝光大王は汝が園內に在り」と』。女卽ち速に去りて具に大名に報ぜるに、大名聞き已りて諸の美饍及以香華を辦へ、多人衆と與に其園所に詣り、勝光王に見えて唱へて言はく、「善來、大王」。共相に慰問して王をして洗浴せしめ、次いで上衣塗飾香鬘を奉上して具に芳饌を薦めぬ。食罷むに言議して大名に問うて曰はく、「此の少女は是れ汝が何の親なる」。答へて曰はく、「是れ驅使人なるのみ」。王曰はく、「驅使人には非じ、是れ君が女なり、宜しく當に我に與ふべし」。大名曰はく、「更に奇妙の釋種の女あり、斯に勝ること數倍せり、何ぞ之を取めざる」。王曰はく、「此女は是れ我が須むる所、餘者を求めじ」。大名曰はく、「若し是の如からんには、我れ當に莊嚴し禮を備へて奉送すべし」。王曰はく、「善い哉」。大名は卽ち便ち城隍を嚴飾し衢路を掃灑せ(しめ)、其の勝鬘女は諸の瓔珞を具して大象に載せ(しめ)、[二六]康莊處より鈴を搖りて遍く劫比羅城の所有人衆に、或は諸方

【二五】在下。婢の義なり。

【二六】康莊處。往來の繁き巷。

より來れるありて集會せる者に告ぐらく、「應に知るべし、釋種大名の女、號して勝鬘と曰ふ、今憍薩羅國勝光大王に送與して第一夫人と爲さんと欲す」と。城を擧げての人衆は咸く皆送り出でぬ。時に勝光王は廣く軍儀を備へ禮迎して歸國せるに、是時王母は聞說、「婢を取りて以て夫人と作せり」と。便ち忿心を懷きて是の如きの念を作さく、「此は善子に非じ、徒に我腹を煩はせるのみ、生長成立して終に婢夫と爲らんとは」。是念を作し已るに、憂を懷いて住せり。城に迎へ至るに及びて王は勝鬘に告げて曰はく、「汝今可しく去いて大家に拜謁すべし」。勝鬘即ち便ち大家所に往き、手づから雙足を執り低頭して拜せるに、其手細輭にして彼母に觸れし時、身心泰然として卽ち便ち睡著せり。須臾にして覺め已るに是の如きの語を作さく、「斯の婢女を觀ずるに身形美觸なり、必らず當に我が憍薩羅城を喪ふべけん」。時に勝光王に二大夫人ありき、一は[三七]行雨と名け、二は勝鬘と曰へり。若し王にして每に勝鬘と歡會聚せん時は、卽ち行雨を讚じて是の如きの言を作さく、「勝鬘、當に知るべし、行雨夫人は容儀超絕せり」。勝鬘、王に白さく、「我れ何の時に於てか相見ゆるを得べき」。王言はく、「久しからずして卽ち應に相見え(しむ)べし」。若し行雨と與に聚集せん時は卽ち勝鬘を讚じて是の如きの言を作さく、「行雨、當に知るべし、勝鬘夫人の肌膚は細滑にして世を擧げて希奇たり」。行雨、王に白さく、「我れ何の時に於てか相見ゆるを得べき」。王言はく、「久しからずして汝をして見ゆるを得せしめん」。王は彼二に於て更相に稱讚して愛重を生ぜしめければ、樂うて相見えんと欲せり。後に異時に於て三春屆るの節百卉敷榮し、茂林清池は華鳥交映し、孔雀・鸚鵡・鵝鴈・鴛鴦・雜類は哀鳴群飛して合響せるに、王は一時に於て諸の婇女と與に芳園所に於て、隨處に周旋して歡娛嬉戲し、王息ひて眠睡せるに、宮人縱逸にして諸の華果を貪り意を恣にして遊行せり。其時行雨は身體勞倦せりければ、無憂樹枝に攀ぢて暫時佇立せるに、勝鬘は過ぐるに因みて其傍邊に到りしに、既にして行雨を見て是の如きの念を作さく、「此は是れ樹神なり」。卽ち其足を禮して勝鬘は觸

【三七】行雨(Kṣatriyā vārṣikī)、律部二十、註(二三の二二)參照。

著せるに行雨便ち睡りぬ。王既にして睡覺むるに、遙に勝鬘の行雨處に在るを見ぬ。王卽ち諸綵女を喚びて宮中に還り入れり。後に異時に於て王は行雨に對ひて勝鬘を讃ぜる時、行雨白して言さく、「我れ何の時に於てか勝鬘に見ゆるを得べき」。王言はく、「汝已に見竟れり」。行雨答へて言はく、「未だ曾て省見せじ」。王言はく、「我れ汝をして曾て相見えし時を憶せしめん、汝自ら思念せよ、往に園中に於て手づから無憂樹枝に攀ぢて暫時立住せる時、勝鬘來り見えて手づから汝が足に觸れたるを」。行雨白して言さく、「彼は是れ勝鬘なりしや」。王言はく、「是なり」。行雨白して言さく、「知んぬ、王は我に於て深く愛念あるを。能く此の如きの細輭の容儀を棄てゝ曲げて我に親しみたまへば」。王は復彼れ勝鬘の處に詣りて行雨を讃歎せるに、勝鬘曰はく、「我れ何の時に於てか行雨に見ゆるを得べき」。王言はく、「汝已に曾て見えぬ」。勝鬘言はく、「我れ曾て見えじ」。王言はく、「我れ汝をして憶せしめん、(汝自ら思念せよ、)汝無憂樹下に於て行雨の足を禮せるを」。勝鬘、王に白さく、「彼は是れ行雨なりしや」。王言はく、「是なり」。卽ち王に白して曰さく、「知んぬ、王は我に於て深く愛念あるを。能く此の如きの顔容色相を棄てゝ曲げて我に親しみたまへば」。擧國人衆は普く皆知聞せり、「勝光大王に二夫人あり、一は是れ勝鬘、一は是れ行雨なり。勝鬘の輭滑は諸人に超絶し、行雨の容儀は比類すべきこと難し」と。

二八 時に諸苾芻は咸く皆疑ありければ世尊に請じて曰さく、「大德、勝鬘と行雨とは各何の業を作してか、其業力に由りて一は則ち身形細輭に、一は乃し容貌超倫せる」。世尊告げて曰はく、『此の二は皆自業の所感に由りて增長し成熟せるなり……廣說せること餘の如し……汝等苾芻、過去世の時、大城中に於て婆羅門あり、妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一息を誕み、多年を經ざるに復一女を生めり。俱に漸く長大せるに、父母遇病みて皆悉く身亡れり。時に彼童子は既にして憂慼に遭ひて山林に往かんことを念じ、卽ち其妹を携へて共に林所に至り、華果を採拾して以て自ら支持せり。

【二八】 勝鬘行雨前生因緣譚。

汝等苾芻、大黑蛇に五過患あるが如し。云何が五と爲す。一には多瞋、二には多恨、三には作惡、四には無恩、五には利毒なり。應に知るべし、女人に亦五過あるを。一には多瞋、二には多恨、三には作惡、四には無恩、五には利毒なりと爲す。凡そ諸女人は多く猛利なる染欲の心を懷けばなり。是時童女は旣にして成人に至り欲心漸く盛なりければ、其兄に告げて曰はく、「我れ今常に華果を飡うて以て自ら存命すること能はじ、可しく人間に往いて諸の飲食を求むべし」。時に兄は妹を將ゐて共に山林を出で、婆羅門家に往いて而し乞食を行じて兩聲もて齊しく喚びければ、主人出でゝ看ひ見て告げて曰はく、「隱居の人にして亦妻室を畜へんとは」。兄曰はく、「此は我妻に非じ、是れ親妹なるのみ」。卽ち兄に問うて曰はく、「曾て人に娉せりや未だしや」。報じて言はく、「未だし」。若し是の如からんには何ぞ我に與へざる」。答へて曰はく、「此は巳に世間の惡法を遠離せるなり」。女は心に欲盛なりければ其兄に報じて曰はく、「豈に我れ林中に諸華果をのみ食して(餘に)活くる能はざらんや。然り我れ煩惱の所逼に堪へずして共に林野を辭して遠く人間に至りぬれば、今可しく我を以て婆羅門に與ふべし」。兄曰はく、「我れ實に汝を嫁娶すること能はじ、此は是れ惡法なれば我が所爲に非ず、汝に俗心あらんに情の作す所に任さん」。時に婆羅門は女心を知り巳りて家中に延入し、大に宗親を會して納れて以て婦と爲し、其兄に報じて曰はく、「今可しく我と宅を同じくして居すべし、別に一室を爲らん」。兄曰はく、「我れ欲を求めざれば當に出家を樂ふべし」。妹曰はく、「共に要契を立てんに方に情に隨さん」。兄曰はく、「是れ何の[二九]言要なる」。妹曰はく、「若し其れ殊勝の果を證得せんには可しく來りて相見ゆべし」。兄曰はく、「善い哉、汝の所願の如くせん」。卽ち便ち辭去し、隱士所に至りて而し出家を爲せるに、彼が宿世の善根力に由りての故に、遂に[三〇]三十七品菩提分法に於て無師自悟して獨覺の果を證せり。便ち是念を作さく、「我れ先に妹と共に要契を立てぬ、今可しく往いて看るべし」。便ち其所に至り虛空に上昇して身に神變を

【二九】言要。誓約なり。

【三〇】三十七品菩提分法。律部十四、註(一五の五三)參照。こゝに三十七道品によりて獨覺果を證せりとの記は注意すべし。

現じ、上に火光を出して下に清水を流し、奇相一に非ずして身を縦ちて而し下りぬ。諸の凡夫人にして神通を見ん時、心疾く廻轉せんこと猶し大樹の地に崩倒するが如くなれば、尊足を頂禮して白して言さく、「大兄、今是の如きの殊妙の勝徳を得たまへりや」。答へて言はく、「我れ證せり」。白して言さく、「兄、資身の爲に須らく食飲を得べからんには、我れ福を求めんが爲に願はくは供養を與さん、可しく此に住すべし」。答へて曰はく、「汝に自在なし、可しく入りて夫に報ずべし」。即ち夫に白して言さく、「仁今知れりや不や、我兄出家して禁戒を成就し、上妙の果を得たること世間第一なり、我れ供養せんと欲するも敢へて自ら專にせず、若し許されんには三月中に於て飲食もて資給せんとす」。答へて言はく、「賢首、彼れ出家せざらんには我れ欲せずと雖終に須らく供濟すべかりしに、況んや已に出家して殊勝の道を獲たるをや、今汝が意に隨せて三月を供養せよ」。其夫に更に一婦あり、飲食を施せるを見て便ち是念を作さく、「家財共有す、彼れ既に福を求めんに我れ何ぞ爲さゞらん」。告げて曰はく、「汝が兄は亦是れ我が尊なり、我れ日を隔てゝ而し供養を申べんと欲す」。答へて言はく、「意に隨せよ」。其の獨覺の妹は彼が情を護らんとて、故に妙食を内に置れ麁食もて上を覆ひ、持して舊妻に告ぐらく、「我れ此飲食もて兄に供養せんとす、願はくは當に隨喜せんことを」。其時舊妻は設食日に至るに亦彼が情を護らんとて、麁食を内に置れ精者もて上を覆ひ、持して新妻に告ぐらく、「我れ此の妙食もて尊兄に奉施せんとす、願はくは當に隨喜せんことを」。汝等苾芻、當に知るべし、勝鬘とは是れ獨覺の妹にして、精妙の食を以て兄に供養せる故に、斯の福力に由りて五百生の中身常に細軟なりしなり。其の第二妻にして外の妙食を以て獨覺に施せる者とは今の行雨是れなりしなり。斯業に由りての故に五百生の中容儀端正にして乃し今生に至りて儀貌超絶せるなり。汝等苾芻、當に知るべし、黒業には黒報を得、白業には白報を得、雜業には雜報を得るを。汝等應に黒・雜の二業を捨てゝ白業を修行すべし。……廣說せること上の如し……汝等苾芻、當に

是の如くに學すべし』。

復、後の時に於て勝鬘夫人は遂に便ち懷妊せるに、同じく此夜に於て大臣婆羅門婦も亦即ち娠あり、娠ありしに由りての故に極めて辛苦を受けぬ。勝鬘夫人は九月滿に至りて便ち一男を誕めるに、容貌端嚴にして人の樂見する所なりき。三七日を經て宗親を聚會し、其兒の爲に名字を施立せんと欲せるに、王曰はく、「可しく此兒を抱へて將つて國大夫人に現じ、何の字を立てんかを請ずべし」。群臣勅の如く抱へて夫人に現ぜるに、時に大夫人は諸臣に謂ひて曰はく、『我れ豈に先時に是語を作さゞりしならんや、『斯の婢女を觀ずるに身形美觸なり、必らず當に我が憍薩羅城を喪ふべけん』と』。大臣白して言さく、『誠に斯語ありき』。（群臣議りて言はく）、「此子未だ生れざるに國大夫人は先に已に爲に不祥の記を作せり、應に此兒の與に名づけて惡生[三一]と爲すべし」。初生の日に大臣の婦も亦一男を誕み、生まるゝに既に月を滿ぜること……上に廣く說けるが如し……乃至、諸親を總集して兒ゝ與に字を立てんとせるに、衆人議して曰はく、「初の此子を懷めるに根は艱辛を受け……乃至、生まるゝ時還極苦に遭へり、宜しく此兒の與に名づけて苦母[三二]と爲すべし」。惡生太子は八養母を以てして供侍を爲し……廣く餘に說けるが如し……其苦母孩兒も亦八養母もて供給を爲せり……乃至、長大するに至りては其の婆羅門の種々業藝は學盡せざるなかりき。

後に異時に於て惡生太子は苦母等と與に城を出でゝ遊獵せるに、太子の乘馬は忽爾として奔馳して遂に劫比羅城に至り釋迦園所に到れり。其守園人は遂に園主に告ぐらく、「惡生太子は今園中に至れり」。釋子聞き已りて互に相議りて曰はく、「我等連に出でん、惡生を殺さんと欲せんには今正に是れ時なり」。諸人各々兵甲を嚴鎣して卽ち城を出でんと欲せり。耆老之を見て共に相問うて曰はく、「汝等兵を持して何處に向はんと欲するなる」。答へて曰はく、「惡生太子來りて釋園に在れば」。耆老曰はく、「彼は是れ客人なり、創めて此に來至して未だ相觸悞せざれば、今且らく容忍すべし」。諸人

【三一】惡生（Viḍūḍabha）。律部十九、註（五の一五）毘盧宅迦の下參照。

【三二】苦母。原語を明かにせず。

聞き已るに皆退きて城に入れり。後に於て四兵は太子を尋覓して還園中に到り、其園内に於て周遊して住せりければ、其守園人は復城人に報ぜるらく、「惡生が四兵來りて園内に入り、破散せること非分なり」。諸人聞き已るに、倍瞋恚を增しければ、更に威武を加へて咸共に城を出で、意に殺戮せんと欲せり。耆老復問ふらく、「汝等更に何處に向はんとするなりや」。答へて曰はく、「惡生太子は乃し四兵を領して我園を破損しぬれば今殺戮せんと欲してなり」。耆老曰はく、「且らく當に容忍すべし」。時に惡生は釋氏の兵來りて相害せんと欲せるを知り、遂に即ち兵を引きて速に本國に歸り、唯一人を留めて告げて言はく、「此に住して私に釋子に何の議論するあるかを聽け」と。時に釋兵既にして園所に至り追覓して得ず、彼一人を見たりければ、問うて曰はく、「婥子惡生は今何處に在りや」。答へて曰はく、「尋いで即ち逃迸せり」。時に諸釋子は此議論を作せるらく、『我等若し惡生の身を獲んには、先に須らく手を割らんに……或は言はく、「脚を截たんに」、或は言はく、「心を剜らんに」……今既にして私に逃げぬ、更に何が所作せん』。遂に手力をして惡生が行住せるの地を掘却して深きこと膝に至らしめ、別に餘土を以て其坑を塡滿し、倚れる所の牆壁は亦皆刮去して別に更に泥塗し、水乳香湯及び諸の華彩もて園内に灑散せり。是事を作せる時、彼の所留の人は皆悉く具に見て遂に憍薩羅城に往き、惡生處に至り稽首作禮して一面に在りて立てるに、惡生問うて曰はく、「釋子は我に於て何の議論する所ありし」。白して言さく、「太子、其言の毒害たりしこと、我れ說くを敢へてせじ」。惡生曰はく、「彼が出せる惡言は其をして自ら受けしめん、汝が聞見せる所は今可しく實說すべし、我れ彼が所爲の事を知らんと欲すれば」。彼人即ち爲に廣說せること上の如かりければ、惡生聞き已るに便ち忿恨を懷きて左右に告げて曰はく、「汝等憶持せよ、父王の沒後、我れ位を紹がん時、汝等當に斯事を說いて我をして憶知せしむべし、是れ我が先怨なれば必らず釋種を誅せん」。と苦母曰さく、「善い哉、太子、快く此語を出せるとは。願はくは自ら堅心ならんことを、紹位せん時我れ當に爲に說くべけん」。

卷の第八

第二門の第四子、攝頌の餘（勝光王の信佛因緣及び惡生が釋種を誅せる等の事を說くなり）

後に異時に於て惡生太子は逆害心を興し、遂に諸臣と與に竊に謀搆を爲せるに、王に大臣五百あり咸く共に隨從せるも、唯一大臣のみは……名けて[一]長行と曰ひ、王に愛重せらる……其計に順はざりき。後に於て惡生は長行に謂ひて曰はく、「汝豈に我れ王位に登るを欲せざらんや」。答へて言さく、「太子、何の故にか此非法の語を作したまふなる。父王は年老いぬれば久しからずして將に崩ぜんには、太子は自ら當に王位を受くべけんに、何爲ぞ坐に逆害を圖りて以て惡名に陷らんとはしたまふなる。臣愚鈍なりと雖竊に不可と爲す」。惡生曰はく、「我れ汝が心を試みんとて故に斯語を作せるのみ、汝當に口を禁めて人をして聞かしむる勿れ」。長行曰さく、「敢へて命に違せじ」。後の時勝光王は長行大臣と共に侍從を將ゐずして諸聚落に遊び、既にして彼に到り已るに王は乃し好蘭若處の曠望清閑にして諸の雜穢なく、定を修し神を養ひ業を進むるを得るに堪へたるあるを見て、便ち長行に告げて曰はく、「是の如きの勝處こそ世尊大師は可しく此に住したまひうべけん、云何が降屈して親近供養しまつるべき。未だ審にせず、[二]調御今何所に在すかを」。對へて曰さく、「臣聞く、世尊は[三]吉祥聚落 釋種住處に在せり」と。王曰はく、「斯を去ること遠近いかんぞや」。對へて曰さく、「此を去ること[四]三拘盧舍あり」。王曰はく、「我れ今往いて親しく世尊に奉ぜんと欲す」。長行曰はく、「敬しみて王意に隨ひまつらん」。便ち卽ち駕を迴らして吉祥園に詣り、既にして彼に至るに車を下り步み進みて禮謁を申べんと欲せり。爾の時如來は彼堂中に在して戶を閉ぢて入定したまひ、苾芻輩ありて外に於て經行せりければ、王は苾芻を見て卽ち前みて敬しみ問ふらく、「佛は何所に在せりや」。答へて曰はく、「佛は堂中に在りて戶を閉ぢて靜慮したまへり、大王若し世尊に見えまつらん

【一】 長行（Dirgha-Kārāyana）。赤沼氏個有名詞辭典（p. 171 a）參照。

【二】 調御。世尊なり。

【三】 吉祥聚落釋種住處。釋迦族の國邑なる吉祥聚落（Metalūpa）の義、赤沼氏個有名詞辭典（p. 421）參照。

【四】 三拘盧舍。四肘弓量にて五百弓の間を一拘盧舍（Krośa）とす。三拘盧舍は千五百弓の距離なり。卽ち一踰繕那の四分の三又は八分の三なり。

と欲せんには、宜しく堂に就り徐徐に戸を扣かるべし、佛自ら時を知りたまはん」。王に五種勝妙の嚴飾の具あり、一には寶冠、二には寶傘、三には寶劍、四には寶拂、五には寶履なり、時に王は意に此の盛飾を去りて世尊を奉覲しまつらんと欲し、遂に長行を命び前の五物を付して其面を顧視せり。長行念曰せるらく、「王にして諸物を付して我をして執持せしめて我面を顧視せるは、意に緣を省き心を安んじて佛に見えんと欲してなり、我れ宜しく此に住まるべし」。王は乃し堂に就り徐徐に戸を扣けるに、佛卽ち爲に開きたまへり。便ち大師に就り鳴足頂禮して是の如きの言を作さく、「如來を親まつらざること俺しく時序を積めり、今幸に此に於て尊顏に親奉しまつりて欣喜に勝へず」。佛言はく、「大王、何の故にか我に於て頓に能く降伏し已を屈して慇懃なる」。王言さく、「我れ世尊の法に於て深信心を起し、敬信に由りての故に我をして是の如くに慇重心を發さしめぬ。然り、佛世尊應正等覺は善說法律もて聲聞衆をして皆悉く奉行して違逆する者なからしめたまへばなり」。佛言はく、「[五]大王、何の法處に於てか信敬の心を起せるなる」。王、佛に白して言さく、(1)『世尊、我れ昔曾て見たり、諸餘の沙門婆羅門等の少智慧ありて自恃貢高に、他を難ぜんが爲に書論を造作しては、人皆是を能く分析を善くせりと謂ひて所有見解は衆並に隨順し、別に宗量を竪てゝ搆へて問端を立て、是事を作し已るに便ち自ら思惟すらく、「我れ今可しく沙門喬答摩處に往いて共に談論を爲すべし、若し能く答へざらんに我れ便ち彼を辱しめん、若し解釋するありて是の如しと言はんには、我れ復難じて云はん、此釋は非理なり、是れ相應ならじ」と。是の邪念を作して佛所に來至せるに、纔に大師が威神の力を見るや、猶ほ尙ほ如來を正視するをすら敢へてせざりしを。況んや能く敵對して其談論を申べんをや。是故に我れ今世尊所に於て深信心を起し、敬信するに由りての故に我をして是の如くに慇重心を發さしめぬ。又、佛世尊應正等覺は善說法律もて聲聞衆をして皆悉く奉行せしめたまへばなり。(2)復次に世尊、我れ昔曾て見たり、諸餘の沙門婆羅門の少智慧ありて自恃貢高に……廣

【五】波斯匿王信佛因緣の種々。

く上に說けるが如し……自ら論端を造りて來りて佛を難ぜんと欲せるに、世尊を瞻仰しまつるや敢へて發問せずして歎言せるを、「大師法王は人天第一にして所有知見は通達して餘なし」と。(かくして世尊）は彼が邪根を拔いて正道に遵はしめたまへり。是故に我れ今世尊所に於て深信心を起し、敬信するに由りての故に我をして是の如くに慇重心を發さしめぬ。又、佛世尊應正等覺は善說法律もて聲聞衆をして皆悉く奉行せしめたまへばなり。(3)復次に世尊、我れ昔曾て見たり、諸餘の沙門婆羅門の少智慧ありて自恃貢高に……廣く上に說けるが如し……多く論端を造りて來りて佛を難ぜんと欲せるに、既にして佛所に至りて世尊を瞻仰しまつるや不圓滿の問を作し、佛卽ち彼が爲に圓滿して答へたまへるに、彼等は聞き已るに咸く慶悅を生じて大信心を發し、三寶に歸依して學處を受持せるを。是故に我れ今世尊處に於て深信心を發し、敬信するに由りての故に我をして是の如くに慇重心を發さしめぬ。又、佛世尊應正等覺は善說法律もて聲聞衆をして皆悉く奉行せしめたまへばなり。(4)復次に世尊、我れ昔曾て見たり、諸餘の沙門婆羅門の少智慧ありて自恃貢高に……廣く上に說けるが如し……來りて佛を難ぜんと欲せるに、既にして佛所に至りて世尊を瞻仰しまつるや圓滿せる問を作し、佛卽ち機に隨うて極圓滿の答を作したまへるに、佛の妙義を聞いて深く慶喜を生じ、異道を委棄して正法を遵崇し、卽ち出家を請じ便ち具戒を受けて梵行を勤修し、未だ久しからざるの間に塵累俱に盡きて阿羅漢を得、解脫の樂を受けて而し是念を作せるを、「幾く我を虛喪して自の爲に欺誑せり、昔は沙門に非ざるに是れ沙門なりと謂ひ、婆羅門に非ざるに婆羅門なりと謂ひ、阿羅漢に非ざるに阿羅漢なりと謂へり。我れ今者に於て是れ眞沙門婆羅門なり、眞阿羅漢なり」と。世尊、我れ此に由りての故に深信心を起し……廣く上に說けるが如し……。(5)復次に世尊、我れ昔曾て見たり、諸餘の沙門婆羅門の面色黃瘦して形貌羸弱し、諸根缺減して覩る者厭を生ぜるを。我れ是事を見て便ち卽ち思惟すらく、「豈に彼人は梵行を樂はず、或は復長病にて斯の羸弱を致し、

或は屛處に於て罪惡業を作して而し心に覆藏して此の形容を爲して人の觀るを樂まざるには非ざらんや」と。我れ便ち往いて問へり、「仁等何に緣りてか頓に顏色なく、形容顦顇して人の樂觀せざるなる」。彼れ我に答へて言はく、「大王、我れ欲縛に由りて此形儀を致せるなり」。我れ說くを聞き已るに是の如きの念を作せり、「欲を斷ぜざる人には是の如きの過あるも、多く欲を行ぜん者は欲を愛樂するが故に、應に色力を增長して端嚴なるを得べけん」と。然れども此事なきなり。何を以ての故に。我は是れ國王にして五欲備に具はりて自在無礙なれば、應に色相の殊勝超絕なるを得べけんも旣に是の如からじ。故に知んぬ、諸欲に親近するに由りて色力增長するにはあらざるを。然も愚癡人は悉く皆愛樂するなり。我れ世尊の聲聞弟子を見るに、梵行を愛樂して諸根明淨に、面貌光澤ありて適悅して住し、常に兢懼を懷けること鹿の林に依るが如く、乃し盡形に至るまで純一無雜にして淸白の梵行を圓滿し具足せり。我れ此に由りての故に深信心を起せり……廣く上に說けるが如し……。(6)復次に世尊、我れ念ず、曾て正殿中に於て坐して國事を理めし時、多人ありて皆五欲の爲に我所に來至し、或は父母男女兄弟姉妹知識朋友に於て共相に言訟して好惡を評論せるを見ぬ、何に況んや餘人をや。又、我れ曾て見ぬ、二苾芻ありて諸苾芻と共に爭競する所ありて遂に便ち捨戒せるを。然も二苾芻は佛法僧寶に於て能く其の少許の過失をも說かず、但自ら「是れ極惡人なり、是れ福德なきなり、淸淨梵行を修習する能はず」と責むるを知りて世尊の敎に依ひて壽を盡くすまで住して心に虧犯するなかりき。我れ此に由りての故に深信心を起し……廣く上に說けるが如し。(7)復次に世尊、我れ昔曾て一類の沙門婆羅門の、心を自靜に要して梵行を受持せるに、八九月已りて欲のために牽かれ、便ち律儀を捨てゝ染汚事を作し、五欲に纏綿して以て自ら歡娛せるを見ぬ。我れ世尊の諸の聲聞衆の梵行を修習して淸淨圓滿に、乃し盡形に至るまで世尊の敎に依ひて心に虧犯することなきを見ぬ。我れ此に由りての故に深信心を起し……廣く上に說けるが如し……。(8)復

次に世尊、我は是れ國主にして號して勝光と爲す、此國中に於て統領して自在なれば、人の、死に應ぜざるをも我れ能く命を斷じ、死に合ふ者あらんにも我れ能く釋除するに、率土の內遵仰せざるなし。然も大臣宰相は皆是れ豪族の大婆羅門・刹帝利長者なるも、或は國政を平章し群臣を黜陟せんが爲に啓奏するの時、猶ほ奢慢を懷き禮容足せず朝儀を紊るゝあり。我れ世尊が無量百千大衆の中に在して圍遶せられて法を說きたまふを見るに、諸天人衆は各々心を攝して尊顏を瞻仰し、咸共に諦聽して散亂あることなく、座下寂然として乃至謦欬嚔噴の聲をも聞かず、況んや復更に諸餘の諠雜あらんや。時に會に在り忽ち一人の謦欬發聲するありしに、比坐の人告げて言はく、「仁者、願はくは少く默住して諠擾を爲すこと勿れ。汝豈に聞かざらんや、世尊の說法は美妙にして機に當れること猶し上蜜の如くなるを」と。斯語を說き已るに彼即ち默然せり、時に我れ斯語を聞いて即ち是念を作さく、「世尊は眞實に大威力ありて思議すべきこと難し、刀杖嚴刑を以てせずして而し能く衆類を調伏したまひて一切遵奉せり。我れ此に由りての故に深信心を起し……廣く上に說けるが如し……。(9)復次に世尊、我に二臣あり、一は仙授[六]と名づけ、一は故舊と名づく、彼人の所有封邑・賞賜・富貴・名稱は皆我に由りて生じてより以來常に安樂を受けぬれば、彼等は我に於て復恩を念ぜりと雖、然も猶ほ世尊處に於て敬心濃厚なるには及ばじ。我れ又一時軍馬を嚴飾し出行して討擊せるに、意に彼二臣の我及び佛に於て其心に誰を重しとせるかを試みんと欲して、共に密處に至りて彼に問うて言へり、「卿等眠時に我及び佛に於て、首足何に向はせるなりや」。時に彼二臣は佛の功德を歎じ、幷に正法僧寶福田を說いて(語げて曰へり)、「此事に緣りての故に頭を以て佛に向はせ、足を以て王に向はすなり」と。我れ此を聞き已るに、世尊に大威力の不可思議なるあるを敬重しまつれり。彼等は皆我が寵祿に由りて大名稱・富貴・安樂を得たるも、然も彼が我に於て起す所の恭敬は佛を敬するに如かざるなり。我れ此に由りての故に深信心を起し……廣く上に說けるが如し……。

【六】仙授・故舊。律部十九、註(八の一七・一八)參照。

(10)復次に世尊、我は是れ憍薩羅王、佛も亦憍薩羅に住したまへり。我は刹帝利種に生まれ、佛も亦刹帝種なり。我れ已に年事高邁にして壽八十を過ぎぬ、世尊も亦爾く壽八十を過ぎたまへり。我は是れ灌頂刹帝利王、世尊も亦是れ無上法王なるも、我力は佛に比するに喩の能く測るに非じ。斯義に由りての故に深信心を起し……廣く說きて……乃至、皆悉く奉行せしめたまへり」。是時勝光王は世尊の前に於て廣く是の如きの諸の見聞事の奇妙の法を說き已るに、雙足を頂禮して奉辭して去りぬ。王去りて未だ久しからざるに佛は諸苾芻に告げたまへり、「汝等應に當に王が所說の奇妙法聚を記憶して受持し讀誦すべし。何を以ての故に。文義具足の故に、正法相應の故に、梵行を成就せるが故に、能く遍智等覺圓明涅槃の果を得るが故に、是故に汝等應に勤修して學すべし」。爾の時世尊は此語を說きたまひ已るに、諸苾芻等は咸く皆歡喜して信受し奉行せり。[七]前を頌に攝して曰はく、

「人を論ぶるに四種あると　欲を念じて身形瘦せたると　二臣の恭敬殊にして、　王を尊ぶこと佛に如かざるとなり」。

[八]爾の時長行大臣は王の、佛に見えたるを知りて便ち是念を作さく、「王に大臣五百ありて皆惡生に歸せるも、唯我れ一人のみ而し隨ひ許はざれば、彼等如何がしてか大事を成ずるを能くすべき。我れ今國に還りて當に惡生を策して王位を紹繼せ(しむ)べく、其の勝鬘・行雨の二夫人等は驅りて宮を出さしめん」。是念を作し已るに執守せる所を棄てゝ車に昇りて去り、室羅伐城に至りて惡生に啓して言さく、「太子、今位に登らんことを欲したまへりや不や」。惡生曰はく、「是れ我が欲する所たり」。時に長行は便ち諸臣と共に策して王と爲し、二夫人に勅して老王處に向はしめぬ。是に於て勝鬘・行雨は長行に問うて曰はく、「王今何に在せりや」。答へて曰はく、「王は[九]釋迦妙光園內に在り」。時に二夫人は徒步して而し去りて老王を尋覓せり。爾の時勝光大王は旣にして門外に至るに長行を見ざりければ、諸苾芻に問うて曰はく、「大德、我が大臣は今何處に往けるかを見たりや」。苾芻答へ

【七】此偈は王の十種信佛因緣を盡くせるものに非ず。即ち(6)(7)(8)(10)の四因緣を闕けり。

【八】波斯匿王の退位。

【九】釋迦妙光園。妙光園は前註(三) metulūpa の譯なるべし。

て曰さく、「王入りて久しからざるに長行は尋いで卽ち車に乘じて去りぬ」。王既にして聞き已りて徒步して漸行せるに、佛も亦此の時王舍城に向ひたまへり。王は中路に於て行雨等に逢ひければ、王便ち問うて曰はく、「汝等何の故にか徒步して遠く來れる」。答へて言さく、「大王、長行大臣は惡生を策立して我等を驅出せりければ、步涉して而し來りて大王を尋覓せるなり」。王は此語を聞くや勝鬘に告げて曰はく、「汝已に先に夫王の寵錄を受けたるも、今且に歸還して兒王が俸料を受けよ、我れ行雨を將ゐて此よりして却廻せん」。是に於て勝鬘は遂に室羅伐城に還らんとて、掩涙行啼して路に隨うて返りぬ。王は行雨と與に王舍城に趣かんとて漸々に而し進み、遂に城所に到りて一園林を見たりければ、便ち卽ち停住して行雨に語げて言はく、『我れ且らく此に留まらん、汝城中に向ひ未生怨王に報じて云へ、「憍薩羅國勝光大王は今外園に在り、相見えんことを思欲せり」と』。行雨卽ち去りて未生怨に見え……具に上に說けるが如し……。其未生怨王は此語を聞き已るに便ち大に驚愕し、卽ち行雨に語げて曰はく、「憍薩羅國勝光王は大威力ありて四兵强盛なるに、知らず、云何が忽ちに我等に至れるかを」。行雨答へて曰はく、「王今何が兵衆の盛なるあらん、太子謀逆して父を奪ひて王を稱しぬれば、唯我れ王に從ひて而し此に來至せるのみ」。未生怨曰はく、「若し此事ありたらんには我れ當に彼を策して此國の王と爲し、我は自ら身を退きて而し太子と爲らん」。卽ち群臣を召びて之に勅して曰はく、「勝光王は是れ大國の主、刹帝利種灌頂の王たり、今忽ちに此に至れり、應に須らく敬待すべく、卿等卽ち可しく城路を淨治し四兵を嚴整して百千衆を領すべし、我れ親しく往いて王を迎へて來入せ(しめ)んと欲す」。時に諸臣等は既にして王勅を奉じ、鼓を擊ち貝を吹きて衆人に宣告して城郭を嚴事し、衢路を掃治して倍清淨を加へ、猶し天帝が歡喜園の如くせりき。其の勝光王は久しく食を得ず、使の來ること遲きを怪しみ、卽ち園林を出でゝ飮食を求めんと欲し、慞惶として顧眄して〔一〇〕蘿菔園に至れり。時に園子は是れ凡人なりと謂ひて遂に蘿菔五顆を與へしに、王既

【一〇】蘿菔園。大根園なり。

にして飢虛せりければ根葉俱に食へり。食ひ已るに渴を患ひて卽ち水邊に往き、過量に而し飲みければ因りて霍亂[一]を成じて身體羸弱し、勝鬘を思憶しつゝ路を涉りて前行せるに、轍中に地に倒れ口に末土[二]を銜みて因りて卽ち命終せり。是の時未生怨王は四兵を嚴從して園に詣るに見えず、便ち馬使をして四面に傍求せしめしに、時に一騎あり蘿菔園に至り園子に問うて曰はく、「汝、是の如きの人を見たりや不や」。答へて曰はく、「我れ一人の暫し此に來至して蘿菔を求索して便ち水邊に向へるを見ぬ」。彼卽ち往いて尋ねしに、正しく王屍の路隅に僵仆せるを見たりければ、使者卽ち上事を以て未生怨に告げぬ。王旣にして聞き已りて唱言すらく、「禍なる哉、我れ今者に於て重ねて惡聲を受けんとは。我れ先より來已に父を害して位を奪へりとの名あるに、今者又云はれん、父の知識を殺せりと」。卽ち無量の營從と與に往いて屍所に赴き、群臣に勅して曰はく、「此勝光王は是れ刹帝利灌頂大王なり、今困苦に遭ひて此に於て命過せらる、宜しく盛禮に依ひて其身を焚瘞すべし」。時に彼諸臣は王の所勅の如く、備に靈轝を飾りて寒林に送り至れり。焚燒事畢るに王は佛所に詣り、雙足を頂禮し退いて一面に坐して佛に白して言さく、「大德世尊、不審なり、勝光大王は先に何の業を作してか、蘿菔を食せるに因みて困苦して命終せるなる」。爾の時世尊は告げて言はく、「[三]大王、彼勝光王は自ら其業を作したれば今此報を受けしなり……廣く上に說けるが如し……。大王、乃往過去に聚落中に於て婆羅門あり、妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一息を誕み、年漸く長大しては乞食して自ら資けしに、蘿菔五顆を得たれば其母に送與して卽ち母に白して曰さく、「今暫し洗浴すれば留めて我が還るを待て、以て所食に供ふれば」。大王、若し時に佛なからんには獨覺者ありて世間に出現し、孤弱を憐愍し靜を樂みて安居して世の福田と爲るなり。時に一獨覺ありて人間に遊行し、晨朝時に於て衣を著し鉢を持して、村に入り乞食して遂に彼家に到りしに、婆羅門の妻は此獨覺の身相端嚴に六根調靜せるを見て、卽ち蘿菔を持して彼に奉施り。爾の時 獨覺は其が所施を受くる

【一】霍亂。吐瀉病。

【二】末土。塵土なり。

【三】勝光王困苦命終前生因緣譚。

や、身を虛空に踊らせて爲に神變を作せり。凡夫の人にして神通を見ん時は心便ち調伏すれば、即ち遙に禮拜し情に甚だ歡喜せり。時に婆羅門子は浴し已りて家に還り、便ち其母に白して向の蘿菔を索めしに、母曰はく、「適 辟支(佛)ありて來り乞ひぬれば我れ已に將つて施せり」。子、此語を聞くや飢の爲に逼まられければ、遂に瞋心を發して惡念を起せるらく、「願はくは彼れ蘿菔を食するに因みて霍亂して而し終らんことを」と。大王、汝今當に知るべし、彼小兒とは豈に異人ならんや、即ち勝光王是なりしなり。彼れ往昔に獨覺處に於て此惡心を發せるに由り、斯の業力に因りて無量百千歲に於て地獄に墮在して諸の苦惱を受け、復餘の業報因緣力の故に已に經ること六返して霍亂病に遭ひて命終を取り、今の七生に至り餘殘の業力もて此蘿菔を食ひ霍亂して死にたるなり。大王、當に知るべし勝光の業報を。此より永く畢りて更に復受けざらん。大王、當に知るべし、白業には白報、黑業には黑報、雜業には雜報あるを。是故に應に黑雜の二業を捨すべく。當に白業を修すべく、惡口を爲すこと勿れ」。時に未生怨王は佛の所説を聞いて喜身心に遍く、佛足を頂禮し信受して去りぬ。

〔一四〕是時惡生太子は既にして位を紹ぐを得たり。後に異時に於て諸大臣と與に大殿に朝會せるに、苦母白して言さく、「大王、頗し念ぜりや、往日時に於て大衆の前に在りて師子吼を作したまへるを、「我れ若し位に登らんに先に當に諸釋種子を誅伐して我が初怨を報ずべし」と」。王、苦母に問うて曰はく、「凡そ我が出せる言は皆應に作すべきや不や」。苦母對へて曰さく、「王今創めて寶位に臨みたまへり、宜しく昔言を念じて釋種を討罰すべし、時至りて爲さざらんには便ち妄語を成ぜん、請ふ明勅を下して日を卜して軍を出し、象・馬・車・步の四兵俱に發して、戈甲を奮耀し、鐘を椎ち皷を鳴らして室羅伐城を出で、劫比羅國に往いて釋種を誅滅せんことを」。時に惡生王は苦母の諫を納れ、即ち便ち勅を下し將を命び兵を持して往いて彼國を伐たんとせり。世尊大師は知見せられざるなけ

【一四】迦毘羅城の滅亡。

れば、諸釋子の必定して喪亡せんを知し、兩國界の大路の側に於て、小樹下の多く枝葉なきに在りて端身に而し坐したまへり。時に惡生王は遙に世尊を見て卽ち其所に詣りて白して言さく、「大德、多く園林ありて蔭映滋茂せるに、何の故にか彼を捨てて而し斯に住したまへるなる、此樹は少葉小蔭なり、云何が住しうべき」。佛言はく、「大王、親族の陰は凉し、樹何ぞ顧るに足らん」。爾の時惡生は世尊の言を聞いて便ち是念を作さく、「劫比羅國の諸釋の枝條は是れ佛の親眷なれば如來は愍念したまふなり、可しく情に違ふべからじ」。此思惟を作して退いて本國に還りしに、苦母再三に諫めて誅滅せんことを請へり。其後惡生は諸の臣佐と與に朝會時に於て群臣に告げて曰はく、『劫比羅國の諸釋種子は恒に我を是れ婢兒なりと云へり、罵辱せること既に深く此れ忘るべからじ　然れども彼は是れ如來の種族にして世尊は憐念したまひぬれば、每に自ら抑忍して誅を行ずるを敢へてせざりき。云何がしてか能く此怨罵を報ずるを得べき」。苦母對へて曰さく、「我れ聞く、沙門喬答摩は自ら離欲なりと云へり、離欲の者は眷念の心なく、若し眷念あらんには卽ち離欲なるには非じ。道俗各異れば王宜しく自ら決したまふべし」。又言さく、「今日正しく是れ釋種を誅するの時なり」是に於て惡生は四兵を整へ、出で行いて討罰せんと欲せり。未だ去らざるの頃に[一五]佛は是念を作したまはく、「城中の釋種にして未だ諦を見ざる者は、若し惡生と共に相戰鬪せんに便ち見諦の器を非とせん」。卽ち劫比羅國に往いて到り已るに多根樹園に住在したまへり。時に諸釋種は世尊が此に來至したまへりと聞き、大衆集會して如來處に詣り、雙足を頂禮して退いて一面に坐せり。爾の時世尊は諸釋種の根性・本緣を知して爲に妙法を說きたまひしに、時に彼衆中に無量百千の諸の有情輩ありて大利益を得、或は預流果・一來果・不還果・[一六]阿羅漢果を得、或は獨覺の因を作し、或は成佛の因緣を成ずるありき。復無量の衆生の、三寶に歸依して諸の學處を受けて佛の敎を奉行せるありき。是時劫比羅釋種は此法利を獲るや、世尊を頂禮して奉辭して去りぬ。是時惡生は親しく四兵を領して劫比羅

【一五】本文に佛作是念城中釋種未見諦者若與惡生共相戰鬪便非見諦之器……とあり。

【一六】こゝに阿羅漢果を得たりとあるは、出家して阿羅漢果を得たりとの意に解すべきなり。前註(六の三一)參照。

城より遠からずして而し住せるに、具壽大目連は世尊所に詣り、佛足を頂禮じて退いて一面に坐し、佛に白して言さく、「世尊、我れ聞く、癡人惡生は四兵を嚴集して來りて釋種を誅せんとすと。我に神力あれば能く兵衆を擲ちて遠く他方に置かん、唯願はくは世尊、賜うて哀許を垂れたまはんことを。復神力を以て城を變じて鐵と爲し、大鐵網を以て遍く其上を覆ひ、彼惡生をして尙ほ劫比羅城を見る能はざらしめん、況んや誅害を加へんをや」。佛言はく、「我も亦汝に神通力ありて所作皆辦ぜんを知れり、然れども釋種前生の業累に由りて今應に報を受くべきなり。業若し成熟せんに、瀑水流の如くに禁制すべからず、要ず須らく自ら受くべきなり……廣く上に說けるが如し……」。爾の時世尊は此頌を說いて曰へり。

「假令、百劫を經んとも　所作の業は亡びじ　因緣會遇はん時　果報は還りて自に受けん」。

佛、大目連に告げたまはく、「故に知んぬ、世間は皆業力に由りて而し其報を受け、業力に由りて生じ、業力に由りて住し、一切衆生は皆業力に隨うて善惡須らく受くべきを」。時に目連は所願を果さず、佛を禮して去りぬ。

是時劫比羅の諸釋種子は惡生王の大兵衆を將ゐて來りて誅滅せんと欲せりと聞き、即ち四兵に勅し器仗を嚴整して城を出でゝ敵を拒ぎ、彼未だ防備せざるに惡生軍を衝けり。是の諸釋種は並に見諦を證せりければ、殺害を行ぜず唯鞭杖を用ひて左に揮ひ右に拂ひて而し之を打撲し、或は復箭を以て彼が弓弦を射、象馬の腹帶は射ては皆斷ぜしめ、或は〔一七〕頭牟・甲綴を射ては地に落さしめ、或は耳邊及び鞍轡條帶を射ては但遺落せしめて身首を傷けず其命を損せざりき。時に惡生の兵衆は尋いで自ら敗散し、諸釋種子は戰へば便勝を得たりければ、師衆倶に入りて門を閉ぢて城に上り、而し制令を作さく、「我等は應に惡生及び其兵衆を傷害すべからず、若し犯すあらんには則ち釋種に非じ」と。爾の時惡生は此釋種の咸仁慈あり大勇力を具へたるを見て苦母に告げて曰はく、「我等今者

【一七】頭牟・甲綴。矛の上部・鎧のつゞり糸。

宜しく軍を收めて月に本國に還るべし」。苦母對へて曰さく『大王、憂ふること勿れ、劫比羅釋種は並に是れ見諦しぬれば、乃至、蚊蟻の類をも傷けじ、況んや人を害せんをや。王若し信ぜざらんには今則ち驗すべし、向には大陣に一の損傷なかりしを。彼は復制を作せり、「應に惡生の身及び諸兵衆を傷害すべからず、若し犯すあらんには則ち釋種に非じ」と』。惡生聞き已るに默然して住せり。一釋種あり名けて[一八]閃婆と曰ひ、外邑に住して農作を撿校せるが、彼惡生の親しく四兵を領して劫比羅に至り釋種を誅せんと欲せりと聞き、諸釋所作の制令を聞かず、又見諦せざりければ、乃し兵衆を厳りて來りて惡生を襲ひ、倉卒して横撃せりければ即ち便ち大敗し、惡生の軍殺傷して幾ど盡きぬ。是時惡生は苦母に告げて曰はく『汝向には言へり「釋種は見諦しぬれば蚊蟻をも傷けじ、況んや人を害せんをや」と。今閃婆一人して兵を將ゐて來り戰ふに殺害彌多し、況んや劫比羅の諸餘の釋種にして兵を委して來集せんに、敵對せんこと當へ難からん。若し且に歸るを得んに猶ほ全沒せんに勝らん』。苦母對へて曰さく『大王、彼の閃婆は外よりして來りて元未だ劫比羅城に入るを得ず唱制を知らざれば、此の卒暴を致して戰鬪の心を起せること、內外通ぜざればなり、願はくは王、慮る勿らんことを』。時に閃婆釋子は心に入城せんと欲し、門首に至りて喚んで言はく『爲に開け』と。時に守門者問うて言はく『是れ誰なりや』。答へて曰はく『我は是れ閃婆なり、汝宜しく往いて諸釋種に報ずべし』。城中の(諸釋種は)即ち便ち使をして報ぜしめて曰はく『汝今より後は釋迦種に非ず、當に意に隨せて去るべし。何を以ての故に。汝は城中の制令を毀犯せるに緣り、此城門に入るを得ざる所以なり』。閃婆即ち衆に問ふらく、『何の制ありてか我を毀犯せりと說くなる』。答へて曰はく、『我等は制を作せり、「惡生の兵衆を傷害するに擬せじ、若し犯するあらんには即ち釋種に非じ」と』。報じて曰はく、『我れ實に聞かざりき、願はくは容納せられんことを』。是の如く苦請せるも衆皆許さゞりければ、乃し衆に告げて曰はく、『既にして入るを容さゞらんには請ふ家口[一九]を還さん

【一八】閃婆。原語を明かにせず。

【一九】家口。眷屬なり。

ことを」。衆出だして之に與へしに、眷屬を得已りて世尊處に詣り、雙足を頂禮して退いて一面に坐し佛に白して言さく、「劫比羅城の諸釋種子は我を擯して出でしめぬ、願はくは佛、慈悲もて我に記念を賜はんことを、常に爲に供養して如來を敬奉しまつらん」。佛は慈悲を以て自の髮爪を持つて閃婆に授與したまへり。爾の時閃婆は慇重心を以て如來の髮爪を受けて婆具茶國に往けり。彼の諸人は「豪健の釋子、名は閃婆と曰ふ、今此に來至して我が主と爲らんと欲せり、我等共に議らん、可しく彼に隨ふべきや不やを」と聞いて、國人皆來り、一山下に於て此事を籌量せり。時に閃婆釋子は諸從者を屛して一處に置在し、自身詐りて送書使人と作り、腋に利刀を挾みて衆集處に詣り、是の如きの語を作さく、「諸君、當に知るべし、閃婆釋子は大勢力ありて勇健當り難し、我をして書を賚らして仁等に遺り及ばしめぬ。」問うて言はく、「何の爲なりや」。答へて曰はく、「彼れ王と爲りて仁等を統領せんと欲せり、應に當に坐に就いて共に其書を讀むべし」。諸人答へて曰はく、「此に坐物なし、何を以てか安居せん」。彼卽ち刀を拔いて諸の磐石を斬り、片片もて座を爲りて衆に與へて坐せしめしに、衆人見已りて咸く甚奇なりと歎じ、問うて言はく、「丈夫、汝が如きの類は彼に幾人ありや」。答へて曰はく、「我は是れ書を持れる使者のみ、何ぞ足して言に在らん。更に餘人の我に倍勝せるあり」。衆は此語を聞いて皆大に驚怖し、共に相謂ひて曰はく、「使者にして尙ほ爾り、何に況んや閃婆をや。我等、如かじ、彼を立てゝ主と爲さんには」。共に封を拔き已るに書を裁して却り報じ、仍ほ使に語げて言はく、「善來、大王、我等風を欽びて早く臨降せんを希ふ」と。閃婆旣にして別れて舊停處に往き、徒侶を嚴飾し侍衞を整肅して婆具茶國に入りしに、老少歡喜し所須を辦設して咸共に心を盡し、吉日を選擇して策立して主と爲せるに、諸國に遠く聞ゆらく、「婆具茶國中に釋迦種あり、名づけて閃婆と曰ひ、共に立てゝ主と爲し、號して閃婆國と爲せり」と。閃婆立てる後、遂に乃し敬みて大窣堵波を造り、如來の髮爪を安置して以て供養を申べければ、卽ち其塔を號して閃婆

【二〇】婆具茶國。梵名明かならず。

窣堵波と爲せり。其妃は先に佛を信ぜざりしも、令を下して國中に神廟を立てしめ、俗祭に依ひて祀りて今に迄び至れり。[二]

【二】此下、聖本に光明皇后の願文あり。

卷の第九

第二門の第四子、[一]頌に攝せる勝鬘の餘、

爾の時惡生は苦母に告げて言はく、「劫比羅國の諸釋種子は勇健當り難し、今城門を閉ぢて城に上りて防護せり、我等何が能く殺害を爲すを得ん、今且に歸還せん」。苦母答へて曰さく、「『大王、諸有大城は巧方便を以て皆當に破滅すべけん。我れ昔曾て古仙の所言を聞けり、其に五事ありて決んで他に勝たんと。云何が五と爲す。頌に云はく、

「和好と財賄を行すと　矯詐と毒術を爲すと　後當に兵力を以てするとなり　是れ智人の所爲なり」。

斯の道理に准ずるに應に方便を設くべきなり。先に矯詐を爲して使をして彼に詣り王の敎命を持して之に告げて曰はしめよ、「今我れ仁に於て愛戀ありて心實に惡意なし。少事あるに緣りて要めて城に入らんと欲す、幸に爲に開門せよ、暫し容納せられんに卽ち還りて速に出でん、敢へて停留せじ」と』。計に依ひて彼に至り、傳へて上の如くに說けるに、城内の諸人は共に集まりて議論せるらく、「當に放し入るべしとやせん、許さずとやせん」。或は言へるあり、「放し入るべし」。或は言へるあり、「可ならじ」。或は言へるあり、「總じて一處に集まり可しく共に籌を行ずべし。若し籌多からんには應に其語るに隨ふべし」。衆は其說を然りとして卽ち共に籌を行ぜり。是時[二]罪惡魔王は是の如きの念を作さく、「我れ常に沙門喬答摩に隨逐して其瑕隙を覓めたるに便を得ること能はざりき、我れ今宜しく彼が眷屬を害すべし、正に是れ其時なり」。卽ち便ち身を變じて老釋子と作り、其が上座に居して先に受けて籌を取りければ、已にして次いで諸人は彼が籌を受けたるを見て、咸云はく、「老宿既に受けぬ、我何ぞ取らざらん」。時に衆内の多人は籌を受けぬ。既にして籌多きを見て遂に

【一】前註（七の二一）の前頌、勝鬘・惡生事を承くるなり。

【二】罪惡魔王。māra-pāpīmā の譯、魔王波旬、天魔波旬なり。律部八、註（一の六五）參照。

卽ち門を開きて王軍をして入らしめしに、王曰はく、「我れ已に劫比羅城の諸釋迦子を棄捨しぬれば、情に任せて誅殺せよ」。衆は敎を聞き已るに、便ち四兵を縱ちければ、旗鼓天に震ひ囂聲地に聒しく、隨處に誅戮して悲愍心なかりき。時に釋種大名は此事を見りて諸眷屬に於て極悲憐を起し、頭髮蓬亂して卽ち疾く往いて惡生の所に詣り白して言さく、「大王、當に我願を與さるべし」。王曰はく、「何の願をか須めんと欲するなる」。白して言さく、「諸釋種に於て幸に無畏を施したまはんことを」。王曰はく、「諸餘の釋種は我れ捨つること能はじ、汝が家屬は意に隨せて當に出づべし」。答へて曰さく、「我れ今池に入りて自ら水底に沈むべければ、乃し我身未だ出でざる已來に至りて眷屬は皆放されんことを」。王、是語を聞くや諸臣を目視せるに、諸臣は王に白さく、「此の大名は是れ先王の親友なれば其所願を允したまはんことを」。王言はく、「若し爾らば少時出ださしめん」。是時大名は旣にして許を蒙け已るに、眷屬を悲愍して憂惱に心を纏ひつゝ疾く往いて池に赴きて自ら水底に沈み、卽ち頭髮を以て樹根に繫著して茲に因りて而し死にき。時に諸釋種は過去時に於て(善)業を同じくせる者は、城を出でゝ去りて或は[三]末羅國に往き、或は[四]泥波羅に往き、或は其餘の聚落城邑に往けるも、若し昔時に於て惡業を同じくせる者は、東門を出でたりと雖南門より還入り、南門より出でたるは西門より入り、西門より出でたるは北門より入り、北門より出でたるは東門より入りければ、諸臣見已りて王に白して言さく、「今時釋種は皆自ら燒煮せんとす、何を以て知るを得るとならば、諸門より出でたるは悉く皆還り入れば」。王曰はく、「速に大名を看よ、水に入れること何ぞ久しき」とて、使をして之を觀ぜしむるに、其已に死にたるを見て還りて王に白し知ら(しむ)らく、「彼已に命過せり」。王、瞋怒を加へて卽ち臣に告げて曰はく、「可しく高座を設くべし、我れ其上に昇り躬自ら瞻望し、若し我れ人血橫に流れ波を街巷に騰ぐるを見ざらんには、我れ終に身此座を離るゝ能はじ」。卽ち座に登りて遙に望あり。諸の勇健人にして殺さるゝの時は、法爾として血少け

【三】末羅國(Malla)。力士國とも壯士國ともいはる。クシナガラ、パーバ、アヌーピヤ等は此國の邑なり。
【四】泥波羅(Nepala)。北方雪山の麓。

れば、諸臣議して曰はく、『仁等應に知るべし、今此の惡王は大罪業を作りつゝ自ら要契を爲さく、「血の横に流るゝを望まん」と。何處にか斯の如きの事あるを得ん。宜しく[五]紫礦を取めて煮て色をして赤からしめ、盛りて千瓨に滿たし街に當りて傾瀉すべし、其流れ去るを觀ぜんに血と殊らされば』。計の如く便ち作して報じて言はく、「血至れり」と。惡生遙に見て其是れ血なりと謂ひて便ち是念を作さく、「我れ今望足れり、宜しく歸還すべし」。時に惡生愚人は釋種を枉殺せること七萬七千、此諸人の內は多く是れ聖諦を見たる者なりき。是の如きの諸賢善を殺戮し已るに、遂に釋種の五百童男及び五百童女を將ゐて行いて一園に至れり、是れ外道の住處なりき。苦母白して言さく、「此等千人は皆是れ怨家なり、何ぞ總殺せざる」。王云はく、「云何がしてか當に殺すべき」。答へて曰さく、「群象をして脚にて踏ましめよ」。是時五百釋子は大勇力ありければ、象を撲ちて倒れしめ、手づから擎げて之を棄てしに、苦母見已りて惡生に白して曰さく、「大王、此の勇健の人を見たりや不や」。王曰はく、「我れ見たり」。答へて曰さく、「若し此徒を捨さんに當に大王が與に無利益事を作すべけん」。王言はく、「實あれば若爲がしてか之を殺すべき」。答へて曰はく、「地を掘り坑を作りて埋めて頭をして出さしめ、上に[六]鐵杴を以て之を磨して碎かしめよ」。時に二童子あり走げて佛所に至りければ、爾の時世尊は業感の報の虛しからざるを知らしめんと欲し、即ち神力を以て鉢を化して大ならしめ二童子を合はせたまへるに、即ち鉢下に於て爛熟して終りぬ。釋種を殺せる時、佛は極めて頭痛したまへり。即ち阿難陀に告げて曰はく、「水を盛りて鉢に滿して我所に持ち來れ」。時に阿難陀は即ち鉢水を授けまつれり。是時世尊は額上の汗兩三滴計を以て鉢水中に置れたまひしに、即ち便ち煙出でゝ震吒して聲を作せること熱鐵を以て之を水に投ずるが如くなりき。是時惡生は一人に告げて曰はく、「汝當に此に住まるべし、佛若し我に於て記したまふ所あらんには可しく速に來り報ずべし」とて、即ち五百釋女を將ゐて本國に還歸せり。時に諸苾芻は此事を見已りて咸く疑心ありけれ

【五】紫礦。胭脂又は樹脂なり、律部二十三、註(一の三四)參照。

【六】鐵杴。鐵製のしきみ。

ば、世尊に請じて曰さく、「[七]大德、何の業に因りての故に佛をして頭痛せしめたる。劫比羅城の諸釋種等は復何の業を作してか、彼を緣と爲すに由りて實に罪犯なきに、愚癡の惡生のために輒ち誅戮せられたる」。世尊は阿難陀に告げて曰はく、「汝今可しく去りて諸苾芻に告げて咸應に外道園中に集在せしむべし、我れ當に爲に愚癡惡生の諸釋種を殺せる先業の因緣を說くべければ」。尊者は敎を受けて卽ち往いて衆に白すに、爾の時世尊は諸苾芻と與に行いて彼園に詣りたまへり。時に婆羅門あり其中路に於て遙に世尊を見て是の如きの語を作さく、「喬答摩、愚癡の惡生は多く惡業を造り、釋種は罪なきに枉げて殺害せられぬ」と。佛、婆羅門に告げたまはく、「是の如し、是の如し、愚癡の惡生は無量尤重の惡業を造作し、釋種に罪なきに枉げて屠害を爲せり」。佛、園中に至りたまひ彼磨られたる童男童女を見たまひしに、尙ほ殘命ありければ彼は佛を見て時に悉く皆號泣しぬ。世尊は卽ち便ち其一面に在りて所敷の座に於て之に就いて坐し、諸苾芻に告げて曰はく、『劫比羅城の諸釋種子は已に三[八]度を經て、他のために屠殺せられて大叫喚を出せり。昔漁人と爲りて魚諸類を殺し、復聚落に於て諸人を傷害し、今此時に於て惡生のために殺されしに尙ほ殘命ありて大叫聲を出せること昔と異るなし。汝等苾芻、頗し曾て諸有獵師屠膾の類の、其自業活命の事を以てして能く象馬車步の威嚴熾盛なるを得たるを聞見せりや不や」。諸苾芻言はく、「未だ曾て此の如きの事を聞見せざりき」。佛言はく、「善い哉、苾芻、我も亦未だ曾て斯事……獵射の徒にして是の如きの熾盛の兵衆を得たる……を聞見せることあらじ。何を以ての故に。彼屠人に罪惡心ありて物命を伺求するに由り、斯の惡業に緣りて象馬車步の熾盛威嚴を獲得し多く財貨あること能はざるなり。何を以ての故に。彼の羊等禽獸の類は殺さるるの時其惡心を以て彼人を視るに由りての故に、斯に由りて象馬車步及び諸の財物を獲ざるなり。汝等苾芻、彼畜生趣の所有衆生にして惡眼もて看ん時、尙ほ能く彼をして四兵及び諸財寶を得ざらしむ、何に況んや惡生は愚癡垢重にして、彼學人の大威德を具し淨戒を持てる者

【七】世尊頭痛前生因緣譚。

【八】こゝに三度他に屠殺せられて大叫喚せりとあるも、後の二種因緣譚によりて初の二は他をして大叫喚せしめたるもの、後の一は其報として今大叫喚せしめられたる意に解すべきなり。

を殺しぬれば、而し能く象馬車歩及び諸財物を増盛して安樂住を得て損減に遭はざらんに是處あることなけん。汝等當に知るべし、憍薩羅城は譬へば毒龍の顧視せん所の處は悉く當に滅壞すべきが如く、此城も亦爾り、七日の後愚癡惡生と及び苦母とは火のために燒かれて聲を揚げて號叫し、無間大地獄中に墮して極苦惱を受けん。是故に汝等應に是の如く知るべし、諸の枯木に於ても尙ほ惡心を息めんと、豈に況んや其餘の含識の類をや」。

九 時に諸苾芻は是事を見已るに咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「此の五百釋子は曾て何の業を作してか彼業力に由りて、現に愆犯なきに愚人惡生のために枉げて誅戮せられたる。又何の業に因りてか誅戮せらるゝの時、佛をして頭痛せしめたる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「彼の諸釋子及び我が前生所作の業、汝等善く聽け、彼が所作の業は因緣合會して成熟せん時、瀑流の水の止遏する能はざるが如くにして代受者なきなり……廣く上に說けるが如し……乃至、果報は各還りて自に受くるなり。汝等苾芻、乃往古昔に一河邊に五百漁人ありて依止して住せり。時に二大魚あり海より河に入りて流を泝りて上りしに、彼は二魚を見て情に喜悅を生じ、共に大網を張り其魚を捕得せるに、其極大なるを見て共に相議りて曰はく、「今、如何せんと欲すべき、魚既に極大なり、若し頓に殺さんには肉便ち壞爛して何の用ひ爲す所ぞ」。或は云はく、「且らく一魚を殺して一は水に繫在せん」。或は云はく、「二魚皆大なれば若し一を殺さんには其肉亦壞せん、可しく柱に繫りて水中に安在して命をして斷ぜしむる勿れ、肉を須ゐん時生けるを取りて賣らん」。咸言はく、「爾るべし」とは、即ち共に分割せるに、魚は楚苦を受けて大叫聲を發せり。是時漁人の中に一童子あり、斯の如き事を見て歡喜心を生ぜり。時に二大魚は而し是念を作さく、「我れ實に辜なきに橫に劇苦を加へんとは。當來の世に此等の生處に我も亦彼に生まれ、罪犯なしと雖我れ之を苦殺せん」。汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、彼二魚とは卽ち惡生と苦母と是なり、五百の漁人とは卽ち五百釋子是なりしなり。彼五

【九】 五百釋子前生因緣譚の一。

百の漁人は其二魚をして劇苦を受けしめたるに由りての故に、今惡生と苦母とのために地を堀りて身を埋められ、拉るに鐵杴を以てして諸釋子をして大苦惱を受けしめしなり。諸餘の釋種は皆是れ當時に隨喜せるの類、其漁人中の一童子とは卽ち我身是なりき。魚を殺せるを見て心に歡喜を生ぜるに由り遂に其業を成じ、彼業に由りての故に我れ無上菩提を證得せりと雖然も猶ほ此頭痛の苦を受けしなり。我れ若し此の如きの福聚無邊の功德を獲ざりしならんには、亦彼等に同じて其誅戮を受けたらん。〔一〇〕復次に汝等苾芻、應に更に諦聽すべし、劫比羅城の諸釋種子の過去世の時の所作の業を。五百群賊あり一村中に至りて財物を劫奪せるに、二長者あり閣上に而し住しければ、賊喚びて下らしめたるも長者は下らざりしに、賊又語げて云はく、「若し下らざらんには汝をして總失せしめん」。長者報じて言はく、「我れ寧ろ死を受けんとも終に下る能はじ」。賊便ち柴を積みて火を放ち閣を燒けるに、熾火上騰して焚燒の苦を受けければ、長者は念を作さく、「我れ愆犯なきに我をして苦を受けしめたり、未來世に於て汝が生處に隨うて我も亦生を同じくして汝に斯苦を報いん」と。汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、彼二長者とは卽ち惡生と苦母となり、五百賊とは卽ち五百釋子是なりしなり。彼賊徒にして二長者を殺せるに由り、今此二人は亦還りて彼を殺せるなり。是故に苾芻、黑業を作さんに黑報を得、白業には白報を得、雜業には雜報を得ん。是故に汝等應に黑雜二業を捨して白業を勤修すべし、當に是の如くに學すべし」と。

〔一一〕時に惡生王は釋子を殺し已り室羅伐城に往いて城に入らんと欲せる時、逝多太子は高樓上より諸婇女と與に妙音聲を奏して五欲の樂を受けければ、惡生聞き已りて問うて曰はく、「是れ誰なりや」。諸臣答へて曰さく、「逝多太子なり」。王曰はく、「喚び來れ」。卽ち命を承けて至るに、責めて曰はく、「我れ怨家を討ちて常の疲苦に非ざるに、汝何ぞ此に於て欲樂を受くるなる」。太子答へて曰はく、「不審なり、大王、誰か是れ怨家なる」。王曰はく、「劫比羅釋子は卽ち是れ我怨なり」。太子曰はく、

【一〇】五百釋子前生因緣譚の二。

【一一】室羅伐城の滅亡。

「若し釋子にして是れ怨ならんには誰か善友たる」。王は是語を聞いて便ち大に瞋怒し、諸臣に告げて曰はく、[二]「此も亦諸釋子と黨たり、急ぎ誅戮すべし」。諸臣卽ち殺せるに、命終の後三十三天に生ずるを得、人間の勝報尙ほ猶ほ未だ盡きざれば、天中の妙樂は隣次に之を受けぬ。爾の時世尊は此義を宣べんと欲して而し頌を說いて言はく、

「今生に若し喜ならんに來世も喜なり　其れ福を作せるに由りて二俱に喜なり　自ら知る此喜は先業に由り　更に復轉じて善趣に生ずるを。　今生に若し樂ならんに來世も樂なり　其れ福を作せるに由りて二俱に樂なり　自ら知る此樂は先業に由り　更に復樂を餘趣に受くるを」。

爾の時具壽阿難陀は佛說を聞き已りて佛に白して言さく、「大德、我れ今斯の如きの頌義を解せず」。佛言はく、「阿難陀、其の逝多太子は愆犯あることなきに愚人惡生のために枉げて誅戮せられ、人間の勝報尙ほ猶ほ未だ盡きざれば、天中の妙樂は隣次に之を受けぬ。我れ此事に緣りての故に斯頌を說けり」。時に阿難陀は默然して信受せり。後に異時に於て愚人惡生は諸婇女と與に、宮殿中に在りて便ち自ら誇讃せるらく、「我が如きは大力勇健にして當り難く爲さんとする所は究竟す、此世間に於て相似するありや不や」。時に惡生所將の五百釋女は其語を聞き已るに共に頌を說いて曰はく、

「彼は是れ佛家の子　戒の爲に拘束せられしを　汝今盡く誅戮せり　自讃すとも何がせんと欲するなる」。

王は釋迦女が是頌を說くを聞き已るに大嗔怒を發し、亦卽ち頌を以て諸臣に告げて曰はく、

「龍を誅して龍女を留めしに　我に於て瞋毒を生ぜり　速に宜しく手足を截り　急り遣はして親に隨うて去らしむべし」。

時に諸臣等は卽ち五百釋女を將へ、[三]波吒羅池邊に於て其手足を截れり。此に因りて號して[四]截

【二】逝多太子の死。

【三】波吒羅池。原語を明かにせず。

【四】截手足池。原語を明かにせず。

手足地と爲せり。諸經の首に「佛、室羅伐城截手足池邊に在しき」と云へるは、此は是れ其事たり。是時五百釋女は手足を截られ大痛苦を受けて裁忍する能はざりければ、便ち是念を作さく、「我等今時諸苦、身に逼りて痛切堪へ難きに、世尊の大慈にして寧ぞ愍を垂れたまはざる」。諸佛常法として一事として覺了したまはざるなし。時に世尊は大悲心を起して遂に其處に到りたまひしに、諸釋女の露形にして而し坐せるを見たまひければ、世尊は見已りて世間智を起したまへり。諸佛常法として、若し[一五]世俗心を起したまはんには、乃し蜎蠕に至るまで皆佛意を知るなり。若し出世心を起したまはんには、乃し聲聞獨覺に至るまで佛意を知らず、況んや餘の含識にして而し能く知るを得んや。佛は是念を作したまへるなり、「善い哉、若し[一六]舍支天女にして衣及び水を持して此に來至するを得んには、極めて要事たり」と。佛、念を作したまひ已るに、舍支天女は即ち佛意を知りて是の如きの念を作さく、「何の故にか如來は世間念を起したまへるなる。我れ知れり、世尊は五百釋女の爲に妙法を宣說せんと欲して衣及び水を須めたまふなるを」。即ち五百天衣を持し、無熱池處に往いて瓶を以て水を取りて佛所に來至し、佛足を頂禮して佛に白して言さく、「大德、五百天衣及び妙香水は今並に持し來れり」。佛言はく、「汝往いて諸釋迦女を慰問し、與に身體を洗ひて皆衣を著せしめよ」。時に舍支は佛所教の如く次第して皆作せるに、爾の時如來は神通力を以て彼五百釋女の苦痛をして皆除かしめ、告げて言はく、「汝等善女人、自ら斯業を作しぬれば今時成熟せるなり、必らず當に自ら受くべく、人の肯へて代るなきなり」。爾の時世尊は此語を說き已りて之を捨てゝ去りたまひしに、彼諸釋女は世尊處に於て淨信心を發し、卽ち便ち命過して四天王宮に生ぜり。若しは男若しは女にして天上に生ぜんには即ち三念を起すなり、「我れ何處に於て死に、今何處に在りて生れ、何の業を作せるに由りてなりや」と。便ち憶せるらく、「前身に人趣に於て死に、今四天王宮に生じ、世尊處に於て極めて尊重を生じ淨信心を發したればなり」と。時に彼五百釋女は便ち是念を作さく、「我

【一五】 世俗心 (laukika citta)。

【一六】 舍支天女 (Śacī)。帝釋夫人なり。

れ若し往いて世尊を禮しまつらざらんには、是れ恭敬ならず是れ宜しき所に非じ」。時に五百の天女は斯念を作し已るに、卽ち各身を嚴りて諸の瓔珞を具して光明姝妙に、便ち天衣を以て妙天華……所謂、嗢鉢羅華・鉢頭摩華・拘物頭華・分陀利華・曼陀羅華なり……を盛り、初夜分を過ぐるに佛所に來詣して天華もて供養しまつり、雙足を禮し已るに一面に在りて坐して妙法を聽受せり。時に諸の天女の光明赫奕として、周遍して逝多園林を照耀せり。爾の時世尊は諸天女の意樂・根性に隨うて爲に妙法を說き、彼をして四聖諦理を悟るを得せしめたまひしに、時に諸天女は金剛の智杵を以て二十薩迦耶見の山を摧破して預流果を得、旣にして諦を見已りて三たび世尊に白して言さく、「大德、佛世尊に由りて我をして解脫の果を證得せしめたまへり、此れ父母・人王・天衆・沙門・婆羅門・親友・眷屬の能く作す所に非じ、我れ世尊善知識に遇ひまつれるが故に、地獄・傍生・餓鬼趣の中より拔濟して出でしめ、人天勝妙の處に安置したまへり、當に生死を盡して涅槃の路を得べけん。血海を乾竭し骨山を超越し、無始積集の薩迦耶見は金剛の智杵を以て而し之を摧破して預流果を得たり。我れ今佛法僧寶に歸依して五學處を受け、今日より始めて乃し命終に至るまで殺生せず……乃至、飮酒せじ。唯願はくは世尊、我は是れ鄔波斯迦なりと證知したまはんことを」。卽ち佛前に於て合掌恭敬して而し頌を說いて曰さく、

「我れ佛力に由りての故に　永く三惡道を閉ぢ　勝妙の天に生ずるを得て　長く涅槃の路に歸せり。　我れ世尊に依りての故に　今清淨眼を得　眞諦理を證見せり　當に苦海の際を盡すべけん。　人天を超出し　生老死の患を離れんこと　有海の中には遇ひ難きに　我れ逢うて今越ゆるを得たり。　我れ莊嚴身を以て　淨心もて佛足を禮しまつり　除怨者を右遶して　今往いて天宮に赴かん」。

時に彼五百天女は旣にして所願を稱へること、猶し商主の多く財利を獲たらんが如く、亦農夫の

廣く田實を収めたらんが如く、勇健者の諸怨を降伏したらんが如く、重患人の衆病を除去したらんが如くに、大歡喜を生じて佛を辭して去りて倶に天宮に往けり。時に諸苾芻は是語を聞き已るに咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「[一七]此の五百釋女は曾て何の業を作してか、彼業力に由り此生中に於て愆犯あることなきに、愚人惡生は枉げて手足を截り、又何の業に因りてか天上に生ずるを得て佛の正法を聞いて眞諦理を證せるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『彼諸釋女が所作の業は成熟せん時因緣合會して……廣く上に說けるが如し……所有果報は各還りて自に受くるなり。汝等苾芻、乃往過去に此賢劫の中人壽二萬歲時に佛世尊あり、迦葉波如來・應供・正等覺・明行足・善逝・世間解・無上士調御丈夫・天人師・佛・世尊と名づけたるが世に出現したまへり。此の五百釋女は、彼佛法中に於て出家して苾芻尼と爲りしに、常に學・無學の苾芻尼邊に於て「截手なり・「截足なり」との言を作して而し罵詈を爲しければ、此業力に由りて無量歲中に於て地獄に墮在して燒然の苦を受け、復此の餘業にて五百生の中常に手足を截(られ)、乃し今生に至るまで亦此苦を受けしに、我所に於て淨信を起せるに由りての故に天上に生ずるを得たるなり。復昔日に苾芻尼と作り正法教を受持し讀誦せるに由りての故に、我に値うて法を聞くや諦理を證見せるなり。汝等苾芻、此は皆業に由りて……廣を上に說けるが如し……』。

是時惡生が留め(來りし)所の人、佛の記を聽き已りて惡生の處に還りしに、彼便ち問うて曰はく、「世尊は我に於て何の言記するありし」。彼言さく、『大王、如來は說いて言へり、「憍薩羅國は悉く當に破滅すべく、更に七日を經んに惡生と苦母とは猛火のために身を燒かれ、無間大地獄中に墮在せん」と』。是時惡生は彼が所說を聞いて極めて憂惱を懷き、頰を掌へて而し住せりければ、苦母見已りて問うて言さく、「大王、何の故にか憂を懷けるなる」。王言はく、「苦母、我れ今云何ぞ憂惱せざるを得ん、世尊は我及び汝は七日の後に於て猛火に焚燒せられ、無間大地獄中に墮在せんと言記し

【一七】五百釋女前生因緣譚。

たまへるあれば」。苦母對へて曰さく、「大王、乞索婆羅門の如きすら舍に入りて乞求して物を得さらん時は其家をして百千種の不吉祥事を生ぜしめんと欲す、何に況んや沙門喬答摩は所有親族は王のために誅盡せられたれば、寧ぞ深重怨恨の言なからん、其惡心に隨せて而し呪咀を爲せるならんのみ。王若し懼れんには後園中池水の內に於て一柱樓を造り、王應に彼に詣りて七日居住すべく、日滿てるの後方に可しく城に入るべし」。王言はく、「是の如し」。卽ち樓を造らしめ、諸の宮人及び苦母等と將に樓に昇りて住せり。一夜を過ぎ已るに苦母白して言さく、「大王、一夜已に過ぎぬ、餘は六夜在りて當に共に城に入るべけん」。是の如く二三乃至七日して苦母言さく、「今日安隱に共に城中に入らん」。時に四面に忽然として雲起りぬ。女人の常事として瓔珞を樂觀するなり。諸の宮人等は共に相謂ひて曰はく、「莊嚴結束して可しく城中に往くべし」とて、卽ち衣服を整へぬ。[一八] 時に一女あり、日光珠を以て偃枕上に經べて而し自ら嚴飾せるに、雲去りて天晴れければ日光忽ち現じて寶珠を照觸し、便ち卽ち火出でゝ其偃枕を燒き、猛燄上騰して卽ち樓閣を焚きければ、諸の宮人等は四散して馳走し、惡生と苦母とは皆火に燒かれて便ち走げ出でんと欲せるに、時に非人あり其戶を關閉せりければ出づるを得ること能はざりき。時に惡生は火のために燒害せられて極苦、心に纒ひければ、苦母に告げて曰はく、「禍なる哉、我れ今已に燒害の苦を受けんとは」。苦母曰さく、「大王、我も亦此に同じからんとは」。大火燒然して身皆爛熟し、倶に大號叫しつゝ便ち無間大地獄中に墮して諸の極苦を受けぬ。爾の時世尊は卽ち頌を說いて曰へり、

「今生若し燒けんに來世も燒せん　其が作罪に由りて二倶に燒くるなり　自ら知れ此燒は惡業に由り　更に復轉じて惡趣に生ぜんを。　今生若し苦ならんに來世も苦ならん　其が作罪に由りて二倶に苦なり　自ら知れ此苦は惡業に由り　更に復苦を餘趣に受けんを」。

再の時具壽阿難陀は佛說を聞き已るに白して言さく、「大德、我れ今斯の如きの頌義を解せじ」。佛

【一八】時有一女以日光珠經偃枕上而自嚴飾……とあり。

言はく、「阿難陀、愚人悪生及以苦母は火に焚燒せられて【一九】阿毘止大地獄中に墮せり、我れ斯事に因みて窃に此頌を說けり……廣く上に說けるが如し……」。時に惡生王は旣にして釋種を誅せるに、彼城中に於て餘の瓔珞・環釧の嚴身の具あり、諸釋女等は見て卽ち啼泣し、心に憂惱を懷きて卽ち自ら念云すらく、「彼の諸人等生存せるの日には衆僧を敬重しぬれば、宜しく此物を將つて彼が追福の爲に衆僧に奉施すべし」とて、卽ち持して布施せり。時に六衆苾芻は此物を得已るに、便ち自ら身を嚴り劫比羅城に入りて次に行いて乞食せり。釋女を之を見るや前の如く啼泣して白して言さく、「聖者、我等は斯物を親見するを欲せず、故に仁等に施して憂心を息めんことを望めるに、今還我をして昔の追念を起さしめんとは」。六衆默然せり。是諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛是念を作したまはく、「諸苾芻は身に瓔珞及び諸の環釧幷に金線の帶を著せるに由りて是の如きの過ありしなり、今より已後は諸苾芻に制せん、【二〇】但是の嚴飾雜彩の具は悉く應に著すべからず、若し著するあらんには越法罪を得ん」と。

第二門の第五子、頌に攝して曰はく、

「出家に五利あると　錢を捉らざると學を授くると　大衆伽陀を說くと　煙筩は嗽に聽許するとなり」。

【二一】緣は室羅伐城に在りき。聚落中に於て一長者あり、妻を娶りて未だ久しからず、歡懷して住せり。後に異時に於て長者が親族及以財物は悉く皆喪盡せりければ、便ち是念を作さく、「我れ今年老いぬれば錢財受用を求覓すること能はず、加ふるに親族死亡して略盡きたるを以て、我れ今宜しく俗を捨てゝ出家すべし」。是念を作し已るに其妻に告げて曰はく、「賢首、我已に年老いぬれば錢財產業を求覓すること能はず、親族も喪盡せり、今出家せんと欲す」。妻答へて言はく、「善し、然り可しく時

【一九】阿毘止大地獄。無間地獄(aviciniraya)なり。

【二〇】著嚴飾雜彩具禁。

【二一】出家の五利。

時に我を看問すべし」。夫報じて言はく、「爾り」。即ち逝多園中に往いて苾芻所に詣り、雙足を禮し已りて白して言さく、「聖者、我れ出家を求めんとす」。報じて言はく、『賢首、斯れ善事たり、汝が意に作すに隨さん。世尊說きたまへるが如し、「諸有智者は五利を見るが故に當に出家を樂ふべし。云何をか五と爲す。一には我れ自利を得て他有に共せず、是故に智者は應に出家を求むべし。二には自ら知るらく、我れ是れ卑賤の人、他に驅使せらるゝも既にして出家せん後は人の恭敬讃揚禮拜を受けんと。是故に智者は應に出家を求むべし。三には當に安隱無上涅槃を得べけん、是故に智者は應に出家を求むべし。四には此より命終して當に天上に生ずべけん、是故に智者は應に出家を求むべし。五には常に諸佛及び聲聞衆の諸の勝人類に讃歎せらるゝ所たり、是故に智者は善法律に於て應に出家を求むべし」と。汝今發心せること斯れ善事たり』。時に彼苾芻は即ち出家を與へ、幷に圓具を受け、二三日を經て法式を敎へ已るに告げて言はく、「賢首、鹿は鹿を養はず、室羅伐城は處所寬廣にして是れ佛の境界なり、應に行いて乞食し以て自ら活命すべし」。彼れ晨朝に於て衣鉢を執持し室羅伐城に入りて乞食せるに、一女人の形其妻に似たるに逢ひければ、見已りて念を作さく、『我れ先に妻と共に是要契を作せり、「出家を得たらん後は時に往いて看問せん」と。今既に出家しぬれば宜しく言信を存して憂惱せしむる勿るべし』。食を乞得し已りて逝多林に還り、未だ時を久しくせさる間に鄔波駄耶に白して言さく、『我れ先に故二と與に是要契を作せり、「出家を得たらん後は時に往いて看問せん」と。願はくは聽許を垂れたまはんことを』。師曰はく、「汝が意に去るに隨さん、自ら心を善護せよ」。答へて言さく、「爾るべし」。奉辭して而し去り、漸々に遊行して舊村處に至るに、其妻遙に見て迎へ前みて疾く至り、唱へて言はく、「善來善來、聖子」。即ち衣を捉り鉢を提げんと欲せるに、苾芻曰はく、「賢首、何の所爲をか欲するなる」。答へて曰はく、「衣鉢を捉取せんと欲せり」。苾芻曰はく、「衣鉢に觸るゝ勿れ」。問うて曰はく、「何故なりや」。答へて曰はく、「我れ鄔波駄耶の所誡を

奉じて心を善護せしむれば」。彼言はく、「聖子、汝自ら心を防がんに我れ豈に相障へんや」。即ち衣鉢を捉りて座を敷いて坐せしめ、洗足水を将ち来れり。問うて曰はく、「何の所爲をか欲するなる」。妻曰はく、「洗足を爲さんと欲す」。答へて曰はく、「我足に觸るゝ勿れ」。問うて曰はく、「何故なりや」。報じて曰はく、「我れ師誡を奉じて心を善護せしむれば」。彼れ前に同じく答へ、便ち與に洗足せり。後に油を將ち來りて塗足を爲さんと欲せるに、苾芻見て問ひ、答へて言はく、「塗足せんとす」。苾芻曰はく、「汝、塗を爲すこと勿れ」。……問答は前に同じ……「鄔波駄耶の誡を（奉じて）我れ心を護ればなり」。彼問ふらく、「聖子、汝自ら心を防がんに（我れ豈に相障へんや）」とて（便ち與に塗足せり）。又食を將ち來り盤を同じくして食せんと欲せりければ、問うて曰はく、「何が爲すなる」。答へて曰はく、「離別して多時に同處にて食せざれば、意に共に食せんと欲す」。苾芻許さゞりしに、……問答は前に同じ……。即ち氈褥を敷きて白して言さく、「聖子、遠く來りて疲困せり、願はくは少らく眠息せんことを」。苾芻既にして洗足し已りて即ち便ち臥息せり。時に彼れ即ち來りて同處に臥せんと欲せり。苾芻曰はく、「汝、何がせんと欲するなる」。答へて言はく、「聖子、同臥せざる來時節淹久しぬれば、意に同臥せんと欲してなり」。……問答は前に同じ……苾芻許さゞりしに即ち來りて抱觸せり。女は是れ觸毒なれば、摩觸せられし時心便ち動亂し、諸の惡念を發して即ち共に交會せり。多日共住して其妻に報じて曰はく、「我れ寺に還らんと欲す」。妻是念を作さく、「此れ乃し我と共に私交せるも外人見ざれば、我れ今可しく衆人をして之を知らしむべし、諸苾芻等は定んで當に擯逐すべければ我處に還來せん」。是念を作し已るに白して言さく、「聖子、空しく去るべからず、可しく多少の粮直・貝歯を將つて隨へ行くべし」。苾芻曰はく、「我は金貝等の物を捉ふべからず、如何がしてか持ち去らん」。妻曰はく、「我れ今計を設けて觸著せざらしめん」。即ち便ち物を以て錫杖上に繋り、報じて言はく、「將ち去れ」。苾芻即ち錫を持して去りて室羅伐城に至れり。六衆苾芻の常

法として門を守りて空しく過さしめざりき。時に鄔波難陀は門首に經行せるに、遙に彼苾芻の來るを見、頭は鵄梟の似く眉は長く垂下せりければ、見已りて便ち念ずらく、「是れ何の尊者にして而し此に來れるなる、應に可しく相逆ふべし」。即ち迎へて前み行いて唱へて言はく、「善來善來、尊者」。時に苾芻報じて曰はく、「阿遮利耶に敬禮しまつる」。時に鄔波難陀は便ち是念を作さく、「此は必らず定んで是れ〔三二〕摩訶羅苾芻なり、鄔波駄耶を知らず阿遮利耶を識らざれば。我れ今彼に何所より來れるかを問はん」。即ち前みて問うて曰はく、「老叟、何所よりか來れる」。答へて曰はく、「阿遮利耶、我は故二を看來れり」。鄔波難陀曰はく、「汝は是れ善人なり、情に恩惠を存ちぬれば。昔恩を念ぜんには人皆共に讃ず、世尊も亦說きたまへり、『汝等苾芻、當に報恩を學すべし、少恩も尙ほ報ず、何に況んや多きをや』。汝、宿恩を存てり、妻に見ゆるを得たりや不や」。答へて言はく、「我れ見えぬ」。又問うて曰はく、「安隱なるを得たりや」。報じて云はく、「幸に覆護を承けて甚だ安隱なるを得たり」。「汝が錫杖の上なるは是れ何等の物なる」。答へて曰はく、「妻は道粮の爲に我に貝齒を與へしなり」。鄔波難陀曰はく、「老叟、汝甚だ福德なり、往いて妻を見已りて此利を得來らんとは」。復是念を作さく、「此の擧容を看るに應に別事あるべし、我れ今應に輭語を以て之を問ふべし」。其の摩訶羅は性懷愚直なりければ、所作の事は具に向うて之を說けるに、鄔波難陀曰はく、「汝が所作は更に可しく具に鄔波駄耶處に向うて說くべし、彼れ聞いて歡喜せん」。彼れ師邊に至りて一々に具に說けるに、師は此語を聞いて諸苾芻に告げ、是の諸苾芻は緣を以て佛に白せるに、佛、諸苾芻に告げたまはく、「彼の莫訶羅は輕重を知らず、故心に犯ぜるなし。若し未だ曾て爲に四波羅市迦を說かざりしならんには彼は便ち不犯なり。汝等苾芻、此緣に由りての故に、〔三三〕近圓を授け已らんには即ち應に爲に四波羅市迦法を說くべし。若し說かざらんには、越法罪を得ん」。

【三二】摩訶羅苾芻。老愚苾芻の義。

【三三】近圓の後に四波羅市迦を說くべしとの制。

巻の第十

第二門の第五子、[一]頌に攝するの餘

[二]緣は室羅伐城に在りき。一苾芻あり名づけて歡喜と曰ひ、蘭若寂靜の處に住居して常に坐禪を樂み、習定に由りての故に時人稱して住定歡喜と爲せるが、將に入定せんと欲して魔女來り、共に欲を行ぜん事を請ぜるに歡喜は受けざりき。後に異時に於て復入定せんと欲せるに、魔女還來りて其膝上に坐せり。是の如く當に知るべし、女人の境は大毒たり、觸れんに即ち人を害するを。染心既にして生じて便ち共に欲を行ぜり。時に歡喜は共に婬を行じ已るに、毒箭の胸に入れるが如く心に憂念を懷きて云はく、「我れ愚癡にして淸淨行を毀ちて婬染事を作せり、即ち可しく還俗すべし」。復是念を作さく、「我れ實に覆藏せんとの心あることなし、宜しく佛所に往いて具に斯事を說くべし。若し軌式ありて仍ほ出家たるを得んには當に如法に行ずべく、若し其然らざらんには後に當に還俗すべし」。即ち右手を以て法衣を持し、左手もて形醜を遮し、流淚悲泣して往いて佛所に詣れり。爾の時世尊は無量百千の苾芻大衆の與に正法を演說したまへるに、遙に彼の來るを見て便ち是念を作したまへり、「我れ若し先に彼苾芻に告げて善來善來と言はざらんには、彼は熱血を嘔きて便ち命終せん」。是念を作し已りて歡喜に告げて言はく、「善來、善來、何の故にか悲泣せる」。答へて言さく、「大德世尊、我れ先には歡喜なりしも今は歡喜に非じ」。佛言はく、「汝、何の過ありてか此語を作せる」。答へて言さく、「世尊、我れ學處を捨せずして淸淨行を毀ちて婬欲事を作せり。此過を造れりと雖、乃至少覆藏の心あることなし」。佛言はく、「歡喜、汝、終身に學處を受くるを能くするや不や」。答へて言さく、「大德、我れ能く受持せん」。爾の時世尊は諸苾芻に告げて曰はく、「汝等當に知るべし、歡喜苾芻は淨戒を犯ぜりと雖覆藏心なかりければ波羅市迦に非ざるを。汝等應に歡喜に[四]終身學處を

【一】前巻の註(二〇)の前偈、第二句第三句に相當す。

【二】歡喜苾芻犯婬因緣。歡喜は nandi, nandiyn の譯、即ち難提苾芻なり。律部十四、註(二八の二九)以下參照。

【三】住定歡喜。禪難提なり。

【四】終身學處。終身、波羅夷學悔羯磨を與ふるなり。終身といふと雖、煩惱を斷じて阿羅漢果を證せる上は自然にこの羯磨は解かるゝなり。

與ふべし、更に此類あらんに亦當に授與すべし。應に是の如くに與ふべし、座席を敷き犍稚を鳴らして言白すること復周くし、衆既にして集まり已るに、歡喜苾芻をして遍く僧を禮せしめ已り、上座前に於て蹲踞合掌して應に是の如くに乞は(しむ)べし、[五]「大德僧伽聽きたまへ、我は歡喜苾芻なり、學處を捨せずして清淨行を毀ちて婬欲事を作し、乃至少覆藏の心あることなかりき。我れ歡喜苾芻は今僧伽に從うて終身學處を乞はんとす。願はくは大德僧伽、我れ歡喜苾芻に終身學處を與へたまはんことを。哀愍の故に」と。第二第三にも亦是の如くに乞はんに、僧伽は歡喜をして眼見耳不聞處に在りて住せしめ、一苾芻を差して爲に羯磨を作さ(しむ)べし、「大德僧伽聽きたまへ、此は歡喜苾芻なり、學處を捨せずして清淨行を毀ちて婬欲事を作し、乃至少覆藏の心あることなかりき。今僧伽に從うて終身學處を乞へり。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今歡喜苾芻に終身學處を與へんとするを。白すること是の如し」。次に羯磨を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、此は歡喜苾芻なり、學處を捨せずして清淨行を毀ちて婬欲事を作し、乃至少覆藏の心あることなかりき。此の歡喜苾芻は今僧伽に從うて終身學處を乞へり。僧伽は今歡喜苾芻に終身學處を與へんとす。若し諸具壽にして歡喜苾芻に終身學處を與ふることを聽さんには默然したまへ。若し許さゞらんには說きたまへ。……第二第三に亦是の如く說きて……僧伽は已に歡喜苾芻に終身學處を與へ竟んぬ、僧伽は已に聽許したまへり、其默然するに由りての故に。我れ今是の如くに持つ」と』。

[六]佛、諸苾芻に告げたまはく『受學の人の所有行法は我れ今當に說くべし。受學苾芻は應に[七]住本性善苾芻の恭敬禮拜逢迎合掌を受くべからず。同じく座を一にせざれ、凡そ坐せん時は應に卑座に在るべし。同じく經行せされ、設同じく行ずるあらんには應に一歩を退くべし。若し長者婆羅門家に向はんには、應に住本性苾芻と將に伴と爲るべからず、設同じく去らんには彼をして前行せしめ

【五】終身學處羯磨作法。

【六】受學人行法。終身學處羯磨を受けたる苾芻の行法。

【七】住本性善苾芻。未だ犯戒せることなき、持戒堅固(住本性)の善苾芻なる義。

よ。室を同じくして宿せざれ。他に出家を與へ并に近圓を受けざれ。他の依止を受けざれ、求寂を畜へざれ。單白・白二・白四羯磨を作さゞれ。應に差して秉羯磨人と作すべからず、亦敎誡苾芻尼(人)に差せざれ、設差せんにも應に去くべからず。他苾芻の破戒・破見・破威儀・非正命を見んにも皆應に擧ぐべからず、亦復諸の制令を作すを得ざれ。長淨及び隨意事を同じくせざれ。毎に晨朝に至るに常に須らく早起して諸の門戸を開き、燈臺を收擧し、房院を灑掃し、新牛糞を以て隨處に塗拭すべく、可しく圊上に於ても亦塗りて淨からしむべく、咸く可しく水・土及び葉を安置して事を闕かしむる勿れ。所須の水は寒溫に適ふべく、水竇處に於て洗うて淨潔ならしむべし。揵椎を鳴らし座席を敷き、可しく衆華を備へて燒香供養すべし。若し自ら能くせんには隨時に頌を說きて佛德を讚歎すべく、若し能くせざらんには可しく餘人を請ずべし。若し是れ夏月ならんに應に須らく扇を持して諸苾芻を扇ぐべし。凡そ坐せんと欲する時は大苾芻の下に於て求寂の上に在れ。毎に食を受けん時は心をして安靜ならしめ、食若し了らん時は爲に氈席を收め、所有食器は本處に置き、食處を掃灑せよ。恒に衆中に於て日數を告知して是の如きの白を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、今是れ月の一日なり、大衆人々咸く心を用ふべし」と。造寺施主及び護寺天神・國王・大臣・師僧・父母・十方施主の爲に、應に經中の福施妙頌を說くべく、若し自ら能くせざらんに餘人を請じて作せ。餘日も準知せよ』。時に諸苾芻は共に房舍を分てるに受學人に與へざりき。佛言はく、「應に與ふべし」。利養を與へざりき。佛言はく、「應に與ふべし」。其の受學苾芻は善品を修せざりき。佛言はく、「應に修すべし、此の行法は乃し煩惱を斷盡するに至る以來常に應に順行すべく、行ぜざらんには罪を得ん」。時に苾芻は佛の所勅の如く次第して作し已るに、歡喜苾芻は至念慇懃に策勵して倦むことなかりければ、便ち五趣繫縛の煩惱を斷じて阿羅漢果を證し、三明六通して八解脫を具し、「我が生は已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦じて後有を受けじ」との如實の智を得、心に障礙なきこと手にて空

を揭ふが如く、刀割と香塗とに愛憎起らず、金と土とを觀ずるに等しくして異あることなく、諸の名利に於て棄捨せざるなかりければ、釋梵諸天は悉く皆恭敬せりき。是時歡喜は果を證得し已るに、仍も前制に依ひて所有行法は敢へて虧違せざりければ、佛言はく、[八]「應に更に行ずべからず、應に大小の次第に隨うて坐し、住本性人と與に而し共住を爲すべし」と。

[九]緣は王舍城に在りき。時に具壽[一〇]畢隣陀婆蹉は出家してより後常に疾病に嬰りしに、同梵行者あり來り問うて言はく、「大德、起居輕利にして安樂行せりや不や」。答へて言はく、「具壽、我れ常に病に苦しめり、寧んぞ安樂あらん」。問うて言はく、「何の苦なる」。答へて言はく、「嗽を患へり」。問ふらく、「比何の藥をか服せる」。答ふらく、「曾て藥煙を吸へるに瘳損を蒙るを得たり」。「大德、今何ぞ服せざる」。答へて曰はく、「佛未だ服するを聽したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[一一]「病あらんには煙を吸うて病を治するを聽す」。苾芻は解せざりければ藥を火上に安きて直爾に煙を吸へるに、煙は口に入らざりき。佛言はく、[一二]「可しく兩椀を以て相合はせ、底上に孔を穿ち、中に於て火を著れ藥を置いて之を吸ふべし」。事猶ほ未だ好からざりき。佛言はく、「應に可しく筩を作すべし」。彼れ竹を以て作りしに、此も還過ありき。佛言はく、「應に竹を用ふべからず、可しく鐵を將つて作るべし」。彼れ作るに太だ短かりき。佛言はく、「太だ短からしむる勿れ」。彼れ作るに太だ長かりき。佛言はく、「應に太だ長かるべからず、可しく長さ[一三]十二指なるべく、尖利ならしむる勿れ、亦麁惡なる勿れ、椀の孔上に置き口を以て煙を吸ふべし」。彼れ既にして用ひ了るに隨處に棄擲せり。佛言はく、「輙ちに棄つべからず、可しく小袋を作りて盛擧すべし」。彼れ地に置けり。佛言はく、「應に地に置いて壞せしむべからず、應に[一四]象牙杙上或は笐竿上に挂くべし」。鐵便ち垢を生ぜり。佛言はく、「應に蘇油を以て塗拭すべし」。後に用ふる時に於て洗拭するに辛苦せり。佛言はく、「應に水洗すべからず、應に火中に置れ、燒いて以て取りて淨すべし」。

【八】　阿羅漢を證せる上は自ら受學人行法を廢して大小の夏數に從ひ、次第して坐するを得るとせるは甚だ興味あり。

【九】　前卷の註(二〇)の前偈、第四句に相當す。

【一〇】　畢隣陀婆蹉(Pilindavatsa)。

【一一】　吸煙聽許。

【一二】　吸煙作法。

【一三】　十二指。一尺二寸。

【一四】　象牙杙。律部十一、註(三五の四七)浴室造法の下、龍牙橛と同じ。

第二門の第六子、頌に攝して曰はく、

[一五]「藥湯にて應に洗浴すべし　灌鼻と銅盞を開すると　乘輦は老病に聽すと　須らく知るべし、便利事となり」。

緣は室羅伐城に在りき。一苾芻あり身疾苦に遭ひければ醫人處に詣り告げて言はく、「賢首、我れ身に病あり、幸に爲に處方せよ」。答へて言はく、「聖者、藥湯洗を作せ、方に平復すべけん」。答へて曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。醫言はく、「聖者、世尊は大悲なり、此れ必らず聽許したまはん」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「醫人にして若し湯洗を作さしめんには意に隨せて應に作すべし」。佛既にして藥湯洗を用ふるを聽許したまへるも、諸苾芻は何の藥もて湯を爲らんかを知らざりければ、還醫に白して言さく、「佛は已に我に藥湯浴を作すを許したまへるも、知らず、當に何の藥を用ふべきかを」。醫曰はく、「聖者、我も亦知らず、何の藥なるかを。然り曾て[一六]輪王の方を讀める中に此湯の名を見たり。仁等が大師は是れ一切智なれば、問はんに當に爲に說きたまふべけん」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「但是れ風を治せんには、根莖華果及び皮木等を共に煮て湯を爲り、身を洗はんに疾を除かん」。諸苾芻は湯を以て洗へる時皮膚に色なかりき。佛言はく、「膏油を以て摩すべし」。彼れ便ち多く塗れるに膩もて衣服を汚せり。佛言はく、「澡豆を以て之を揩るべし」。復顏色なかりき。佛言はく、「洗ふこと將に了らんとする時、其湯內に一兩滴の油を置れんに、身をして潤澤ならしめん」。

[一七]又具壽畢隣陀婆蹉に病あり……乃至、苾芻問うて言はく、「何が苦める」。答へて言はく、「我れ鼻中に液出づるを患へり」。醫問ふらく、「比何の藥をか服せる」。答へて曰はく、「曾て灌鼻を爲せり」。「大德、今何ぞ灌がざる」。答へて曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白す

【一五】藥湯洗聽許。

【一六】輪王の方。轉輪聖王の處方なり。

【一七】灌鼻筩聽許

に、佛言はく、「若し病あらんには我れ今蘇油を以て鼻を灌ぐを聽さん」。苾芻は直爾に鼻中に傾置せるに膩もて身體を汚せり。佛言はく、「應に是の如くすべからず」。苾芻は復葉を用つて盛りて灌げるに事猶ほ未だ好からざりき。佛言はく、「應に葉を用ふべからず」。又小布中に於て灌げるに過ありしこと前に同じかりき。佛言はく、「應に小布を以て灌ぐべからず、宜しく銅鐵及び錫を用ひて灌鼻筩を作るべし」。苾芻便ち一筩を爲れり。佛言はく、「應に兩筩を作るべし」。彼れ尖利及以麁惡に作せり。佛言はく、「尖利にし麁惡ならしむる勿れ」。苾芻、手を浄洗せずして灌鼻せり。佛言はく、「應に手を浄洗し藥を受取し已りて方に鼻中に灌ぐべし」。

一八 又復畢隣陀婆蹉は渴を患へるに、苾芻來り問ふらく、「仁、何の疾かある」。答へて言はく、「渴を患へるも物として水を飮むべきなければなり」。佛に白すに、佛言はく、「飮水銅盞を畜ふべし」。一九 又復畢隣陀婆蹉に諸親族あり來り就りて法を聽き、聽き已るに歸を言べて其妻に告げて曰はく、「聖者畢隣陀婆蹉は美妙の法を說き、我已に聽受せり」。妻曰はく、「佛、世間に出でたまひぬれば仁は利益を獲るなり」。夫曰はく、「何の故にか汝等は而し聽法せざる」。妻曰はく、「我は是れ女人なれば外に出でんに羞恥するなり、若し其聖者畢隣陀婆蹉にして此に來至して我が爲に說くを得んには當に之を聽受すべけん」。夫便ち爲に請ぜるに、答へて言はく、「賢首、我れ身に病あれば彼に詣ること能はじ」。答へて曰さく、「聖者、我れ轝を取り來らん」。報じて曰はく、「佛未だ苾芻に乘轝を聽許したまはじ」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「是緣に由りての故に諸苾芻に病あらんには轝に乘るを聽さん」。佛既にして聽したまひ已るに、時に畢隣陀婆蹉は卽ち便ち轝に乘り、諸弟子を將ゐて彼請處に詣れり。時に六衆苾芻は路に在りて遇見て諸弟子に問うて言はく、「轝に乘れるは誰なりや」。答へて曰はく、「是れ我が鄔波駄耶なり」。六衆曰はく、「世尊は諸苾芻に轝に乘るを聽したまへりや」。答へて曰はく、「聽許したまへり」。又曰はく、「世尊は大慈悲なれば諸釋子の身形柔軟にして徒歩に能

【一八】銅盞聽許。
【一九】乘轝聽許。

へざるを知しめし、乘を聽したまへる所以なり」。時に六衆苾芻は互に相謂ひて曰はく、「我等も亦可しく好輦に莊嚴すべし」。第二日に至り[二〇]妙纓毛及び諸の鈴鐸・莊飾の具を以て、輦上に垂繫して乘りて街衢に向へるに、諸長者婆羅門は見已りて問うて曰はく、「聖者、此は是れ何の物なる」。報じて曰はく、「世尊は我に乘輦を聽したまひぬれば」。報じて曰はく、「豈に汝沙門にして倘ほ欲樂を受けんや」。六衆默然せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「無病の苾芻にして若し輦に乘ぜんには越法罪を得ん。[二一]二因緣ありて方に乘輦を得ん、一には年老衰羸せると二には病を帶びて無力なるとなり」。

[二二]緣は室羅伐城に在りき。一長者あり心に正信を懷けるが無信婆羅門と共に逝多林に詣りて隨處に觀看し、一樹下に至りて便利處を見たるに、婆羅門曰はく、「長者、沙門釋子は極めて淨潔ならじ、華果樹の下に而し不淨を遺てんとは」。長者曰はく、「諸の聖者等は皆是れ大德なり、豈に自ら[二三]便轉せんや、應に是れ白衣が[二四]無儀事を作せるなるべし」。言談の際忽ち一摩訶羅苾芻が衣を以て頭を覆ひ樹下に便利せるを見たれば、無信の婆羅門は見已りて長者に報じて曰はく、「仁、白衣が此不淨を作せりと言へるも、此苾芻の、衣を以て頭を覆ひ樹下に便轉せるを看よ、豈に白衣ならんや」。時に長者は極めて羞恥を懷き默然して對ふるなかりき。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[二五]「苾芻は應に諸樹林下に於て大小便利すべからず、若し故に犯ぜんには越法罪を得ん」。佛既にして制したまひ已るに、諸苾芻等は路に在りて行き大林所に至りて便利來り逼まれるに、護戒を以ての故に抑へて便轉せざりければ、更に餘疾を招けり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻道行して若し大林處に至らんに、意に隨せて便轉せよ」。佛既にして道行せんには林處にて而し便轉を作すを聽許したまひしに、時に苾芻あり聚落中に在りしが樹林下に於て敢へて便轉せざりければ、遂に日中に於てして炙かれて辛苦せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、

【二〇】妙纓毛。妙なるかざり毛。
【二一】乘輿二因緣。
【二二】便利法。
【二三】便轉。大小便事なり。
【二四】無儀事。非威儀事卽ち無作法の義。
【二五】林樹下大小便利禁。

[二六]「但是れ荊棘林下ならんに意に隨せて便轉せよ」。其の鄔波難陀は復大便を以て他の菜園を汚せり。佛制したまへり、「苾芻、生草上に大小便利するを得ざれ」。時に諸苾芻は無草處に往いて便轉して糞穢狼藉せりき。時に諸の長者婆羅門は見已りて共に譏笑して曰はく、「沙門釋子は大に儀式を好くせり、共に集まりて食を一にし、亦一處に便轉せんとは」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白するに、佛言はく、「是緣に由りての故に我れ今諸苾芻に厠を作るを聽さん」。彼便ち寺外に作りしに、夜出づるに虎狼師子及び諸賊等を怖畏せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「寺內に應に作るべし」。諸苾芻は何處に應に作るべきかを知らざりき。佛言はく、「應に寺後に在き西北隅に作るべし」。復云何が作らんかを知らざりき。佛言はく、「二種の厠あり、一には直舍、二には傍出なり。直舍と言へるは方丈屋の如く厠其中に在るなり。傍出と言へるは房後の簷架木より傍出し、周らすに板障を以てして厠をして中に在らしむるなり。外に於て可しく手足を洗ふ處及び瓶を著く處を置くべく、厠には門扇を安き、并に橫居を須ゐよ。外に木履を置へ、入る時は應に著くべし」。時に一苾芻は厠に入りしに、復苾芻ありて重ねて入れり。佛言はく、「應に是の如くなるべからず、凡そ厠に入らん時は須らく[二八]彈指・謦咳すべく、其の、厠に在る者は亦應に是の如くすべし」。厠極めて臭氣ありき。佛言はく、「應に直次を爲して洗拭して淨からしめ、葉土等を置てゝ飛蟲を損する勿れ」。諸苾芻は手を以て厠を洗ふに、心に嫌惡を懷けり。佛言はく、「但直に水を瀉ぎ掃箒を以て揩りて手を用ふべからず」。時に諸苾芻は厠內にて手足を洗ひ、久しく待てるも出でざりき。佛言はく、「外に手足を洗ふ處を安くべし」。彼便ち遠くに置けり。佛言はく、「近くに著くべし。是に由りて我れ今諸苾芻に聽さん、若し厠を作らん時、須うる所の雜物は皆可しく之を作るべし」。佛、厠を作るを聽したまへるに、時に諸苾芻にして小便者あり亦厠中に在りしに、大便者ありしも疾く入るを得ず、久しく待ちて病を招けり。佛言はく、「應に別に小便せん處を作るべし」。諸苾芻、何處に(作らんか)を

【二六】荊棘林下大小便利開許。

【二七】寺內便厠造法。

【二八】彈指(angulipothnn)。律部九、註(一九の四九)參照。

知らざりき。佛言はく、「厠に近く應に作りて通水して出でしめ、別に門扇を安きて、法皆厠の如くすべし」。

第二門の第七子、頌に攝して曰はく、

「水瓶に淨觸を知ると　世尊の長壽を願ずると　斯に因りて尼涅槃せると　啖嚼に倶に五を開けるとなり」。

二九 緣は室羅伐城に在りき。時當に暑熱なりければ婆羅門あり渴の爲に逼まられ水を須めて飲まんと欲し、行いて寺中に入りて苾芻處に至り、告げて言はく、「我れ渴せり、仁可しく水を與ふべし」。苾芻は觸瓶の水を持して飲ましめしに、婆羅門見已りて問うて言はく、「聖者、此瓶は淨なりとやせん、是れ觸なりとやせん」。答へて曰はく、「是れ觸なり」。「若し爾らば何に緣りてか此を持して我に授くるなる」。報じて曰はく、「缾、一處に在りければ我れ遂に將來せるのみ」。報じて言はく、「聖者、淨と觸との兩缾は應に渾雜すべからず、別處に安置して若し沙門婆羅門にして來りて水を求むる者ありて其渴乏を濟はんに豈に福に非ざらんや」。婆羅門は水を嫌うて飲まず、之を捨てゝ去りぬ。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「大衆にては應に淨水缾を置けて渴乏せる者に供ふべし」。佛は大衆にては淨水を置ふべしと言ひければ、時に長者あり佛の許を聞き已りて多く瓶瓨を以て寺內に施せるに、其の所須の者は卽ち便ち持ち去り、或は守園人及び諸の俗旅は意に隨せて將ち去りしに、苾芻見ん時爲に遮止せざりければ、久しからざる間に缾器皆盡きぬ。時に諸苾芻は彼施主に告げて曰はく、「仁捨せる所の器は今皆破れ盡きぬ、宜しく更に持ち來るべし」。答へて言はく、「聖者、我れ多器を施せるに何に因りてか速に盡きたる」。苾芻は緣を以て具に施主に報ぜるに、彼言はく、「聖者、諸の凡俗の人には我れ元與へざりしに、何ぞ遮止せずして其をして損費せしめたる」。時に諸苾芻は

【二九】淨觸水瓶。淨水瓶卽ち淨瓶とは飲料に、觸水瓶卽ち觸瓶とは淨拭用に使用するなり。

緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に是の如くに捨して而し問はざることあるべからず、衆は應に器物を掌らしむる人を差すべし」。佛、聽許したまひ已るに、時に諸苾芻は爲に簡擇せずして意に隨せて便ち差せり。佛言はく、『五事あらんに卽ち差すべからず。云何をか五と爲す。若し愛・恚・怖・癡あると、亦復所有器物の藏せると藏せざるとを知へざるとなり。復五事あらんに應に差すべし、若しは愛・恚・怖・癡なきと、善く器物の藏せると藏せざるとを知ふるとなり。(三〇)應に是の如くに差すべし、衆を集むること前に同じくし、衆に對うて應に問ふべし、「汝苾芻某甲、大衆の爲に掌器人と作るを能くするや不や」。彼れ「能くす」と言はんには一苾芻をして白二羯磨を作さしめよ、「大德僧伽聽きたまへ、此は苾芻某甲なり、樂うて僧伽の與に掌器物人と作らんとす。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今此の苾芻某甲を差して衆の爲に掌器物人と作さんとするを。白すること是の如し」。次いで羯磨を作せ、「大德僧伽聽きたまへ、此は苾芻某甲なり、樂うて僧伽の與に掌器物人と作らんとす。若し僧伽にして苾芻某甲の、掌器物人と作らんを許さんには默然したまへ、若し許さゞらんには說きたまへ。僧伽は已に苾芻某甲の、掌器物人と作らんを許し竟んぬ、其默然するに由りての故に。我れ今是の如くに持つ」と』。

時に人あり來りて渴の爲に水を須めしに、苾芻は新鉼に水を盛りて俗人に授與し、舊鉼の水を將つて苾芻に授與せり。佛言はく、「是の如くすべからず、應に新器を將つて諸苾芻に供へ、舊器なるは俗に與ふべし」。苾芻は用ひ訖るに卽ち便ち收擧し、白衣は用ひ了るに隨處に輕棄せり。佛言はく、皆須らく收取すべし」。苾芻は善く防護せずして損失あるを致せり。佛言はく、「應に庫を爲りて貯ふべし」。苾芻、敎に依ひて作せり。時に商主あり北方より來りて佛及び僧を請じ、三月內に於て爲に供養を辦へんとして、便ち是念を作さく、「我れ今供養せんに他より諸器具を求むるを欲せず、我れ當に自ら辦ふべし」。卽ち白銅赤銅を以て多く食器を作り、三月中に於て上妙の飲食を以て如來及び

【三〇】 掌器人選差法。

聲聞衆に供養し、期限滿ち已りて諸器具を以て衆僧に施與せるに、苾芻は便ち此器を將つて瓦器庫中に內れ、互に相振觸[三一]して損壞あるを致せり。佛言はく、「銅瓦の器は應に別ちて安置すべし」。時に渴乏せる婆羅門あり、逝多林に來り入り苾芻處に到りて告げて言はく、「聖者、願はくは我に水を與へんことを」。苾芻卽ち水罐及び繩を持して婆羅門に與へしに、彼問ふらく、「聖者、此は何の所爲ぞや」。答へて曰はく、「我に舊水なければ自ら可しく汲みて用ふべし」。婆羅門曰はく、「仁等は一切衆生を憐愍すれば、若し能く預じめ少多の飮水を辦へなば極めて善事たり」。苾芻報じて曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「大衆にては宜しく應に預じめ淨水を安くべし」。苾芻聞き已るに隨處に安置し、或は中庭に在き、或は房內・簷前・門側に居きて水をして不淨ならしめき。佛言はく、[三二]「應に是の如くすべからず、應に貯水堂を作るべし」。苾芻聞き已るに何處に安置せんかを知らざりき。佛言はく、「可しく寺門を入れる東邊に於て停水處を作るべし」。室中闇黑なりき。佛言はく、「應に窻牖を安くべし」。地上に泥ありき。「應に塼を以て砌り幷に水を洩らして出でしむべし。應に門扇を安き幷に鈕居を安くべし。貯水缾瓨は應に地に置くべからず、木牀上に安くべし。若し木牀なくんば應に塼埰を以てすべく、瓨は物を以て支へて傾側せしむる勿れ。水缾不淨ならんに時々に應に洗ふべし」。何物を以て洗はんかを知らざりき。佛言はく、「應に梳箒幷に諸の雜葉を以てすべし」。頻洗刷せりと雖仍ほ臭氣ありき。佛言はく、「應に多器を畜へて更互に水を盛るべく、一分は水を安き、一分は曬乾せよ」。遂に日中に於て曬曝せるに、佛言はく、「陰處にて乾かさしめよ」。便ち口を蓋はざりしに土、瓨中に入れり。佛言はく、「應に須らく蓋覆すべく、不淨の手を以て觸るゝ勿れ、應に手を淨洗すべし」。彼れ瓨に觸るゝ時頻々手を洗ひければ、勞倦あるを致せり。佛言はく、若し是れ淨銅瓦器にして指水に觸れざらんには、取るも亦無犯なり。或は乾ける牛糞・屑を以て手を揩りて膩を去らんには亦得ん」。佛旣にして預じめ其水を置ふるを聽許したま

【三一】振觸。振卽ち觸なり、

【三二】貯水堂聽許。

ひしも、誰を使ひて應に作すべきかを知らざりき。佛言はく、「當に弟子門人を使ふべし。其の、水を安置する處の所須の物は皆應に預じめ辦ふべし」。

[三三]佛、劫比羅城多根樹園に在しき。[三四]時に大世主苾芻尼喬答彌は眷屬苾芻尼の五百人ありしと與に佛所に來詣し、雙足を頂禮して退いて一面に坐せるに、佛爲に法を說きたまへり。時に世尊は忽然[三五]嚏噴したまへり。時に大世主喬答彌は而し佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、壽命長遠にして住すること[三六]過劫數ならんことを」。其五百苾芻尼は大世主が此語を說くを聞ける時、咸く即ち同聲に世主の願ぜる所の如くせり。地上の藥叉鬼神あり、五百苾芻尼が此語を說くを聞ける時、皆共に同聲に咸く斯願を說けり。虛空の藥叉神は聲を聞いて亦斯願を說き、是の如く四天王宮及び三十三天・夜摩天・都史多天・化樂天・他化自在天乃至梵天までも互相に聲を聞いて咸く斯語を說けり、「唯願はくは世尊、壽命長遠にして住すること過劫數ならんことを」。爾の時世尊は大世主喬答彌苾芻尼に告げて曰はく、「汝今一切衆生の與に大障礙を作せり、汝が斯語に由りて五百苾芻尼及び地上空中乃至梵天までも汝が此說を聞けり。佛處には應に是の如くに恭敬すべからず、是の如くに恭敬せんことは名づけて善とは爲さじ」。大世主曰さく、「大德世尊、云何が如來處に於て其恭敬を申べんに、名づけて善と爲すを得るなる」。佛言はく、「喬答彌、如來處に於ては應に是語を作すべきなり、『願はくは佛及び僧は世に久住したまひ、常に爲に和合せんこと猶し水乳の如くして、大師の敎に於て光顯するを得せしめんことを』と。喬答彌、若し是の如きを作して無上正等覺を恭敬せんには、是を善禮と名づく」。時に一苾芻は即ち頌を說いて曰はく、

「世主喬答彌は　敬を如來足に致せるらく　願はくは牟尼、壽を延べて　劫住して衆生を化せんことをと。[三七]佛母殷重の心もて　言を發して禮敬を申べしに　應に佛所に於ては　是の如きの願詞を作すべからずと」。

【三三】 前註(二九)の前偈、第二句第三句に相當す。
【三四】 大世主苾芻尼喬答彌。律部二十、註(一八の一六)參照。
【三五】 嚏噴。クサメ(嚏)なり。
【三六】 過劫數。減一劫に對する語、即ち「一劫の間住したまはんことを」との義なり。
【三七】 本偈には佛母殷重心、發言申禮敬、不應於佛所、作如是願詞とあり。元・明本には佛母を佛重とせるも今改めず。

時に大世主喬答彌は便ち是念を作さく、「佛は衆中に於て和合を讃歎したまひ、……乃至大師現に世に住したまひて苾芻僧衆は復未だ乖離せざれば、我れ今宜しく涅槃に入るべきなり」と。便ち佛所に詣り雙足を禮し已り一白して言さく、「世尊、我れ今意に疾く涅槃に入らんと欲す」。是語を作し已るに世尊は默然したまへり。是の如く再三せるに佛皆默然したまひければ、爾の時大世主は復白して言さく、「世尊、我れ今意に疾く涅槃に入らんと欲す」。佛言はく、「喬答彌、汝は涅槃せんが爲に此語を作せりや」。答へて曰さく、「涅槃せんが爲の故に是の如きの語を説けり」。佛言はく、「既にして涅槃せんが爲に是語を説けるならんには、我更に何をか言はん、諸行は無常なること、悉く皆是の如くなれば」。時に五百苾芻尼は又白して言さく、「世尊、我等は意に疾く涅槃に入らんと欲す」。佛、諸苾芻尼に告げたまはく、「汝等は涅槃せんが爲の故に此語を作せりや」。答へて言さく、「是の如し」。佛言はく、「汝等既にして涅槃せんが爲に是の如きの語を説けるならんには、我更に何をか言はん、諸行は無常なること、悉く皆是の如くなれば」。時に大世主及び諸苾芻尼等は、佛説を聞き已りて心大に歡喜し、佛足を頂禮して難陀の處に詣りて白して言さく、「聖者、我今意に疾く涅槃に入らんと欲す」。難陀曰はく、「涅槃せんが爲の故に此語を説けりや」。……佛所説に同じ……。是の如くに復具壽阿尼盧陀・羅怙羅・阿難陀乃至、諸の上座所に往いて、頂禮して白して言さく、「聖者、我等は意に疾く涅槃に入らんと欲す」と。難陀苾芻及び諸の上座等は問うて曰はく、「涅槃せんが爲の故に此語を作せりや」。答へて言さく、「是の如し」。報じて言はく、「汝等既にして涅槃せんが爲に此語を説けるならんには、我等何をか言はん、諸行は無常なること、悉く皆是の如くなれば」と。時に大世主は五百苾芻尼と與に諸の上座を頂禮して辭して住處に還り、本寺中に到り七日内に於て諸の[三八]三衆の爲に妙法を演説し、既にして法を聞き已るに無量の衆生をして廣大殊勝の利益を證得せしめぬれば、諸苾芻尼は各々寺を出でて空閑處に就り、其次第に隨うて半跏端坐し、乃至五百は悉く皆是の如く

【三八】三衆。學法女・求寂女・鄔波斯迦なり。

せりき。時に大世主喬答彌は卽ち三昧に入り、勝定力を以て念の所爲に隨ひ身を隱して現ぜず、卽ち東方に於て虛空に上昇し、行住坐臥の四威儀を現じて火光定に入り、卽ち身內より種々の光を放ちて靑黃赤白及以紅光は一時に俱現し、身下に火を出して上に淸水を流し、身下に水を出して上に火光を發せり。東方旣にして爾り、南西北方にも亦復是の如くせり。五百苾芻尼も大世主喬答彌の現相と異るなかりき。時に大世主は復初定に入り、初定より起ちて第二定に入り、第二定より起ちて第三定に入り、第三定より起ちて第四定に入り、第四定より起ちて空處[三九]に入り、空處より起ちて識處に入り、識處より起ちて無所有處に入り、無所有處より起ちて非想非非想處に入り、非想非非想處より起ちて次第逆入して初靜慮に至り、而し般涅槃せり。五百苾芻尼も皆大世主喬答彌に同じく、次第順逆して諸禪に入り已るに亦般涅槃せり。爾の時大地悉く皆震動し、四維上下に朗然として明照し、虛空中に於て諸天の叫聲は猶し擊鼓の如くなりき。是時諸有苾芻にして或は妙高山或は餘山中乃至城邑・聚落・蘭若・林間・寂靜の處に在りしは、此相を覩已りて念を斂めて觀察せるに、大世主喬答彌と五百苾芻尼とは皆般涅槃せるを見ぬ。時に諸苾芻は復是念を作さく、「世尊の慈母は旣にして般涅槃したまへり、我等宜しく往いて相助けて舍利を供養すべし」。是念を作し已るに各々力に隨ひて諸の香木を持し、大世主喬答彌等の般涅槃處に詣れり。爾の時世尊は憍陳如・婆澀波・大名・阿尼盧陀・舍利弗・大目連等及び餘の聲聞大衆と與に、大世主喬答彌等の舍利を供養せんが爲の故に皆來り集會せり。時に勝光大王は太子諸臣及び諸眷屬と與に、亦舍利を供養せんが爲の故に其處に來至し、給孤長者・仙授長者・故舊長者及び鹿子母等は、眷屬と與に俱に亦其處に至れり。復諸國大王あり、其眷屬無量百千と與に皆來り集會せり。時に勝光王は種々寶衣嚴飾の具を將つて五百寶轝に裝ひ、復種々香華・幡旛・寶蓋及び諸の音樂を持れり。時に具壽難陀・阿尼盧陀・阿難陀・羅怙羅等の四苾芻は大世主の靈轝を舁き、世尊も亦右手を以て轝を擎げたまひ、自餘の苾芻は各諸

【三九】空處・識處・無所有處・非想非非想定。四無色界處なり。空處は空無邊處、識處は識無邊處の略なり。

苾芻尼の靈轝を舁き、殷重心を以て廣く嚴飾を設けて寬平空閑の處に送置せり。爾の時世尊は卽ち大世主喬答彌及び五百苾芻尼を葢へる所の上衣を擧げて諸苾芻に告げて曰はく、「汝等此を看よ、大世主喬答彌等は壽百二十歲たりながら、身に老相なきこと十六歲童女の如くなるを」。爾の時勝光王等及び諸大衆は、各種々香木を持して其身を焚燎せるに、世尊は衆の爲に無常法を演說し已りて寺中に還至し、足を洗うて座に就いて坐して諸苾芻に告げたまはく、『[四〇]汝等當に知るべし、是の如きの事は皆他の嗟嘆せるを見たる時「長壽」を願言せるに由りてなり。是故に苾芻、若し他が嚏せん時は應に「長壽」を言ふべからず、若し故に言はんには越法罪を得ん』。

[四一]時に諸苾芻は是事を見已りて咸く皆疑あり、佛に白して言さく、「世尊、是の大世主喬答彌及び五百苾芻尼等は、曾て何の業を作してか、彼業力に由りて年百二十たりながら身に老相なくして十六歲の童女の如くなりし」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「其の大世主喬答彌・五百苾芻尼等の所作の業は汝等善く聽け、彼は自業に由りてなり……乃至、果報は還りて自に受くるなり。汝等苾芻、乃往古昔に此賢劫の中人壽二萬歲の時、佛世尊あり名づけて迦攝波如來應正等覺と曰ひ、十號具足して世に出現したまひ、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在しき。時に彼世尊は化緣已に盡きて無餘涅槃に入りたまへること、薪盡きて火滅せるが如くなりき。時に國王あり[四二]吉利枳と名づけ、彼如來の舍利を供養せんが爲に四寶塔の縱廣一踰繕那高さ半踰繕那なるを起せり。王に大妃及び五百の婇女ありしが、年既に朽邁せりければ王は便ち棄捨せるに、自ら相謂ひて曰はく、「何の故にか大王は今我等を捨てゝ而し問めざる」。衆共に議して曰はく、「年衰老せるに由り、是故に問めざるのみ」。時に婇女あり是の如きの語を作さく、「諸姉妹、何の業をか修行せんに衰邁せずして能く願をして滿たさしむるを得べき」。王妃答へて曰はく、「若し迦攝波佛の舍利塔を供養せんには、所願皆遂げん」。咸「極善なり」と言ひて王が允許を啓き、卽ち種々の末香・塗香・華鬘・瓔珞・幢旛・寶蓋・諸の妙香饌を持し

【四〇】長壽願言禁。

【四一】大世主及五百苾芻尼前生因緣譚。

【四二】吉利枳。律部十、註(三三の一二七)吉利王の下、律部二十三、註(一六の五七)吉基羅の下、及び此等の本文參照。

て塔所に詣り、廣く供養を設けて殷重に讃歎し、[四三]五輪もて敬禮し右遶行道し長跪合掌して是の如きの願を發せるらく、「此の無上福田に供養せる所有善根を以て、願はくは我が生々に乃し壽終るに至るまで身に老相なからんことを」と。汝等苾芻、其の王大妃及び五百の婇女とは、今の大世主喬答彌及び五百苾芻尼是なりしなり。此福力に由りて乃し今生に至るまで百二十歳なるにも老相あることなく、猶し十六童女の如くなりしなり。汝等苾芻當に知るべし、皆是れ自の業力に由りて……廣說せること前の如し……是の如くに應に學すべし』。

緣は室羅伐城に在りき。爾の時世尊は諸苾芻に制したまへり、『他の嚏せるを見ん時「長壽」を云はされ』と。此城中に於て一長者あり、復妻を娶れりと雖竟に男女なく、年既にして衰邁しては錢財喪盡せりければ、其妻に告げて曰はく、「我れ今年老いて更に子息なければ意に出家せんと欲す」。妻云はく、「意に任せよ」。卽ち逝多林に詣り苾芻處に於て而し出家を爲し幷に圓具を受けぬ。後に異時に於て佛は大衆の爲に法要を宣說したまひしに、時に老苾芻は衆外に在りて坐せるに、舊妻急ち來り夫の嚏噴を聞いて、諸苾芻等は一人も長壽を願言するあることなかりければ、其妻見已りて心に不忍を生じ、便ち左手を以て土を握り、苾芻の頭を遶らして外に向うて棄て丶呪願すらく、「長壽」と。時に諸苾芻は共に其事を觀ぜるに、妻は前みて臂を捉へ惡口罵詈して告げて言はく、「聖子、仁今何の故にか怨讐内に於て而し出家を爲せる。此の逝多林には常に五百の[四四]靑衣藥叉あれば、我が呪願に由りて汝をして長壽たらしめたるも、若し爾せざりしならんには定んで藥叉のために其精氣を吸はれたらん。應に此に住まるべからず、宜しく家に歸るべし」。卽ち牽いて共に去りぬ。時に諸苾芻告げて言はく、「摩訶羅、此に住まりて去ること莫れ」。彼れ住まるを肯んぜざりければ、苾芻便ち一臂を捉へて之を曳けるに、時に摩訶羅唱へて言はく、「我れ痛む我れ痛む」。苾芻、佛に白すに、佛言はく、『可しく摩訶羅に問ふべし、「何邊の臂痛むなりや。是れ苾芻の捉へたる者痛むとやせ

【四三】五輪。五體、兩臂・兩膝・頭なり。

【四四】靑衣藥叉。靑衣は古、賤者の服なりしが、轉じて婢女の稱となれり。されば逝多園林を守護する善神に從屬する藥叉類の意なるべし。

ん、是れ妻の捉へたる者痛むとやせん」。若し苾芻の捉へたるが痛むと言はんに、彼が心に去るを樂ふなれば意に隨せて放ち行れ。若し妻の捉へたるが痛むと言はんには、彼が心に住まらんを樂ふなれば應に放ち去るべからず』。時に諸苾芻は言の如くに卽ち問へるに、答へて「仁等が捉へる所の臂痛む」と言ひければ、遂に放ちて去らしめしに卽ち便ち舍に歸れり。出家近圓の與に大障礙を爲せるに因りて、佛言はく、[四五]『年老苾芻は皆「長壽」を樂ふなれば、此の如きの類にして嚏噴するを見ん時は、應に云ふべし、「長壽ならんことを」と。若し言はざらんには越法罪を得ん』。

緣處は前に同じ。一長者あり心に正信を懷けるが、一無信婆羅門と共に逝多林に詣れり。時に有信の長者忽然嚏噴せるに諸苾芻は「長壽ならんことを」と言はざりければ、其不信者は「長壽ならんことを」と願言して告げて云はく、「仁今乃し怨家の內に於て敬信の心を生ぜんとは。此の逝多林には常に五百の靑衣藥叉あれば、我が願言に由りて仁をして長壽ならしめたるも、若し爾せざりしならんには定んで藥叉のために爾が精氣を吸はれたらん。應に久住すべからず、宜しく早く出づべし」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、『俗人の類は皆「長壽」を樂へば、若し嚏せるを見ん時は應に「長壽ならんことを」と云ふべし。若し諸苾芻にして老者の嚏せるを見んに、小者は應に起ちて一禮して口に「畔睇しまつる」と云ふべし。若し小者にして嚏噴せんに、大者は應に「無病ならんことを」と言ふべし。若し作さざらんには倶に越法罪を得ん』。

[四六] 佛、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在りき。佛は五苾芻をして正定位に住せしめたまひ、善說法律に於て旣にして出家し已るに、飮食噉嚼の類を受くるに於て進止威儀に未だ能く辨せざりければ、倶に往いて佛に白さく、「其事云何」と。佛言はく、「汝等苾芻、五種の可嚼食あり、一に根、二に莖、三に葉、四に華、五に果なり。[四七] 五種の可噉食あり、一に麨、二に飯、三に麥豆飯、四に魚肉、五に餅なり」。彼は復何を以て味を助くべきかを知らざりき。佛言はく、「應に乳・酪・酥・蜜・魚肉・乾脯・

【四五】 長壽願言開許。

【四六】 前註(一九)の前頌、第四句に相當す。

【四七】 五種可噉食。律部二十一、註(三六の三)五種蒲繕尼食參照。

雜菜の類と共にすべく、此若し無からんには可しく水に和して食ふべし。凡そ潤濕の滋味は人の色力を充たせば善品を修するを得ん」。

第二門の第八子、頌に攝して曰はく、

「門・扇・鈕・孔を安くと　皮替と處中窻と　內闊と網と扇と樞と　扂に羊甲を須うるを開すとなり」。

四八 緣は室羅伐城に在りき。時に諸苾芻は房舍を造作せるも門を安くを知へざりき。佛言はく、「門を安くべし」。復扇を安かざりければ寂定を修するを廢せり。佛言はく、「扇を安くべし」。門鈕を安かざりければ開閉せんに難かりき。佛言はく、「應に門鈕及び鑰・匙・孔を安くべし」。開く時聲を作せり。佛言はく、「聲する處に皮替を安くべし」。房中黑闇なりき。佛言はく、「應に窻牖を安くべし」。下に近く安置せるに諸の賊難に遭へり。佛言はく、「應に下に近くすべからず」。彼便ち極めて高くせりければ前に同じく室闇かりき。佛言はく、「太だ高く太だ下くすべからず、應に須らく處中すべし」。苾芻作る時外寬く內狹かりき。佛言はく、「應に內闊く外狹からしむべし」。鳥雀の入るありき。佛言はく、「網を張るべし」。既にして網を著け已りて復扇を安かざりければ、夜に蛇蝎等ありて室中に來り入れり。佛言はく、「宜しく窻扇を安くべし」。風のために吹き開かれぬ。佛言はく、「應に轉樞を著くべし」。上に復扂を安けるに、開閉時に難かりき。佛言はく、「應に羊甲杖を用ひて之を開閉すべし」（小鐵叉子の形、羊足の甲の如きを作るなり）

第二門の第九子、頌に攝して曰はく、

四九 「鐵鎚及び鏁子と　鐵鍤幷に木杴と　釜・牀・竈の五百と　斧鑿は衆に皆許せるとなり」。

【四八】門・扇・鈕・孔……等聽許。

【四九】熱鐵鎚……等聽許。

緣は王舍城に在りき。時に具壽畢隣陀婆蹉に病あり、諸苾芻來り問ふらく、「尊者、何の疾なる」。答へて曰はく、「我れ風疹を患へり」。「大德、比何の藥をか服せる」。答へて曰はく、「我れ先に病める時熱鐵の鎚を以て餠水内に置れ、此湯水を用ひて身を揩洗せる時便ち瘳損するを得たり」。「若し是の如からんには今何ぞ爲さゞる」。報じて言はく、「世尊未だ許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今風病の苾芻には鐵鎚を以て水を煖め身形を洗沫するを開許せん」。佛許したまへるを聞き已りて、苾芻は鎚を燒けるに熱して擧ぐる能はざりき。佛言はく、「應に鐵鎖を以て之を繋り、熱せるを待ちて牽き出すべし」。苾芻は鎖を以て俱に火中に棄げければ、熱して捉ふるに堪へざりき。佛言はく、「鎖は留めて外に在き、火中に置るゝ勿れ、可しく鐵鎚に近きには泥團を以て之を裹むべく、冷處を捉り牽き出して瓮水中に置れ、意に隨せて用ふべし」。時に諸苾芻は澡豆・牛糞を以て其鎚を淨洗せり。佛言はく、「更に洗ふべからず、火に置れんに便ち淨せるなり」。時に諸苾芻は先に觸水を煖め、後に淨水を煖めぬ。佛言はく、「先に淨水を煖め、後に觸水を煖めよ、若し爾せさらんには越法罪を得ん」。

五〇 緣處は前に同じ。苾芻來りて畢隣陀婆蹉に問ふらく、「尊者、何の疾ぞや」。答へて言はく、「我に是の如きの病あり」。「大德、何ぞ醫療せざる」。報じて言はく、「具壽、我れ先に曾て小溫藥鎗子を畜へたるも、今時事を闕きぬれば是を以て病增せり」。問うて言はく、「今何ぞ畜へざる」。答へて曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「病苾芻あらんに溫鎗を畜ふるを聽す」。

五一 緣は室羅伐城に在りき。一長者あり、願うて僧伽の爲に浴室を造立せるに、中に於て火炭隨處に縱橫せり。佛言はく、「聚めて一處ならしめよ」。苾芻は何の物を用ひて聚めんかを知らざりき。佛言はく、「鐵を以て鉔を作るべし」。佛既にして聽したまひ已るに、諸の蘭若苾芻は鐵を得ること能

【五〇】溫藥鎗子聽許。

【五一】鐵鉔・木杴聽許。

はざりき。佛言はく、「木を以て[五二]杴を作すべし」。火便ち燒壞せり。佛言はく、「牛糞を以て土に和して泥を作り、之に塗りて方に用ひよ」。

[五三]緣處は前に同じ。時に一苾芻は身に疾苦ありければ醫人所に詣りて問うて言はく、「賢首、我に是の如きの病あり、幸に爲に處方せんことを」。醫言はく、「聖者、應に是の如くに治療すべし」。其苾芻は煎藥の爲の故に釜を須ゐければ、長者より借り用ひ已りて却し送れるに、長者曰はく、「我れ今便に聖者に施しまつらん」。苾芻曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。長者曰はく、「若し、爾らば地に置け」とて、而し去りぬ。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「取るを聽す」。時に毘舍佉鹿子母は佛・諸苾芻に釜を畜ふるを聽したまへりと聞いて、遂に五百口の鐵釜を送れり。時に諸苾芻は云何せんかを知らざりき。佛言はく、「次第に苾芻に行與せよ」。佛旣にして行さしめたまひしに、諸の年少者は得ざりき。佛言はく、「應に瓦釜を與ふべし」。

[五四]緣處は前に同じ。一苾芻あり冷地に臥せるに食飲消せざりければ、長者處に詣り從うて牀席を借りて用つて臥具に充て、病即ち除くを得て用ひ已るに却し送れり。長者曰はく、「我れ今便ち聖者に施しまつらん」。苾芻曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「受取せよ」。時に毘舍佉鹿子母は佛が諸苾芻に牀を受くるを聽したまへりと聞き、即ち五百張の牀を送れり。時に諸苾芻は云何せんかを知らざりき。佛言はく、「次第して苾芻に行與せよ」。

[五五]緣處は前に同じ。時に苾芻ありて竈を須ゐければ、長者より借りて用ひ已るに却し送れり。長者曰はく、「聖者に施與しまつらん」。苾芻報じて曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「受取せよ」。時に毘舍佉鹿子母は前に同じく五百竈を送りしに……乃至、「次第して苾芻に行與せよ」。

[五六]緣處は前に同じ。時に一苾芻は衣服を染めんが爲に斧用を要須せりければ長者より借り、了り已

【五二】杴。鍬の類なり。
【五三】煎藥釜聽許。
【五四】牀席聽許。
【五五】畜竈聽許。
【五六】爲僧伽畜斧聽許。

るに却し送れり。彼曰はく、「聖者に施與しまつらん」。苾芻報じて曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「大衆の爲の故に應に其斧を受くべし」。

五七 緣處は前に同じ。時に苾芻あり、牀橫に忽ち折れければ長者より鑿を借り、用ひ已るに却し送れり。彼曰はく、「便ち聖者に與へまつらん」。報じて曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「大衆の爲の故に應に其鑿を受くべし」。

第二門の第十子、頌に攝して曰はく、

「斤斧と三梯は　竹・木・繩もて事に隨ふと　下灌すると造寺法と　難陀の因緣を說くとなり」。

五八 緣處は前に同じ。時に一苾芻は牀脚忽ち折れければ、爲に斵斤を須めんとて長者より借り、用ひ已るに主に還せり。……廣く上に說けるが如し……乃至、「衆の爲に應に受くべし」。

五九 緣處は前に同じ。佛、六〇 鹿子母舊園中に在して諸苾芻に寺宇及以制底を營造するを許したまへり。苾芻造るに旣にして高大なりければ、何を以て上に登らんかを知らざりき。佛言はく、「梯を作れ」。苾芻は何の物を以て作らんかを知らざりき。佛言はく、「三種物、謂はく竹・木及び繩を用ひて、意に隨せて應に作るべし」。

六一 緣は室羅伐城に在りき。時に苾芻あり身疾苦に嬰りければ、行いで醫所に之いて問うて言はく、「賢者、我に是の如き病苦の身に著けるあり、幸に方藥を賜へ」。醫言はく、「聖者、應に下灌を爲すべし、必らず除損するを得ん」。答へて曰はく、「世尊未だ許したまはざれば」。醫曰はく、「大師は慈愍なれば聽許したまはんこと疑なけん」。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し病緣あらんに下灌するを開聽せん」。

六二 緣處は前に同じ。佛所說の如し、「苾芻寺を造らんに僧房は應に五層と作すべく、佛殿は應に七層

【五七】爲僧伽畜鑿聽許。

【五八】斵斤聽許。斵斤はマサカリなり。

【五九】三種梯聽許。

【六〇】鹿子母舊園。即ち東園鹿子母講堂なり。舊園と東園とは其原語を同じくす、即ち pūrvārāma なり。律部二十、註(三三の一五)參照。

【六一】下灌聽許。

【六二】造寺法。

と作すべく、門樓も七層なり。若し尼寺を造らんに、房は應に三層、佛殿は五層、門樓は五層なるべし」と。苾芻は云何がして上に昇らんかを知らざりき。佛言はく、「可しく門側の角の頭に於て曲道を作りて上るべし。三種の道あり、謂はく石・木・土なり」。苾芻は解せずして下層は木を以てし中間は土を用ひ上層に石を安けるに、上重く下危くして遂に隤毀せしめぬ。佛言はく、「下層には石を安き中層には土を用ひ上層には木を以てすべし」。[六三]

【六三】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

第二門の第十子、[一]頌に攝せるの餘、難陀の因縁

縁は劫比羅城多根樹園に在りき。世尊に弟あり名けて[二]難陀と曰ひ、身金色の如くにして三十相を具し、佛より短きこと四指なりき。妻は[三]孫陀羅と名け儀容端正にして世間に有ること罕に、光華超絕して人の樂見せる所、難陀は彼に於て纒綿戀著して暫らくも捨離するなく、染愛の情重くして畢命を期と爲せり。世尊は受化の時至れるを觀知したまひて、卽ち晨朝に於て衣を著し鉢を持し、具壽阿難陀を將ゐて侍者と爲し、城に入り乞食して次に難陀の門首に至りて立ち、大悲力を以て金色の光を放ちたまふに、其光普く難陀の宅中を照らして皆金色の如くせりき。時に難陀は便ち是念を作さく、「光明忽ちに照らせり、定んで是れ如來なり」とて使をして出で〻看はせしに、乃し佛至りたまへるを見て卽ち便ち速に返り、難陀に白して曰さく、「世尊は門に在せり」。此語を聞き已るに卽ち速に出で〻世尊を迎禮せんと欲せり。時に孫陀羅は便ち是念を作さく、「我れ若し放ち去らんに世尊は必定して共に出家を與へたまはん」とて、遂に衣を捉へ牽いて出で去らしめざりしに、難陀曰はく、「今可しく暫し放つべし、世尊を禮し已らんに我れ卽ち却き廻らん」。孫陀羅曰はく、「共に要期を作さんには方に意に隨せて去れ」。以にして額を莊濕して之に告げて曰はく、「此點未だ乾かざるに卽ち宜しく却り至るべし、若し遲違せんには金錢五百を罰せん」。難陀曰はく、「爾るべし」。卽ち門首に至り佛足を頂禮し、如來の鉢を取りて宅中に却り入り、美食を盛滿して持して門首に至るに、世尊遂に去りたまひければ卽ち阿難陀に與へんとせるも、世尊は相を現じて鉢を取らしめたまはざりき。如來大師は威嚴尊重なれば、敢へて喚びたまはざるには住まるなり。復更に阿難陀に授與せんとせるに、阿難陀問うて曰はく、「汝、誰が邊に向うて取めて此鉢を得たるなる」。答へて曰はく、

【一】前卷の註(五七)の前頌、第四句に相當す。
【二】難陀(nanda)。律部二十四、註(二の一六)の本文、釋尊の王統參照。
【三】孫陀羅(Sundarananda)。

「佛邊より取れり」。阿難陀曰はく、「宜しく佛に授與しまつるべし」。答へて曰はく、「我れ今敢へて大師に輕觸しまつらじ」とて默然として隨ひ去り、世尊は寺に至り手足を洗ひ已りて座に就いて坐したまふに、難陀は鉢を持して以て世尊に奉じ、食し已るに告げて曰はく、「難陀、汝は我が殘を食ふや不や」。答へて言さく、「我れ食はん」。佛卽ち授與したまひ、難陀は食ひ已るに世尊告げて曰はく、「汝能く出家するや不や」。答へて言さく、「出家せん」。然り佛世尊昔菩薩道を行じたまひし時、父母師長及び餘の尊者に於て所有敎令は曾て違逆したまふなかりければ、故に今時言に違ふ者なきを得るなり。卽ち阿難陀に告げて曰はく、「汝、難陀の與に鬚髮を剃除せよ」。答へて曰さく、「世尊の敎の如くせん」。卽ち剃髮人を命びて、其が落髮を爲さんとせるに、難陀見已りて彼人に告げて曰はく、「汝今知れりや不や、我れ當に久しからずして力輪王と作るべければ、汝若し輙爾に我髮を剃らんには當に汝が腕を截るべけん」。彼便ち大に怖れ、刀具を裹み收めて卽ち辭し出でんと欲せり。時に阿難陀は便ち往いて佛に白すに、佛便ち自ら去いて難陀處に詣り、問うて言はく、「難陀、汝、出家せざるなりや」。答へて言さく、「出家せん」。是時世尊は自ら瓶水を持して其頂上に灌ぎたまひ、淨人卽ち剃りしに、便ち是念を作さく、「我れ今世尊を敬奉しまつれば且らく爲に出家せんも、暮には當に舍に歸るべけん」。既にして日晩に至り路を尋ねて行りしに、爾の時世尊は其行路に於て大坑を化作したまひければ、見已りて便ち孫陀羅を念ぜるらく、「斯れ成ず遠くして去るを得るに緣なけん、我れ今相憶して或は死を致すべけん、如し其れ命在らんに曉に至りて方に行かん」とて、孫陀羅を憶して愁苦して通夜せり。爾の時世尊は彼が意を知しめし已りて阿難陀に告げて曰はく、「汝今宜しく去りて彼難陀に告げて知事人と作らしむべし」。卽ち便ち往いて報ぜるらく、「世尊は爾をして知事人と作らしめたまへり」。問うて曰はく、「云何が名けて知事人と爲し、何の事をか作さんと欲するなる」。答へて曰はく、[四]「可しく寺中に於て衆事を撿挍すべきなり」。問うて曰はく、「如何が應に

【四】 知事人行法。

作すべきなる」。答へて言はく、「具壽、凡そ知事たらんには、若し諸苾芻出でゝ乞食せん時應に可しく寺中の田地を灑掃し、新牛糞を取りて次第に淨塗すべく、作意し防守して失落せしむる勿く、平[五]章事あらんに當に爲に僧に白すべく、若し香花あらんに應に衆に[六]行與すべく、夜には門戶を閉ぢ曉に至りては當に開くべく、大小行處は常に須らく洗拭すべきなり。若し寺中に於て損壞處あらんに卽ち應に修補すべきなり」。是敎を聞き已るに答へて言はく、「大德、佛所言の如く我れ皆當に作すべし」。時に諸苾芻は小食時に於て、衣鉢を執持して劫比羅城に入りて爲に乞食を行ぜり。時に難陀は寺に人なきを見て便ち是念を作さく、「我れ地を掃き了らんに卽ち可しく家に還るべし」。遂に便ち地を掃けるに、世尊は觀知して神通力を以て掃淨處をして糞穢還滿たさしめたまへり。復是念を作さく、「我れ糞穢を除かんに方に可しく歸を言ぶべし」。箒を放ちて收持せるも糞穢盡くるなかりき。復是念を作さく、「戶を閉ぢて而し去らん」。世尊卽ち一戶を閉ぢ竟りて更に餘戶を閉ぢんとして彼戶をして便ち開かしめたまひければ、遂に憂惱を生ぜり。復是念を作さく、「縱賊にして寺を損せんとも此れ亦何をか傷へん、我れ當に王と爲りて更に百千の好寺の是に倍過せるを作るべければ、我れ宜しく舍に歸るべし。若し大路を行かんに恐らくは世尊に見えん」。是思量を作して、卽ち小徑を趣けるに、佛は其念を知しめして小道より來りたまへり。既にして遙に佛を見て相遇ふを欲せず、路傍に樹枝の蔭ひて低垂せるありければ、卽ち其下に於て身を隱して住せるに、佛は其樹の擧枝をして高上ならしめたまひければ其身露現せり。佛、難陀に問ひたまはく、「汝何處よりして來れる、可しく我に隨うて去るべし」。情に羞恥を生じて佛に從うて去れるに、佛は是念を作したまはく、「此は其婦に於て深く戀著を生ぜり、宜しく捨離せしむべし」とて、引接せんが爲の故に劫比羅城を出でて室羅伐に詣り、既にして彼に至り已るに毘舍佉鹿子母園に住したまへり。爾の時毘舍佉鹿子母は佛に弟あり號して難陀と曰ひ、身金色の如くにして三十相を具し、佛より短きこと四指のみなるが

【五】平章事。僧衆の協議事なり。
【六】行與。僧衆一同にめぐりほどこすなり。

佛と俱に來れりと聞き、(念曰すらく、)「我れ暫し往いて禮せん、或は見るを得べけん」。是時難陀は小食時に於て衣鉢を執持し城に入りて乞食し、次第に巡りて鹿子母家に至れり。時に毘舍佉は彼が容儀相好光飾の餘と等しからざるを見て卽ち是念を作さく、「此れ豈に是れ佛の弟ならざらんや」。便ち淨信を起して、其雙足を禮せんとて手を將つて彼身の柔輭なるに觸著せり。女は是れ觸るゝに毒すれば、近づくに便ち損害するなり。難陀は稟性多欲なりければ便ち染心を起し、遂に卽ち精を流して毘舍佉の頭上に墮せり。世尊は知しめし已りて、彼の不淨を化して香油を合せたる蘇と作さしめたまひしに、手づから觸れ之を嗅ぎて是の如きの念を作さく、「何に因りてか此處に是の如きの微妙の香油あるを得るなる、是れ佛神通もて斯の香物を變じたまへるなり」とて、遂に希有歡躍の心を生じて讃言すらく、「善い哉佛陀、善い哉達磨、善い哉僧伽、善說法律は不可思議なり、能く此の如き難陀の類の耽欲男子をして佛法中に投じて專ら梵行を修せしめたまはんとは」。時に彼難陀は追悔心を起せるらく、「豈に我れ[七]衆敎罪を犯ぜるには非ざらんや」とて諸苾芻に白し、苾芻は佛に白すに佛言はく、「難陀は無犯なり。若し是の如き多欲の人あらんには、應に[八]皮佈子を以て盛るべし、疑惑を致す勿れ」。佛は多欲には皮佈子を畜へよと言へるも、苾芻は何の皮を以て作らんかを知らざりき。佛言はく、「應に三種を用ふべし、羊・鹿・鼠の皮なり」。卽ち便ち生を用ひしに遂に臭氣ありき。佛言はく、「之を熟て當に用ひ、洗ひ已るに曬乾すべし」。曬せる時女を見て欲染の意を生じ、遂に乃し精洩れて下裙を穢汚せり。佛言はく、「應に兩枚を爲りて一は曬し一は著すべし」。時に精多なるありて其皮濕壞せるに、(佛言はく)、「應に物を將つて襯すべく、可しく沙土を安くべし」。時に苾芻あり、著けて噉食し及び制底を遶れるに、佛言はく、「屛きて屛處に安き、手を淨洗し已りて噉食し禮敬せよ」。後に一時に於て難陀は石上に在りて坐して孫陀羅を憶し、卽ち石上に於て畫いて其像を作れり。時に大迦葉波は因みて其所を過ぎ、彼の石に畫けるを見て問うて言はく、「難陀、汝

【七】衆敎罪。僧殘罪なり、律部二十一、註(三九の二四)參照。

【八】皮佈子著用聽許。生支に皮佈を著くること諸律になき所なり。

が爲せる所は何ぞや」。答へて言はく、「大德、我れ孫陀羅の形を畫けり」。報じて言はく、「具壽、佛は苾芻をして二種事を作さしめたまへり、一には習定、二には讀誦なり、汝今此を棄てゝ自ら婦形を畫かんとは」。聞き已りて默然せり。迦葉波は佛に白すに、佛是念を作したまはく、「苾芻にして畫作しぬれば此過ありて生ぜり」。佛、苾芻に告げたまはく、「[九]難陀癡人は孫陀羅を憶して其形像を畫けり、是故に苾芻は應に畫を爲すべからず、作さんには越法罪を得ん」。時に諸苾芻は佛、畫を制したまへりと聞き、制底處に於て敢へて塗香せざりき。佛、阿難陀に問ひたまはく、「何の故に如來の髮爪[一〇]窣覩波所に塗香を著けず及び香泥もて地に塗らざるぞ。時に阿難陀は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に香泥を以て意に隨せて塗拭すべし、畫いて衆生形像を作すことを得ず、作さんには越法罪を得ん。若し死屍を畫き或は髑髏像を作さんには無犯なり」。佛念じたまはく、「難陀は愚癡染惑にして尙ほ其妻を憶して愛情捨てざれば、應に方便を作して心をして止息せしむべし」。即ち之に告げて曰はく、「汝先に曾て[一一]香醉山を見たりや不や」。答へて言さく、「未だ見じ」。「若し是の如からんには我が衣角を捉へよ」。即ち就いて衣を捉へしに、時に世尊は猶し鵝王の如くに虛空に上昇して香醉山に至り、難陀を將引して左右を顧眄したまふに、果樹の下に於て雌獼猴の又一目なきが即ち便ち面を擧げて世尊を直視せるを見たまへり。佛、難陀に告げて曰はく、「汝は此の瞎獼猴を見たりや不や」。佛に白して言さく、「見たり」。佛言はく、「汝が意に於て云何、此の瞎獼猴は孫陀羅に比するに誰か殊勝たる」。答へて言さく、「彼の孫陀羅は是れ釋迦種にして猶し天女の如く、儀容第一にして世を擧げて雙なく、獼猴は之に比するに千萬億分すとも寧んぞ其一に及ばんや」。佛言はく、「汝、天宮を見たりや不や」。答へて言さく、「未だ見じ」。「可しく更に衣角を捉ふべし」。即ち便ち衣を執るに、還鵝王の若く虛空界に上りて三十三天に至り、難陀に告げて曰はく、「汝可しく天宮の勝處を觀望すべし」。難陀即ち[一二]歡喜園・婇身園・麁身園・交合園・[一三]圓生樹・[一四]善法堂の是の如き等の處、諸天

【九】畫作禁。
【一〇】窣覩波畫作制。
【一一】香醉山(Gandhamādana)。香積山ともいふ、雪山の北にあり、兩山の間に無熱惱池あり。無量の緊那羅、此山に住すといはる。
【一二】歡喜園(Nandanavana)。僧祇律第一卷には歡喜園・雜色園・麁澀園の三園を列ぬるのみ。今の婇身園は雜色園に、麁身園は麁澀園に配し得べきも、交合園は配對し難し。律部八、註(一の一六四)參照。普通に帝釋四園として喜見城外の東方に衆車園(Caitrarathavana)ありとするも今の交合園に配し得べからず。長部(2, 260)には missaka, missakā とを別つ故に、今の交合園は missakavana に相當すべきか。
【一三】圓生樹(Pāriyātra?)。梵漢辭典(p. 121)には衆天所集大香樹とあり。
【一四】善法堂(Trāyāstriṃśāsabhā)。

苑園の花果浴池遊戲の處に往いて殊勝の歡娛は悉く皆遍察せり。〔一五〕次いで善見城中に入りしに、復種種の鼓樂絲竹微妙の音聲あり、廊宇の疎通し牀帷の映設して處々に皆天妙綵女ありて共に相娛樂せるを見ぬ。難陀は遍觀せるに一處所の唯天女のみありて天子なきを見たりければ、便ち天女に問うて曰はく、「何に因りてか餘處は男女雜居して諸の快樂を受くるに、汝等は何故に唯女人のみありて男子を見ざる」。天女答へて曰はく、「世尊に弟あり名づけて難陀と曰ひ、佛に投じて出家して專ら梵行を修せるが命終の後當に此間に生まるべければ、我等は此に於て相待てるのみ」。難陀聞き已りて踴躍歡欣して速に佛所に還れるに、世尊問うて言はく、「汝、諸天の勝妙事を見たりや不や」。答へて言さく、「已に見たり」。「汝、何の事をか見たる」。彼れ所見の如く具に世尊に白すに、佛、難陀に告げたまはく、「天女を見たりや不や」。答へて言さく、「已に見たり」。「此の諸天女は孫陀羅に比するに誰か殊妙たる」。白して言さく、「世尊、孫陀羅を以て此天女に比するに、還香醉山内にて瞎獼猴を以て孫陀羅に比するに百千萬倍するも共一にも及ばざりしが如くなり」。佛、難陀に告げたまはく、「淨行を修せんには斯の勝利あり、汝今宜しく梵行を堅修すべし、當に天に生じて斯の快樂を受くべけん」。聞き已るに歡喜し默然して住せり。爾の時世尊は、便ち難陀と與に卽ち天より沒して逝多林に至りたまふに、是時難陀は天宮を思慕して而し梵行を修せり。佛は其意を知しめして阿難陀に告げて曰はく、『汝今可しく去りて諸苾芻に告ぐべし、「一人として難陀と與に同座して坐するを得され、同處に經行するを得され、竿を一にして衣を置くを得ざれ、一處に鉢を安き及び水瓶を著くを得ざれ、同處にて經典を讀誦するを得ざれ」と』。阿難陀は佛の言敎を傳けて諸苾芻に告げしに、苾芻は奉行して皆聖旨の如くせり。是時難陀は既にして諸人の共に同聚せざるを見て、極めて羞愧を生ぜり。後に一時に於て阿難陀は諸苾芻と與に供侍堂中に在りて衣服を縫補せるに、難陀は見已りて便ち是念を作さく、「此の諸苾芻は咸く我を棄てゝ同一處せず、此の阿難陀は既に是れ我弟なり、豈に

【一五】善見城(Sudarśana)。

相嫌ふべけんや」とて、卽ち去いて同坐せるに、時に阿難陀は速に卽ち起ちて避けければ、彼言はく、「阿難陀、諸餘の苾芻は事として棄てらるべけんも、汝は是れ我弟なり、何ぞ乃し亦嫌へる」。阿難陀曰はく、「誠に斯理あり、然れども仁は別道を行じ、我は異路に遵へり、是故に相避くるのみ」。答へて曰はく、「何をか我道と謂ひ、云何が爾が路なる」。答へて曰はく、[一六]「仁は生天を樂ひて梵行を修せるも、我は圓寂を求めて而し欲染を除かんとなり」。是語を聞き已るに倍憂感を加へぬ。爾の時世尊は其心念を知しめして難陀に告げて曰はく、「汝頗し曾て[一七]捺落迦を見たりや不や」。答へて言さく、「未だ見じ」。佛言はく、「汝可しく我が衣角を捉ふべし」。卽ち便ち就いて執へしに、佛便ち將ゐ去りて地獄中に往きたまへり。爾の時世尊は一邊に在りて立ちて難陀に告げて曰はく、「汝今可しく去りて諸地獄を觀ずべし」。難陀は卽ち去りて先に灰河を見、次いで劍樹・糞屎・火河に至り、彼に入りて觀察せるに遂に衆生の種々苦を受くるを見、或は鉗を以て舌を拔き齒を拔き目を抉り、或は時に鋸を以て其身を剫ぎ解き、或は復斧斫を以て手足を截り、或は[一八]牟鑹を以て身を鑱し、或は棒を以て打ち矟にて刺し、或は鐵鎚を以て粉碎し、或は鎔銅を以て口に灌ぎ、或は刀山劍樹に上り、碓もて擣き石にて磨り、銅柱鐵牀もて諸の極苦を受くるを見、或は鐵鑊の猛火沸騰し熱焰洪流して有情類を煮るを見、是の如き等の受苦の事を見ぬ。復一大鐵鑊あり、然も湯涌沸せる中に有情あることなかりければ、此を覩て憂ひ惶れて獄卒に問うて曰はく、「何の因緣の故に自餘の鐵鑊には皆有情を煮たるに、唯此鑊中のみ空しくして然も沸涌せる」。彼便ち報じて曰はく、「佛弟難陀は唯生天を願うて專ら梵行を修すれば、天上に生じて暫し快樂を受くるを得るも、彼に命終して後は此鑊中に入るなり、是故に我れ今鑊を然して相待てるなり」。難陀聞き已るに大恐怖を生じ、身毛皆竪ち白汗流出して是の如きの念を作さく、「此れ若し我は是れ難陀なるを知らんには、生きながら鑊中に叉せん」。卽ち便ち急走して世尊處に詣るに、佛言はく、「汝、地獄を見たりや不や」。難陀悲泣雨涙して

【一六】生天の快樂を求めんとて梵行を勤修すると、涅槃圓寂を求めて欲染を除かんとするとは、その城心に於て大に異るあればなり。

【一七】捺落迦(naraka)。惡人居處の義、地獄なり。

【一八】牟鑹。矛並に小矟なり。

哽咽し、而し言に微細の聲を出して白して言さく、「已に見たり」。佛言はく、「汝、何の物をか見たる」。卽ち所見の如く具に世尊に白すに、佛、難陀に告げたまはく、「或は人間を願ひ或は天上を求めんとて梵行を勤修せんには是の如きの過あり、是故に汝今當に涅槃を求めんとて以て梵行を修すべし、天に生ぜんを樂うて而し勤苦を致すこと勿れ」。難陀聞き已るに情に愧恥を懷き、默して對ふる所なかりき。爾の時世尊は其意を知しめし已るに、地獄より出でゝ逝多林に至り、卽ち難陀及び諸苾芻に告げて曰はく、「內に三垢あり、謂はく是れ婬欲・瞋恚・愚癡なり、是れ可しく棄捨すべく、是れ應に遠離すべし、汝當に修學すべし」。

爾の時世尊は逝多林に住すること未だ多日を經ざりしも、緣に隨うて衆生を化せんと欲せんが爲の故に、諸の徒衆と與に占波國に往いて[19]揭伽池邊に住したまひき。時に彼難陀は五百苾芻と與に亦佛に隨うて至り、世尊所に往いて皆佛足を禮して一面に在りて坐せり。時に佛世尊は衆の坐し定まれるを見て難陀に告げて曰はく、「我に法要あり、初中後に善にして文義巧妙に、純一圓滿して梵行を淸白にす、所謂[20]入母胎經なり、汝當に諦に聽いて至極作意して善く之を思念すべし、我れ今爲に說かん」。難陀言さく、「唯然り、世尊、願樂して聞かんを欲す」。佛、難陀に告げたまはく、「母胎ありと雖、入と不入とあり。云何が生を受けて母胎中に入るなる。若し父母染心もて共に婬愛を爲し、其母腹は淨くして月期時至り、[21]中蘊現前せんに、當に知るべし、爾の時を母胎に入ると名づく。此の中蘊の形に其二種あり、一は形色端正なると、二は容貌醜陋なるとなり。地獄の中有は容貌醜陋なること燒杌木の如く、傍生の中有は其色烟の如く、餓鬼の中有は其色水の如く、人天の中有は形金色の如く、色界の中有は形色鮮白にして、無色界天には元より中有なし、無色を以ての故に。中蘊有情には或は二手二足、或は四足多足、或は復無足なるあり、其先業に隨ひ託生處に應じて所感の中有は卽ち彼形の如きなり。若し天の中有ならんに頭は便ち上に向ひ、人・傍生・鬼は横

【一九】揭伽池(Gargarā puṣkariṇī)。

【二〇】入母胎經。竺法護譯、胞胎經(地、一〇)に相應するも、胞胎經よりは詳細なり。

【二一】中蘊現前。律部十九、註(一の七二)食香現前の下、及び律部二十二、皮革事の註(七)中有現前の下參照。

に行いて去り、地獄の中有は頭は直に下に向ふなり。凡そ諸の中有は皆神通を具へ空に乘じて去ること、猶し天眼もて遠く生處を觀ずるが如くなり。月期至ると言へるは、謂はく納胎の時なり。難陀、諸女人あり、或は三日を經、或は五日・半月・一月を經、或は緣を待ちて久しきを經て期水方に至るあり。若し女人ありて身に威勢なく多く辛苦を受け、形容醜陋にして好飲食なからんに、月期來ると雖速に當に止息すべきこと、猶し乾地に水を灑ぐの時卽ち燥き易きが如くなり。若し女人ありて身に威勢ありて常に安樂を受け、儀容端正にして好飲食を得んに、所有月期は速に止息せざること、猶し潤地に水を灑ぐの時卽ち便ち燥き難きが如くなり。云何が不入なる。若し父精出づる時母精出でず、母精出づる時父精出でず、若しは俱に出でざらんに皆入胎せざるなり。若しは母不淨にして父淨に、若しは父不淨にして母淨に、若しは俱に不淨ならんに亦受胎せざるなり。若しは母根門にして風病に持たれ或は黃病[二二]痰癊あり或は血氣胎結せるありて、或は爲に肉增し或は爲に服藥し、或は麥腹病・蟻腰病あり、或は産門にして駝口の如く、或は中は多根樹の如く、或は犁頭の如く、或は車轅の如く、或は藤條の如く、或は樹葉の如く、或は麥芒の如く、或は腹下深く、或は上深きあり、或は胎器に非ず、或は恒に衆出で、或は復水流れ、或は[二三]鵶口の如く常に開いて合せず、或は上下四邊に闊狹等しからず、或は高下凹凸あり、或は內に蟲ありて爛壞不淨を食へるあり、若し母にして此過あらんには並に受胎せざるなり。或は父母尊貴にして中有卑賤に、或は中有尊貴にして父母卑賤ならんに、此の如き等の類は亦胎を成ぜず。若し父母及び中有俱に是れ尊貴なるも、若し業にして和合せざらんに亦胎を成ぜず。若し其中有にして、前境處に於て男女に二愛なからんに亦受生せざるなり。難陀、云何が中有にして母胎に入るを得るなる。若し母腹淨に、中有現前して欲事を爲すを見、上に說ける如きの衆多の過患なく、父母及び子に相感の業あらんに方に母胎に入るなり。又彼の中有にして胎に入らんと欲する時は、心卽ち顚倒して若し是れ男ならんには母に

【二二】痰癊。律部十九、毘（八の八）參照。

【二三】鵶口。鴉の口。

於て愛を生じて父に於て憎を生ず、若し是れ女ならんには父に於て愛を生じて母に於て憎を生じ、過去生に起せる所の諸業に於て而し妄想を起して邪辨心を作し、寒冷想・大風大雨及び雲霧想を生じ、或は大衆閙聲を聞くなり。此想を作し已るに業の優劣に隨うて[二四]復十種虛妄の想を起すなり。云何をか十と爲す。「我れ今宅に入らん」、「我れ樓に登らんと欲す」、「我れ臺殿に昇らん」、「我れ牀座に昇らん」、「我れ草庵に入らん」、「我れ葉舍に入らん」、「我れ草叢に入らん」、「我れ林內に入らん」、「我れ牆孔に入らん」、「我れ籬間に入らん」と。其時中有は此念を作し已りて卽ち母胎に入るなり。應に知るべし、受胎せるを[二五]羯羅藍と名け、父精と母血とにして是れ餘物に非ず、父母の精血和合の因緣に由りて、識が所緣と爲り依止して住するを。譬へば酪瓶に依ひて鑽りて人功動轉して已まざらんに酥ありて出づるを得、此に異らんに生ぜざるが如くなり。當に知るべし、父母不淨の精血と羯羅藍身とも亦復是の如くなるを。復次に難陀、[二六]四譬喩あり、汝當に善く聽くべし。(1)青草に依りて蟲乃し生ずるを得るが如くなり。草は是れ蟲に非ざるも蟲は草を離るゝに非ず、然り草の因緣和合に依りて蟲乃し生ずるを得て身青色と作れるなり。難陀、當に知るべし、父精母血と羯羅藍身も亦復是の如くにして、因緣和合して[二七]大種の根生ぜるを。(2)牛糞に依りて蟲を生ずるが如くなり。糞は是れ蟲に非ざるも蟲は糞を離るゝに非ず、然り糞の因緣和合に依りて蟲乃し生ずるを得て身黃色と作れるなり。難陀、當に知るべし、父精母血と羯羅藍身も亦復是の如くにして、因緣和合して大種の根生ぜるを。(3)棗に依りて蟲を生ずるが如くなり。棗は是れ蟲に非ざるも蟲は棗を離るゝに非ず、然り棗の因緣和合に依りて蟲乃し生ずるを得て身赤色と作れるなり。難陀、當に知るべし、父精母血と羯羅藍身と亦復是の如くにして、因緣和合して大種の根生ぜるを。(4)酪に依りて蟲を生ずるが如くなり。……身白色と作れるなり……廣說して……乃至、因緣和合して大種の根生ぜるを。復次に難陀、父母不淨の羯羅藍に依りての故に、地界現前しては堅鞕を性と爲し、水界現

【二四】託胎時の十種虛妄想。

【二五】羯羅藍 (kalalaṃ)。和合、雜穢、凝滑膜と譯す。

【二六】託胎身の四譬。

【二七】大種。地・水・火・風の四大種なり。この四は能く一切の色法に周遍する故に大といひ、一切の色法を生ずる故に種といへり。

前しては濕潤を性と爲し、火界現前しては溫煖を性と爲し、風界現前しては輕動を性と爲すなり。難陀、若し父母不淨の羯羅藍身にして但地界のみありて水界なからんには、便ち卽ち乾燥し一悉く皆分散せん、譬へば手に乾ける麨灰等を握れるが如くならん。若し但水界のみにして地界なからんには、卽ち便ち離散せんこと油の水に滯れるが如くならん。水界に由りての故に地界散ぜず、地界に由りての故に水界流れざるなり。難陀、羯羅藍身に地・水界のみありて火界なからんには、而し便ち爛壞せんこと譬へば夏月陰處の肉團の如くならん。難陀、羯羅藍身に但地・水・火界のみありて風界なからんには、卽ち便ち增長し廣大すること能はじ。此等は皆先業を因と爲し更互に緣と爲りて共相に招感するに由りて識乃し生ずるを得、地界は能く持ち、水界は能く攝し、火界は能く熟し、風界は能く長ずるなり。難陀、又如し人あり若しは彼が弟子にして沙糖を熟調し、卽ち氣を以て吹いて其をして增廣せしめんに、內に於て空虛なること猶し藕根の如くにして、內身大種の地水火風も業力にて增長せんこと亦復是の如きなり。難陀、父母の不淨のみにて羯羅藍の體あるに非ず、亦母腹のみに非ず、亦是れ業のみに非ず、因のみに非ず、緣のみに非ず、但此等衆緣和會するに由りて方に始めて胎あること、新種子の風日のために損壞せられず、堅實にして穴なく、藏擧宜しきに合ひ、良田に下して幷に潤澤あり、因緣和合して方に芽莖・技葉・花果ありて次第に增長せんが如くなり。難陀、此の種子は緣合を離れて芽等を生ずるを得るには非じ。是の如くに應に知るべし、唯父母のみに非ず、但業及以餘緣のみありて而し胎生ずるを得たるには非じ、要ず父母精血の因緣和合に由りて方に胎ありしのみ。難陀、明眼人の、火を求めんが爲の故に日光珠を將つて日中に置き、乾ける牛糞を以て而し其上に置かんに方に火ありて生ずるが如く、是の如くに應に知るべし、父母精血の因緣合するに由りての故に方に胎ありて生ずるなり。父母の不淨は羯羅藍を成ず、之を號して色と爲し、受想行識は卽ち是れ其名なれば、說いて名色と爲す。此の蘊聚可惡の名色は生を諸有

に託すれば、乃し少分に至るまで刹那にも我れ讃歎せず。何を以ての故に。諸有中に生ずるは是れ大苦たればなり、譬へば糞穢の少なりとも亦是れ臭きが如し。是の如くに應に知るべし、諸有中に生ぜんに少なりとも亦苦と名づく。此五取蘊なる色受想行識には、皆生・住・增長及以衰壞あり、生は卽ち是れ苦、住は卽ち是れ病、增長・衰壞は卽ち是れ老死なり。是故に難陀、誰か有海に於てして愛味を生じ、母胎中に臥して斯の劇苦を受けんや。復次に難陀、是の如くに應に知るべし、凡そ胎に入れるには大數もて之を言はんに三十八の七日あり。初七日の時胎、母腹に居せんに[二八]榍の如く癰の如くにして糞穢に臥在し、鍋中に處るが如く、身根及び識は一處に同居して、壯熱もて煎熬して極めて辛苦を受くるを羯羅藍と名け、狀は粥汁の如く或は酪漿の如くなり、七日中に於て內熱もて煎煮しつゝ地界の堅性、水界の濕性、火界の煗性、風界の動性は方に始めて現前するなり。難陀、第二の七日に胎、母腹に居せんに……糞穢に臥在し、鍋中に處るが如く身根及び識は一處に同居して、壯熱もて煎熬して極めて辛苦を受け、母腹中に於て風ありて自ら起るを名けて遍觸と爲し、先業に從うて生じて彼胎に觸るゝ時を[二九]頞部陀と名づけ、狀、稠酪の如く或は凝酥の如くなり、七日中に於て內熱もて煎煮して四界現在するなり。難陀、第三の七日に……廣說せること前の如し……母腹中に於て風あり刀鞘口と名づけ、先業に從うて生じて彼胎に觸るゝ時を名づけて[三〇]閉尸と曰ひ、狀、鐵箸の如く或は蚯蚓の如くにして、七日中に於て四界現前するなり。難陀、第四の七日に……廣說せること前の如し……母腹中に於て風あり名づけて[三一]內開と爲し。先業に從うて生じて胎箭を吹擊するを名づけて[三二]健南と爲し、[三三]狀、鞋樓の如く或は溫石の如く、七日中に於て四界現前するなり。難陀、

[三四]第五の七日に……廣說せること前の如し……母腹中に於て風あり名づけて攝持と曰ひ、此風、胎に觸れんに五相ありて現ず、所謂、兩臂・兩髀及び頭にして、譬へば春時に天甘雨を降すに樹林欝茂して枝條を增長するが如く、此も亦是の如くに五相顯現するなり。難陀、第六の七日に母腹中に於て

【二八】榍。栗のしやくし。或は楔(セツ)に通ずる故に櫻桃(ユスラウメ)とも解しうべし。

【二九】頞部陀(arbudam)。皰と譯し、漸く增長して瘡疱の形をなす位。

【三〇】閉尸(peśi)。血肉と譯し、漸く血肉をなす位。

【三一】內開。宋・元・明・宮本には內闢とす。今改めず。

【三二】健南(ghana)。堅肉、凝厚、肉團と譯す。

【三三】鞋樓。樓はカタ、卽ちくつがたなり。

【三四】第五の七日には漸く六根の具はる位にして、此を鉢羅奢佉(praśākhā)と稱するも、こゝには此名を出さず。後卷の註(七)の本文に出せり。

風あり名づけて廣大と曰ひ、此風、胎に觸れんに四相ありて現ず、謂はく、兩肘・兩膝にして、春に雨を降すに[三五]荑草の抜を生ずるが如く、此も亦是の如くに四相顯現するなり。難陀、第七の七日に母腹中に於て風あり名づけて旋轉と爲し、此風、胎に觸れんに四相ありて現ず、謂はく兩手・兩脚にして、猶し聚沫の如く或は水苔の如く、此四相あるなり。難陀、第八の七日に母腹中に於て風あり名づけて翻轉と曰ひ、此風、胎に觸れんに二十相ありて現ず、謂はく、手足十指此より初めて出づること、猶し新雨して樹根始めて生ぜんが如し。第九の七日に母腹中に於て風あり名づけて分散と曰ひ、此風、胎に觸れんに九種相ありて現ず、謂はく、二眼二耳二鼻幷に口及び下の二穴なり。難陀、第十の七日に母腹中に於て風あり名づけて堅鞕と曰ひ、胎をして堅實ならしむ。卽ち此七日に母胎中に於て風あり名づけて普門と曰ひ、此風吹いて胎藏を脹ること猶し浮囊の氣を以て吹いて滿つるが如くなり。難陀、第十一の七日に母胎中に於て風あり名づけて疎通と曰ひ、此風、胎に觸れて胎をして通徹せしめんに九孔ありて現ず。若し母、行立坐臥して事業を作さん時、彼風旋轉虛通して漸く孔をして大ならしむ。若し風、上に向はんに上孔便ち開け、若し下に向はん時卽ち下穴を通ず、譬へば鍛師及び彼弟子にして[三六]橐を以て扇がん時上下に氣を通じ、風作事已まんに卽ち便ち隱滅せんが如くなり。難陀、第十二の七日に母腹中に於て風あり名づけて曲口と曰ひ、此風、胎を吹かんに左右邊に於て大小腸を作すこと猶し藕絲の如く、是の如くに身に依ひて交絡して住す。卽ち此七日に復風あり名づけて穿髮と曰ひ、彼胎內に於て一百三十節を作りて增減あることなく、復風力に由りて百一禁處を作るなり。難陀、第十三の七日に母腹中に於て前の風力を以て飢渴あるを知り、母の飲食時の所有滋味は臍よりして入り、藉りて以て身に資するなり。難陀、第十七の七日に母腹中に於て風あり名づけて線口と曰ひ、其風、胎をして一千筋を生ぜしむ、身前に二百五十あり、身後に二百五十あり、右邊に二百五十、左邊に二百五十なり。難陀、第十五の七日に母腹中於て風あり名づけて蓮花

【三五】荑草。いぬびえ、食用とす。

【三六】橐。ふいがうなり。

と曰ひ、能く胎子の與に二十種の脉を作りて諸の滋味を吸ふなり、身前に五あり、身後に五あり、右邊に五あり、左邊に五あり。其脉に種々の名及び種々の色ありて、或は伴と名づけ、或は力と名づけ、或は勢色と名づけ、青・黃・赤・白・豆・蘇・油・酪等の色あり、更に多色の共相に和雜せるあり。難陀、其の二十脉は脉別に各四十脉ありて以て眷屬と爲し、合せて八百の吸氣の脉あり、身の前後左右に各二百あるなり。難陀、此の八百脉に各一百道脉ありて眷屬相連り、合せて八萬あり、前に二萬あり、後に二萬あり、右に二萬あり、左に二萬あるなり。難陀、此の八萬脉に復衆多の孔穴あり、或は一孔二孔乃至七孔ありて、一々は各毛孔と相連れること猶し藕根の多く孔隙あるが如くなり。難陀、第十六の七日に母腹中に於て風あり名づけて甘露行と曰ひ、此風能く方便を爲して胎子の二眼處所を安置し、是の如く兩耳・兩鼻・口咽・胷臆（處所を安置し）、食入らん時停貯處を得せしめ、能く通過して氣息を出入せしむ。譬へば陶師及び彼弟子の、好泥團を取りて輪上に安在し、其器物の形勢に隨うて安布して差舛なからしむるが如く、此れ業風に由りて能く是の如きを作し眼等の處に於て勢に隨ひて安布し、乃し能く通過せしむるに至り、出入の氣息も亦差失なきなり。難陀、第十七の七日に母腹中に於て風あり名づけて毛拂口と曰ひ、此風能く胎子の眼・耳・鼻・口・咽喉・胷臆・食入の處に於て、其をして滑澤ならしめ、出入の氣息を通じ處所に安置せ（しむ）るなり。譬へば巧匠若しは彼男女にして塵に翳はれたる鏡を取り、油及び灰を以て或は細土を以て揩拭して淨からしむるが如く、此れ業風に由りて能く是の如きを作し、處所を安布して障礙あることなきなり。難陀、第十八の七日に母腹中に於て風あり名づけて無垢と曰ひ、能く胎子をして六處清淨ならしむること、日月輪の大雲覆蔽せんも猛風忽ち起りて雲を吹きて四散し光輪清淨ならんが如し。難陀、此れ業風力もて其胎子をして六根清淨ならしむにも亦復是の如きなり。難陀、第十九の七日に母腹內に於て、其胎子をして眼耳鼻舌の四根を成就せしむるなり。母腹に入る時先に三根を得たればなり。謂はく身と命と意

となり。難陀、第二十の七日に母腹中に於て風あり名づけて堅固と曰ひ、此風、胎に依ひて左脚に指節二十骨を生じ、右脚にも亦二十骨を生じ、足跟に四骨、膞に二骨あり、膝に二骨あり、髀に二骨あり、腰と髁とに三骨あり、脊に十八骨あり、肋に二十四骨あり。復左手に依ひて指節二十骨を生じ、復右手に依ひて亦二十を生じ、腕に二骨あり、臂に四骨あり、胷に七骨あり、肩に七骨あり、項に四骨あり、頷に二骨あり、齒に三十二骨あり、髑髏に[三七]四骨あり。難陀、譬へば塑師或は彼が弟子の、先に鞕木を用ひて其相狀を作り、次に繩を以て纏ひて後に諸泥を安きて以て形像を成ずるが如く、此の業風力もて諸骨を安布せんにも亦復是の如くなり。此中、大骨に數二百あり、餘の小骨を除く。難陀、第二十七の七日に母腹中に於て風あり名づけて生起と曰ひ、能く胎子をして身上に肉を生ぜしむること、譬へば泥師の、先に好く泥を調へて牆壁に泥らんが如く、此風もて肉を生ぜんにも亦復是の如きなり。難陀、第二十二の七日に母腹中に於て風あり名づけて浮流と曰ひ、此風能く胎子をして血を生ぜしむ。難陀、第二十三の七日に母腹內に於て風あり名づけて淨持と曰ひ、此風能く胎子をして皮を生ぜしむ。難陀、第二十四の七日に母腹中に於て風あり名づけて滋漫と曰ひ、此風能く胎子の皮膚をして光悅ならしむ。難陀、第二十五の七日に母腹中に於て風あり名づけて持城と曰ひ、此風能く胎子の血肉をして滋潤ならしむ。難陀、第二十六の七日に母腹中に於て風あり名づけて生成と曰ひ、能く胎子をして身に髮毛爪甲を生ぜしめ、此は皆一々に脉と共に相連るなり。難陀、第二十七の七日に母腹中に於て風あり名づけて曲[三八]藥と曰ひ、此風能く胎子の髮毛爪甲をして悉く皆成就せしむるなり。難陀、其胎子にして先に惡業を造り、慳澀悋惜して諸財物に於て堅固に執著して肯へて惠施せず、父母師長の言教を受けず、身語意を以て不善業を造れるに由り、日夜に增長して當に斯報を受くべく、若し人間に生ぜんには所得の果報は皆意に稱はず、若し諸の世人にして長きを以て好と爲さんに彼は卽ち短く、若し短きを以て好と爲さんに彼は卽ち長く、麁を以て好と爲

【三七】四骨。宋・元・明・宮本には兩骨とせり、今改めず。

【三八】曲藥。宋・元・明・宮本には曲業とせり、今改めず。

さんに彼は卽ち細に、若し細を以て好と爲さんに彼は卽ち麁に、若し支節相近きを好と爲さんに彼は卽ち相離れ、若し相離るゝを好と爲さんに彼は卽ち相近く、若し多きを好と爲さんに彼は卽ち少く、若し少きを好と爲さんに彼は卽ち多く、肥えたるを愛まんに便ち瘦せ、瘦せたるを愛まんに便ち肥え、怯を愛まんに便ち勇、勇を愛まんに便ち怯、白を愛まんに便ち黑、黑を愛まんに便ち白たり。難陀、又惡業に由りて惡報を感得し、聾盲瘖瘂愚鈍醜陋にして、所出の音響は人樂聞せず、手足攣躄して形餓鬼の如く、親族皆憎みて相見るを欲せず、況んや復餘人をや。所有三業もて人に向うて說かん時、他は信受せず將りて意に在かざるなり。何を以ての故に。彼れ先世に諸の惡業を造れるに由りて是の如きの報を獲るなり。難陀、其胎子先に福業を修し、好施して慳ならず、貧乏を憐愍して諸財物に於て悋著の心なきに由り、所造の善業は日夜に增長して當に勝報を受くべく、若し人間に生ぜんには所受の果報は悉く皆意に稱ひ、若し諸の世人にして長きを以て好と爲さんに則ち長く、若し短きを以て好と爲さんに則ち短く、麁細は度に合ひ支節は宜しきに應じて多少・肥瘦・勇怯に、顏色は愛まざる者なく、六根具足して端正なること倫を超え、辭辯分明にして音聲和雅に、人相皆具はりて見ん者歡喜し、所有三業もて人に向うて說かん時、他皆信受して敬念もて心に在くなり。何を以ての故に。彼れ先世に諸の善業を造れるに由りて是の如きの報を獲るなり。難陀、胎若し是れ男ならんに母の右脇に在りて蹲踞して坐し、兩手もて面を掩ひ母脊に向うて住す。若し是れ女ならんに母の左脇に在りて蹲踞して坐し、兩手もて面を掩ひ母腹に向うて住す。生臟の下、熟臟の上に在れば、生物下り鎭へて熟物上を刺さんに、五處を縛りて挿みて尖標に在くが如くなり。若し母にして多食し、或は時に少食せんに皆苦惱を受くるなり。是の如くに若し極膩なるを食し、或は乾燥せるを食し、極冷・極熱・鹹淡苦醋或は太甘辛なる此等を食せん時は皆苦痛を受くるなり。若しは母にして欲を行じ、或は急ぎ行走し、或は時に危坐し久坐し久臥し跳躑せん時悉く皆苦を受く

るなり。難陀、當に知るべし、母胎に處する中に是の如き等の種々諸苦ありて、其身に逼迫せることと具に說くべからざるを。人趣の中に於てすら此の如きの苦を受く、何に況んや惡趣地獄の中の苦の比喩し難きをや。是故に難陀、誰か智者にして生死無邊の苦海に樂居して斯の厄難を受くるあらん。難陀、第二十八の七日には母腹中に於て胎子便ち八種顚倒の想を生ず。云何が八と爲す。所謂、屋想・乘想・園想・樓閣想・樹林想・牀座想・河想・池想にして、而し實に此なきに妄に分別を生ずるなり。難陀、第二十九の七日には母腹中に於て風あり名づけて花條と曰ひ、此風能く胎子を吹いて其形色をして鮮白淨潔ならしむ。或は業力に由り色をして黧黑に、或は復青色にし、更に種々雜類の顏色あらしめ、或は乾燥して滋潤あることなからしめ、白光黑光は色に隨うて出づるなり、難陀、第三十の七日には母腹中に於て風あり名づけて鐵口と曰ひ、此風能く胎子の髮毛爪甲を吹かんに生長するを得せしめ、白黑の諸光は皆業に隨うて現ずること上に說く所の如し。難陀、第三十一の七日には母腹中に於て胎子漸く大に、是の如くに三十二の七、三十三の七、三十四の七日已來は增長廣大するなり。難陀、第三十五の七日には子は母腹に於て支體具足するなり。難陀、第三十六の七日には其子は母腹中に住するを樂はざるなり。難陀、第三十七の七日には母腹中に於て、胎子便ち三種の不顚倒想を生ず、所謂、不淨想・臭穢想・黑闇想とにして、一に依うて分說せるなり。難陀、第三十八の七日には母腹中に於て風あり、名づけて藍花と曰ひ、此風能く胎子をして轉身をして下に向ひ長く兩臂を舒べて產門に趣向せしむるなり。次いで復風あり名づけて趣下と曰ひ、業力に由りての故に風、胎子を吹かんに頭をして下に向け雙脚を上に向け、將つて產門を出でしめんとするなり。難陀、若し彼胎子にして前身中に於て衆の惡業を造り幷に人胎を墮したらんに、此因緣に由りて將に出でんと欲する時、手足橫亂して轉側すること能はず、便ち母腹に於て以て命終を取るなり。時に智慧女人或は善醫者ありて、煗酥油或は楡皮汁及び餘の滑物を以て其手上に塗り、即ち中指を以て

薄刀子の利なること鋒芒の若くなるを夾み、内は糞厠の如く黒闇臭穢可惡の坑中、無量の蟲ありて恒に居止する所、臭汁常に流れ精血腐爛して深く厭患すべく、薄皮もて惡業の身瘡を覆蓋せる、斯の穢處に於て手を推して入らしめ、利き刀子を以て兒身を臠割し片片にして抽出せんも、其母は斯に由りて不稱意を受け、極痛辛苦して此に因りて命終せん、設復存するを得んとも死と異るなきなり。難陀、若し彼胎子にして善業の所感ならんには、假令轉倒せんとも其母を損せず、安隱に生出して辛苦を受けざるなり。難陀、若し是れ尋常にして此の厄なからんには、三十八の七日に至り將に産せんと欲する時、母は大苦を受けて性命幾ど死なんとして方に胎を出づるを得るなり。難陀、又可しく審に觀ずべく、當に出離を求むべし』と。[三九]

【三九】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

巻の第十二

第二門の第十子、頌に攝せる(中)の[一]難陀因縁の餘

佛、難陀に告げたまはく、「凡そ胎生の者は是れ極苦惱なり、初生の時或は男或は女にして人手の内に墮ちんに、或は衣を以て裹みて日中に安在し、或は陰處に置き、或は搖車に置き、或は牀席・懷抱の内に居して、是因縁に由りて皆酸辛楚毒を受けて極苦するなり。難陀、牛にして皮を剝はれて牆に近くして住せんに牆蟲のために食はれ、若し樹草に近からんに樹草蟲に食はれ、若し空處に居らんに諸蟲に唼食せられて皆苦惱を受けんが如く、初生にも亦爾り。煖水を以て洗はんに大苦惱を受くること、癩病人の皮膚潰爛し膿血横流せるに之に杖捶を加へんに極めて楚切を受けんが如くにして、生身の後は母の血垢を飲みて而し長大するを得るなり。血垢と言へるは聖法律中に於ては卽ち乳汁是なり。難陀、既に是の如きの無邊の極苦ありて一も樂しむべきなし、誰有智の者にして斯の苦海に於て而し愛戀を生ぜんには、常に爲に流轉して休息あること無けん。生まれて七日し已るに、身内には卽ち八萬戸の蟲ありて縱横に啖食するなり。一戸蟲あり名づけて食髮と曰ひ、髮根に依りて住して常に其髮を食ふ。二戸蟲あり、一を杖藏と名づけ、二を麁頭と名づけ、頭に依りて住して常に其頭を食ふ。一戸蟲あり、名づけて遶眼と曰ひ、眼に依りて住して常に眼を食ふ。四戸蟲あり、一を驅遂と名づけ、二を奔走と名づけ、三を屋宅と名づけ、四を圓滿と名づけ、腦に依りて住して常に腦を食ふ。一戸蟲あり、名づけて稻葉と曰ひ、耳に依りて耳を食ふ。一戸蟲あり、名づけて藏口と曰ひ、鼻に依りて鼻を食ふ。二戸蟲あり、一を遙擲と名づけ、二を遍擲と名づけ、脣に依りて脣を食ふ。一戸蟲あり名づけて密葉と曰ひ、齒に依りて齒を食ふ。一戸蟲あり、名けて木口と曰ひ、齒根に依りて齒根を食ふ。一戸蟲あり、名づけて針口と曰ひ、舌に依りて舌を食ふ。一戸蟲あり、名づけて利口と曰ひ、舌根に

【一】前巻の難陀得道因縁の續なり。

依りて舌根を食ふ。一戸蟲あり、名づけて手圓と曰ひ、膊に依りて腫を食ふ。復二戸蟲あり、一を手綱と名づけ、二を半屈と名づけ、手掌に依りて手掌を食ふ。二戸蟲あり、一を短懸と名づけ、二を長懸と名づけ、腕に依りて腕を食ふ。二戸蟲あり、一を遠臂と名づけ、二を近臂と名づけ、臂に依りて臂を食ふ。二戸蟲あり、一を欲呑と名づけ、二を已呑と名づけ、喉に依りて喉を食ふ。二戸蟲あり、一を有怨と名づけ、二を大怨と名づけ、胷に依りて胷を食ふ。二戸蟲あり、一を螺貝と名づけ、二を螺口と名づけ、肉に依りて肉を食ふ。二戸蟲あり、一を有色と名づけ、二を有力と名づけ、血に依りて血を食ふ。二戸蟲あり、一を勇健と名づけ、二を香口と名づけ、筋に依りて筋を食ふ。二戸蟲あり、一を不高と名づけ、二を下口と名づけ、脊に依りて脊を食ふ。二戸蟲あり、倶に脂色と名づけ、脂に依りて脂を食ふ。一戸蟲あり、名づけて黄色と曰ひ、黄に依りて黄を食ふ。一戸蟲あり、名づけて眞珠と曰ひ、賢に依りて賢を食ふ。一戸蟲あり、名づけて大眞珠と曰ひ、腰に依りて腰を食ふ。一戸蟲あり、名づけて未至と曰ひ、脾に依りて脾を食ふ。四戸蟲あり、一を水命と名づけ、二を大水命と名づけ、三を針口と名づけ、四を刀口と名づけ、腸に依りて腸を食ふ。五戸蟲あり、一を月滿と名づけ、二を月面と名づけ、三を暉耀と名づけ、四を暉面と名づけ、五を別住と名づけ、右脇に依りて其脇を食ふ。復五蟲あり、名は上に同じ、左脇に依りて其脇を食ふ。復四蟲あり、一を穿前と名づけ、二を穿後と名づけ、三を穿堅と名づけ、四を穿住と名づけ、骨に依りて骨を食ふ。四戸蟲あり、一を大白と名づけ、二を小白と名づけ、三を重雲と名づけ、四を臭氣と名づけ、脉に依りて脉を食ふ。四戸蟲あり、一を師子と名づけ、二を備力と名づけ、三を急箭と名づけ、四を蓮花と名づけ、生臟に依りて生臟を食ふ。二戸蟲あり、一を安志と名づけ、二を近志と名づけ、熟臟に依りて熟臟を食ふ。四戸蟲あり、一を鹽口と名づけ、二を蘊口と名づけ、三を網口と名づけ、四を雀口と名づけ、小便道に依りて尿を食うて住す。四戸蟲あり、一を應作と名づけ、二を大作と名づけ、三を小形と名づけ、四を小束と名づけ、大便道に依りて糞を食うて住

す。二戸蟲あり、一を黑口と名づけ、二を大口と名づけ、胜に依りて胜を食ふ。二戸蟲あり、一を癩と名け、二を小癩と名づけ、膝に依りて膝を食ふ。一戸蟲あり、名づけて愚根と曰ひ、脛に依りて脛を食ふ。一戸蟲あり、名づけて黑頂と曰ひ、脚に依りて脚を食ふなり。難陀、此の如きの身は甚だ厭惡すべし。斯の如くに色類には常に八萬戸蟲ありて日夜に噉食し、此に由りて身をして熱惱羸瘦し疲困飢渴せしむ。又復心には種々苦惱ありて憂愁悶絕して衆病現前して、良醫の能く爲に除療するあることなし難陀、大有海生死の中に於ては是の如きの苦あり、示何が此に於てして愛樂を生ぜん。復諸神の爲に諸病は執持せらる、所謂、天神・龍神・八部の持する所、及び諸鬼神……乃至羯吒布單那及び餘の禽獸諸鬼の持する所、或は日月星辰の爲に厄せられ、此等鬼神は諸の病患を作して心を逼惱せんこと、具に說くべきこと難し』。佛、難陀に告げたまはく、『誰か生死に於て樂みて母胎に入りて極辛苦を受けん。是の如くに生成し、是の如くに增長し、母の乳血を飮みて妄に美想を生じ、及び諸飮食もて漸く長成するに至る。假令、身安樂無病に、衣食に情を恣にし、壽は百歲に滿たんとも、此生中に於て睡眠して半を減ぜん。初に嬰兒と爲り、次に童子と爲り、漸く成長するに至りては憂悲患難衆病に逼られ、無量百の苦は其身に觸惱して說き盡すをうべきこと難く、身內の諸苦難にして忍受せん時は、存在を願はずして意に便ち死を求む。是の如きの身には苦多くして樂少く、復暫し住すと雖必らず當に謝滅すべけん。難陀、生れたるは皆死にて常存することあることなし、假使藥食もて壽命を資養して年歲を延ぶるを得んとも、終歸死王に殺され空田に送り往くを免れず。是故に當に知るべし、生は樂ふべきなければ來世の資糧は應に勤めて積集すべく、放逸を作す勿く、梵行を策修して嬾惰を爲す莫れ、諸利行・法行・功德行・純善行に於て常に樂うて修習し、恒に自身の善惡二業を觀じて心に繫在し、後時をして大追悔を生ぜしむる勿く、一切の所有愛樂の事は皆悉く別離し、善惡の業に隨うて後世に趣くべし。難陀、壽命百年に其十位あり、初とは謂はく嬰兒位にして襁褓に臥し、

【二】羯吒布單那(Kaṭapūtanā)。餓鬼の一種、極臭鬼と譯す。

二には謂はく童子にして樂(この)みて兒戲を爲し、三には謂はく少年にして諸の欲樂を受け、四には謂はく少壯にして勇健多力なり、五には謂はく盛年にして智ありて談論す、六には謂はく成就にして能く善思量して巧に計策を爲し、七には謂はく漸く衰ふるに善く法式を知り、八には謂はく朽邁して衆事衰弱し、九には謂はく極老にして能く爲す所なし、十には謂はく百年にして是れ死位に當るなり。難陀、大位を梗槩して略說せんに是の如し。四月を計准して以て一時と爲せば百年の中に三百時あり、春夏冬に於て各其百あり、一年は十二月に總じては一千二百月あり、若し半月を數と爲さんに總じて二千四百半月あり、三時中に於ては各に八百半月あり、總じて三萬六千晝夜あり、一日再食するに總じて七萬二千度の食あり、緣ありて食はざるありと雖亦其數に在るなり。食はざるの緣とは、所謂、瞋恨して食はず、苦に遭ひて食はず、或は求索して得ず、睡眠し持齋し掉戲(でうけ)して食はず、事務にて食はざるなり。食ふと食はざるとにて而し共に合集せんに數爾許(かずそこばく)あり、幷に母乳を飲むとなり。人命百年、我已に具に年月晝夜及び飲食の數を說けり、汝應に厭を生ずべし。難陀、是の如くして生成長大せんに身に衆病あり、所謂頭・目・耳・鼻・舌・齒・咽喉・胷・腹・手・足、疥癩・顚狂・水腫・欬嗽、風黃熱癊、衆多の瘧病、支節の痛苦なり。難陀、人身には是の如きの病苦あり、復百一の風病、百一の黃病、百一の痰癊病、百一の總集病あり、總じて四百四病ありて內よりして生ず。難陀、身は癰箭の如く衆病所成にして暫時も停まるなく年々に住せず、體は是れ無常・苦・空・無我にして恒に死に近づき、敗壞の法にして保愛すべからず。難陀、凡そ諸の衆生には復是の如きの生きながらに苦痛を受くるあり、謂はく手・足・眼・耳・鼻・舌・頭及び支分を截るなり。復獄囚・枷鎖・杻械・鞭打・拷楚・飢渴・困苦・寒熱・雨雪・蚊虻・蟻子・風塵・猛獸及び諸の惡觸・種々諸惱を受くること無量無邊にして具に說くべきこと難し。有情の類は常に是の如きの堅鞕の苦中に在りて愛樂し沈沒す、諸有所欲は苦を根本と爲すに、棄捨するを知らずして更に復追求し、日夜に煎迫して身心に

惱まされ、內に燒然を起して休息あることなし。是の如く生苦・老苦・病苦・死苦・愛別離苦・怨憎會苦・求不得苦・五取陰苦にして、四威儀中の行・立・坐・臥も亦皆是れ苦なり。若し常行時には立・坐・臥せず卽ち苦を受けて樂なし、若し常立時には行・坐臥せず、若し坐しては行・立・臥せず、若し臥しては行・立・坐せず、皆極苦を受けて安樂なし。難陀、此等は皆是れ捨つるにも苦、求むるにも苦、唯是れ苦の生、唯是れ苦の滅にして、諸行の因緣相續して起れるのみ。如來は了知せるが故に有情生死の法は諸行無常にして眞究竟に非ず、是れ變壞の法にして保守すべからず、當に知足を求めて深く厭患を生じ勤めて解脫を求むべしと說くなり。難陀、善趣中に於ける有情の類の生處不淨にして苦劇なること是の如く、種々の虛誑は說いて盡すべからず、何に況んや具に三惡趣に於ける餓鬼・傍生・地獄有情が受くる所の楚毒難忍の苦を說かんをや。復次に難陀、其四種ありて母胎に入るなり。云何が四と爲す。一には有情正念にして入り正念に住し正念にして出づるなり。二には正念にして入り正念に住し不正念にして出づるなり。三には正念にして入り不正念に住し出づるなり。四には三皆不正念なるなり。誰か是れ正念にして入・住・出するなる。如し一類の凡夫有情あり、性として持戒を愛み數善品を習ひ、樂うて勝事を爲して諸の福行を作し、極善に防護し恒に質直を思ひて放逸を爲さず、大智慧あり臨終に悔ゆるなくして卽ち更に受生せん、或は是れ[三]七生の預流、或は是れ[四]家々、或は是れ[五]一來、或は是れ[六]一間にして、此人先に善行を修せるに由りての故に、命過時に臨んで苦來り逼りて諸の痛惱を受くと雖、心散亂せず正念にして終るなり。復還正念に母胎內に入り、諸法は業に由りて生じ皆因緣よりして生起するを得、常に諸病が與に居止處と作るなりと了知す。難陀、應に知るべし、此身は恒に是れ一切不淨の窟宅にして、體淨住に非ず、是れ愚癡物にして迷人を誘誑す、此身は骨を以てして機關と作し、筋脉相連りて諸の孔穴に通じ、脂肉骨髓共相に纏縛し、皮を以て上を覆ひて其過を見ず、熱窟中に於て不淨充滿し、髮毛爪齒は分位差別す、

【三】七生の預流。七有ともいひ、人界の七生と欲天の七生の十四生を合せて七有といふ。これに各中有と生有とあれば二十八有なり。預流果の聖者は已に三界の見惑を斷じて、欲界修惑八十一品を斷ずる上に於て七生を經過す。その七生經過の間に一來・不還の二果を建立するなり。卽ち欲界五趣地を一とし、これに色界の四禪地と無色界の四空

我々所に執する故に恒に拘牽せられて自在を得ず、常に涕唾・穢汚・流汚・黃水・痰癊・爛壞・脂膩を出し、腎・膽・肝・肺・大腸・小腸・屎・尿の可惡、及び諸の蟲類は周遍充滿し、上下の諸孔は常に臭穢を流し、生熟の二臟は蓋ふに薄皮を以てせり、是を行廁と謂ふ、汝應に觀察すべし。凡そ食噉時に牙齒もて咀嚼し、濕すに涎唾を以て喉中に咽入し、髓腦相和して腹內に流れ集ること、犬の枯骨を咬みて妄に美想を生ずるが如く、食、臍間に至りては嘔逆して上を覆ふに還復却し咽むなり。難陀、此身は元羯羅藍・頞部陀・閉尸・健南・鉢羅奢佉の不淨穢物よりして而し生長するを得、嬰兒より流轉して乃し老死に至るまで輪廻繫縛せること、黑闇の坑の如く臭穢の井の如くにして、常に鹹淡苦辛酸等の食味を以てして資養を爲せり。又母腹の火もて身根を燒煮し、不淨の糞鍋は常に熱苦に嬰り、母若し行・立・坐・臥せん時は五縛を被れるが如く、亦火に炙らるゝが如くにして堪忍すべきこと難きこと、能く爲に喩ふるなきなり。難陀、彼胎は是の如き糞穢坑中に在りて衆多に苦切せりと雖、利根に由りての故に心散亂せず。復一類の薄福の有情あり、母腹の內に在りて或は横に或は倒るなり、其先業の因緣力に由りての故に。或は母の冷熱鹹酸甘辛苦味の善調せざるを食せるに由りての故に、或は多く婬欲を行じ、或は疾病饒く、或は愁惱を懷き、或は時に地に倒れ、或は打拍せられんに、是等の緣に由りて母身壯熱し、身熱に由りての故に胎亦燋然し、燋然するに由りての故に諸の苦惱を受け、苦あるに由りての故に、便ち即ち動轉し、動轉するに由りての故に或は身横覆して出づるを得ること能はざるなり。善く解せる女人ありて酥油を以て手に塗りて穢孔中に內れ、緩緩に胎に觸れて本處に安かしめんも、手觸著せん時胎子即ち便ち大苦惱を受くるなり。難陀、譬へば幼小の男女の、人利刀を以て皮肉を剷破して灰を上に散ぜんに、斯に由りて便ち大苦惱ありて生ぜんが如く、胎子の楚毒も亦復是の如し。此痛を受くと雖利根に由りての故に正念にして散ぜざるなり。難陀、此胎は是の如く母腹中に住して斯の如きの苦を受くるなり。又產せんと欲する時辛苦して出でんとして、

處とを加へて九地とす。この九地各に上々品、上中品、上下品、中上品、中中品、中下品、下上品、下中品、下々品の九品の思惑あり、夫故に八十一品の思惑を成ず。預流果の聖者にして欲界九品中の上中六品を斷じ了るを一來果とす。これ下三品の欲惑の爲に倘人天に一往來する故なり。その下三品を斷じ已るを不還果といふ。これ再び欲界に還生せざればなり。阿羅漢は上二界八地の七十二品を斷じ已れるもの、三界に再生せざるなり。而してその九品の中、上々品は二生、上中・上下・中上品は各一生、中々品・中下品にて一生にして總じて六生を經て六品の修惑を斷ぜる所に一來果を得るなり。而して下上品・下中品・下々品にて一生を經て下三品を斷ぜる所が不還果なり、かくて七生を潤して極果を證する故に七生の預流といへり。

【四】家々。一來向中にて極果を證する聖者なり。此に二種あり、上々品・上中品・上下品を斷じて四生を滅し、餘の六品即ち三生を餘すもの、又、上々品・上中品・上下品・中上品を斷じて五生を滅し、餘の五品即ち二生を餘すものとなり。この生とは天生・人生を

彼業風に由りて手をして交合せしむれば、支節拳縮して大劇苦を受け、母胎を出でんと欲しては身體青瘀せること、猶し初腫の觸著すべきこと難きが如く、飢渴逼迫して心懸りて熱惱し、業因緣に由りて風のために推し出さるゝなり。既にして胎を出で已るに外風に觸れられて塗灰を割るが如く、手衣觸るゝ時は皆極苦を受くるなり。此苦を受くと雖上利根に由りての故に正念にして亂れず、母腹の中よりして入・住・出に悉く皆是れ苦なるを知れり。難陀、誰か當に是の如きの胎中に入るを樂ふべき。難陀、誰か是れ母腹に於て正念に入・住して不正念に出づるなる。難陀、如し一類の凡夫有情あり、性として持戒を樂み善品を修習し、常に勝事を爲して諸の福行を作し、其心質直にして放逸を爲さず、少しく智慧ありて臨終に悔なく、或は是れ七生の預流、或は是れ家々、或は是れ一來、或は是れ一間にして、此人先に善行を修しぬれば、命終の時に臨みて苦來り逼り諸の痛惱を受くと雖心散亂せざるなり。復還正念に母胎中に入り、諸法は業に由りて生じ、皆因緣よりして生起するを得るを了知し……廣說せること上の如し……乃至、胎を出づるに是の如きの諸の極苦楚を受くと雖、是の中利根に由りての故に入・住に正念にして不正念に出づるなり……廣說せること上の如し……乃至、誰か當に是の如きの胎中に入るを樂ふべき。難陀、誰か是れ正念に胎に入り、不正(念)に住・出するなる。難陀、如し一類の凡夫有情あり、性として持戒を樂みて善品を修習し、常に勝事を爲して諸の福行を作し……廣說せること上の如し……乃至。臨終に悔なく、或は是れ七生の預流等にして、命終の時に臨みて衆苦來り逼りて痛苦を受くと雖心散亂せず、復還正念に母胎中に入り、是の下利根に由りての故に入胎時に知りて住・出に知らざるなり……廣說せること上の如し……乃至、誰か當に是の如きの胎中に入るを樂ふべき。難陀、誰か是れ入・住・出に倶に不正念なる。如し一類の凡夫有情あり、樂みて淨戒を毀ち善品を修せず、常に惡事を爲して諸の惡行を作し、心質直ならずして多く放逸を行じ、智慧あることなく財を貪りて慳悋し、手常に拳縮して舒展

合せて一生とする故に、三生を餘すものは天三人三或は人三天三を經、二生を餘すものは天二人二・人二天二を經る。而して天三人三・人三天三・天二人二・人二天二を人家々といふ。その天三人三・天二人二は人處に得道し、人三天三・人二天二は天處に得道す。合此等を家々といへり。

【五】一來。これ一來果にして上述の如く九品中の上中六品の修惑を斷じて、唯下三品を殘せるのみなる故に一生を存す。即ち此一生は人天に一往來するの一生なり。

【六】一間。不還向中の一種の聖者にして、欲界の修惑八品を斷じたるも猶ほ一品を餘せるもの、或は七品を斷じて猶ほ二品を餘せるもの、されば尙ほ欲界の生を受くべきをいふ。一間とは一生を餘して間隔と爲すの意、間隔と爲すが故に不還果を得ざるなり。ekavicika (一間隙)なり。舊に一種子とせるは ekavijika と誤讀せるものなり(玄應音義二十四)。

【七】鉢羅奢佉。前卷の註(三四)參照。

して人を濟惠する能はず、恒に希望ありて心調順せず、顚倒を行ぜるを見て臨終に悔恨し、諸の不善の業は皆悉く現前し、死なんとする時に當りて猛利楚毒は痛惱逼切して其心散亂し、諸の苦惱に由りて自ら我は是れ何人にして何よりして來り今何處に去らんとするなりやを憶識せざるなり。難陀、是を三時に皆正念なしと謂ふなり……廣說せること上の如し。難陀、此の諸有情は人中に生在して、是の如きの無量の苦惱ありと雖、然も是れ勝處にして無量百千俱胝劫中にも人身は得難きなり。若し天上に生ぜんに常に墜墮せんを畏れ愛別離苦あり。命終らんと欲せん時餘天告げて言はく、「願はくは汝當に世間善趣に生ずべし」と。云何が世間の善趣なる。謂はく是れ人天なり。人趣は得難く難處を遠離せんは更に復是れ難し。云何が惡趣なる。謂はく三惡道にして、地獄趣とは常に苦切を受けて極不如意に、猛利の楚毒は譬喩すべき難し。餓鬼趣とは性多く瞋恚にして柔輭心なく、諂誑殺害しては血を以て手に塗りて慈悲あるなく、形容醜陋にして見る者恐怖し、設ひ人に近づかんに飢渴の苦を受けて恒に障礙せらるゝなり。傍生趣とは無量無邊に無義行・無福行・無法行・無善行・無淨質行を作して互相に食噉し、強者は弱を凌ぐなり。諸の傍生にして若しは生じ若しは長じ若しは死なんに、皆闇中不淨糞尿垢穢の處に在り、或は時に暫し明なるあり、所謂、蜂蝶・蚊蟻・蚤虱・蛆蟲の類なり。自餘に復無量無邊の生じ長ずるに常に闇なるあり、彼れ先世に是れ愚癡人にして經法を聽かず身語意を恣にし、五欲に貪著して衆惡事を造れるに由り、此類中に生じて愚迷の苦を受くるなり。難陀、復無量無邊の傍生有情の生じ長じ及び死なんに皆水中に在るあり、所謂魚・鼈・黿・鼉・鱓・蛭・蚌・蛤・蝦蟇の類にして、先世の業の身語意に惡なりしに由りてなり……上に廣說せるが如し……。難陀、復無量無邊の傍生有惡にして屎尿の香を聞いて速に其處に往いて以て食飲を爲すあり、所謂、猪・羊・鷄・犬・狐・狢・鵰・鷲・烏・蠅・蜣・蜋・禽獸の類にして、皆先世惡業の所招に由りて是の如きの報を受くるなり。難陀、復無量無邊の傍生の類にして常に草木及び諸の不淨を以て其飲

【八】蜣蜋。くそむし。かまきり。

食に充つるあり。所謂、象・馬・駝・牛・驢・騾の屬にして、乃し命終するに至るは先の惡業に由りて是の如きの報を受くるなり。復次に難陀、生死の有海は苦なる哉痛ましい哉、猛炎燒然して極大炎熱し、一衆生として燒煮せられざるなし。斯等は皆眼・耳・鼻・舌・身・意の熾盛の猛火もて、前境の色・聲・香・味・觸・法を貪求するに由りてなり。難陀、云何が名づけて熾盛の猛火と爲すなる。謂はく、是れ貪瞋癡の火、生老病死の火、憂悲苦惱毒害の火にして、常に見ら燒然して一として免るゝを得るなきなり。難陀、懈怠の人は多く衆苦を受け、煩惱嬰纏して不善法を作し、輪廻息まず生死終るなし。勤策の人は多く安樂を受け、勇猛心を發して煩惱を斷除し、善法を修習し善軛を捨せずして休息する時なし。是故に汝今應に此身の皮肉筋骨血脉及び髓は久しからずして散壞せんを觀ずべし、常に當に一心にして懈怠を爲す勿れ、未だ證得せざらんには勤求して證悟せんと、是の如くに應に學すべし。難陀、我れ世間と共に諸の諍論を作さゞるも、然く而し世間は我に於て强ひて諍論を爲すなり。所以は何。諸の知法の者は他と諍はじ、我々所を離れんに誰と共にか諍を爲さん、見解もて妄執を起すなきに由りての故に。我れ正覺を證しては是の如きの語を作せり、「我れ諸法に於て了知せざるなし」と。難陀、我が言說せる所に差異ありや不や』。難陀言さく、「不なり、世尊、如來の說には差異あることなし」。佛言はく、「善い哉、善い哉、難陀、如來の所說には必らず差異なきなり。如來は是れ眞語者、實語者、如語者、不異語者、不誑語者にして、世間をして長夜に安樂にして大勝利を獲せしめんと欲せるなり。是れ知道者、是れ識道者、是れ說道者、是れ開導者、是れ大導師にして、如來・應正等覺・明行足・善逝・世間解・無上士・調御丈夫・天人師・佛・世尊なり。世間の人は無知無信にして常に諸根の與に而し、奴僕と爲り、唯掌中を見て大利を觀ず、易事を修せずして難者を恒に作せり。難陀、且らく斯の如きの智慧境界を止めよ、汝今應に肉眼の所見を以てして而し之を觀察すべく、見ん所の者にして皆是れ虛妄なるを知らんに卽ち解脫と名づく。難陀、汝、我を信

ずる莫れ、我欲に隨ふ莫れ、我が語に依る莫れ、我が相を觀ずる莫れ、沙門の所有見解に隨ふ莫れ、沙門に於て而し恭敬を生ずる莫れ、沙門喬答摩は是れ我が大師なりと、是語を作す莫れ。然く而し但可しく我が自證所得の法に於て、獨り靜處に在りて思量し觀察し、常に多く修習して心を用ひて所觀の法に隨ふべし。即ち彼法に於て觀想成就し正念にして住せんに、自を洲渚と爲し自を歸處と爲し、法を洲渚と爲し法を歸處と爲して、別の洲渚なく別の歸處なけん。難陀、云何が苾芻、自を洲渚と爲し自ら歸處と爲し、法を洲渚と爲し法を歸處と爲して、別の洲處なく別の歸處なきなる。是の如し難陀、若し苾芻あり自の內身に於て觀に從うて住し、勤勇繫念して正解を得了らんに、諸の世間の所有恚惱に於て常に思うて調伏せん。是を內身是れ苦なりと隨觀すと謂ふなり。若し外身及び內外身を觀ぜんにも亦復是の如し。難陀、次に集法に於て身を觀じて住し滅を觀じて住し、復集滅二法に於て身を觀じて住せんに、即ち此身に於て能く正念を爲し、或は但智あり、或は但見あり、或は但念ありて無依にして住し、此世間に於て取るべきなきを知らん。是の如く難陀、是を苾芻、自の內身に於て隨觀して住すと謂ひ、外身・內外身に觀を爲さんにも亦爾り。次に內受・外受及び內外受を觀じて住し、內心・外心及び內外心を觀じて住し、內法・外法及び內外法を觀じて住し、勤勇繫念して正解を得了らんに、諸世間の所有恚惱に於て常に思うて調伏せん……集法を觀じて住し滅法を觀じて住し、復集滅二法に於て法を觀じて住せんに、即ち此身に於て能く正念を爲し、或は但智あり、或は但見あり、或は但念ありて、此世間に於て取るべきなきを知らん。是の如く難陀、是を苾芻、自を洲渚と爲し、自を歸處と爲し、法を洲渚と爲し、法を歸處と爲して、別の洲渚なく、別の歸處なしと謂ふなり。難陀、若し丈夫ありて眞性質直にして諂誑を遠離せるが晨朝時に於て我所に來至し、我れ善法を以て機に隨って教示せんに、彼れ暮至らんとする時自ら所得を陳べ、暮るるに法教を以て且に所得を陳べん。難陀、我が善法にして現に證悟するを得んに、能く熱惱を除き、

善く時機に應じ、易く方便を爲さん。[九]是れ自覺の法にして善く覆護を爲せば、我前に親對して所說の法を聞かんに、寂靜に順じて能く菩提に赴かんこと、是れ我が所知なり。是故に汝今自利あるを見、他利及び二倶利あるを見んに、是の如き等の法は應に常に修學すべく、出家法に於て謹愼して之を行じて空過せしむる勿れ。當に勝果無爲安樂を獲、他の衣食臥具病藥等の物を供給するを受け、其施主をして大福利を獲、勝果報を得て尊貴廣大ならしむべけん。是の如く難陀、應に當に修學すべし。復次に難陀、未だ一色として是れ愛樂すべきものあらず、能く後時に於て變壞せざらんには是處(このことわり)あることなく、憂悲を起さず煩惱を生ぜざらんには亦是處なけん。難陀、汝が意に於て云何、此色は是れ常たりや、是れ無常たりや」。「大德、體是れ無常なり」。「難陀、體既に無常ならんに、是れ苦たりや不や」。「大德、是れ苦たり」。「若し無常・苦たらんには即ち變壞の法たり。我が諸の多聞聖弟子衆は、色は是れ我なり、我に諸色あり、色は我に屬し、我は色中に在りと計せりや不や」。白して言さく、「不なり、世尊」。「汝が意に於て云何、受・想・行・識は是れ常たりや無常たりや」。「大德、皆是れ無常たり」。「難陀、體既に無常ならんに、是れ苦たりや不や」。「大德、是れ苦たり」。「若し無常・苦たらんには即ち變壞の法たり。我が諸の多聞聖弟子衆は、受等は是れ我なり、我に受等あり、受等は我に屬し、我は受等の中に在りと計せりや不や」。「不なり、世尊」。『是故に應に知るべし、凡そ是の諸色にして若しは過去、若しは未來、若しは現在、若しは內、若しは外、若しは麁、若しは細、若しは勝、若しは劣、若しは遠、若しは近ならんとも、所有諸色は皆是れ我に非ず、我に色あるにあらず、色は我に屬せず、我は色中に在らざるなり。是の如くに應に正念正慧を以てして審かに觀察すべし。受想行識にして若しは過去、若しは未來、若しは現在、若しは內、若しは外、若しは麁、若しは細、若しは勝、若しは劣、若しは遠、若しは近ならんとも、此等も亦是れ我に非ず、我に亦此等あるに非ず、(此等は我に屬せず、)我も亦此中に在るに非ざるなり。是の如くに應

【九】自覺の法。

に正念正慧を以てして審かに觀察すべし。若し我が多聞聖弟子衆にして是の如くに觀察して色に於て厭患し、復受想行識に於て亦厭患を生じ、若し厭患し已りて即ち染著せず、既にして染著なからんに即ち解脫を得、既にして解脫し已らんに自ら解脫せりと知りて是の如きの言を作さん、「我生は已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦じて後有を受けじ」と』。爾の時世尊は此法を說きたまひ已るに、時に具壽難陀は遠塵離垢して法眼淨を得、五百苾芻も諸の有漏に於て心に解脫を得たりき。爾の時世尊は重ねて伽陀を說いて難陀に告げて曰はく、

「若し人定心なからんに　即ち清淨智なければ　諸漏を斷ずる能はじ　是故に汝勤修せよ。汝常に妙觀を修して　諸蘊の生滅を知り　清淨にして若し圓滿ならんに　諸天は悉く欣慶せん。　親友共に交歡じ　往來して相愛念し　名を貪り利養に著せんこと　難陀、汝應に捨すべし　在家に親近する勿れ　及び出家者に於ても　生死海を超えんを念じて　苦の邊際を窮盡せよ。　初め羯羅藍より　次いで肉疱を生じ　肉疱は閉尸を生じ　閉尸は健南を生ぜん　健南漸く轉變して　頭及び四支を生じ　衆骨聚まりて身を成ずるは　皆業因に從うて有り。　頂骨は九片を合し　領車は兩骨連り　齒は三十二あり　其根も亦是の如し。　耳根及び頸骨と　腭骨幷に鼻梁と　胸臆と咽喉と　總じて十二骨あり。〔一〇〕眼眶に四骨あり　肩髃に亦兩雙あり　兩臂及び指頭に　總じて五十骨あり。　項後に八骨あり　脊梁に三十二　此各に根本あり　其數亦四十八なり。　右脇邊の肋骨　相連りて十三あり　左脇に相連り生ずるに　亦十三骨あり。　此等の諸の骨鎖は　三三相續して連り　二二相鉤牽せり　其餘は相續せじ。　左右の兩腿足は　合して五十骨あり　總じて三百十六ありて　身內を支拄せり。　骨節相鉤綴し　合して衆生の體を成ずと　實語者は記說せり　正覺の所知なれば。　足より頂に至るまで　雜穢にして堅牢ならず　此に由りて共に身を成ぜんも　脆危なること葦舍の如くなり。　楔なくして唯骨

【一〇】眼眶。まぶち。

立し　血肉遍く塗治せること　機關木人に同じ　亦幻化の像の如し。　應に此身を觀ずべし
筋脈更に纒遶し　濕皮もて相裹覆し　九處に瘡門あるを。　周遍して常に屎尿の　諸の不淨を
流溢せり　譬ふるに倉と箪との　諸の穀麥等を盛れるが如し。　此身亦是の如く　雜穢其中に
滿ち　骨機關を運び動かし　危脆にして堅實に非ず。　愚夫は常に愛樂せんも　智者は染著な
し　洟唾汗は常に流れ　膿血恒に充滿せり。　黃脂は乳汁に雜はり　腦は髑髏中に滿てり　智
膈には痰癊流れ　內に生熟の臟あり。　肪膏と皮膜と　五藏と諸腸胃と　是の如きの臭爛等
諸の不淨は同居せり。　罪身深く畏るべし　此は卽ち是れ怨家なるに　無識耽欲の人は　愚癡
にして常に保護せるを。　是の如きの臭穢の身は　猶し朽城郭の如くなり　日夜に煩惱に逼ら
れ　遷流して暫らくも停まるなし。　身を城とし骨を牆壁とし　血肉もて塗泥を作し　貪瞋癡
を畫綵として　隨處に而し莊飾せり。　可惡の骨身の城は　血肉相連り合ひ　常に惡知識のた
めに　內外の苦もて相煎らる。　難陀、汝當に知るべし　我が所說の如くに　晝夜に常に繫念
して　欲境を思ふこと勿れ。　若し遠離せんと欲せんには　當に是の如きの觀を作し　解脫處
を勤求して　速に生死の海を超ゆべし」。

爾の時世尊は是の入胎經を說きたまひ已るに、具壽難陀及び五百苾芻は、皆大に歡喜して信受奉
行せり。[二] 難陀苾芻は生死海險難の處を越え、能く安隱究竟の涅槃に至りて阿羅漢果を獲たりければ、
自慶の頌を說いて曰はく、

「敬心に澡浴しまつれると　淨水及び塗香もてせると　幷に諸の福因を修せるとにて　斯の殊
勝の報を獲たりき」。

時に[三] 諸苾芻は是說を聞き已るに咸く皆疑あり、疑を斷ぜんが爲の故に大師に請じて曰さく、「大
德、難陀苾芻は先に何の業を作してか、彼報に由りて金色の身を得、三十相を具して以て自ら嚴飾

【二】難陀の得道。

【三】難陀苾芻前生因緣譚の一。

し、世尊の身に望めて但四指を少けるに、婬欲の境に於て極めて愛著を生じ、大師哀愍して生死海より强ひて拔いて出でしめ、方便して究竟涅槃に安置したまひたる。唯願はくは爲に說きたまはんことを」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「難陀苾芻が先に作せる所の業は果報成熟して皆悉く現前せるなり……廣說せること上の如し……」。卽ち頌を說いて曰はく、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ　因緣會遇はん時　果報は還りて自に受けん」。

「汝等諸苾芻、過去世の時九十一劫人壽八萬歲にして毘鉢尸佛如來・應供・正等覺・明行足・善逝・世間解・無上士調御丈夫・天人師・佛・世尊ありて世に出現したまひ、六萬二千の苾芻と與に人間に遊行して親慧城王の都せる所の處に至り、親慧林に往いて卽ち此に於て住したまへり。時に彼世尊に異母弟あり、婬欲境に於て極めて愛著を生ぜるに、其の毘鉢尸如來應正等覺は生死海に於て勸めて出家せしめ、方便して究竟涅槃に安置したまへり。時に彼國主は名を有親と曰ひ、法を以て世を化し人民熾盛に豐樂安隱なりければ、諸の詐僞・賊盜・疾疫なく、牛羊稻蔗は在處に充滿せりき。王の異母弟は極めて婬欲に耽りき。王は佛衆、親慧林に住したまへりと聞き、諸の王子・親侍の大臣及び內宮女を將ゐ人民翊從して佛所に往詣し、佛足を頂禮して退いて一面に坐せり。爾の時世尊は彼王衆の爲に妙法を宣揚して示敎利喜したまひしに殊勝の解を得たりき。其弟は欲に耽りて門を出づるを肯んぜざりしに、時に大臣の子及び餘の知友〔三〕撫塵の類は詣りて告げて曰はく、「善友、知れりや不や、王及び王子并に諸の內宮・大臣・人衆は毘鉢尸佛所に往いて躬ら禮敬を行じ、妙法を聽受して殊勝の解を獲たり。人身得難きに汝已に之を得たり、如何ぞ今時婬欲に耽著して門を出づるを肯んぜざる」。彼れ責むるを聞き已りて心に愧恥を生じ、俛仰して相隨ひ同行して去りぬ。時に佛の弟苾芻は諸徒侶の共行して去るを見て問うて曰はく、「何の故にか君等は此一人を將ゐて伴を共にして去るなる」。時に彼同伴は具に事を以て白すに、苾芻曰はく、「我は是れ佛の弟なり、昔家に在りし時諸

〔三〕知友撫塵の類。撫は拂ふ義、塵を拂ふ人々、卽ち親しき知友の義なり。

の欲境に於て極めて耽著を生ぜるに、幸に大師の强牽を蒙りて出でしめ、安隱に將に究竟の涅槃に趣かんとす。更に是の如き愚癡の輩の我と相似せるあらんに、仁等慈悲もて强ひて共に將ゐ去らんは誠に大善たり、今可しく無上大師に往詣すべし、佛所に至るを得んに必らず深信を生ぜん」。時に彼同伴は共に佛所に至るに、佛は彼類を觀じて根と欲と性とに稱ひて而｜爲に法を說きたまひしに、旣にして聞くを得已るに深く信心を起し、座よりして起ち偏袒右肩し合掌して佛に向ひ白して言さく、「世尊、唯願はくは大師及び諸の聖衆には、明、我家に至り溫室に入りて澡浴したまはんことを」。佛、默然して受けたまひしに、彼れ受けたまへるを知り已り、佛の雙足を禮して奉辭して去り、遂みて王所に至り恭敬を申べ已りて白して言さく、「大王、我れ佛所に詣りて法を聞いて信を生じ、婬欲の境に於て厭離心を起しぬれば、佛僧に明、我家に至り溫室に入りて浴せんことを奉請せるに、如來大師は慈悲もて爲に受けたまへり。佛は是れ人天の供養に應ずる所たれば。王今宜しく街衢を灑掃し城郭を嚴飾したまふべし」。王は是念を作さく、「佛來りて城に入りたまはんとす、我當に嚴飾すべし、然り我が弟は耽欲諫め難かりしに佛今調伏したまへるは實に誠に希有たり」とて、答へて、言はく、「甚だ善し、汝今可しく去りて澡浴に須ゐん所の物を營辦すべし、我當に力に隨ひて城隍を嚴飾すべければ」。弟は大喜を生じ王を辭して去りしに、王は諸臣に告げて曰はく、『當に可しく唱令して普く諸人に告ぐべし、「明日世尊は將に城內に入りたまはんとす、諸の舊住者及び遠方來の(者)、汝等諸人咸く當に力に隨うて城郭を嚴飾し、街衢を灑掃し、諸の香華を持して大師の入りたまふを迎へまつるべし」と』。臣、王敎を奉じ普く告げ知らしめて具に王勅を宣べぬ。時に諸人衆は彼城中に於て瓦礫を除去し、遍く香水を灑ぎ、諸の妙香を燒き、衆の旛蓋を懸け散花供養せること、天帝釋歡喜園の如くせりき。時に彼王弟は諸の香湯及び香油等を辦へ、浴室を莊嚴して牀座を敷置せり。毘鉢尸佛は漸く城に至らんと欲したまへるに、王及び諸臣・太子・后妃・宮人・婇女及び諸人衆は咸く

出でて奉迎し、遙に佛足を禮して隨從して城に入れり。時に彼王弟は佛世尊を引いて溫室内に入り、香水等を投げて以て澡浴に充てしに、佛世尊の身金色の如く、三十二相八十種好もて周遍して莊嚴せるを見、見已るに歡喜して深信心を生ぜり。洗浴既にして竟りて衣服を著けたまひ已るに、即ち便ち世尊の雙足を頂禮して是の願言を發せるらく、「我れ今幸に最上福田に遇ひまつりて微かに供養を申べぬ、願はくは此善因もて未來世に於て、身金色なるを得て佛と異なからんことを。世尊の弟の、欲境中に於て深く耽著を生ぜるに强ひて拔いて出でしめ、安隱究竟の涅槃に趣くを得たるが如く、願はくは我が當來にも佛の弟と爲るを得、金色身を獲んこと亦復是の如くにして、我れ欲境に於て耽著を生ぜん時は强牽して愛染の深河を出でしめ、涅槃安隱の處に趣くを得せ（しめ）たまはんことを」と。汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、彼れ親慧王が耽欲の弟とは即ち難陀苾芻是なりしなり。昔時に於て毘鉢尸佛を請じて浴室中に入れ香湯もて澡浴しまつり。淨心もて發願せる彼の善因に由りて、今佛の弟と爲りて身は金色と作り、我れ婬欲に耽著するの境より强ひて拔いて出でしめ、俗を捨てゝ出家し涅槃を究竟して安隱所に至らしめしなり』。

一四 時に諸苾芻は更に復疑ありければ世尊に請じて曰さく、「大德、難陀苾芻は曾て何の業を作してか今身に三十大丈夫相を感得せるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく『彼が所作の業は……廣說せること前の如し……乃往過去に聚落中に於て一長者あり、大富多財にして資生に乏くるなく、一苑園ありて花果茂盛し流泉浴池（多く）林木森竦して出家人棲隱の處に堪へたり。時に獨覺あり世に出現し、衆生を哀愍して閑靜に處るを樂へり。世間に佛なきには唯此のみ福田たり。時に一獨覺尊者あり人間に遊行して斯聚落に至り、周旋し觀察して彼園中に屆りしに、其の守園人は既にして尊者を見て告げて言はく、「善來、爲に勞倦を解きたまはんことを」。尊者は此に住まり、即ち中夜に於て火光定に入りしに、園人見已りて是の如きの念を作さく、「此大德は斯かる勝行を成ぜり」。即ち便ち夜

【一四】難陀苾芻前生因緣譚の二。

に起き往いて家尊に就りて告げて言はく、「大家、宜しく今者に於て慶喜心を生ずべし、苑園中に一大德あり來りて我宿に投ぜるが、妙行を成就して神通を具足し、大光明を放ちて遍く園内を照らせり」。長者は聞き已るに疾く園中に往き、雙足を禮し已りて是の如きの言を作さく、「聖者、仁爲に食を求めんに我れ福因を爲さん、幸に此園に住まりたまはんことを、我れ常に施食しまつれば」。彼れ慇懃なるを見て即ち便ち爲に受け、此園内に住まりて勝妙の定・解脱の樂に入りぬ。復是念を作さく、「我れ此臭身もて生死に輪廻せるも作すべき所の者は並に已に獲得せり、宜しく[一五]圓寂に入りて永く無生を證すべし」。是念を作し已るに即ち虚空に昇りて火光定に入り、諸の神變を現じて大光明を放ち、上に紅輝を燭らして下に清水を流し、此身を捨て已るに神識生ぜず、永く無餘依妙涅槃界を證せり。時に彼長者は其屍骸を取りて焚くに香木を以てし、復乳汁を持して而し其火を滅し、餘の身骨を收りて新瓶中に置れ、窣堵波を造りて諸の旛蓋を懸け、深く敬信を生じて三十種の衆の妙香水を灑ぎ、幷に大願を發して諸の相好を求めぬ。汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、往時の長者とは即ち難陀是なりしなり。勝妙の供養を以てして敬信せる業に由りての故に、今果報を受けて三十殊妙の勝相を感得せるなり」。

[一六]時に諸苾芻は更に疑念あり、重ねて世尊に請じて(曰さく)「大德、難陀苾芻は曾て何の業を作してか、若し出家して塵俗を棄つることなかりせば、必らず當に力輪王位を紹繼すべかりし」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「難陀が先世に造れる所の業は、果報熟せん時に必らず當に自ら受くべかりしなり……廣く上に說けるが如し……過去世の時此賢劫の中人壽二萬歲に、迦攝波佛あり世間に出現して十號具足したまへるが、婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在りて依止して住したまひき。時に彼城中に王あり訖栗枳と名づけ、法を以て世を化して大法王と爲り……廣く上に說けるが如し……王に三子あり、謂はく大と中と小となりき。彼の迦攝波佛は化を施すの事畢りて、猶し火の盡きたるが如

【一五】圓寂。大涅槃なり。

【一六】難陀苾芻前生因緣譚の三。

くに大涅槃に入りしに、其王は信敬して佛の餘身を取り、諸の香木……[16]梅檀・[17]沈水・海岸・[18]牛頭・[19]天木香等なり……を以て焚燒し、既にして(焚燒し)訖りて滅するに香乳を以てし、其舍利を收りて舍寶瓶に置れ、大窣堵波を造りて皆四寶を用ひ、縱廣正等して一踰繕那・高さ半踰繕那なりしが、[20]相輪を安かんとせる時、王の中子は親ら中蓋を上れり。汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、時の王が中子とは卽ち難陀是なりしなり。昔時に於て敬心もて供養して中蓋を安置せる斯の善業に由りて、二千五百生中に於て常に力輪王と爲りて一洲內を化し、今此生中にて、若し出家せざりしならんに還力輪王と作りて大自在を得べかりしなり」。

[21]時に諸苾芻は更に復疑ありければ世尊に請問せるらく、「大德、難陀苾芻は曾て何の業を作してか、佛弟子に於て根門を善護せること最も第一たりし」。佛言はく、「此れ願力に由りてなり。難陀苾芻は迦攝波佛の時に俗を捨て、出家せるに、其が親敎師は彼佛法の中にて根門を善護して稱して第一たりしが、其形壽を盡くして梵行もて自ら持せるも然も現身に於て竟に證悟するなかりければ、命終時に於て便ち誓願を發せるらく、「我れ佛所に於て斯の形壽を盡くして梵行もて自ら持せるも、然も現身に於て竟に所證なかりき。願はくは我れ此修行の善根を以て、此佛世尊が「未來世に摩納婆あり、當に正覺を成じて釋迦牟尼と號すべし」と記したまひぬれば、我れ彼佛の敎法の中に於て出家離俗して諸の煩惱を斷じて阿羅漢を獲、親敎師が斯佛の所に於て根門を善護せること最も第一たりしが如くに、我も亦是の如く彼敎の中に於て根門を守護せんこと最も第一たらん」と。彼願力に由りて今我が所に於て、諸弟子の中、根門を善護せること最も第一たりしなり。是の如く苾芻、若し純黑の業には純黑の報を得、若し純白の業には純白の報を得、若し雜業には當に雜報を受くべきなり。是故に汝等純黑雜業を離れて純白の業を修せんと、是の如くに應に修すべきなり」。

【一六】梅檀・沈水。律部十、註(三三の三四)參照。
【一七】海岸。原語を明かにせず。
【一八】牛頭。牛頭梅檀(gośīrṣa-candana)。
【一九】天木香。(devadāru)。律部二十三、註(一の一七)參照。
【二〇】相輪。塔上の九輪なり、律部十、註(二七の二五)參照。
【二一】難陀苾芻前生因緣譚の四。

卷の第十三

第三門の別門、總じて頌に攝して曰はく、

「三衣及び衣架と　河邊と寺簷を造ると　拭面と拭身巾と　寺と座と刀は應に畜ふべしとなり」。

第三門の第一子、頌に攝して曰はく、

「三衣の條と葉との量と　牀脚と遊塵を拂へると　行處に氍毹を著くと　杵石にして須ゐんには畜ふるを聽すとなり」。

[一]緣は室羅伐城に在りき。佛所說の如く、苾芻は應に割截せる[二]支伐羅を畜ふべかりき。時に諸苾芻は卽ち割截せるに、長條短條は相似する能はざりき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「長條短條は參差なるべからず、割截せんに應に須らく齊割すべきなり」。彼は復云何が齊割せんかを知らざりき。佛言はく、「長條・短條は應に其量に隨ふべし、可しく竹片を取り長短を量截して方に定むべし」。

緣處は前に同じ。時に諸苾芻は支伐羅を作るに[三]葉相似せざりければ、便ち端正ならざりき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し衣を作らん時、葉は應に相似すべし」。苾芻は云何が相似せんかを知らざりき。佛言はく、「可しく竹片を取り、葉の寬狹を量りて然る後之を裁つべし」。佛は言へり、「應に葉を量るべし」と。時に諸苾芻は葉を作すに極大にせりき。佛言はく、「應に大作すべからず、然り[四]葉相に三あり、謂はく大・中・小なり。大は寬さ四指、或は鳥の足を張れるが如きなり。小は寬さ二指、或は母指の面の如し。此の內を中と名づく」。諸苾芻は不淨地に於て其衣を縫刺せるに遂に便ち垢汚せりき。佛言はく、「應に牛糞を以て其地を淨拭し、[五]曼荼羅を作りて乾淨し已るを待ちて、上に於て作衣すべし」。佛は曼荼羅を作れ」と言ひたるも、然く牛糞は得難かりき。佛言はく、「應に水

【一】 長條短條量相應制。

【二】 支伐羅。(cīvara)の音寫、衣なり。

【三】 葉(Kusi, Addhakusi)。律部十四、註(二八の六八)參照。

【四】 三種葉相。

【五】 曼荼羅。壇なり。

を以て其地に灑ぎ、淨掃して衣を置くべし」。

六緣處は前に同じ。時に諸苾芻は尖牀脚を作せるに遂に便ち地を損せり。佛言はく、「應に尖利なるべからず、應に可しく平作すべし」。然も猶ほ損するを致せり。佛言はく、「應に韈帒を作りて牀脚の下に置き、或は破帛もて纏ひ裹むべし」。

緣處は前に同じ。婆羅門あり因みて城外に出でゝ行遊して疲極し、食事既に至りて逝多林に入りしに、其食處に妙褥座を敷き好飲食を置へたるを見ぬ。見て希有を生じて信敬の心を發しければ、即ち上帔を脫ぎて上座の坐處に敷き、門を出でゝ去りぬ。後に異時に於て衣便ち垢膩せりければ、其知事人は之を下座に敷けり。彼婆羅門は後に他事に因みて寺中に來至し行いて食處に詣りしに、上座所に於て其衣を見ず、巡次に遍觀して下座に敷けるを見たりければ、彼れ是念を作せるらく、「我衣は新物にして又是れ貴價なるに、何に因りてか今日穢汚せること斯の若き、且に片時を待ちて其何故なるかを察はん」。乃し知事の、座を安置し已るに衣を捉りて地を拂へるを見たりければ、彼れ是の如きを見て其汚れたるの緣を知り、知事に告げて曰はく、「此の小事をすら仁解せざるか、先に當に水を灑ぎ、次に掃ひて淨からしめ、然る後に座を敷くべきを。解せざるに由りての故に我衣を損するを致せり」とて、嫌恥心を起して之を捨てゝ去りぬ。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「毎に食處に於ては應に先に水を灑ぎ、次に掃きて淨からしめ、然して後に座を敷くべし、方に應法を成ぜん」。時に知事人は塵土ある座上に於て其座褥を敷き、遂に多く垢汚せりければ、過を招けること前に同ぜり。佛言はく、「先に可しく牀座を拂拭し、次に氈褥を敷くべし」。苾芻は何を以て拂拭せんかを知らざりき。佛言はく、「應に一衣を以て用ひて牀座を拂ふべし」。時に彼知事は拂ふに好衣を以てせり。佛言はく、「七應に故衣を用ふべし」。其知事たる者は拂ふに故衣を以てせるに、久しからずして破碎せりければ即ち皆棄擲せり。佛言はく、「應に卽ちに棄つべからず、裂いて細片

【六】尖牀脚禁。

【七】故衣用法。

と爲し、杖頭に繫在して用つて牀座を拂ふべし」。久しきを經て堪ふるなかりければ、遂に還棄擲せり。佛言はく、「用ふるに堪へずと雖、應に棄擲すべからず、應に剉みて泥に和し及び牛糞に和し、用ひて柱孔に塡め或は牆隙に塗りて、施主の福利をして久しく增さしめんと欲すべし」。

緣處は前に同じ。時に年少苾芻あり、一處に隨うて而し經行を作せるに、彼れ經行せる時地をして損壞せしめぬ。時に長者あり寺に入り遍く觀じて經行處に至りしに、便ち是念を作さく、「地尙ほ此の如し、聖者の足や其狀若何」。是念を作し已るに問うて言はく、「聖者、誰ぞ此地をして損壞あらしめたるは」。苾芻報じて曰はく、「此は卽ち是れ我が經行せるの處なり」。長者報じて曰はく、「地既に此の如し、足や之れ如何、幸に當に足を擧ぐべし、我れ試みに足を觀ん」。卽ち便ち擧示せるに其皮は並に穿てり。長者見已りて悲念心を起し報じて言はく、「聖者、我に氍毹あれば爲に敷設せんと欲す、上に在りて經行せんに足に於て損するなけん」。答へて言はく、「長者、佛未だ聽許したまはじ」。彼言はく、「聖者、仁が大師は性懷慈念なれば、此れ定んで應に許したまふべけん」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[八]我れ今彼が精勤警策して經行せるに聽さん。苾芻應に氍毹を畜へんに、意に隨うて無犯なり」。還りて長者に告げ、彼卽ち爲に敷けるに、苾芻便ち受けぬ。多時に足もて蹋みければ、遂に兩段と爲して各一邊に在けるに、長者は後に來りて其狼籍せるを見て問うて言はく、「聖者、何に因りてか氍毹零落して此に至れる、若し破處を見たらんに何ぞ縫治せざりし」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「長者の說く所は斯れ實に善哉たり、破處あるを見んには卽ち可しく縫治し、或は物を以て補ふべし。若し其の碎破して修理に堪へざらんには、應に可しく泥に和し或は牛糞に和して、經行處に於て而し爲に塗拭して、能く施主をして福田を增長せしむべし」。

緣處は前に同じ。苾芻にして病めるあり、醫人處に往いて報じて言はく、「賢首、我に是の如きの病あり、爲に藥を處方せよ」。彼言はく、「聖者、是の如きの藥を服せんに當に平復するを得べけん」。

【八】　氍毹聽許。

卽ち爲に處方せるに、住處に還歸して藥を料理せる時、須らく杵石を得べかりければ、便ち餘家に詣りて暫し借りて充用せんとせり。彼人便ち與へしに、藥を磨ること旣にして了りぬれば石を以て相還せるに、答へて言はく、「聖者、此は卽ち相遺れるなれば、意に隨せて將ち還らるべし」。答へて曰はく、「佛未だ畜ふるを聽したまはじ」。「若し是の如からんには可しく地に置て去るべし」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「〔九〕我れ今杵石并に軸を畜ふるを聽す、他若し施さん時は意に隨せて應に受くべし」。

第三門の第二子、頌に攝して曰はく、

「衣架及び燈籠に　蟲をして傷損せしむる勿れ　熱には三面舍を開すと　可しく難陀の身を記すべしとなり」。

緣は室羅伐城に在りき。苾芻は隨處に而し衣服を安けるに、便ち多く垢膩して蟲蟻のために穿たれぬ。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「〔一〇〕隨處に而し衣服を置くべからず、當に衣架を作るべし」。苾芻則ち便ち壁を穿ちて衣を安きければ、壁をして損壞せしめぬ。佛言はく、「壁を穿つを得されれ。初に寺を造る時に應に〔一一〕木坎を出して上に衣竿を置くべし」。時に諸苾芻は房內に竿を置きて簷前に作らざりき。佛言はく、「簷前にも亦作りて事を闕かしむる勿れ」。

緣處は前に同じ。佛は「應に衣架を作るべし」と言ひたるも、〔一二〕蘭若苾芻は竹を求めんに處なかりき。佛言はく、「應に葛蔓を將つて橫に繫けて衣を置くべし」。或は葛も亦なかりしに、佛言はく、「繩を以て〔一三〕笐(戸浪の反)を爲れ」。

〔一四〕緣處は前に同じ。世尊言へるが如くんば、「夜闇に誦經せよ」と。彼誦經せる時蛇ありて來り至れるに、少年見已りて驚忙大喚して唱へて言はく、「長脊・長脊」と。凡夫苾芻は悉く皆驚怖せりけれ

〔九〕杵石並軸聽許。

〔一〇〕衣架聽許。

〔一一〕木坎。坎は穴なり、柱等に穴を穿ちてそこに衣竿を挿入するなり。

〔一二〕蘭若苾芻。阿蘭若住の苾芻なり。阿蘭若とは人里を遠く離れたる處。

〔一三〕笐。衣をかくる架。

〔一四〕燃燈籠聽許。

は、遂に聽者をして斯に因りて廢闕せしめぬ。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「當に可しく然燈して以て經典を誦すべし」。苾芻は夏月に然燈して蟲を損せり。佛言はく、「應に燈籠を作るべし」。苾芻は云何が應に作すべきかを知らざりき。佛言はく、「[一五]應に竹片を以て籠を爲り、薄氈もて遮障すべく、此若し求め難からんには雲母片を用ひ、此更に得難からんには應に百目瓶を作るべし」。苾芻は如何が當に作すべきかを解せざりき。佛言はく、「[一六]瓦師をして燈籠形の如きを作りて傍邊に多く小孔を穿たしめよ」。瓦師求め難かりき。佛言はく、「應に瓶項を用ひて其底を打ち去り、傍に百目を穿ち、燈盞を置へ已りて下に向うて合はすべし。若し孔より蟲入るあらんに、應に紙絹及び薄物を以てして之を掩蓋すべし」。

緣處は前に同じ。時炎暑に當りければ苾芻は熱に苦しみ、身體萎黃し病瘦して力なかりき。爾の時世尊は知りて故に具壽阿難陀に問うて曰はく、「何の故にか諸苾芻は、身體萎黃し病瘦して力なき」。時に阿難陀は具に事を以て白すに、佛言はく、「應に[一七]招涼舍を作るべし」。苾芻は如何が當に作すべきかを知らざりき。佛言はく、「應に寺外に近く三面舍を爲るべし。三邊に牆を築き、架して漏欹を作し、踈に來風を徹して寺門の面に壁あるに同ぜざれ」。苾芻即ち便ち內に於て牆を安き、外に行柱を置けり。佛言はく、「中に行柱を安け」。復窻を開かざりければ還熱悶に遭へり。佛言はく、「窻を置くべし」。彼れ窻を著く時、或は太だ高く、(或は太だ)下かりき。佛言はく、「應に牀と齊しくすべし」。諸の鳥雀ありて房中に來り入れり。佛言はく、「應に[一八]窻欞を置くべく、入るを得せしむる勿れ」。風雨飄灑せり。「應に窻扇を置くべし」。苾芻は食時に門を閉ぢたるに室闇かりき。佛言はく、「食時には閉を開くべし。苾芻は熱時に自房內に於て但下裙及び僧脚崎を著け、情に隨せて讀誦し、幷に爲に法を說き、衣服を作る等の四威儀に於て悉く皆無犯なり」。

緣處は前に同じ。爾の時世尊は既にして難陀の與に剃髮出家し幷に近圓を受けたまひ已るに、將

【一五】燈籠造法。

【一六】百目瓶造法。

【一七】招涼舍聽許。

【一八】窻欞。れんじまど。

ゐて[一九]香山及び三十三天に詣り、捺落迦に至り、周旋觀察して逝多林に還りたまへり。諸の客苾芻は未だ難陀を識らざりければ、彼が身の金色を作し三十相を具して周帀して莊嚴せるを見て、老苾芻あり見る時是れ如來なりと謂ひ、便ち起ちて迎接し、既にして識知し已るに方に悔心を生ぜり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく『難陀の衣に於て應に記驗を爲すべし、若し更に此る人あんにも亦記識を爲すべし、「此は是れ正覺なり、此は是れ餘人なり」と』。

第三門の第三子、頌に攝して曰はく、

「河邊に齒木を制すると　羅怙をして門を出でしむると　訶すべきと訶すべからざると　二は行かんに應に與に服すべきとなり」。

緣は室羅伐城に在りき。時に[二〇]勝慧河邊の諸苾芻輩は、善方便を以て策勵勤修せりければ、諸惑を斷盡して阿羅漢果を證せりき。時に諸苾芻は威儀庠序として所爲審諦せりければ、能く衆人をして敬信深重ならしめき。爾の時世尊は諸苾芻に告げたまはく、「勝慧河邊の苾芻住處にして、彼に近き村房の所有人衆は大善利を獲ん」。時に具壽阿難陀は世尊の語を聞くや、卽ち其義を解せり。大師に近く久しく侍者たりしに由りて、或は其言を聽き、或は時に相を觀ては皆卽ちに解了するなり。若し世尊にして見ゆるを得んと欲したまはんには、讚美の言を說きたまふなり。尊者は了し已るに、便ち信を寄せて河邊苾芻に報ぜるらく、「諸具壽、世尊は讚歎したまへり、意に相見えんと欲したまへばなり、仁等可しく來るべし」。彼既にして聞き已るに更相に告語せるらく、「佛は我等に於て讚歎の言を爲したまへり、事相見えんを須めたまへばなり、當に如何かせんと欲すべき」。一人報じて云はく、「更に何が所作せん、我等當に去くべきなり」。遂に所應作の事を觀察せざりき。若し觀ぜざらんには阿羅漢たりと雖預知すること能はざるなり。復共に、議して云はく、「去るは善事たり」。

【一九】香山。香醉山なり。

【二〇】勝慧河。毘舍離の跋求摩底河(Valgumudā)なり。

即ち諸苾芻に告げて曰はく、「仁等當に知るべし、世尊大師は我等を讃歎したまへり、意に相見えんと欲したまへばなり、今者可しく去くべし」。諸苾芻曰はく、「若し是の如からんには我等同じく行かん」。即ち共に相隨ひて路を涉りて去り、漸々に遊行して室羅伐に至りしに、舊住諸苾芻は出で迎へて慰問せりければ、便ち寺外に於て大喧聲ありき。世尊は聞き已るに知りて故に阿難陀に問うて曰はく、「寺外に何の故にか大喧聲あるなる」。阿難陀曰さく、「勝慧河邊の諸苾芻衆は皆共に來至して寺外に停在せりければ、寺內の諸人咸く出でゝ迎接し、更相に問訊して此喧聲を致せるなり」。時に世尊は阿難陀に告げて曰はく、『汝今宜しく往いて勝慧河邊の諸苾芻衆に告ぐべし、「皆可しく還り去るべし、此に住まる勿れ」と』。時に尊者は佛の敎を受け已り、苾芻所に詣りて告げて言はく、『具壽、當に知るべし、世尊に敎あり、「仁等還り去れ、此に住まる勿れ」と』。時に彼聞き已るに衣鉢を執持して人間に遊適せり。佛、諸苾芻に告げて曰はく、「諸有村坊所居の處にして、若し勝慧河邊に苾芻住者あらんに、彼村坊に近き所有人衆は大善利を獲ん」。阿難陀は聞いて復還信を寄せたるに、苾芻は重ねて來れり。是の如きこと三たびに至るに諸苾芻は衣鉢を執持して復人間に往けり。爾の時世尊は復諸苾芻に告げて曰はく、「勝慧河邊の苾芻住處の人は皆利を獲ん」。時に阿難陀は佛頻讃じたまへるを聞きて復信をして報ぜしめしに、彼諸苾芻は共に相謂ひて曰はく、「具壽、何の故にか世尊は我輩を讃歎して相見ゆるを得んと欲したまひつゝ、頻佛所に往けるに、我をして還來せしめたまふなる。應に我等は普く多人に告げたるに由りて遣去せしめたまふを致せるなるべし、我今宜しく諸人に告げずして默然して去くべきなり」。時に諸苾芻は密に衣鉢を持して世尊所に詣り、佛の雙足を禮して退いて一面に坐せるに、佛は具壽阿難陀に告げて曰はく、「汝今可しく閑房靜處を覓めて、我及び彼勝慧河邊の諸苾芻輩の爲に座褥を敷置すべし」。尊者は敎を奉じて安置すること既にして了るに、佛所に還り至りて白して言さく、「大德、我れ一處に於て敷設すること已に了れり、唯

佛、時を知しめさんことを」。是時世尊は勝慧河邊の苾芻住處に住き、卽ち門外に於て雙足を洗ひ已るに、〔二〕一房中に於て座に就いて坐し、加趺して身を端し、念を前に現じて住したまへり。時に諸苾芻も亦各々足を洗ひて房に入りて坐し、念を前に現じて住せり。爾の時世尊は便ち初定に入りたまひしに、河邊の諸苾芻も亦初定に入れり。世尊は初定より出でゝ第二定第三第四定に入り、次いで空處・識處・無所有處に入り、次いで非想非非想處定に入りたまふに、其河邊の苾芻も亦復是の如くに佛世尊に隨ひて諸定に出入せり。世尊は非想非非想定より出でゝ無所有定に入りたまふに、諸苾芻も亦非想非非想定より出でゝ無所有定に入り……乃至、入りて初定に至りたまふに、諸苾芻も亦復是の如くに入りて初定に至れり。世尊は念曰したまはく、「我れ初定に入りしに諸苾芻も亦初定に入り……乃至、非想非非想定に入りしに諸苾芻も亦此定に入れり。我復非想非非想定より出でゝ(無所有定)に入り、乃し初定に至りしに、諸苾芻も亦皆我に同じくせり。我今應に可しく餘の相狀を作して而し初定の便ち獨覺聲聞所行の境に非ざるに入るべし」と。是念を作し已りて卽ち其定に入りたまへり。時に諸苾芻は共に相謂ひて曰はく、「仁等當に知るべし、大師世尊は自定に住したまへるを。我等も亦可しく自定に而し住すべし」とて、便ち自定に入れり。爾の時世尊は天明に至り已りて卽ち定より出でたまひしに、大衆皆集まりければ、佛は衆中に於て座に就いて坐したまへり。時に具壽阿難陀は座よりして起ち、衣服を整へ右肩を露はし、雙足を禮して右膝を地に著け、合掌恭敬して佛に白して言さく、「大德世尊、頻頻勝慧河邊の諸苾芻等を讃歎したまひて意に相見えんと欲したまひ、彼諸苾芻は皆此に來至せるに、問及を蒙らざらんとは」。佛、阿難陀に言はく、「我れ已に彼諸人と共に語り訖れり、聖語・聖法律に依りて共に相安慰せるなり」。阿難陀は佛に白して言さく、「未だ審かならず、云何が名づけて聖語(聖)法律もて共に相慰問せりと爲したまふなるかを」。「阿難陀、我が如きは諸苾芻と共に皆門外に於て雙足を洗ひ已り、次に隨うて房に入り座に就いて坐し、

〔二〕本文に於一房中就座而坐加趺端身住現前念とあり。住現前念は繫念在前とも譯せらるべきものなれば、住するに念を現前したまへりとも譯しうべし。今の譯文少しく轉置せり。

各並に身を端して念を前に現じて住し、我れ初定に入るに河邊の諸苾芻等も亦初定に入り、我れ初定より出でゝ第二定第三第四定に入り、次いで空處・識處・無所有處に入り、次いで非想非非想處定に入りしに、河邊の諸苾芻等も亦復是の如くに我に隨ひて諸定に出入し、我れ非想非非想定より出でゝ無所有處定に入り、我復乃し初定に至り入りしに、是諸苾芻も亦復是の如くに入りて初定に至りければ、阿難陀、我れ是念を作せり『我れ今應に可しく餘の相狀を作して而し初定の便ち獨覺聲聞所行の境に非ざるに入らん」と。是念を作し已りて卽ち其定に入りしに、時に河邊の苾芻は自ら相謂ひて曰はく、「大師世尊は自定に住したまへり、我等も亦可しく自定に自ら住すべし」と。阿難陀、此を聖語聖法律もて共に相安慰すゝ謂ひ、我は是の如きを作して相安慰し已れるなり』。阿難陀は佛に白して言さく、「善い哉、大德、聖語聖法律もて共に相安慰したまはんとは。極善なり、世尊、聖語聖法律もて共に相安慰したまはんとは」。世尊既にして「河邊の諸苾芻と與に聖語聖法律もて共に安慰し已れり」と(言ひ已るに)、其聲普く遍くして四遠の諸人は共に相謂ひて曰はく、「佛は河邊の諸苾芻輩と共に聖語聖法律もて而し相安慰したまへり」と。既にして此事を聞くや諸の長者婆羅門は皆來りて河邊の苾芻を禮拜せりければ、此の諸苾芻は卽ち長者婆羅門の爲に法要を宣說せるに、口より臭氣を出せり。時に彼諸人は左右に顧眄して共に相謂ひて曰はく、「此臭氣は何よりして來れるなる」。諸苾芻曰はく、「此臭氣は我口より出でぬ」。白して言さく、「聖者、豈に日日に齒木を嚼まざるべけんや」。答へて曰はく、「嚼まじ」。彼曰さく、「何の故に」。諸苾芻曰はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。答へて曰さく、「聖者、若し齒木を嚼まざらんには淸淨なるを得んや」。時に諸苾芻は默然して對ふるなかりき。緣を以て佛に白すに、佛言はく、『彼の婆羅門長者が作せる所の譏恥は正しく其儀に合へり、我れ餘處に於て已に苾芻をして其齒木を嚼ましめしも而し汝は知らざりしなり。[三二] 是故に我今諸苾芻に制せん、「應に齒木を嚼むべし」と。何を以ての故に。[三三] 齒木を嚼まんには五勝

【三二】 齒木(dantakāṣṭha)聽許。

【三三】 齒木五勝利。

利あり、云何が五と爲す、一には能く黄熱を除き、二には能く痰癊を去り、三には口に臭氣なし、四には能く飮食を喰ひ、五には眼目明淨なり』と。佛は制したまへり、「苾芻は每に齒木を嚼むべし」と。時に一年少苾芻は顯露處に於て而し短條を嚼めり。世尊は彼に至りたまひしに、苾芻は佛を見て深く羞恥を生ぜるらく、「云何がせん、世尊の前に對ひては齒木を吐出すべからじ」とて、卽ち便ち呑咽せりければ遂に喉中に鯁ちぬ。諸佛常法として念の忘失するなければ、爾の時世尊は便ち無量百千の功德所生の、旋環せる萬字ありて能く怖畏を除き善く安隱を施すなる右手を舒べて少年の頭を捉へ、右手の指を屈して彼口中に內れ、其齒木を鉤きたまひしに、血と倶なりて出でぬ。世尊告げて曰はく、「汝、爲せる所何ぞ」。苾芻は事を以て佛に白すに、佛是念を作したまはく、「顯露處に在りて齒木を嚼みぬれば是の如きの過ありしなり」と。諸苾芻に告げて曰はく、「一少年ありて顯露處に於て短齒木を嚼めるに是過ありて生ぜり。故に諸苾芻は顯露處に於て齒木を嚼まざれ、亦短條に非ざれ。苾芻、違せんには越法罪を得ん」。佛言へる所の如し、「苾芻は顯露處に於て坐して鼻木を嚼むべからず」と。時に少年苾芻あり、老者の前に於て坐して齒木を嚼めり。佛言はく、「應に爾るべからず、三種事ありて可しく屛隱處に於てすべし、謂はく、大小便及び齒木を嚼むとなり」。佛言はく、「短條を將つて齒木に充てざれ」と。時に諸の六衆は便ち長條を用ひて以て齒木に充てぬ。諸苾芻見て共に嫌恥を生じ、報じて言はく、「具壽、汝等豈に杖を執りて戲るべけんや」。答へて曰はく、「佛敎へて口を洗はしめたまへるに、云何ぞ是れ戲れなる。汝豈に見ざらんや、短齒木を嚼みて幾ど將に命終らんとせるに、佛の救護を蒙けて餘壽を存するを得たるを。[二四]豈に汝等は我衣鉢に於て希願あるべけんや、我をして早く亡ぜしめて共に羯磨を爲さんとてなりや。然り、長齒木には利益處あり、一には釜を然して飯を煮るを得、二には小師を鞭打するを得ん」と。彼聞いて皆默せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、[二五]「苾芻、應に長條を將りて齒木に充つべからず、長條を嚼

【二四】本文に豈可汝等於我衣鉢有希願耶、令我早亡共爲羯磨……とあり。この羯磨とは分亡衣鉢羯磨なり。

【二五】長條齒木禁。

まんには越法罪を得ん」。苾芻は齒木の長短を知へざりき。佛言はく、「此に〔二六〕三種あり、謂はく長と中と短となり。長とは十二指、短とは八指、二の內なるを中と名づく」。佛言へり、「應に屛處に在りて齒木を嚼むべし」と。時に老病にして羸弱せるあり、行いて隱屛の處に就る能はざりき。佛言はく、「病人は應に洗口盆を畜ふべきなり」。苾芻便ち隨宜の瓦盆を用ひて房內に安在せるに、脚觸れて便ち傾し、水流れて地を汚せり。佛言はく、「洗口の盆は形、象跡の如くなるべし」。時に苾芻あり、盆を求めんに處なかりき。佛言はく、「應に水竇邊に就りて齒木を嚼むべし」。苾芻は遠くに嚼みて竇口に近づかざりき。佛言はく、「應に邊の方一肘地に近づくべし」。佛、齒木を嚼ましめたまへるに、時に苾芻は舌を刮るを知らざりければ、其口仍ほ臭かりき。佛言はく、「齒木を嚼み已らんに當に須らく舌を刮るべし」。苾芻は何を用ひて舌を刮らんかを知らざりき」。佛言はく、〔二七〕「應に刮舌箆を畜ふべし」。佛、箆を畜ふるを聽したまへるに、六衆苾芻は便ち金銀・瑠璃・玻瓈の寶を以て作りければ、諸婆羅門長者は見已りて問うて言はく、「聖者、此は是れ何物なりや」。答へて言はく、「賢首、世尊は我に刮舌箆を用ひしめたまひたれば」。彼言はく、「豈に汝沙門釋子にして欲樂を貪らんや」。六衆默然せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「四種の刮舌箆ありて苾芻は應に蓄ふべし。云何が四と爲す、謂はく是れ銅・鐵・鍮石・赤銅なり」。時に諸苾芻は便ち卽ち利く作りて刮れるに、舌傷損せり。佛言はく、「應に利く作るべからず」。然り、此の四種は求め難かりき。佛言はく、「應に齒木を劈き、屈げて以て舌を刮るべし」。苾芻劈き破りて便ち用ひて舌を刮れるに瘡を作せり。佛言はく、「齒木を劈き已るに、兩片相揩りて上の鐵刺を去り、然きて之を用ふべし」。苾芻は齒木を嚼み已るに、聲を作すを知へずして默爾して棄てしに、遂に便ち護寺天神の頭上に墮在せりければ、彼れ嫌恥を生ぜり。佛言はく、「默して棄つるを得ざれ、應に可しく作聲すべし。若し作聲せざらんには越法罪を得ん」。〔二八〕苾芻は唯齒木の一事に於てのみ作聲して棄て、大小行の時、涕

〔二六〕齒木三種。

〔二七〕刮舌箆(シタコキ)聽許。

〔二八〕齒木・大小行・涕唾・吐利等所棄事作レ聲制。

唾・吐利及び吐水等の所有棄擲には皆作聲せざりき。佛言はく、「凡そ是の如きの所棄の事あるには皆須らく作聲すべし」。大師既にして「恒に歯木を嚼むべし」と制したまひぬれば、苾芻は道行して卒かに求むるも得難かりしには、遂に敢へて食はざりき。佛言はく、「應に食を斷つべからず、若し歯木なきには應に澡豆・土屑及び乾ける牛糞を用ひ、水を以て三遍淨漱して意に隨せて食を喰ふべし、復疑を生ずること勿れ」と。

縁處は前に同じ。時に具壽舍利子に二求寂あり、一は是れ准陀、二は羅怙羅なりき。後に異時に於て尊者舍利子は人間に往かんと欲して二弟子に告げて曰はく、「我れ人間に意に隨せて遊適せんと欲す、汝等二人住まるとやせん去くとやせん」。准陀白して言さく、「鄔波駄耶、我れ願はくは隨逐せん」。羅怙羅曰さく、「鄔波駄耶、我れ此に住まらん」。舍利子言はく、「若し是の如からんには汝を以て誰にか付せん」。答へて言さく、「我を以て尊者鄔陀夷に付囑せんに我れ彼に依りて住せん」。報じて言はく、「羅怙羅、彼は是れ悪人なり、恐らくは非法を行ぜん」。答へて曰さく、「鄔波駄耶、我れ事へて父の如くせんに彼れ何が悪を為さん」。即ち便ち付與して行いて人間に趣けり。纔かに去れるの後、鄔陀夷は羅怙羅に告げて曰はく、「汝來れ、是の如き是の如きの事を作さん」。答へて言さく、「作さじ」。鄔陀夷瞋りて言はく、「癡物、此にして尚ほ作さゞらんに餘は何をか肯へて為さん」。羅怙羅言さく、「仁は豈に是れ我が親教師及び軌範師ならんや」。鄔陀夷は轉更に瞋盛にして、遂に其項を扼へて寺門に推し出せりければ、便ち門外に於て啼泣して住せり。時に大世主苾芻尼は五百の門人と與に來りて佛足を禮せんとして其啼泣せるを見て問うて言はく、「聖者羅怙羅、何の故にか啼泣せる」。報じて言はく、「喬答彌、大徳鄔陀夷は手づから我項を扼へて推して寺を出さしめたれば」。彼れ是念を作さく、「我れ今應に佛の子を棄てゝ而し餘處に向ふべからじ」とて、即ち門徒と共に圍遶して立てり。次に憍薩羅主勝光大王あり、園中に入り佛足を敬禮するに擬せんとして羅怙羅

【二九】准陀(Cunda)

を見たりければ……前に同じく問答し……王は是念を作さく、「我今應に佛の子及以佛母を棄てゝ而し餘處に向ふべからじ」とて、卽ち圍遶して立てり。次に給孤長者あり亦園中に入り佛足を敬禮せんとして羅怙羅を見たりければ……前に同じく問答し……長者は念を作さく、「我今應に佛の子及以佛母・國主大王を棄てゝ而し餘處に向ふべからじ」とて。卽ち圍遶して住せり。是時門外に大衆雲集して嚚聲あるを致しければ、世尊大師は知りて故に具壽阿難陀に問うて曰はく、「何の故にか門外に多人聚集して大喧聲あるなる」。尊者阿難陀は具に上事を以て敬みて世尊に白すに、佛、阿難陀に告げたまはく、「實に苾芻ありて他苾芻を驅りて寺を出さしめたりしや」。答へて言さく、「大德、實に此事ありき」。佛、阿難陀に告げたまはく、[三〇]「苾芻は但己房に於てのみ主たるを得べけんも寺內に於てに非ざれば、應に他苾芻を驅りて寺外に出さしむべからず、違せんには越法罪を得ん」。世尊既にして「苾芻を驅りて寺外に出さしめざれ」と制したまひぬれば、時に諸苾芻は弟子門人に於て皆敢へて訶責せず、遂に法式を慢りて肯へて奉行せざりき。佛言はく、「應に須らく訶責すべし」。苾芻は云何が訶責せんかを知らざりき。佛言はく、[三一]「五種訶法あり、一には共語せず、二には敎授せず、三には受用を同じくせず、四には共善事を遮し、五には依止を與へざるなり。共語せずと言へるは、謂はく、言語と所有問答とを共にせざるなり。敎授せずと言へるは、利害事に於て皆敎詔せざるなり。受用を同じくせずと言へるは、所有供承は皆應に受くべからず、衣食及び法にも亦交通せざるなり。善事を遮すと言へるは、所有修行・善品・勝事は皆作さしめざるなり。依止を與へずと言へるは、謂はく、師徒相依止するの事を絕ちて共に房を同じくせざるなり」。佛言へる所の如く應に訶責すべかりければ、苾芻は事に於て簡擇を爲さずして卽ち便ち訶責せり。佛言はく、「應に事に隨せて卽ちに訶責を爲すべからず。若し五法あらんに方に之を訶す合し。[三二]云何が五と爲す、一には不信、二には懈怠、三には惡口、四には情に羞恥なく、五には惡知識に近づけるとなり」。時に諸苾芻は此五

【三〇】寺外驅出禁。

【三一】五種の訶責法。

【三二】五種應訶。

法を具せるには方に始めて訶責せるも、若し五を具せざるには卽ち訶責せざりき。佛言はく、「五法の中隨うて一あらん時、卽ち須らく訶責すべし」。弟子を訶せる時、諸の餘苾芻は遂に相攝受せり。佛言はく、[三三]「若し親教師・軌範師に訶責せられたらん時、餘人攝受して離間意を作さんには、是れ破僧の方便なれば窣吐羅罪を得ん」。佛言はく、「應に攝受すべからず」。時に諸苾芻は皆容許せざりければ、此に因りて調へ難き(者)は更に恭敬せず、或は國を出づるあり、或は俗に還れるありき。佛言はく、「應に苾芻をして其をして改悔せしめて恭敬心を生ぜしむべし」。彼卽ち其の不善巧の者をして彼人邊に至らしめしに、告げて「具壽、汝が親教師は喚びて歡喜せんを乞へり」と言ひければ、彼更に高慢せり。佛言はく、「應に善巧の苾芻をして敎へて改悔せしめ、深く殷心を起さしむべし」。時に彼が本師は來りて謝を收ぶるを見て、便ち簡別せずして卽ち相容捨せるに、彼れ善品に於て增進する能はず、復少年ありて斯に因りて歸俗せり。佛言はく、[三四]「五種法を具せんに應に[三五]懺摩を作すべきなり。一には信心あり、二には精進を發し、三には恭敬を生じ、四には口に美言を出し、五には善知識に近づけるとなり」。佛言はく、「此五の中に於て多少あるに隨うて亦懺摩すべし。然り諸苾芻にして訶責すべからざるに而し訶責せんには越法罪を得ん、應に訶責すべきに而し訶責せざらんにも亦越法罪なり。容捨すべからざるに而し容捨せんには越法罪を得ん、應に容捨すべきに而し容捨せざらんには亦越法罪なり。若し前の黑品の五法に於て隨一を現行するありて心に恭敬するなからんには應に驅出すべく、若し彼が懷に慈順あるを知らんには應に之を恕すべし。若し五の黑法を具せんには卽ちに驅出すべく、若し驅らざらんには越法罪を得ん」。佛は[三六]「驅出せよ」と言ひたれば、卽ち露體にして驅出せり。佛言はく、「應に露體にして去らしむべからず、若し是れ求寂ならんには、應に[三七]水羅と君持及び上下二衣を與へて然る後去らしむべし。若し是れ近圓或は近圓に擬せる者には、應に六物を與へて其を驅りて寺を出さしむべく、皆露體にして去らしむるを得され」

【三三】餘人攝受窣吐羅罪。

【三四】懺摩(kṣamaya)忍恕を請ふなり、律部十九、註(八の一〇)參照。

【三五】五種應懺。

【三六】驅出法。

【三七】水羅・君持。濾水囊と水瓶となり。

と。[三八](六物とは三衣と坐具と水羅と君持となり。君持に二あり、謂はく是れ淨と觸となり。)

第三門の第四子、頌に攝して曰はく、

「造寺に簷網を安くと　廣く掃地處を陳ぶると　求法と二童を說くと　熱時には應に舍を造るべしとなり」。

縁は室羅伐城に在りき。佛言へる所の如し、「[三九]樹下臥具は清淨にして得易し、苾芻は此に依りて而し出家を爲し、并に近圓を受けて苾芻の性を成ぜよ。若し[四〇]長利として別房樓閣を得んには、悉く皆受くるを得ん」と。苾芻は寺を造るに其階及次前簷を安かざりき。[四一]佛言はく、「先に基階を安くに可しく膝と齊しくし、上に厚版を置きて柱を立て、上に於て枓栱梁棟を准次に而し安き、上に平版を布き、版上に甎を布き、上に於て復甎を碎きて泥に和せるを以てして極めて須らく鞕築すべく、上に鹽石灰泥を安くべし。一重既に爾り、餘は皆類知せよ。前に欄楯を安き、横もて牽ねて柱に釘ち墮落せしむる勿れ」。時に諸苾芻は或は此に於て食せるに、鳥雀來るありて共に相惱亂せり。(佛言はく)、「應に羅網を安くべし」。何を以て網を爲らんかを知らざりき。佛言はく、「五種の網あり、謂はく、麻・紵・芒・茅及び楮皮等なり」。網を作し得たりと雖、安置するを解せざりき。佛言はく、「網の四角に於て小鐵鐶を安き、方便して挂け擧げて雨をして爛れしむる勿れ」。後に此に於て食せるに鳥尚ほ入りければ、物を以て遮掩し、食し了るに還開けり。苾芻の食時に犬來りて前に住して殘食を希ひ覓めしも、苾芻與へざりしに望斷てるに命終せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「凡そ噉食せん時は畜生に施さんが爲に一抄食を留めよ」。時に蘭若苾芻は出せる所の飲食を唯野干にのみ與へて餘の烏鳥を遮りしに、烏便ち瞋恨して、烏の音聲を作して賊帥に告げて曰はく、「林中の苾芻には多く金寶あり」と。賊は烏語を解せりければ、苾芻所に至り共に從うて金を索めしに、報じて言

【三八】六物名の相違。こゝの六物は鉢なくして君持を入れたり。百一羯磨(寒五・三九右)には三衣・鉢・濾水羅・臥敷具とし、本律第十七卷(註三三・五〇)には三衣・鉢盂・水羅・敷具とせり。今こゝに君持と鉢とを相違せしめたるは何故なるか、明かならず。

【三九】樹下臥具。伽藍住に對し、頭陀行としての樹下坐なり。

【四〇】長利。餘分の利得なり。

【四一】造寺法。本文に佛言先安基階可與膝齊、上置厚版立柱於上、斗栱梁棟准次而安、上布平版、版上布甎、於上復以碎甎和泥、極須鞕築上安鹽石灰泥、一重既爾餘皆類知、前安欄楯濆牽釘柱勿令墮落とあり、難解なり。鹽石灰泥は後文(一四の註三四)に照合すべに礓石・灰泥の寫誤なるべしと考へらる。斗栱は科栱即ちマスガタなり。

はく、「我に無し」。卽ち便ち打ち罵りければ苾芻曰はく、「咄なる哉、丈夫、何に因りてか我を打つなる」。答へて言はく、「汝に多く金あるに何ぞ相與へざる」。苾芻曰はく、「我れ林野に居せり、何處にか金を得ん、願はくは枉打する勿れ」。賊曰はく、「汝定んで金あるなり、若し與へられざらんには定んで汝が命を斷たん」。苾芻曰はく、「我を瞋れる者ありて妄に此言を作せるならん、定んで是れ我が怨ならん、幸に當に實報すべし」。賊曰はく、「烏は我に向うて道へるなり」。苾芻曰はく、「彼れ恨を懷けるに由りてなり」。問うて曰はく、「何故なりや」。苾芻具に上事を說けるに、賊帥言はく、「聖者、若し具に言はざりしならんには、我れ定んで枉殺したらん」とて、知り已るに便ち放せり。苾芻は佛に白せるに、佛言はく、「苾芻は心に局りて施を行じぬれば此過ありて生ぜり。[四二]此に由りて應に知るべし、食を留めん時は普く群生に施して一類に拘ること勿れ。可しく飯上に於て水を以て澆ぎ濕すべく、餅は須らく細く擘きて之を地に散ぜんに意に隨せて當に食すべく、應に遮止すべからず。若し遮止せんには越法罪を得ん」。苾芻は房を造りしに、天雨れる時簷下に傍ひ入り、水流漫して損せり。佛言はく、「應に懸かに障遮を作すべし」。苾芻は云何がして障を作さんかを知らざりき。佛言はく、「版を用ひよ」。彼便ち遍く遮せるに、遂に處をして暗からしめき。佛言はく、「應に遍く遮すべからず、可しく明處を留むべし」。版を求むるに得難かりき。佛言はく、「[四三]蘧・蒢・席等にて權に遮障に用ひよ」。既にして雨濕に遭へるに蟲蟻便ち生ぜり。佛言はく、「夏雨時に安きて餘時には應に去るべきなり」。[四四]

【四二】食時遮二畜生一禁。

【四三】蘧・蒢・席。ナデシコ、センナリホホヅキ、ムシログサ。

【四四】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

卷の第十四

第三門の第四子、[一]頌に攝するの餘

緣處は前に同じ。時に給孤獨長者は毎に晨朝に於て逝多林に往いて世尊の足を禮し、禮し已るに寺內の地を掃けり。後に一時に於て長者は他緣にて寺に入るに遑あらざりしに、世尊は經行して地の不淨なるを見て、世俗心を起して是の如きの念を作したまへり、「如何ぞや、彼の帝釋天主をして香醉山より箒を持して來至せしめんには」。諸佛常法として世俗心を起したまはんには、乃し蟻子に至るまで咸く佛意を知るなり。若し出世心を起したまはんには、聲聞獨覺も尙ほ了知せず、況んや餘にして能く測らんをや。時に天帝釋は旣にして觀知し已るに便ち是念を作さく、「大師は何の故にか世俗心を起したまへる」とて、乃し世尊躬ら逝多林地を掃除せんと欲したまへるを見ぬ。旣にして佛念を知るや便ち香醉山中に詣り、五百上妙の掃箒の輕軟なること綿の如くなるを取りて、佛前に至りて住せり。爾の時世尊は意に彼福を樂ふ衆生をして勝田中に於て淨業を植ゑしめんと欲しての故に、卽ち自ら箒を執りて林中を掃かんと欲したまへり。時に舍利子・大目乾連・大迦攝波・阿難陀等の諸大聲聞は是事を見已るに、悉く皆箒を執りて共に園林を掃けり。時に佛世尊及び聖弟子は遍く掃除し已り、食堂中に入りて座に詣いて坐せるに、佛、諸苾芻に告げたまはく、[二]「凡そ地を掃かんには五勝利あり、云何をか五と爲す、一には自心淸淨、二には他心をして淨からしめ、三には諸天歡喜し、四には端正業を植ゑ、五には命終の後當に天上に生ずべけん」。後の時給孤長者は林中に來り入りて佛世尊及び大弟子は躬自ら箒を執りて遍く林中を掃きたまへりと聞き、便ち是念を作さく、「如來大師及び諸の聖衆は躬自ら箒を執りて逝多林を掃きたまへり、我等云何が足を以て踏むを敢へてせん」。時に彼長者は情に愧悚を懷きて立ちて敢へて前まざりければ、佛知りて故に諸苾芻

【一】前卷の註(三九)の前頌、第二句以下に相當す。

【二】掃地五勝利。

に問うて曰はく、「立てるは是れ誰なりや」。苾芻白して言さく、「大德、彼は是れ給孤長者なり。佛世尊及び大弟子の各が親しく箒を執りて逝多林を掃けるを聞いて、情に愧悚を懷き當の處に而し立ちて敢へて前行せざるなり」。佛、長者に告げたまはく、「(三)口に經法を誦して當に可しく前行すべし。佛世尊は法を敬重するに由りての故に、諸阿羅漢も皆法を尊敬すれば」。長者は卽ち伽他を誦して行いて佛所に詣り、雙足を禮し已りて退いて一面に坐せり。爾の時世尊は爲に妙法を說いて開示し勸導し讃勵し慶喜せ(しめ)たまへり。是時長者は法を聞いて踴躍し奉辭して去りぬ。

時に諸苾芻は咸く皆疑ありければ世尊に請じて曰さく、「希有なり、大德、自ら正法に於て尊重心を生じて讃歎恭敬したまはんとは」。佛言はく、「(四)今者如來は染・瞋・癡を離れ、生老死を遠ざけて憂悲苦なく、一切智を具し一切境に於て皆自在を得たれば、法を尊重し正法を讃歎せんこと未だ希有と爲さじ。汝等當に知るべし、我れ往昔に於て染・瞋・癡を具して未だ生老病死を離れざりしにも、現に憂悲苦惱ありつゝ法因緣の爲に自ら身命を捨てたるを。汝今善く聽け、我當に爲に說くべし。乃往古昔に婆羅痆斯城中に王を(五)梵授と名づけ法を以て治化せりければ、人民熾盛にして安隱豐樂なりき……廣說せること餘の如し。時に梵授王は深く正法を信じて稟性賢善に、自利々他もて一切を憐愍し、常に惠施を行じて大慈悲あり、染著心を離れて曾て悋惜するなかりき。後に異時に於て王の大夫人は忽然として娠あり、便ち異念を生じて妙法を聞かんことを求めければ夫人は王に白せるに、王は相師を命びて其所以を問ふに、彼れ王に白して言さく、「大夫人所孕の聖胎に由りて遂に是念を生ぜるなり」。爾の時大王は卽ち法を求めんが爲に、便ち大臣に勅して金を盛りて箱に滿たし、國界に周遍して金を奉じて法を求めしめたるも、竟に未だ心を遂げざりき。月滿みて子を生めるに、顏容超絕して衆相具足せりければ……廣說せること餘の如し……王は是念を作さく、「此兒端正にして人の樂觀する所、未だ生ぜざるの時に已に妙法を希へり。宗親共に集らんに、與に何の名をか作

【三】 踏二佛掃地一作法。

【四】 佛敬二重法一本生譚。

【五】 梵授(Brahmadatta)。梵摩達多と音寫す。

すべき」。大臣白して言さく、「王子未だ生れざるに已に妙法を希へり、應に與に字を立てゝ求妙法と名づくべし」。王は八母をして乳養供承せしめければ……廣く餘に說けるが如し……乃至、蓮の水より出づるが如く、年漸く長大しては常に妙法を求めたるも竟に未だ心を遂げざりき。王崩ぜるの後自ら王位を紹ぎて諸群臣に告ぐらく、「卿當に我が爲に妙法を求むべし」。群臣勅を受けて卽ち金箱を持し、贍部內に遍く處々に求訪せるに、法として得べきなかりければ、臣は王に白して言さく、「在處に遍く求めたるも法として得べきはなかりき」。時に求法の王は所願を滿たざりければ常に憂惱を懷けり。時に天帝釋は王が心に求法の爲の故に、而し憂惱を懷けるを觀知して、卽ち是念を作さく、「王は此の如しと雖眞僞未だ知へざれば我れ應に往いて試むべし」。遂に卽ち身を變じて大藥叉と爲り手を擧げ目を張り形容畏るべくして、王前に至りて立ち便ち頌を說いて曰はく、

「常に善法を修して　諸の惡行を作さゞらんに　此世及び後生に　寤寐に常に安樂ならん」。

王は此頌を聞いて心大に歡喜し、藥叉に告げて曰はく、「仁者、當に重ねて我が爲に此の伽他を說くべし」。時に彼藥叉は卽ち王に報じて曰さく、「王にして我語を用ひんには我當に爲に說くべし」。王曰はく、「唯然り、願はくは爲に宣說せんことを。意に隨せて違ふなけん」。時に藥叉曰はく、「大王、若し實に法を樂はんには、可しく火坑を作り、七日七夜に炭を燒ける猛焰に投身して中に入るべし、我れ爲に重ねて說かん」。王は斯語を聞くや倍欣躍を增して藥叉に報じて曰はく、「此れ敢へて違はじ」。王卽ち宣令して遍く國中に告ぐらく、「我れ妙法を樂ひ聞かんが爲に、七日の後當に火坑に入るべければ、一切有緣にして希有を樂まん者は可しく來りて我を觀るべし」。旣にして宣勅し已るに擧國皆知りければ、無量の衆生は期に至りて咸く赴けり。王が法を重んずる至誠の所感に由り、虛空中に於て復無量百千の諸天あり、鼓樂絃歌し香花もて供養して希有事を慶び、王が至誠を重んじて悉く皆來集せり。時に彼藥叉は七日旣にして滿てるに、便ち虛空に昇りて菩薩に告げて

曰はく、「所斯已に至れり、可しく火坑に入るべし」。爾の時大王は遂に太子を立てゝ王位を紹繼し、普く群臣を召びて咸く歡喜を乞ひ、共に辭別を爲して漸く火坑に近づき、岸に臨みて立ち、即ち伽他を說いて曰はく、

「是の如き炎熾せる大火坑　紅焰、日の如くにして人をして怖れしむ　我れ今歡喜して身を投じ入らん　法の爲に曾て悔懼心なければ。　今我れ火坑中に處すると雖　決定して當に希有事を求むべけん　願はくは此福利もて含識に資し　猛火變じて妙蓮池と作らんことを」。

爾の時大王は伽他を說き已るに便ち自ら身を投じて火坑內に入り、身を放ちて纔に下りしに、時に大火坑は變じて蓮池と作り、清涼にして愛すべかりき。是時菩薩は身に虧損なかりき。時に天帝釋は其希有なるを見、人天歸敬せりき。復帝釋身は即ち彼王の爲に重ねて前頌を說けり、

「常に善法を修し　諸の惡行を作さゞらんに　此世及び後生に　寤寐に常に安樂ならん」。

爾の時菩薩は斯頌を受け已るに、即ち池中より出でゝ之を金葉に書き、贍部洲の城邑聚落に遍くして咸悉く告知して普く修學せしめぬ。汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、往時の求法の王とは即ち我身是れにして、法を求めんが爲の故に身命を委棄せり、何に況んや今時に勝妙の法に於て尊重を生ぜざらんや。是故に汝等應に當に修學すべし。我れ妙法に於て恭敬供養尊重讚歎し、是の如くに誠心もて法に依りて住しぬれば、自利利人の法は皆具足せるなり」。苾芻は聞き已るに、歡喜奉行せりき。

世尊說きたまへるが如し、「若し地を掃かん時に五勝利あり」と。時に老宿苾芻あり、禪誦の業を棄てゝ逝多林に入りて皆親ら地を掃けり。佛言はく、「我れ知事人に於てのみ是の如きの說を作せるも、諸の耆宿苾芻にして行業を修せる者に(說けるには)非じ。然り我所に於て善法律に依りて出家せる者には二種の業あり、一には習定、二には讀誦なり」。苾芻は佛が知事人の爲に密に是說を作し

たまへるなりと聞けるも、其の知事人は逝多林地を遍く掃くこと能はざりき。佛言はく、「要に隨うて當に掃くべし、若しは月の八日或は十五日に應に揵椎を鳴らし衆僧を總集して共に灑掃を爲すべし」。時に諸苾芻は既にして佛の敎を奉じて地を掃く時に於て俗事を談話せるに、遂に護寺天神及び非人類幷に餘の法衆をして、戯論を說くを聞いて嫌賤心を生ぜしめぬ。佛言はく、「應に爾るべからず、應に法語を說き、或は聖默然すべし」。時に諸苾芻は既にして地を掃き已るに塵土もて身を坌しければ、不信敬の人は見て嫌賤を生ぜり。佛言はく、「既にして地を掃き了りて糞穢を除去せんに應に身を洗ふべく、若し洗はざらんには水を以て手を濕して塵坌を拭ひ去り、手を洗ひ足を濯がんこと常の所爲の如くせよ」。佛言はく、「毎に八日・十五日に至りて牀敷を觀察せよ」。苾芻は總じて作せるに、佛言はく、「應に爾るべからず。可しく弟子をして詳審に觀察せしむべし、恐らくは蚤虱及以汚穢せるあらん」。佛所言の如くんば「淨掃せる地を見んに經を誦して而し踏むべし」と。苾芻は地に灑ぎ然る後淨掃して曼荼羅を作せるに、餘人見て時に足もて蹈むを敢へてせざりき。佛言はく、「應に伽他を誦すべし、踏過せんも無犯なり、疑惑を生ずる勿れ。是の如く應に知るべし、諸の[六]香臺殿・旛竿・制底・如來の形影にも、皆[七]伽他を誦して然る後に足もて踏むべく、若し爾せざらんには越法罪を得ん」。

爾の時北方に一國王あり、二童子を送りて勝光王に與へて以て國信と爲せり。一を[八]駄索迦と名け、二を[九]波洛迦と名け、其駄索迦は飲食を造るを能くし、波洛迦は牀座を敷くを解せり。凡そ邊國人は性多く饕餮なれば、毎に遊行に因みては便ち市中に入り、他の魚飯を取りて意に隨せて食へり。爾の時食主は即ち便ち苦打せるに、時に二童子は王所に還り至りて白して言さく、「大王、我れ廛中に向ひて少しく魚飯を取りしに、時に彼家人は我を苦打して極困して幾く死なんとせり」。王は語を聞き已るに勅して市人に告ぐらく、「汝等當に知るべし、所有飲食は自ら須らく掌護すべく、我が此の

【六】香臺殿。佛殿なり。
【七】伽他。古麼梵讃即ち阿利沙伽他を誦するなり、律部二十一、註(五〇の八九)參照。
【八】駄索迦(Dāsaka)。
【九】波洛迦(Pālaka)。

二童子をば應に輙ちに打つべからず」と。後に異時に於て王は朝を罷め已りて暫し偃息を爲せるに、時に二童子は各一邊に在りて王の爲に按摩して王足を搖動せるに、王の語らざるを見て一は云はく、「王睡れり」。二は云はく、「是の如し」と。王聞いて念を起せるらく、「豈に此二は私語あるには非ざらんや」。遂に便ち佯り睡りて其所說を伺へり。時に駄索迦は波洛迦に告ぐらく、「後世ありや」。答へて言はく、「何が後世あらん」。時に波洛迦は駄索迦に告げて曰はく、「世間に頗し阿羅漢ありや不や」。駄索迦曰はく、「世間に阿羅漢果あることなし」。時に王は彼二童子の語を聞き已るに便ち是念を作さく、「此二童子は倶に惡見を起せり、一は是れ斷見にして、一は是れ邪見なり」。王は大臣に告げ、大臣は轉語せりければ、遂に國內の遠近をして咸く知らしめぬ、「王の二童子は是れ邪惡見人なり」と。時に給孤長者は大衆中に於て分明に告示して、師子吼を震ひて是の如きの言を作さく、「若し我舍に於て而し命終せんには必らず天に生ずるを得ん」。王は語を聞き已るに是の如きの念を作さく、「長者若し來らんに、此二童子は我當に付囑すべけん」。後に異時に於て給孤長者は王所に來至し、自ら小童を將ゐて其坐物を持りしに、既にして座を置け已るに爾の時童子は即ち便ち外に出でゝ餘の童子と共に戲樂を爲せり。小童去りて後王は是念を作さく、「今正に是れ時なり、二童子を以て用ひて相分付せんは」と。即ち便ち竊に守門人に告げて曰はく、「長者が童子をして入り來らしむる勿れ」。門人は敎を奉じて其をして入らしめざりき。長者は坐すること久しくして心に家に還らんを念じ、座よりして起ちて使童を顧眄せり。王言はく、「長者、何の顧みる所ぞや」。白して言さく、「大王、我れ使童を覓めてなり」。王言はく、「長者、我に二童あり、今長者に付すれば可しく領して將ゐ去るべし」。彼れ王意を觀じて俛仰して取れり。復是念を作さく、「何に因りてか大王は我に二童を付せるなる」。復思へらく、「此二は先に是れ惡見なりければ、王は我を試みんとて將ゐ去らしめたるのみ」。是時長者は即ち共に家に還り、既にして家に至り已るに掌庫人に命じて曰はく、

「此二童子が須ゐん所の者は悉く皆給與せよ」。又復彼市肆の諸人に告ぐらく、「若し二童子にして須うる所あらんには君可しく之に與ふべし、明かに價直を書かんに我れ倍して酬還せん」。時に二童子は掌庫所に至り、所須を求索せるに皆意に隨せて得たりければ、掌庫者に告げて曰はく、「我が求覓する所は君皆與ふるなりや」。答へて言はく、「盡く與へん」。童子復問ふらく、「誰ぞや、是の如からしめたるは」。答ふ、「是れ長者なり」。二童相謂へらく、「長者は我に於て父母と異るなし、我が求むる所は皆悉く違ふなければ」。復異時に於て相隨へて市に入りしに、諸人遙に見て皆二童を喚べるらく、「汝、我處に來れ、意の食ふ所に隨さん」。二童報じて曰はく、「昔時には遙に見て各食盤を掩へるに、今日遠くに觀ては悉く皆我を喚べり。所以なきに非ざらん、幸に爲に之を說け」。諸人答へて曰はく、「汝昔に强食しつゝ一も直を酬ゆるなかりしも、今時長者は其價を倍還すれば、我等は斯に緣りての故に、相命びて食はしめんとはするなり」。二童は聞き已るに復相謂ひて曰はく、「長者は慈悲なり、深く憐愛せらるれば」。還りて長者に白さく、「若し作業あらんには幸に當に付へられんことを」。報じて言はく、「且らく住せよ、後當に作さしむべげん」。時に長者は彼二童を將ゐて逝多林に入り、倶に箒帚を持して僧地を掃はしめしに、長者は緣ありて須らく本宅に還るべかりければ、二童に告げて曰はく、「我れ緣ありて須らく出づべければ、汝等且らく留まりて寺中を淨掃して糞穢を屛除し、是事を作し已るに方に可しく家に還るべし」。地旣にして淨し已り糞穢を除かんと欲せるに、佛神力の故に糞をして盡くるなからしめたまひき。時に此二童は主に孝敬なりければ、誠を竭し力を用ひて糞を除いて停めざりき。爾の時佛は阿難陀に告げて曰はく、「此二童の爲に應に殘食を留むべし」。時に阿難陀は殘を留めて命びて食せしめんとせるに、二童は念を作さく、「要ず糞を除き了らんに我當に家に還るべければ、而し此聖者の殘食を食はじ」。佛は神力を以て東畔を除く時西畔に還在り、西畔を除く時東畔に還在ら(しめ)たまひければ、是の如くに艱辛して日將に暮れん

とするに至れり。佛、阿難陀に告げたまはく、『今此二童は當に汝が近くに宿ら(しむ)べし。汝復遍く諸苾芻等に告げよ、「我が先に說ける所の善事は、當に惡事を隱して顯露にすべし、二童をして惡見を捨てしめんと欲せんが故に、宜しく其善を現ずべし。汝等苾芻にして定を得たるあらんには、如定に而し住して初夜に至れ」と』。時に阿難陀は佛の敎を宣べ已るに、時に諸苾芻は卽ち初夜に於て或は光明を放ち、或は奇相を現ぜり。二童は見已りて阿難陀に告げて曰はく、「此は是れ何の物なる」。阿難陀曰はく、「彼は是れ阿羅漢にして諸の神變を現ぜるなり」。時に二童子は白して言さく、「聖者、世界の中に於て阿羅漢ありや」。阿難陀曰はく、「豈に汝二人自ら親しく見ざらんや、何所にか疑を致さん」。然り此二人は先に邪見を起して〔一〇〕應供なしと謂へるに、今神通を見て邪見便ち息み、而し正見を生ぜり。佛は中夜に於て世俗心を起したまはく、「如何がしてか彼の釋梵諸天をして咸く來りて此に至らしむべき」と……廣說せること上の如し……。時に諸天衆は佛心を觀知して咸く佛所に來り、彼威力に由りて大光明ありければ、二童は見已りて阿難陀に問ふらく、「此は是れ何の光ぞや」。答へて曰はく、「此は是れ梵・釋及び餘の天衆の、佛所に來詣して此光明を現ぜるなり」。問うて言はく、「聖者、他世あるなりや」。答へて曰はく、「汝既に親に見たり、何の所にか疑を致さん」。彼二童子は先時に邪見もて後世なしと謂へるに、今天衆を見て卽ち此時に於て正見心を生じ、深く自ら慶幸して倶に佛所に詣り、雙足を頂禮して退いて一面に坐せり。爾の時世尊は其根性に稱ひて四諦の法を說き、示敎利喜して開悟するを得せしめたまひしに、金剛の智杵を以て二十種の〔一一〕有身邪見の山を斷ちて預流果を證し、既にして果を得已るに重ねて佛足を禮し、白して言さく、「世尊、我れ今願はくは如來の善說法律に於て出家近圓し、苾芻の性を成じて梵行を勤修せんことを」。世尊は卽ち便ち命びて言はく、「善來、駄索迦・波洛迦、汝、梵行を修せよ」。時に彼二人は佛の言下に於て鬚髮自ら落ち、瓶鉢は手に在りて、初め剃髮してより七日を經て來れるが如く、進止

【一〇】應供。阿羅漢なり。

【一一】有身邪見。薩迦耶見なり、律部十九、註(九の五八)參照。

威儀は百歳の者に同じかりければ、頌して曰はく、

「世尊が善來と命びたまへるに　髪除きて衣は體に著けり　威儀は百歳の如く　佛に隨うて意に皆成ぜり」。

爾の時世尊は親しく彼二苾芻を敎授したまひて精勤倦むことなかりければ、未だ久時ならざる間に羅漢果を得たりき……廣說せること餘の如し……乃至、梵釋諸天に共に敬重せられぬ。爾の時世尊は駄索迦及び波洛迦を度して出家せしめたまひ已るに、勝光大王は既にして是事を聞いて情に嫌恥を生ぜるらく、「如何が世尊は此邪見を度して其をして出家せしめたまひたる。斯れ善事に非じ、彼が邪見は人の共に知れる所なるに由りてなり」。世尊は聞き已りて是の如きの念を作したまへり、「我が衆中の聲聞弟子は、諸惑斷盡して功德尊重なること妙高山に同ぜるに、如何が國王は輕慢想を生じて斯に大失を成ぜる。我れ今宜しく彼二人に殊勝の德あるを彰はすべし」。時に給孤獨長者は來りて佛足を禮し一面に在りて坐せるに、佛の說法を聽いて示敎利喜せ(しめ)たまへり。時に世尊は默然して住したまひしに、長者は卽ち便ち座よりして起ち、合掌恭敬して白して言さく、「世尊、唯願はくは大師及び諸の聖衆は、明、我家に就りて爲に微供を受けたまはんことを」。佛默然して受けたまふに、長者は知り已りて佛を禮して去りぬ。爾の時佛は阿難陀に告げて曰はく、『汝今宜しく去いて駄索迦・波洛迦に告げて曰ふべし、「汝等二人は明日宜しく應に長者家に至りて衆の爲に行水すべし」と』。時に尊者は佛の敎を奉じ已りて二人所に至り具に佛の敎を陳べしに、時に彼二人は佛勅を奉じ已りて報じて言はく、「尊者、世尊の敎の如くに我れ當に奉行すべし」。便ち是念を作さく、「何の故にか世尊は諸耆宿及以中年(苾芻)を捨てゝ我二人に於て曲げて爲に顧命して我をして行水せしめたまふなる。豈に世尊は我所に於て其勝德を彰はさんと欲したまふに非ざらんや、我等宜しく應に世尊の願を滿しまつるべし」と。爾の時長者は卽ち其夜に於て具に種々上妙の飲食を辦へ、

所謂、五噉食と五嚼食となり、即ち晨朝に於て牀座及び盛水器を敷設し、莊嚴し已り訖るに使をして佛に白さしむらく、「飲食已に辦はりぬ、唯願はくは時を知しめさんことを」。爾の時世尊は衣を著け鉢を持し、苾芻衆と與に長者家に詣り、其食處に至りて所設の座に就きたまひ、及び諸大衆悉く皆坐し已れり。是時長者は復使人を遣はして勝光王に白して曰さく、「我れ今日に於て自家中に在りて佛及び僧を請じて微かに供養を設けぬ、唯願はくは大王、暫し來りて隨喜したまはんことを」。時に王は聞き已りて便ち太子及び內宮人と與に扈從相隨へ、長者の宅に至り共に隨喜を申べんとて、既にして佛所に至り禮足して坐せり。爾の時具壽馱索迦は上座の前に於て立ちて手づから瓶水を執るに、神力もて加持して所注の水をして上より下に至りて次第に手を洗はしめぬ。爾の時具壽波洛迦は下座の前に於て立ちて淨瓶水を執るに、神力もて加持して亦其をして下より上に至りて次第に口を漱がしめぬ。時に勝光王は是事を見已りて便ち是念を作さく、「斯れ何の耆宿大德苾芻なれば、親しく佛前に於て敢へて神力を現ぜるなる」。即ち起ちて水を尋ねて下座邊に至りしに、波洛迦の、手づから瓶水を持てるを見、後更に水を尋ねて上座邊に至りしに、馱索迦の瓶を持して立てるを見たりければ、極めて希有を生じ、長く右手を舒べて讚歎の言を出せるらく、「希有なり佛陀、希有なり達磨、善い哉正法、能く現世に於て馱索迦・波洛迦等をして罪惡見を捨てゝ、是の如きの殊勝の德を證獲せしめたまはんとは」。時に彼長者は既にして大衆悉く坐し定まれるを見已るに、便ち自手を以て諸飲食を行し、大衆飽き已り手を洗ひ口を漱ぎ齒木を嚼み已りて鉢器を屏除せるに、即ち小席を取り親しく佛前に於て長跪して聽法せり。爾の時世尊は勝光王及び大長者の爲に、機に隨うて法を說き示敎利喜して座よりして去りたまへり。

三 時に諸苾芻は住處に至り已るに咸く皆疑ありければ、世尊に請じて曰さく、「大德、此の馱索迦・波洛迦は曾て何の業を作してか邊地に生在して、一は是れ斷見にして一は是れ邪見なりし。又何の業を

【三】馱索迦・波洛迦前生因緣譚。

作してか佛法中に於て而し出家を爲し、諸惑を斷盡して阿羅漢を得たるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『此の二人が自ら作せる所の業は果報成熟して……廣說せること前の如し……乃至、果報は還りて自に之を受くるなり。汝等諦かに聽け、乃往古昔に此賢劫の中人壽二萬歲の時、迦攝波佛ありて世に出現したまひしに、時に此二人は彼佛の法に投じて而し出家を爲せり。二人は伴と爲りて往いて邊國に至り、敎授師なくして自ら禪定を修せるに、實に所證なきに證解せるの心を作せり。命終の時に臨みて聖法を誹謗し、邪見心を生じて是の如きの語を作さく、『迦攝波佛は世間を誑惑せり、「煩惱を斷盡せんに阿羅漢を得ん」と。我れ諸惑に於て斷盡する能はず、何が餘人の阿羅漢を得たるあらん』と。汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、往時の二人の、師なくして定を習へる者とは、卽ち馱索迦・波洛迦是れなりしなり。聖法を誹り邪見を生ぜるに由りての故に、多時を經歷して惡趣に墮せり。復多生に於て常に邊地に處して邪見心を起し、乃し今身に至るまで還邊地に生じて邪見心を起せるなり。彼二人は讀誦し受持して、[一三]蘊・界・處・[一四]緣生の道理及び[一五]處・非處に悉く皆善巧なりければ、斯の業力に由りて我法中に於て出家修行しては、諸惑を斷盡して阿羅漢を得たるも、師なくして定を習ひぬれば是の如きの過ありしなり、[一六]是故に汝等は應に師なくして輒ち自ら定を習ふべからず、若し輒ち學せんには越法罪を得ん』。

[一七]緣は室羅伐城に在りき。一長者あり蘭若處に於て一小室を造れり。時に苾芻ありて此に於て住せるに、時、春陽に屬せりければ熱の爲に逼られて、形色萎黃し瘦損して力なかりき。(卽ち)住處を移さんと欲して往いて長者に白さく、「仁當に守護すべし、我れ他行せんと欲すれば」。長者問うて曰はく、「何の闕少するありて而し他行せんと欲するなる」。苾芻答へて曰はく、「我れ闕乏するなし、然り時熱たれば室小にして居り難きのみ」。長者答へて曰はく、「若し熱を畏れんには爲に地窟を造らん」。答へて言はく、「長者、佛未だ聽されざるなり」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、[一八]「地

【一三】蘊・界・處。蘊善巧・界善巧・處善巧の義、律部二十一、註(四六の四―七)參照。
【一四】緣生の道理。十二緣起の道理にも通曉せりとの意。
【一五】處・非處。處非處に善巧なりとの　、律部十九、註(九の六四)參照。
【一六】無師習定禁。
【一七】前卷の註(三九)の前偈、第四句に相當す。
【一八】地窟・大舍造立聽許。

箭を須ゐんには意に隨うて應に作るべし」。長者は爲に作れるに、夏月時に至り復濕氣多くして便ち住するに堪へざりければ、後に長者に白して言さく、「我れ他行せんと欲す」。……前の問答に同じ……「然り、地濕れるが爲に痰癃病增して居住に堪へざれば」。長者答へて曰はく、「若し是の如からんには爲に大舍を造らん」。苾芻告げて曰はく、「世尊は未だ許したまはじ」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「大舍を爲るに任さん」。長者便ち造れるに、簷なかりしを以ての故に柱危くして破れんと欲せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「簷を安くべし。若し摧くるを恐れんには應に邪柱を安きて釘を以て之に釘つべきなり」。

第三門の第五子、頌に攝して曰はく、

「石鹽は角內に安くと　藥器と氍毹を用ふると　替を安くと誦經時には　物を以て其足を承くるとなり」。

一九 緣は王舍城竹林園中に在りき。時に具壽畢隣陀跋蹉は出家してより後、身常に疾を抱けり。同梵行者あり來りて相問訊して言はく、「上座、四大安隱なりや不や」。答へて言はく、「我れ患へり、寧んぞ安隱あらん」。復問ふらく、「上座、比來曾て何の藥をか服せる」。答へて曰はく、「曾て石鹽を服せり」。「若し爾らば今何ぞ服せざる」。答へて言はく、「賢首、佛未だ聽許したまはじ」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今諸苾芻に聽さん、應に二〇先陀婆鹽を畜ふべし」。苾芻は隨處に安置せるに遂に銷滅せしめぬ。佛言はく、「應に是の如くに隨宜に安置すべからず、應に箭に畜ふべし」。便ち竹箭に安けるに亦還銷失せり。佛言はく、二一「應に角箭を用ひて鹽を内に安くべし」。遂に新角を用ひければ更に臭穢せしめぬ。佛言はく、「應に牛糞の水を用ひて煮るべく、洗ひ乾さんに損するなけん」。佛は石鹽は應に角中に安くべしと言ひたるも、蓋を安くを解せざりければ塵土便ち入れ

【一九】畜二石鹽一聽許。

【二〇】先陀婆鹽。Sindhava loṇa 即ち辛頭鹽にして、辛頭國產の岩鹽なるべし。

【二一】角箭聽許。

り。佛言はく、「蓋を著くべし」。苾芻解せざりき。佛言はく、「還(また)應に角を用ふべし」。

時に畢隣陀跋蹉は……患へるに因みて問答せること前に同じ……[三二]須らく藥椀を畜ふべかりき。佛言はく、「應に畜ふべし」。

緣は室羅伐城に在りき。時に長者あり妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一息を生じ、年漸く長大しては遂に善說法律に於てして出家を爲せるに、但空牀に臥して未だ氈席あらざりき。長者は後の時寺に入りて遊觀せるに、便ち其子の但單牀に臥して更に氈席なきを見て告げて言はく、「聖子、自餘の苾芻は皆氈席あるに、汝に何故に無きぞや」。答へて曰はく、「諸人は多く是れ宿舊の出家なれば先來貯畜せるも、我は新に俗を捨せるなれば斯に由りて未だ有らざるなり」。答へて言はく、「若し爾らば我舍に好氍毹あり、可しく用ひて敷臥すべし」。答へて言はく、「佛未だ聽許したまはじ」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、[三三]「氍毹を用ふるを聽す」。苾芻即ち便ち物を以て襯せず、赤體にして臥し遂に多く垢膩せりき。長者は寺に入り其垢惡せるを見て便ち識認せざりければ、其子に問うて曰はく、「更に褥を得たりや」。答へて言はく、「舊物なるのみ」。父言はく、「何に因りてか垢汚して以て此に至れる」。答へて曰はく、「襯替なかりしが爲に汚染せしむるを致せり」。父曰はく、「此は貴價物なるに其をして損壞せしめんとは。汝今宜しく替を安きて用ふべし」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「是れ私物なりと雖亦應に襯を安くべし」。

緣處は前に同じ。佛言はく、「應に經を誦せんには可しく高座に昇るべし」と。其人、師子座に坐せるに、下に雙足を垂れて勞倦あるを致せり。佛言はく、[三四]「應に承足牀を作るべし」。苾芻解せざりければ、佛言はく、「若し座にして移動せざらんには應に甎を以て作るべく、若し移轉せんには可しく版を用ひて爲るべし」。移舉せん時難かりき。「可しく四角に於て各鐵鐶を安き、意に隨せて擎げ去るべし」。時に求福の苾芻及び信心の俗旅あり、足趺上に於て塗るに香泥を以てせりければ、時に

【三二】藥椀聽許。

【三三】氍毹聽許。

【三四】承足机聽許。

誦經師は敢へて足もて蹋まざりき。佛言はく、「草及び葉を以て替して方に蹋むべし、疑心を致すこと勿れ」。

二五 緣處は前に同じ。佛は「承足牀を作せ」と言へるに、林中の苾芻は此物得難かりければ、足を垂れて勞倦せり。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「石を以て足を支へよ」。

第三門の第六子、頌に攝して曰はく、

「拭面巾と疎薄と　唾盆幷に體に襯せると　鐵槽と砌して地に基すると　日光珠と衣を浣ふとなり」。

二六 緣は王舍城に在りき。畢隣陀跋蹉は身常に疾を抱きて頭面垢膩せるに……問答は前に同じ……乃至、「上座は先に何の物をか持てる」。答へて曰はく、「拭面巾を持てり」。「今何ぞ持たざる」。答へて言はく、「佛未だ聽許したまはじ」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「病あるにも病なきにも、應に面巾を持すべし」。

二七 緣處は前に同じ。畢隣陀跋蹉は熱に苦しみて身黃せるに……問答は前に同じ……乃至、「上座は先に何の物をか持てる」。答へて曰はく、「疎薄衣を持てり」。「今何ぞ持たざる」。答へて言はく、「佛未だ聽許したまはじ」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「熱時には應に疎薄の衣を著すべし」。

二八 緣は室羅伐城に在りき。時に苾芻あり苦く痰癊を患ひければ、牀の兩邊に於て其涎洟を棄てゝ淨潔ならざらしめき。天將に曉けんとして門人房に入り、禮して安否を問へるに洟唾もて額を汚せり。苾芻見て問ひ、卽ち事を以て答へしに、苾芻曰はく、「我れ試みに之を觀ん」とて、便ち房中に入りしに其洟唾の牀邊に狼藉せるを見たりければ、諸苾芻に告げて共に嫌恥を生ぜるらく、「云何が苾芻にして僧房中に於て洟唾不淨せる」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「是れ洟唾を棄つべきの處に

【二五】承足石聽許。

【二六】拭面巾聽許。

【二七】疎薄衣聽許。

【二八】承唾盆聽許。

非ざれば、應に輙ち棄つべからず。若し[二九]闇中に在らんには頭を地に扣たずして而し禮拜を爲し、須らく敬を致すべからんには口に畔睇と云ふべく、但、請白するあらんには咸應に是の如くすべし。若し傷寒を患ひて涎洟流出せんには、應に器を以て承くべし」。器物を著く時傾側あるを致して更に多く穢汚せり。佛言はく、「可しく支物を安くべし」。彼れ圓䋲を置けるに然く由ほ傾側せり。佛言はく、「其の承唾盆及び洗口器は形、象跡の如くし、底凸くして內に向はんには地に置かんに安隱なり」。唾水を棄つる時卽ち便ち[三〇]却出せりき。佛言はく、「盆內に物を內るべし」。苾芻辨せざりければ、佛言はく、「應に草を截ちて中に置き、或は沙土等を安くべし」。多く蠅ありて附せり。佛言はく、「應に扇ぎて之を去るべし」。盆に臭氣ありき。佛言はく、「時々に應に洗ふべし」。洗ひ已るに曬さゞりければ蟲ありて生ぜしめぬ。佛言はく、「曬し乾かすべし」。復苾芻あり涎唾して止まざりしに、器の乾く時を待ちて事便ち廢闕せりき。佛言はく、「應に二盆を畜へて更互に而し用ふべし」。苾芻にして簷下にて讀誦し經行せるに、若し洟唾せん時は隨處に棄擲せり。佛言はく、「應に爾るべからず、棄てんには越法罪を得ん。[三一]然り、寺中に於ては四角の柱下に各聽盆を安き、若し唾するあらんには可しく此に棄つべし」。

[三二]緣は室羅伐城に在りき。時に苾芻あり名けて毛血と曰ひ、昔五百世に於て若しは生若しは死に常に地獄に處し、後に人趣に生じては居家に處在して常に好みて身を嚴り、戲樂厭くなくして地獄を思はざりき。[三三]後に異時に於て佛法中に於て出家修行せるに、佛の、法を說きたまふに、三藏教に於て地獄の苦・傍生・餓鬼・人天の差別を說きたまへるを見ぬ。地獄を聞ける時極苦現前して身の諸毛孔より並に血流出せりければ、衣裳點汚して常に臭氣ありき。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「此の如きの苾芻は應に襯身衣を畜ふべし」。苾芻は卽ち便ち披て衣外に在けるに遂に譏醜を生ぜり。佛言はく、「應に內に在いて披るべし」。其身瘙癢せるに此衣を將つて揩れり。佛言はく、「應

【二九】闇中禮法。

【三〇】却出。却はヒマ、アヒダの義、容易に出でざる意なるべし。

【三一】寺中安二置唾盆一法。

【三二】畜二襯身衣一聽許。

【三三】本文に後於異時在佛法中出家修行見佛說法於三藏教說地獄苦傍生餓鬼人天差別、聞地獄時極苦現前身諸毛孔並血流出衣裳點汚常有臭氣とあり。

に是の如くすべからず、若し濃血あらんには當に樹葉を以て湯を作り、徐徐に洗除すべし。其の襯身衣は時々に浣染し曬曝して乾かさしめよ」。

三四 緣は王舍城に在りき。具壽畢隣陀跋蹉は身常に疾を抱きければ、同梵行者は……問答は前に同じ……乃至、「上座は先に何の物をか持てる」。答へて曰はく、「曾て鐵槽を持ちければ藥湯を安きて浸りぬ」。「若し爾らば何ぞ持用せざる」。答へて言はく、「佛未だ聽許したまはじ」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「病者は當に鐵槽を畜ふべし」。

緣は室羅伐城に在りき。時に諸苾芻は夏雨時に於て、制底を旋遶せるに泥ありて足を汚せり。佛言はく、「應に可しく甎を布き、上に碎甎を以て泥に和して之を打つべし。復、三五礓石と灰泥とを安くべし」。塔大にして遍きこと難かりき。佛言はく、「應に一尋を齊るべし」。此亦辦じ難かりき。佛言はく、「版を安くべし」。復更に求め難りき。佛言はく、「歩々に甎を安くべし」。苾芻の寺門及び寺內の地に多く泥陷ありき。佛言はく、「上の所作の如く事に准じて應に爲すべし」。

三六 緣處は前に同じ。一長者あり靜林中に於て一小舍を造り苾芻寄住せるに、時寒節に當り苾芻は冷に觸れて身形羸瘦せりければ、來りて長者に告げて曰はく、「我れ他行せんと欲す」。答へて言はく、「聖者、闕くる所ありてなりや」。報じて言はく、「乏くるなきも但苦寒の爲なり」。長者曰はく、「仁、此に住せよ、我れ日光珠を與へて常に火を得せしめん」。答へて言はく、「長者、佛未だ聽許したまはじ」。答へて曰はく、「佛は大慈悲なれば必らず受用するを聽したまはん」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「若し日光珠を須ゐんには畜へて隨時に火を出すを聽さん」。長者便ち與へければ、苾芻は受用せり。時に五百群賊あり、小城を打たんと欲して苾芻處を過り、告げて言はく、「火を須む」と。報じて曰はく、「現無し」。賊曰はく、「何の方にてか火を得るなる」。答へて曰はく、「賢首、日光珠の能く火を出すあれば」とて、便ち其處を示せり。賊去りて城を破り、廻りて此に至り其珠

【三四】鐵槽聽許。

【三五】礓石。礫石なり。

【三六】畜二日光珠一聽許。

を奪はんと欲して問ふらく、「珠は何處ぞや」。苾芻は珠を示せるに賊取りて去りければ、苾芻は寒を患ひて長者所に至り、報じて言はく、「我れ寒し……具に上に說けるが如し……」。長者曰はく、「珠、何處にか在ける」。答へて曰はく、「賊ありて將ち去れり」。長者曰はく、「此は貴價物なるに密に擧掌せずして賊をして將ち去らしめんとは」とて、深く可惜を成ぜり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「此る貴珠は應に賊に示すべからず、應に其が火を與ふべきなり。日光珠の如く月光(珠)も亦爾り」。

緣處は前に同じ。六衆苾芻は浣衣人をして衣服を洗濯せしめしに、時に浣衣者は多く他衣を得たれば、洗浣未だ了らざりき。時に鄔波難陀は日晡後に至り便ち故衣を持して洗衣處に詣り、報じて言はく、「爲に洗へ」。答へて曰はく、「現多衣あれば明、當に爲に洗ふべけん」。便ち忿怒を生じければ、彼言はく、「瞋る勿れ、可しく留めて去るべし、我れ今爲に洗はん」。即ち便ち衣を留めしに、衆多衣と與に一處に同じく浸しければ、遂に赤色をして他衣に染壞せしめ、彼れ見て愁惱し頬を掌へて住せるに、多人來り見て皆共に譏嫌せり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「浣衣に由りての故に衆の譏嫌を生ぜるなり」。諸苾芻に告げて曰はく、「鄔波難陀は赤色衣を以て他の衣物を汚せり。是故に苾芻は應に赤色衣を以て他をして洗浣せしむべからず、作さんには越法罪を得ん」。六衆聞き已りて便ち白衣を將いて彼をして洗浣せしめしに、彼便ち撥ひ打ちて衣をして損破せしめぬ。佛言はく、「苾芻衣は皆應に浣衣人をして洗はしむべからず」。

緣處は前に同じ。六衆は佛が他をして衣物を洗浣せしむるを許したまはずと聞くや、即ち便ち衣を持して浣衣處に至り、物を以て頭に纏ひ池水邊に於て自ら衣服を洗ひければ、衆人見て譏れり。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「[三七]苾芻は應に浣衣處に至りて自ら衣服を洗ふべからず、作さんには越法罪を得ん」。

【三七】 自洗二衣服一制禁。

三八 緣處は前に同じ。苾芻便ち大版木上に於て撥ひ打ちて衣を洗へるに、衣をして破壞せしめぬ。佛言はく、「應に爾るべからず、應に盆中に在りて煖水を以て浸し、徐々に自ら手づから洗濯して淨からしむべし」。佛は手にて洗はしめたまへるも苾芻は能はざりき。佛言はく、「脚を用ひよ」。時に手足皆悉く能はざるありき。佛言はく、「他をして爲に洗はしめ、應に可しく自らは看るべきなり」。

【三八】 浣濯法。

巻の第十五

第三門の第七子、頌に攝して曰はく、

「拭身と(拭)履と蛇の咽と　石器に疑惑を生ずると　染衣に多種あると　意に隨せて伽藍に畫くとなり」。

一 緣は室羅伐城に在りき。苾芻は洗ひ已りて濕れる體に衣を披たるに、色壞し兼ねて臭かりき。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「應に拭身巾を畜ふべし」。時に苾芻あり、巾の得べきなかりき。佛言はく、「洗ひ已るに片時地に蹲り、洗裙を以て體を拭ひ、然る後に衣を披よ」。

二 苾芻の革屣上に塵土あり、即ち便ち撥ひ打ちしに網系をして斷たしめき。佛言はく、「應に爾るべからず」。復水を用つて洗へるに轉爛壞を加へぬ。佛言はく、「應に爾るべからず、可しく濕帛を將つて拭ふべし。是故に苾芻は應に鞋履を拭ふ物を持つべし」。(註、三 洗裙と言へるは可しく絹布の一幅半、長さ六尺許なるを用ふべく、橫に腰髁に遶らし、攝へて脫せしむる勿れ、更に帶を安かず、是れ西國の法なり)。

四 佛、占波國揭伽池側に在せるに、時に龍女ありて信心純善なりしも、其子は不信にして五 法・律に依はざりければ、其母遂に便ち勸めて法を聽かしめんとて(曰はく)、「子よ、今宜しく去りて聖者邊に於て正法を聽聞すべし、汝をして福を獲せしめん」。其子は本形を變ぜずして去りて誦經處に至りければ、少年苾芻は之を見て驚怖し、便ち唱ふらく、「長腰なり、長腰なり」と。其餘の苾芻にして未だ欲を離れざる者も皆恐怖を生じ、即ち毛繩を以て其龍項を縛りて寺外に擲げぬ。其子、家に歸るに、母見て問うて言はく、「汝、聖者處に向ひて正法を聽けりや不や」。答へて言はく、「阿母、此無慈愛の人を說くを須ゐじ」。母曰はく、「彼は汝が處に於て何の非法をか作せる」。即ち便ち具に毛繩

【一】拭身巾聽許。

【二】拭履巾聽許。

【三】洗裙用法。

【四】繫龍蛇項禁。

【五】法・律。佛の善く說かれたる法と律となり。

もて項を損へるを説けるに、母曰はく、「此因緣に由りてこそ名づけて聖者と爲すなれ。若し是れ餘類なりしならんには、汝を殺さんこと疑なけん」。子便ち默爾せり。時に彼が朋友は皆共に譏笑して唱へて言はく、「破項よ」と。調弄せらるゝ時、身體黃瘦し氣力衰弱せりければ、母は見て告げて曰はく、「何の故にか汝が身萎黃せること是の若くなる」。答へて言はく、「阿母、常に知識あり調ひて破項と言ひぬれば、我れ負ひて羞恥し、斯の羸瘦を致せるなり」。母曰はく、「汝は本形を變へざりしに由りて遂に此過を招けるなり、若し變形して去りたらんには毛繩を被らざりしならん。今可しく變形して往いて妙法を聽くべし、聞見する所に隨ひて皆汝が心に稱はん。若し本形に依らんには、身を藏して聽くべし」。彼れ信心を乏きぬれば母語に隨はずして默然して住せり。母は是念を作さく、「聖者は毛繩もて龍子の項を繫りぬれば、法を聽かんと欲する者も與に難緣と作せり。我れ今此が爲に當に往いて佛に白すべし」。初夜分を過ぐるに身に光明を放ちて佛所に來至し、佛の雙足を禮して一面に在りて坐せるに、彼龍女の身光明に由りての故に、揭伽池をして周遍して照耀せしめぬ。龍女は佛に白して言さく、『大德、我子不信なれば勸めて聽法せしめんとて誦經處に至りしに、聖者は既にして見て便ち毛繩を以て急りて其項を繫り、之を寺外に棄てしに項便ち傷損せり。彼が諸朋友は見て調弄して唱へて破項と言へるに、戲弄せらるゝに由りて身體萎黃し氣力羸損せり。唯願はくは世尊、諸の聖衆に於て略して遮制を爲したまはんことを、「毛繩を以て諸の龍子を繫る勿れ」と。慈愍の故に』。世尊は知しめし已りて默然して請を受けたまへるに、是時龍女は佛を禮して去りぬ。爾の時世尊は天曉に至り已るに、僧衆の前に於て座に就いて坐し、諸苾芻に告げて曰はく、「昨夜龍女は我所に來至し、雙足を禮し已りて退いて一面に坐せるに、彼威光に由りて遍く池側を照らして悉く皆明朗に、而し我に白して言さく、『大德、我子不信なれば勸めて聽法せしめんとて誦經處に至りしに、聖者は既にして見て便ち毛繩を以て急りて其項を縛り、之を寺外に棄てしに項便ち傷損せ

り。彼が諸朋友は見て調弄して唱へて破項と言へるに、戯弄せらるゝに由りて身體萎黄し氣力羸損せり。唯願はくは世尊、諸の聖衆に於て略して遮制を爲したまはんことを、「毛繩を以て諸の龍子を繋る勿れ」と。慈愍の故に』と」。諸苾芻に告げて曰はく、『汝等何に因りてか非法事を作して、彼龍神をして心に輕慢を生ぜしめ、能く正法をして遂に銷亡するに至らしめたる。故に諸苾芻、毛繩を以て龍蛇の項を繋ること勿れ。[六]若し來るを見ん時は卽ち可しく彈指して告げて言ふべし、「賢首、見えざる處に向へ」と。言に隨うて去らんには善し、若し去らざらんには[七]羊甲杖を以て緩く其頭を扠みて甖項中に置れ、傍邊に孔を穿ち、口は物を以て塞ぎて之を擎げて外に出つべし。此杖なからんには輭條等を以て項を繋りて牽き出し、此亦無からんには應に杖を以て徐に按へ、繩索もて項を繋りて項中に擧置し、前の如く外に棄てゝ草叢中に放つべし』。蛇、瞋火を縱ちて此草を焚燒し、蛇も亦命終せり。佛言はく、「應に草叢内に棄つべからず」。後に露地に棄てゝ久しく觀察せざりしに、便ち諸蟲あり來りて相唼食せり。佛言はく、「棄て已らんに卽ちに去るべからず、可しく露地に於て之を棄つべく、穴に入り已るを待ちて然る後に去るべし」。

[八]緣は王舍城に在りき。城中に一長者あり、善く石作を閑ひて諸の石器を造り、隨時に貯へ賣りて多く利物を獲たれば、便ち是念を作さく、「何の方便を作してか多く福業を獲て、能く現世に於て利窮まりなきを得べき。我れ今宜しく佛及び僧に舍に就りて供養し、石器中に於てして飲食を噉はんことを請ずべし、多く福業を得て利窮まりなきを得ん」。卽ち佛所に詣り……廣說せることの上の如し……乃至、佛衆皆來り、家に就りて坐し定まるに、長者は便ち新器を將つて上座に行與し、舊器は[九]下行に授與せんとせるに、苾芻は疑を生じて爲に受くるを肯んぜざりき。佛言はく、「出づる處淨なる故に應に爲に之を受くべし、疑惑を致すこと勿れ」。長者は供養して皆飽滿せしめしに、佛爲に法を說きて座よりして去りたまへり。

【六】棄蛇法。

【七】羊甲杖。明本には羊角杖とせり。

【八】石器受用聽許。

【九】下行。下座なり。

[一〇]。緣は室羅伐城に在りき。苾芻須らく染むべかりければ世尊は聽許したまへり。苾芻は濕れる染木を煮たるに染色をして壞せしめぬ。佛言はく、「曬し乾かして然る後煮用せよ」。日中に於て曬せるに染をして好からざらしめぬ。佛言はく、「應に日中に曬曝すべからず」。陰處に於て曬せるに醭[一一]をして出でしむるを致せり。佛言はく、「烈日に在りてに非ず、復極陰に非ず、隨時に曬曝せよ」。又復衣を以て染木と與に同じく煮たるに衣をして損壞せしめぬ。佛言はく、「別に染汁を煎るべし」。一度煮已るに卽ち便ち棄擲せり。佛言はく、「三たび煮んに方に棄つべし」。苾芻は三度煮たる汁をも皆一處に安けり。佛言はく、「三は皆別に安くべし」。何者が初・中・後なりやを記知する能はざりき。佛言はく、「字を書して其次第を記せよ」。苾芻は汁を以て澆ぎて衣上に在けり。佛言はく、「應ぜず。先に盆中に染汁を置れ已り然る後に衣を投ぜよ」。便ち多く汁を著れしに、曬す時に流れ下れり。佛言はく、「應に多く著るべからず」。或は時に染(汁)少かりければ衣をして斑駮ならしめぬ。佛言はく、「極多極少なるを得ず、應に處中して斟酌すべし」。地に在きて衣を曬せるに塵土にて便ち汚せり。佛言はく、「可しく繩上に於て、、「爾るべからず」。復草束上に於て曬せるに、汁一邊に向へり。佛言はく、「可しく繩上に於て衣を搭け、一邊は竹夾を以て夾み定むべし。若し衣を損せんを恐れんには、物を以て夾に替せよ」。苾芻は數或は竿上に在くべし」便ち繩上に搭けしに中に染色なかりき。佛言はく、「可しく繩上に於て衣を搭翻轉せざりければ汁一邊に向へり。佛言はく、「應に數翻轉すべし」。時に苾芻あり重き大衣を作らんとて、染めて繩上に安けるに重くして勝ゆる能はざりき。佛言はく、「草を敷いて上に曬し、數須らく翻轉すべし」。新汁を以てして舊衣を染むるあり、新衣を以て之を舊汁に投ずるありき。佛言はく、「新衣は新汁に、舊衣は舊汁に(投ぜよ)、應に此に異るべからず」。新衣を以て陰處に曝し、便ち故服を以て曬して日中に在けるありき。佛言はく、「新は日中に在き、故は陰處に於てすべし」。衣を染むる時第三汁を以て先に用ひて衣を染め、次に中、後に初(汁を以て衣を染めぬ)。佛言はく、

【一〇】染衣ず。

【一一】醭。醋又は酒上の白、カビの類。

「先に初、次に中より後に及ぶべし」。染衣既にして竟るに水を以て揉まざりければ衣色斑駮せりき。佛言はく、「應に水を以て揉むべし」。苾芻は染め了れる當の日に水にて揉めり。佛言はく、「應に明日を待つべし」。正しく衣を染むる時風雨來り至りければ、苾芻惶惶として何處に衣服を曬さんと欲すべきかを知らざりき。佛言はく、「應に簷前に置くべし」。卽ち簷前に於て衣を染めしに、染汁をして地を汚さしめければ、俗旅見て問ふらく、「聖者、何に因りてか此處に流血あるを得るなる」。答へて言はく、「血に非じ、是れ我が染處なるのみ」。遂に譏醜を生じければ、苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「染衣せん處は或は牛糞を以て、或は土を用つて塗拭すべし」。

[一二] 緣處は前に同じ。給孤長者は此寺を創造して佛僧に施し已れるも、所有牆壁には未だ彩畫を爲さざりければ、便ち此念を作さく、「我れ今佛に請うて僧寺に畫かんと欲す」。……至りて佛足を禮し退いて一面に居して白して言さく、「大德、寺牆に未だ畫かざれば、我れ今畫かんと欲す」。佛言はく、「意に隨さん」。長者は解せざりければ來りて苾芻に白せるに、苾芻は何の彩色を用ひんかを知らざりき。便ち往いて佛に白すに、佛言はく、「善い哉、長者、知らざりき、汝今復問はんとは。應に靑黃赤白の四色及び雜彩色を用ひ、以て充ひて圖畫すべし」。

第三門の第八子、頌に攝して曰はく、

「造寺の所須物と　穿牀と禮敬の儀と　別に剃髮衣を畜ふると　花鬘は眠處に挂くるとなり」。

[一三] 緣處は前に同じ。此城中に於て一長者ありて食を施せり。苾芻數其舍に至りしに、遂に長者をして歸戒中に住せしめぬ。後に異時に於て因みて [一四] 七種有事福業を說けるに、報じて言はく、「聖者、我れ隨一福業もて意を發して修營せんと欲す」。苾芻答へて曰はく、「善い哉、應に作すべし」。問うて言はく、「聖者、我れ何の事をか作すべき」。答へて曰はく、「可しく衆僧の爲に住處を修營すべし」。

【一二】寺內彩畫聽許。

【一三】造寺費中より工作器共及び工作人の食を求むるゃ可否。

【一四】七種有事福業。律部十九、註(七の二四)、律部二十一、註(四六の二九)本文參照。

「聖者、我れ今現に造寺の直あるも、然も善件の我が修營を助くるなし」。答へて言はく、「長者、仁當に物を辦ふべし、我れ修營を助くれば」。「善い哉、聖者」とて、卽ち錢物を授けぬ。苾芻念曰すらく、「此物は卽ち是れ 一五 四方僧に屬すれば、如何がしてか造(寺)器具に費用せん。我れ餘處に於て別に更に求覓せん」とて、長者が錢物は庫中に貯へぬ。後の時長者は是の如きの念を作さく、「聖者は好心もて我が爲に造寺したらん、試みに往いて其狀の如何を觀察せん」。往いて其處を觀ぜるに一も營造するなかりければ、苾芻に問うて曰はく、「爲に造寺せんを許へるに何の意にてか空無なる」。答へて曰はく、「既にして作具なし、何を用ひてか營造せん」。報じて言はく、「施物もて何が營爲せざる」。答へて曰はく、「物は庫中に在けり」。長者曰はく、「宜しく此物を用ひて諸器具を造るべし」。答へて曰はく、「此物は四方僧に屬すれば我れ用ふるを敢へてせじ」。長者言はく、「造寺せんこと元四方衆僧に屬せんには、費ひ用ひんに何の過かある」。答へて言はく、「長者、我れ往いて佛に白さん、愆あらんに當に行ずべけん」。長者言はく、「意に隨せて往いて白すべし」。便ち諸苾芻に告げ、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「此物もて造器具に用ひて寺宇を修營せよ」。　時に彼苾芻は寺を營造するの時家を巡りて乞食せるに、長者は見て恠しむらく、「我が爲に寺を造れるに何に因りてか行乞するなる、寺中の錢物もて可しく食用に充てうべきに。如し其れ少かんには我れ更に持ち來らん」。答へて曰はく、「豈に我れ一人にて四方物を食はんや」。長者言はく、「我が意には相通ぜり、此に何の過かある」。苾芻曰はく、「我れ世尊に問ひまつらん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「營作せん人は應に寺物を食ふべし」。食するを許したまへるを聞けりと雖も、尙ほ麁飡を噉へり。佛言はく、「應に麁食すべからず」。彼れ上食を作れるに、佛言はく、「應に絕上なるべからず、應に餘寺の體例を觀じて食を爲るべし」。

一六 緣處は前に同じ。一七 時に苾芻あり忽ち腹痛を患ひて數去いて廻轉せりければ、疲困あるを致せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「牀に於て孔を穿ちて隨時に轉易せよ」。卽ち好牀に於て穿破して孔を

【一五】四方僧。律部九、註(一四の一四〇・一六の四)參照。

【一六】穿孔牀聽許。

【一七】本文に時有苾芻忽患腹痛數去廻轉致有疲困……佛言於牀穿孔隨時轉易……由數廻轉下部瘡痛佛言於牀孔邊可安輭物、不淨墮地以瓦盆承勿令高擧糞臭外來更覓餘盆……とあり。廻轉、轉易は共に大小便なり、下部瘡痛とは大便道の痛むをいへり。

作れり。佛言はく、「應に故牀[一八]を取り、若し籐[一九]もて織れるには應に割きて孔を爲るべく、若し條にして編めるには擘き開いて穴を爲り、若し病差えん後は事に隨うて料理すべし」。數廻轉せるに由りて下部の瘡痛めり。佛言はく、「牀孔邊に於て可しく粳物を安くべし。不淨にして地に墮ちんに瓦盆を以て承けて高舉せしむる勿れ」。糞臭かりければ外に棄てゝ更に餘盆を覓めしに、是の如く展轉して器の得べきなかりき。[二〇]佛言はく、「應に總棄すべからず、可しく二盆を畜へて洗うて曬乾すべく、第二盆なからんには應に樹葉を安くべし」。其盆洗へりと雖も臭氣除かざりき。(佛言はく)、「應に油を用ひて塗るべし」。佛所教の如く、應に病人を看るべかりき。時に老少の苾芻あり咸く來りて疾を問へるに、少(苾芻)至りて便ち病人を禮し、老(苾芻)來りては病人敬を致せりければ、此の祇接に緣りて病苦轉增しぬ。[二一]佛言はく、「彼身不淨ならんに敬禮すべからず、自身汚染せんに他を禮すべからず、設し他禮せん時も亦應に受くべからず、若し違ふあらんには俱に越法罪を得ん」。具壽鄔波離は世尊に請じて曰はく、「世尊說きたまへるが如く、若し不清淨ならんに禮を受くべからず亦他を禮せざらんには、大德、知らず總じて幾種の不淨汚染あるかを」。佛、鄔波離に告げたまはく、「[二二]二種不淨あり、一には噉嚼不淨、二には穢汚不淨なり。噉嚼不淨と言へるは、謂はく、齒木を嚼み諸の飲食根果餠菜の類を噉ひ、若しは食噉時及以食了るも未だ淨漱せざる來は皆不淨と名づく。穢汚不淨とは謂はく大小便及以不淨處を料理し幷に剃髮時……乃至、未だ淨洗濯して口を漱がざる已來は皆不淨と名づく。是の如き等の不淨觸あらん時、禮を受け他を禮せんには咸く惡作を招かん」。([二三]金口の明文、軌則せしむるを致せるも此方には用ひず並に悉く湮沈せり。)

[二四]緣處は前に同じ。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、『大德、世尊說きたまへるが如くんば、妙華婆羅門は是の如きの語を作して白言せるらく、「喬答摩、我れ乘車せん時、或は馬轡を控き、或は鞭を擧げて[二五]大欻せん、爾の時に當りて願はくは我は婆羅門妙花なり、佛足を頂禮し幷に起居を問訊

【一八】故牀。古牀なり。

【一九】籐織。本文に藤織とせるも宋・宮・興聖本によりて籐に改めたり。

【二〇】本文に佛言不應總棄可畜一一盆洗而曬乾無第二盆應安樹葉……とあり。一一盆とあるを、宋・元・明三本によりて二盆と改めたり。麗本・興聖本には一盆とせり。

【二一】病時禮法。

【二二】二種不淨。

【二三】金口明文　此方不用　致令軌則　並悉湮沈　今第二句第三句を轉置せり。

【二四】禮敬の應不應。

【二五】大欻。宋・元・明本には喝とせり。同義なれば今改めず。

しまつるを表知せんことを」と。又言さく、「喬答摩、若し復我れ路を渉りて行かん時、或は革屣を脫し或は時に道を避け或は時に臂を舒ぶるを見んに、爾の時に當りて……前の如し……我れ敬を申べて(問)訊しまつるを表知せんことを」と。又言はく、「喬答摩、或は時に我れ自の衆中に在りて人と共に談說せんに、若しは坐處を移し或は上衣を去り或は頂帽を除くを見んに、爾の時に當りて……前の如し……我は敬を申べ問(訊)しまつるを表知せんことを」と。世尊、未審し、如來聖教の中、亦是の如きの禮敬法に同ずるありや(不や)を」。佛、鄔波離に告げたまはく、『應に是の如くにして禮敬を行ずべからず。凡そ是れ口に「我れ今敬禮す」と云はんも但是れ口業に敬を申ぶるのみ。若しは時に曲躬して口に「畔睇」と云はんに、此は是禮なりと雖而も未だ具足せじ。然り、鄔波離、我が法・律に於ては二種の敬禮あり。云何が二となす。一には五輪を地に著くると、二には兩手もて腨を捉ふるとにして、而も皆口に「我れ今敬禮す」と云ひ、彼は「病なからんことを」と云ふなり。若し爾せざらんには俱に越法罪を得ん』。

二六 緣處は前に同じ。時に諸苾芻は何の衣なりとも著するに隨せて鬚髮を剃除し、還此衣を披て食噉を爲し、及び大師を禮せりければ、不信の人は見て嫌恥を生ぜるらく、「沙門釋子は實に不淸淨なり、剃髮衣を用ひて便ち將つて噉食し、還此服を披て大師を敬禮せんとは。我等云何がしてか此に於て敬を生ぜん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「三衣に於て隨うて其一を披て而し鬚髮を剃らざれ。然り應に別に剃髮の衣を(即ち二七縵衣是れなり)畜ふべく、應に此衣を披て鬚髮を除くべし」。時に貧人ありて此衣得ること難かりき。佛言はく、「應に僧脚攲を用ひて身を遮して剃るべし」。髮を除き了れる時苾芻は洗はざりければ、諸の俗人は見て皆共に譏嫌せるらく、「沙門釋子は鬚髮を剃り已るに洗浴するを知へず、惡むべきの甚しきなり」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「剃髮了らん時は宜しく應に洗浴すべし」。時に老病にして氣力衰微せるあり、或は復時に水を求むるに得難きありき。佛言はく、「此の

【二六】剃髮衣聽許。

【二七】縵衣。條葉なき衣。

如きの類は應に五支を洗ふべきなり、謂はく、頭及び手足となり」。

二八 緣處は前に同じ。時に敬信の婆羅門及び居士等あり、妙花鬘を以て來りて苾芻に施せるに皆敢へて受けざりければ、俗人報じて曰はく、「聖者、……廣說せること上の如し……乃至、我れ今豈に諸の善品を捨てゝ後世に往くべけんや、幸に當に爲に受けんことを」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「花鬘を施されんには宜しく應に爲に受くべし」。彼れ受得し已るに隨處に棄擲せりければ、彼れ見て嫌うて曰はく、「我れ貴價を以て此花を買得して仁等に供養せるに、何に因りてか漫に棄つるなる」。佛言はく、「應に輙ちに棄つるべからず」。苾芻便ち用ひんとして髮爪窣覩波に於て懸けて以て供養せるに、彼言はく、「聖者、豈に我れ髮爪塔に見らざらんや。我れ先時に於て已に塔に供養し、今故に持ち來りて仁等に奉上せるなり」。苾芻は得已りて房門上に挂けしに、俗人見て時に是れ佛殿なりと謂ひ、即ち便ち敬禮せり。佛言はく、「門外に安くこと勿れ、應に房中に置くべし」。彼れ露處に安けるに前に同じく過を招けり。佛言はく、「應に屏處に安き、時に復香を齅ぐべし、但是の香物は能く眼根を益すれば」。苾芻は云何が屏處なるかを知らざりき。佛言はく、「宜しく臥處に於て挂けて頭邊に在くべし」。

第三門の第九子、頌に攝して曰はく、

「好座幷に牀を施せると　香泥及び　二九 鉢龕と　油器と法語して行くと　衣袋と三索を持つとなり」。

三〇 緣は室羅伐城に在りき。佛、諸苾芻に告げたまはく、「若し妙好の牀座を得んに、僧伽は應に受くべく、別人には許さじ。大倚牀を得んに、此亦是れ僧にして別人に非ざるなり」と。

三一 緣處は前に同じ。信敬の俗人は上香泥を以て來りて苾芻に施せるに皆敢へて受けざりければ、俗

【二八】花鬘安在法。

【二九】鉢龕。宋・元・明・宮本及び興聖本には鉢龕とせるも、後文に照して今改めず。

【三〇】大牀座は僧伽の受用にして別人に開せず。

【三一】香泥處置法。

旅報じて曰はく、「聖者、我れ今仁を以て福田と爲せるに……廣說せること上の如し……乃至、我れ今豈に諸の善品を捨てゝ後世に往くべけんや、幸に當に爲に受けんことを」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に受くべし」。既にして受得し已るに對面して地に棄てければ、彼れ譏嫌を起せるらく、「我れ貴價を以て此香を買得せるに、仁今棄擲せんとは」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に棄擲すべからず」。便ち將つて髮爪佛塔に塗拭せるに……廣說せること前の如し……乃至、受け已るに應に頭邊に置き、壁上に塗りて時時に鼻もて齅ぐべし、凡そ諸の香物は能く眼をして明かならしむれば」。時に信心の長者あり、苾芻衆に舍に就りて食せんことを請じ、上香泥を以て苾芻の足に塗らんとせるに、皆敢へて受けざりければ、報じて言はく、「聖者、諸有信敬の婆羅門にして他に香泥を施せるに、彼れ頭に塗り或は身體に摩するを得たり。我れ仁等を敬ひて香を以て足に塗らんとせるに、何に因りてか受けざる」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「爲に足に香泥を塗るを受けよ」。受け已るに棄擲せりければ、諸の俗人は見て……廣說せること前の如し……「善い哉、仁等當に我が爲に受け、寺中に將ち至りて情の作さんとする所に隨すべし」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「……前の如くし……應に對面して棄擲すべからず」。

〔三〕緣處は前に同じ、時に諸苾芻は隨處に鉢を安いて其をして損壞せしめぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に隨處に鉢を安くべからず、應に鉢龕を爲るべし」。時に諸苾芻は牆を穿ちて作れり。佛言はく、「應に是の如くすべからず、初め寺を造らん時、諸の房中に於て安鉢處を作せ」。佛は應に鉢龕を作るべしと言ひたるも、蘭若苾芻は龕を作るに處なかりき。佛言はく、「應に葛蔓を用ふべく、或は草索を以て籠を編み、塗るに牛糞を以てし、或は泥を將りて拭うて鉢を中に置くべし」。塵土ありて入れり。佛言はく、「應に還是の如くして蓋を作りて之に合はすべし。應に地に置くべからず、宜しく系を施して挂けて樹枝に在くべし」。苾芻出で行くに身に隨へて將ち去りければ、不信者は見

〔三〕鉢龕造法。

て共に譏嫌を起して問うて言はく、「聖者、所持の物は是れ鶏籠なりとやせん、獼猴を及ぎ安くなりとやせん」と。佛言はく、「出行せん時は應に持ち去るべからず、可しく舊處に留むべし」。

[三三]緣處は前に同じ。時に苾芻あり人間に遊行して一聚落に至りて停止處を求めしに、主人既にして許ひければ即ち便ち洗足し、復從うて油を乞へり。其家に女あり油を將ちて來り施せるに、苾芻は器なかりければ手を展べて受けんと欲せり。女人報じて言はく、「聖者、油を乞ふを辨せりと雖、器を持つべきを知へじ」。報じて言はく、「小妹、佛未だ聽許したまはじ」。女人默然せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に油器を持つべし」。佛聽許したまへるを聞くや、時に鄔波難陀は二弟子を將ゐ、各油器を持ちて相隨うて油を乞へるに、一婦人あり油を將ちて來り施さんとして、器極めて大なるを見て、胸を搥ちて告げて曰はく、「聖者、誰か能く施して此の大油瓶に滿たさん」。苾芻曰はく、「奇なる哉、慳惜せんとは。汝が意に施すに隨さん、更に信心の婆羅門等ありて自ら當に添滿すべければ」。女人は默然せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に大油器を持して人に從うて乞ひ覓むべからず」。佛は大(器)を制したまひ已るに、便ち小器を持して將ゐて以て油を乞へるに、所用に足らざりき。佛言はく、「[三四]應に極小の器を持つべからず。然り器に三種あり、大なるは[三五]二抄、小なるは一抄、二の內なるを中と名づく。應に是の如きを畜ふべし」。

[三六]緣處は前に同じ。二苾芻あり、一は老、一は少なるが路に隨うて行いて非法語を說けり。時に不信心の藥叉あり、其所說を聞いて而し是念を作さく、「此の釋迦子は非法を談說して路に隨うて行けり、我れ今宜しく其精氣を吸ふべし」とて、即ち後に隨うて去りぬ。復是念を作さく、「前事は已に去りぬれば此れ追ふべからず、更に邪言を作さんに當に精氣を吸ふべけん」とて相隨ひ去りぬ。時に復藥叉に遇へり是れ敬信者なりしが、彼便ち問うて曰はく、「汝、之を何せんと欲するなる」。事を以て具に答へしに、彼便ち報じて曰はく、「此の二行人は必らず法語を論ぜん、汝宜しく且らく待つ

【三三】油器聽許。

【三四】三種油器。

【三五】二抄。圭は升の十萬分の一、抄は十圭なれば升の一萬分の一、二抄は升の五千分の一に相當す。

【三六】非法語遊行禁。

べし、苾芻を逐ふこと勿れ。我れ今汝と共に且らく談論を申べん」。答へて言はく、「知識、我は此二に於て必らず相放たじ」。時に二藥叉は卽ち後に隨ひて去りしに、彼二苾芻は非法語を說きて岐路邊に至り、一は給孤獨園に詣り、一は鹿子母舍に向へり。時に彼小者は上座の足を禮して唱へて言はく、「好去したまはんことを」。上座答へて言はく、「具壽、願はくは汝病なからんことを。放逸を爲すこと勿れ」、時に二苾芻は各路に隨うて去れるに、彼の不信の藥叉は奮迅せる形儀もて精氣を吸はんと欲しければ、後に來れる藥叉は報じて言はく、「汝今應に輙ち造次に爲すべからず、彼の二苾芻は已に妙法を說けるに、汝自ら解せずして漫に瞋恚を生ぜんとは」。彼れ復問うて云はく、「何者が是れ法なりし」。『汝豈に聞かざりしならんや、大(者)は「病なからんことを。放逸を爲すこと勿れ」と云へり。病なきを得んには佛は大利なりと言ひ、放逸なる勿れとは衆善の本なるを。世尊說きたまへるが如し、

「若し放逸ならざらんには　能く不死の處を得ん　若し放逸を作さん人は　終に死路に歸せん」。

と』。彼れ法を聞き已るに心に歡喜を生じ、路に隨うて而し歸りぬ。時に後の藥叉は便ち是念を作さく、「此は卽ち是れ我が所爲の事ならくのみ、我れ今宜しく去りて世尊に白し知らしめまつるべし」。旣にして佛所に至り雙足を禮し已りて一面に在りて坐し、白して言さく、『「大德、諸藥叉あり是れ非人の主なるが、佛法中に於て情に信敬を懷けり。復藥叉あり專ら不信を懷けり。凡そ藥叉衆は佛法中に於て多く不敬信なれば、諸有苾芻にして路に隨うて行かん時に非法語を作さんに、恐らくは藥叉は聞いて無利事を作さん。唯願はくは世尊、諸苾芻に「應に正念を存すべし、路に隨うて行かん時は非法語すること莫れ」と制したまはんことを。願はくは慈悲の故に』。世尊知しめし已るに默然して受けたまへり。時に彼藥叉は佛許ひたまへるを知り已るに、禮足して去りぬ。爾の時世尊

は藥叉去りて後、大衆中に於て座に就いて坐して諸苾芻に告げて曰はく、『我れ聞けり、藥叉が是の如きの說を作せるを、「苾芻、道に在りて非法語を作して路に隨うて去りしに、無信の藥叉は其便を伺求せり」と。爾が所爲は非なり、諸の出家者にして路に隨うて行かん時非法語を作さんとは。是故に我れ今諸苾芻に、路に隨うて行かん時の所有行法を制せん。[三七]苾芻、路を涉りて行かん時は二種事あり、一は法語を作し、二は聖默然し、止息せん處に於ては[三八]聖伽他を說くべし、

「世間五欲の樂　或は復諸天の樂も　若し愛盡の樂に比せんに　千分して一にも及ばじ。　集に由りて能く苦を生じ　苦に因りて復集を生ぜん　八聖道もて能く超えて　妙涅槃處に至らん。　布施を爲さん所の者は　必らず其義利を獲ん　若し樂の爲の故に施さんに　後に必らず安樂を得ん」と』。

[三九]緣處は前に同じ。苾芻は三衣を作り竟り肩上に置在して路に隨うて行けるに、遂に汗に霑ひ幷に塵土に汚されぬ。佛言はく、「應に帒を以て盛り肩に置いて去るべし」。苾芻は如何が帒を作さんかを知らざりき。佛言はく、[四〇]「可しく長さ三肘、闊さ一肘半なるべし」。其の一肘半の中を疊みて之を縫ひ、一頭に口を開きて形、象鼻の如くせり。佛言はく、「應に是の如くすべからず、可しく中に當りて口を開くべし」。鉤紐を安かざりければ塵土猶ほ入れり。佛言はく、「應に鉤紐を安くべし」。苾芻は常用衣を以て之を下に置き、常用に非ざる者を上に安在せるに、取る時翻攪して衣をして雜亂せしめぬ。佛言はく、「常用の者を上に在き、常用に非ざる者を下に在くべし」。

[四一]緣處は前に同じ。時に群賊あり路に於て人を刧ひて遂に村中に入りければ、諸人競ひ出でゝ賊を趁ひて敗散せ(しめ)しに、隨處に依投せり。時に賊は水を求めしに綆及び罐なかりければ、賊帥は人をして樹に上りて遙かに望ましむるらく、「若し來者あらんに可しく隨うて借り用ふべし」。苾芻あり路に隨うて來るを見たりければ、遂に相告げて曰はく、「釋子の來れるあり、彼は多く事に著すれ

【三七】路行時作法。

【三八】聖伽他。阿利沙伽他(ārga-gāthā)なり。聖とは古聖主の義、即ち古仙等の成就せる眞言なり。律部二十一、註(五〇の八九・九〇)參照。

【三九】衣袋聽許。

【四〇】衣袋造法。

【四一】幷索聽許。

ば必らず罐索あらん、若し有らんには善し、彼に若し無からんには當に其腹を破り血を取りて之を飲むべし」。是議を作し已りて遙に望みて住せるに、苾芻來至せりければ問うて言はく、「聖者、頗し井索及び水罐ありや不や」。答へて言はく、「我に無し」。時に賊聞き已るに卽ち便ち鬧亂し、各刀杖を持して左右に觀瞻せり。衆中の上首は是れ阿羅漢なりければ、卽ち便ち觀察せるらく、「何の故にか諸人は各刀杖を持てる」。彼賊は苾芻を殺さんと欲せるを觀見せりければ、諸賊に告げて曰はく、「何の故にか汝等は情に鬧亂を生ぜる」。彼具に報じ知らしめしに、上座告げて曰はく、「仁等憂ふる勿れ、我皆爲に辦ふれば必らず清水を得て意を恣にして飲足せしめん」。卽ち苾芻所有の腰條を取りて共に相連接し、復其鉢を取りて繫りて堅牢ならしめ、井中に放下して意に隨せて水を取り、蟲なきを觀察して飽足して飲ましめたるに、諸人慶悅して報じて言はく、「聖者、如し其れ水なかりせば我れ仁等を相害したらんこと疑はじ。善い哉、聖者、當に井索を持るべし」。苾芻報じて曰はく、「當に爾が言に順ふべし」。賊便ち禮足して路に隨うて去りぬ。時に諸苾芻も亦皆水を飲み、君持に盛滿し幷に澡罐（君持は此角を著け、澡罐は口開けるなり）に添へ、倶に前路を尋ねて漸（次）に給園に至れり。苾芻は見已りて慰問せるらく、「善來、善來、仁等、途を尋ねて安隱なるを得たりや不や」。卽ち便ち具に告げ、苾芻は佛に白せるに、佛言はく『是に由りて我れ今諸苾芻に聽さん、「須らく井索を持つべし」と』。苾芻聞き已るに極長の繩を持てり。佛言はく、「應に爾るべからず」。便ち極短を持てり。佛言はく、「[四三]應に爾るべからず。然り繩に三種あり、謂はく長・中・短なり。長とは一百五十肘、短とは十肘、二の內なるを中と名く」。處ありて水に足れるに尙ほ長繩を持てり。佛言はく、「可しく地勢を量りて長短隨時なるべきなり」。

第三門の第十子、頌に攝して曰はく、

【四三】三種井繩。

「剃刀を須ゐんに應に畜ふべく　及び剪甲等の物と　支牀并に偃枕と　香士は用ひんに情に隨すとなり」。

四三 緣處は前に同じ。時に苾芻あり頭髮旣にして長かりければ、剃髮人處に詣りて報じて言はく、「賢首、我が爲に剃髮せよ」。彼れ是念を作さく、「沙門釋子は强力もて人を使ひ、虛しく功勞を費して竟に直を酬ゆるなし」。卽ち刀を取り具に揩拭して時を延べつゝ是の如きの念を作さく、「我れ速かに剃らんには更に人の來るあらん、是の如くに連延せんには我が家業を廢せん」。報じて言はく、「且らく去りて午後に方に來れ」。言に隨うて而し來れるに復「晡後に」と言ひ、晡時に旣にして至れるに復「明朝に」と道ひ、常に誑言を作して竟に爲に剃らざりき。知識苾芻あり、問うて言はく、「具壽、何に因りてか數數此家に頻來せる、是れ宗親なりとやせん、是れ知識なりとやせん」。答へて言はく、「是らじ、但髮長きが爲に除剃を求めんと欲せるに、彼人我を誑しぬれば此が爲に頻來せるのみ」。知識報じて曰はく、「汝聞かずや、工巧の人は實語を得難きを。我れ剃髮を觧せるも佛未だ見に聽したまはざれば」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し苾芻ありて剃髮を觧せんには、宜しく屛處に於て更互に剃髮すべし、俗流をして譏笑を生ずるを致さしむる勿れ」。時に彼苾芻は是敎を聞き已るに知識所に至り報じて言はく、「具壽、世尊は聽許したまへり、仁今可しく來りて我が爲に剃髮すべし」。答へて言はく、「善い哉、佛聽許したまへりと雖、豈に指頭を以てせんや。仁が爲に剃髮せんには、刀・磨石を須ゐ、并に鉗子及び剪甲刀子を須うるなり」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「我れ今僧伽の爲の故に剃髮刀并に雜所須の物を畜ふるを聽さん」。

四四 佛、劫比羅城多根樹園に在しき。佛は釋子をして家別に一人づゝ出家を得せしめたまひ已るに、牀に承足なかりければ臥するに安寧ならざりき。然り彼は先時に支體柔輭なりければ所臥の物は悉く皆華麗なりしも、今時は牀下ければ身臥するに安からず、多く火力なかりき。便ち醫所に詣りて

【四三】剃刀並に雜所須物聽許。

【四四】支牀物・偃枕聽許。

問うて言はく、「賢首、我に火力なければ當に爲に處方せよ」。醫人報じて曰はく、「可しく相隨へ去くべし、所住の房の、所臥の牀に於て云何が安置せるかを觀ん」。其臥牀を見るに頭邊底下せりければ、報じて言はく、「聖者、所臥の牀の頭邊低下せるに由り、四大をして火力衰微せしむるを致せり、可しく牀脚の下に於て支足物を安くべし。答へて曰はく、「佛未だ聽許したまはじ」。「佛は大慈悲なれば必らず應に聽許したまふべし」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「所臥の牀に於て應に支足を安くべし」。彼れ言に依りて作せるに病仍ほ除かざりければ、復醫人に問むるらく、「我に方藥を與へよ」。醫曰はく、「若し眠臥せん時は當に偃枕を安くべし」。答へて曰はく、「佛未だ聽許したまはじ」。……廣說せること上の如し……佛言はく、「臥時には當に偃枕を安くべし」。苾芻は云何が當に作すべきかを解せざりき。[四五]佛言はく、「枕を作るの法は物の長さ四肘、闊さ二肘なるを用ひ、其四肘なるを疊みて兩重と作し、縫うて以て、帒を爲り、内に綿絮を貯へ、用つて頭を支ふべし」。

[四六]緣は王舍城に在りき。毘隣陀跋蹉は性として常に疾を抱きければ……廣說せること上の如し……乃至、問うて言はく、「先に何の物をか持てる」。答へて言はく、「我れ先時に於て香熏土を用ひぬ」。報じて曰はく、「今何ぞ持たざる」。報じて言はく、「佛未だ聽許したまはざれば」。緣を以て佛に白すに、佛言はく、「病因緣の爲には香土を持つに任さん」。（雜法第三門了る）

第四門、總じて頌に攝して曰はく、

「上座及び牆柵と　緣破并に養病と　栴荼と猪・蔗と[四七]寺と　鉢と栽樹法に依るとなり」。

第四門の第一子、頌に攝して曰はく、

「上座と番次に說(戒)すると　或は共に終まで至りうべきと　濾せるを非時漿と作すと　處に限齊を爲さゞるとなり」。

【四五】偃枕造法。

【四六】香熏土受用聽許。

【四七】宋・元・明・宮本には猪蔗等とせるも、後文に照合して今改めず。

四八 世尊說きたまへるが如し、「半月半月に應に長淨を爲すべし」と。苾芻は誰をして說戒せしめんかを知らざりき。佛言はく、「應に上座をして(說か)しむべし」。說戒時に於て上座は常に誦せり。一住處ありて上座は（誦する）能はざりしに、諸人報じて曰はく、「說戒將に至らんとす、何ぞ溫尋せざる」。答へて言はく、「具壽、我は自ら力なきなり、知りて如何がせんと欲すべき」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「上座能はざらんに、第二(上座)は應に說くべし」。復住處ありて第二(上座)も能はざりき……廣說せること上の如し……「第二能はざらんに第三をして作さしめよ」。復住處ありて第三も能はざりき……廣說せること上の如し……佛言はく、「苾芻は應に番次を作して說戒すべし」。時に諸苾芻は番次に說ける時、或は能ふ者あり、或は復能はず、能ふ者は爲に說き、其能はざる者は如何せんかを知らざりき。佛言はく、「其能はざる者は能ふ(者)を求めて爲に說くべし」。復住處あり、說戒の番次に不能者に至りしに、轉じて餘人に覓めしも彼れ肯んじ與さゞりければ如何がせんかを知らざりき。佛言はく、「其の能說者に常に豫じめ請ずべし」。世尊の言へるが如し、「上座をして說戒せしめよ、上座能はざらんに第二をして(說か)しむべし、第二能はざらんに第三をして作さしめ、此れ若し能はざらんに番次をして作さしめ、此れ復能はざらんに應に能者を求め、或は常に請じて作すべし」と。一住處あり、一人として總じて戒を誦得するあることなかりき。然く其上座は四波羅市迦を誦得せるのみにして餘は皆誦せざりければ、時に諸苾芻は便ち說戒せざりき。四九 佛言はく、「應に說戒を總停すべからず、所誦の者に隨うて卽ち爲に說くべし。上座は應に四他勝を誦しうべく、次座は僧殘を誦しうべく、次座は二不定を誦し、其次は三十を、其次は九十を、其次は四對說法を、其次は衆學を、其次は七滅を(誦しうべからんに)、應に是の如きを作して誦し過ぐべし、戒經は應に誦せざるべからざれば」。

五〇 緣は室羅伐城に在りき。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「佛所說の時・非時漿の如きは、云何

【四八】番次說戒制。

【四九】應誦戒經制。

【五〇】時漿・非時漿の別。

をか時と爲し、云何が非時なる」。佛言はく、「其濾さゞるをば時と爲し、其の淨濾せるをば非時と爲し、[五一]仍し水滞を以て之に滞らせるを淨せりと爲すなり」。

[五二]緣處は前に同じ。是時六衆は常に多く惡欲にして慳垢に纒はられ、餘の住處に向ひては非理に受用せり、或は一切時に、或は房分齊時に、或は日分時に、或は親友時に。云何が一切なる。「此は卽ち是れ我が春時住處なり、此は是れ夏處なり、此は是れ各處なり」と(言ふ)を一切時と名づく。云何が分齊なる。「此は是れ我が房なり、此は是れ他が房なり」と(言ふなり)。云何が日分時なる。「此は是れ旦時の住處なり、此は是れ晡時の住處なり」と(言ふなり)。云何が親友時なる。「此は是れ我が軌範師の處なり、此は是れ親教師の處なり、此は是れ[五三]弟子の處なり、此は是れ[五四]門人の處なり、此は是れ知識の住處なり」と(言ふなり)。是の如きに由りての故に多人來往して諸苾芻を惱ましければ、緣を以て佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に住處に於て自ら是の如きの限齊を作すべからず。受用せんには越法罪を得ん」と。[五五]

【五一】 漿類の作淨法。

【五二】 限齊受用禁。

【五三】 弟子。共行弟子(Bhātika saddhivihārika bhikkhu)なり。和上を一にして住せる兄弟弟子なり。

【五四】 門人。依止弟子(antevāsika)なり。律部二十二、註頁三七一、依止門人の下參照。

【五五】 此下、麗本には光明皇后の願文あり。

第四門の第二子、頌に攝して曰はく、

「牆柵と尼の剃具と　打光衣を著せざると　少を得んにも亦平分すべきと　洗淨の儀應に識るべしとなり」。

[一] 緣は室羅伐城に在りき。其の給孤長者が寺を施せるの後は、道俗諸人の來往する者衆かりければ、長者は念曰せるらく、「今者寺園は便ち大路を成ぜり、我れ今宜しく遍く高牆を築くべし」。即ち佛所に往いて白して言さく、「世尊、今此の寺園は便ち大路を成じぬれば園牆を安かんと欲す、知らず、得るや不やを」。佛言はく、「長者、意に隨せて應に作すべし」。長者は卽ち四面に於て悉く牆を以て圍めるに、夏雨時に至りて其水出れず、淹漬せしむるを致せり。長者は後の時來りて佛足を禮し、其水の滿てるを見て是の如きの念を作さく、「我れ先に牆を築きて水竇を通ぜざりければ、水をして滿たしむるを致せり。佛若し許したまはんには、竇を爲りて通出せ(しめ)ん」。佛に白すに、佛言はく、「意に隨せて通水せよ」。時に諸の牛犢は揩りて其牆を損し、或は角を以て觸れければ、長者は見已りて是の如きの念を作さく、「我れ牆を築けりと雖未だ木柵を爲さゞりければ……廣說せること上の如し……佛言はく、「應に木柵を爲すべし」。時に惡人あり、木を盜みて將ち去れり。長者來りて……柵、賊のために偷まれて隨處に零落せるを見たりければ、長者は事を以て佛に白して、柵外に塹を安かんことを(請へり)。佛言はく、「作すに隨さん」。長者は卽ち柵外に於て周匝して塹を安きぬ。

[二] 緣處は前に同じ。時に苾芻尼あり、名づけて底灑と曰ひ、頭髮極めて長かりければ、剃髮人處に詣りて彼に剃髮せんを求めしに、彼れ是念を作さく、「諸の釋迦女は强ひて我をして作さしめんとせり

【一】寺園牆塹柵聽許。

【二】尼剃具聽許。

……廣說せること前の如し……」。(佛言はく)、「……苾芻の請へる所は尼にも許さん、僧伽は剃髮具等を畜ふるを得んも、宜しく屏處に於て更相に剃髮すべし」。

[三]緣處は前に同じ。世尊旣にして難陀に出家を許したまひしに、時に孫陀羅は好法衣を作り、打治して光淨なら(しめ)、牙を以て揩拭して難陀に寄與せるに、難陀は得已るに此の好衣を披、手に上鉢を擎げて諸大衆に對ひて馳騁して行けり。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「好衣を著せるに由りて是の如きの過ありしなり」。諸苾芻に告げたまはく、「此は是れ非法なり、爲すべからざる所たり、難陀癡人の此衣服を著し手づから好鉢を擎げて衆前を馳騁せること是れ非法たり。若し苾芻ありて[四]熟打衣を著せんには越法罪を得ん」。世尊旣にして熟打衣を著するを制したまひしに、信心の婆羅門居士あり熟打衣を將りて苾芻に施與せりければ、苾芻は受けざりき。……廣く上に說けるが如し……「豈に我等をして善資糧なくして後世に趣かしめんや、願はくは當に受取せられんことを」。苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「意に隨せて受取し、旣にして受得し已らんに衣光を除去し情に任せて受用せよ」。苾芻は手を以て衣を揉めるに光仍ほ去らざりければ、[五]佛言はく、「水を以て浸し去れ」。亦總除せざりければ、佛言はく、「若し水に浸し已らんには意に隨せて受用せよ、疑惑を生ずる勿れ。若し信心の婆羅門居士等ありて、大衆に熟打せる好衣を施與せんには、上に準じて應に用ふべし」。

[六]緣處は前に同じ。時に此城中の婆羅門居士等は要處なる衆集堂中に在りて共に言話を爲して告げて言はく、「汝等知れりや不や、沙門喬答摩及び聲聞弟子は、所得の利養は共に均分せざること外道に如かざるを」。時に衆會中に一婆羅門あり先より淨信なかりしが諸人に告げて曰はく、「明日宜しく君等と共に親しく喬答摩等の是れ均平するなりや不やを觀ずべし」。諸人曰はく、「善し」。時に婆羅門は遂に白氎一雙を將いて誓多林に入り、卽ち其氎を以て上座前に於て四方僧に施して白して言

【三】好光衣著禁。

【四】熟打衣。熟く打ちて光を出せる衣なり。

【五】熟打衣受用法。

【六】衆僧均分受用制。

さく、「聖者、我れ此氈を以て衆僧に施與しまつる、意に隨せて受用せんことを」。上座報じて曰はく、「大婆羅門、願はくは無病長壽ならんことを。汝が此布施は是れ心莊嚴たり、是れ心資助たり、善く勝定を扶けて妙菩提を得れば、天上人中にて勝衣服を受けん」。時に婆羅門は是語を聞き已るに詐りて恭敬を現じ禮辭して去りぬ。爾の時世尊は具壽阿難陀に告げて曰はく、『汝可しく諸苾芻に告ぐべし、「彼婆羅門は故に來りて寺に入り、瑕隙を求めんと欲して此氈衣を施せるなれば、汝諸苾芻は應に可しく均平して各少分を取り、或は用ひて衣を補ひ、或は鉤鈕と爲し、或は方手許を隨ひ用ひて身に資すべし」と』。時に阿難陀は佛の教を受け已りて諸苾芻に告ぐらく、『世尊に教あり、「彼婆羅門は來りて瑕隙を求めんとなり、施せる所の氈布は汝等可しく應に平等に共分して各少分を取り、或は用ひて衣を補ひ、或は鉤紐と爲し、或は方手許を隨ひ用ひて身に資すべし」と』。苾芻は聞き已るに尊者に報じて曰はく、「世尊の敎の如くに我等奉行しまつらん」。苾芻は得已るに便ち即ち平分して前の如くに受用せり。明日に於て旦に彼婆羅門は城門に在りて立てり。時に諸苾芻は衣鉢を執持して城に入り乞食せんとて旣にして門所に至るに、彼婆羅門言はく、「聖者、我れ衆に施せる氈は仁等何の受用をか作せる」。一苾芻あり大婆羅門に報じて曰はく、「衆僧は得已るに平等に共分し、我が分得せる所は便ち破衣を補へり」。一人報じて曰はく、「我が得たる所は用ひて鉤紐と爲せり」。一人報じて言はく、「我が得たる所は方手許の如くなりしも身に隨へて受用せり」。時に婆羅門は旣にして斯語を聞くや便ち是念を作さく、『我等が所說は並に是れ虛言なりき、漫に相謗りて「沙門釋子は所得の利養は共に均分せじ」と說けるも、我れ今親しく驗して諸苾芻は是れ具德者なり實に是れ均平して心に偏黨なきを知れり、可しく此中に於てして出家を爲すべし』と。時に婆羅門は信心を起し已りて佛所に往詣し、雙足を頂禮して佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、慈悲もて我に善說法律に於てして出家を爲し、並に近圓を受けて苾芻の性を成じ、世尊の所に於て梵

行を勤修せんを許したまはんことを」。佛、婆羅門に告げたまはく、「善い哉善い哉、汝能く此の勝上の心を發して而し出家を求めんとは。智者は諸の[七]出家者に五勝利あるを了知せり……廣く下に說けるが如し……乃至、世尊及び聖智者は悉く皆讃歎したまふなり、當に出家を求むべし」。世尊は卽ち婆羅門を命びて「善來、苾芻」と曰へるに、便ち是れ出家して卽ちに圓具を成じ、策勤正念もて勇猛にして息まざりければ、五趣生死の輪を摧破し……前に廣く說けるが如し……諸の煩惱を斷じて阿羅漢果を獲……乃至、釋梵諸天は悉く皆恭敬せりき。佛、諸苾芻に告げたまはく、「濟ひて餘人に及ぼせること、量を知りて而し受けんに是の如きの利を獲ん。是故に苾芻、若し餅食を得んに乃し極小なること猶し樹葉の如きに至らんにも衆共に分張せよ。若し衣物を得んに乃し極小にして燈炷と作すに堪ふるに至らんにも、衆は亦共に分つべし」。

[八]緣處は前に同じ。時に此城中に一婆羅門あり、常に淸淨を樂めるが出家せんことを希願して便ち是念を作さく、「頗し洗淨すること我心に愜ふあらんには、當に彼法に依りて而し出家を爲すべけん」と。其の婆羅門は遊方求覓して外道及び婆羅門が修行の處を巡歷せるに、便利了るに洗淨せざるあり(或は)池中に入り百土塊を以てして洗淨する者あるを見、斯の穢惡なる或は事繁多なるを見て皆心に稱はざりければ歸依せんに處なかりき。時に婆羅門は復是念を作さく、「我れ皆遍く看るに意を遂ぐる者なかりき、唯沙門釋子のみありて未だ往いて觀察せざりき」。卽ち逝多林に詣りしに、乃し具壽舍利子の君持の瓶水三升を受くべきを攜へて便利處に向へるを見、見已りて念を生ぜるらく、「此は是れ沙門喬答摩が上首弟子なり、我れ且らく如何が洗淨するかを觀察せん」。卽ち後に隨ひて去りぬ。若し阿羅漢にして入定せざらん時は他人の意趣を觀察すること能はざるなり。舍利子は既にして彼人の隨從して行れるを見て、遂に便ち念を斂めて此の婆羅門は何の故に我に隨へるなるかを觀じ、乃し此人は心に潔淨を求めんとて我が所に於て其善惡を伺はんと欲するなるを知りぬ。復

【七】出家五勝利。前註(九の二〇)參照。今、下に說けりとは、後註(一一)の本文を指せり。

【八】便厠淨洗法。

其人に善根ありや不や、誰と與に相屬するなるかを觀じて、遂に彼人に先に善根ありて我に繫屬するなるを見ぬ。是觀を作し已るに、[九]即ち上風に於て法服を安置して唯僧脚敧及び下裙のみを著し、次に一邊に於て甎石の上に末土七聚を置きて以て一行と爲し、各半桃の如くし、復此邊に於て更に七聚を行ね、又一畔に於て別に一聚を安き、一籌片幷びに三塊土を持して厠室中に入り、其門を閉ぢず方便して彼をして遠處より遙に見せしめ、便利既にして了るに籌もて用ひて身を拭ひ、便ち左手を以て其一土を取り下に向けて洗淨し、復一土を取りて小便處を洗ひ、既にして淸淨し已るに次に一土を將りて遍く左手を洗ひ、右手に瓶を持ちて其土處に至り、[一〇]瓶を左髀に安きて水をして斜に出でしめ（註、若し三叉木あらんには上に置かんに極めて要たり）、先に七聚の一々を以て用ひて左手を洗ひ、又七土を取り一々もて兩手を倶に淨し、兩臂を洗拭して亦淨潔ならしめ、又一土を取りて用ひて澡瓶を洗ひ、事了るに徐に去りて威儀寂靜にして法衣を披著し、後更に水を以てして雙足を洗ひ、次に房中に至り淨瓶水を取りて再三に口を漱ぎ、方に始めて情に任せて所作の務に隨へり。彼の婆羅門は是事を見已りて深く信心を起し、便ち是念を作さく、「善い哉、要法や、餘に能く加く莫きを。外道は設ひ百土を用ひて洗淨せんとも、釋子の但二七を須うるに加かじ」と。是念を作し已るに舍利子の雙足を頂禮して白して言さく、「聖者、我れ今願はくば尊者の處に於て善說法律に（於て）して出家を爲し、幷に近圓を受けて苾芻の性を成じ、梵行を勤修して不放逸を作さんことを」。舍利子報じて言はく、『善い哉、善い哉、婆羅門、汝能く此の殊勝の心を發せるとは。斯れ善事たり。佛の說きたまへる如くんば「[一一]諸の智慧者は五利を見るが故に當に出家を樂ふべし。云何が五と爲す。一には出家の功德は是れ我が自利にして他有に共ぜず、是故に智者は應に出家を求むべきなり。二には自ら知るらく、我は是れ卑下の人にして他に驅使せらる、既にして出家せん後は人の供養禮拜稱讚を受けんと。是故に智者は應に出家を求むべきなり。三には此より命終して當に天上に生じて

【九】舍利子便厠淨洗法。百一羯磨（寒五・六八左一一）には置二衣一邊一持二土十五塊一厠外安レ之とあり。今七聚と七聚と一聚とにて十五聚として細說せり。

【一〇】百一羯磨（寒五・六八在一四）には缾安三在腿一以レ肘壓レ之取三其七土一一一咸須三別洗二左手一、其餘七聚應三可用レ心兩手俱洗一、餘有一聚用洗二君持一……とあり。

【一一】出家五事利。

三惡道を離るべし、是故に智者は應に出家を求むべきなり。四には捨俗に由りての故に生死を出離して當に安隱の無上涅槃を得べけん、是故に智者は應に出家を求むべきなり。五には常に諸佛及び聲聞衆、諸の勝上人のために讃歎せられん、是故に智者は應に出家を求むべきなり」と。汝今應に可しく斯の利益を觀じ、殷重心を以て諸の俗網を捨てゝ大功德を求むべし』。是語を說き已るに、便ち出家幷に十學處を與へ、次に圓具を受けて如法に教誡せるに、策勵勤修して諸の結惑を斷じ、無生法を證し阿羅漢果を得て三界の染を離れ、金と土とを觀ずるに平等にして殊らず、刀割と香塗とに二想なきを了し、手もて空を搗ふが如くに心に罣礙なく、能く大智を以て無明の殼を破し、三明六通・四無礙辯は悉く皆具足し、三有の中に於て利養恭敬に愛著する所に隨うて棄捨せざるなく、帝釋諸天の共に讃歎する所たりき。舍利子は羅漢弟子と將に親しく佛所に詣り、俱に雙足を禮して具に上事を陳べしに、佛、舍利子に告げたまはく、「汝能く是の如くに善方便を以て衆生を我が法中に引導せんとは。斯に因みて制戒して清淨事と爲さんに福利無邊ならん」。（註、斯の聖教を驗するに金口の親言なり、事合に奉行すべく理違逆し難し。但、昔の諸の律部には文に闕遺あるが爲に、復少しく傳ふと雖未だ其旨を盡くさゞれば、學者をして准憑する所なからしめ、遂に七百年中をして斯法未だ備らざらしめ、或は筒槽を以て事に充て、復帛を用ひて身を拂拭し、或は石上に於て手を揩りて元より土を用ふるの處なかりき。此は則ち咸く本法に非ず、淨を求めて翻りて汚染を成ぜり。今既にして皎鏡灼然たり、行否は其の恭慢に任さん）。

三

時に諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「何の緣業に由りてか具壽舍利子は清淨事を以て彼婆羅門を調伏し引攝し、能く出家して圓寂處に至らしめたる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「但に今日彼人を調伏して安樂を得せしめたるのみには非じ、往昔時に於ても清淨事を以て已に曾て調攝し、賊徒たるを捨てゝ三寶に歸依し五戒を受持せしめたり。汝等當に聽くべし、乃往古昔に一

【三】舍利弗以㆓清淨事㆒化㆓婆羅門㆒前生因緣譚。

聚落に於て婆羅門あり、妻は一女を誕めるに儀貌端正に、年旣にして長大せるも處女として家に在りき。五百群賊ありて夜に其村を劫はんとせるに、時に彼賊帥は渇逼りて水を須めんとて婆羅門舍に入り、彼少女を見て告げて言はく、「女子、我れ今渇逼れり、水あらば將ち來れ」。女言はく、「且らく待て」。卽ち急ぎ然燈して水を取りて觀察せりければ、賊帥問うて曰はく、「觀ずる所は何ぞや」。答へて言はく、「水を觀ずるなり」。問うて曰はく、「何の觀ずべきありや」。答へて言はく、「草髮あらんに飮む時患を致すを恐るれば」。報じて曰はく、「或は是れ狂賊にして汝が村を害せんと欲せるなれば、斯の非理に准ずるに應に毒藥を與ふべきに、何ぞ草髮もて我が患を爲すを憂へん」。女は是語を聞くや伽陀を說いて曰はく、

「凡そ賊の爲さんとする所の者は　枉げて他の財物を奪はんとなり　君が作すと作さゞるとに隨せて　我は常に法に依りて行ぜんのみ」。

水淨きを知り已りて卽ち便ち授與せるに、是時賊帥は水を飮むこと旣にして訖り、情に歡喜を生じて報じて言はく、「少女、汝は是れ我妹なり、異心を起すこと勿れ」。女曰はく、「我れ實に此の如きの賊人を須めて以て兄弟とは爲さじ、常に他物に於て劫奪心を作せば、物主見ん時は射るに毒箭を以てし、此に遭ひて命過せんに苦痛言ひ難ければ。我れ兄亡ぜんを聞かんに倍憂感を生ずれば、仁今若し能く三寶に歸依し五戒を持たんには我れ仁が妹と爲らん」。賊便ち美語もて其女に語げて曰はく、「汝が言や甚だ善し、我れ當に之を作すべし」。女卽ち爲に三歸五戒を說きて信心を起さしめしに、群賊奉持して共に路を尋ねて歸れり。汝、諸苾芻、異念を生ずること勿れ、往時の賊帥とは卽ち婆羅門是れなり、彼の少女とは卽ち舍利子是れなりしなり。昔時に水を觀じて淸淨と爲せるが故に賊をして戒を受け惡を捨てゝ歸依せしめしに、今復其の洗淨の法を以てして希有を生じ、愛河を拔出して涅槃の岸に登り、長く苦海を辭して永へに無生を證せしめぬ」。佛、諸苾芻に告げた

まはく、「汝等當に知るべし、此は是れ常行なれば恒に須らく意に在くべく、是の如くに洗淨せんに大利益あり、身をして清潔ならしめんに諸天は敬奉せん。是故に汝等、今より已去、[一三]若し苾芻・苾芻尼・學戒女・求寂男・求寂女・鄔波索迦・鄔波斯迦にして、我に歸依し我を以て師と爲さん者は、咸く應に洗淨せんこと舍利子の如くすべし。若し人是の如くに洗淨を作さゞらんには、應に遶塔行道すべからず、禮佛讀經すべからず、自ら他を禮せざれ、亦禮を受けざれ、應に噉食すべからず、僧牀に坐せざれ、亦衆に入らざれ。身不淨にして如法ならざるに由りての故に、能く諸天をして見て喜を生ぜざらしめ、持する所の呪法は皆効驗なけん。若し犯者あらんには惡作罪を得ん。若し齋供・書經・造像を作さんに洗淨せざらんには、輕慢に由りての故に福を得ること寡薄ならん。若し晨朝・午後に齒木を嚼まさらんには、卽ち食すべからず亦齋を成ぜず、前に同じて罪を得ん。[一四]汝等皆應に我が言敎に依ひて自欺を得ることなかるべし、不淨法を作して懈怠放逸して下品行を爲さんには、當に惡道に墮すべけん」と。時に諸苾芻は佛の敎誨を聞いて皆大に歡喜し如法に奉行せり。

第四門の第三子、頌に攝して曰はく、

「縧破せんに隨替を須うると　明月は聞いて便ち領せると　依止に差別を知ふるに　三人坐を共にして聽くとなり」。

[一五]縧は室羅伐城給孤獨園に在りき。時に諸苾芻は故舊衣を著して心に愛惜するなかりければ、時に衣の邊畔は皆悉く破落せり。苾芻は佛に白すに佛言はく、「所損の處に隨うて線を以て之を絡めよ」。復横に絡めりと雖、線復下垂せり。(佛言はく)、「更に竪線を著きて絡めて牢固ならしめよ」。佛言へり、「當に僧伽胝を觀じて服すること猶し身皮の若くすべし」と。時に諸苾芻は更に餘衣なかりければ常に大衣を披たるに、其腋下より流汗霑汚し、臭氣不淨にして衣をして疾く破れしめぬ。苾芻

【一三】七衆悉くこの舍利子の洗淨法によるべきを制す。

【一四】不淨法下品行禁。

【一五】貼線聽許。

は佛に白すに佛言はく、「可しく腋邊に於て別に[一六]貼緣を安くべし」。苾芻は如何に貼を安かんかを知らざりき。佛言はく、「物一肘半、闊き[一七]一張手なるを用ひて其貼を爲すべし」。佛言はく、「應に白物を用ひて貼すべからず、應に以て壞色すべし」。彼れ[一八]袈裟色を用ひぬ。佛言はく、「應に赤石・赤土（此れ[一九]乾陀色なるも恐らくは餘衣を染むるならん）もて之を染むべからず」。苾芻は縫ひ著けぬ。佛言はく、「應に可しく麁く緋ぐべし」。遂に一邊に於てのみ貼を安きぬ。佛言はく、「兩畔の緣邊に倶に貼を安き、顚倒して披るに任すべし、若し臭氣あらんに時々に拆き洗ふべし」。

[二〇]緣處は前に同じ。婆羅門あり妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一女を生み、名づけて明月と爲し年漸く長大せり。時に大世主は便ち度して出家し與に近圓を授けぬ。時に大世主は五百苾芻尼と將に往いて佛所に詣り雙足を禮し已りて退いて一面に坐せるに、佛爲に法を說き乃至默然して住したまへり。時に大世主は既にして法を聞き已るに、座よりして起ちて衣を一肩に整へ、合掌恭敬して白して言さく、「世尊、已に苾芻の爲に毘奈耶を說きたまへり、唯願はくは慈悲もて亦尼の爲に說きたまはんことを」。佛言はく、「如來大師は親に尼に對して毘奈耶法を說かんこと、是處あることなし。然り苾芻尼衆に於て一遍を聞いて卽ち能く持つ者あらんには、我當に爲に說くべし」。時に明月苾芻尼は衆中に在りて坐せるが、卽ち起ちて合掌し白して言さく、「世尊、唯願はくは爲に說きたまはんことを。尊言を望受して一たび聞いて領悟しまつれば」。佛、彼が爲に說きたまふに、一たび領して遺るゝなかりき。佛、諸苾芻に告げたまはく、「我法中の聲聞尼衆に於て、一たび聞いて便ち領せん者、明月苾芻尼を斯ち第一と爲す」。佛、是念を作したまはく、「一切處に明月ありて求むべきに非ず、及び相似者も亦得べからじ。是故に苾芻は亦應に苾芻尼毘奈耶を受持して苾芻尼の爲に說くべく、復應に敎詔して問ふあらんに爲に答ふべきなり」。是の如く念じ已りて諸苾芻に告げたまはく、「……念じたまへる所の如くし……乃至、問ふあらんに爲に答ふべきなり」。世尊の說きたま

【一六】貼緣。本文に怗緣とあるも明本によりて改めたり。以下も皆改めたり。

【一七】一張手。十二指卽ち一尺二寸なり。一肘半は二尺七寸なり。

【一八】袈裟色。律部八、註(一の一一〇)參照。

【一九】乾陀色。百一羯磨（寒五・七三右九）に、「或乾陀色（註）梵云袈裟野（kāṣāya）譯爲二赤色一」とあり。卽ち間色の赤なり。又赤土赤石は泥色を註解せるもの、純黑にあらずして赤黑きなり。夫故に今赤石赤土にて染むべからずとせるは、赤石・赤土は乾陀色ではあるが、恐らく餘衣を染めて三衣を染むるには非ずと解すべきなり。從つて三衣を染むるには青・泥・赤の三種を以てするも、青と樹の赤皮をを以て染めたる赤とを多く用ひ、赤石赤土なる泥色を用ひては餘衣を多く染めたるには非ざるか。更に考ふべし。

【二〇】明月尼苾芻尼毘奈耶を總領す。

へるが如し、「依戒に由りての故に住戒に由りての故に、法を修習して若しは定若しは慧は理の如くに相應するなり。此の明月尼は我に隨順して依戒に由りての故に住戒に由りての故に、定慧相應して勇猛を發起し、正勤策勵して……廣說せること前の如し……阿羅漢果を得、五趣輪を壞して生死海を出で……廣說して……乃至、釋梵諸天は皆爲に供養せるなり」。〔三一〕時に諸苾芻は咸く疑ありて世尊に請じて曰さく、「此の明月苾芻尼は曾て何の業を作したれば、彼業、異に熟して大聰慧を得、大辯才ありて聞持中第一たりと說きたまひ、佛の敎中に於て出家修行しては諸の煩惱を斷じて阿羅漢を證せるなる」。佛、諸苾芻に告げたまはく、『此の明月尼が曾て作せる所の業は果報成熟して……廣說せること餘の如し……。汝等苾芻、乃往古昔九十一劫に人壽八萬歲に佛出世したまへるあり、毘鉢尸と名づけて十號具足し、六萬二千苾芻と與に親慧城に往いて勝慧林中に住したまへり。時に彼城中に一長者あり妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一女を生じ、年漸く長大せるに其父信敬なりければ〔三二〕隨意時に至りて、遂に便ち女を將ゐて苾芻尼寺に往き、刀子及び針を以て尼衆に行與して〔三三〕隨意施を作せり。時に彼女子は斯善事を見て心に歡喜を生じ其父に白して曰さく、「我も亦情に隨せて諸尼衆に與して隨意事と作さん」。父曰はく、「善い哉、汝が意に作すに隨さん」。其女即ち刀子及び針・金銀珍寶・種々異物を取りて尼衆に奉施して隨意事と爲し、即ち衆首に於て合掌禮拜して誓言を發せるらく、「願はくは我が此の尼衆中に於て敬心もて福施せる所有善根を以て、未來世に於て我をして大慧大辯を獲得して聞持を具足せんことを」。汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、往時の女とは即ち明月是れなりしなり。彼れ昔日に尼衆中に於て刀子等を行せる所有善根と、復「願はくは我れ未來に大辯才を得て聞持具足せんことを」との弘願を發せるとに由り、彼の業緣に由りて今斯報を受けしなり。又迦攝波佛の時に出家修行して苾芻尼と爲り、乃し盡形に至るまで持戒して缺くるなかりしも竟に證する所なかりき。時に親敎尼は彼佛の法中に於て聞持第一たりければ、時に彼弟子

〔三一〕明月苾芻尼聞持中第一前生因緣譚。

〔三二〕隨意時。七月十五日、僧自恣の時にとの意。

〔三三〕隨意施。自恣時の布施物なり。自恣時の布施は功德ありとせらるる故に大衆競うて好施するなり。

は是の如きの願を發せるらく、「我が親教師は此法中に於て總持第一たり。佛の授記したまへるが如くんば未來世に於て人壽百年に佛の出世したまふありて釋迦牟尼と名づくれば、彼法中に於て我當に出家すべく、佛亦我を尼衆中に於て總持第一なりと記したまはんことを」と。昔の願力に由りて今斯報を受けしなり。汝等應に知るべし、若し純黑業には純黑の報を得……廣說せること前の如し……是故に汝等應に當に修學すべし』。

二四 緣處は前に同じ。少年苾芻あり老苾芻と共に人間遊行して室羅伐に至れり。時に老苾芻は鹿子母舍に向ひ、少者は給孤獨園に詣りて一苾芻に於て請じて依止と爲し、住すること少多時にして其師に白して曰さく、「阿遮利耶、我れ彼寺に於て衣鉢を安置しぬれば暫し往いて取り來らん」。報じて言はく、「子よ、去るに隨さんも速かに來れ」。答へて言さく、「彼に他事なければ尋いで即ち旋り歸らん」とて、禮足して去りぬ。既にして彼に至り已るに、衆に先に制ありて「若し一宿するに於ては依止師なくしては即ち住まるべからず」と。便ち苾芻に詣りて而し依止と爲し、既にして天明に至りて情に歸り去らんと欲し師の房所に到りて門を扣き、而し進みて白して言さく「、阿遮利耶に敬禮しまつる、四大安きや不や」。師曰はく、「安からじ」。彼れ便ち念曰すらく、「師に今疾あり、我れ即ち棄て去らんは是れ應ぜざる所、世尊は斯に由りて依止を須めて互に相瞻視すべきを制したまへるなれば、我れ今宜しく住まりて差ゆるを待ちて當に行るべきなり」。即ち便ち供給せるに病遂に瘳損せりければ、白して言さく、「臥具を觀察せんとて我れ今去らんと欲す」。報じて言はく、「子よ、汝闕乏するなきや不や」。答へて言さく、『我れ闕乏するなし。然り我れ本心に此に住せんとは擬せざりき、但暫し來りて自の衣鉢を取らんが爲なりしも、此衆に制ありて假令一宿せんにも亦須らく依止すべかりければ、我れ衆法を懼れて請じて依止と作せるのみなりしに、師に病あるを見て我れ是念を作さく、「師に疾病あるに我れ今棄て去らんこと是れ宜しからざる所なり」……』とて具に其意

【二四】 舊依止の失不。以下、後註(三五)の本文終りまで偈の第三句に相當す。

を陳べければ、師曰はく、「善い哉、善い哉、具壽、[二五]共住門人にして親敎師及び軌範師に於て共に相瞻侍せんこと應に是の如くに作すべく、若し諸の餘の共住門人あらんに、二師の處に於て亦應に是の如くにすべきなり、善法を增長せんこと蓮華の水を出づるが如くにして斯れ善事たり、汝當に好去すべし、常に謹愼を爲して放逸を作すこと勿れ」。遂に師足を禮して奉辭して去り、漸く給園に至りて其師處に到りて合掌禮敬せるに、師言はく、「善來、具壽、何の故にか遲延せる」。彼れ便ち事を以て具に悉く白し知ら(しめ)しに、師曰はく、「善い哉、具壽、汝能く是の如くに其師處に於て敬重して相看れるとは。能く善根をして日夜に增長せしめんこと、蓮の水に處するが如からん」。師は

[二六]是念を作さく、「前の依止とやせん、更に授くとやせん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「緣ありて暫らく去り卽ちに還來するに擬せるには、宜しく舊師に依るべし、勞はしく更に授くるなけん」。

[二七]緣處は前に同じ。一苾芻あり專ら靜慮を修せるに小苾芻ありて依止と作らんことを請じ、卽ち便ち爲に作れるに是の如きの念を生ぜるらく、『佛所說の如くんば、「寧ろ屠兒と作らんとも他に出家を與へざれ、及び近圓を受けんとも而し敎誡せざれ」と。共住既にして爾り、門人と亦然り。我れ禪寂を修すれば敎授せんに緣なし、宜しく餘人に付して讀誦を敎へしむべし』とて、一苾芻に詣り報じて言はく、「具壽、此に讀經を敎へよ」。答へて曰はく、「共に要期を立てんに我當に讀を敎ふべし、若し乏少するあらんに能く供承せんには我れ相違はさらん」。答へて言はく、「若し闕少するあらんには我れ自ら供給せん」。卽ち便ち讀を敎へぬ。後、異時に於て彼れ便ち染患せりければ、其の依止師は如法に供給して遂に便ち瘳差えぬ。其の依止師は復自ら染患せるに、彼れ其師を廻顧し瞻察せず、是の如きこと三たびに至るに竟に看侍せざりければ報じて言はく、「汝去れ、別に依止を求めよ」。答へて曰さく、「依止と作るを蒙れること、是事、恩に沾ぎて一も闕乏するなかるに今何ぞ驅遣したまふなる」。報じて曰はく、「汝に闕乏なからんも我に闕乏あり、汝が病苦には我自ら供承せ

【二五】共住門人。共住弟子と依止門人との合語なるべし。次下に共住既爾門人亦然とあるによりて知るべし。

【二六】本文に師作是念爲前依止爲更授耶とあり。

【二七】依止師・敎讀師に供侍すべく、及び二者の中にては依止師に先づ供侍すべきを制す。

るに、我病みて三たびに至るに曾て廻顧せざりき。汝にして是の如きの不恭敬事を作さんとは。若し汝が與に依止と作る者あらんには可しく彼に於て住すべし」。彼れ聞いて默然して答を致すこと能はざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「依止師に於ては可しく供侍を爲すべく、當に師主を觀ること父母と異なかるべし、違せんには越法罪を得ん」。時に讀(誦)を敎ふる阿遮利耶の身疾病に嬰れるありしに、受法の弟子は爲に瞻侍せず、其病差ゆるに及びて還來して經を問ひければ、師曰はく、「汝去れ、我が身病苦せるには曾て相看らざりき、誰か復更に能く爾に習讀を敎へん、可しく餘人の共に相指示するを覓むべし」。復便ち對ふるなかりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「依止師に於て應に爲に供侍し、敎讀師に於ても亦爲に供給すべき者なり」。後に異時に於て依止・敎讀の二俱に染患せるに、誰に於て而し爲に供給せんかを知らざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し其れ能くせんには二俱に看侍すべく、若し力なからんには可しく依止に供すべし。若し敎讀(阿遮利耶)なきには隨處に住するを得んも、若し依止(阿遮利耶)なくしては停居すべからじ」。

二八 緣處は前に同じ。時に苾芻あり他に出家を與へ幷に圓具を受けつゝ、即ち便ち棄擲して人間遊行し、彼弟子に於て衣食及び法を以てして相攝養せざりければ、此は便ち餘に於て而し依止を求め、其師は卽ち衣食法を以て共に相資助せるらく、「世尊說きたまへるが如し、四攝事あり、布施と愛語と利行と同事となり」と。時に彼門人は其師處に於て倍敬重を生じて情に捨離するなかりき。後に異時に於て其の親敎師は遊行事周くして給園に還來せるに、少年苾芻は皆起ちて迎接し、其の年老者は咸く善來と唱へしに、彼の舊弟子は見るも座を起たざりければ、諸苾芻告げて曰はく、「尊者の來れるを見て少(者)は皆迎接し、老(者)は善來と唱へしに、何に因りてか汝今本師の來れるを見つゝも身座を移さゞる、豈に理に合ふを成ぜんや」。答へて曰はく、「豈に彼は我に於て出家し近圓せるも、衣食及び法を以て共に相資助し、我をして憶念せしめ、見て而し迎接せしむるを能くした

【二八】纔にも親敎師に見えんに起立迎接すべきを制す。

らんや」。苾芻報じて曰はく、『是語を作すこと勿れ、佛所說の如し、「若し復人あり師主に依託して佛の法中に於て鬚髮を剃除して法服を披、淨信心を以て出家し修行せんに、彼人、師に於て乃し盡壽に至るまで四事もて供養せんとも未だ恩を報ずること能はじ」と。汝、是言を作せること應理たらじ』。彼れ即ち默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「弟子・門人は纔にも師に見えん時は即ち須らく起立すべく、若し親教師に見えんには依止即ち捨せん」。佛の言へる所の如くんば、「親教師に見えんに即ち依止を捨せん」と。諸苾芻は云何かを知らざりければ……[二九]下に具さに說くが如し……。

[三〇]緣處は前に同じ。時に苾芻あり一少年の與に而し依止と爲りしに、半月を經已り長淨時に至りて師處に來り到りて白して言さく、「阿遮利耶、我れ今敬禮して請白する所あらんとす、長淨を守持せんと欲すれば」。師言はく、「賢首、何に因りてか我は是れ汝が師たるを得ん」。彼云はく、「我れ阿遮利耶を以てして依止と作しぬれば」。師曰はく、「汝の慠慢にして相敬重せざるが如き(者)に誰か依止を與へんや、汝が意に隨ひて去りて別に餘師を覓めよ」。彼れ便ち默然せり。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「諸苾芻は日に三時に師主を禮敬せざるに由りて是の如きの過ありしなり、是故に應に知るべし、弟子・門人は日每に三時に須らく二師に就いて而し禮敬を申ぶべし」。即ち諸苾芻に告げて曰はく、「是故に汝等弟子・門人は日每に三時に應に二師に就りて而し禮敬を申ぶべきなり」。

[三一]緣處は前に同じ。時に苾芻あり一少年の與に而し依止と爲り、恩養供給して愛念せること子の如くなりき。時に彼弟子は遇 他緣ありて須らく餘處に向ふべかりければ、其師に白して曰さく、「阿遮利耶、請ふ、[三二]房舍臥具を觀察せんが爲に我れ今人間に向うて遊行せんと欲す」。師言はく、「子よ、闕乏するなかりしや不や」。答へて言さく、「阿遮利耶、我れ闕乏するなかりき、然り人間に隨處に遊歷して久しからずして還來せんと欲するのみ」。報じて言はく、「子よ、去れ、若し中路に於て追悔

【二九】親教師に見えんに依止を失すとの理下に說ける所なし。

【三〇】日日三時禮敬二師制。

【三一】依止の失不。

【三二】房舍臥具を觀察すとは、好房舍を求めんが爲との意に非ず、他處の僧伽を巡覲せんが爲なる意なるべし。

を生ぜんには卽ちに廻り來るべし」。白して言さく、「甚だ善し、教を奉じて當に還るべし」。中路に至り已るに便ち追悔を生じて是の如きの念を作さく、「我が依止師は所須あらんには悉く皆供給せるに、我れ棄てゝ他行せること應理たらじ、今可しく廻歸すべし」。遂に住處に却き還れるに、師見て問うて曰はく、「汝今復り來れるは遺忘する所ありてなりや」。答へて言さく、『我れ遺忘するなし、然り我れ路中にて是の如きの念を作せり、「我が依止師は所須あらんには悉く皆供給したまへるに、更に何事を求めてか外に在りて遊行せんとはする」と。此が爲に還り來れるなり』。師言はく、「甚だ善し」。[三三]師復念を生ぜるらく、「舊の依止に卽くとやせん、更に與ふとやせん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し依止師にして心に顧戀ありて門人に顧戀心なからんには、是れ則ち名づけて依止を捨せずと爲す。若し依止師にして顧戀心なく門人に顧戀心あらんに、此も亦名づけて依止を捨せずと爲す。若し二人に倶に戀心あらんにも亦捨せりとは名づけず。若し二人倶に捨せるには、依止を失すと名くるなり」。

[三四]緣處は前に同じ。一苾芻あり衆の導首と爲りしに、多くの少年あり來り從うて習讀せり。師、異時に於て忽に時患に染りしも、諸の習讀人は曾て看侍せず、是の如きこと三たびに至りしも皆顧み問はざりき。後の時病差えければ弟子は皆來り其師に請じて曰さく、「我に習讀を教へんことを」。或は云さく、「誦を教へんことを」。師言はく、「具壽、我れ三たび染患せるに、汝等は(一)人として廻顧して我を看るなかりき。若し汝にして此の如きの傲慢たるに能く相教ふる者を見るあらんには、可しく彼に就りて而し讀誦を爲むべし」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「讀誦を教ふる師にも亦應に瞻侍すべきなり」。彼悉く皆作せるに便ち善品を斷けり。佛言はく、「應に番次を爲すべし」。是時一老瘦苾芻あり、先に就いて依止せるに、餘人報じて曰はく、「老人、明日は番に當れり」。答へて言はく、「何の故にか師に於て[三五]直を作して供給するなる。汝等安隱なれ、我れ常に侍養すれ

【三三】本文に師復生念卽舊依止爲更與耶とあり。

【三四】番次供給制。

【三五】直。番次當直なり。

ば」。諸人報じて曰はく、「斯れ善事たり。佛所說の如くんば、若し病人を看んは卽ち是れ我を看るなりと。汝、善丈夫、意に隨せて當に作すべし」。彼れ便ち供給して斯に因りて病差えければ、來りて師に請じて曰さく、「我に讀經を敎へんことを」。報じて言はく、「且らく住まれ、未だ汝が番に至らざれば」。後に師に請じて曰さく、「我に闇誦を敎へんことを」。答へて曰はく、「未だ汝が番に至らざれば」。其師に答へて曰さく、「看承し供給することは是れ我に番を當てつゝ、讀誦授經は餘人に次を巡らさんとは。宜しく當に好住すべし、我は出でゝ他行せん」。師言はく、「且らく住せよ、所須あらんには我れ皆爲に作さん」。彼れ便ち默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「常に供侍せん者には餘と同ずるを得ず、廢するあらしめて次を餘人に及ぼすこと勿れ」。時に二人あり一は聰にして一は懞なりしに、聰者に授くる時は其文の長きを以てし、懞(者)には便ち事闕きぬ。佛言はく、「應に更次に授くべし」。

[三六] 緣處は前に同じ。六衆苾芻は門徒舍に向ひしに、牀を出して坐せしめければ六人は同坐し、其牀遂に破れて一時に大笑せり。餘苾芻は見て告げて言はく、「具壽、斯の非法を作しつゝも慙恥を知へざらんとは」。仍ほ更に大笑して彼共に答へて曰はく、「我れ豈に飮酒し葱蒜を噉へるならんや」。報じて曰はく、「此も亦久しからじ、必らず當に作さるべけん」。問うて曰はく、「我何が非法なる」。答へて曰はく、「豈に牀の重破せるを見ざるべけんや」。答へて曰はく、「豈に木盡き、巧匠の身亡ぜるなるべけんや」。彼れ便ち默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に一牀に六人同じく坐すべからず」。彼遂に五人して還前過を同じくし、四人しても亦爾せりき。佛言はく、「應に四人なるべからず、若し一牀に於ては三人坐するを得ん。若し[三七]大木枯なるには兩人同坐し、小者には唯一(人)して(坐せよ)、違せんには越法罪を得ん」。

【三六】三人共坐聽許。以下は頌の第四句に相當す。

【三七】大木枯。枯は榍(アテ)なり、木を斫る臺なり。

第四門の第四子を頌に攝して曰はく、

「養病には性罪を除くと　將に近圓せんとするものを樹に昇せざると　王臣に戒を受けざると
應に斬手を爲すべからざるとなり」。

三八 緣處は前に同じ。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「佛所說の如くんば、若し病人を見んに應に供給すべからんには、何等の物を用ひてか而し供侍を爲すべき」。佛言はく、「鄔波離、但、三九 性罪を除いて餘の清淨物ならんには、意に隨せて供給すべし」。

緣處は前に同じ。時に具壽鄔波難陀に一求寂ありて近圓を受けんと欲しければ、師は卽ち爲に四〇 作羯磨師及び四一 屛敎者幷に四二 餘の七人を喚び、遂に求寂を將ゐ幷に座物を持して先に壇中に至り、田地を灑掃し其座席を敷けるに、諸人未だ來らざりければ、鄔波難陀は左右顧眄して樹の花を開けるを見て卽ち求寂に命ぜるらく、「汝可しく花を取りて僧衆に行與すべし」。彼れ便ち樹に昇りしに地に墜ちて手を傷けければ近圓を廢闕せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、四三「汝等當に知るべし、轉輪王第一太子の將に灌頂を受けて次に王位に當てんとする如き、此時中に於ては倍守護を加ふるなるを。近圓せんと欲する人にも亦復是の如くに善く愛護を加へよ。是故に應に將に近圓せんとする人をして輙ちに高樹に昇らしむべからず、樹に昇らしめんには越法罪を得ん」。

四四 緣處は前に同じ。一長者あり名づけて廣大と曰ひ、是れ勝光王の委寄せる所たりしに、曾て一時に於て過失ありしに因みて王に訶責せられければ、長者便ち是念を作せるらく、「凡そ是れ國主は久しく祗承すること難し、宜しく應に遠く避くべし。我れ今可しく去りて求めて出家を作すべし」。是の如く念じ已りて逝多林に詣りしに、六衆苾芻は恒に一人をして門邊に住せしめければ、時に鄔波難陀は門首に住在して廣大の來れるを見、卽ち美語を以て告げて言はく、「善來、何の故にか覩え難かりしこと猶し初月の如くなりし」。答へて言さく、『大德、豈に聞かざるべけんや、世人に語あるを、

【三八】 瞻侍法。

【三九】 性罪。性戒を犯す罪なり。性戒とは息世譏嫌戒に對する語。僧伽の威信を失墜せざる爲に制定せられし輕戒を遮戒といふ。性戒は世の譏嫌のいかんに關はらず、婬盜殺妄の如きは本性として重罪たるなり。

【四〇】 作羯磨師。受戒の際の羯磨師なり。

【四一】 屛敎師。受戒の際の敎授師なり。

【四二】 餘の七人。受戒の際の七證明師なり。

【四三】 受戒せんとする人をして直前に高樹に昇らしむるを制す。

【四四】 度王臣禁。

「希に逢ひては敬を致し、數見(しばく)ては便ち輕んず」と』。問うて言はく、「廣大、何に緣りてか來るを得たる」。答へて言はく、「聖者、凡そ是れ國王は久しく承事すること難し、今意を得たりと雖終には身を滅するを致せば、我れ出家せんと欲す、頗(も)し能く濟度したまふや」。報じて言はく、「賢首、能く此心を發せること極めて善事たり。凡そ出家せんには五の勝利あり……廣く上に說けるが如し……諸佛聲聞及び諸の智者の共に稱讃する所、今正に是れ時なり」とて、卽ち便ち引き去(ゆ)いて出家を與へ圓具を受けぬ。時に勝光王に諸群臣に問ふらく、「廣大を見ず、病に遇へりとやせん」。答へて言さく、「彼に患疾なきも大王訶責したまひぬれば、斯に因りて卽ち去り、逝多林に詣りて而し出家を爲せり」。王曰はく、「誰ぞ是事を作せるは」。答へて言さく、「聖者鄔波難陀なり」。王は此語を聞いて心に瞋恨を懷き、便をして往いて報ぜしむるらく、「聖者は我が訶せる所の者を卽ち度して出家せ(しめ)ぬ、今可しく我及び惡生太子(あしやうたいし)・勝鬘(しようまん)・行雨(ぎやうう)を度して皆出家を與ふべく、可しく自ら王を稱して城邑を統領すべし」と。使者は寺に至りて具に王言を說けるに、鄔波難陀は王の此語を聞いて使者に報じて曰はく、『汝、我語を持して汝が國王に報ずべし、「可しく寺に來至し幷に惡生・勝鬘・行雨を將(ひきゐきた)るべし、悉く出家を與へん。我當に王と作るべし、此れ亦何か損せん。豈に我れ宅に就り廣大を誑誘して其をして出家せしめたらんや、彼れ自ら來り求めければ我れ便ち濟度せるのみ。隨時に利益せること、福を獲んこと邊(ほとり)なけん」と』。王は此語を聞いて更に譏嫌を起せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「王大臣を度しぬれば是の如きの過ありしなり、是故に應に輙ちに此等を度すべからじ」。諸苾芻に告げて曰はく、『汝等當に知るべし、鄔波難陀は是れ愚癡人なり、大臣廣大を度しぬれば王をして嫌を起さしめたるを。是故に苾芻は應に大臣を度して出家せ(しむ)べからず、見(まのあたり)に來りて求め請はんには應に須らく詰問すべし、「汝は王臣に非さるや不や」と。若し詰問せずして出家を與へんには越法罪を得ん』。佛既にして制したまひ已るに、時に外

國の人ありて來れるも人の委識するなく、又本國の王元より未だ聽許せざるが苾芻所に至りて出家せんを求請せるに、皆疑慮を生じて出家を與へざりき。佛言はく、「若し此輩の外國の人あらんには應に出家を與ふべし、疑惑を生ずること勿れ」。

四五 緣處は前に同じ。具壽阿難陀は曾て一時に於て新に鬚髮を剃り、晨朝時に於て衣を著け鉢を持し城に入り乞食して行いて街衢に至れり。一婆羅門あり是れ大學士なりしが、好顯敞の高堂の處に於て五百婆羅門子に四六四明論を讀むことを教授せり。時に彼博士は傲慢自高にして禮節を存せず、情懷毒害にして人を輕蔑せるが、尊者阿難陀を見已りて弟子に命じて曰はく、「汝、手を以て此の禿沙門の頭を四七擢くを能くするや不や」。答へて言はく、「我れ能くせん」。時に彼弟子は其師命を承けて卽ち便ち拳を以て尊者の頭を擢けり。時に阿難陀は四望顧視せるに、婆羅門は更に瞋惱を加へて復弟子をして更に其頭を打たしめぬ。尊者は念曰すらく、「我れ何ぞ顧瞻せる、宜しく點し去るべし」。旣にして逝多林に至り飯食すること訖りて鉢を洗ひ已るに、諸苾芻に告ぐらく、「具壽、應に某街巷處に往くべからず」。問うて曰はく、「何の過患かありし」。答へて曰はく、「彼に婆羅門あり稟性毒害にして禮節に閑はざるが、諸弟子に明論を讀誦するを教へしに、一弟子をして拳もて我頭を擢かしめぬ」。苾芻問うて曰はく、「汝何の愆犯にてか彼が瞋恨を致せる」。答へて曰はく、「我は是れ過なかりしも亦是れ過ありき」。問うて曰はく、「其事云何」。答へて曰はく、「我れ元過なかりしに彼は頭を擢かしめ、我れ顧瞻せるに由りて重ねて更に來り打てり。先なるは是れ過なかりしも後なるは是れ過ありき」。時に鄔波難陀は聞き已りて問うて言はく、「尊者、何の言說をか作せる」。答へて曰はく、「四八片許事ありしのみ」。鄔波難陀曰はく、「我れ向に略聞けるも願はくは更に重ねて說かんことを」。卽ち爲に具に說けるに、時に鄔波難陀は卽ち三たび點頭して四九口中に諾を唱へて是の如きの念を作さく、「我れ今自ら解せり、彼の小人を治せんを」。剃頭人をして逆順に淨剃せしめ、揩摩するに

【四五】前註(三八)の前偈、第四句に相當す。

【四六】四明論。律部十九、註(九の四〇)參照。

【四七】擢。摧(クワク)と同じ、たたくなり。

【四八】片許事。小事なり。

【四九】本文に口中唱諾とあるも宋・元・明・宮本には口中唱話とせり。今改めず。

油を以てして、晨朝時に於て衣を著け鉢を持して室羅伐城に入り、漸次に彼の婆羅門が教學の處に至りしに、彼れ餘事ありて未だ苾芻を覩ざりき。時に鄔波難陀は卽ち其前に在りて經行來去せるに、婆羅門は見て一弟子に命じて曰はく、「汝去いて彼の禿頂の沙門を擂くべし」。鄔波難陀は是語を聞き已りて婆羅門に告げて曰はく、「汝、無知の物、何ぞ他を遣はすを用ひて自ら來り打たざる」。婆羅門は大瞋心を發し、卽ち便ち自ら去いて其頭を拳打せるに、鄔波難陀は卽ち其臂を捉へて報じて言はく、「癡物、五〇阿難陀は汝に打たれぬ、我れ今汝を將ゐて共に王邊に至らん」。便ち其臂を捉へ牽曳して前み行けるに、婆羅門は聲を發して大喚せりければ、弟子は俱に來り、復一臂を捉へて共に相牽挽し、餘人續き來れるに並に皆曳き去れり。鄔波難陀は大氣力ありければ、婆羅門及び五百の弟子を牽挽して皆王門に至れり。六衆の法爾として、若し忿怒を懷きて王門に至らん時は王殿逐ひ動くなり。王は相を覩已りて左右に報じて曰はく、「門に出でゝ觀察せよ、豈に聖者六衆の來れるあらんや」。卽ち便ち出で觀るに鄔波難陀の五百婆羅門子を將ゐて俱に門所に到れるを見たりければ、還り入りて王に白さく、「聖者鄔波難陀は今門外に在り」。王言はく、「喚び入れよ」。彼れ便ち面見せるに問うて言はく、「大王、向に聖者阿難陀をして出家せさらしめたらんには何の位をか受くべかりし」。王言はく、「聖者、當に力輪王と作るべかりき」。「王は何の人と作りしなる」。答へて言はく、「我れ從者たりしならん」。五一又曰はく、『王に先に制ありき、「諸苾芻を觀んに猶し太子の如くし、苾芻尼を觀んに事妃后に等しくせよ。是事にして放免せんに餘人に並けじ」と。王は我等に於て俱に愛念を生じたまへり。然り、婆羅門あり王の敎勅に違ひて、輙ちに拳を以て聖者阿難陀の頭を打ち、彼は復瞋を懷きて亦我頂をも打てり、其事合へりや不や」。王は聞いて大に怒り、近臣に告げて曰はく、「卿、今可しく去いて婆羅門の手を斬るべし」。大臣卽ち婆羅門を將いて街巷處に到り、衆人に告げて知らしめぬ。時に彼が父母并に餘の親族及び諸の知友は悉く皆來至して悲啼雨淚し、發聲號哭して是の

【五〇】本文には鄔波難陀とあるも宋・元・明・宮本には阿難陀とせり。後の文に照合して今改めたり。

【五一】本文に又曰王先有制觀諸苾芻猶如太子、觀苾芻尼事等妃后、是事放免不並餘人、王於我等俱生愛念……とあり。放免はほしいままにしりぞくる義なり。

如きの語を作さく、「苦なる哉我子よ、苦なる哉我子よ」。皆共に前み行いて法官に白して曰さく、「善い哉大臣、我子は德ありければ王は手を斬らしめらる。既にして國憲を犯じぬれば是れ狂刑に非じ。然れども婆羅門は右手を以て活命すれば、若し左手を斬りたまはんには斯れ誠に曲恩たり[五二]」。大臣は之を聞いて即ち左手を斬りぬ。後に異時に於て婆羅門の手瘡漸く差えければ、遂に左手を掩ひ右臂を擧げて點節して書を誦せり。鄔波難陀は遙に手を擧げたるを見て倍忿怒を生じ、還王所に至りて白して言さく、「大王、王たるの法として勅して違ふなからしめんに斯れ快樂を成ぜんも、王は國を知れりと雖是の如きの事なからんとは」。報じて言はく、「聖者、我に何の事かありし」。答へて言はく、「前の時勅を出して婆羅門の手を斬ら（しめ）しに、彼が手は現全きなり」。王は臣を喚び來ら（しめ）問うて言はく、「婆羅門、何ぞ手を斬らざりし」。答へて言さく、「斬り訖れり」。「若し爾らば聖者鄔波難陀は諸人の爲に手を擧げて讀を敎ふるを見たらんや」。大臣白して言さく、『彼が父母の悲啼して「諸の婆羅門は右手もて活を爲すなれば幸はくは當に左を截るべし」と相勸むるを見て、此が爲に即ち便ち其左手を截れり』。王言はく、「彼が父母の爲に其の左畔を截りたらんには、今我が勅に由りて更に右邊を截れ」。即ち便ち往いて斬りぬ。時に婆羅門は既にして兩手なかりければ臂を垂れて而し住せるに、後の時鄔波難陀は傍に在りて過り、問うて言はく、「何の故にか手を垂れて、昔日の來りて我頭を打てるに同ぜざる」。彼れ聞いて懊惱し、默して對ふる所なかりき。時に諸の婆羅門・長者・居士幷に諸の人衆は、皆譏恥を生じて是の如きの言を作さく、「沙門釋子は慈悲あることなし、刑戮を行ぜしめ苦切事を作して他人の手を截ら（しめ）んとは」。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「苾芻にして他手を斬りぬれば、時に是の如きの過ありしなり。是故に苾芻は應に他人の手足を斬截すべからず」。諸苾芻に告げて曰はく、「鄔波難陀は愚癡の人、非沙門法を作せり、爲すべからざる所たり、我が法中に於て出家し俗を捨てつゝも斯の惡業を作さんとは[五三]。若し苾

【五二】曲恩。身に過ぎたる恩寵。

【五三】截人手足窣吐羅底也罪。

芻ありて人手足を斬らんには、窣吐羅底也の罪を得ん」。是諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、[五四]「大德、何の緣を以ての故に具壽阿難陀は彼の婆羅門を護り、鄔波難陀は意に酬報せんことを存せるなる」。佛言はく、「但に今日に阿難陀は擁護心を起し、鄔波難陀は酬報事を行じて其手を斬截せるのみには非じ。汝等當に聽くべし、乃往古昔に一園中に於て花果浴池は在處に充滿せり。時に隱人あり依止して住し、唯根果を食ひ水を飲みて自ら活き、但皮衣を著けて更に願ふ所なく、果樹の下に於て跏趺して坐して法儀を思量せるに、上に獼猴あり果を攀いて落さしめ彼が頭を打ち破りぬ。爾の時隱人は伽他を說いて曰はく、

「我れ終に念を起して　汝をして身を苦しめて亡せしめざらんも　汝自ら愆を作すに由りて　當に斷命の報を招くべけん」。

時に彼の隱人は先に獵師と共に以て知友たりき。獵師因みて出でゝ彼林中に至り果樹の下に到りしに、隱人は事ありて此を棄てゝ去りければ、彼れ在らざるを見て遂に樹下に於て暫時停憩せり。時に彼の獼猴は便ち大果を將りて獵師の頭を打ちぬ。時に彼の獵師は頭に先より髮なかりければ、其果纔に落つるに頭は遂に血流れぬ。苦痛心に纏ひつゝ頭を擧げて樹を觀ぜるに、遂に獼猴の枝上に跳擲せるを見ぬ。便ち卽ち弓を援いて射るに毒箭を以てせりければ、樹よりして墮ち此に因りて命終せり。汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、昔時の隱人とは卽ち阿難陀是れなり、往日の獼猴とは卽ち婆羅門是れなり、其の獵師とは卽ち鄔波難陀是れなりしなり。彼時にも阿難陀の爲に擁護せられしも鄔波難陀に酬報せられしに、乃し今時に至りても亦復是の如くに一は護り一は棄てしなり。此に由りて應に知るべし、先業の因緣は終に亡失せざるを。……廣說せること餘の如し。[五五]

【五四】阿難・鄔波難陀前生因緣譚。

【五五】此下、聖本には光明皇后の願文あり。

巻の第十七

第四門の第五子、頌に攝して曰はく、

「旃茶と蘇陀夷との　大衣を暫時用せると　師謨と婆蘇達との　鉢を取るに己物想せると　阿市多と護月との　賊想して自衣を取れるとなり」。

此頌と廣釋とは盜戒に異らず、故に更に出さず、[一]彼を尋ねて知るべし。

第四門の第六子、頌に攝して曰はく、

「猪と燕と多羅果と　毛毯を黑喜の還せると　刀子・針を安置すると　瑠璃器を用ひざるとなり」

[二]緣處は前に同じ。時儉歲に當りて竊盜者あり、他猪を偷得し闇林中に往いて殺して噉食し、骨及び頭・蹄は棄擲して去りぬ。六衆の常法として、晨朝に起き已るに寺閣上に昇りて四方を瞻顧し、若し遙に烟ありて群烏亂下するを見んには、卽ち便ち相命びて共に往いて觀看せりき。既にして[三]闇林に烟揚がり烏下れるを見て、遂うて相告げて曰はく、「難陀・鄔波難陀、彼處に定んで可噉の物あらん、我等宜しく往くべし、或は所得あらん」。彼に至るに便ち猪骨頭足を見たれば共に相謂ひて曰はく、「糞掃の物、斯ち足れり爲す、可しく煮て食ふべし」とて、卽ち便ち自ら煮ぬ。是時猪主は蹤を尋ねて遂に至り、其が肉を煮たるを見て報じて言はく、「聖者、大仙の服を著しつゝ此の非宜を作さんとは」。報じて言はく、「賢首、若し、我にして殺生事を作すを得んには、豈に好饗鹿の上妙の肉を取りて而し食に充つるを能くせざるべけんや、何ぞ此の猪骨頭足を取りて自ら煮て食ふべき。人の盜得せるありて好肉は已に餐ひ、餘骨頭蹄は是れ他の棄てたる所たれば糞掃物に充てたるに、我に於て何の辜かある」。彼言はく、「聖者、然れども出家人は應に此の可惡の事を作すべからじ」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に是の如くして糞掃物を取るべからず、作さんには越法罪を得ん」。

【一】律部十九、七三頁初行以下參照。こゝに阿市多とせるは彼に難勝とせり、原語ajitaの譯なればなり。

【二】殘猪等の糞掃物を取るを制す。

【三】闇林(andhavana)。開眼林なり、律部八、註(一一八)參照。

四 縁處は前に同じ。時に盜者あり、他の甘蔗を取り中間を食し訖りて根・梢を棄て去りぬ。六衆行いて見て遂に相告げて曰はく、「尊者、多く糞掃物あり、可しく共に收將すべし」とて、即ち便ち收取せり。時に甘蔗主は蹤を尋ねて來り至り、彼六衆の共に殘蔗を收れるを見て報じて言はく、「聖者、大仙の服を著しつゝ非法事を爲さんとは」。答へて言はく、「賢首、若し我れ偷盜事を爲すを得んには、豈に好甘蔗を取りて意に隨せて噉食するを能くせずして而し復他の所棄の物を取るべけんや。然り、此の甘蔗は人の盜み來れるあり、好きを食ひて惡しきを棄てぬれば我等收取せるのみ、斯に何の過かある」。彼言はく、「聖者、此れ譏嫌事なり、出家人の應に作すべき所には非じ」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に是の如くして糞掃物を取るべからず、作さんには越法罪を得ん」。

五 縁處は前に同じ。時に盜者ありて多羅果を取り、闇林中に於て好者は選み食ひて惡者は棄て去りぬ。六衆は因みて行いて此の遺物を見て……事、甘蔗に同じ……乃至、俗のために訶責せられぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「取らんには越法罪を得ん」。

六 縁處は前に同じ。時に此城中に賣香童子の好毛毯を有てるありて、極めて愛樂を生じて餘物に同じからざりき。後に因みて染患せるに、醫療を加ふと雖も效なく將に終らんとせりければ、遂に諸親を集めて告げて言はく、「我れ亡ぜん後は火を以て焚くこと勿れ、此毛毯を將りて我身を纒裹して林野に棄てんことを」。現在せる諸親は共に安慰して曰はく、「汝、怖るゝを須ゐざれ、豈に病に遭はん者並に悉く身亡ぜんや、久しからざるの間に自ら當に平復すべけん」。然れども命盡きんには留まり難く奄然として氣斷えしに、毛毯に於て重愛を生ぜるに由りての故に、捨命の後は大癭鬼中に生じぬ。時に彼親族は五色の彩を以て喪輿を裝飾し、毛毯もて屍を纒ひ、送りて林處に至れり。苾芻は見已りて 七 屍林苾芻 八 黑喜に告げて曰はく、「具壽、賣香人の病に因りて身死にたるあり、好毛毯を以て用つて屍骸を裹みて林內に棄在せり、是れ糞掃物なれば可しく往いて之を取るべし」。彼れ便ち疾く

【四】殘蔗等の糞掃を取るを制す。

【五】殘多羅果等の糞掃物を取るを制す。

【六】前註(二)の前揭、第二句に相當す。

【七】屍林苾芻。屍林住の苾芻、即ち塚間住の頭陀行者なり。

【八】黑喜。大哥羅 (mahā-kāla) は屍林住苾芻なりしこと、律部十九、七〇六頁に出づ。今黑喜とせる故に大哥羅に非ず、黑喜の原語は律部二十二、註(一四の八)によるに kaḷudāyī なるが如し。但し多くの犯戒因緣たりし鄔陀夷とは別人なり。而して黑喜を屍林苾芻とせるの記は律文になき故に、梵本果して黑喜に相應せりや不やとの疑を存しうべし。

往いて屍林所に詣り其毛毿を取りぬ。時に彼の非人は卽ち便ち屍を起し、堅く其毿を捉へて是の如きの語を作さく、「聖者黑喜、我が毿を取ること勿れ」。凡そ屍林人には多く膂膽あれば便ち鬼に報じて曰はく、「癡人、汝は毿を愛めるに由りて餓鬼中に生ぜるに、今更に捺落迦に往かんと欲するなりや、汝今宜しく放つべし」。黑喜は愛著せりければ、鬼と共に相爭ひて脚を以て之を踏み、强牽して去いて逝多林に往けり。時に彼の屍鬼は更に瞋恚を增し、隨逐し放たずして報じて言はく、「聖者、我が毿を還し來れ」。彼れ採錄せずして便ち寺中に入りぬ。然り、逝多林には多く天龍藥叉諸大神祇の守護せらるゝあれば、此鬼は薄福にして敢へて前行するをえず、寺の門前に於て啼泣して住せり。佛知しめして故に阿難陀に問うて曰はく、「何の意にてか門前に非人啼泣せるなる」。卽ち佛に白して言さく、「黑喜苾芻ありて彼が毛毿を取りたれば」。佛、是念を作したまはく、「此の非人を看るに深く愛著を生ぜり、若し毿を得ざらんに必らず熱血を歐き因みて卽ち命終せん」。阿難陀に告げて曰はく、『汝卽ち宜しく去りて彼の黑喜苾芻に報ずべし、「非人に毿を還せ、若し與へざらんには血を歐いて死なん。旣にして毿を與へ已らんに前行せしめて彼の林中に到り、報じて言へ、「汝臥せよ、後に毿を以て蓋はん」と』。時に阿難陀は教を宣べて彼の黑喜苾芻に語ぐらく、『……廣く上に說けるが如し……乃至、後に毿を以て蓋はん」と』。黑喜聞き已るに阿難陀に告げて曰はく、「佛所教の如くして敢へて違越せじ」。卽ち鬼に報じて曰はく、「毛毿を愛まん者は可しく前に在りて行くべし」。林に至りて臥せしむるに、言に隨うて卽ち臥しければ毿を以て上に蓋ひぬ。時に彼の非人は便ち脚を以て黑喜苾芻を[九]踏めるに、黑喜大力ありければ僅かに死を免るゝを得たりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に隨宜に輙ち屍林處の衣を取るべからず、亦復應に是の如きを作して與ふべからず。若し衣を取らん時は足より頭に向ひ、若し衣を與へん時は頭より足に向ふべし。苾芻當に知るべし、[一〇]屍林處の衣には五過失あるを。云何をか五と爲す。一に惡彩色、二には臭氣あり、三に力無く、

【九】踏むとは、行きあたる義。

【一〇】屍林處衣五過失。

四に虱多く、五に藥叉の所持なり。若し其の死屍の身に、瘡處なからんには應に衣を取るべからず」。佛制を聞き已るに、六衆は卽ち便ち狗を將へて去りぬ。不信の(者)見て譏り問うて言はく、「聖者、仁犬を將へ去りて彼の空林に向へるは、豈に畜を殺さんとなりや」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に、犬を將へて隨へ去るべからず」。便ち刀を以て傷損して而し其衣を取れり。佛言はく、「應に是の如くすべからず、若し蟲蟻ありて身を損傷せんには、後に當に衣を取るべし」。彼れ衣を得已るに便に隨うて卽ちに披たりければ、佛言はく、「卽ちに披るを得ざれ、宜しく七八日ばかり叢林中に置き風日の吹き曬し已るを待ちて、然して後浣染して方に披著すべし」、卽ちに披て寺に入り制底を旋禮せりければ、苾芻は佛に白すに、佛言はく、「[二]屍林苾芻の所有行法は我れ今應に制すべし。屍林苾芻にして死人衣を披んには、寺に入るを得ず、制底を禮せざれ。若し禮せんを樂はんには、一尋外に離れよ。僧の房及び牀敷等を受用せざれ、衆に入りて坐せざれ、俗人の爲に法義を宣說せざれ、俗家に往かざれ。若し緣ありて須らく至るべからんには應に門外に立つべく、主喚び入れんには答へて曰へ、「我は屍林に住するなれば」と。若し言はん、「我れ今大福利を獲たり、幸に聖者の勝杜多人の來りて我舍に過りたまへるを蒙りぬれば」と。是の如きの語を聞かんには卽ち應に舍に入るべく、牀座には坐せざれ。若し喚びて坐せ(しめ)んには、答へて曰へ、「我は屍林に住すれば」と。若し遭ふこと難きを說かんには、卽ち應に爲に坐すべし、疑惑を致すこと勿れ。屍林苾芻にして敎に依はざらんには越法罪を得ん」。

[三]緣處は前に同じ。時に諸苾芻は所有の刀針を隨處に安置せりければ、垢のために損せられぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に隨處に安置すべからず、應に針氈に安くべし」。苾芻は如何が當に作すべきかを解せざりき。佛言はく、「應に氈片を用ふべく、或は布帛に於て黃臘を炙り、拭うて方に刀針を裹まんに卽ち垢を生ぜざらん」。

【二】屍林苾芻所有行法。

【三】針氈聽許。

緣處は前に同じ。時に吐羅難陀苾芻尼は彼れ先に[一三]假琉璃器を停貯せるに、尼あり渇に逼まられて水を求めて飲まんと欲し、彼の尼所に詣りて問うて言はく、「聖者、我れ渇の爲に逼まられたれば琉璃器を與へよ、將りて水を飲まんと欲すれば」。報じて言はく、「此は卽ち[一四]是器なり、汝可しく持用すべし、用ひん時地に墮さんには便ち破れん」。後に異時に於て吐羅難陀は借せる所の器を憶して卽ち彼に從うて索むらく、「我器を還し來れ」。彼言はく、「聖者、手に執れること牢からざりければ地に墮して打ち破りぬ、別に造りて當に還すべけん」。答へて言はく、「我に舊物を與へよ」。是の如くすること多時にして故に相煩擾せりければ諸苾芻に告げしに、苾芻は佛に白しければ、佛は是念を作したまへり、[一五]「尼にして瑠璃器に於て水を飲みたれば是の如きの過ありしなり、故に尼は應に此器中に於て水を飲み食を噉ふべからず、若し受用せんには越法罪を得ん」。

第四門の第七子、頌に攝して曰はく、

「寺中に應に遍く畫くべきと　然火と幷に洗浴と　鉢水と葉を蹈まざると　鞋を連ねて食せんは
不應なり」。

[一六]緣處は前に同じ。給孤長者は園を施せるの後に是の如きの念を作さく、「若し彩畫せざらんには便ち端嚴ならじ、佛若し許したまはんには我れ莊飾せんと欲す」。卽ち往いて佛に白すに、佛言はく、「意に隨せて當に畫くべし」。佛聽したまへるを聞き已るに諸の彩色を集め幷に畫工を喚びて報じて言はく、「此は是れ彩色なり、可しく寺中に畫くべし」。答へて曰はく、「何處より作し何の物を畫かんと欲するなる」。報じて言はく、「我も亦知らず、當に往いて佛に問ひまつるべし」。佛言はく、[一七]「長者、門の兩頰に於ては應に[一八]執杖藥叉を作し、次傍の一面には大[一九]神通變を作し、又一面に於ては[二〇]五趣生死の輪を畫作し、簷下には本生事を畫作し、佛殿の門の傍には[二一]持鬘藥叉を畫き、講堂處に於ては

[一三] 假琉璃器。假は美なり、よき琉璃器なり。
[一四] 是器。善器の義。
[一五] 瑠璃器受用禁。
[一六] 僧園彩畫聽許。
[一七] 僧園彩畫法。
[一八] 執杖藥叉。門側の金剛力士なり、律部二十四、註(一八の一三)參照。
[一九] 神通變。神通變相なり、變相とは神通又は地獄・極樂の種々動相を畫けるをいふ。卽ち神通曼陀羅なり。
[二〇] 五種生死輪。律部二十一、註(三四の五)の本文參照。
[二一] 持鬘藥叉(mālādhārā)。持鬘天にして華鬘を持てる天衆、胎藏界曼荼羅の外金剛院の一位を占む。

老宿苾芻の法要を宣揚するを畫き、食堂處に於ては[二二]持餅藥叉を畫き、庫門の傍に於ては執寶藥叉を畫き、安水堂處には龍の水瓶を持し妙瓔珞を著けたるを畫き、浴室火堂には[二三]天使經の法式に依りて之を畫き、并に少多の[二四]地獄變を畫き、瞻病堂に於ては如來像の躬自ら看病せるを畫き、大小行處には死屍の形容畏るべきを畫作し、若しは房內に於ては應に白骨髑髏を畫くべし」。是時長者は佛より聞き已るに禮足して去り、敎に依りて畫飾せるに既にして並に畫き已れり。時に不作意苾芻ありて隨處に然火せりければ、相熏じて畫を損せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「我れ苾芻に[二五]然火堂を作るを聽さん。若し須うるあらんには此に於て然火して餘處に於てに非ざれ、作さんには越法罪を得ん」。時に病人あり然火を要須せるも、房簷下に於て輙ち然やすを敢へてせざりき。佛言はく、「可しく寺外或は寺の中庭にて然やし、烟盡くるを待ちて方に火を持して入るべし」。

緣處は前に同じ。苾芻は簷下に於て洗浴して壁畫を濕損せり。佛言はく、「應に爾るべからず、可しく寺內近くの一角頭に於て面を佛像に向けて而し澡浴を爲すべし。[二六]或は別に洗浴の室を作るべし」。室中に泥ありき。佛言はく、「甎を安き、應に水竇を爲り、若し不淨あらんに時々に洗ひ決き、或は水渠近くにて澡浴事を爲すべし」。

緣處は前に同じ。此城中に於て婆羅門あり、其子遇患ひければ醫人所に至りて問うて言はく、「我子に是の如きの病あり、幸に處方を爲さんことを」。其人信敬なりければ報じて言はく、「仁可しく聖衆處に向ひて鉢水を乞ひ取むべし、用ひて身形を洗はんに必らず當に差ゆるを得べけん」。時に婆羅門は聞き已るに便ち去りて給園中に往けり。六衆は門に在りければ鄔波難陀は婆羅門を見て報じて言はく、「善來、何ぞ現ること遲遲として猶し初月の如くなりし」。彼言はく、「聖者に睥睇しまつる。我れ實に希に來りて今幸に相見えぬ。若し數來りたらんには仁は賤心を生じたらん」。問うて曰はく、「仁、何の故にか來れる」。答へて言はく、「聖者、我子病重ければ往いて醫人に問へるに、彼言は

【二二】持餅藥叉・執寶藥叉。原語明かならず。
【二三】天使經。佛說閻羅王五天使者經に相似せる經をいへるか。五天使とは生・老・病・死・世間罪福なり。
【二四】地獄變。地獄の種々動相を畫けるもの、地獄曼陀羅なり。
【二五】然火堂聽許。
【二六】洗浴室聽許。

く、「可しく聖衆の鉢水を乞うて洗はんに病除くを得べけん」と。我れ故に來り乞はんとす、幸に願はくは施與せられんことを』。鄔波難陀報じて言はく、「且らく住せよ、我れ爲に水を取らん」。即ち便ち寺に入り、食し已りて鉢を洗ひ、飯・麨・菜・餅・果・雜葉の殘れるを取りて水を以て和攪し、持して寺外に出で、婆羅門に報じて曰はく、「此は是れ鉢水なり、汝可しく取用すべし」。彼言はく、「聖者我兒は寧ろ死なんとも豈に能く此の不淨の物を將りて用ひて身を洗はんや」。鄔波難陀曰はく、「如し汝にして信心堅固に成就したらんには、其子も亦應に病瘳損するを得べけん」。時に婆羅門は深く輕賤を生じぬ。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり『惡物を將りて鉢中に置在せるに由りて是の如きの過ありしなり、是故に我れ今諸苾芻に告げん、「惡物を以て鉢内に置れざれ、若し作すあらんには越法罪を得ん」と。〔二七〕然り、諸苾芻にして他に鉢水を授くるの所有行法を我れ今當に說くべし、「先に可しく三遍して、其鉢を淨洗し、水を盛りて中に滿し、佛の經頌を以て之を呪すること數遍し、然して後に授與すべし。若し依はざらんには越法罪を得ん」と』。

〔二八〕緣處は前に同じ。時に諸苾芻は食噉時每に替鉢の葉を便ち脚を以て踏みければ、俗旅見て譏るらく、「沙門釋子は實に不淸淨なり、安鉢の葉を脚もて踏みて食せんとは」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に葉を踏みて食すべからず、作さんには越法罪を得ん』。

佛、廣嚴城に在しき。時に苾芻あり革を屣著して食せるに、〔二九〕俗旅譏りて云く、「沙門釋子は食するに淸淨ならじ」。佛言はく、〔三〇〕「應に是の如く鞋履を著して食すべからず、作さんには越法罪を得ん」。時に諸の病人は革屣を脫ぎ去りて食せるに便ち病を增せり。佛言はく、「若し病人ならんには可しく革屣を脫ぎて上を踏みて而し食すべし」。

第四門の第八子、頌に攝して曰はく、

〔二七〕鉢水授與行法。

〔二八〕鉢を安ける葉を踏むを制す。

〔二九〕本文に革屣著食とあり。

〔三〇〕食時に鞋履を著するを制す。

「無鉢と大賊を度すると　安居に依止なきと　五年同利養と　重を負ふは應に爲すべからずとなり」。

〔三一〕緣は室羅伐城に在りき。鄔波難陀は一弟子を度せるに鉢の與ふべきなかりき。衆人食時に各自ら鉢を洗ひ、淨處に置いて出で行いて塔を禮せるに、新出家の者鉢を見て便ち念ぜるらく、「此に閑鉢あり我れ今將り去りて食後に當に還すべし」。卽ち便ち上座阿若憍陳如の鉢を取らんと欲せるに、餘人報じて言はく、「具壽、此は是れ尊者の鉢なり、汝應に將るべからず」。復更に餘の尊者馬勝・賢善等の鉢を取りければ、苾芻問うて曰はく、「汝に鉢なきや」。答へて言はく、「我に無し」。「誰ぞ先に鉢なきに汝を度して出家せ(しめ)たるは」。答へて曰はく、「鄔波駄耶鄔波難陀は我に出家を與へぬ」。苾芻譏恥して彼が惡行を〔三二〕除むるらく、「誰ぞ鉢を與へずして他をして出家せしめたるは」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に鉢なきには他に出家を與ふべからず、作さんには越法罪を得ん。凡そ他の與に出家を爲さんと欲せんには、先に當に與に所須の〔三三〕六物……三衣と敷具と鉢及び水羅となり……を辦ふべきなり」。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「其に鉢なきを知りつゝ與に近圓を受けんに、近圓を成ずるや不や」。佛言はく、「成ぜんも〔三四〕受衆は越法罪を得ん」。時に苾芻あり其小鉢或は絕大鉢を以てし、或は白鉢を以てせるに與に近圓を受けんには、近圓を成ずるや不や」。佛言はく、「成ぜんも受衆は越法罪を得ん」。

〔三五〕緣處は前に同じ。時に大賊ありて他物を偷める時、主旣にして覺め已りければ物を棄てゝ逃走して逝多林に往けるに、道行に旣にして困れ一樹下に止まりて頰を掌へて住せり。時に鄔波難陀は日の初分に於て衣鉢を執持し城に入りて乞食せんとせるに、路に於て賊を見て問ふらく、「汝は何人なりや」。答へて曰はく、「我は是れ貧人なり」。問うて言はく、「若し爾らば何ぞ出家せざる」。答へて曰はく、〔三六〕「我が情事に說ひて方に出家を論べよ、我は是れ大賊なり、誰か當に攝受すべき」。答へて曰は

〔三一〕無鉢者に大戒を授くるを制す。
〔三二〕除は誅の義、せむるなり。
〔三三〕六物。三衣・敷具・鉢・水羅なり。本律十三卷の註(三八)參照。
〔三四〕受衆。受は授なり、三師七證なり。
〔三五〕大賊に大戒を授くるを制す。
〔三六〕本文に答曰說我情事方論出家我是大賊誰當攝受とあり。

く、「世尊の教法は慈念を先と爲すなれば誰か非憐せざらん、共に相引接すれば汝須らく發意すべし、我れ出家を與ふれば」。「善い哉、聖者、我れ今俗を出でん」。鄔波難陀は卽ち出家を與へ、幷に圓具を受けて報じて言はく、「賢首、豈に鹿能く鹿を養ふを見んや、室羅伐城は處所寬廣なり、卽ち是れ三七祖父所行の處たり、宜しく當に乞食して以て自ら身に供ふべきなり。」是語を聞き已るに日の初分に於て衣鉢を執持して城に入りて乞食せり。巡歷せるの時彼の諸俗人は咸く皆憶識して遂に相告げて曰はく、「此は是れ大賊たりしに今出家するを得たるとは」。復共に譏りて曰はく、「善い哉、沙門釋子、是れ大賊なりと知りつゝ亦出家を與へ、白日に家を巡りて處所を諳知し、夜に便ち賊を作して他財を竊取せんには」。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまはく、「賊を度して出家せ(しめ)たれば是の如きの過ありしなり」。諸苾芻に告げて曰はく、「若し是れ大賊たらんには出家を與ふる勿れ、度せんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり、是れ賊なりやを知らざりしに而も出家を與へざりければ、遂に難緣を作して出離の道に乖けり。佛言はく、『若し是れ賊なるを知りたらんには出家を與へざれ。若し知らざらんには意に隨せて當に與ふべし。若し人あり來りて出家を求めんには、應に先に問うて言ふべし、「汝は大賊に非ざるや不や」と。問はずして出家せんには越法罪を得ん』。

三八 緣處は前に同じ。時に住處あり一苾芻ありて多く門人の而し來りて依止せるありしに、此師命過して依止人なかりければ共に相謂ひて曰はく、「我既にして無依なり、何の所作をか欲すべき」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「彼の諸門人は應に更に有德の人を求覓して、好房を供給し知事を放免し、侍人の臥具は咸く闕くるなからしむべし。若し得んには善し、必其無からんには時に諸苾芻は應に此處に於て三九第二褒灑陀を經るべからず、違せんには越法罪を得ん」。復苾芻あり一住處に於て依止を爲さんと欲せるに、其の依止師は忽然命過せりければ諸人議して曰はく、「我如何せんと欲すべき」。佛に白すに、佛言はく、「此等も亦可しく依止師を求め……前に同じ……供給すべし。若し得んに

【三七】 祖父所行處。鄔波難陀は釋尊の弟子、大賊は鄔波難陀の弟子なり、夫故に大賊よりは釋尊は祖父に相當すと云ひ得べし。

【三八】 以下、前註(三一)の前偈、第二句に相當す。

【三九】 第二褒灑陀。半月半月に布薩するに於て、依止師なくして第二布薩を經過するを制す。即ち半月以上を超ゆるを得ざるなり。

は善し、若し其無からんには苾芻は此に於て應に[四〇]夏を爲すべからず、違せんには越法罪を得ん」。復苾芻あり一住處に於て前安居を作し一依止師ありしに、遇患ひて身死にければ諸人議して曰はく、「我如何せんと欲すべき」。佛に白すに、佛言はく、「應に可しく依止師を求覓して……前に同じ……供給すべし。若し得んには善し、若し其無からんには時に諸苾芻は應に餘處に向うて依止師を求め而し後夏を爲すべし、違せんには越法罪を得ん」。復苾芻あり一師に依止して後安居を作せるに、師遂に身亡りぬ。佛言はく、「可しく兩月に於て共相に檢察し謹愼して住すべく、兩月を過ぎ已りて依止人あらんには……前に同じ……供給せよ。若し其無からんには更に第二長師を過ぐるを得ず、可しく餘處に向うて依止師を求むべし、違せんには越法罪を得ん」。復苾芻あり一住處に於て出家し圓具せるに、本師は身死にければ如何せんかを知らざりき。佛言はく、「所有事業は皆悉く前の依止師に同じて作すべし、如し違するあらんには越法罪を得ん」。

[四一]緣處は前に同じ。一聚落に於て大長者あり、一住處の、衆事具足せるを造りて四方僧伽に捨與せり。後に異時に於て官に拘執せられしに、苾芻は聞き已りて寺を棄てゝ他行せりければ、(所)有三寶物は賊のために偸み去られぬ。長者脫るゝを得たるに苾芻は知り已りて還り來り、相問ふらく、[四二]「長者、先づ知ら(しめ)ん、寺を棄てゝ去りしに受用物を失せるを」。長者白して言さく、「何に因りてか聖者は寺を棄てゝ他行せる」。答へて曰はく、「我、長者が王の爲に執へられたりと聞くや、心に惶懼を生じて遂に卽ち逃奔せるなり」。答へて曰さく、「我れ禁へられたりと雖、餘に宗親あり、豈に皆拘執せ(られ)たらんや。彼能く供給したらんに、何の事にてか忽遽せる」。彼聞いて默爾せり。苾芻は佛に白すに、[四三]佛言はく、『應に逃走すべからず、應に寺主の所有宗親に問ふべし、「寺主は拘へられたるも仁等頗し相供濟するを能くするや不や」と。若し能くせんには善し、若し能くせざらんには五歲以來なるには緣に隨ひて乞食し守護して住せよ。寺主脫れんには善し、若し脫れざらんには

【四〇】夏。安居なり、律部二十二、安居事（註頁三六八の註三）參照。

【四一】前註（三一）の前偈、第三句に相當す。

【四二】本文に長者先知棄寺而去失受用物とあり。

【四三】僧園守護法。

隨近の寺に於て、[四四]五年の中同じく利養を一にして別に長淨を爲せ。應に羯磨を作すべし。座席を敷き犍椎を鳴らし、言白して告げ已り大衆皆集まらんに、一苾芻をして白羯磨を作さしめよ。應に是の如くに作すべし。

「[四五]大徳僧伽聽きたまへ、今某住の造寺施主は若しは王の爲に若しは賊の爲に拘執せられぬ。若し僧伽にして時至りて聽さんには僧伽は應に許すべし、僧伽は今此住處と某住處とを、五年の中に於て同利養別長淨と作さんとするを。白すること是の如し」。

次いで羯磨を作すなり、

「大徳僧伽聽きたまへ、今某住處の造寺施主は若しは王若しは賊の爲に拘執せられぬ。僧伽は今此住處と某住處とを、五年の中に於て同利養別長淨と作さんとす。若し諸具壽にして此處と彼處とを五年の中に於て同利養別長淨と作さんことを聽さんには默然したまへ、若し許さゞらんには說きまたへ。僧伽は已に此處と彼處とに於て五年の中に於て同利養別長淨と作し竟んぬ。僧伽は已に聽許したまへり、其の默然するに由りての故に。我れ今是の如くに持つ」と。

若し滿五年にして主來らんには善し、若し來らざらんには乃し十年に至りて、是の如くに應に同利養別長淨を作すべし。(滿十年にして)主來らんには善し、若し來らざらんには、所有臥具及び諸の雜物は隨近の寺に寄ね、寺門を牢閉して意に隨せて當に去るべし。若し主來らん時は所寄の物は悉く當に彼に還すべし。若し還さんには善し、還さゞらんには苾芻は越法罪を得ん』。

[四六]緣處は前に同じ。六衆苾芻は身に重擔を擎げければ、俗旅見ん時便ち譏笑を生ぜるらく、「我等俗人は父母妻子王官人事ありて共に相養育すれば、自ら身に擔を負ふは正に是れ其宜しきも、仁は今誰の爲にか斯の勞苦を作すなる」。彼聞いて默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は應に身に重擔を持つべからず、作さんには越法罪を得ん」。是時六衆は此制を聞き已るに、即ち頭背腰髁に於

【四四】法別食同界なり。

【四五】法別食同結界の羯磨文。

【四六】重擔を持ち、擎ぐるを制す。

てして重擔を擎げて還譏醜を招きぬ。(佛言はく)、「應に是の如くに重擔を擎持すべからず、作さんには越法罪を得ん」。

第四門の第九子、頌に攝して曰はく、

「四依と六物を求むると　賊苾芻の衣を盜めると　委寄に五種の　殊あると　須らく染方法を知るべしとなり」。

緣處は前に同じ。時に婆羅門あり出家を求めんと欲して逝多林に往き、既にして寺に入り已るに諸苾芻の[四七]錫を執り鉢を持して乞食を行ぜんと欲せるを見ぬ。彼れ苾芻を見て是の如きの念を作さく、『我れ今彼に問はん「何處に行かんとするなりや」と』。問うて言はく、「聖者、何處に去らんと欲するなりや」。答へて曰はく、「我は乞食を行ぜんとてなり」。問うて曰はく、「豈に諸苾芻は皆乞食するならんや」。答へて曰はく、「諸有大德にして衆に知られたらん者は、諸の施主多くして食を持して來り施さんも、知識せらるゝなき者は自ら乞食を行ずるなり」。彼れ是念を作さく、「我れ若し出家せんには還乞食に同じて何の殊異かあらん、釋子に來り投ずとも劬勞を免れじ」。復是念を作さく、「我れ今更に餘苾芻に問ふべし、「唯、乞食に依りてのみ而し出家と作るとやせん、更に餘事の有りとやせん」と』。即ち餘人の所に詣りしに、彼れ既にして見已りて問うて言はく、「何の故にか仁今得來れる」。答へて言はく、「聖者、事ありて須らく來るべかりき、今請問せんと欲す、仁等は何に依りて而し出家と爲りしや」。答へて言はく、「善く問へり、且らく當に安坐すべし、吾れ汝が爲に說かん」。其人、心に出家を希求せんと欲しければ禮し已りて坐せるに、苾芻報じし言はく、『佛法中に於て出家を爲さんには、[四八]四依事ありて出家し近圓して苾芻の性を成ずるなり、云何が四と爲す。佛、苾芻に告げたまへり、「糞掃衣を著せんに清淨にして得易し、乞食して活命し、樹下に在りて居し、陳棄藥

【四七】錫。錫杖の略、喫棄羅(khakkhara)なり、鳴聲の義、鳴杖ともいふ。

【四八】四依事。

を用ひんに清淨にして得易く、此に依りて出家せんに苾芻の性を成ぜん」と』。時に婆羅門は是語を聞き已るに報じて言はく、「聖者、誰か能く此に依りて而し活命を爲さん、我が本意は出家を求覓せるも、此の難行を見ては我れ今辭去せん」。遂に出家・近圓の與に大障礙を爲しければ、苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり「[四九]未だ出家せざる人に先に四依を告げたれば是の如きの過ありしなり。此に由りて苾芻は未だ出家せず未だ近圓せざる者を見んには、應に彼が爲に四依法を說くべからず。若し近圓せん後には方に可しく爲に說くべけんも、預じめ先に說かんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。一長者あり妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一男を誕み、年漸く長大しては其父瞋責せるに便ち是念を作さく、「父は承事し難ければ宜しく出家すべし」。便ち逝多林に往けるに、時に鄔波難陀は見て問うて曰はく、「何の故にか得來れる」。答へて曰はく、「我れ出家せんと欲してなり」。報じて言はく、『斯れ善事たり。佛所說の如くんば、「夫れ出家せんには五勝利あり……廣說せること前の如し……佛の讃歎したまふ所なり」と。然れども出家せんには須らく六物を得べきなり』。問うて言はく、「何者をか六と爲す」。答へて曰はく、「[五〇]三衣と鉢盂と水羅と敷具となり」。報じて言はく、「我に無きなり」。鄔波難陀曰はく、「汝今且らく去れ、我れ爲に方に所須の六物を求めん」。彼れ辭して去り、父已に棄てたるを知りければ本舍に歸らずして親眷家に往けるに、親屬は是れ長者の子の出家を求めんと欲せるを知りて、便ち放ち去らずして卽ち爲に妻を娶れり。具壽鄔波難陀は六物を求得せるに、後に異時に於て城に入り乞食して彼童子を見たりければ報じて言はく、「賢首、我れ六物を得たり、汝今可しく來りて當に出家を爲すべし」。答へて言はく、「聖者、我も亦所須の六物を求得せり」。問うて曰はく、「如何の六物なりや」。答へて曰はく、「所謂、眼・耳・鼻・舌身・意なり」。鄔波難陀問うて曰はく、「此は是れ何物なる」。彼卽ち答へて曰はく、「我が諸眷屬は我が爲に婦の六根具足せるを娶りたれば、是に由りて我れ今出家せること能はじ」。此因緣を以て遂に出家近圓の與に大

【四九】受戒前に四依法を說くを制す。

【五〇】六物。前註(三三)にも出でたり。

障礙を爲しければ、苾芻は佛に白すに、佛言はく、[五一]「今より已後若し貧人にして來りて出家し近圓せんを欲せんには、應に可しく爲に所須の六物を借すべきなり。何を以ての故に、善法律に於て出家し近圓して苾芻の性を成ぜんことは實に遭遇し難ければなり。既にして近圓し已らんに、後に自ら經求して他の本物を還すべし」。

縁處は前に同じ。時に衆多苾芻あり、人間に遊行して中路に賊に遭へるに、苾芻の所有衣物を劫奪して逝多林に往いて所盜物を賣れり。奪はれし苾芻も亦林所に至りしに。自の衣鉢を見て悉く皆識認せりければ、卽ち皆大聲して諸今に告げて曰はく、「賊を捉へよ、賊を捉へよ、我等が衣鉢は是此が劫ひ來れるなり」。貴聲遠く聞えければ賊便ち走散せるに、苾芻は各々自ら衣鉢を取りて隨處に而して住し、是の如きの念を作さく、「此等の諸物は更に取るに合へりや不や」と。苾芻は佛に白すに、佛言はく、[五二]「應に彼を驚かすべからず、其の劫はれたる者は卽ち是れ彼が物なり」。佛の言へる所の如くんば、「其の劫はれたる者は卽ち是れ彼が物なり」と。復苾芻あり、人間に遊行せるに賊は其が物を奪はんとて、賊手の苾芻の衣鉢に觸著せりければ、苾芻は便ち棄てしに遂に衣鉢に於て受用を廢闕せり。佛言はく、「苾芻、物を失はんとせんには應に造次に卽ち捨心を作すべからず、乃し其賊心未だ安隱ならず、已に屬するの心を作すに至る來には、見ん時應に取るべきなり」。復苾芻あり前に同じく賊に遭ひ、賊は給園に詣りて其衣物を賣りしに、苾芻は衣を見て悉く皆憶識せりければ、其賊を執捉して將つて王家に付せるに、卽ち便ち枷棒・打拷・楚毒もて衆の苦惱を受けぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、[五三]「應に賊を將へて彼官人に付すべからず、可しく爲に法を說いて其に從ひて物を乞ふべく、若し與へざらんには應に半價を還すべし。若し仍ほ與へざらんには應に全直を與ふべし。何を以ての故に。成就せる衣鉢は卒には得べきこと難ければ」。

[五四]縁處は前に同じ。時に諸苾芻は牛糞・土及以齒木幷に雜染汁を用ひしに、行いて外に出づる時は

【五一】衣鉢を借して大戒を受けしむるを聽許す。

【五二】賊に奪はれたる衣物は、賊物なる故に、妄に取還するを得ず。正に半價又は全價を與ふべきなり。

【五三】賊に對する行法。

【五四】前註(四七)の前偈、第三句に相當す。

顧戀心なく棄擲して去りぬ。時に諸苾芻は棄て去れるを見たりと雖、疑惑心ありて皆敢へて用ひず、遂に便ち爛壞せり。時に諸苾芻は緣を以て佛に白すに、佛言はく、「親友想を作して用ひよ。凡そ是の[五五]親友は委寄しうべき人にして其に五種あり、一には心に相愛愍し、二には近づきて意を得たり、三には是れ尊重する所、四には久故にして懷に通じ、五には已が財を用ふるを聞いて心に歡喜を生ずるなり。此五人の物は主に問はず雖、用ひんに時に咎なきなり。又復他の所棄物なるを觀知して無主想を作さんに、用ひんには亦過なけん」。

[五六]緣處は前に同じ、佛は衣を染むるを許したまひければ、便ち寺外の露地及び經行處に於て而し染作を爲せるに、塵土に汚され及び風雨に濕れぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「可しく寺內に於て染作を作すべし」。寺內にて染むる時染汁地に墮ちて猶し血色の如くなりければ、俗人見て時に是の如きの語を作せり、「聖者、此處にて牛羊を殺せるなりや」。答へて曰はく、「衆生を殺せるには非じ、是れ染汁の地に墮ちたるのみ」。報じて言はく、「聖者、染汁にして地に墮ちたらんには何ぞ何ぞ掃除せざる」。佛言はく、「可しく染處に於ては牛糞及び泥もて塗拭して淨からしむべし」。彼れ遂に重塗して石灰地を損せり。佛言はく、「石灰地處は可しく水を以て洗ふべく、餘處は應に塗るべきなり。若し違せんには越法罪を得ん」。

第四門の第十子、頌に攝して曰はく、

「須らく栽樹法を知るべきと　賊の谿に神通を作せると　若し上帔衣を得んに　應に纏を割き去るべからざるとなり」。

緣は王舍城竹林園中に在りき。爾の時世尊は[五七]勝身山に於て天帝釋をして見諦を得せしめたまひ已るに、其の影勝王は即ち此處に於て大法會を建け、摩揭陀を盡して所有人衆は悉く皆雲集せり。

【五五】五種の可委寄人。これ親友想をなして用ひ、又無主想をなして用ひんには盜を成ぜずとの意なり。

【五六】染處行法。

【五七】勝身山（Vediyaka pabbata）。王舍城の東、菴婆羅村の北にある毘陀山なり。律部十、註（一八の六〇）天帝釋石窟の下參照。

山に樹木なかりしに人衆聚まれる時熱の爲に困しめられければ、苾芻に報じて曰はく、「善い哉、仁等、可しく此處に於て樹陰を栽植すべし」。答へて曰はく、「世尊未だ許したまはざれば」。報じて言はく、「賢首、何の違したまふ處あらん」。苾芻は默然せり。佛言はく、「[五八]我れ樹を種うるを聽さん」。苾芻は樹を種うるに便ち棄てゝ去りければ、其樹便ち死れぬ。時に諸人衆は第二年に至りて還來りて集會せるに、前に同じく熱に逼まられければ、問うて言はく、「聖者、先に樹を栽ゑたりや」。答へて曰はく、「已に種ゑぬ」。「今何故に無きや」。報じて言はく、「種ゑ了るに棄て去りて爲に防守せざりければ、摧殘せしめ復多く枯死せしむるを致せり」。俗人曰はく、「仁等初め生まるゝや父若し將養せざりしならんには必らず當に損壞すべかりしなり、樹も須らく將護して大となるを待ちて方に行くべかりしなり」。[五九]苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に樹を種ゑんに卽ちに棄てゝ他行すべからず」。苾芻は云何が養護せんかを知らざりき。(佛言はく)「冬月、損せんを恐れんには應に草を以て蓋ふべし」。野火便ち燒けり。佛言はく、「當に四邊に於て壘壍もて遮護すべし」。復熱の爲に傷きぬ。佛言はく、「應に聰穴を通ずべし」。夏雨、箭の如くにして停水もて爛壞せり。佛言はく、「夏時には可しく圍壁を除くべく、應に水穴を通ずべし」。其樹未だ大ならざるに棄て去りければ、前に同じく損するを致せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「樹を種うるの行法は我れ今當に制すべし。若し是れ花樹ならんには、花發れんに行くに隨さん。若し是れ果樹ならんには子を著けんに方に去るべし」。時に苾芻あり要緣務ありて事必らず須らく行くべかりしも、云何せんかを知らざりき。佛言はく、「應に守園人及び親友者に委ねて意に隨せて去るべきなり」。

緣處は前に同じ。時に北方[六〇]健陀羅王は上毛毯を附して影勝王に與へしに、王は旣にして得已りて將つて尊者畢鄰陀婆蹉に奉ぜり。尊者は便ち披て阿蘭若に向へるに、賊は此事を聞けり、「王、上毛毯を得て尊者に與へしに、披て阿蘭若に在り」と。共に相議りて曰はく、「此は是れ好物なり、我

【五八】栽樹聽許。

【五九】栽樹養護法。

【六〇】北方健陀羅王(Gandhāra)なるべし。西域記には健陀羅國東西千餘里、南北八百餘里、東臨信度河、國大都城號布路沙布邏……といへり。影勝王との親交ありしより推して、此王は Pukkusāti にあらざるなきか。赤沼氏御有名詞辭典(p. 514b)參照。

等如何がすべき」。一人報じて曰はく、「可しく行いて奪ひ取るべし、餘は更に何をか云はん」。卽ち便ち夜に阿蘭若處に至り杖もて其門を扣きければ、尊者問うて曰はく、「汝は是れ何人ぞや」。答へて言はく、「聖者、我は是れ賊徒なり」。問うて曰はく、「覓めんと欲する所は何ぞや」。答へて曰はく、「上毿を取めんと欲してなり」。「若し是の如くなるには牕中に臂を舒べよ」。賊便ち手を展べしに、是時尊者は念を作して加持せるらく、「此毿をして截られ燒かれしむる勿れ、出して盡さしむる莫れ」。其賊遂に卽ち一邊を抽出せるに、之を拔くこと已らざるに便ち大聚を成じて窮盡するを知らざりければ、遂に刀を以て割かんとして刀もて傷くること能はざりき。復火を以て燒かんとして火もて著くること能はざりければ、告げて言はく、「聖者畢鄰陀婆蹉、何に因りてか我を惱ますなる」。答へて言はく、「癡人、汝にして我を惱まさゞらんには、我れ何ぞ汝を惱まさん、汝が勇健を盡して努力して拔き取らんとせんとも、我れ終に放さじ」。賊相謂ひて曰はく、「尊者には大神通あれば我は彼が敵に非じ、宜しく當に逃竄すべし、王に收はるゝこと勿れ」とて、便ち毛毿を棄てゝ影を滅して去りぬ。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「上毿を披て蘭若中に住せるに由りて是の如きの過ありしなり」。諸苾芻に告げて曰はく、六一「畢鄰陀婆蹉が作せる所は非理なり、此の上毿を披て蘭若中に住しぬれば。是故に苾芻は應に此の上價の毿を披て曠野中に住すべからず、若し作すあらんには越法罪を得ん。若し蘭若苾芻にして斯の好毿を得るあらんには、應に村中に著きて人をして守護せしむべし」。復蘭若苾芻あり他の好毿を得たれば、寄ねて俗舍に在き身は林中に往けるに、遂に蟲に食はれぬ。佛言はく、「應に是の如くすべからず、其衣內に於て六二苦蔘の葉を安き、或は六三阿魏或は六四苦揀の葉を安き、此等にして若し無からんには應に架上に安きて時々に曬曝すべし」。

緣は室羅伐城に在りき。給孤長者は常に來りて佛及び諸尊者を禮せるに、時寒天に屬せりければ諸苾芻の六五躧脊して臥せるを見ぬ。長者は既にして善品を修せずして隨處に而し眠れるを見て問う

【六一】　上毿を披て蘭若・曠野中に住するを制す。

【六二】　苦蔘。蔘は葦の初生なり、味苦きか。

【六三】　阿魏（hingu）。律部二十三、註（一の三二）參照。五辛戒中に興渠を存す、法藏の疏に「阿魏藥ノ梵名ニ興渠ニ……」とあり、hingu を阿魏とも興渠とも音寫せるもか。

【六四】　苦揀。あふちの木。楝（ゑんじゆ）に似たる一種の喬木。

【六五】　躧脊。躧は曲なり。

て言はく、「聖者、世尊の教は一向に專ら修すべきに、何の故にか聖者は其善品を棄てゝ隨處に而し臥せるなる」。答へて言はく、「長者、我れ寒苦を忍びてなり、何ぞ專修に暇あらん」。長者聞き已るに禮して辭し去りぬ。既にして宅中に至り五百張の白氎の衣帔を以て、寺內に持ち來りて僧伽に奉施せり。苾芻は得已るに其の〔六六〕縷纊を截り、染むるに赤石を以てして意に隨せて披たりき。聖者は後に來りて諸の房門に於て其の帔氎を覩ぜるに、悉く皆見ざりければ、問うて言はく、「聚者、我が施せる帔物、今何が見ざるぞや」。苾芻は事を以て具に答へしに、報じて言はく、「聖者、我れ是の如きの勝妙の上帔を以てせるに、何に因りか割壞せる。唯願はくは纊を留めて受用せんことを」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「〔六七〕僧祇の應に纊を割くべからず、直爾に而し用ふべし。割かんには越法罪を得ん」と

【六六】縷纊。織りあまりの糸。

【六七】僧祇。僧伽に屬する(saṃghika)、即ち大衆所有の義。これ僧祇物を割截するは公物私物の別を辨へざるの罪ある故に今制せるなり。

第五門、總じて頌に攝して曰はく、

「焚屍と詰と三轉と　捨墮と我身亡ぜると　界と苾芻と不應と　不合と五皮の用となり」。

第五門の第一子、頌に攝して曰はく、

「焚屍して三啓を誦すると　目連打たれたるに因みて亡ぜると　應に廣大に作すべからざると　多く諸珍寶を獲たるとなり」。

[一]緣は室羅伐城逝多林に在りき。時に此城中に一長者あり、妻を娶りて未だ久しからざるに便ち一息を誕み、年漸く長大しては佛法中に於てして出家を爲せるに病に遇ひて身死にき。時に諸苾芻は卽ち死屍幷に其の衣鉢を以て路側に棄てしに、俗人あり見て是の如きの語を作さく、「沙門釋子は身亡ぜるに棄て去れり」。有が云はく、「我れ試みに之を觀ん」。見已りて便ち識りければ諸人に報じて「是れ長者の子なり」と曰へるに、各共に嫌を生ぜるらく、「釋子の中に於て出家を爲さんには依怙あることなし、向に若し俗に在りたらんには諸親は必らず與に如法に焚燒したらんに」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「苾芻は身死なんに應に供養を爲すべし」。苾芻は云何が供養せんかを知らざりき。佛言はく、「應に可しく焚燒すべし」。具壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「[二]佛の說きたまへる所の如くんば、『此身中に於て八萬戶蟲あり』と。如何が燒くを得べき」。佛言はく、「此の諸の蟲類は人生まるゝに隨うて生じ、若し死なんには隨うて死ぬれば、此に過あることなし。身に瘡あらんには、觀察して蟲なからんに方に燒殯すべし」。燒殯せんと欲せる時、柴の得べきなかりき。佛言はく、「可しく河中に棄つべし。若し河なからんには地を穿ちて之を埋むべし」。夏中には地濕りて多く蟲蟻ありき。[三]佛言はく、「[四]叢薄深き處に於て其をして首を北にし右脇にして臥せしめ、草稕を以て頭を支へ、

【一】焚燒供養制。

【二】焚燒供養せんには、體內八萬戶蟲を殺す罪を犯すに非ずやとの疑なり。

【三】送喪法。

【四】叢薄。草木しげき處。

若しは草若しは葉もて其身上を覆ひ、送喪苾芻は能者をして[五]三啓無常經を誦し、并に伽他を說いて其が爲に[六]呪願せしむべし」。事了りて寺に歸るに、便ち洗浴せず隨處に而し散ぜり。俗人見て譏り咸言はく、「釋子は極めて淨潔ならじ、身、死屍に近づきつゝ身を洗浴せざるとは」。佛言はく、「應に爾るべからず、應に可しく身を洗ふべし」。彼卽ち俱に洗へるに、佛言はく、「若し屍に觸れたらんには衣を連ねて俱に洗ひ、其の觸れざらんには但手足を洗ふべし」。彼れ寺中に還るに制底を禮せざりき。佛言はく、「應に制底を禮すべし」。

[七]緣は王舍城に在りき。具壽舍利子及び大目連は時々の中に於て往いて地獄・餓鬼・傍生・人・天の五趣を觀じ、巡行し觀察して無間獄に至れり。時に舍利子は大目連に語げて曰はく、「具壽、宜しく當に此の無間の有情の爲に猛焰の苦を息むべし」。時に大目連は此語を聞き已るに卽ち虛空に昇り、大獄上より洪雨の滴、車軸の如きを降らし注げるに、獄中の猛焰は空中の雨をして隨處に銷亡せしめぬ。時に舍利子は是事を見已りて目連に報じて曰はく、「具壽、且らく止めよ、我れ其火を滅せん」。答へて言はく、「意に隨へ」。時に舍利子は[八]勝解三摩地に入りて大雨を降らし注げるに、無間獄をして地並泥を成ぜしめければ、咸く清涼を得て皆苦を息むるを蒙り、遂に外道[九]哺刺拏の昔他の爲に惡邪教を說けるに由り、報として大身を受け其舌上に五百の鐵犂ありて耕墾して血を流せるを見ぬ。二尊者を見て報じて言はく、「『大德、仁等若し贍部衆中に往かんに、我が說く所を傳へて我が門徒に報じて曰はんことを、「我れ生ける時口に邪法を說いて他を欺誑せるに由りての故に、彼の惡業力にて無間中に墮し、我が舌上に五百の鐵犂ありて耕墾し血を流して極苦惱を受けぬ。然も汝らが我が本塔を供養する時は我が身の苦痛は倍更に增劇すれば、此より已後は供養を爲すこと勿れ」と』。時に二尊者は彼語を聞き已るに默然して受け、地獄より沒して王舍城に至り、二人相隨へて共に城內に入りしに、便ち中路に於て諸の外道……並に是れ[一〇]執杖推髻の流なりき……に逢へり。外道議

【五】三啓無常經。律部十九、解題五參照。
【六】呪願。律部八、註(一〇八七)參照。
【七】目連尊者の迫害。
【八】勝解三摩地。地獄等の所緣の境に於て心念一處住して引轉すべからざるの定なり。
【九】哺刺那。哺刺拏迦攝波子(Purāṇa Kāśyapa)なり。其所說は律部十九、二三五頁一〇行以下參照。
【一〇】執杖推髻。人頭に似たる杖を持ち、髻を頂ける螺髻梵志なり。宋・元・明・宮本には椎髻とせり。推はサ、グ、オスの義なれば髻を頂ける意に通ず。故に三本等に順はず。

して曰はく、「我れ彼の沙門釋子を打たんと欲す」。一人報じて曰はく、[二]「今正に是れ時なり、然れども過ありて方に打たんに物聽を損せざれば、我れ且らく先に問はん、我が意に稱はんには善し、若し心に遂はざらんには之を打たんも未だ晩からじ」。舍利子は前に在りて至りしに、問うて言はく、「苾芻、正命（露形外道は自らを正命と云へり）衆中に沙門ありや不や」。舍利子、是の思惟を作さく、「何の心にてか見問へるなる」。打たんと欲してなるを觀知して卽ち頌を說いて言はく、

「正命衆中に沙門なく　釋迦衆内に沙門あり　若し阿羅漢にして貪愛あらんに　卽ち凡小愚癡人なけん」。

時に彼外道は頌義に閑はざりければ尊者に報じて曰はく、「汝は我を讚歎せり、當に意に隨せて去るべし」。尊者卽ち便ち路に順うて行りぬ。尊者目連は前業將に熟せんとして緩步して而し來れるに、外道卽ち見て問うて言はく、「苾芻、正命衆中に沙門ありや不や」。若し豫じめ觀ぜざらんには阿羅漢なりと雖智亦行ぜざれば、答へて言へり、『汝等が衆內に寧ぞ沙門あらん。佛所說の如くんば「此は是れ初沙門、此は是れ第二沙門、此は是れ第三沙門、此は是れ第四沙門なり。此を除ける已外には更に沙門なし、婆羅門には但空名ありて是れ沙門なりと說くも、婆羅門には而し其實なきなり。是の如く我は人天の中及び聲聞衆に於て、說くに誑言なく師子吼を作せり」と。又復汝が師哺刺拏は人中に在りて邪惡の法を說いて人を誑惑せるに由りての故に、無間獄に生じて廣大の身を受け、其舌上に五百の鐵犂ありて耕墾して血を流し極苦惱を受けたり。彼れ我に寄ねて言へり、「我れ人中にて惡邪の法を說き衆生を誑惑せるに由りて、今惡趣に墮して耕舌の苦を受けぬ。總じて徒衆に報ぜよ、汝等更に我塔を供養すること勿れ、供養時每に我身苦痛は倍更に增劇しぬれば、此より已後は我が言教を憶せよ」と』。諸人聞き已るに便ち忿怒を生じて是の如きの語を作さく、「諸人當に知るべし、此の禿頭沙門は但我に於て過失を强論せるのみに非ず、幷に我が大師も亦誹謗せられ

【二】本文に今正是時然有過方打不損勿聽とあり。宋・元・明・宮本には不損物聽とせり。今物聽と改め、モノギキ卽ちヒトギキを害せざる意に解せり。

ぬ、今如何せんと欲すべき」。一人報じて曰はく、『直に須らく熟打すべし、餘は更に何をか言はん。豈に平章せざりしならんや、「過あらんに方に打たん」と。今既にして我が大師を謗ぜり、斯れ巨過たり、打たんこと便ち理に合へり』。衆卽ち杖を以て尊者の身を打ちければ、遍體爛熟し、由し葦を搥てるが如くに卽ち便ち四散せり。時に舍利子は其の、後に在りて遲晩して來らざるを怪しみ遂に卽ち往いて看ふに、其形體の碎くること葦を搥てるが如くにして而し地に布けるを見たりければ、問うて言はく、「具壽。何の意にてか此の如き」。〔二〕答へて言はく、「舍利子、此は是れ業の熟せるなれば、知んぬ、如何がせんと欲すべきかを」。舍利子言はく、「具壽、豈に大師は聲聞衆中、神通にては最も第一たりと稱說したまひたるには非ざらんや、何ぞ乃し斯に至れる」。答へて曰はく、「業力に持たれたるが故に我れ神の字に於てすら尙ほ能く憶せざりき、況んや通を發さんをや」。時に舍利子は〔三〕七條衣を以て其身を裹ひ襆み、猶し嬰兒の若くして抱持して寺に至れるに、諸人驚き集まりて舍利子に問ふらく、「尊者は何に緣りてか身至れること此の如き」。答へて曰はく、「執杖外道は打ちて爛熟せしめしなり」とて、遂に下衣を緩めて徐ろに地に置きぬ。時に諸苾芻は舍利子に問うて曰はく、「豈に大師は聲聞衆中にて尊者目連は神通第一なりと說きたまひたるには非ざらんや」。答へて言はく、「實に說きたまへり。仁等當に知るべし、業力は最も大なるを。然り大目連は大氣力あり、足の右指を以て〔四〕天帝釋戰勝の宮を蹴るに、能く搖動して幾く崩倒せんと欲せしめければ、聲聞中に於て如來は大威力ありて神通第一なりと說きたまへり。然れども前世業力の持つ所に由りて、神の字に於てすら尙ほ憶する能はざりき、況んや通を發さんをや」。是時目連は是の如きの念を作さく、「我れ不淨無用の身を以て親しく佛邊に於てして給侍を爲し、敎命を奉行して力に能ひ事に隨ひて違犯あることなかりしも、佛の敎主に於て恩惠に酬ゆる少かりき、誰か德海に於て盡く能く報謝せん。我れ此身に於て荷負すること能はず、無邊の苦器に深く厭離を生ぜり、當に寂靜を求むべく、

【二】本文に答言舍利子此是業熟知欲如何……となり。

【三】七條衣。嗢咀羅僧伽(uttarāsaṅga)にして上著衣なり。

【四】天帝釋戰勝の宮。Divy. (p. 395, l. 10):-Śakrasya devendrasya Vaijayantaḥ Prāsādaḥ ……とあり。卽ち天帝釋の波闍延多樓(Vaijayanta prāsāda)を戰勝の宮と譯せるなり。皮闍延多は譯して勝德となす。律部十一、註頁三三一の註(六二)參照。

久しく停まるに宜なし」とて、卽ち命行[一五]を留めて其の壽行を捨てぬ。時に苾芻の未だ聖道を得ざる者あり、是事を見已りて極めて憂惱を生じて出離の心を起し、卽ち林中阿蘭若處に往き下臥具[一六]を受けて少欲にして自ら居し、人間を屏棄して專ら寂靜を修せり。時に王舍城中並に餘の住處人は皆普く聞けり、「執杖外道は共に聖者大目乾連を打ち、遍身の支節は悉く皆爛熟して碎くること葦を搥てるが如くせり。時に舍利子は自ら衣を以て裹ひ、猶し嬰兒の若くして持して竹園に至りしに、僅かに殘命ありて極めて苦痛を受け、久しからずして將に死なんとす」と。時に百千大衆あり總じて竹園に萃まれり。諸臣は王に白さく、「執杖外道は共に聖者大目乾連を打ち、遍身の支節は碎くること葦を搥てるが如くせり。時に舍利子は自ら衣を以て裹ひ、猶し嬰兒の若くに持して園中に至りしに、僅かに殘命ありて極めて苦痛を受け、久しからずして將に死なんとす」と。王旣にして聞き已るに深く痛惜を生じ、便ち內宮・太子・宰相・城內諸人と與に悉く皆雲集して竹園中に詣れり。諸人は王を見て卽ち便ち路を開きければ、尊者所に至りて涕淚橫流せること猶し大樹の地に崩れ倒るるが如くし、足を執へ號啼悲哽して言曰すらく、「聖者、何に因りてか急ち此に至りたまへる」。答へて言はく、「大王、此は是れ前身に自ら作せる業の熟せるなり、知んぬ、如何がせんと欲すべきかを」。王瞋り極怒して大臣に告げて曰はく、「卿等卽ち宜しく奔馳し四散して彼外道を覓め、若し捉へ獲んには空室に置れて火を以て焚燒すべし」。尊者報じて曰はく、「大王、是の如きの事を作すべからず、我れ先に作れる業は猶し瀑流の如くに身に注在して餘の代りて受くる非ざれば」。王、臣に報じて曰はく、「若し是の如からんには上命違ひ難ければ、若し捉へ得ん時は應に國を出さしむべし」。王は又白して言さく、「我が所有は皆聖者に奉ずれば、意に隨せて受用したまはんことを」。王言さく、「聖者、豈に大師は聲聞衆中にて尊者を神通第一なりと稱說したまへるには非ざらんや。何ぞ飛騰せずして斯の苦痛に遭ひたまひたる」。答へて言はく、「大王、是に大師は說きたまへり、然れども業力に

【一五】命行・壽行。命とは別に非色悲の體ありて過去の業より生じ、以て一期の間煖と識とを維持するに名づく。行は心不相應行法の行にして有爲法の總名なり。而して有部に於ては壽と命と同體とせずして、壽とは所持、命とは能持なれば自ら別法とす。今、所持の壽行を棄てて能持の命行のみを留めたりと解すべきか。

【一六】下臥具。最下の房舍、卽ち頭陀行の樹下座なり。

持たれて我は神の字に於てすら尚ほ憶すること能はざりき、況んや通を發さんをや。如來大師は二語を爲したまはず、親しく伽陀を說いて曰へり、

「假令百劫を經んとも　所作の業は亡びじ　因緣會遇はん時　果報は還りて自に受けん」

と。我れ今報を受けしなり、知りて更に何をか言はん』。時に未生怨王は衣を以て涙を掩ひつゝ諸醫を命びて曰はく、「七日中に於て聖者が遍身の支節をして平復すること故の如からしめざらんには、我れ當に汝が現在の封祿を奪ふべけん」。復大臣をして躬く瞻養を爲さしめ、慇懃に敬を致し尊者の足を禮して奉辭して去りぬ。時に大目連は舍利子に告げて曰はく、「具壽、當に知るべし、願はくは恩恕を垂れんことを、願はくは恩恕を垂れんことを。我れ當に涅槃すべければ」。舍利子は聞いて告げて曰はく、「我等二人は倶に善法を求め、時を同じうして出家し、同じく甘露を證し、同じく圓寂に歸せん」。舍利子言はく、「當に是の如く作すべし」。尊者馬勝は大目連が身苦楚に遭へるを聞いて其所に來至し、而し慰問を申べて告げて言はく、『具壽、當に知るべし。

「山に非ず海中に非ず　地の方所あることなく　亦空裏にも在らじ　能く先業を避けんとすとも　影の人に隨うて去るが如くにて　安住せん者あることなく　善惡の業は亡びずとは　無上尊の說きたまへる所なり」

と』。時に大目連及び舍利子は卽ち尊者馬勝の足を禮し已るに、右遶三匝して白して言さく、『阿遮利耶、

「作さんとする所は我已に辦ぜり　今は是れ最後の辭なり　當に無餘依淸涼　涅槃界に入るべけん」。

是時尊者馬勝は舍利子に告げて曰はく、

「汝が所作の事は已に成辦し　能く善逝に隨ひて法輪を轉ぜり　今者樂うて涅槃に入らんと欲

す　世間法將の燈明、滅せんとす」。

彼の醫人等は旣にして王命を奉じ共に相議りて曰はく、「王は嚴勅を出せり、我如何がせんと欲すべき」。一人告げて曰はく、「何の所爲をか知ふべき。聖者は年尊くして杖に熟打せられたること、猶し箠を搥てるが如くなれば如何が治すべき。然れども此の尊者は大悲力あれば、我等歸命せんに彼自ら恩を垂れたまはん」。諸人曰はく、「斯れ善計たり」。卽ち便ち共に去りて尊者の所に詣り、禮足して白さく、『大王に敎あり總じて醫人に命ぜるらく、「七日中に於て聖者が遍身の支節をして平復すること故の如からしめざらんには、我れ當に汝が現在の封祿を奪ふべし」と。然れども聖者は年尊くして斯の苦害を加へたれば平復すべきこと難きなり、唯願はくは慈悲もて方便力を賜ひ、我らが封祿をして削除するに至らざらしめたまはんことを』。時に尊者は醫人に報じて曰はく、『若し是の如からんには汝去りて王に白せ、「聖者目連は七日を滿じ已るに、王舍城に入りて次に乞食を行ぜん」と』。諸人喜び辭して共に王所に詣り、而ち王に白して曰さく、「聖者目連は七日を滿じ已らんに、王舍城に入りて次に乞食を行ぜん」。王聞いて歡喜せるらく、「若し實に是の如からんには斯れ善哉たりと曰はん」。七日を滿じ已るに神通力を以て苦痛を息除して王舍城に入り、次に乞食を行じて大王が宮門に至れり。門人見已りて入りて王に報じて曰はく、「尊者大目連は今門首に在りて大王に見えんと欲せり」。王は語を聞き已るに喜躍に勝へず、疾く起きて座を敷き、出でて門首に至り尊者に見えて五輪を地に著け、慇懃に禮し已るに尊者の入りて座に就いて坐せんことを請じ、白して言さく、「聖者、尊體の起居平和なるを得たまへりや不や」。尊者答へて曰はく、『大王、應に聽くべし、

「我れ今何ぞ膿血の身を用ひん　衆苦を荷負して休息なし　今已に蚖蛇の毒を除盡せり　安隱に當に涅槃の城に趣くべけん。　涅槃の城中には諸患を絕ち　緣生の衆苦は悉く皆無く　佛及び聖衆の中に在りて居し　輪轉の愚夫は入ること能はじ」。

大王、當に知るべし、是れ我が宿業なれば必らず須らく報を受くべく、身は篳を捨てるが如くなれば療治すべきなし。假使、古大醫王たりとも痊復すること能はざれば、所有醫人は願はくは皆釋放せんことを』。王曰さく、『皆、醫人を放さん』。王は是を聞き已りて涕涙交流し起ちて尊足を禮せるに、尊者告げて曰はく、「王よ、放逸なる勿れ」とて、略して法を說き已るに卽ち辭して去りぬ。時に舍利子は何の意を以ての故に具壽目連は、此苦に遭へりと雖城に入りて乞食せるなる」とて入定觀察せるに、乃し將に涅槃に入らんと欲するなるを見ぬ。尊者舍利子は目連の打たれたるを見ての後より、心に悲戀を生じて遂に疾苦に嬰り、是の如きの念を作せり、「具壽目連にして若し涅槃せんには、我れ住すとも何爲ぞ、我れ今宜しく可しく先に圓寂に入るべし」。是念を作し已るに具壽阿難陀の所に至り、辭別し……廣く經に說けるが如し……、次いで世尊の所に往いて佛足を頂禮し、一面に在りて坐して世尊に白して言さく、

「佛の敎は我れ已に持ち　力に隨うて他の爲に說き　聖衆は已に供侍し　身に於て愛心なし。
勉めて自事を勵み終り　已に涅槃行を修して　身語意の三業は　正道に依ひて差ふなし。
我れ生に於て愛せず　死に於ても亦憂ひなし　是故に我れ涅槃せん　更に此に過ぐる樂みなけん」。

是語を作し已るに佛、舍利子に告げたまはく、「汝、是の如きの殊勝の法中に於て、後よりして來りて最初に而し去らんとするは何の意ありてなりや」。爾の時舍利子は合掌恭敬して伽他を說いて曰さく、

「佛の入涅槃を見るに忍びず　殊勝の目連にも亦是の如し　如來の法將は今事了れり　故に我れ先に於て圓寂を證せんとす。　今大聖人中尊に啓しまつる　我れ今本生處に往かんと欲するを　諸の親族の爲に法要を說き　當に輪廻五蘊身を捨すべけん」。

佛、舍利子に告げたまはく、「汝、涅槃せんと欲するなりや」。佛に白して言さく、「世尊、我れ涅槃せんと欲す」。又問ひたまはく、「汝、涅槃せんと欲するなりや」。佛に白して言さく、「善逝、我れ涅槃せんと欲す」。又舍利子に告げたまはく、「若し汝、涅槃に入るを得んと欲せんには、諸行は無常なり、是れ生滅の法なれば、汝が欲する所に隨へ、我れ更に何をか言はん」。時に舍利子は最後禮佛して合掌恭敬し、右遶三匝して奉辭して去りぬ。

次に大目連處に至り白して言さく、「具壽、我に重病あり、仁頗し知れりや不や、我れ今〔一七〕那羅陀聚落に往かんと欲するを。親族所に於て其が爲に法を說き、當に涅槃に趣くべけん」。答へて言はく、「具壽、意に隨せて應に作すべし。我も亦是の如く、〔一八〕林園聚落に往いて諸の親眷の爲に法要を說き已るに當に涅槃に入るべけん」。次に難陀・阿難陀・阿尼盧陀・頡離伐多・跋陀迦・羅怙羅等の諸大聲聞に至り、咸く與に辭別して云はく、「涅槃せんと欲す」。時に彼尊宿は告げて言はく、「謹愼せんことを」。舍利子の侍者準陀は苾芻衆と與に那羅陀村（那爛陀寺の東南二十餘里許に在り）に詣りしに、具壽羅怙羅も亦苾芻衆と與に後に隨うて行けり。時に舍利子は便ち愛語を以て羅怙羅に告げて曰はく、

「若し解脫を志求するあらんには　當に知るべし一切悉く無常に　世間に可愛事あることなきを　決定して應に觀じて放逸なる莫れ。　形命無常にして樂あることなし　猶し畫水の暫らくも停まらざるが如く　一切皆夢の如しと了知す　危生同聚も亦是の如し。　佛を敬ひ法を敬ひ僧を供養し　佛の正法藏を依止と爲し　汝、羅怙羅、我が囑の如くに　耆宿の者に於て應に親近すべし。　三藏教中、疑處あらんに　我を除いては更に能く答ふる者なけん　若し有らば宜しく應に世尊に問ひまつるべし　汝が爲に疑を解いて實義を宣べたまへば」。

具壽羅怙羅答へて曰さく、

「我れ是の次第を觀ずるに　佛も亦久しからずして滅したまはん　樹の、四枝を燒かんが如し

【一七】那羅陀聚落。舍利子の生地にして、亦入寂地なり。義淨三藏は那爛陀寺の東南二十餘里許に在りと註せり。
【一八】林園聚落。律部二十二、出家事、（註頁二八九の註四六）參照。

其身寧ぞ久住したまふべき」。

時に羅怙羅は舍利子の足を禮して右遶三匝し、諸行皆悉く無常なりと了知して卽ち便ち迴り去りぬ。尊者舍利弗は求寂準陀を將ゐて以て侍者と爲し、摩揭陀國に於て人間に遊行し、漸(々)に那羅陀村の北、[一九]升攝波林に至りて依止して住し、諸の親屬の爲に法要を演說して三歸に住し五學處を受けしめぬ。舍利子の將に涅槃せんと欲するを聞いて、時に無量百千の衆生ありて悉く皆雲集せりければ、尊者は是の如きの人衆は應に化を受くべきに堪へたりやを觀察し、其根性に順ひて方便して法を說き、開示し勸導し讃勵し慶喜せ(しめ)しに、彼衆生をして或は煖法を得、或は頂・忍・世間第一を得、或は預流・一來・不還を得、或は復出家して[二〇]應供果を得、或は無上菩提の種子を植ゑ、或は獨覺・聲聞の種子を植ゑしめぬ。是時尊者は親屬及び諸大衆を濟度して淨信を生ぜ(しめ)已るに、日の初分に於て虛空に上昇して大光明を放ち、諸の神變を現じて無餘依妙涅槃界に入れり。圓寂せる時に當りて大地震動し、四方に焰起り流星墮落し、虛空中に於て天鼓響を發せるに、諸苾芻衆の或は北俱盧・東・西二洲に在り、或は妙高・餘の七山處・雪香山等の諸崖・坎窟・江河の側に居せるは、隨處に禪思して解脫の樂を受けぬ。時に彼諸人は地動ぜるを見已りて便ち是念を作さく、「何の意にてか大地忽然として震動せる」。念を斂めて觀察せるに其親教の已に涅槃に入れるを見たりければ、皆是念を作さく、「我れ今應に親敎師なくして瞻部洲に於て安隱に而し住すべからず」。是念を作し已るに、尊者の弟子に八萬阿羅漢ありしが、同時に皆悉く般涅槃に入れり。爾の時大目乾連は日の初分に於て衣鉢を執持し、神通力を以て身體を支持して王舍城に入りて次第乞食し、本處に還り至りて飯食し訖るに衣鉢を收めて洗足し已り、世尊所に詣り雙足を禮し已りて世尊に白して言さく、

「此身は皆是れ膿血の聚　無堅危脆にして常に動搖す　猶し毒餅の如し我れ捨除せんとす　唯願はくは大師哀れみて聽恕したまはんことを」。

【一九】升攝波林（Śiṃśapā）。勝葉波林とも音寫す、堅實の大樹なり。

【二〇】應供果。羅漢果なり。

又頌を說いて曰はく

「我れ今債あることなく　意將つて滿ち足れり　生死海は無邊なるも　怖を離れて彼岸に昇らん　我が伴たりし舍利子　大智は已に圓寂せり　我れ今後に隨ひて去らん　唯願はくは大雄知しめさんことを」。

佛、目連に告げたまはく、「汝、涅槃せんと欲するなりや」。佛に白して言さく、「世尊、我れ涅槃せんと欲す」。又問ひたまはく、「汝、涅槃せんと欲するなりや」。佛に白して言さく、「善逝、我れ涅槃せんと欲す」。又問ひたまはく、「若し汝にして涅槃に入るを得んと欲せんには、諸行は無常にして是れ生滅の法なれば、汝が欲する所に隨へ、我れ更に何をか言はん」。時に大目連は最後禮佛して合掌恭敬し、右遶三匝して奉辭して去りぬ。時に大目連は林園村に往き、諸親族の爲に法要を說き已り……廣く前に說けるが如し……爲に歸・戒を受け心を發して果を獲たる者其數無量なりき。尊者は遂に晡時に於て般涅槃に入りしに、所有の弟子七萬七千阿羅漢は時を同じうして皆悉く涅槃に入れり。時に二聖者の涅槃せる後、所有の親族婆羅門居士等は其身骨を取り窣覩波を造りて營造せりければ、諸人は皆生天解脫勝妙の業を作しぬ。時に具壽阿難陀及び羅怙羅は舍利子幷に大目連の涅槃に入れるを聞き已るに、悲泣盈目して佛所に往詣し、佛足を禮し已りて俱に一面に立ち、具壽阿難陀は佛に白して言さく、「世尊、

我ら身子・目連の滅を聞いて　周遍して身心皆動搖し　目に諸方を視るも悉く暗冥なり　假使法を聞かんとも心迷亂す」。

爾の時世尊は彼ら二人に告げて言はく、

「汝等惱を生ずる勿れ　恩愛は皆離別すとは　先に汝等が爲に說きぬ　是故に憂悲すること莫れ。　生者は死を免れず　世界に常定なし　輪迴五趣中には　終に存するを得る者なけん」。

時に求寂準陀は鄔波駄耶の爲に焚燒供養し已りて遺骨舍利を取り、并に衣鉢を持して王舍城に詣り、既にして住處に至り衣鉢を置き洗足し已るに具壽阿難陀の所に至り、(雙)足を頂禮し已り一面に在りて坐して白して言さく、「大德知れりや不や、我が鄔波駄耶大德舍利子は已に入涅槃せるを。此は是れ遺身并に三衣鉢なり」。時に阿難陀は卽ち準陀と將に往いて佛所に詣り、佛足を頂禮して一面に在りて坐し、世尊に白して言さく、

『我れ身子の滅を聞いて　形體、癡人の如く　方隅を辨ぜず　法を聞かんと心に解するなし。

今、求寂準陀は我所に來詣して是の如きの言を作せり、「大德知れりや不や、我が鄔波駄耶大德舍利子は已に入涅槃せるを。我れ已に焚燒供養して遺身舍利を取り、并に衣鉢を持れり」と。並に皆此に至れり、今如何せんと欲すべき』。佛、阿難陀に告げたまはく、「舍利子苾芻は諸の戒蘊を將つて涅槃に入れりや」。「爾らじ、世尊」。「諸の定蘊・慧蘊・解脫蘊・解脫智見蘊を將つて涅槃に入れりや」。「爾らじ、世尊」。「又、我が自覺所說の法、謂はく四念住・四正勤・四神足・五根・五力・七覺分・八聖道、此らの法を携持して涅槃に入れりや」。「爾らじ、世尊。具壽舍利子は是の如きの無漏法蘊及び三十七菩提分法を將つて涅槃に入りたるにはあらじ。然り具壽舍利子は具戒多聞にして少欲知足に、寂靜行を樂ひて常に勤勇あり、正念現前して　[二]正知慧・速疾慧・出離慧・趣入慧・大利慧・寬廣慧・甚深慧・無等慧・空慧ありて具足し、開示し勸導し讚勵し慶喜せ(しむ)るに聞く(もの)悉く解了し、衆に處しては宣揚して情に怯弱なかりき。然るに我れ舍利子と與に佛法中に於て同じく受用を共にせるに今既にして涅槃せり、斯の憶然に由りて我をして憂愁悲啼して樂しまさらしむるのみ」。

[三]佛、阿難陀に告げたまはく、『汝、憂愁悲啼して樂しまさること勿れ。斯の如きの道理あるを得べきなきぞ、從緣生の法は常住ならしめんと欲すとも是處あることなければ。既に諸法は性として常に滅壞するなれば、應に憂感すべからじ。阿難陀、我れ先に曾て處々に於て宣說せり、一切の恩

【二】正知慧……等。ここに九慧を列ねたるは注意すべく、特に五分法身等の無漏法蘊及び三十七菩提分法等の聲聞法を以て入涅槃せるに非ず、正して甚深慧・無等慧・空慧等具足し、大衆を利化して入涅槃せりとせるは、實に菩薩大乘の證悟を示せるものに外ならず。

【三】本文に佛告阿難陀汝勿憂愁悲啼不樂無容得有如斯道理、從緣生法欲令常住者無有是處、既知諸法性常滅壞不應憂感……とあり。從緣生法とは因緣によりて生ぜる所の法なる義、卽ち因緣所生の法なり。

愛歡樂の事は悉く皆無常にして終に離別に歸せん、譬へば大樹の植根深固に莖幹枝條花果繁實して悉く皆充滿すとも、枝にして聳え出でたるは必らず先に摧折せんが如く、大寶山峯の高峻なる者は必らず先に墮落せんが如くなり。今も亦是の如し、佛を上首と爲せる苾芻僧伽は世に現住すとも、而し舍利子は先に般涅槃せるを。又、阿難陀、舍利子所去の處の若き、彼の方隅に於て名稱充滿すれば我に憂慮なきなり。是故に汝今憂念を生ずる勿れ、世相是の如くにして終に離別に歸すれば。若し我れ現在し或は復世を去らんにも是の如くに應に知るべし、自を洲渚と爲し自を救護と爲し、法を洲渚と爲し法を救護と爲して、別の洲渚なく別の歸依なきを。又、阿難陀、汝可しく自を洲渚と爲し……乃至、別の歸依なかるべし……然り我法に於ては弟子の中、能く戒を持たん者則ち第一と爲す。[二三]云何が苾芻、自を洲渚と爲し自を救護と爲し、法を洲渚と爲し法を救護と爲して別の洲渚なく別の歸依なきなる。若し苾芻あり內身を觀ぜんに、勤めて正念を行じて諸の世間は瞋恚憂愁して妄りに煩惱を生ずと知り、或は外身に於て、或は內身或ば內外身に於て……是の如くに廣く說きて……受・心・法を觀ぜんに勤めて正念を行じて諸の世間は瞋恚憂愁して妄りに煩惱を生ずと知るなり。是の如きを名けて「自を洲渚と爲し……乃至、別の歸依なし」と爲すなり』。時に阿難陀は佛說を聞き已るに、佛足を頂禮して退辭して去りぬ。

[二四]時に諸苾芻は咸く皆疑あり、世尊に請じて曰さく、「聖者目連は曾て何の業を作してか諸の外道のために其身を粉碎せられたる」。世尊告げて曰はく、『汝等苾芻、大目乾連が自ら作せる所の業は人の代受するなきなり……乃至廣く說きて……乃往古昔に一城處に於て一婆羅門あり、妻は一男を誕みぬ。年既にして長大して其が爲に婦を娶りしに、兒は婦處に於て極めて愛戀を生ぜり。母は新婦を瞋りしに兒は忿心を懷き、其母處に於て敬重を爲さゞりければ、母は子を責めて曰はく、「汝は其婦をのみ愛して我と相違はんとは」。婦は是語を聞いて遂に惡念を生ぜるらく、「此の老母は年、容華を過

【二三】自爲洲渚・自爲救護・法爲洲渚・法爲救護・無別洲渚・無別歸依。

【二四】目連前生因緣譚の一。

ぎたるに、已が聟邊に於て未だ暫らくも離るゝ能はず、而し更に我が夫主に於て強ひて過非を說かんとは」。是より已後常に母の過を求めぬ。後に異時に於て婦は姑嫜の私隱事を作せるを見て、遂に其夫に告げて共に瞋忿を生ぜり。子は婦に告げて曰はく、「愚癡の老耄たりながら尙ほ息心せず、我ら少年に於て強ひて言責を生ぜんとは」。遂に惡心を起して毀害の語を作さく、「如何がしてか勇力あるの人を得て、彼が身形を打ちて碎くること龔を槌てるが如くしうべき」と。汝等苾芻、異念を生ずること勿れ、往時の婆羅門子とは卽ち大目連なりき。父母に於て惡念を發生し無義の言を作しければ、五百生中に於て身常に打たれて碎くること龔を槌てるが如くし、乃し今日最後生身に至りては我が弟子聲聞衆中に於て神通第一たりしに尙ほ斯報を受けぬ。是故に汝等當に知るべし、先に作せる所の業は必らず須らく自に受くべく、人の代當するなきなり……。乃至、廣く說きて……是の如くに應に學すべし」。諸苾芻衆は聞き已るに奉行せりき。

二五　時に諸苾芻は復佛に請じて言さく、「何の緣に由りての故に、諸の外道等は舍利子を打たずして而し目連を害せるなる」。佛、苾芻に告げたまはく、「但に今日一を放ちて一を打てるのみには非じ、過去にも亦爾りき。汝等應に聽くべし、乃往古昔に一村邊に於て多くの童子あり群り聚まりて遊戲せるに、二摩納婆の路に隨うて來れるを見て遂に相告げて曰はく、「我ら今此の二人を打たん」。又共に議して曰はく、「卽ちに打つに宜なし、且らく之に問ふべし、若し意に可ならんには我ら杖を行ぜず、如し意に可ならざらんに方に之を打つべし」。一人問うて曰はく、「何の時にか寒あるなる」。一摩納婆は念曰せるらく、「何の意にてか相問へるなる」。其の形勢に相打たんとするに擬せるを看て卽ち便ち答へて曰はく、

「冬夏時を問はず　但風の起るあらしめて　風生ぜんに寒卽ち有り　風なからんに寒定んで無し」。

【二五】日連前生因緣譚の二。

童子らは言を聞いて遂に便ち放ち去り、次いで第二者に問へるに、彼れ便ち報じて曰はく、

「冬月定んで寒ありて　夏時には寒あらじ　此事人皆識れるも　無智は共に疑を生ず」。

時に諸童子は聞き已りて瞋嫌し熱打して去りぬ。汝等苾芻、往時に放ち去れるは即ち舍利子是れにして、其の打たれたるは即ち大目連なりしなり。今時も爾りき』。

[二六]時に諸苾芻は復更に疑ありて世尊に請じて曰さく、「希有なり大德、具壽阿難陀は大憂惱を生ぜるに、世尊の大慈もて能く爲に開解せ(しめ)たまへるとは」。佛、諸苾芻に告げたまはく、「我が今慶喜[二七]の憂懷を開解せるは未だ希有を成ぜじ。我れ往昔に於て已に慶喜の爲に其の憂感を除けり。汝等應に聽くべし、過去世の時、迦尸國婆羅痆斯城に王を梵授と名づけ……乃至、廣く說き……豐樂安隱なりき。其王に子あり、名づけて善生と曰ひ、善生に子あり顏貌端正に、宗親を聚會して與に名を立てんことを乞へり。諸人議して曰はく、「此は是れ迦尸國王の孫なれば、應に迦尸孫陀羅と名づくべし」。後に異時に於て善生王子は忽然として命過せりければ、時に梵授王は子を憐愛しての故に兩手もて屍を抱へて悲啼號哭し、胷を槌ち大に喚びて憂懷悶絕せり。時に迦尸孫陀羅は方便智ありて是の如きの念を作さく、「大王は憂惱して或は身を亡ぼすを致さん、我れ今宜しく爲に憂結を解くべし」。即ち王所に詣り禮足して白して言さく、「大王、我に欲する所あり」。王曰はく、「汝、何の物をか欲せる」。答へて曰さく、「我が與に車の日月を用ひて輪と爲し裝校精妙なるを造りて可しく疾く將ち來るべし。若し與へざらんには第七日に至りて我が胸は當に破れて而し命終を取るべけん」。王は是を聞き已りて更に憂懼を增し、其子に告げて曰はく、

「誰か斯の無益を作さんや　是れ愚者の言ふ所　定んで我れ能はざるを知りつゝ　强ひて欲みて求覓せしめんとは」。

其子白して言さく、

【二六】阿難前生因緣譚。

【二七】慶喜。阿難陀(ānanda)の譯なり。

「大王、我は愚に非じ　國主こそ是れ愚者なれ　此の臭屍肉を抱へ　子を喚びて苦りて悲號せんとは。　日月纔に出でん時　普く人の世を照し　能く四方の闇を除き　大光明を開發せん。父王は今知らじ　子去りて他趣に生ぜるを　地獄・傍生鬼　人天の異道の中に、　非處に攀緣する勿れ　人王は善思察して　慇懃に定意を須めて　唯法にぞ歸依すべきなれ。　王は童子の語を聞いて　身心皆欣躍し　憂の毒箭を拔除して　便ち子の屍骸を棄てぬ」。

汝等苾芻、異念を生ずる勿れ、往時の迦尸孫陀羅とは即ち我身是れなり、善生とは即ち舍利子是れなり、其の梵授王とは即ち阿難陀是れなりしなり。即ち頌に說いて曰はん、

「王子とは即ち我身なり　我が父は舍利子にして　阿難陀は梵授なりき　往昔の事、應に知るべし」と」

二八 爾の時世尊は王舍城を出で、憍薩羅國に往き、人間に遊行して室羅伐城給孤獨園に至りたまへり。時に具壽阿難陀は舍利子の遺身の骨に香花もて供養せり。給孤長者は舍利子の已に涅槃に入り、遺身の骨は具壽阿難陀が親しく供養を爲せりと聞いて、便ち其所に詣り雙足を禮し已りて白して言さく、「聖者、知れりや不や、尊者舍利子は今已に涅槃せり、彼は即ち是れ我が先に尊重せる所にして、長時に日夜に敬仰すること彌く深かりしを。仁は彼が骨を將らして隨處に供養せり、我も亦心ありて供養を申べんと欲せり。惟願はくは與へられんことを」。報じて言はく、「長者、我も亦是の如く先より尊敬せる所なれば、相與ふるに由なし」。……廣說して……乃至、給孤長者は往いて佛所に詣り白して言さく、「世尊、惟願はくは慈愍して我に具壽舍利子が遺身の骨を與へたまはんことを、供養を申べんと欲すれば」。佛、阿難陀に告げたまはく、「汝、同梵行者に於て遺骨を供養せんとも、如來所に於て未だ供養を爲さず、未だ是れ報恩ならじ。是の如きの事に於て若し能く作さんには、是れ如來に於て眞に供養を爲し、是れ大報恩たり。所謂能く他人に出家を與へ及び近圓を受け、或は依

【二八】前註(一)の前偈、第三句に相當す。

止を與へて共に讀誦を教へ、策勵禪思して專ら出道を求め(しめ)て虚度せしむる勿れとなり。何を以ての故に。阿難陀、如來世尊は三無數大劫の中に於て、諸有情の爲に備に無量百千萬種の難行苦行を受けて方に無上正等菩提を證せるなり。阿難陀、我に依止して善知識と爲すに由りての故に、諸有情をして生老病死憂悲苦惱よりして皆解脱を得せしむるなり。是故に汝今應に長者に遺身の骨を與へて其をして供養せしむべし」。時に阿難陀は佛の敎を蒙け已るに、卽ち身骨を持して長者に授與せり。何の故にか阿難陀は佛の敎に違せざりし。佛の如きは昔時に菩薩道を行じたまひしには、父母師長の尊重の處に於て、所有言敎は曾て違逆したまふことなかりければ、今、言敎あらんには敢へて違する者なきなり。是時長者は身骨を得已るに佛を禮して去り、持して本宅に歸りて高顯處に置へ、其の居家并に諸眷屬と與に、咸く所有香華の妙物を以て具に供養を申べぬ。時に此城內の人衆は共に聞けり、「尊者舍利子が摩伽陀國那羅聚落に於て已に般涅槃し、所有身骨は求寂準陀が持して阿難陀に付し、尊者阿難陀は持し來りて此に至りしに、佛は給孤長者に授與せしめたまひ、宅內に持ち歸りて共に供養を申べぬ」と。時に勝光王及び勝鬘夫人・行雨夫人并に諸の長者鄔波索迦・毘舍佉鄔波斯迦及び餘人衆は、咸く香華奇妙の供具を持して、長者の宅に詣りて俱に供養を申べぬ。或は曾て舍利子に因りての故に證道を得たる者あり、昔恩を追念して亦來りて供養せり。後に異時に於て給孤長者は緣ありて須らく出づべかりければ門を鎖して去りぬ。時に諸大衆は咸く供養を持して門所に來至せるに、其門の閉ぢたるを見て共に譏嫌を起せるらく、「長者は何に因りてか福を生ずるの路を障ふるなる」。長者迴還せるに家人告げて曰はく『多く人の來りて供養を申べんと欲せるありしも、門の鎖閉せるを見て咸く譏嫌を起して云へらく、「福業を障ふるとは」と』。長者聞き已るに便ち是念を作さく、「此は卽ち〔二九〕是緣なり、可しく往いて佛に白すべし」。……佛足を禮し已りて一面に在りて坐し、白して言さく、「世尊、多く人衆ありて尊者舍利子の遺身舍利に於て情に敬重を生

〔二九〕是緣。法爾相應の緣なりとの意。

じ、諸の妙物を持して各供養を申べんとて我宅に來至せるに、我に他緣ありて門を鎖して去りければ、諸人は來り見て共に嫌を起して言はく、「長者は門を閉して我が福路を障へんとは」と。若し佛にして聽したまはんには、我れ今顯敞の處に於て、尊者の骨を以て窣覩波を起し、衆人をして情に隨せて供養せしむるを得んと欲す」。佛言はく、「長者、意に隨せて當に作すべし」。長者便ち念ぜるらく、「云何がしてか而し作すべき」。佛言はく、「[三〇]應に可しく甎を用ひて兩重に基を作し、次に塔身を安き、上に覆鉢を安いて意に隨ひて高下し、上に平頭の高さ一二尺、方二三尺なるを置き、量の大小に準じて中に輪竿を竪て、次に相輪を著き、其の相輪の重數は或は一二三四より乃し十三に至り、次に寶瓶を安ずべし」。長者自ら念ぜるらく、「唯舍利子にのみ此の如きの窣覩波を作すことを得るとやせん、餘にも亦得るとやせん」と。卽ち往いて佛に白すに、佛は長者に告げたまはく、「若し如來の爲に窣覩波を造らんには、應に可しく前の如くに具足して作すべし。若し獨覺の爲なるには寶瓶を安ずること勿れ。若し阿羅漢なるには相輪は四重に、不還なるには三に至り、一來なるには應に二なるべく、預流(果)なるには應に一なるべく、凡夫善人には但平頭のみにして輪蓋あることなかるべし」。[三一]世尊の說きたまへるが如くに是の如く應に作すべかりしも、苾芻は若爲が安置せんかを知らざりき。佛言はく、「世尊の法に住するが如くに中に處して應に大師の制底を安ずべく、諸大聲聞は應に兩邊に在き、餘の尊宿類は大小に隨ひて安置し、凡夫善人は應に寺外に在くべきなり」。長者は旣にして爲に窣覩波を造り已るに佛に白して言さく、「若し聽許したまはんには、我れ尊者舍利子の爲に窣覩波を慶して大施會を設けんとす」。佛言はく、「作すに隨さん」。時に勝光王は大長者が佛を請じて尊者舍利子の爲に塔を慶して會を設けんと欲せりと聞き、王は是念を作さく、「我れ當に助作すべし」。卽ち城中に於て鈴を搖りて普く告げ(しむ)らく、「城中に現在する所有人物及び餘の四遠商估の類にして、若し來りて此の法會を觀ずるあらんには、所賓の貨物は情に隨せて交易して其稅を

【三〇】造塔法。

【三一】本文に如世尊說如是應作、苾芻不知若爲安置、佛言如世尊住法處中應安大師制底、諸大聲聞應在兩邊……とあり。

取らざらん」。
三二 時に五百の商人あり大海内に於て黒風に遭遇して船舶を破せんとせり。時に彼の諸人は先に尊者舍利子所に於て曾て歸戒を受けゝれば各々稱念し、復諸天の共に相扶助せんことを頼みければ、供波を出づるを得て平安に此に屆りしに、勝光王の是の如きの教を作せるを聞いて咸是念を生ぜるらく、「王は昔業に由りて斯の勝位を受け、今復厭くなくして更に三三檀捨を修せんとせり、我等云何が而し營福せざらん」。商人皆共に敬信の心を起し、卽ち衆多の金銀珍寶眞珠貝玉を以てして、法會中に於て盡心供養して之を捨てゝ去りぬ。三四 苾芻は受け已るに如何が其物を處分せんかを知らざりき。佛言はく、「螺貝にして吹響に堪へんには應に三五贍部影像處の與に用ふべく、自餘の所有珍寶は應に多少を留めて舍利子塔の修理の與に所須とすべく、若し衣物にして懸けて供養するに堪ふるあらんには應に多少を留めて可しく齋日に於て懸繒供養すべく、所餘の諸物衣裳・氈布及び錢貝等は現前の僧衆に應に共に之を分つべし。是れ同梵行の財なれば理として合用すべきが故なり。此れ舍利子の塔物に據りて斯の處分を作せるも、若し是れ佛塔の物ならんには皆塔用に入るべきなり」。

第五門の第二子、頌に攝して曰はく、

「詰問と憶念せしむると　彼れ容許するや不やを問ふと　教授事を爲さゞると　長淨及び隨意となり」。

三六 佛、室羅伐城に在しき。時に六衆苾芻は審かに見・聞・疑せずして卽ちに便ち苾芻を詰問せるに、諸苾芻は聞き已りて各羞恥を生じて形體羸瘦し、顏色萎黃して氣力減少せりければ、讀誦し理の如くに思惟する能はざりき。……乃至、佛は諸苾芻に告げたまはく、「今より已去、苾芻は審かに見聞疑せざるを以てして、他苾芻を詰めざれ。若し是の如きを作して他を責めんには越法罪を得ん。詰問せんこと既に爾り、是の如く應に知るべし、憶念と問訊と教授を爲さゞると長淨と隨意とにも、此に類して應に知るべし、皆、越法罪なるを」。三七

【三二】前註(一)の前偈、第四句に相當す。

【三三】檀捨。布施なり。

【三四】供養塔物處分法。

【三五】贍部影像。律部二十、註(二八の二五)參照。

【三六】他罪を擧げて詰問するには審かに見聞疑を確め、摘發せんとして彼が同意を求むるにも、教授事を爲さゞるにも、又長淨・隨意の際の發露悔過等にも審諦すべきを制す。

【三七】此下、麗本には光明皇后の願文あり。

卷の第十九

第五門の第三子、頌に攝して曰はく、

「佛の三轉法輪もて　初に五人を度したまひ已るに　名族等を喚ばざると　俱尸に略敎を宣べたまへるとなり」。

是の如く我れ聞きぬ、一時薄伽梵は婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在しき。爾の時世尊は五苾芻に告げて曰はく、(1)「汝等苾芻、此は苦聖諦なりと、所聞の法に於て理の如くに作意せんに能く眼智明覺を生ぜん。此は苦の集・苦の滅・苦の滅に順ずる道の聖諦の法なりと、理の如くに作意せんに能く眼智明覺を生ぜん。(2)汝等苾芻、此は苦聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに應に知るべきなりと、所聞の法に於て理の如くに作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。汝等苾芻、此は苦の集の聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに應に斷ずべきなりと、所聞の法に於て理の如くに、作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。汝等苾芻、此は苦の滅の聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに應に證すべきなりと、所聞の法に於て是の如くに作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。汝等苾芻、此は苦の滅に順ずる道の聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに應に修すべきなりと、所聞の法に於て理の如くに作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。(3)汝等苾芻、此は苦聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに已に知りぬと、所聞の法に於て理の如くに作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。汝等苾芻、此は苦の集の聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに已に斷ぜりと、所聞の法に於て理の如くに作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。汝等苾芻、此は苦の滅の聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに已に證せりと、所聞の法に於て理の如くに作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。汝等苾芻、此は苦の滅に順ずる道の聖諦なり、是れ所了の法なり、是の如くに已に修せりと、所聞

【一】三轉法輪。律部十四、註(一五の九三・九四)並に本文參照。

の法に於て理の如くに作意せんに、能く眼智明覺を生ぜん。汝等苾芻、若し我れ此の四聖諦法に於て未だ[二]三轉十二相を了せざりしならんには、眼智明覺は皆生ずるを得ず、我は則ち諸天・魔・梵・沙門・婆羅門・一切世間に於て煩惱を捨離して心に解脫するを得ず、無上菩提を證得すること能はざりしならん。汝等苾芻、我れ此の四聖諦法に於て、三轉十二相を解了せるに由りての故に、眼智明覺は皆悉く生ずるを得、乃し諸天魔梵沙門婆羅門一切世間に於て、煩惱を捨離して心に解脫を得、便ち能く無上菩提を證得せるなり」。

爾の時世尊は是法を說きたまひし時、具壽憍陳如及び八萬諸天は、離垢を遠離して法眼淨を得たりき。佛、憍陳如に告げたまはく、「汝、此法を解せりや不や」。答へて言さく、「已に解しぬ、世尊」。「汝、此法を解せりや不や」。答へて言さく、「已に解しぬ、善逝」。憍陳如は法を解了せるに由りての故に、此に因みて卽ち阿若憍陳如（阿若とは是れ解了せる義なり）と名づけぬ。是時[三]地居の藥叉は佛說を聞き已るに大音聲を出して人天に告げて曰はく、「仁等當に知るべし、佛は婆羅痆斯仙人墮處施鹿林中に在して、廣く三轉十二行相法輪を說きたまひしに、此に由りて能く天人・魔・梵・沙門・婆羅門・一切世間に於て、大饒益を爲して同梵行者をして速に安隱涅槃の處に至らしめ、人天增盛して阿蘇羅減少せり」と。彼の藥叉が是の如きの告を作せるに由り、虛空諸天・四大王衆は皆悉く聞知し、是の如く展轉して刹那の頃に於て六欲天を盡し、須臾の間に乃し梵天に至りければ普く其響を聞き、梵衆聞き已るに復皆遍く告げ……座說せること前の如し……因りて此經を名づけて三轉法輪と爲すなり。時に五苾芻及び人天等は、佛の說きたまへるを聞き已るに歡喜し奉行せりき。

爾の時佛は五人の爲に三轉法輪を（說いて）、彼をして出家近圓して苾芻を成ぜしめたまひ已れり。時に五苾芻は如來處に於て　頻　名字及以氏族を呼び、或は具壽と云ひければ、佛、諸苾芻に告げたまはく、「汝等應に如來處に於て其名字及以氏族を喚び或は具壽と云ふべからず。何を以ての故に。

【二】三轉十二相。三輪十二行の如實知見なり。

【三】地居の藥叉。地居天（bhummā devā）なり。五分律には地神とせり。

【四】若し苾芻ありて如來處に於て名・氏族を喚び及び具壽と(云はん)には、此は是れ癡人にして、長夜中に於て多く苦惱を受けて無利益を作さん。是故に汝等更に如來處に於て名字等を喚ぶべからず、若し更に喚ばんには越法罪を得ん」。佛所說の如くんば「應に如來所に於て名字等を喚ぶべからず、……越法罪を得ん」と。時に少年苾芻あり佛世尊を除いて、餘の耆宿苾芻の處に於て名字等を喚び、乃至具壽と(云へり)。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「年少苾芻も亦復耆宿處に於て、名字氏族を喚び或は具壽と云ふべからず。然り、【五】二種の呼召の事あり、或は大德と云ひ、或は具壽と云ふなり。年少苾芻は應に老者を喚ぶには大德と爲し、老(者)は少年(苾芻)を喚ぶには具壽と爲すべし。若し爾せざらんには越法罪を得ん」。

佛、【六】倶尸那城壯士生地なる娑羅雙樹間に在しき。爾の時世尊は般涅槃に臨みて諸苾芻に告げて曰はく、「我れ汝等が爲に已に廣く毘奈耶藏を宣說して未だ曾て略說せざりき。我れ今更に爲に【七】其の略敎を說かん。汝等應に可しく諦聽し善思して至極作意すべし。汝等苾芻、或は時に事ありて我れ先より來遮せるに非ず許せるに非ざるあらん。然り此事に於て若し不淸淨に違して淸淨に順ぜんには、此は即ち是れ淨なれば、應に可しく之を行ずべし。若し淸淨に違して不淸淨に順ぜんには、此は是れ不淨なれば、即ち應に行ずべからず。【八】此れ奉持すべし、疑惑を致すこと勿れ」と。

第五門の第四子、頌に攝して曰はく、

「捨墮物は分たざると　蚊幬は意に隨ひて畜ふると　三股杖と釜を作ると　應に羯恥那を張るべしとなり」。

【九】緣は室羅伐城に在りき。時に苾芻あり　長衣犯捨せりければ、便ち即ち衣を持して上座前に於て捨せるに、其の知事人は此衣を見已るに是の如きの念を作さく、「今日僧伽は多く利物を得たり、可

【四】如來處に於て名字(nāma)・氏族(gotra)を以て呼び、又、具壽(āyuṣmān)と呼ぶを制す。

【五】二種呼召事。

【六】倶尸那城壯士生地。律部十、註(三一一の八五・八七)參照。

【七】毘奈耶の略敎。百一羯磨十(寒五・七五左末)に梵云僧泣多毘奈耶(Saṃkṣipta-vinaya)とせり。ここに義淨三藏は五分梵本と此有部律と一々別處なしと云へるは、注意すべし。律部十九、何題の(四)參照。

【八】百一羯磨(寒五・七六右一)には以下問答を置けて斯の略敎義を廣演せるは、律行上甚だ要用たり。

【九】長衣犯捨。餘衣ありて十日を過ぎんに尼薩耆波逸提罪(捨)を犯ず。即ち捨墮罪を犯ぜる長衣の義。

しく賣りて之を分つべし」。遂に卽ち唱賣して衆共に分張せりければ、時に彼らは便ち(法事を)廢闕せりき。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「犯捨の衣を衆僧に捨與しぬれば是の如きの過ありしなり、是に由りて犯衣は僧に捨與せざら(しめ)ん」。諸苾芻に告げたまはく、「昔日に苾芻は犯捨衣を僧に捨與せりければ、遂に分張のために事、闕乏するを成ぜり。是に由りて應に僧衆に捨與すべからず、可しく〔一〇〕別人に與ふべし。若し無知者にして僧に捨與すと雖、亦應に分つべからず。若し長衣を以て衆僧に捨與し、遂うて卽ち分たんには、此らの二は俱に越法罪を得ん」。佛の言へる(如くんば)、「長衣は別人に捨與せよ」と。時に犯長の苾芻ありて衣を以て(別人に)捨與せるに、無識知人にして旣にして衣を得已るに、默然して住して還衣するを知らざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に餘人をして無識者に敎へしむべし。若し還さんには善し、若し與へざらんには應に强奪して取りて之を守持すべし。此の捨衣(法)は乃し是れ作法にして、是れ全く與ふるに非ざればなり。然り、捨衣せん時は、知法の者を求めて然る後に當に捨すべきなり」。

〔一一〕緣は廣嚴城に在りき。時に諸苾芻は蚊蚋の爲に唼食せられ、瓜にて瘙を搔ける時、遍身に血出でぬ。俗旅見て時に其の何故なりやを問ひ、苾芻は具さに答へしに、彼れ言はく、「聖者、仁等豈に蚊幬を畜へざるべけんや」。答へて曰はく、「世尊許したまはざれば、何所に畜へんと欲すべき」。報じて言はく、「世尊は大悲なれば此れ應に聽許したまふべし」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「諸苾芻は其の蚊幬を畜ふるを聽さん」。苾芻は當に如何が作すべきかを知らざりき。佛言はく、「〔一二〕周十二肘、上に於て蓋を安き、蓋の長さ四肘、闊さ二肘にして、身に隨ひて高下し、〔一三〕絛帶にて懸け垂るべし」。〔一四〕直縫して門を留めければ、蚊蟲還入れり。佛言はく、「應に盡縫すべからず、應に少許を留めて相掩ひて門を作すべく、熱きには應に扇を搖るべし。若し下邊より蚊入らんには、可しく氈席を以て或は餘物を將つて之を壓へて入るを得せしむる勿れ」。

〔一〇〕別人。三人以下なり。捨墮衣を別人に捨與するの制は本律の特殊なる所、餘律は皆僧衆に捨與するなり。

〔一一〕蚊幬聽許。幬はとばり、蚊幮なり。

〔一二〕蚊幬量。蓋の長さ四肘、闊さ二肘なる故に自ら周圍は十二肘となる。有部律の一肘は二十四指、卽ち二尺四寸なれば、長さ九尺六寸、幅四尺八寸なり。

〔一三〕絛帶。絛は繩にして、つなぎ綴るなり。

〔一四〕本文に直縫留門蚊蟲還入、佛言不應盡縫應留少許、相掩作門熱應搖扇……とあり。難解なり。

一五縁處は前に同じ。佛言へるが(如くんば)、「水を用ひんに應に漉すべし」と。時に諸苾芻は手を以て羅を捉へければ遂に勞倦を致せり。佛言はく、「杖上に繋り、羅を開いて水を取るべし」。是の如くして用ひし時に仍ほ猶ほ勞倦せり。佛言はく、「三股杖を持して繩を以て杖に繋るべし」。繩肯へて住まらざりき。佛言はく、「上に近く應に穿ちて三孔を爲り、繩を以て貫き繋り或は鐵鐶を安き、三股を寬開して羅を二に繋り、羅を開いて水を受くべし」。水を瀉ぐの時溢出して地に流れぬ。佛言はく、「心を用ひて水を瀉ぎ、溢出せしむる勿れ」。瑱底に一六捲なかりければ隨處に傾側せり。佛言はく、「捲を安いて瑱をして動ぜしむる勿れ」。水、羅中に在り急ぎ過ぎて住まらざりければ、蟲をして悶絕せしめぬ。佛言はく、「應に可しく羅中に物を安くべし」。苾芻は解せざりければ、佛言はく、「或は砂或は乾牛糞を水を以て濕して羅中に安在すべし」。水猶ほ住まらざりき。佛言はく、「應に承水器を作すべし」。苾芻は如何がして器を作らんかを知らざりき。佛言はく、「器に二種あり、謂はく銅及び瓦なり」。苾芻は手を以て椀を持ちければ遂に疲勞を致せり。佛言はく、「應に手づから持つべからず、可しく椀邊に於て穿ちて三孔を作り、繩を以て之を繋りて三股叉上ぐ縣在し、方便して牢からしめ、應に羅角を以て器中に置在して蟲命を存養すべし。若し其羅、密にして水下らさらんには、應に滑杖を以て羅の外より之を打つべし」。苾芻は滿たざる瑱內に於て而し水を觀ぜるに、蟲を見ること能はざりき。佛言はく、「水を瀉ぎて瑱に滿し、其をして動ぜざらしめ已りて方に觀察すべし」。水上に塵ありければ蟲を觀ぜるも見えざりき。佛言はく、「塵を去りて方に察せよ。若し小蟲を以て他人に示さん時は指頭を將つで示すべし」。小蟲行くこと急にして見るに分明ならざりき。佛言はく、「應に茅端及び草莛等を以てして之を指示せよ」。苾芻は蟲を得たる時、井口上に於てして其羅を覆せるに、蟲は水に落ちたりと雖多く並に悶絕し、或は時に死を致せり。佛言はく、「應に放生器を作り水に覆して中に在くべし」。苾芻卽ち此罐を用ひて滿たしては放下し滿たしては引き出せるに、蟲仍ほ舊に

【一五】漉水法。

【一六】捲。わげもの。

依れり。佛言はく、「應に此器を以て蟲を盛りて放下し、水に至るに之を覆し、空しくして而し引き出すべし」。苾芻は解せざりければ、(佛言はく)、「應に別に放生器を作るべし」。時ありて器の得べきなかりき。佛言はく、「可しく繩を以て羅を繫り方便して投下し、斟酌して蟲去らんに然る後に牽き出すべし」。

一七(其の放生器は但西國に久行せられて人皆共に解せるも東夏には先來落漠たり。故に亦須らく其儀を委すべく、若し具さに陳べざらんには曉悟するに由なけん。其器は銅鐵瓦木を任用し、若し身に隨へて將ち去るに擬せんには可しく銅作の二三升を受くるを用ふべし。即ち是れ舊來の小銅罐子なり。還銅系を施し手を穿ちて過ぐるを得せしめ、底傍の一邊に須らく銅鉤を安くべく、可しく小竹を受けて箸頭に、若し乞食せんとて去らん時は、穿ちて左臂に在きて衣を以て掩蓋し、右手に鉢を携へ、食を乞得し已るに隨うて一家に至りて飯鉢を安置し、自ら淨繩一條の、麁筋許りの如きを將り、井の深淺に隨うて罐を繫りて水を取り、濾すに小羅を以てして斟酌して足するを得ん。即ち繩の一頭を以て鉤を穿ちて急繫し、繩を擡げて起して罐子の系と齊しかしめ、即ち繩上に於て小鐵鉤を繫り、鉤もて繫りて起す時務めて平穩ならしめて傾側せしむる。勿れ並に豫じめ先に作し了り、時に臨みて求覓するを得ざれ。即ち小羅を以て蟲を罐內に覆し、徐々に放下して水に至るに鉤を縱にし、繩を拔いて覆さしめ、再三に下し濯ぎて方に井より牽き出すなり。此は是れ乞食の儀なり。若し寺に在らんには即ち常用の井索・鐵罐を以て之を覆し、前の如く安置するも少しく別處あり、底傍に鐵鐶を著するには三指を容るべく、罐鉤を以て中に內れ、擡げ起して系に齊しくし、前に同じく鉤を著け蟲を覆して中に在き、下して水に至らしめ、法に準じて翻覆するなり。假令深井にも亦之を爲すを得ん。若し別に繩を畜へんに恐らくは勞擾を成ぜん。若し井深處には或は別に盆を爲りて貯ふべく或は河池に送り往くべし。水を瀉ぎ竟らん時、還須らく器を滌ぐべし。斯れ

【一七】義淨三藏の註なる、護命放生軌儀法一卷と大に同じ。これ三藏が東夏に律行上の注意を最も强く喚起せる所たり。

其法たり。夫れ以るに如來聖教は慈悲を本と爲す。所制の戒律は罪に性・遮ありて遮は輕にして性は重なり。性罪の内殺生は最初たり、是故に智人は理宜しく護に存すべし。若し此を將つて經と爲さんには、何をか更に事とせん。若し能く作さんには、現在に長命の果報を得、來世には當に淨土に生ずべけん。且らく神州の地四百餘城あり、出家の人は動もすれば萬ありて計へんも、濾水の事に於て心を存せん者は寡し。俗生に習ひて常に佛の教を輕んぜり。一々に門に到りて口づから傳ふべからず、冀はくは諸の行人遞に相教習せんことを。設使學は三藏に通じ、坐は四禪を證し、想を無生に鎭め心を空理に澄まさんとも、若し命を護らさらんには、佛に訶責せらるゝを免れじ。十惡の初罪、誰か代りて之を受くべき。且らく屠兒あり羊を牽いて寺に入るを見て過めすして數口づから「放たんに長生を作さん」と(言はんが)如き、衆共に之を看て彈指して善と稱へんも、寧んぞ知らん房内にて水を用ふるに日に千生萬生を殺せるを。既にして教を知れり、理宜しく應に細羅ても細察し、自利利物し善護善思すべきなり。復人をして田を耕し植に畎がしめ、小利を規求して大尤を見ざるあり、水陸倶に傷けて殺生せんこと無數なり、斯の罪咎は之を如何せんと欲すべき。直に手を束ぬるを知りて、泉門、他の分判に任さんとは。故に經に云はく。「殺生の人は當に地獄餓鬼畜生に墮すべけん、設人と爲るを得んとも短命多病なり」と。嗚呼此告、誰か當に之を用ふべき。脱能く爲すあらんに善哉甚善たり、[一八]龍華初會に共に慈緣を結ばん……廣く[一九]別傳の如し、此には煩はしくせじ)。

時に[二〇]諸苾芻は毎に羅を用ひ竟るに、數洗濯せず、捩いて乾かさず、日に曝さず、翻轉せざりければ羅をして疾く壞せしめぬ。佛言はく、「凡そ羅を用ひんには應に洗等を爲すべし、若し作さゞらんには越法罪を得ん」。時に苾芻あり大衆の水を濾せるに、徒衆既に多くして遂に勞倦を生ぜり。佛言はく、「[二一]若し衆の大羅にして遲くして水供しえざらんには、應に濾水釜を作すべし」。苾芻は如何

【一八】龍華初會。兜率天に在る彌勒菩薩、當來五十六億七千萬年の後此土に來現し、華林園中龍華樹下に法會を開き、普く人天を度するを龍華會といふ。これに上中下三根によりて三番の法會を開く故に龍華三會といふ。今、龍華初會といへること、上根の法會を示す。義淨自ら上根を以て任じたるを推しうべし。

【一九】別傳。南海寄歸傳第一、長且觀蟲の下に詳し。

【二〇】水羅護持法。

【二一】濾水釜聽許。

が作さんかを知らざりき。佛言はく、「若しは銅鐵瓦にて應に釜形を作し、底下に孔を爲りて大さ盞許の如くし、蓮臺の形の高さ四指ばかりなるを作り、上に多孔の大さ麁箸の如きを安き、上は氎を以て裹み或は絹布を用ひ、纒ふに細繩を以てし、中に於て水を濾し、用ひ了るに洗覆すること上の如くに準じて爲すべし」。〔三二〕時に諸苾芻は虱・壁虱及び諸の蟲類を以て懸に地に棄てしに、彼ら便ち悶絕せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「凡そ是れ生命あるものは應に懸に棄つべからず、亦隨處に輙ちに棄擲を爲すべからず。虱は故帛に安き、此れ若し無からんには可しく木孔・牆隙に安くべし。壁虱は青草中に置き、此れ若し無からんには涼冷處に置き、若し更に餘蟲あらんに可しく所宜處に安置すべし」。具壽鄔波離、世尊に請じて曰さく、「濾漉せる水は觀ぜずとも飲むを得るや不や」。佛言はく、「得ず、觀ぜざるに由りての故に」。「大德、濾さゞる水にして觀ぜんには飲むを得るや不や」。佛言はく、「得ん、觀察せるを以ての故に」。

緣處は前に出じ、佛所說の如くんば、「衆安居し了らんに、應に〔三三〕羯恥那衣を張るべし」と。時に、勝光王は佛許したまへるを聞き已るに、便ち羯恥那衣を以て大衆に寄奉し、勝鬘夫人及び行雨夫人・給孤長者及び諸居士の敬信の流は、咸く多衣を送りて以て僧用に充てぬ。時に諸苾芻は但一衣を取りて羯恥那と作し、餘は皆主に還せり。王は是を聞き已りて報じて言はく、「聖者、我等が此物は已に僧に捨與せるなれば、如何がしてか今者更に重ねて收取すべき」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「是に由りて我れ今諸苾芻に此衣を受取せんことを聽さん。彼が多衣に隨うて應に多人を差すべく、張衣を作さん者は當に其一を取りて作法・守持すべく、餘は應に擧畜して當に僧伽の爲に安居利物と作すべきなり」。

第五門の第五子、頌に攝して曰はく、

【三二】虱・壁虱等安置法。

【三三】羯恥那衣。律部二十二、羯恥那衣事參照。

「死後の囑授に別あると　委寄者の身死にたると　他方は委寄に通じて　若し死なんには餘人に對するとなり」。

縁は[二四]室羅伐城に在りき。時に此城中に一長者ありて三子を誕生せり。其の最小なるは佛法に於て出家して人間に遊行せるに、去りて後未だ久しからざるに父便ち病に遇ひ、將に死なんとするの際、總じて諸親を命び二子に告げて曰はく、「家中の所有は咸く收り來るべし」。彼ら便ち集聚せるに三分と爲さしめ、「二子には人各に一を與へ、其餘の一分は出家者に與へん」と、是記を作し已るに、因りて卽ち命終せり。頌ありて曰へるが如し。

「積聚せるは皆消散し　崇高なるは必らず墮落せん　合會せるは終に別離し　有命は咸く死に歸せん」。

時に彼ら二子は如法に焚葬せるに、憂慘して而し居せり。彼の出家者は父の身亡ぜるを聞いて便ち是念を生ぜるらく、「我に兄弟あり、今可しく歸を言べて共が爲に法を說くべし」。既にして舍に到り已り、兄弟相見えて共に哀情を盡せるに、兄曰はく、「弟、哭するを須ゐじ、父亡ぜるの日に一分の財物を遺留して相與へぬれば」。弟は是念を作さく『世尊の說きたまへるが如くんば、「死後に與へんには善與を成ぜじ」と』。遂に之を受けざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「俗人死なんには希望心あるも、苾芻死なん時は心に希望なし。此は是れ俗人にして希望心ありてなれば、取らんに時に過なく、意に隨せて應に用ふべし」。

[二五]縁處は前に同じ。時に苾芻あり身疾病に嬰りければ餘苾芻に告げて曰はく、「當に好く我に瞻侍すべし、我に衣鉢あれば當に汝に屬すべけん」。彼れ便ち看侍ぜるに久しからずして命終せりければ、彼れ身死にたるを見て便ち衣鉢を取りて己が房中に安けり。時に諸苾芻は共に來りて借問すらく、「亡者の衣鉢は今何所に在りや」答へて言はく、「彼れ已に我に與へぬ」とて具さに其事を告げぬ。

【二四】俗人囑授の衣財は死後にも受くるを聽す。

【二五】苾芻囑授の衣物は死後には僧伽に屬する故に共分すべきを制す。

苾芻は佛に白すに、佛言はく、「彼れの愚人たる、生きて存在せる日に何ぞ相與へずして死にて後方に施さんや。死にて方に與へたりと云はんこと、是の如きの法なけん。應に其物を索めて大衆して共分すべく、分に準じて應に與ふべきなり」。

緣處は前に同じ。時に苾芻ありて彼苾芻に對して[二六]衣物を分別せるに忽爾として身亡ぜりければ、彼苾芻は便ち其物を取りて己房中に置き、彼が屍骸を舁きて旣にして焚燒し已るに房內に還歸せり。時に知事人は亡者の室に入り、次第觀察して其の衣鉢及び濾水羅を見たりければ尋いで此物を將りて衆內に來至せるに、苾芻問うて曰はく、「此物は且に來れり、餘に多物あるに何ぞ將來せざりし」。答へて曰はく、「房中唯此のみにして更に他物なかりき」。餘人報じて曰はく、「一苾芻あり是れ其の知友なれば、若し彼に問はんには其の有無を知らん」。彼に問へるに答へて曰はく、「我に對して分別せりければ、我は其衣を取れり」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、[二七]「此は是れ作法なれば應に便ち留むべからず、可しく奪ひ取りて共分すべきなり」。

緣[二八]處は前に同じ。時に苾芻あり、彼に對して衣を分別せるに、彼れ忽ちに命過せりければ、此は便ち衣を持して僧伽に捨與せり。大衆問うて曰はく、「此は是れ誰が物なる」。答へて言はく、「我が物なり、彼に對して分別せるに彼れ遂に身亡りければ、我れ此物を持して大衆に捨與せんとす」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「作法として應に爾るべし。對して分別せりと雖、物に屬せざれば、當に自ら取りて用ふべきなり」。

緣處は前に同じ。復苾芻あり、他苾芻に對して衣物を分別せるに、所對の苾芻は忽然として歸俗せり。後の時憶念せるらく、「彼れ某甲苾芻は曾て我が所に於て其衣を分別せり。我は俗に還れりと雖、彼物は我に屬しぬれば、我れ宜しく就いて索むべし」。旣にして彼に至り已りて報じて言はく、「聖者、仁曾て我に對して衣物を分別せり、今可しく我に與ふべし」。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作した

【二六】衣物分別。餘分の衣物を淨施するなり。分別とは、律部十九、註(一六の三八)參照。

【二七】分別(淨施)法は但に著を拂ふ作法に過ぎざれば、淨施を受けたる人は自らに收め入るべからず、僧伽物として共分すべしとの意なり。

【二八】分別者の亡ぜる場合の衣物處置法。

まへり、「[二九]諸苾芻は彼の苾芻を以て委寄者と爲し、卽ちに還彼に對して而し分別を作せるに由りて是の如きの過ありしなり。是故に我れ今諸苾芻に制せん、『應に彼の委寄せる人に對して衣物を分別すべからず、作さんには越法罪を得ん』」と」。

緣[三〇]處は前に同じ。復苾芻あり、他苾芻に對して衣物を分別せるに、其の所對者は是れ鬪諍人なりければ。常に苾芻と與に諍競紛擾し、旣にして瞋恚を懷いて便ち出で去らんと欲せり。其の、衣を分別せる人は去らんとするを見て啼泣して報じて言はく、「去る勿れ」。復苦に留めたりと雖も而し住まるを肯んぜりざりければ、諸人謂ひて曰はく、「汝、此の好みて鬪諍を爲し衆を惱亂するの人を留むる勿れ」。答へて言はく、「如何が我れ留住せんことを(勸め)ざらん。我れ常に此に對して衣物を分別して、餘處に委寄せん人あることなければ」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「若し委寄苾芻にして設ひ海外に居らんとも、但身をして在らしめんには遙かに指して委寄せんも亦過あることなけん」。時に苾芻あり極遠方に於て他苾芻を指して委寄人と作せるに彼れ便ち命過せり。苾芻聞ける時は已に多日を經たりければ、云何せんかを知らざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「初め旣にして聞き已るに所有新舊の物は卽ち餘人に於て而し委寄を作すべし」。

第五門の第六子、頌に攝して曰はく、

「界外にて與欲せざると　將に行かんとせると　展轉せざると　說戒・隨意事には　違せんには
　並に愆を招くとなり」。

[三一]緣處は前に同じ。時に六衆苾芻は界外に居せりと雖、亦界內者に欲を與へければ、苾芻は佛に白せるに、佛言はく、「應に界外に在りて界內人に欲を與ふべからず」。佛の許したまはざるを見て、時に苾芻あり界外に出でんと欲し、將に發足せんとせるに臨みて僧伽に事ありければ、六衆は卽ち便

【二九】從來の作法に於ては分別者の委寄者とを同一人とせる故に、分別を受け委寄を受けたる彼は我物の如く觀想せり。夫故に今より以後は委寄者と分別者とを分つべきを制せんとの意なり。卽ち淨法の爲に一苾芻に對して分別作法をなすも、鄔波馱耶(和上)を以て委寄者と爲すと申ぶるのである。委寄とは衣物を和上に奉施せんと口言するのである。その作法は百一羯磨第十(寒五・七五左六行)に出づ。

【三〇】委寄者は近住なると遠處なるとを揀ばず、遙示すれば足るものなるを制す。

【三一】與欲規定。欲(chan・da)とは僧伽作法に列席するを得ざる場合、僧伽の決議に同意を表するをいふ。

ち強ひて欲を說かしめぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「出界せんと欲する者より欲を取るべからず」。六衆聞き已るに、遂に界外に於て更互に與欲し、乃至、六人展轉して相與へぬ。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に界外にて展轉して欲を與ふべからず、作さんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。世尊の說きたまへるが如くんば、「半月(半月)に應に說戒すべきなり」と。六衆は便ち界外に於て[三二]清淨を與へんと欲せり。佛言はく、「應に是の如くなるべからず」。又將に行かんとする者の欲を取れり。又界外に於て展轉して欲淸淨を取れり……廣く前に說けるが如し。佛言はく、「皆應に作すべからず、作さんには越法罪を得ん」。佛所說の如くんば、安居了れる時、苾芻は可しく三事……見・聞・疑……に於て隨意事を作すべし」と。六衆苾芻は便ち界外に於て隨意事を作せり。又將に行かんとする者を留め、又界外にて展轉して(作せり)……亦上に說けるが如し……「皆應に爲すべからず」。

第五門の第七子、頌に攝して曰はく、

「應に可しく人數を知るべく　隨意に行籌を任ふると　俗と同坐せざると　老少は應に夏に隨ふべしとなり」。

[三三]緣處は前に同じ。時に此城中に婆羅門あり、事に因み外に出でゝ逝多林に入りしに、希有心を生ぜるらく、「我れ今試に問はん、寺中に現在せるもの幾人あるべきや」と。既にして苾芻を見て其人數を問へるに、苾芻報じて曰はく、「我れ知る能はず」。婆羅門曰はく、「勝光大王が憍薩羅國の所有兵衆すら尙ほ數へ知りうべきに、寺內の僧徒にして何に因りてか測りえざる」。彼れ默して對ふるなかりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に人數を知ふべし」。苾芻卽ち便ち一々別に數へ、或は時に指を屈せるに、忘れて憶すること能はざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「應に可しく籌を行ず

【三二】清淨。說戒會に缺席する時、清淨なりとの欲(pariśuddhi)を與ふるなり。これを淨潔欲といふ。

【三三】僧數を知るべきを制す。

べし、既にして總じて數へ已らんに衆に告げて知らしめよ」。苾芻は何の時に應に數ふべきかを知らざりき。佛言はく、「應に〔三四〕安居時に於て數ふべし」。復長者ありて逝多林に入りしに、諸苾芻の勤加習讀し繫念靜思せるを見、斯事を見已るに深く淨信を生じ、僧數を知りて中食を設くるに擬せんと欲せり。便ち苾芻に問ふらく、「斯の住處に於て總じて幾人ありや」。彼れ其數を報ぜるに禮し已りて去りぬ。既にして舍中に至り家人に報じて曰はく、「我れ明日佛及び僧に舍に就りて食せんことを請ぜんと欲す、爾許人あれば其の僧衆に隨うて汝ら當に具さに辦ふべし」。報じて曰はく、「甚だ善し」。卽ち家中に於て諸の供養を具へぬ。時に彼長者は衆集時に於て遂に寺中に至り、知事人に報じて曰はく、『仁當に我が爲に僧伽に敬白せらるべし、「某甲長者は明、當に佛及び諸大衆に舍に就りて食せんことを請ぜり」と』。既にして白知し已るに奉辭して去りぬ。餘苾芻あり人間より來りて給孤園內に至れり。時に彼長者は卽ち其夜に於て具さに種々の美飲食を辦へ已るに、座席を敷設して水瓮・齒木・澡豆を安置し、旦に使人をして往いて佛衆に白して其の「時至れり、幸に願はくは降臨したまはんことを」と告げしめぬ。苾芻僧衆は日の初分に於て衣鉢を執持して長者の家に詣りしに、時に大師は寺に於て住まり人をして食を取めしめたまひぬ。五因緣ありて如來大師は親に請に赴きたまはざるなり。云何をか五と爲す。一に自ら宴坐し、二に天の爲に法を說き、三に病人を瞻んが爲に、四に臥具を觀じ、五に學處を制したまはんが爲なり。此中、爲とは學處を制したまはんと欲してなりき。時に彼長者は僧數に準計して座物を安置し、飲食も亦然せるに、多人其宅に來至せるを見るに及びて〔三五〕典座に報じて曰はく、「聖者が告げし所の人數の多少を我は準擬と爲せるに、既にして先數に過ぎぬ、其れ如何せんと欲すべき」。典座報じて曰はく、「客の新に來れるあり、爾須らく喜を生ずべし」。答へて曰はく、「仁若し先に言ひたらんには我れ當に食を辦ふべかりしならんに」。苾芻は默爾せり。時に大衆には飽足せる者あり、飢を被れる者ありき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、

【三四】安居時。偈第二句に隨意とせり。卽ち七月十五日、安居竟れる僧自恣の日に行饗する義なり。

【三五】典座。知事人なり。律部八、註(六の一七二)本文參照。禪家にはテンゾと讀ましむ。

「典座は應に客數を觀じて施主に告げ知らしむべきなり」。復苾芻あり[三六]中に臨みて而し至りしに、

佛言はく、『「此も亦告げ知らしめよ。[三七]我れ今彼の衆首上座の爲に其行法を說かん。上座は應に當に先に徒衆及以飮食を觀ずべし。若し人多くして食少からんには、應に施主に告げて曰ふべし、「賢首、人多くして食少ければ、可しく平等に均しく行すべし」。若し人少くして食多からんには、告げて言へ、「賢首、大に飮食あれば可しく意に隨せて行すべし」。若し其の上座にして善觀察せず、所制に依らざらんには越法罪を得ん。又、施主家に至らんに、當に須らく水を觀じて蟲を濾すべく、及び齒木・土屑は並に備足せしめて闕少せしむる勿れ。食前・食後には手を洗ひ澡漱せんこと、並に須らく法の如くすべし。若し撿校せざらんには、上座・次座は皆越法罪を得ん』。

[三八]縁處は前に同じ。六衆苾芻は諸の俗人と與に座を同じうして坐せり。時に敬信者は見て便ち譏笑して告げて言はく、「聖者、仁は是れ出家にして常に梵行を修せるに、云何が乃し常に婬欲を行ずる不淨の人と與に而し同じく座を一にせる」。彼れ聞いて默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「諸の信ある俗人の言は道理に合へり、故に諸苾芻は應に俗人と與に座を同じうして坐すべからず、坐せんには越法罪を得ん」。佛制を聞き已るに、遂に求寂と與に處を同じうして坐せり。信者告げて曰はく、「仁は已に近圓せるに、何に因りてか小師と與に座を共にするを得るなる」。答へて曰はく、「此は俗人に非ず、是れ出家者なれば、斯に何の過かある」。彼れ聞いて默爾せり。苾芻は佛に白すに、

佛言はく、「亦復[三九]應に未近圓者と與に座を同じうして坐すべからず」。佛許したまはざること已るに、[四〇]時に老苾芻は少者と與に座を同じくせり。復少者あり老(苾芻)と與に處を一にして相恭敬せざりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「老と少と應に雜座すべからず。若し無夏者ならんには二夏者と共に座を同じくするを得ん。一夏者ならんには[四一]三夏者と與に座を同じくするを得ん。若し二夏已去は三夏より大なる者と共に皆座を同じくするを得ん」。佛旣にして制したまひ已るに、時に諸苾芻

【三六】中に臨みてとは正午近くの意。
【三七】衆首上座行法。
【三八】俗人同座禁。
【三九】求寂同座禁。
【四〇】大小苾芻同座法。
【四一】本文に二夏者とあるも、宋・元・明・宮本によりて三夏者と改めたり。

は浴舍に在りしに、但其の三夏より大なる者と與に座を同じうして坐するを得る(もの)のみなりければ、座席を求め難かりき。佛言はく、「若し浴舍內にして座の得難からんには、親教・軌範なりと雖亦座を同じくするを得ん、物を以て中を隔てよ、疑惑を致すことなかれ」。

第五門の第八子、頌に攝して曰はく、

「貯座に居すべからざると　他の求寂を誘はざると　誓を爲さゞると賭物と　亦虎の殘を食はさるとなり」。

[四二]緣處は前に同じ。聽法の時、應に座席を敷くべかりき。時に求寂ありて亦輭座に居せるに、因りて睡著して遂に便利を失し其の座褥を汚せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「求寂は應に輭座褥に坐すべからず」。時に具壽舍利子の求寂準陀が來りて法を聽ける時　苾芻は便ち鞕枯を與へて坐せしめければ、問うて言はく、「大德、何の故にか我に堅鞕の座物を與ふるなる」。答へて言はく、「輭座は佛遮したまひたれば」。求寂報じて言はく、「大德、我れ豈に彼が過失ありしに同じからんや」。佛言はく、「若し用心せん求寂あらんには、其に輭座を與へよ、餘は卽ち應ぜじ」。

緣處は前に同じ。時に苾芻あり求寂を訶責して遂に便ち遣出せるに、逝多門外に啼泣して住せり。時に鄔波難陀は見て問うて曰はく、「汝、何の意にてか啼けるなる」。答へて曰はく、「師に訶責せられたればなり」。報じて言はく、「子よ、來れ、我れ當に汝に衣鉢及び鉢絡・腰條の類を與へ、所須の者に隨うて闕乏せしめざるべし」。遂に喚びて房に歸り佛に白すに、佛言はく、「弟子處に於て訶責するの時、應に決捨すべからず、可しく[四三]帶羂棄を作し眷念心を留むべし。還收攝するに擬して應に苾芻をして求寂を開語せしむべし」。彼れ言はく、「我れ今彼の親教師を用ひじ。大德鄔波難陀は我が所須の者は咸く皆供給すれば、我れ更に舊師處に往く能はじ」と。彼師聞き已りて嫌罵の言を作さく、「我

【四二】求寂には輭座褥を禁ず。

【四三】帶羂棄。羂はキヅナなり、羂を帶せる棄て方、卽ち眷念心を以て棄つるなり、決定して捨つるを制す。

れ出家を與へしに、而し鄔波難陀は遂に誘ひて將ゐ去れり」。苾芻は佛に白せるに、佛言はく、「[四四]苾芻は應に他の弟子を誘ふべからず。輒ちに誘ひ將ゐんには、吐羅底耶罪を得ん。是れ破僧の方便なるが故に」。

[四五]緣處は前に同じ。是時六衆は緣事ありし時、卽ち便ち佛法僧寶を引いて而し呪誓を爲し、或は鄔波駄耶・阿遮利耶を引いて而し呪誓を爲せるに、信敬の俗人ありて呪誓を聞ける時是の如きの語を作さく、「我等俗流すら尙ほ佛及び師を引いて誓を爲すことをせざるに、仁等出家たりながら、何の故にか佛及び師を引いて而し盟誓を作すなる。是れ應ぜざる所たり」。彼れ默して對ふるなかりき。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「俗の譏恥を生ぜるは、時其宜しきに合へり。然り出家者は本實語を求めて盟誓すべからず、若し作さんには越法罪を得ん」。

[四六]緣處は前に同じ。是時六衆苾芻は事ありて至るに隨ひ、卽ち衣鉢・腰條等の物を以てして而し賭賜を爲せり。俗侶見ん時共に譏恥を生じて告げて言はく、「仁等豈に俗流に同ずべけんや、事ありて來るに緣みては便ち衣鉢を賭けんこと、斯れ理に合はじ」。答へて曰はく、「何の非理かある、豈に葱蒜を噉ひ而し飲酒したらんや」。彼れ便ち默爾せり。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「俗人の譏恥は誠に是れ宜しきに合へり。苾芻は應に物を賭くべからず、作さんには越法罪を得ん」。

緣處は前に同じ。六衆苾芻は每に震旦に於て、寺閣上よりして遙に野田を望み、或は煙の浮けるを見、或は鳥の下れるを觀ぜんには、便ち其處に往いて何の物ありてなるかを覩ぬ。曾て一時に於て前事を見已り、躬ら往いて之を觀ぜるに、叢林處に於て虎の殘肉ありければ、喜びて持ち來りて逝多林に入りしに、其虎は氣を尋ねて寺所に來至し、夜に門外に於て啼叫して聲を出せり。世尊は知りて而して故に阿難陀に問うて曰はく、「何の意にてか虎來りて大聲に啼叫せる」。阿難陀曰さく、「彼虎が所藏の餘肉を[四七]尊者近喜は寺中に持ち來りたればなり」。佛言はく、「苾芻にして虎の殘を

【四四】他弟子を誘誑するは五逆罪の一たる破僧伽の方便たる故に、吐羅底耶罪なりとす。

【四五】呪誓禁。

【四六】賭賜禁。

【四七】近喜。鄔波難陀（upananda）の譯なり。

食せるなりや」、佛に白して言さく、「食へり」。(佛言はく)、『阿難陀、師子王の如きは好麋鹿を殺さんに、其の精肉を噉ひ鮮血を飲み已るに決捨して而し去らん。然れども其の虎類は肉を食ひて既にして飽かんに、殘肉を藏擧するなり。[四八]是故に苾芻は虎の殘を食せされ。食せんには越法罪を得ん。然り[四九]衆首上座の所有行法を、我れ今當に制すべし。凡そ是れ上座にして肉食を行されんには、時に應に問うて言ふべし、「此は是れ何の肉なりや、虎の殘には非ざるや」と。又(問へ)、「不應食の物に非ざるや不や」と。問はずして而し受けんには、越法罪を得ん』。

第五門の第九子、頌に攝して曰はく、

「自ら身を藏すべからず　言白等を爲さゞると　若し上價綵を得て　之を賣らんに應に共分すべしとなり」。

[五〇]緣處は前に同じ。一城中に於て先に僧寺ありき。時に難陀・鄔波難陀は因みて人間に行いて遇此寺に到りしに、時に大衆は多く利物を獲たりき。時に諸苾芻は此の二を見たりと雖、其惡行なるを知りぬれば、曾て一人も絣勞を爲す者なかりき。時に鄔波難陀は難陀に白して曰さく、「阿遮利耶、此の諸黑鉢は常に傲慢を生ぜり、我等宜しく爲に惱緣を爲すべし。且らく共に身を潛めて一處に隱居し、彼ら如何が利物を分張せんかを觀ぜん」。答へて曰はく、「甚だ善し、應に是の如くに作すべし」。遂に卽ち身を隱して竊に分物を觀ぜり。既にして分くるを見已りて報じて言はく、『斯の分は不善なり、是れ惡分張なり、仁可しく衆に白して言ふべし、「分衣せんと欲す」と』。報じて曰はく、「分時に見えざりしに今何處よりか來れる」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、『[五一]利を分たんと欲せん時は先に衆に白して知らしむべし、「僧に利物あり、今共に分たんと欲すれば、所有苾芻は應に輙ちに去るべからず」と』。時に諸苾芻は重ねて其物を聚め、普く衆に告げ知らしむらく、[五二]「應に食に出づべから

【四八】虎殘食禁。
【四九】食上上座行法。
【五〇】分物時に身を藏して、その分物をして無効ならしむるを制す。
【五一】分物時白衆制。
【五二】本文に不應出食ゝ分其物とあり。前文に不應輙去とある故に、出食を出界と改むべきが如し。今、本文のまゝにして改めず。

ず」。即ち其物を分てるに、時に彼二人は還自ら藏隱して、衆の分ち了れるに及んで前に同じて出でて告ぐらく、「此は分を成ぜじ」。報じて言はく、「先に已に衆に告げしに、仁ら何處よりして來れる」。二人告げて曰はく、「言告して知らしめたりと雖、犍椎を鳴らすべかりき」。時に諸苾芻は佛に白すに、佛言はく、「言白して告知し、復[五三]犍椎を打ちて方に分物すべし」。時に諸苾芻は復還物を斂め、衆に告げて知らしめ、復犍椎を打ちて共に其物を分てり。二人は復藏れ分ち了るに方に出でゝ前に同じて詰責せりければ、諸人報じて曰はく、「豈に聞かざりしなるべけんや、衆に告げたると及び犍椎の聲とを」。即ち便ち告げて曰はく、「衆に告げ知らしめ及び犍椎を鳴らしたりと雖、仁等豈に共に籌を行ぜるなるべけんや」。苾芻は佛に白すに、[五四]佛言はく、「言白して告知し、復犍椎を打ち。并に可しく籌を行じて方に共に分物すべし」。時に諸苾芻は復還物を斂めて三事を爲し已れるに、前の如くに復藏れ、分ち了るに方に出でて前に同じく詰責せりければ、諸人告げて曰はく、「具壽、何故にか是の如く故に衆僧を惱ますなる。告白と犍椎と并に、復籌を行ぜるに、故も身を現ぜずして了るを待ちて方に出でんとは」。答へて曰はく、「仁等何の故にか我れ僧を惱ませりと云へる。仁等こそ豈に衆に對して行ぜるなるべけんや。此は總べて須ゐじ、我れ今出で去らん」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「三事を作して仍し衆に對して行ぜりと雖、若し現前せざらんには即ち與ふるを須ゐじ。斯を善く分てりと曰ふ、疑惑を致すこと勿れ。然り、諸苾芻は[五五]應に故に衆僧を惱ますの事を作すべからず、若し故に惱まさんには越法罪を得ん」。

縁處は前に同じ。時に給孤長者は寺を以て四方僧に捨與し竟るに、便ち種々上妙の彩色を用ひて内外に圖畫せり。此城の人衆は既にして長者の圖畫し已りて周きを聞き、競ひ來りて觀看せんとて遂に無量百千人衆ありて皆寺中に集まれり。城内に一大婆羅門あり、是れ勝人たりしを以て衆に欽尙せられしが、大王家より一毛緂を得ければ、即ち便ち披服して玩好心を作して逝多林に入り周く

【五三】分物時打犍椎制。

【五四】分物時行籌制。

【五五】惱衆僧事禁。

寺宇を觀ぜるに、希有の念を發して便ち毛毯を將つて四方僧(此中、四方と言ふと雖、意は現前に與ふるなり、常住僧には非ざる也)に施せり。佛所說の如くんば、「現衣物あらんに乃し截ちて燈炷と爲すに至らんとも平等に共分せよ」と。苾芻は遂に便ち毯を割きて片と爲し、衆共に分張せり。時に婆羅門は夜に是念を作さく、「彼は是れ上毯なれば、我れ宜しく直を與へ贖ひ取りて將ち來るべし」。旦に起きて寺に入り、其の門所に至り諸苾芻を見て問うて言はく、「聖者、我が施せる所の毯は人何の用をか作せる」。苾芻報じて曰はく、「仁可しく隨喜すべし、我等割き破りて大衆して共に分ちぬれば」。一人告げて曰はく、「我は將つて帽と作せり」。一は云はく、「靴と作せり」。一は云はく、「腰に繳へり」。一は云はく、「拭鉢巾と作せり」。報じて言はく、「聖者、彼は是れ上毯なりしに何に因りてか截破せる。宜しく應に出賣すべく、既にして錢貝を得て衆可しく共分すべかりしなり」。苾芻は佛に白すに、佛言はく、「彼の婆羅門の言へる所は理に稱へり。是故に苾芻、[五六]若し是の如きの上價毯を得たらん時は賣りて錢貝を取り、然る後に共分すべし」。

第五門の第十子、頌に攝して曰はく、

「五皮は應に用ふべからず　餘類も亦同じく然り　若し痔病を患はん時は　熊皮と履と應に著くべし」。

緣處は前に同じ。時に六衆苾芻は自ら相謂ひて曰はく、「難陀・鄔波難陀、此の城中の所有人衆よりして、我等は皆從ひて餅直を乞ひ得たり。然れども王家の調象師邊よりは曾て施されざりければ、今可しく就いて覓むべし、或は與へらるべけん」。一人報じて曰はく、「應に是の如くに作すべし。然れども須らく豫じめ少多の方計を設くべく、應に師子皮を取めて以て鞋履を爲り、繫象處の上風よりして行かんに、象は氣を聞かん時卽ち便ち驚走すべければ」。答へて曰はく、「善計なり、我ら今且

【五六】上價毯處分法。

らく去りて彼に從うて乞ひ求めん。若し得んには善し、若し與へざらんには象を怖れ（しめ）んこと未だ遲からじ」。即ち晨朝に於て調象師處に詣り、報じて言はく、「賢首、仁等何が太より、求福心なき。曾て我等に於て少多の餅果の直をも施さざらんとは」。彼れ言はく、「聖者、我等豈に仁に繫屬して餅果の直を以て共に相供給すべけんや」。六衆は聞き已るに點頭して諸を唱へ、之を棄てゝ去りぬ。遂に他日に於て師子皮の鞋を著し、其の象處の上風に於て而し立ちぬ。時に彼群象は師子の氣を聞いて、便利を遺失して驚怖し奔馳せり。時に彼の象師は象頂を鉤斲せるも住めしむること能はざりければ、六衆遙に見て告げて言はく、「賢首、急ぎ牽け急ぎ牽け」。答へて言はく、「鉤斲せるも住まらず、如何ぞ手づから牽きうべき」。六衆報じて曰はく、「我れ能く住めしめん」。答へて言はく、「聖者、若し能く住めしめんには斯れ大恩を成ぜん」。六衆曰はく、「共に盟を立てゝ若し能く我に餅果の直を與へんと言はんには、我れ當に住めしむべけん」。報じて言はく、「即ち與へん」。彼れ便ち急ぎ歩みて象の下風に至りしに、象は氣を聞かざりければ即ち驚走せざりき。諸の調象人は問うて言はく、「聖者、仁を呪を解せりや」。答へて曰はく、「我に異術なし」。「若し是の如からんには云何がしてか象をして怖れしめ、（又）怖れざら（しめ）たる」。彼便ち實を以て彼の象師に告げしに、彼言はく、「聖者、仁等は如何が斯の非法不饒益の事を作せる。若し其の王家最勝の大象にして、此に因りて驚怖して山林に走り入りたらんには、仁等は必らず當に大罪罰を招くべかりしならん」。彼聞いて微笑し、默爾して言なかりき。苾芻は佛に白すに、佛は是念を作したまへり、「諸苾芻は師子皮の鞋を著せるに由りて是の如きの過ありしなり」。即ち諸苾芻に告げて曰はく、「汝等今より更に師子皮の鞋を著すべからず、若し此を著せんには越法罪を得ん」。佛の許したまはざるを聞いて、便ち虎皮を用ひて而し鞋履を爲れり。佛言はく、「此も亦不應なり。[五七] 然り、五種爪牙等の獸ありて皮は應に用ふべからず、所謂、智象と智馬と獅子と虎と豹となり」。佛聽したまはざること已るに、時に其

【五七】 五種獸皮並餘皮受用禁。

壽鄔波離は世尊に請じて曰さく、「若し更に餘の爪牙の類あらんに、皮は用ふるを得るや不や」。佛言はく、「亦應に用ふべからず、用ひんには惡作罪を得ん」。

緣處は前に同じ。時に苾芻あり身、痔病に嬰りければ、醫人所に詣りて告げて言はく、「賢首、我に痔病あり、幸に爲に處方せんことを」。報じて言はく、「應に熊皮を用ひて鞋を作り、著せん時は病差ゆべけん」。答へて曰はく、「世尊は未だ許したまはじ」。醫言はく、「佛は是れ大慈なれば、必らず應に許さるべけん」。苾芻は佛に白すに、佛[五八]言はく、「病の爲なるには應に著すべし」。多重なるは得難かりき。佛言はく、「若し無からんには、應に一重なるを取め、幷に毛もて其の履底に替すべきなり」。

【五八】有病熊皮受用聽許。

巻の第二十

第六門、總じて頌に攝して曰はく(此の二頌は攝して第三十一巻の半に至るなり)

「猛獸筋は不應なると　燈光と及び勇健と　駄娑と尼を度する法と　因みて喬答彌に許せると　尼は前ならざると長者と　餘の臥具を與ふべきと　水を讃ぎて汚すべからざるとは　第六の總なり、應に知るべし」。

第六門の第一子、頌に攝して曰はく、

「猛獸の筋皮綖と　前に擁し復は後に擁し　兩角及び尖頭に　諸靴にも皆合はじ」。

[一]緣は室羅伐城に在りき。佛言へり、「苾芻は應に五猛獸の爪牙ある者の皮を用ふべからず、謂はく智象と智馬と師子と虎と豹となり」。是時六衆は彼獸の筋を用ひければ、還同じく過ありき。佛言はく、「此筋を用ひて而し鞋履を縫はざれ」。六衆は便ち皮綖を用ひしに過ありて前に同ぜり。復其皮を用ひて鞋を補へり。佛言はく、「皆用ふべからず。是の如く應に知るべし、履屧の屬の、若しは前に擁し、後に擁し、兩角・尖頭に、(或は)麻履の諸靴にも皆著くべからず、皆越法罪なり。兩三重の革屣を除く(斯の如きの類は西國の人は皆著せず、若し是れ外國の寒郷には活命の因緣の爲に持心して方に用ふるなり)」。

内を頌に攝して曰はく、

[二]「四大王の初誕には　光明普く皆照し　父母は斯事に因みて　各爲に其名を立てぬ」。

爾の時菩薩は覩史天宮に在せり。王舍城中に王あり名けて大蓮花と曰ひ、法を以て世を化せりければ、人民熾盛にして安隱豐樂に、諸の盜賊なかりき。室羅伐[三]城王を梵授と名け、嗢誓尼城王を

[一] 猛獸筋並皮綖受用禁。

[二] 菩薩の降誕。律部二十二、註頁二七九參照。以下は第六門總頌の第二句に相當す。

[三] 梵授。出家事卷初には摩羅大王として今と相違せり。

大輪[四]と名け、憍閃毘城王を百軍[五]と名け、此等の四王は皆是法王にして法を以て世を化せり…
…廣說せること餘の如し。是時菩薩は天宮上より[六]五種事を以て世間を觀察したまへり。云何が五と爲す。一には遠祖を觀じ、二には時節を觀じ、三には方國を觀じ、四には近族を觀じ、五には母氏を觀ずるなり。六欲諸天は三たび母腹を淨めしに、摩耶夫人は寢に因みて夢に六牙白象の來りて腹中に降れるを見ぬ。時に大地は六種に震動し、大光明を放ちて世界に遍滿せること天の光明に勝れ、[七]世界の中間黑闇の處、日月照らさゞるをも悉く皆明了して所有衆生は皆相見るを得たり。菩薩の生時には下に說く所の如くに四大國王は皆太子を誕めるに、大光明の鎔金色の如くなるを見て各々自ら言へらく、「我が生まれし男の威神力に由りての故に、能く天地をして光曜希奇たらしめたり」とて、各爲に名を立てゝ用つて靈瑞に符せり。時に大蓮花王は衆人に告げて曰はく、「我子生まれし時は日の光影せるが如くに乾坤洞照して勝妙希奇なりければ、應に我子の與に名けて[八]影勝（梵に頻毘娑羅と云へり）と曰ふべし」。其の梵授王は人に告げて曰はく、「我子生まれし時光明殊勝にして普く世間を照しぬれば、應に我子の與に名けて[九]勝光と曰ふべし」。其の輪王は衆人に告げて曰はく、「我子生まれし時大燈光の如くに遍く皆明照せりければ、應に我子の與に名けて、[一〇]燈光と曰ふべし」。其の百軍王は衆人に告げて曰はく、「我子生まれし時は光日の出でたるが如く明了せざるなかりければ、應に我子の與に名けて[一一]出光と曰ふべし」。各々自ら子の功能なりと謂ひて、然も並に菩薩の力に由りてなるを知らざりき。

內を頌に攝して曰はく、

「腹中にては天守護し　生まれ已るに蓮花を踏み　手を擧げて獨尊と稱し　灌洗せるに花衣落ちぬ」。

爾の時菩薩は母腹中に降りたまへるに、天帝釋主は四天子をして各器仗を持して其母を守護せし

【四】大輪。出家事には嗢誓尼城王を百軍とせり。藏文は無邊の緣なる語に相當する故に Anantanemi(阿難多泥彌)にして、これを大輪と意譯せるものなるべし。

【五】百軍。出家事には賦舍尼城王として今と相違せり。藏律と出家事の記とは相附せり。

【六】天宮五事觀察。

【七】世界の中間。律部十三、註(八の一一六)參照。

【八】影勝。頻毘娑羅(Bimbisāra)なり。

【九】勝光。勝軍とも譯す、波斯匿(Prasenajit)なり。

【一〇】燈光。出家事には日初太子とせり、波珠提(pradyota)なり。

【一一】出光。鄔陀衍那(udyana)なり。

むらく、「人及び非人をして輙ちに損害を爲さしむる勿れ」。菩薩は胎に處すとも胎中の血垢の爲に汚されざるなり。譬へば衆寶の一處に聚在して相霑汚せざるが如く、菩薩の、腹に在りしにも亦復是の如くなりき。又清淨の妙瑠璃寶を五彩の上に置かんに、明目の人は分明に見別せんが如く、母は腹內を觀じて分明なること亦爾りき。母は胎を持てりと雖身に勞倦なく、自然に五種學處を奉持し……謂はく盡形壽不殺生・不偸盜・不邪婬・不妄語・不飮酒なり……諸の丈夫に於て婬染意を絕し、十月滿ち足りて藍毘尼林に往き、無憂樹枝に攀ぢて暫時佇立せるに、便ち右脇より菩薩を誕生せり。爾の時大地は六種に震動して大光明を放てること、入胎と異るなかりき。菩薩生まれたまひし時、帝釋は親しく自ら手づから承けて蓮花上に置けるに、扶持を假らずして足にて七花を踏み七歩を行じ已り、遍く四方を觀じて手もて上下を指し、「此は卽ち是れ我が最後生の身、天上天下に唯我れ獨り尊し」と、是の如きの語を作したまへるに、梵王は傘を捧げ天帝は拂を執り、虛空中より龍王は水を注ぎて……一は溫にして一は冷なり……菩薩を灌浴しまつれり。初め誕生したまへる時は、其母前に於て自然の井現じ、香泉上涌して意の受用に隨せり。又空中よりして諸天は嗢鉢羅花・鉢頭摩花・拘勿頭花・奔陀利花幷に餘の種々奇妙の香末を下し散じ、天の妙音樂は自然に響を發し、天の妙衣纓は空より亂れ墜ち、更に衆多奇妙の靈瑞ありき……餘處に說けるが如し。

內を頌に攝して曰はく、

「阿私多は相を觀　那剌陀は師に勸め　五百の瑞は前に現じ　父王は三字を立てぬ」。

時に南方、[二二]大山中に於て古仙人あり阿私多と名づけ、善く世界成壞の時節を知れり。時に一人あり[二三]那剌陀と名づけ、聰明辯慧なるが數來り參謁せり。阿私多仙が共に世間成壞の事を論べしに、聞き已りて傷歎し、卽ち仙處に於て而し出家を爲せり。後に異時に於て此仙人と共に石窟中に在りしに、光明照らして相希奇なるを見ければ、卽ち伽陀を說いて其師に問うて曰はく、

【二二】律部二十四、註(二の六四)本文に吉悉枳迷山とせり。

【二三】那剌陀(nārada)。

一四「何の故にか此の光明は　遍照せること猶し日の如くにして　山林處に充滿して　忽ちに此の希奇を現はせる」。

仙人答へて曰はく、

「若し是れ日光ならんに便ち赫烈たらん　今此れ涼冷にして希奇を現はせり　必らず是れ無上牟尼尊の　初めて母胎を出でゝ此瑞を彰はせるならん　此は是れ菩薩出胎の相なり　光明清淨にして世に希有り　譬へば金色の十方に滿てるが如く　三有を騰照して皆明徹せり」。

那剌陀は其師に白して曰さく、「鄔波馱耶、若し是の如からんには今可しく共に行いて菩薩を往觀すべし」。師曰はく、「子よ、今知れりや不や、菩提薩埵は大威神ありて無量の諸天悉く皆雲集しぬれば、我等至ると雖頂謁せんに由なし、城中に入り爲に名を立て已るを待て。如し其の重ねて出でたまはんに、我ら望みて逢迎しまつらん」。菩薩の生時には　一五闡鐸迦等の五百の侍者は時を同じうして生まれ、一六闡稚迦等の五百の侍女も亦時を同じうして誕まれ、上象廐馬は皆五百を生み、五百の伏藏は自然に開發し、隣國の諸王は皆信物を奉ぜり。大臣見已りて淨飯王に白して曰さく、「大王、今日國祚興隆して王子誕生したまへるに、喜瑞咸く應じて五百の侍男・五百の侍女・上象・上馬は各五百を生み、五百の伏藏は自然に開現し、諸國の朝賓奇珍は總集せり。王は告を聞き已りて心大に欣躍し、大臣に告げて曰はく、「太子生まれての後は諸事皆成ぜり、宜しく與に名を立てゝ一切事成一七（梵には薩婆頞他悉陀と云へり）と名づくべし」。此は是れ菩薩最初に字を立てゝ一切事成と號せるなり。是時菩薩は四寶輿に乘じ、無量百千の人天翊從して劫比羅城に入りたまへり。諸の釋迦子は體に憍慢を懷き立性多言なりしも、菩薩入城したまふや皆悉く默然し、一八牟尼として語なかりき。王は是を見已りて諸臣に報じて曰はく、「諸の釋迦子は體に憍慢を懷き立性多言なるも、太子入城するや皆悉く默然して牟尼として語なかりき。應に太子の輿に名づけて一九釋迦牟尼と曰ふべし」。此は是れ菩薩の第二の立

【一四】律部二十四、三二頁三行以下に相當するも譯文相異れり。

【一五】闡鐸迦（Chandaka）、御者車匿なり。

【一六】闡稚迦（Chadika）。破僧事（律部二十四、三二頁一四行）には旃尼とせり。

【一七】薩婆頞他悉陀(sarvasiddhārtha)。

【一八】牟尼（muni）。寂默なり。

【一九】釋迦牟尼(Śākyamuni)。

名なりき。時に此城中に舊住せる藥叉あり釋迦增長[10]と名づけ、時人敬重して廟を立てゝ祠祀せり。但是れ釋種にして男女を生み已らんに、浄澡浴せしめて抱へて藥叉處に至り、而し敬禮を申ぶるなり。時に淨飯王は上酥蜜を以て太子の口に滿し、大臣に告げて曰はく、「可しく太子を抱へて往いて藥叉を禮すべし」。大臣抱へ至りしに、時に彼の藥叉は遙に太子を見て即ち自ら身を現じ、菩薩の所に至りて其足を頂禮せり。臣歸りて王に白すに、王は是を聞き已りて希有心を生ぜるらく、「今我が太子は天神中に於て更に尊勝たり、應に與に字を立てゝ天中天[11]と名くべし」。此は是れ菩薩の第三の立名なりき。

內を頌に攝して曰はく、

「母に付して太子を養ひ　大人相を觀ぜしめんとて　阿私多遠くより至り　親しく牟尼の形を觀ぬ」。

爾の時父王は便ち太子を以て諸の養母に付し、時に隨うて澡浴・乳哺・飲食し、常に安隱に身心を適悅せしめぬ。養母便ち上妙の塗香を以て身體に塗摩し、諸の瓔珞を具して父王に授與せるに、王は即ち抱持して瞻視して歡喜し、即ち便ち總じて諸の婆羅門にして國中の所有占相を解せる人・算計を知れる者を命び、太子を觀ぜしめんとて告げて言はく、『君等宜しく瞻察すべし、我れ聞く、古仙の是の如きの說を作せるを、「三十二大丈夫相を具せんには其二事あり、若し家に在らんには當に輪王と爲り、普く四洲に王として法を以て世を化し、七寶成就して……所謂、輪寶・象寶・馬寶・珠寶・女寶・主藏臣寶・主兵臣寶なり……千子具足し、勇健忠良にして能く怨敵を伏し、海內に周圓して諸の患惱なく、人民豐樂に安隱にして住すべけん。若し家を出でんには鬚髮を剃除し袈裟衣を服して等正覺を成じ、大名稱ありて世間に充滿せん」と』。時に諸の相師は王說を聞き已りて悉く共に觀察し、咸く王に白して曰さく、「誠に大王が所說の事の如くに、三十二相にして若し成就せんには唯

【10】釋迦增長。律部十四、註(一六の一五)の阿毘釋迦山神(Abhiśākya)に似たるも、衆許摩訶帝經には舍迦嚩駄曩とある故に Śākyavardha なりしならん。

【11】天中天(Devātideva)。

二事あるなり、謂はく輪王と及び佛となり……乃至、大名稱ありて世間に充滿するなり」。王復問うて曰はく、「其が相は云何ぞや」。時に彼の相師は悉く皆具さに答へて一々に別に三十二相を指せり。……具さに廣文あり。[三]（餘經及び律論等の事に共じて差別なきを以ての故に煩はしく譯せず）。

爾の時阿私多仙人は那刺陀に告げて曰はく、「摩納婆、比者菩薩已に城中に入りたまへるに三名を立て訖りぬ、我等宜しく往いて禮拜し瞻顏しまつるべし」。各神通に乘じ空に騰りて而し去けるに、彼の菩薩威神の力に由りて、劫比羅城を去ること一驛許にして遂に神通を失しければ足歩して去りぬ。既にして城に入り已り王門の所に到りて門人に報じて曰はく、『汝去りて王に白せ、「阿私多仙今門首に至れり」と』。使去りて王に白すに、王曰はく、「入るに隨さん、誰か大仙を遮せん」。即ち王所に詣りしに、王は仙至れるを見て遙かに「善來」と唱へて吉祥事を奉じ、洗足を爲し已るに妙師子座に安置して坐せしめ、王は禮足し已るに白して言さく、「大仙、何の事にてか來るを得たる」。仙、伽他を說いて曰はく、

「國主、我れ今至れるは　王が太子に見えまつり　導師が中の第一たる　牟尼尊を瞻仰せんと欲してなり」。

王言はく、「太子は睡著せり」。答へて曰はく、「睡らると雖我れ暫らく觀まつらんと欲す」。王便ち抱へ現せるに、菩薩の眼の雙眸合せざるを覩ぬ。仙既にして見已るに伽他を說いて曰はく、

「良馬は多睡せず　半夜に暫時眠らんのみ　所爲の事未だ成ぜざれば　何に因りてか久しく安寢せん」。

仙復問うて曰はく、「諸の占相人に何の記說かありし」。王言はく、『大仙、彼ら相者は云へり、「當に輪王と作りて四天下を化すべけん」と』。仙は伽他を以てして王に答へて曰はく、

「相者の語は謬多し　末劫に輪王なければなり　此に勝福緣あり　斷惑して當に成佛すべけん。

【三】律部二十四、三四頁三行以下參照。

若し是れ四洲を化せんとならば　輪王の相は顯はならず　大師の相に分明なれば　成佛せんこと定んで疑なけん」。

仙人遍く觀じて成佛の相を見已るに、復更に當に無上甘露を得て妙法輪を轉ずべきの久近を觀察して、遂に[三三]二十九年に王城を捨て去り、六年苦行して當に正覺を成ずべきを見ぬ。復自身は幾時をか住するを得て佛に見えまつるを得るや不やを觀じ、佛を見まつるをえざるを知りて、便ち憂惱を生じ涕涙目に盈ちければ、王は愁を懷けるを見て頌を說いて問うて曰はく、

「若しは男若しは女にして來り觀ん者　咸悉く歡喜して身心に遍きに　仁今親に相の常に非ざるを觀つゝ　何に因りてか泣涕して雙目に盈てるなる。　假使太子の相善に非ず　短壽多病にして吉祥ならざらんとも　唯願はくは大仙、實の如くに言はんことを　我をして意に憂悴を增さしむ勿れ」。

仙人答へて曰はく、

「假使霹靂、空よりして下り　可畏來りて太子が身に臨まんとも　此は無上牟尼尊に於て　毛髮の如き許も損すること能はじ。　假使烈火、風焔を騰げ　利劍、霜の如くに現じて前に在り　毒藥黑蛇一時に來らんとも　太子が處に至りては皆鎖散せん。　我れ早死して佛を見まつらざるを傷ひ　流涙目に盈ちて裁忍すること難し　無上法を棄てゝ我れ前に亡じ　未だ事業の能く成就するあらざらんとは。　此ぞ大福ありて衆惱を除き　甘露の法を證して導師と爲らん　若し能く教を聞いて說の如く行ぜんに　咸寂滅無爲の處に歸せん」。

王は太子が甘露の法を證せんと聞いて默然して語なかりき。凡そ諸の世人は皆邪心の爲に擾亂せられて、言を出さんに諂誑にして實に依ふ能はざるなり。時に彼仙人は而し王に告げて曰はく、「比日大王は每に是念を作せり、「何の時にか阿私多仙をして足步して城に入りて我と相見え、及び諸の人

【三三】二十九出家。破僧事卷三の初には十九出家とせり。但し藏文破僧事には二十九出家とせり。

衆の敬を致すこと慇懃なるを得べき」と。我れ哀愍しての故に徒行して此に至れり。今時事了りぬれば將に出城せんと欲す、可しく爲に掃除して郭邑を淨修すべし』。時に淨飯王は勅して諸臣に道路を嚴治せんことを令し、普く城邑に告げしむらく、「皆共に修營せよ」と。[二四]巷陌・康莊は塗拭して淸淨に、灑ぐに栴檀香水を以てし、散らすに占博迦花を以てし、幢蓋は空を凌ぎ香烟は路に滿ちければ、見る者愛樂せること歡喜園の如くなりき。復鈴を搖らしめて遍く皆宣告せるらく、『諸人、當に知るべし、或は先より城中に住し或は他方より新に至れる所有人衆は皆悉く存心せよ、「明日晨朝に大仙の出づるを看ん」と』。衆既にして聞き已るに各途中に至り、仙人の步みて城闕を出づるを瞻望し、咸く希有を生じて悵望して歸れり。時に阿私多仙は本山に還り向はんとして心を禪寂に繫け、智方便を以てして神通を發起せりき。報命將に終らんとして遂に便ち患に遇ひ、藥餌を加ふと雖瞬息幾もなかりき。時に那刺陀來りて師足を禮し、白して言さく、「大師、我れ本出家せるは甘露味を求めんとてなりき、師が所得の者、幸に願はくは共に分ちたまはんことを」。師曰はく、『我も亦汝に同じ本出家せる時意に甘露を求めしに、竟に獲る所なくして空しく生涯に處せり。彼の雪山の側なる劫比羅城には、太子世に興りければ相師共に記せるらく、「當に正覺を成じて天人師と號し、一切智と稱すべけん」と。汝當に彼に於て而し出家を求め、高慢心を捨てゝ當に自ら謙下し、梵行を勤修して不放逸を作すべし、當に爾の時に於て甘露味を獲べけん』。伽他を說いて曰はく、

「如來の出世には遭ひ遇ふこと難し、　今逢ふを得たること、時甚だ希有たり　汝、放逸なる莫れ、至心に求めよ　當に無生の甘露味を獲べけん」。

是語を作し已るに便ち卽ち命終せり。頌ありて言へるが如し、

「積聚せるは皆銷散し　崇高なるは必らず墮落せん　合會せるは皆別離し　生者は咸く死に歸せん」。

【二四】巷陌康莊。ちまた、及び往來の繁き街衢。

爾の時阿私多仙命終せるの後、弟子那刺陀は法の如くに焚燒し、殯葬事訖るに憂感を割捨して、遂に婆羅痆斯に詣り、諸仙の內に於て而し共に住止せりき。其の那刺陀は先には是れ[二五]迦多演那の種族なりければ、時人因みて迦多演那仙人と號し、衆皆敬重せりき。時に嗢逝尼王が所生の太子を名づけて燈光と曰ひ、王は八毋に付して而し瞻養を爲さ(しめ)、是の事に闕くるなく……乃至、年漸く長大しては技藝博通し文武の所須は綜習せざるなかりき。釋迦菩薩が童子戲を爲せるには燈光太子も亦童戲を爲し、菩薩が太子灌頂を受けし時は燈光も亦太子灌頂を受けぬ。菩薩は四門を出でゝ老病死の患を觀見し、遂に三夫人の處に於て厭離心を生じ……所謂[二六]牛護夫人・[二七]鹿養夫人・[二八]名稱夫人なり……此を上首と爲して六千の婇女をも咸く皆捨棄し、其の中夜に於て城を踰えて而し去り、空林所に往いて出家業を修し、仙人に依止して殊勝の定を學し欲界の欲を離れたまへり。次いで[二九]曷羅摩子に從うて無所有定を習ひ、無所有處の欲を斷ぜるに更に導者なかりき。便ち六年に於て專ら苦行を修せるも、別に證悟せざりければ將つて無益なりと爲し、遂に卽ち情に任せて而し遊縱を爲さんとて、好飲食を噉ひ酥油もて身に塗り、湯水もて澡浴して聚落中に往き、難陀・難陀力なる二牧牛女の所に於て、十六倍の上妙の乳糜を食ひ、[三〇]迦利迦龍王は尊重讃歎し、[三一]善吉邊より吉祥草を取りて菩提樹下に詣り、自ら草を敷き已るに端身正念に跏趺して坐して心念口言したまへり、「若し諸漏を斷盡せざらんには、我れ終に跏趺を解かじ」と。是時菩薩は慈心の器仗を以て三十六億千の魔衆を降伏し已りて無上智を證したまひ、梵天の請を受けて婆羅痆斯に往き三轉十二行法輪を(說きたまへり)。時に燈光王も亦此時に於て灌頂大王位を受け、法を以て教化せりければ、嗢逝尼國の人民熾盛にして安隱豐樂なりき……廣く餘に說けるが如し……王力に由りての故に百姓歌謠し、歡會相次いで隨處に勝上の天神を供養し、五百の池・五百の渠水を穿ちて人をして受用せしめければ闕乏あることなかりき。

【二五】迦多演那(Cātyāyana)。

【二六】牛護(Gopikā)。

【二七】鹿養(Mṛgajā)。

【二八】名稱(Yaśodharā)。

【二九】曷羅摩子、欝多伽羅摩子、又は嗢達羅摩子、水獺端正仙子(udrakarāmaputra)の音略なり。

【三〇】迦利迦龍王。律部二十四、註(五の一七)伽陵迦參照。

【三一】善吉。律部十四、註(一五の五一)に吉安(Sotthiya)とす。律部二十四、註(五の一八)の本には帝釋よりとす。善吉は Svastija の譯なり。

第六門の第二子、頌に攝して曰はく、

「燈光は王と爲るを得て　五の殊勝物ありしと　因みて奇異事を叙べて　廣く說ける健陀羅となり」。

時に燈光王に[三二]五の勝物ありき。云何をか五と爲す。一には勝れたる雄象の名づけて葦山[三三]と曰ひ、二には勝れたる母象の名づけて賢善[三四]と曰ひ、三には勝れたる駝の名づけて海足[三五]と曰ひ、四には勝れたる馬の名づけて衣頸[三六]と曰ひ、五には勝れたる使者の名づけて飛鳥[三七]と曰へるありき。其象は日夜に一百驛を行き、母象は日夜に八十驛を行き、駝は日夜に七十驛を行き、馬は日夜に五十驛を行き、飛鳥は日夜に二十五驛を行けり。其王には是の如きの勝物ありて快樂し安隱なりしと雖、然も而し四大不調にして忽ちに不睡の病あり、此疾に由りての故に酥に於て憎を起し酒に於て愛を生ぜり。時に諸の醫人は種々の妙藥を以て酥と和煎して王に上りて服せしめしに、王は用ふるを肯んぜざりき。時に太子の中宮は咸く酥藥は能く不睡を治するなるを知りて、皆酥藥を奉ぜるに王は更に瞋を增せり。王乃ち勅して曰はく、「若し人ありて當に我前に在りて酥の名を說かんには、當に其頭を斬るべけん」。王は既にして睡ることなかりければ、便ち初夜に於て內宮人と共に歡戲を爲し、中夜時に於て象馬廐に至り檢閱を爲し、後夜時に於て諸の庫藏を覩じ、自ら利劍を持して守更人に問うて曰はく、「誰ぞ警覺を爲せるは」。[三八]若し第一問して二問に及べる時に應答せざらんには乍らく忍恕すべかりしも、第三問するに至りて相答へざらんには便ち其首を斬れり。斯の嚴酷に由りて燈光の名を隱し、共に餘の字號を安じて[三九]猛暴燈光と曰へり。王は異時に於て大夫人及び內宮を命びて曰はく、「我れ親しく警覺せるに爾何ぞ眠睡せる」。答へて言はく、「大王、我も亦警覺せり」。是の如く連宵、眠睡するを得ざりければ、共に王に白して曰さく、「若し我等をして通宵睡らざらしめんには、是れ則ち王意に稱可するに由なけん。又此れ眠らざらんに我等の業を廢せん」。王曰はく、「若し爾が

【三二】燈光王の五勝物。
【三三】葦山(Naḍagiri)。
【三四】賢善(Bhadravatī)。
【三五】海足(Muñjakeśī)。
【三六】衣頸(Celakaṇṭhī)。
【三七】飛鳥(Kāka)。
【三八】本文に若第一問及二問時不應答者乍容忍恕ヰ第三問不相答者便斬其首……とあり。乍容忍恕を明本には乍を無とし、宋・元・明・宮本には恕を怒と爲せり。今改めず。
【三九】猛暴燈光(Caṇḍapradyota)。

業に非ざらんには誰か復應に爲すべき」。答へて言はく、「太子應に作すべきなり」。時に王は卽ち便ち行いて太子に告げて曰はく、「何ぞ警覺せざる」。答へて曰さく、「我れ警覺を爲せるも後は遂に能はじ」。便ち王に白して曰さく、「若し常に我をして警覺を爲さしめんには、便ち王業を廢せん、此れ我事に非じ」。王曰はく、「誰か復應に爲すべき」。答へて言はく、「大臣應に作すべきなり」。王卽ち便ち行いて大臣に告げて曰はく、「何ぞ警覺せざる」。答へて曰はく、「我ら警覺を爲せるも後は遂に能はじ」。便ち王に白して曰さく、「若し常に我をして警覺を爲さしめんには、誰か王が如法の化世を輔佐せん、此れ我事に非じ」。王曰はく、「誰か復應に爲すべき」。答へて言さく、「散兵こそ應に作すべきなれ」。王卽ち便ち行いて散兵所に詣り、告げて言はく、「我れ自ら警覺せるに汝等は何に因りてか警覺を爲さざる」。「……後は遂に能はじ」。便ち王に白して曰さく、「若し常に我をして警覺を爲さしめんには、如何が王の爲に他と共に戰を交へんや、此れ我事に非じ」。王曰はく、「誰か復應に爲すべき」。答へて言はく、「百姓應に作すべきなり」。王卽ち便ち行いて百姓所に詣り……前に同じく問答せり。時に彼の國人は番次に守更して而し警覺を爲せり。時に賣香童子は其の番次に當りしに、念ぜらく、「王の暴惡なる、或は當に我を殺すべけん」。遂に夜中に於て頬を掌へて憂を懷けり。時に彼が知識は見て問うて曰はく、「仁、何の故にか憂ふるなる」。彼れ卽ち事を以て具さに知識に答へしに、彼れ便ち報じて曰はく、「汝が家に遠からざるに人あり名づけて[四〇]健陀羅と曰へり、何ぞ相求めて警覺事を爲さ(しめ)ざる」。童子報じて曰はく、「我の、命を惜まんが如く、彼れ寧ぞ爲すを肯んぜん。設使求められんとも定んで作すこと能はじ」。告げて言はく、「其に錢物を與へよ、必らず當に爲に作すべけん」。卽ち往いて相求めしに、彼人報じて曰はく、「若し能く我に五百金錢を與へんに、我れ當に爲に作すべし」。卽ち便ち彼に許へるに、健陀羅曰はく、「且らく當に半を與ふべし。若し我命存せんには相還さんも晩からじ、如し其れ身死なんには此れ卽ち君に屬すれば情の所用に隨さん」。卽ち便ち半を與

【四〇】　健陀羅(Gandhāra?)。

へしに、彼れ錢を得已るに多く酒肉及び諸の餅果を買ひ、王の執杖人を並に皆命びて食して咸く飽足せしめ、諸人に報じて曰はく、「王警覺せしめて我れ番次に當れり」。諸人に問うて曰はく、「大王は如何が警覺事を作せる」。彼ら皆具さに所有因緣を報ぜるに、健陀羅曰はく、「幸に願はくは君等、我が爲に思量せよ」。答へて曰はく、「我等、君に蒙けて賜へる所の美饍、腹に在りて未だ消せず、云何ぞ爲さゞらん」。問うて曰はく、「我等は君が爲に何の事をか作さんと欲すべき」。答へて曰はく、「若し王來りて誰が警覺せるかを問はん時、我を喚びて覺まさしめよ」。答へて言はく、「是の如し」。時に健陀羅は即ち中夜に於て。毛毯を以て膝に縈ひて坐して而し暫睡せり。王は初夜に於て宮人と戲笑し、中夜時に於て諸の象馬を觀じ、便ち後夜に於て守更人を問へり。諸人告げて曰はく、「健陀羅、汝覺めよ、睡る勿れ、大王來らんと欲すれば」。彼れ遂に警覺せるに王便ち告げて曰はく、「警覺者は誰ぞ」。健陀羅聞いて是の如きの念を作さく、「我れ若し初言に即ち答を爲さんに、後の時然せざらんには定んで當に我頭を斬りて地に落すべけん」とて、即ち言應せざりき。王更に之を喚べるらく、「誰ぞ警覺を爲せるは」。彼れ還默然せり。第三に復「警覺者は誰なるぞ」と命びければ、答へて言さく、「大天、我は是れ健陀羅なり」。王曰はく、「健陀羅、汝何の事をか思へる」。彼れ智慧ありて世間事に於て善く能く談說せりければ、答へて言へり、「大王、我れ世事を思へり」と。

内を頌に攝して曰はく、

「鵂鶹と鶴の乳を飲めると　芒草と尾、身に齊しきと　斑駮なるは毛同じきと　沙盆の水は溢れざると　鹽と麨水との差別と　衣・瓦變じて塵を成ずると　是を健陀羅が　世間に十事を思へりと謂ふなり」。

[四二] 王曰はく、「汝、世事に於て思量せる所何ぞや」。(1)健陀羅曰さく、「世には奇事あり、且らく鵂鶹鳥の毛あると毛なきとは、秤を以て之を秤るに輕重相似たり」。王曰はく、「此事、實なりや不や」。答へ

【四二】 以下、王は健陀羅に十世事を問ふなり。

て言さく、「王、當に自ら驗せらるべし」。王曰はく、「若し然らんには善し、我れ自ら親しく觀ん」。健陀羅は曉に至りて鵂鶹鳥を得、王に對ひて秤り看、後に其毛を去りて秤るに便ち相似たりき。王曰はく、「此れ何の緣ありてなりや」。答へて曰さく、「風の羽を扇ぐに由りてなり」。王曰はく、「汝は妙智あり」。答へて曰さく、「王に由りての故に然るのみ」。王遂に默然せり。時に健陀羅は一宵を愁ひ過しければ、手を以て頭を摩して而し舊宅に還れり。時に賣香童子は餘の半物を持して健陀羅に還せり。是時國中、但番次に當りては皆五百金錢を以て健陀羅に雇いて其が警覺を求めければ、爲に更次を知れり。王は後夜に於て問うて言はく、「誰ぞ(警)覺せるは」。答へて曰さく、「我は健陀羅なり」。王曰はく、「汝、思へる所何ぞや」。答へて言さく、「大王、我れ世事を思へり」。王曰はく、「云何の世事ぞや」。(2)答へて曰さく、「長項白鶴に水を以て乳に和して飲ましめんに、但其乳を欲して唯水のみ存するあり」。王曰はく、「此事、實なりや不や」。答へて言さく、「王、當に自ら驗せらるべし」。王曰はく、「若し然らんには善し」。曉に至りて便ち鶴鳥を將り、王に對ひて飲ましめたるに果して所言の如くせりき。王曰はく、「此れ何の緣ありてなりや」。答へて曰さく、「鳥の口たる、性として醋なれば、若し乳を飲まん時は遂に便ち酪を成じて水をして在らしむるを致すなり」。王言はく、「汝は妙智あり」。答へて曰さく、「王に由りての故に然るのみ」。王遂に默然せり。復他夜に於て王問ふらく、「誰ぞ警覺を爲せるは」。前の如くに答へて言さく、「我れ警覺を爲せり」。王曰はく、「汝、思へる所何ぞや」。答へて言さく、「大王、我れ世事を思へり」。王曰はく、「云何の世事なる」。(3)答へて曰さく、「世に芒草なるあり、物を以て椎打せると椎たざる者と、若し秤を以て秤らんに輕重相似たるも、餘草は然らじ」。王曰はく、「此事、實なりや不や」。答へて言さく、「王、當に自ら驗せらるべし」。王曰はく、「若し然らんには善し」。曉に至りて便ち芒草を將り、王に對ひて椎打し、便ち秤を以て秤るに果して所說の如くなりき。王曰はく、「此れ何の緣ありてなりや」。答へて曰さく、「椎打するの時便ち風ありて入れば

なり」。……乃至、王は遂に默然せり。復他夜に於て王復問うて言はく、「何人ぞや警覺せるは」。答へて曰さく、「我は健陀羅なり」。王曰はく、「汝、思へる所何ぞや」。答へて曰さく、「我れ世事を思へり」。王曰はく、「云何の世事なりや」。(4)答へて曰さく、「吉靈鼠あり、尾は身と等しきなり」。王曰はく、「此事、實なりや不や」。答へて言さく、「王、當に自ら驗せらるべし」。王曰はく、「若し然らんには善し」。曉に至りて便ち鼠を將ち來り、王に對ひて比度せるに誠に所言の如くなりき。王曰はく、「此れ何の緣ありてなりや」。答へて曰さく、「我れ春時に於て樹下に緣れるを見たるに、尾と身と齊しかりき」。……乃至、王は遂に默然せり。復他夜に於て王は復問言せるに、答へて曰さく、「我れ警覺を爲せり」。王曰はく、「汝、思へる所何ぞや」。答へて曰さく、「我れ世事を思へり」。王曰はく、「云何の世事ぞや」。(5)答へて曰さく、「大王、我れ思へり、雉鳥は其身上に於て斑駮あるに隨うて還爾許の莖毛あり、仍し其尾を除くを」。王曰はく、「此事實なりや不や」。答へて言さく、「王、當に自ら驗せらるべし」。王曰はく、「若し然らんには善し」。曉に至りて卽ち一雉を得、王に對へるに果して所說の如くなりき。王曰はく、「汝、何がしてか知るを得たる」。答へて曰さく、「我れ先より數 知れり」。王曰はく、「汝は妙智あり」。答へて言さく、「王に由りての故に然るのみ」。王遂に默然せり。又復問うて言はく、「何人ぞや、警覺せるは」。答へて曰さく、「我は健陀羅なり」。王曰はく、「汝、何の事をか思へる」。(6)答へて言さく、「大王、如し沙を盆に滿し、還盆水を將つて添滿せんに溢れず、沙と水と處を同じうして兩つながら相礙へじ」。王曰はく、「此事、實なりや不や」。答へて言さく、「王、當に自ら驗せらるべし」。曉に至りて卽ち盆を以て沙を盛り水を瀉ぎて滿さしめしに其水溢れざりき。……王遂に默然せり。又王問ふらく、「是れ誰なる、警覺せるは」。答へて言さく、「是れ我が警覺せるなり」。王復問うて言はく、「汝、何の事をか思へる」。「我れ世事を思へり」。「云何の世事なる」。(7)「我れ思へり、鹽一升を以て一升の水に和へんも其水增さゞるを」。王曰はく、「此事、實なりや不や」。答へて言さく、「王、當

【四三】本文に告靈鼠とあり、宋・元・明・宮本により改めたり。

に自ら驗せらるべし」。曉に至り、卽ち水を以て鹽に和へて王は親しく自ら試みぬ。王問ふらく、「何故なりや」。答へて言さく、「鹽は水より出でたれば、水を得んに舊に依へるなり」。……王遂に默然せり。王復問うて言はく、「何人ぞや警覺せるは」。前に依りて而し答へしに、王曰はく、「汝、何の事をか思へる」。答へて言さく、「我れ世事を思へり」。王曰はく、「云何の世事ぞや」。(8)答へて言さく、「我れ思へり、水一升を以て一升の麨に和へて揣らんに相著せざるを」。王曰はく、「此事、實なりや不や」。答へて言さく、「王、當に自ら驗せらるべし」。曉に至りて水及び麨を取り、王に對ひて和へ試みぬ。王問ふらく、「何故なりや」。答へて曰さく、「我が本國人は並に多く麨を食へば、常に此の如きを見たり」。王云はく、「汝は能く事を記せり」。答へて言さく、「是れ大王が力なるのみ」。……王遂に默然せり。王復問うて言はく、「何人ぞや、警覺せるは」。……前に同じく問答して……乃至「云何の世事ぞや」。(9)答へて曰さく、「我れ世人の常に日夜に於て機杼もて織れる功を見るに、所出の絹布綺繡の屬は何に去るかを知らざるなり」。王曰はく、「我も亦此物何に去るかを知らじ」。健陀羅曰さく、「此等の諸物は終に歸して土と爲るなり」。王曰はく、「誠に汝の說の如し、終に歸して土と爲らん」。王復問うて言はく、「何人ぞや、警覺せるは」。……前に同じく問答して……乃至「云何の世事ぞや」。(10)答へて曰さく、「我れ世間の諸の陶師等の日夜に住めずして多く瓦器を作れるを見るに、此物何處に向うて去るかを知らざるなり」。時に王答へて言はく、「我も亦知らじ、何處に向うて去るかを」。健陀羅曰はく、「此等の諸物は化して泥土と爲るなり」。猛言はく、「汝が所說の如し、爛れて泥土と爲らん」。

內を頌に攝して曰はく、

「[四三]燄光親しく母に問うて　王よりの所生なるを知り　彼に五百金を與へ　之を驅りて國を出さしめぬ」。

爾の時大王は既にして健陀羅の多く情智ありて應答に巧便なるを見て、卽ち更に問うて曰はく、

【四三】猛光。猛惡なる燈光の義。

「汝多く智慧ありて能く世間の種々事業を了せり、我れ睡る能はさるは此れ何の因ありてなりや」。王曰はく、健陀羅曰はく、「唯願はくは大王、其罪を寛して無畏を賜はらんには敢へて王の爲に說かん」。王曰はく、「汝に無畏を賜ふれば意に隨せて之を說くべし」。時に健陀羅は卽ち王に白して曰さく、「王は蠍より生じたればなり」。王曰はく、「汝今我を罵らんとは」。健陀羅曰さく、「王は實說せしめたるのみ、豈に敢へて相罵らんや。如し其れ信ぜざらんには明旦に至るを待ちて、王自ら驗知したまはんことを」。王報じて言はく、「好し」。天明に至り已るに、時に健陀羅は地を掘りて坑を作り、牛糞を滿塡して上に敷具を安き、王をして臥息せしめしに卽ち便ち睡るを得たり。王は自ら證知せるも尙ほ虛實を疑ひければ、遂に宮中に入りて其母に問うて曰はく、「我れ今事ありて要ず須らく問知すべければ當に實說せらるべし、我れ何れよりして生ぜるかを」。母曰はく、「大王、今可しく我に無畏を與ふべし、我れ當に爲に說くべけん」。王言はく、「母に無畏を與へん」。卽ち便ち報じて曰はく、『汝が昔の父王に諸の婇女多く、因みて他國に行いて歳時を綿歷せりければ、我れ欲心を起せるに、忽ち一蠍を見て是の如きの念を作せり、「此は是れ丈夫なり、我と共に欲を行ぜんに樂しからざるべけんや」と。時に彼蠍は變じて男子と成り、我と交通して便ち娠あるを覺え、茲に因りて汝を生めるなり』」。王既にして聞き已るに是の如きの念を作さく、「彼の健陀羅は大明慧ありて能く我の本蠍より生ぜる所なるを知れり。我れ無畏を施せるなれば刑戮すべからず、今者應に可しく重く賞賜を與へて、其をして國を出でしむべし、衆人をして是の如きの事を知らしむる勿れ」。遂に卽ち賜ひて健陀羅に五百金錢を與へ、其をして國を出さしめぬ。